

令和2年5月版

原子力損害賠償事例集

第2部・後

(個票：公表番号1000～1553)

原子力損害賠償紛争解決センター
(文部科学省 研究開発局 原子力損害賠償紛争和解仲介室)

1 事案の概要

公表番号	1000		
事案の概要	雇用期間を平成23年3月から1年間とする雇用契約に基づき、避難指示解除準備区域の会社に勤務し、会社が用意した同区域内の旅館に滞在していたものの、原発事故により北陸地方の自宅に避難した申立人について、雇用期間内は上記旅館に生活の本拠があったとして、平成24年2月までの精神的損害等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の4(2)ア(ア)	第1の4(2)ア(イ)
	第1の8(2)ア	第1の10(2)ア(ア)	

2 基本情報

申立日	H26.5.16	全部和解成立日	H26.11.7
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	24,000	H23.3	※1 ※2
全部和解	避難費用	宿泊費等	6,500	H23.3	※1 ※3
全部和解	精神的損害	基本部分	1,200,000	H23.3～H24.2	※1 ※4
全部和解	就労不能損害	減収分	919,906	H23.3～H24.2	※5

小計 2,150,406

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,150,406
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]

申立人は、原発事故前、北陸地方の自宅に居住しており、避難指示解除準備区域の会社との間で平成23年3月1日から平成24年2月29日までの1年間を雇用期間とする雇用契約を締結し、福島第一原子力発電所において業務に従事するとともに、原発事故当時は会社が手配した浪江町（避難指示解除準備区域）所在の旅館に滞在していたところ〔宿泊証明書、居住証明書、証明書〕、原発事故により避難を余儀なくされたとして避難費用及び精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人の生活の本拠が浪江町にあったとは認められず、中間指針における「避難等対象者」には該当しないと主張して争った。パネルは、雇用期間内は申立人の生活の本拠が浪江町にあったと認定し、平成23年3月から平成24年2月までの避難費用及び精神的損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3 [避難等対象者] 1は、避難及びこれに引き続き対象区域外滞在を余儀なくされ

た者を避難等対象者としているところ、雇用期間内であったことを考慮し、申立人を避難等対象者と認める和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

避難指示区域から北陸地方の自宅へ避難する際に負担した交通費について賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の2

避難指示区域から北陸地方の自宅へ避難する際に負担した宿泊費について賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の6

雇用期間内の平成23年3月から平成24年2月まで月額10万円の精神的損害について賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の8

雇用期間内の平成23年3月から平成24年2月までの減収分を就労不能損害として賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1001		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域に居住し、同区域内の美容室で勤務していたが、原発事故後に避難し、避難先で再就職した申立人について、原発事故前と全く異なる業種に就いていること、再就職先の収入が原発事故前の半分以下であり、休日出勤をするなどして収入の確保に努めていることなどの事情を考慮し、再就職後の収入を控除せずに平成26年8月までの就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)ウ(エ)	

2 基本情報

申立日	H26.7.9	全部和解成立日	H26.11.7
事故時住所	広野町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	3,012,856	H26.1～H26.8	※1
小計			3,012,856		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,012,856
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）

申立人は原発事故当時、緊急時避難準備区域にある美容室に勤務していたが、避難に伴い退職し、避難先で全く異なる業種の職に就職せざるを得ず収入が減少した〔給与明細書〕として就労不能損害を請求した。東京電力は、既に就労不能損害発生の終期が到来していると主張して争った。パネルは、原発事故前と全く異なる業種に就いていること、再就職先の収入が原発事故前の半分以下であり、休日出勤をするなどして収入の確保に努めていること等の事情を考慮し、再就職後の収入を控除せずに就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、避難指示等により就労が不能となった場合には、給与等の減収分が賠償すべき損害と認められるとし、中間指針第二次追補第2の3Ⅱは、転職等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しないなどの合理的かつ柔軟な対応が必要とし、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）は、避難先における就労の特殊性を考慮し、避難先等における営業・就労によって得た利益や給与等は、「特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しない」と規定しているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1002		
事案の概要	自主的避難等対象区域(田村市)で有機野菜を栽培し、契約顧客に直販していたが、原発事故の風評被害によりすべての顧客を失った申立人について、原発事故の寄与度を100%として平成25年度分の逸失利益が算定された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(イ)	第5の2(2)ア	

2 基本情報

申立日	H26.4.28	全部和解成立日	H26.11.11
事故時住所	田村市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,955,752	H25.4～H26.3	※1

小計 1,955,752

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,955,752
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、中間指針第二次追補第2の2、総括基準(営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について)

申立人は、自主的避難等対象区域(田村市)で有機野菜を栽培し、契約顧客に直販していた者であるが、原発事故の風評被害により全ての顧客を失ったとして、平成25年4月から平成26年3月までの間の逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、原発事故から2年が経過していること、農地については除染が可能であること、栽培していた農作物については出荷制限の指示が出されていないか、出されていても平成23年6月までに解除されていること等から原発事故の影響割合は3割を超えることはないと主張し、また、対象期間中にアルバイト等で得られた約100万円の収入については控除すべきであると主張して争った。パネルは、提出された証拠等から原発事故の影響割合を10割と認定し、対象期間中にアルバイト等で得られた収入を控除せずに賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第二次追補第2の2 II は、営業損害を被った事業者による転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た利益や給与等を損害額から控除しないなど

の合理的かつ柔軟な対応が必要であるとし、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）は、避難者が営業損害や就労不能損害の算定期間中に避難先等における営業・就労によって得た利益や給与等は、その額が多額であったり損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないものとしているところ、これらに従い又は準じた和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の10）

申立人は、家畜の財物損害を請求し、東京電力は、家畜の損害は逸失利益に含まれるとしてこれを争つた。パネルは、家畜の損害は逸失利益に含まれるとして、和解案の対象外とした。

※3 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第7の2）

申立人は、顧客の喪失による損害の賠償を請求し、東京電力は、顧客の喪失による損害は逸失利益に含まれるとしてこれを争つた。パネルは、顧客の喪失による損害は逸失利益に含まれるとして、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1003		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)に居住し、同市内の観光会社で勤務していたが、原発事故後の観光客の減少により勤務先が営業損害を被ったため退職を余儀なくされ、別会社に再就職した申立人について、就労不能損害として平成26年5月までの給与の減収分が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H26.6.23	全部和解成立日	H26.11.13
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	409,606	H25.6~H26.5	※1

小計 409,606

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	409,606
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人は、いわき市にある観光遊覧船会社に勤務していたところ、原発事故により平成23年3月末に解雇されて再雇用を待っていたが、平成24年1月末に観光客の減少のため再雇用の目途は立たない旨の通知を受け、同年6月に旅館に再就職したものの同旅館を平成25年7月に退職し、その後同年8月よりタクシー会社へ勤務することとなったことについて、原発事故により減収等が生じたとして同年6月から平成26年5月までの就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人との間で平成24年6月から平成25年5月までの分の就労不能損害92万3886円について前回の申立てにおいて和解が成立し賠償済みであることから、同期間以降の就労不能損害については賠償期間を延長すべき事情は認められない旨を主張した。パネルは、平成25年6月から平成26年5月までの期間について、就労不能損害として減収分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1 IV②は、風評被害による営業損害により事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合、給与等の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1004		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から避難した申立人らのうち、知的発達障害を抱えた子とその母について、避難前は一か所の施設で療育を受けることができていたが、避難先では従前と同じ日数の療育を受けるために複数の施設での療育が必要となったため、子は混乱して精神的に不安定になり、母もその付添いにより精神的苦痛を被ったとして、平成24年4月から平成26年3月までの期間における精神的損害をそれぞれ5万円増額した事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)エ	第10の2(3)ク	

2 基本情報

申立日	H26.7.29	全部和解成立日	H26.11.18
事故時住所	福島市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	50,000	H24.4~H26.3	※2
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			130,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	50,000	H24.4~H26.3	※2
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1
小計			650,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	36,590	H24.2～H24.3	※2
全部和解	生活費増加費用	住居費	20,000	H24.3	※2
全部和解	避難雑費		570,000	H24.3～H26.7	※2
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	12,200	H26.4	※2
小計			638,790		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,498,790
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	760,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

中間指針第一次追補第2に基づく申立人らに対する賠償分76万円（本和解外で東京電力より支払済み。）について、精神的損害並びに自主的避難者としての生活費増加費用及び移動費用に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、自主的避難の実行により負担した住宅保険費用及び避難交通費並びに原発事故により負担した甲状腺検査費用の賠償を求めた。東京電力は、中間指針等に基づき支払済みの賠償金に包括されるため追加で支払うことはできないと主張して争った。パネルは、住宅保険費用2万円、避難交通費3万6590円、甲状腺検査費用1万2200円、避難雑費57万円（28.5か月分）を認める和解案を提示した。

また、申立人B及びCは、申立人C（申立人A及びBの子）が知的発達障害を有しており〔特別児童扶養手当認定診断書〕、過酷な避難生活を余儀なくされたとして、慰謝料の増額を請求した。東京電力は、中間指針等に基づき支払済みの賠償金のうち36万円相当が精神的苦痛に対する賠償と考えられるところ、これを超える慰謝料の賠償は困難であると主張して争った。パネルは、原発事故に伴い、知的発達障害を有する申立人C及び主たる介護者である申立人Bに負担が増えたことが認められるとして、申立人B及びCに対して精神的損害として各5万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となる場合や異なる賠償額が算定される場合があると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1005		
事案の概要	県南地域(西白河郡)から原発事故の日に秋田県に避難を開始した申立人らについて、足が悪く、歩行やトイレに介助を要する80歳代の高齢者を連れた避難であったことなどを考慮して、東京電力平成25年2月13日付プレスリリースに基づき支払われた賠償金のほかに、平成23年3月22日までの期間における避難費用及び精神的損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(1)	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ
	第10の2(3)ウ		

2 基本情報

申立日	H26.8.28	全部和解成立日	H26.11.18
事故時住所	泉崎村		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	28,800	H23.3	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	21,000	H23.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	50,000	H23.3	※1
小計			99,800		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	99,800
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは、県南地域(西白河郡)から原発事故直後に避難をし、避難費用、生活費増加費用のほか、歩行やトイレに介助を要する高齢者を連れた避難であったこと等を理由として精神的損害の増額を請求した。東京電力は、申立人らの居住地が中間指針における避難等対象区域及び自主的避難等対象区域に該当しないこと並びに県南地域に対しては一定額の賠償金を支払済みであることを理由にこれ以上の支払は困難であると主張して争った。パネルは、原発事故との間に相当因果関係があると判断し、避難交通費として2万8800円、宿泊謝礼として2万1000円(1泊3000円×7泊)、足の悪い高齢者の避難の困難性及びその介助者の避難の困難性を認め申立人4名全員分として5万円の精神的損害増額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認めており、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1006		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)で美容室を営んでいたところ、原発事故後の混乱により、地震で破壊したガラス窓を直ちに修理することができず、店舗内の放射線量が高くなったとして除染目的で店舗の内装工事等を行った申立人について、除染費用として内装工事等に要した費用の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)才	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H26.6.9	全部和解成立日	H26.11.19
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	除染費用	981,683	H23.3~H24.3	※1

小計 981,683

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	981,683
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、原発事故当時、自主的避難等対象区域内(郡山市)に店舗を所有し、同所で美容室を営んでいたところ、東日本大震災により店舗のガラス窓が全て破損したことから、外気中の放射性物質が店内に入ってくることを防ぐため、直ちに工務店に修理を依頼したが、原発事故後の混乱のため工事の着工が遅れ、修理が完了したときには原発事故から約1か月半が経過しており、この修理が完了するまでの間に、店内が放射性物質に汚染されてしまったことから、除染のため店舗の改装をせざるを得なくなったとして、改装にかかった工事費用相当額の賠償を求めた〔工事見積書、工事代金領収書、聴取事項報告書〕。東京電力は、本件店舗は、福島第一原子力発電所から約59km離れた場所に所在していることから、一般的に、除染が必要な程の放射性物質に汚染されたとは考えられないため、本件請求が認められるためには、申立人自身で、店舗内が、除染が必要な程度の量の放射性物質に汚染されていたことを立証する必要があるにもかかわらずこれがされていないこと及び本件店舗の改装は、原発事故発生から約1年後に実施されたものであり、原発事故との相当因果関係が認められないことを主張して争った。パネルは、本件店舗が、除染が必要な程度の放射性物質に汚染されていたこと及び店舗の改装の一部は、除染のために行われたものであることが認められるとして、実際にかかった店舗改装工事費用(工

事内訳：①仮設工事、②木工事、③内装工事、④家具工事、⑤看板工事、⑥諸経費）の一部、金 98万1683円（②、③の費用の50%と①、⑥の費用のうち②、③の工事の割合に相当する額の合計）を損害額と認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、必ずしも対象区域内に限定することなく、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は賠償すべき損害と認めているところ、本件においては自主的避難区域内にある申立人の財物について、中間指針第3の10の趣旨を踏まえた上、中間指針第二次追補第4に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1007		
事案の概要	千葉県松戸市でウィークリーマンション業を営む申立会社について、原発事故の寄与度を5割として、風評被害による逸失利益の賠償が認められた事例(和解案提示理由書あり。掲載番号32)。		
紹介箇所	第5の4(2)イ		

2 基本情報

申立日	H25.9.17	全部和解成立日	H26.11.20
事故時住所	千葉県市原市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	不動産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		2,324,812	H24.3～H25.2	※1

小計 2,324,812

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,324,812
	弁護士費用	69,745
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人は、原発事故時、千葉県に本店を置き、同県松戸市において不動産（ウィークリーマンション）賃貸業を営んでいたところ、原発事故後、松戸市を含む東葛地区が放射線の影響の大きい地域としてマスコミ等で報じられたことにより、風評被害による顧客離れが起き、特に中国人の顧客が減少し大幅な減収が生じたとして〔確定申告書、月次損益計算書〕、平成24年3月から平成25年2月までの間の営業損害の賠償を求めた。東京電力は、東葛地区の月別宿泊者数は平成23年10月には前年同月の水準に回復しており、放射線に関する報道から1年近く経過した平成24年3月以降は、東葛地区における風評被害は収束していると考えらるべきであること、中国からの訪日客は尖閣諸島の国有化により同年9月以降減少傾向にあること等を理由に、申立人における売上げの減少と原発事故との間に相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、申立人が所有する賃貸物件の所在地は、平成26年4月1日になってようやく除染が完了したことが松戸市より公表されていること、平成25年2月26日の時点で、申立人が所有する賃貸物件の付近を流れる河川沿いにおいて、地上1メートルの高さで最高1.33マイクロシーベルト毎時の線量が検出されていること等から、本件請求対象期間においていまだ風評被害は収束したとはいえず、申立人の売上げの減少と原発事故との間には相当因果関係が認

められると判断し、その一方で、申立人の事業に対する原発事故の影響は、事故直後より小さくなっていると考えられることを理由に、申立人の減収に対する原発事故の影響割合を5割と判断する和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅲ②は、風評被害について、第7の2以降で各業種ごとに示す一定の範囲の類型以外の類型について、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、原発事故との相当因果関係を判断するとしているところ、上記のとおり認定をした上で、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1008		
事案の概要	千葉県松戸市で宿泊業を営む申立会社について、原発事故の寄与度を4割として、風評被害による逸失利益の賠償が認められた事例(和解案提示理由書あり。掲載番号33)。		
紹介箇所	第5の3(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H25.9.17	全部和解成立日	H26.11.20
事故時住所	千葉県松戸市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		13,222,524	H24.3~H25.2	※1

小計 13,222,524

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,222,524
	弁護士費用	396,676
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3、総括基準(観光業の風評被害について)

千葉県松戸市の所有建物において宿泊業を営む申立人が、原発事故に伴う風評被害によって売上げが減少した〔確定申告書、月次損益計算書〕として営業損害の賠償を請求した。東京電力は、請求対象期間においては松戸市を含む東葛地区において新たな放射性物質の降下が発生しておらず、同地区の放射線量では外部被曝による発がんの有意な増加は考えられないこと〔松戸市公式ホームページ(東葛地区対策協議会の放射線量測定結果)、第1回東葛地区放射線量対策協議会議事録〕から原発事故の影響は収束していること、松戸市への観光客数が平成24年には回復している〔平成22年、平成23年及び平成24年の各年の千葉県観光入込調査報告書〕ことから、風評被害が収束しているとして、原発事故と売上減少との因果関係を否定して争った。パネルは、原発事故当初、松戸市が放射線量が突出して高い地点(いわゆるホットスポット)がある地域として報道等がされた事情があること等の事情に鑑み、本件においてははまだ風評被害が収束したとはいえ、本件請求対象期間における申立人の売上減少等には原発事故との間に相当因果関係が認められるとした上で、原発事故による風評被害の影響は事故直後より小さくなっていることから、影響割合を4割とする和解案を提示した。

中間指針第7の3備考3は、中間指針に定める地域以外に営業の拠点がある観光業であっても、観光業者における個別具体的な事情に鑑み、現実には生じた解約・予約控え等による被害について、地域等を問わず個別に、原発事故により放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、原発事故との相当因果関係が認められるとしている。そして、総括基準（観光業の風評被害について）は、千葉県に営業の拠点がある観光業において原発事故後に発生した減収等の損害については、少なくともその7割が上記の心理によるものであり、かつ、上記の合理性を有しているものと認めているところ、対象期間等を勘案しつつ、これらに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1009		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人らのうち、避難生活により既往症の甲状腺機能低下症等が悪化し、摂食障害にも罹患している申立人1名について、避難先での医療措置を継続し、現在の療養環境を維持する必要があるとして、平成26年4月までの精神的損害及び避難先の家賃等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)	第1の4(2)ウ	第1の8(2)エ(ア)

2 基本情報

申立日	H25.9.30	全部和解成立日	H26.11.20
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	20,000	H23.3	※3
小計			20,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	20,000	H23.3	※3
小計			20,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	その他	7,240		※6
全部和解	精神的損害	基本部分	2,300,000	H24.6～H26.4	※1
小計			2,307,240		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	100,000	H23.3～H23.4	※4
全部和解	避難費用	交通費	20,000	H23.3～H23.4	※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	300,000	H23.3～H23.5	※4
全部和解	一時立入費用	交通費	78,000	H23.3～H23.5	※5
全部和解	一時立入費用	家財移動費用	30,000	H23.3～H23.5	※5
小計			528,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	63,160	H23.4	※4
全部和解	避難費用	宿泊費等	5,118,100	H23.5～H26.4	※2
小計			5,181,260		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,056,500
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人C(追加申立て)は、避難生活中に心肺停止状態となったため東京都内の病院に入院し、退院した後も東京都内に滞在していた者であるが、生活環境の変化により病態の悪化が懸念される状態である〔診断書〕ため帰還することができないとして、平成24年6月以降の精神的損害(平成23年3月から平成24年5月までは本和解外で東京電力により支払済み。)を請求した。東京電力は、平成24年6月以降の期間について、申立人Cの置かれた状況は、中間指針第二次追補における避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害を認めるための「特段の事情」には当たらないと主張して争った。パネルは、診断書によれば避難先である東京都内での医療措置を継続する必要がある、「特段の事情」が認められると判断して、平成24年6月から平成26年4月まで月額10万円の精神的損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6IV②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2、中間指針第二次追補第2の1

申立人A、B及びC(追加申立て)は、申立人Cが東京都内において避難を継続するために負担した避難費用のうち、平成23年4月から平成26年4月までの家賃〔領収証〕を請求した。東京電力は、申立人A及びBは平成23年5月に南相馬市に移動したこと、申立人Cの置かれた状況は中間指針第二次追補における「特段の事情」には当たらないことを主張して争った。パネルは、診断書によれば避難先である東京都内での医療措置を継続する必要がある、「特段の事情」が認められるものの、平成26年5月以降は月々16万円を超える賃料の全額について必要かつ合理的な範囲内であるとまでは認めがたく、申立人Cの年齢や体調、同人が居住するマンションの賃料体系等を考慮して、平成23年5月から平成25年4月までは申立人らの請求額全額を、同年5月から平成26年4月までは月額10万円の限度で申立人らの請求を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2I②は、避難対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第3の2Ⅲは避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事

情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6

申立人A及びBが平成23年3月に避難所へ避難したことによる中間指針第3の6Ⅲ①ただし書に基づく賠償分12万円のうち、本件和解外で東京電力により支払済みの10万円を除く2万円について賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の2、中間指針第2の5

避難費用として、宿泊謝礼、交通費、家財等購入費(概算)、敷金(2割)について賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の3

一時立入費用として、交通費及び家財等移動費用の賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の5

生命・身体的損害として、診断書取得費用の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1010		
事案の概要	申立人が自宅用地として平成21年に購入した居住制限区域(浪江町)の土地の財物損害について、登記上の地目は畑又は山林となっているものの、同土地が宅地に囲まれていることなどの事情を考慮して現況宅地と認定した上で、価値減少率を全損と評価し、購入価格を損害額とする賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(イ)	

2 基本情報

申立日	H26.2.28	全部和解成立日	H26.11.21
事故時住所	田村市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	15,000,000		※1
小計			15,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	15,000,000
	弁護士費用	450,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、原発事故により、平成21年に自宅用地として購入した浪江町所在の土地(地目は畑・山林)が使用不能となったとして、不動産の購入金額分〔領収証〕の賠償を請求した。東京電力も一定の範囲ではこれを認めたが、申立人の購入した土地(地目は畑)は農業振興地域内で宅地化が困難であり、東京電力が不動産鑑定士協会から得た用途地域内に存在しない田畑についての基準単価が妥当であること、申立人が農業振興地域の除外申請準備を進めているように見受けられず宅地化を前提としているとは思われないこと、価値減少率として浪江町の避難指示解除見込み時期である平成28年3月までの60か月分を賠償するのが合理的であること等を主張し、金額を争った。パネルは、上記土地の財物損害について、同土地が宅地に囲まれていること、同土地周辺の土地について宅地化された実績があり、宅地化は容易であること等の事情を考慮して現況を宅地と認定し、全損と扱い、購入金額である1500万円を損害として認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、財物について、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用(当該財物の廃棄費用、修理費用等)は、賠償すべき損害と認められており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1011		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から避難した申立人ら世帯(夫婦と子2名)について、自宅並びに避難前に子2名が通っていた小学校及び幼稚園の放射線量が高く、申立人らが被曝の不安を抱いていることなどを考慮して、平成26年2月までの精神的損害が増額(世帯合計64万円)されるなどした事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ウ	第10の2(3)オ	第11の1(2)イ

2 基本情報

申立日	H26.3.10	全部和解成立日	H26.11.21
事故時住所	福島市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	40,000	H23.3～H23.12	※2

小計 80,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	40,000	H23.3～H23.12	※2

小計 80,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	400,000	H23.3～H23.12	※2

小計 600,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	400,000	H23.3～H23.12	※2

小計 600,000

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	748,000	H24.1～H26.2	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	84,000	H24.1～H26.2	※2
全部和解	生活費増加費用	住居費	373,670	H24.1～H26.2	※2
全部和解	生活費増加費用	教育費	27,258	H24.1～H26.2	※2
全部和解	生活費増加費用	その他	16,341	H24.1～H26.2	※2
全部和解	精神的損害	増額分	640,000	H23.3～H26.2	※1
全部和解	避難雑費		320,000	H24.1～H26.2	※2
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	40,000	H23.3～H26.2	※2
全部和解	除染費用等	除染費用	1,988,036	H24.1～H26.2	※3
全部和解	除染費用等	線量計購入費	123,800	H23.3～H23.12	※3

小計 4,361,105

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,721,105
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,360,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、自宅が山際で福島市内でも高線量の場所にあったこと、子供が通っていた学校等が年間20ミリシーベルトを超える高い放射線量であったことから、高い放射線量の被曝を余儀なくされたとして、精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補第2に基づく既払金により既に賠償済みであると主張した。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認めたことに加え、子2名がそれぞれ通っていた小学校、幼稚園の線量が相当程度に高い放射線量であったこと等の事情を踏まえて、64万円を増額する和解案を提示した。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、福島市から避難したことによる避難費用〔領収証〕、生活費増加費用〔明細書〕、検査費用〔確認書〕の賠償を求めた。東京電力は、平成24年9月以降（特に平成25年4月以降）の避難及び避難継続には客観的線量や情報開示の状況等からみて合理性がないと争った。パネルは、東京電力の主張を排斥し、避難費用、生活費増加費用、避難雑費、検査費用の賠償を認めた。なお、避難費用のうち、一部は長期避難前後にわたる夏期・冬期等における短期避難に係る費用であるが〔請求書、利用明細〕、それらは通常の休暇費用との区別が困難であること等に鑑みて請求額の5割の限度で認めた。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第二次追補第4

申立人らは、自宅（福島市）よりも放射線量の低いと思われる同一市内の別の場所に新居を建てて転居（避難）したが、実際に新居（避難先）の放射線量を計測すると高線量であったため、新居の家周りの放射線量を下げたための工事を行った（壁のタイル貼り工事、雨水を流すための側溝開設工事、碎石敷設・土間コンクリート工事を行った。なお、タイル貼り工事及び側溝工事については、放射能対策のために当初の予定工事より増額したことを説明する業者の書面が証拠として提出された。）。東京電力は、当該工事を実施した避難先は、放射線量の低い場所であるから原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、東京電力の主張を排斥し、タイル工事代（もともと予定していたサイディングによる工事代金との差額の8割）、側溝工事代（もともと予定されていた浸透柵方式による工事代金との差額分全額）、土間コンクリート代（請求の8割）及び碎石敷設代（請求額の8割）の賠償を認め、線量計購入費用の賠償も認めた。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1012		
事案の概要	宮城県内で海産物の卸販売業を営む申立人について、事業全体の売上は原発事故前より増加しているものの、この売上増加は、原発事故による風評被害及び出荷制限に直面した申立人が、それまで扱ったことのなかった海産物の卸販売を始めるなどの営業努力を行った結果であるとして、出荷制限期間を含む平成24年4月から平成25年12月までの期間の逸失利益について、原発事故の寄与度を5割とする和解が成立した事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(イ)	第1の9(2)オ(ウ)	第3の2(1)ア

2 基本情報

申立日	H26.5.15	全部和解成立日	H26.11.21
事故時住所	宮城県宮城郡七ヶ浜町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		470,000	H24.4～H25.12	※1
小計			470,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	470,000
	弁護士費用	14,100
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

宮城県内で食堂及び海産物の卸販売業を営む申立人が、平成24年4月に出されたスズキの出荷制限指示及び同年5月に出されたマダラ、ヒラメの出荷制限指示並びに原発事故による風評被害のため本来獲得できるはずであった売上げが見込めなくなったとして、逸失利益の賠償を求めた（なお申立人は、申立人の事業全体の売上げが原発事故前より増加しているものの、この売上増加は、原発事故による風評被害及び出荷制限に直面した申立人が、それまで扱ったことのなかった海産物の卸販売を始めるなどの営業努力を行った結果であるため、逸失利益額算定の際に用いる基準売上高としては、原発事故前の売上高ではなく、申立人の既存の実力が明らかとなった原発事故後の売上高とすべきであると主張した。）〔納税証明書、所得税青色申告決算書（平成22年度から平成25年度まで）、販売証明書、食堂の広告、申立人の作業場写真、当座預金の明細、陳述書〕。東京電力は、申立人の売上高は、出荷制限後でさえも原発事故前より増加しているため、逸失利益はないと主張して争った。パネルは、原発事故前後の売上げにおける

ヒラメ、マダラ、スズキの割合、原発事故後の申立人の自助努力による売上増加の割合、仮にヒラメ等の出荷制限がなかった場合にも、自助努力による売上増加が可能であったか否かなどを審理した結果、ヒラメ、マダラ、スズキの出荷制限により申立人に損害が発生しているものと認め、平成22年のヒラメ、マダラ、スズキの各月間売上高にそれぞれの出荷制限期間（月数）を乗じた金額を、原発事故がなければ得られたであろう売上高と認定した上で、平成23年度の貢献利益率及び原発事故の影響割合（5割）を乗じた額を逸失利益として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1 Iは、政府等が原発事故に関して行う出荷制限指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法については、原発事故がなければ得られたであろう収入額については、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であり、仲介委員は、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りるところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1013		
事案の概要	帰還困難区域から避難した申立人について、中間指針第四次追補第2の1の指針I)①に基づく精神的損害が100万円増額された事例(和解案提示理由書あり。掲載番号34)。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(イ)		

2 基本情報

申立日	H25.10.22	全部和解成立日	H26.11.26
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,000,000		※1
小計			1,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第四次追補第2の1

申立人は、大熊町（帰還困難区域）にある自宅の放射線量が高いこと等を理由として、一律賠償を超える精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、既に相当額の精神的損害を賠償済みであり、他の避難者に対しても同様の賠償をしているなどとして、避難が長期化する場合の精神的損害の一律賠償に当たる700万円の支払については認めたものの、精神的損害の増額分についてはこれを認めるに足りる個別的事情はないと主張して争った。パネルは、申立人が両親によって開拓された自宅や畑等を単独で相続して居住し、耕作してきたことから、土地と地域に強い愛着を有していること、地域の人々とのつながりを活かした仕事も継続が困難になったこと、申立人は原発事故時に50歳代の独身女性であって単身で生活してきたこと等、申立人の生活歴や年齢を考慮すれば、申立人の精神的な安寧は居住環境や地域コミュニティに依存する部分が大きく、避難先の環境への順応も容易でないと認められるから、申立人は、原発事故によって抛り処としてきた居住環境及び地域コミュニティを失って強い精神的苦痛を受けており、対象者全員に一律に支払う損害額を超えて増額すべき特段の事情が存するものと判断し、増額分として100万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第四次追補第2の1 I ①は、長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能になり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等に対する精神的損害として賠償すべき金額の目安を示しているところ、同第2の1備考3では、指針で示さ

れた金額は、対象者全員に一律に支払う損害額を目安として示すもので、個別具体的な事情によりこれを上回る金額が認められ得るとされており、この趣旨に沿った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1014			
事案の概要	東北地方の地方公共団体である申立人について、原発事故の対応業務で生じた人件費、測定経費、機器購入費、除染経費、広報経費等が賠償された事例(和解案骨子において、各損害項目についての考え方の骨子が示されている。)			
紹介箇所	第9の2(4)ア	第9の2(4)イ	第9の2(4)ウ	第9の2(4)エ
	第9の2(4)カ	第9の2(4)キ	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H26.1.23	全部和解成立日	H27.1.6
事故時住所	岩手県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	自治体		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他	測定経費	4,000,000	H24.1～H25.3	※1
全部和解	その他	機器購入費	2,900,000	H24.3～H24.11	※1
全部和解	その他	除染費用	800,000	H24.3	※2
全部和解	その他	広告費用	4,000,000	H23.10～H25.3	※3
全部和解	その他	その他	104,000,000	H23.8～H25.3	※4
全部和解	その他	人件費	141,000,000	H23.5～H25.4	※5

小計 256,700,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	256,700,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第10の2、中間指針第二次追補第4

申立人は、東北地方の地方公共団体であるところ、空間線量や食品検査における測定に伴う費用及び測定のための機器購入費の賠償を求めた。東京電力は、裁量の余地なく支出を余儀なくされた費用は支払の対象とするが、それ以外は支払の対象としないとの考えに基づき、①空間線量測定については、平成24年1月以降の測定は継続の有無・頻度等について当該地方公共団体の裁量に委ねられていたものであることを理由に、②牧草等の検査費用については、牧草等の汚染状況を把握するため政府指示等に基づいて行ったものは支払の対象とするが、牧草等の検査計画の作成や検査結果の公表等に係る費用については、その実施の有無や方法について裁量の余地が大きいことを理由に、③土壌の検査については、空間線量の測定・農産物検査の測定のほかに別途土壌検査を行う必要性は高くないことを理由に、④農畜産物の検査については、出荷制限

等が継続する期間に行ったものや、民間事業者と同視できる事業に関し取引先からの要請によって実施を余儀なくされた検査費用は支払の対象とするが、それ以外は裁量に委ねられていたことを理由に、支払対象外であると主張して争った。パネルは、いずれも原発事故との相当因果関係を認め、請求の全部（ただし、和解金額は個別立証の負担軽減を行っていることとの均衡から端数を10万円ないし100万円単位で切り下げている。以下の項目についても同様である。）を認める和解案を提示した。

中間指針第10の2備考1は、地方公共団体が被った損害について、個別具体的な事情に応じて賠償すべき損害と認められることがあり得るとしており、中間指針第二次追補第4Ⅱは、住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用を賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第10の2、中間指針第二次追補第4

申立人は、東北地方の地方公共団体であるところ、牧草地の除染を効率的に進めるためにトラクターに搭載するGPSを購入した費用の賠償を求めた。東京電力は、GPSは牧草地の除染に必要な不可欠といえないので支払の対象外であると主張して争った。パネルは、原発事故との相当因果関係を認め、請求の全額を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第10の2備考1及び中間指針第二次追補第4Ⅰに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第10の2

申立人は、東北地方の地方公共団体であるところ、風評被害払拭等のための広報や県民理解を深める活動に要した費用の賠償を求めた。東京電力は、広報活動に関連して支出したセミナー活動や会議室等の費用については裁量の余地が大きい種類の支出に該当するため支払の対象外であると主張して争った。パネルは、図書費の一部を除き、原発事故との相当因果関係を認め、請求額を認める和解案を提示した。

中間指針第10の2備考1は、地方公共団体が被った損害について、個別具体的な事情に応じて賠償すべき損害と認められることがあり得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第10の2

申立人は、東北地方の地方公共団体であるところ、汚染廃棄物対策費用、風評被害に伴う逸失利益など、種々の損害の賠償を求めた。東京電力は、損害項目ごとに具体的な反論をしたが、特に逸失利益が問題となる損害項目については地方公共団体は税金で運営されるのであるから民間事業者と同様の立場で事業を行うものではないなどとして支払の対象外であると主張して争った。パネルは、損害項目のうち、和解対象外としたもの（農作物の放射性物質影響対策にかかる事務費、原木しいたけのブランド化振興促進事業）及び原発事故の影響割合を5割としたもの（肉用牛のブランド強化緊急対策事業）を除き、請求額の全額を認める和解案を提示した。

これも中間指針第10の2備考1に従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第10の2

申立人は、東北地方の地方公共団体であるところ、上記※1から※4までの各損害項目に関わる原発事故対応業務等に伴う人件費（原発事故対応業務をしたことにより発生した残業代）の賠償を求めた。東京電力は、政府指示等や民間事業者と同視できる事業において事業の相手方からの要請等によって実施を余儀なくされた業務において追加的に支出した費用である残業時間に同業務を行っていた場合の残業代や、臨時職員の給与は原則として支払うが、それに該当しないもの、例えば、検査・測定計画の作成、検査・測定結果の報告又は公表に係る費用は支払の対象

外であると主張して争った。パネルは、対象期間と基準期間における常勤職員の超過勤務手当の額の差額に、2割を乗じた額について原発事故との相当因果関係を認める和解案を提示した。2割という数字は、上記差額（残業代の増加）が東日本大震災業務と原発事故対応業務に起因するものであるとした上で、震災業務と原発事故対応業務の割合を、原発事故後に増員した臨時職員のうち原発事故対応業務に従事した割合から推測して、おおむね8対2と考えたことによる。これも中間指針第10の2備考1に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1015		
事案の概要	避難指示解除準備区域(富岡町)から避難した申立人らの家財について、隣家に居住していた者の陳述書や陳述内容を裏付ける資料等から、申立人らが二世帯に分かれて生活していたことを認定し、二世帯分の家財に係る財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ア)		

2 基本情報

申立日	H26.6.5	全部和解成立日	H26.12.2
事故時住所	富岡町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	5,850,000		※1
小計			5,850,000		

申立人C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	4,650,000		※1
小計			4,650,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,500,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人らは、富岡町に居住し平成11年まで同居していたところ、申立人C及びDは同年以降、住民票は異動しなかったものの同町内の別の場所に居住し、申立人A、B、E及びF（E及びFは、いずれもAとBとの間の子であり追加申立てを行った。）の世帯とは別世帯であったとして、2世帯分として算定した金額による家財の財物損害の賠償を求めた。東京電力は、住民票等によって生活の本拠を確認することができない場合、勤務先や自治会長等による居住証明書、住所が確認できる電気料金の領収証等又は隣人等の陳述書等を複数提出された上で検討すると主張した。パネルは、申立人らが提出した隣家に居住していた者の陳述書や陳述内容を裏付ける資料等から、申立人C及びDは他の申立人らと分かれて生活し、生活の本拠が別にあったとして2世帯別個に取り扱った上で、東京電力の直接請求手続における賠償金額を基とし、また申立人A、B、E及びFの世帯の家財については、原発事故後に死亡した申立外同居者分及び高額家財の存在

も勘案した上で、和解契約書記載の損害額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1016		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)から避難した申立人らのうち、体幹機能障害(身体障害3級)がある女性と右上下肢機能の著しい障害(身体障害3級)がある男性の精神的損害につき、それぞれ10万円の増額が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ウ		

2 基本情報

申立日	H26.5.13	全部和解成立日	H26.12.3
事故時住所	いわき市		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※1
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※1
小計			40,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	本件事故発生当初の時期	※2
小計			140,000		

申立人A、D、F、G、H共通(被相続人Eの損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	本件事故発生当初の時期	※2

小計 140,000

申立人A、B、C、D、被相続人E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	154,660	H23.3～H23.4	※3
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	125,000	H23.3～H23.4	※3

小計 279,660

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	679,660
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	400,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦以外については原発事故発生当初の時期の賠償として一人8万円を目安としているところ、これに基づく賠償のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは、原発事故後に数か所に自主的避難を実行したことに伴う精神的損害及び避難先から自宅に帰還した後の被曝不安に対する精神的損害について、賠償の増額を求めた。東京電力は、既払いの賠償金を超える損害がないと主張して争った。パネルは、申立人D及び亡Eにそれぞれ身体障害等級3級の身体障害が判明したことから〔電話聴取報告書、身体障害手帳〕、避難経路、移動手段、避難生活等の事情を確認の上、避難生活に困難を伴ったことを勘案し、申立人D及び被相続人Eの精神的損害について、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認めたことに加え、各10万円を増額する和解案を提示した。なお、被相続人Eを申立人A、D、F、G及びH(FないしHは追加申立て)が相続した。

中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等対象者の損害の目安を定めた上で、個別具体的な事情に応じて異なる賠償額が算定される場合があるとしており、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは、自主的避難の実行により避難交通費及び宿泊謝礼等を負担したとして、これらの賠償を求めた〔交通費領収書〕。東京電力は、既払いの賠償金を超える損害がないと主張して争った。パネルは、避難経路、移動手段及び宿泊謝礼支払の事実を確認の上〔電話聴取報告書〕、避難交通費の全額及び一定の宿泊謝礼の賠償を認めた。なお、被相続人Eを申立人A、D、F、G及びH(FないしHは追加申立て)が相続した。

これも、中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1017		
事案の概要	旧屋内退避区域(いわき市)から平成24年9月に避難した申立人ら(夫婦と子供3名(うち1名は、避難中である平成24年10月に出生。))について、平成24年9月から平成25年5月までの住居費、家財道具購入費用及び避難雑費が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(2)	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H26.5.28	全部和解成立日	H26.12.3
事故時住所	いわき市		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難雑費		20,000	H24.9～H25.5	※1
小計			20,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難雑費		180,000	H24.9～H25.5	※1
小計			180,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難雑費		180,000	H24.9～H25.5	※1
小計			180,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難雑費		160,000	H24.9～H25.5	※1
小計			160,000		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	住居費	450,000	H24.9～H25.5	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	50,000	H24.9～H25.5	※1
小計			500,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,040,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人世帯は、平成24年9月、いわき市内の自宅から同じいわき市内の賃貸アパートに避難したが、自宅を売却するまで自宅の住宅ローンの支払と避難先の家賃の支払が重複したとして、重複期間の家賃分等の賠償を求めた。東京電力は、自主的避難等対象区域は、平成23年8月末までの賠償を目安とし、申立人らに対しては延長して同年9月まで賠償済みであり、また、申立人らの自宅のある地域の線量は、同年7月時点で毎時0.23マイクロシーベルト以下、申立人らが引っ越した平成24年9月には毎時0.14マイクロシーベルト以下であることから、避難の合理性がないと主張して争った。パネルは、申立人らの避難の合理性を認め、家賃分について請求額全額の賠償を認めた上で、妊娠中に避難した申立人Bに対し避難開始から出産までの1か月について（平成24年9月から10月まで）、18歳未満の子である申立人C及びDに対し避難開始からの9か月について（平成24年9月から平成25年5月まで）、申立人Eに対し出生からの8か月について（平成24年10月から平成25年5月まで）、それぞれ月額2万円の避難雑費を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となるとしており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6、中間指針第3の8）

申立人らは、原発事故により屋内退避指示が出たため行方不明の父の捜索ができなかったなどの理由により精神的損害の賠償を、また、原発事故により勤務先の給与が下がったとして就労不能損害に関する賠償を請求したが、東京電力は、父の捜索ができなかった事情が明らかでないこと、給与は勤務先から全額支給されており損害がないことを主張して争った。パネルは、和解の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1018		
事案の概要	茨城県つくば市で農作物直売所を営む申立人について、直売所における野菜の売上減少分につき、原発事故による風評被害を認め、寄与度を7割として平成26年4月から同年7月までの逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H26.8.27	全部和解成立日	H26.12.4
事故時住所	茨城県つくば市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		627,793	H26.4～H26.7	※1

小計 627,793

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	627,793
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、原発事故当時、茨城県内で観光客を主たる対象とした農産物直売所を営んでいたところ、原発事故の風評被害により売上げが大きく減少し〔精算書明細〕、事故前のような経営ができず減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、風評被害は時間の経過とともに回復していく傾向にあるところ、遅くとも平成26年4月以降は、原発事故と申立人の売上高の減少との間に因果関係はないと主張して争った。パネルは、減収と原発事故との間の相当因果関係を認め、基準年とした平成22年と対象年の売上げの差額から、基準年の経費率から算出した経費を差し引き、さらに原発事故の影響割合を7割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、茨城県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控えによる損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1019		
事案の概要	茨城県産の農産物を原料とする酒類等の製造・販売等を業としている申立会社について、原発事故による風評被害を認め、平成25年11月から平成26年3月までの営業損害(平成25年12月までの寄与度は10割、平成26年1月以降の寄与度は7割)が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H26.6.3	全部和解成立日	H26.12.8
事故時住所	茨城県水戸市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		11,642,400	H25.11~H26.3	※1

小計 11,642,400

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,642,400
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、原発事故当時、茨城県内で、茨城県産の農産物を原料にした酒類等の製造・販売等をしていたところ、原発事故の風評被害により売上げが減少したとして、平成25年11月から平成26年3月までの期間に係る逸失利益の賠償を求めた〔決算書、合計残高試算表、商品別売上明細〕。東京電力は、茨城県における農産物関連の風評被害は収束しているとして、原発事故と売上減少による逸失利益との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、申立人の減収と原発事故との相当因果関係を認め、基準年とした平成22年と対象年月の営業利益との差額から、基準年の経費率から算出した経費を差し引き、原発事故の影響割合を平成25年11月から同年12月まで10割、平成26年1月から同年3月まで7割として損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ③ ii は、茨城県において産出された農林水産物を主たる原材料とする農林水産物の加工業及び食品製造業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1020		
事案の概要	群馬県で宿泊施設を運営する申立会社について、周辺地域の観光客数は回復しているものの、申立会社の宿泊施設を利用する幼児、小学生等の団体客が原発事故後に減少していることなどから原発事故による風評被害を認め、寄与度を3割として平成25年12月から平成26年8月までの逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の3(2)イ		

2 基本情報

申立日	H26.6.12	全部和解成立日	H26.12.10
事故時住所	長野県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		10,000,000	H25.12～H26.8	※1
小計			10,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,000,000
	弁護士費用	0
	手続内で処理された既払金合計額	0

※1 中間指針第7の3

申立人は、長野県に本社を有し、群馬県で宿泊業（ホテル）を営んでいたところ、原発事故により宿泊客が減少したとして、営業損害の賠償を請求した。東京電力は、群馬県全体の宿泊客数〔観光庁統計情報・白書〕や、ホテル所在の市における宿泊客数〔群馬県観光客数・消費額調査（推計）結果〕は減少しておらず、平成26年1月以降の減収分については、原発事故との相当因果関係がないとして否認した。パネルは、子供の団体等の宿泊数が減少〔申立人提出の推移表〕していること等も勘案し、東京電力が賠償を認めていた平成25年12月分に加え、平成26年1月分から同年8月分までについても原発事故の影響割合を3割として、損害額を算定〔月別営業成績一覧表〕の上、和解案を提示した。

中間指針第7の3は、群馬県に拠点がある観光業については、原則として、その減収分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1021		
事案の概要	移住を目的として平成21年に富岡町所在の実家の隣地(居住制限区域)を購入し、原発事故前に同土地上の既存建物を取り壊し、同土地上に外構を築造した申立人(原発事故時の居住地は千葉県市川市)について、同土地及び外構の価値減少率を全損と評価した上で、財物損害として同土地の取得価格、同土地上の既存建物の取壊費用及び外構の請負工事費用の全額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(イ)	

2 基本情報

申立日	H26.6.30	全部和解成立日	H26.12.10
事故時住所	千葉県市川市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	10,159,000		※1
全部和解	財物損害	その他	2,850,750		※1

小計 13,009,750

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,009,750
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	7,775,207

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人は原発事故時千葉県市川市に居住していたが、いずれ生誕地の富岡町に戻る予定であり、平成21年に富岡町所在の実家の隣地を購入し、原発事故前に同土地上の既存建物を取り壊し、同土地上に外構を築造していたところ、原発事故により同土地の価値が減少したとして、土地の売買代金、既存建物取壊費用及び外構工事費用の全額に相当する金額の賠償を求めた。東京電力は、平成25年3月の時点で富岡町の避難解除見込み時期が平成23年3月1日から5年と指定されたことを踏まえ、避難指示解除割合を5年とし、同土地の原発事故時における時価相当額に避難解除割合(6分の5)を乗ずる算定式で賠償額を算出するべきであると主張して争った。パネルは、平成26年6月時点で除染がほとんど終了していないことや、避難指示解除時期が未定であったこと等から少なくとも原発事故後6年後の平成29年3月までに帰還することは困難であると解し、同土地及び外構の価値減少率を全損と評価した上で、財物損害として同土地の取得価格、既存建物取壊費用及び外構工事費用の全額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認め、中間指針第二次追補第

2の4Ⅱは、居住制限区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮して、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により一定程度減少したものと推認できるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1022		
事案の概要	宮城県で牧場を営む申立人について、これまで飼料として栽培していた牧草から原発事故後に高濃度の放射性物質が検出されたため、代替の粗飼料を購入して使用せざるを得なくなったとして、平成26年8月までの代替の粗飼料購入費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)イ		

2 基本情報

申立日	H26.6.11	全部和解成立日	H26.12.11
事故時住所	宮城県伊具郡丸森町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	出荷制限指示・追加的費用	代替飼料の購入費用	417,296	H26.4～H26.8	※1
全部和解	出荷制限指示・追加的費用	代替飼料の購入費用	2,413,247	H25.6～H26.5	※1
小計			2,830,543		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,830,543
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、区域外(宮城県伊具郡丸森町)において酪農を営んでいたところ、原発事故により、自家産粗飼料(牧草)から高濃度の放射性物質が検出されたことから〔給与自粛要請通知書〕、新たに牧草を購入せざるを得なくなったとして牧草の購入代金の賠償を求めた〔領収書、振込金受取書〕。東京電力は、原発事故と代替粗飼料の購入との因果関係を一定程度認めたものの、原発事故後に購入した代替粗飼料が事故前の牧草と同等のものか確認する必要があるなどと主張して認否を留保した。パネルは、代替粗飼料購入と原発事故との相当因果関係があると判断した上で、申立人が購入した代替粗飼料の購入費用合計283万0543円(平成25年6月から平成26年8月までの分)を必要かつ合理的なものとし、これを認める和解案を提示した。

中間指針第5の1Ⅱは、政府が本件事故に関し行う指示等(生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に関し合理的理由に基づき行うものを含む。)の対象事業者において、同指示等に伴って、事業への支障を避けるために生じた追加的費用(代替飼料の購入費用等)は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めるところ、これに従った和解案が示されたもの

である。

なお、一部和解の期間が平成26年8月までであり、全部和解では、上記期間までの和解が成立したものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第5の1）

申立人は、区域外（宮城県伊具郡丸森町）において酪農を営んでいたところ、原発事故により、自家産粗飼料（牧草）から高濃度の放射性物質が検出されたことから、自家用草地を永年牧草から毎年播種する単年牧草に変更するために、不耕起で播種できる機械が必要であるとして、当該機械の購入費用の賠償を求めたところ、東京電力は、代替粗飼料の賠償によって、牧草の利用自粛に伴う損害は填補されると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1023		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した、要介護認定を受けている80歳代の申立人らについて、自宅に帰還しても従前と同等の介護を受けることが困難な状況にあることなどから、避難継続の必要性を認め、平成24年9月以降の精神的損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(7)		

2 基本情報

申立日	H26.8.15	全部和解成立日	H26.12.18
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1
小計			1,900,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1
小計			1,900,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,800,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人A（要介護3〔介護保険被保険者証〕）及びB（要介護2〔介護保険被保険者証〕）は、原発事故当時、南相馬市原町区の自宅で生活していたところ、原発事故によりそれぞれ申立人C及びD（いずれも申立人A及びBの子であり、いずれも東京都在住。）宅に避難していたが、自宅に帰還しても従前と同等の介護を受けることが困難な状況にあること等から、避難指示等の解除等からの相当期間（平成24年8月末）経過後も避難を継続する必要がある、精神的損害の賠償が認められる特段の事情があるとして、その賠償を求めた。東京電力は、南相馬市原町区での介護が困難な理由は、介護施設が津波被害を受けたためであり、避難継続を必要とする特段の事情は認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人A及びBの要介護状態などから避難継続の必要がある特段の事情がある場合に当たると判断して申立人A及びBのそれぞれに相当期間経過後の慰謝料として月額10万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の5)

申立人C及びD(いずれも申立人A及びBの子である。)は、避難先で申立人Aを介護した結果疾病を負ったとして生命・身体的損害の賠償を請求した。東京電力は、原発事故との相当因果関係を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1024		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)で実家の両親と同居し、夫が単身赴任を終えるまでは両親との同居を続ける予定であったが、原発事故後に夫の単身赴任先である外国に避難した妻子について、国際航空運賃の一部を含む避難交通費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)オ	第10の2(3)ク	第11の1(2)

2 基本情報

申立日	H26.7.17	全部和解成立日	H26.12.19
事故時住所	郡山市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
小計			40,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
小計			200,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	284,000	H23.3～H24.3	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	32,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	69,970	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	100,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	120,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	避難雑費		60,000	H24.1～H24.3	※1
全部和解	除染費用等	線量計購入費	30,000	H23.3～H23.12	※2
小計			695,970		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,015,970
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	840,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、原発事故前からベトナムに単身赴任していた申立人（父）のところへ避難するための避難交通費や面会交通費（1回）、宿泊費（親せき宅滞在時の謝礼、民間アパート滞在時の家賃）、引越し費用、線量計購入費用などの損害の賠償を請求した。東京電力は、ベトナムに行くための渡航費については原発事故との相当因果関係が認められないと主張して争った。その他について、家賃の一部や宿泊謝礼の一部を認めた以外は争った。パネルは、ベトナムへの避難等に係る交通費その他の費用について相当額の限度で認めた。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1025		
事案の概要	避難指示解除準備区域(葛尾村)で牧場を営んでいたが、原発事故により事業所の移転を余儀なくされた申立会社について、牧場内の建物につき、実際の使用状況等を考慮し、事業用資産ではなく住居として賠償額を算定(価値減少率は全損と評価)したほか、代替地取得費用等の追加的費用の一部や逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)		

2 基本情報

申立日	H26.6.11	全部和解成立日	H26.12.25
事故時住所	葛尾村		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		6,478,863	H23.3~H26.10	※2
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	6,000,000	H24.7	※2
全部和解	営業損害・追加的費用	事業再開のための費用	9,660,142	H24.10~H25.12	※2
全部和解	営業損害・追加的費用	営業資産移動・保管費用	3,648,676	H26.5~H26.8	※2
全部和解	財物損害	不動産	27,427,602		※1
全部和解	財物損害	不動産	3,249,175		※3
全部和解	財物損害	動産	27,215,239		※3
小計			83,679,697		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	83,679,697
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	18,931,931

※1 中間指針第3の10

申立会社は葛尾村で牧場を営み、社宅兼事務所に代表取締役一家が居住していたところ、原発事故による避難指示によって社宅兼事務所が使用できなくなったことにより、価値減少が生じたとして財物価値の賠償を求めた。東京電力は、直接請求で賠償済みであると主張して争った。パネルは、社宅兼事務所の使用状況について、8畳4部屋、24畳1部屋の間取りのうち事務所として使用されていたのは8畳1部屋で、残りは全て申立会社代表取締役一家の住居として使用されていた点を考慮し、事業用資産としてではなく住居として賠償額を計算し、かつ牧場とい

う土地の放射線量が生産物に直接に影響する事業態様では、移転の合理性も認められるとして、全損と認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と定めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立会社は、原発事故前に葛尾村の牧場で肉牛の繁殖と競走馬の育成を行っていたところ、原発事故により牧場の経営が不可能になった期間の逸失利益について直接請求との差額及び原発事故後に福島市に新たに牧場を経営するために支出した各種追加的費用の一部について賠償を認めたものである。

※3 中間指針3の10

申立会社は、原発事故前に葛尾村の牧場で肉牛の繁殖と競走馬の育成を行っていたところ、原発事故により牧場に設置していた畜舎及びその付属設備並びに構築物、機械装置、車両運搬具及び什器備品といった動産類について価値減少が生じたとしてその賠償を求めた。東京電力は、直接請求で賠償済みであると主張して争った。パネルは、上記各財物について、法定耐用年数ではなく、申立会社から聴取した使用予定年数を基に取得時価格から減価償却した金額の賠償を認めた。

1 事案の概要

公表番号	1026		
事案の概要	移住を目的として平成16年に避難指示解除準備区域(川俣町)内の山林を購入し、仮住まいのガレージを建てて毎月1週間程度を山林で過ごし、原発事故時まで山林の開墾、整地、道路や井戸の設置、植栽等を行って移住の準備を進めてきた申立人らについて、山林の財物損害(価値減少率は全損と評価)、ガレージ購入費用、重機購入費用、井戸等工事費用、精神的損害等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)カ	第1の12(2)エ(ア)	

2 基本情報

申立日	H26.3.11	全部和解成立日	H26.12.26
事故時住所	東京都国立市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	検査費用(物)		149,800		※1
全部和解	精神的損害	その他	1,000,000		※2
全部和解	財物損害	土地	3,276,238		※3
全部和解	財物損害	その他動産	2,415,000		※4
全部和解	財物損害	建物	1,260,000		※5
全部和解	財物損害	追加的費用	315,000		※6
全部和解	財物損害	追加的費用	640,500		※7
全部和解	財物損害	追加的費用	840,000		※8
全部和解	財物損害	その他動産	612,911		※9

小計 10,509,449

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	3,276,238		※3

小計 3,276,238

集計

和解金合計額(弁護士費用除く)	13,785,687
弁護士費用	
手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の9

線量計の購入費用について、検査費用として認めたものである。

※2 中間指針第3の6

申立人Aは、東京都の住民であったが、原発事故前に川俣町（避難指示解除準備区域）の山林を購入し、これを開拓して山荘や果樹園とすることを退職後の生活の目標として、重機等を購入し、毎月1週間程度逗留して、井戸のボーリング、仮住まいとしてのガレージの設置、道作り、整地等を進めていたところ、原発事故の発生により、当該山林への立入りが不能となって3年が経過し、それまで開拓していた土地が荒廃したことから、第2の人生と生きがいを奪われたとして、精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、原発事故の前後を通じて東京都に居住していた申立人Aは、避難生活を送っていたと認めることはできず、正常な日常生活の維持・継続を長期間にわたり著しく阻害された精神的苦痛や屋内退避を余儀なくされるなど行動の自由の制限等を長時間余儀なくされる精神的苦痛があったと認めることも困難である、また、将来の川俣町での生活を奪われたことは、具体的な権利性を有する法的な期待とまではいい難く、当該土地・建物に対しては別途財物賠償がされることを踏まえれば、かかる財産上の損害の填補に加えて、別途精神的苦痛に係る法的損害が生じているということとはできないと主張して争った。パネルは、財物損害とは別に「第2の人生を奪われたことに対する慰謝料」として100万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、日常生活阻害慰謝料の賠償を認め、その備考11において、「その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得る」と規定しているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人Aは、東京都の住民であったが、原発事故前に川俣町（避難指示解除準備区域）の山林を購入し、これを開拓して山荘や果樹園とすることを退職後の生活の目標として、重機等を購入し、毎月1週間程度逗留して、井戸のボーリング、仮住まいとしてのガレージの設置、道作り、整地等を進めていたところ、原発事故の発生により、当該山林への立入りが不能となって3年が経過し、それまで開拓していた土地が荒廃したことから、毀損された不動産（土地・建物）の価値及び原発事故までに費やした開墾費用の賠償を求めた。申立人B（追加申立て）は、本件山林の持分2分の1を有していたことから、新たに申立人としてこの請求に加わった。東京電力は、平成26年9月18日付け東京電力プレスリリースによる基準に基づき、山林については時価相当額を1㎡当たり65円とし、これに避難指示期間割合72分の24を乗じる基準、立木については時価相当額を1㎡当たり100円とする基準により、合計405万8059円の支払を提案した。パネルは、本件山林の価値について全損と認め、取得価格から「山地素地及び山元立木価格調」に基づく時点修正を加えて1㎡当たり196円とし、合計655万2476円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認めているところ、本件では避難指示により当該山林への立ち入りが不能となって土地が荒廃し価値を喪失したことから、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の10

山林の開拓のための重機について、全損とし、取得価格に耐用年数30年のうち残年数の割合を乗じた価額の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の10

仮住まいとしてのガレージの財物価値について、全損とし、その建設費用の全額の賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の10

全損とした土地・建物に関する開墾費用として、土間工事費用の全額の賠償を認めたものである。

※7 中間指針第3の10

全損とした土地・建物に関する開墾費用として、井戸等工事費用の全額の賠償を認めたものである。

※8 中間指針第3の10

全損とした土地・建物に関する開墾費用として、井戸ボーリング費用の全額の賠償を認めたものである。

※9 中間指針第3の10

全損とした土地・建物の価値の一部として、構築物・庭木の時価相当額の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1027		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)で近隣の農家等から仕入れた食材を使って弁当店を営んでいたが、原発事故後に休業している申立人について、購入客の多くが未だ帰還しておらず、食材の仕入も困難な状況にあることなどから、従前の店舗で営業を再開することは困難であり、また、申立人の年齢や経済的状況等から、他の地域で新たに営業を開始することも困難であることから、平成26年1月から同年6月までの逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ウ(イ)		

2 基本情報

申立日	H26.7.4	全部和解成立日	H26.12.26
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		665,732	H26.1～H26.6	※1
小計			665,732		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	665,732
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

原発事故発生当時、南相馬市原町区内において、近隣の農家等から仕入れた食材を使用して弁当の販売を行っていた申立人が、原発事故後休業したことによる逸失利益(平成26年1月分から同年6月分まで)を請求した。東京電力は、平成26年1月以降は営業再開可能であること等を理由に争った。パネルは、休業に基づく減収と原発事故との相当因果関係を認め、原発事故との影響割合を8割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅲは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等の解除後に減収があった場合には、合理的な範囲の減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1028		
事案の概要	自主的避難等対象区域外である宮城県伊具郡丸森町筆甫地区に居住する申立人らについて、居住地の①福島第一原子力発電所との位置関係(方角及び距離)、②避難指示等対象区域との近接性、③公表された放射線量及び④自主的避難の状況を自主的避難等対象区域と比較、検討して、自主的避難等対象区域と同水準の賠償が認められた事例。(和解案提示理由書あり。掲載番号35)		
紹介箇所	第10の2(1)	第10の2(4)	第11の4(2)

2 基本情報

申立日	H25.5.21	全部和解成立日	H27.1.6
事故時住所	宮城県丸森町		
申立人人数	698	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 申立て、審理及び解決基準の概要

本件は、宮城県伊具郡丸森町筆甫地区に居住する住民ら698名による集団申立てである。

申立人らは、本件地域は福島県外であるものの放射線量が比較的高いことや福島第一原子力発電所からの距離が近いこと等を理由として、自主的避難等対象区域の住民と同等の賠償を求めて本件の申立てに及んだ。

パネルは、口頭審理期日で申立人10名から直接話を聴取することとし、当該10名の選定に当たっては、当事者双方の意向も踏まえつつ、申立人の職業、世帯構成、年齢、本件地域における居住場所や居住年数等に偏りが生じないように配慮した。また、選定された申立人10名には事前に共通のアンケートを提出してもらい、当日の聴取が充実したものとなるよう準備した。

この口頭審理期日の結果を含む当事者の主張立証を踏まえて、パネルは、申立人らの請求どおり、自主的避難等対象区域と同等の賠償を認める解決基準を策定した。

4 和解の概要

(1)H23.3～H23.12までの間に妊婦又は子供であり同期間に自主的避難を実行し、かつH24.1～H24.8までの間に妊婦又は子供である申立人

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
一部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※1
一部和解	その他		80,000	H24.1～H24.8	※1
一部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※1

小計 720,000

(2)H23.3～H23.12までの間に妊婦又は子供であり同期間に自主的避難を実行し、かつH24.1～H24.8までの間に妊婦又は子供ではない申立人

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
一部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※1
一部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※1

小計 640,000

(2)H23.3～H23.12までの間に妊婦又は子供であり同期間に自主的避難を実行しておらず、かつH24.1～H24.8までの間に妊婦又は子供である申立人

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
一部和解	その他		200,000	H23.3～H23.12	※1
一部和解	その他		80,000	H24.1～H24.8	※1
一部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※1

小計 520,000

(3)H23.3～H23.12までの間に妊婦又は子供であり同期間に自主的避難を実行しておらず、かつH24.1～H24.8までの間に妊婦又は子供ではない申立人

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
一部和解	その他		200,000	H23.3～H23.12	※1
一部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※1

小計 440,000

(4)H23.3～H23.12までの間に妊婦又は子供ではなく、かつH24.1～H24.8までの間に妊婦である申立人

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	40,000	原発事故発生当初の時期	※1
一部和解	その他		40,000	原発事故発生当初の時期	※1
一部和解	その他		80,000	H24.1～H24.8	※1
一部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※1

小計 200,000

(5)H23.3～H23.12までの間に妊婦又は子供ではなく、かつH24.1～H24.8までの間に妊婦ではない申立人

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	40,000	原発事故発生当初の時期	※1
一部和解	その他		40,000	原発事故発生当初の時期	※1
一部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※1

小計 120,000

(6)原発事故発生当初の時期以降にH23年中に筆甫地区に転入した妊婦又は子供ではない申立人

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※2

小計 40,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	108,240,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	40,120,000

※1 中間指針第2の5、中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

本件は、自主的避難等対象区域外である宮城県伊具郡丸森町筆甫地区（以下「本件地域」という。）に居住又は居住していた698名が申立人となって、自主的避難等対象区域と同等の一律賠償を求めた事案である。東京電力は、申立人らに生じた損害は各人によって異なるので一律賠償は認められず、また、平成24年8月13日付け及び平成25年2月13日付け東京電力プレスリリースによる基準によって本件地域の住民に支払われる金額を超える損害は認められないなどと主張して争った。

パネルは、中間指針第一次追補第2備考1の趣旨を踏まえ、本件地域について、①福島第一原子力発電所との位置関係（方角及び距離）、②避難指示等対象区域との近接性、③公表された放射線量及び④自主的避難の状況等を審理した上で、本件地域が自主的避難等対象区域と同等程度の状況にあったと認定し、自主的避難等対象区域と同等の賠償を認める和解案を提示した。なお、パネルは、平成24年2月28日付け及び同年12月5日付け東京電力プレスリリースに関しても、本件地域を自主的避難等対象区域と同等に取り扱うべきと判断した。

その上で、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、迅速が救済が求められる現状を鑑みれば、損害項目によっては合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられ、必要かつ合理的な範囲で証明に程度を緩和して賠償することや、客観的な統計データ等による合理的な算定方法を用いることも考えられるとしているところ、パネルはその趣旨を考慮するとともに、中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等対象者のうち本件事故発生から平成23年12月末までの損害として、子供及び妊婦については一人40万円を、本件事故発生当初の時期の損害として、子供及び妊婦以外については一人8万円を目安としており、また、平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースは自主的避難を実行した妊婦又は子供については20万円を追加して支払うとしてお

り、これらに従った和解案を提示し、加えて、同年12月5日付け東京電力プレスリリースを踏まえ、追加的費用等として4万円（上記損害項目「その他」、対象期間平成23年3月から平成24年8月まで）、妊婦及び子供はさらに精神的損害等として8万円（上記損害項目「その他」、対象期間平成24年1月から同年8月まで）の賠償を認めたものである。

なお、本件では公表されている和解契約書が締結された後に和解契約書が2回締結され、①相続事案で代理人をつけなかった相続人（追加申立人）への支払、②相続事案で代理人がついている相続人への支払及び和解案提示理由書で認められた弁護士費用200万円の支払がされた。

※2 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

原発事故前から本件地域に転入することが確実に予定されており、原発事故発生当初の時期以降の平成23年中に本件地域に転入した申立人1名について、原発事故発生当初の時期の損害を認めることはできないが、平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースを踏まえ、追加的費用等として4万円（上記損害項目「その他」、対象期間平成23年3月から平成24年8月まで）の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1029		
事案の概要	母国政府からの避難勧告を受け、自主的避難等対象区域から母国に避難し、平成24年3月に日本に帰還した外国籍の申立人について、子2人を連れて避難したことや避難を開始した時期等の事情を考慮して、平成24年3月までの避難に合理性を認めた上で、避難により休職を余儀なくされた期間(平成24年3月まで)及び日本帰還後の再就職先において原発事故前と同程度の稼働状況に戻るまでの期間(平成25年12月まで)の就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H26.5.8	全部和解成立日	H27.1.7
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	5,945,360	H23.3～H25.12	※1
小計			5,945,360		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,945,360
	弁護士費用	178,361
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、母国政府からの避難勧告を受け、平成23年3月20日頃、自主的避難等対象区域から子2人を連れて母国に避難し、平成24年3月に日本に帰還した外国籍の者であるが、原発事故当時、自主的避難等対象区域内の2か所の学校で英語の非常勤講師として勤務していたところ、避難に伴い退職を余儀なくされ、減収が生じたとして、日本への帰還後の再就職先において原発事故前と同程度の稼働状況に戻るまでの期間(平成25年12月まで)の就労不能損害の賠償を求めた(なお、申立人は、日本への帰還後平成24年4月から前記学校のうち1か所で再就職し、平成25年4月からは前記学校のうち残る1か所でも再就職した。)[平成21年分、平成23年分ないし平成25年分の確定申告書及び給与所得の源泉徴収票、平成22年分の給与入金口座通帳の写し、平成22年分ないし平成25年分の市民税・県民税所得額証明書]。東京電力は、母国政府が出した避難勧告には強制力がなく日本国内の避難指示と同列には考えられないことから、申立人の避難には合理性がなく、申立人の就労不能損害と原発事故との間にも相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、母国政府の避難勧告を日本政府の避難指示に準じたものとし、子2人を連れて避難したことや避難を開始した時期等の事情を考慮して平成2

4年3月までの避難に合理性を認めた上で、請求期間全部の減収分について相当因果関係を肯定し、賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象地区内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害としているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1030		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(田村市)の工場で製造業を営んでいたが、原発事故により同区域外に工場を移転させた申立会社について、工場の賃借料増加分(平成26年5月まで)及び移転先の敷地の舗装工事費用につき、原発事故の寄与度を7割とする和解が成立した事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(エ)		

2 基本情報

申立日	H26.6.24	全部和解成立日	H27.1.8
事故時住所	田村市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	2,271,500	H23.9～H26.5	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	263,890	H24.5	※1
小計			2,535,390		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,535,390
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、緊急時避難準備区域(田村市)の工場で製造業を営んでいた会社であったところ、原発事故により同区域外に工場を移転させたことに伴う工場の賃借料増加分(平成26年5月まで)及び移転先の敷地の舗装工事費用の賠償を請求した〔不動産賃貸借契約書等〕。東京電力は、避難指示が解除されている以上、賃借料増加分については、最長でも平成24年8月までとすべきであり、同年2月からの賃借料増加分は申立人の建物追加が理由であって申立人の経営判断によること、敷地の舗装工事費用については、申立人の経営判断であり原発事故との相当因果関係を認めることはできないと主張して争った。パネルは、賃借料増加分(平成26年5月まで)及び敷地の舗装工事費用についていずれも原発事故との相当因果関係を認めた上で、原発事故の影響割合を7割として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業に支障が生じたために負担した追加的費用(事業拠点の移転費用等)は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1031		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)の自宅で食品販売業を営んでいた申立人らの家財について、自宅内に食品原料を残したまま避難したため、避難中に動物が侵入して家財が著しく損傷したとして、直接請求手続における帰還困難区域の定額賠償額と同額の損害額が認められた事例		
紹介箇所	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)オ(ア)	

2 基本情報

申立日	H26.1.14	全部和解成立日	H27.1.15
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	一時立入費用	交通費	231,680	H23.3~H25.12	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	140,000	H23.3~H25.12	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,470,000	H23.3~H26.11	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	5,250	H23.3~H25.12	※4
全部和解	財物損害	土地	6,595,717		※5
全部和解	財物損害	建物	15,456,683		※5
全部和解	財物損害	その他	400,000		※6
小計			24,299,330		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	一時立入費用	交通費	20,000	H23.3~H25.12	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	140,000	H23.3~H25.12	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,440,000	H23.3~H26.11	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	10,500	H23.3~H25.12	※4
小計			1,610,500		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	1,500,000		※7
全部和解	避難費用	その他	855,000		※8
全部和解	避難費用	通信費増加費用	27,846	H23.3～H25.12	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	100,000	H23.3～H25.12	※2
小計			2,482,846		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	28,392,676
	弁護士費用	851,780
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の3

警戒区域に住居を有していた申立人らが一時立入りをするために負担したとして、交通費について賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の2

対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより生活費(宿泊費、通信費及びミネラルウォーター購入費用)が増加したとして、生活費増加分の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aには持病の糖尿病にり患しながら避難しなければならなかったという事情及び避難中に虚血性心不全により入院をしたという事情、申立人Bには髄膜腫にり患しながら避難しなければならなかったという事情及び避難中に手術をしたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいとして、精神的損害の増額を認めたものである。

※4 中間指針第3の5

避難を余儀なくされたために、治療を要する程度に健康状態が悪化したと主張して取得した診断書代の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の10

申立人らは、小高区の帰還目標が平成28年4月に設定されたとの報道がされたが、長期にわたり帰還できないことが予想されるとして、生活再建のためには従前の不動産価値の賠償では十分といえず、新たな不動産を取得するための費用が賠償されるべきであるとして、住宅金融支援機構による「平成23年度フラット35利用者調査報告書」を基に算出した額を損害として請求した。東京電力は、復旧・復興状況を踏まえると、原発事故後4年から5年で帰還が可能になるとして、避難指示解除までの期間に応じた割合を乗じて算定した金額を損害額にすることが相当であると主張して争った。パネルは、原発事故後6年での帰還は不可能であると判断して、全損と看做した金額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難に伴い、対象区域内の財物の管理が不能となったため、財物の価値の全部が失われたと認められる場合には、価値が喪失した部分について賠償すべき損害と認められるとあるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の10

避難により対象区域内の仏壇の管理が不能になったとして、直接請求における定額賠償額である40万円の賠償を認めたものである。

※7 中間指針第3の10

申立人らは、原発事故前に食品販売業を営んでいたことから、長期間の避難生活により食品が放置された結果、ネズミが繁殖してしまい、自宅内にあった物が汚染されたことから、全く持ち出すことができなくなったとして、損害保険料率算出機構作成の「地震保険研究13家財の地震被害予測手法に関する研究(その1)家財の所有・設置状況に関する調査」の調査結果を基に直接請求で賠償済みの家財賠償を超える額を損害として請求した。東京電力は、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」及びこれに基づいて策定した賠償基準に基づき、直接請求にて、避難指示解除準備区域の大人2名の世帯の家財に対する賠償を支払賠償済みであると主張して争った。パネルは、申立人らが食品販売業を営んでいたことから自宅内に食品原料を残したまま避難したため、避難中にネズミが侵入して家財が著しく損傷したとして、直接請求手続における帰還困難区域の定額賠償額と既払いの額との差額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難に伴い、対象区域内の財物の管理が不能となったため、財物の価値の全部が失われたと認められる場合には、価値が喪失した部分について賠償すべき損害と認められるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※8 中間指針第3の2

申立人らは、避難中に家財道具等の購入を強いられたが、その全てについて領収証が保管できていないとして、他の集団申立てにおける基準に基づく金額を損害として請求した。東京電力は、本件は個別の事案であるので、迅速性・公平性が要求される集団の基準を用いるべきではないとして、これを争った。パネルは、申立人に対し記憶に基づく購入物と購入金額の主張を求めて、その主張額を合理的と判断してその主張額を認める和解案を提示した。なお、和解契約書上、対象期間は不明であるが、請求内容からすると、平成23年5月から同年10月までの期間と思われる。

中間指針第3の2II①本文は、避難費用のうち家財道具購入費用について、避難等対象者が現実に負担した費用が賠償の対象となり、その実費を損害額とするのが合理的な算定方法と認められているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※9 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の2)

申立人らは、原発事故前は米・野菜をもらっていて食費がかからなかったことから、原発事故により食費が増加したと主張して食費増加分を損害として請求したところ、東京電力は、通常的生活費増加分は精神的損害の目安分の中に含まれているとして争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※10 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の5)

申立人らは、避難により持病が悪化したと主張して、通院慰謝料及び通院交通費を請求したところ、東京電力は、原発事故との因果関係が不明であると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1032		
事案の概要	避難指示解除準備区域(檜葉町)の社宅に居住し、同町内の工場に勤務していたが、原発事故により同工場が操業停止となったため、転勤して福島県外の工場に勤務している単身の申立人について、原発事故前は福島県内の実家に頻繁に行き来していたこと、申立人は檜葉町の工場勤務を条件として採用された者であり、その旨の勤務先会社の証明書も提出されていることなどから、福島県外への転勤によっても避難は終了していないとして、平成26年11月までの避難費用及び日常生活阻害慰謝料等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)エ(イ)

2 基本情報

申立日	H26.7.7	全部和解成立日	H27.1.16
事故時住所	檜葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	942,576	H23.3～H26.11	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	450,000	H23.3～H26.11	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	4,580,000	H23.3～H26.11	※2
小計			5,972,576		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,972,576
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	3,500,000

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の2

申立人は、檜葉町の社宅に居住し、同町内の工場に勤務していたが、原発事故により同工場が操業停止となったため転勤して福島県外の工場に勤務していたところ、原発事故により避難を余儀なくされたとして、申立人が実家に帰った際の交通費増加費用及び食費増加費用を請求した。東京電力は、福島県外の勤務先へ転勤した平成23年5月に避難が終了したこと、申立人の交通費は直接請求にて実費等を支払済みであり原発事故時同居していなかった家族への面会交通費は認められないこと、食費は生活費増加分として精神的損害に含まれることを主張して争った。パネルは、申立人の交通費増加費用として94万2576円、食費増加費用については特に高額の生活費の増加費用を負担したものであるとして45万円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6

申立人は、原発事故により避難を余儀なくされ、特に平成23年6月までは申立人が勤務する会社の上司と共同での避難生活を余儀なくされたとして、日常生活阻害慰謝料を請求した。東京電力は、福島県外の勤務先へ転勤した平成23年5月に避難が終了していること及び避難状況の説明を求めると主張して争った。パネルは、申立人の労働契約は転勤や出向がないものと認定し〔採用条件証明書〕、原発事故がなければ福島県外への転勤は生じていないとして、平成26年11月までの日常生活阻害慰謝料を認める和解案を提示し、平成23年6月までの避難については避難所での生活と同等であったと認定し、月額12万円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人は、原発事故により避難を余儀なくされたとして、申立人が実家に帰った際の宿泊費用の賠償を求めたところ、東京電力は、福島県外の勤務先へ転勤した平成23年5月に避難終了したこと、直接請求にて実費等を支払済みであることを主張して争った。パネルは、損害を認定するに足りる主張・立証がなかったため和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1033		
事案の概要	福島県外で旅行業を営む申立会社について、原発事故により外国人ガイドが帰国したため、外国人観光客向けのツアーが減少したとして、平成23年12月までの逸失利益(原発事故の寄与度は7割)が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の3(2)ウ	第6の2	

2 基本情報

申立日	H26.6.26	全部和解成立日	H27.1.19
事故時住所	北海道札幌市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		7,946,291	H23.6~H23.12	※1

小計 7,946,291

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,946,291
	弁護士費用	238,389
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3、総括基準(訪日外国人を相手にする事業の風評被害等について)

申立人は、海外旅行の代理店業務を主たる業とする会社であるところ、原発事故のため外国人ガイドが帰国したため、外国人観光客向けツアーが減少したことにより平成23年6月から同年12月までの間に生じた逸失利益〔損益計算書、旅行業取扱実績等報告書、予約確認書〕を請求した(平成23年3月から同年5月までに生じた逸失利益は既払い)。東京電力は、観光客一人当たりの平均売上単価及び平均利益率は申立人の主張を認め、風評被害による外国人観光客の減少は平成23年9月までに収束したとして賠償終期及び原発事故の影響割合を争った。パネルは、賠償終期について申立人の主張を採用し、影響割合について7割として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の3備考3は、中間指針に定める地域以外に営業の拠点がある観光業であっても、観光業者における個別具体的な事情に鑑み、現実生じた解約・予約控え等による被害について、地域等を問わず個別に、本件事故により放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、本件事故との相当因果関係が認められるとしており、また、総括基準(訪日外国人を相手にする事業の風評被害等について)は、平成23年6月以降に生じた外国人観光客に関する被害と本件

事故との間の相当因果関係は、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有している場合には認めているところ、外国人ガイドの帰国により、外国人ガイドによる営業ができなくなり生じた逸失利益について、これらの趣旨に沿った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1034		
事案の概要	帰還困難区域(富岡町)で農業を営んでいた申立人が所有する農機具等(帳簿等に記載されていないものも含む。)について、写真等から農機具等の存在を認定し、取得価格に実際の使用可能年数(申立人が主張する年数に6割を乗じた年数)を考慮した減価を行って損害額を算定した事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ウ)		

2 基本情報

申立日	H26.7.16	全部和解成立日	H27.1.20
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	13,400,000		※1
小計			13,400,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,400,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	7,819,772

※1 中間指針第3の10

申立人は、富岡町で農業を営んでいたところ、原発事故が原因で放射性物質に曝露し価値を喪失した農機具等に係る財物損害について、直接請求手続で賠償を受けたが、算定に際し考慮された耐用年数が実際のそれよりも短期であったこと、固定資産台帳に未計上の資産に関しては対象外とされたことから賠償額に不足が生じているとして、追加賠償を求めた〔写真〕。東京電力は、直接請求手続で賠償済みであることを理由に否認し、また申立人が主張する算定方法に関しては耐用年数は税法上のものとするのが公平であると述べ、さらに固定資産台帳に未計上の資産についても10万円の定額賠償により賠償済みであるなどと主張して争った。パネルは、原発事故当時における農機具等の使用状況を勘案して、実際の耐用年数は税法上のそれよりも長期に及ぶと判断し、また固定資産台帳に未計上の資産も写真等の資料により原発事故時に存在を確認できるものは計上された資産と同様に考えるとする一方、実際の耐用年数については客観的資料に基づく認定が容易ではないこと等を踏まえ、申立人主張の耐用年数に6割を乗じた数値を基に損害額を算定した和解案を提示した。

中間指針第3の10 Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる

場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1035		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域の申立人について、平成23年8月に完成した同域内の自宅建物及び敷地の除染費用(屋根と外壁の高圧洗浄、敷地の表土剥ぎ及び砕石敷き)の全額が賠償されるとともに、自宅ガレージ等で保管し、原発事故後に高い線量が検出されたために廃棄した事業用資産(自動車部品等)につき、簿価の約25%に相当する額の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第11の1(2)	第1の12(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H26.5.21	全部和解成立日	H27.1.26
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	3,150,000	H23.8	※1
全部和解	財物損害	その他動産	800,000		※2
全部和解	精神的損害	増額分	480,000	H23.5～H24.8	※3
全部和解	精神的損害	その他	50,000	H23.5	※4
小計			4,480,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,480,000
	弁護士費用	134,400
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、原発事故により自宅が高線量となり、屋根・外壁の洗浄、庭の表土剥ぎ及び砕石敷きを除染のために要したとして、その費用を請求した。東京電力は、国・地方公共団体が、除染実施計画に基づき除染等の措置を実施することとされており、その費用は国が集約した上で東京電力に求償するものであるから、自主的な除染作業にかかる費用について、現時点で個別の賠償に応じることは困難であり、また、緊急除染の必要があれば個別に賠償可否を検討することもあるが、本件では除染の効果を確認できる状況になく、さらに、砕石敷きは不動産の資産価値の向上に資するものであり、合理性・相当性がないと主張して争った。パネルは、周辺の放射線量のモニタリング結果、除染業者の陳述書などから除染の必要性を認め、申立人の請求全額を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4 Iは、本件事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(汚染された土壌等の除去に加え、汚染の拡散の防止等の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分並びに汚染された廃棄物の処理を含む。)を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、原発事故により自らの事業の棚卸資産が放射性物質に曝露し、廃棄せざるを得なくなったとして、棚卸資産の帳簿上の価額による賠償を請求した。東京電力は、緊急時避難準備区域に所在した資産は財物賠償の対象外であり、また、屋内に保管されていた棚卸資産や山積みの棚卸資産のうち内部にあったものについてまで放射線量が高かったかについては疑義がある上、仮に放射線量が高くとも高圧洗浄等の方法により低減も期待できるため、廃棄は申立人の判断であり、原発事故との因果関係を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、棚卸資産の保管場所ごとの存置割合、廃棄の必要性、立証の程度等を総合的に考慮して、申立人の請求の一部を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 II②は、当該財物が対象区域内にあり、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

事業のために、避難先の茨城県から南相馬市まで何度も移動することを余儀なくされたことについて、避難生活に適応が困難であり、かつ、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいと認定し、3割の増額を認めたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

避難に際して飼っていた猫を連れていくことができず、その猫が死亡したことに対する精神的苦痛の発生を認定し、賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1036		
事案の概要	北陸地方で原発事故直後に宿泊施設を開業した申立会社の風評被害による逸失利益(平成23年3月から同年5月まで)について、基準年度の売上高を平成24年度から3か年の平均売上高とするなどして損害額が算定された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の3(2)ウ	

2 基本情報

申立日	H26.9.1	全部和解成立日	H27.1.27
事故時住所	新潟県上越市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,740,000	H23.3~H23.5	※1

小計 1,740,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,740,000
	弁護士費用	52,200
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、宿泊施設の経営等を業とする会社であるところ、原発事故直後に北陸地方で開店した宿泊施設について原発事故による風評被害によって売上げが減少したとして、平成25年3月から同年5月までの売上げを基準として算出した平成23年3月から同年5月までの逸失利益[売上高月次推移、月損益計算書、決算報告書]を請求した。東京電力は、賠償対象期間と比較すべき基準となる前年の売上げがないため、前年の売上げに相当する金額を合理的に算定できれば、賠償を検討すると認否を留保した。パネルは、原発事故前の売上実績はないが平成24年から平成26年までの3か年の各3月から5月までの宿泊分売上げの平均を参考として当事者が合意した影響割合等を考慮した賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の3備考3は、中間指針に定める地域以外に営業の拠点がある観光業であっても、観光業者における個別具体的な事情に鑑み、現実には生じた解約・予約控え等による被害について、地域等を問わず個別に、原発事故により放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、原発事故との相当因果関係が認められるとしている。そして、総括基準(営業損害算定の際の本

件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について) は、本件事故がなければ得られたであろう収入額の算定方法について複数の合理的な算定方法の代表的な具体例を示し、そのいずれの算定方法を選択するかは特段の事情のない限り仲介委員の合理的な裁量に委ねられるとしているところ、本件ではその算定方法の具体例の1つとしてあげられている、営業開始直後で前年同期の実績等がない場合には、直近の売上額、事業計画上の売上額その他の売上見込みに関する資料、同種事業者の例、統計値等を基に推定する算定方法を参考に、原発事故の影響割合等も考慮して算定された和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1037		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域の病院で勤務していたが、原発事故後に勤務状態が過酷となったことなどからうつ病を発症し、平成24年12月に退職した申立人について、精神的損害の増額や通院慰謝料のほか、就労不能損害として原発事故前の収入の2年分全額の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)	第1の10(2)ア(イ)

2 基本情報

申立日	H26.6.19	全部和解成立日	H27.1.28
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	8,616,870	H25.1～H26.12	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	436,000	H24.4～H25.2	※2
全部和解	精神的損害	増額分	720,000	H23.9～H24.8	※3
小計			9,772,870		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,772,870
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故当時、南相馬市内の病院に勤務していたところ、原発事故による避難に基づく人員不足や患者の増加等によって、過酷な勤務体制を余儀なくされ〔電話聴取報告書〕、体調に異変を生じ、うつ状態となり〔通院証明書〕、平成24年12月に退職に追い込まれたとして、退職後の就労不能損害を請求した。東京電力は、原発事故により退職を余儀なくされたと判断することは困難であるから原発事故と退職との間に因果関係はないなどと主張して争った。パネルは、原発事故後の勤務状況と申立人の退職との間に相当因果関係があると判断し、退職後の2年間について、原発事故前の収入を基礎にした就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能になった場合には、かかる勤労者について、給与の減収分が賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

中間指針第3の5は、本件事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。）し、疾病にかかった場合に精神的損害等を賠償すべき損害と

認めるとしているところ、申立人が体調の異変後に通院していた期間について、通院慰謝料の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、日常生活阻害慰謝料以外の本件事故と相当因果関係のある精神的苦痛の発生が認定できる場合には、中間指針第3の6の備考11を適用して、別途賠償の対象とすることを認めており、中間指針第3の6備考11は、その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとしているところ、事故直後の過酷な勤務体制であったこと等を考慮して、これらに従い月額6万円の増額分の賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	1038		
事案の概要	平成12年から転勤により関東地方の社宅に居住し、原発事故時も同所に居住していた申立人らについて、社宅が狭いため、家族5人分の家財を置くことができず、筆筒等の多くの家財を避難指示解除準備区域(浪江町)の実家に置いていたことなどの事情を認定し、150万円の家財賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ア)		

2 基本情報

申立日	H26.7.15	全部和解成立日	H27.1.28
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他動産	100,000		※1
小計			100,000		

申立人B、C、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	1,500,000		※2
小計			1,500,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,600,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

原発事故時に避難指示解除準備区域(浪江町)に居住していた申立人Aが所有していた浄化槽について、財物損害の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人B、C、D、E及びF(父母及び子3人の世帯、いずれも追加申立てがされた。)は、平成12年から申立人Bの転勤により関東地方の社宅に居住し、原発事故時も同所に居住していたが、浪江町の申立人Bの実家(申立人A宅)に置いていた筆筒等の家財について、原発事故によりその価値が喪失したとして財物損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人B、C、D、E及びFは原発事故時に関東地方に住んでおり、実家は申立人Aの一人世帯であってこれについては賠償済みであること、家財については購入から相当期間が経過しており経年による価値減

少があること、賠償を認めるとしても90万円が妥当であること等を主張して争った。パネルは、社宅が狭いため、家族5人分の家財を置くことができず、箆笥等の多くの家財を実家に置いていたこと等の事情を認定し〔写真〕、150万円の家財賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6）

申立人B、C、D、E及びFは、原発事故により浪江町の実家に帰省できなくなったことについての精神的損害の賠償を請求し、東京電力は、中間指針の基準を超えて賠償する事情はないとしてこれを争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人は、ブロック工事代金及びベランダ取付代金の財物損害の賠償を請求し、東京電力は、これらは宅地建物と一体化又は固定化されている建築設備であり、宅地建物に含めて賠償済みであるとしてこれを争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1039		
事案の概要	申立人が所有する居住制限区域(富岡町)の土地(登記上の地目は畑であり、用途地域内に存在する土地)の財物損害について、両隣の土地に居宅が存在していることなどの近隣の状況等を考慮し、基準単価として近隣の宅地単価を使用し、宅地単価に対する価値割合を8割とした上で、価値減少率を全損と評価して損害額が算定された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(イ)	

2 基本情報

申立日	H26.10.16	全部和解成立日	H27.1.29
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	5,982,296		※1
小計			5,982,296		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,982,296
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人は、自己が所有する居住制限区域(富岡町)の土地(登記上の地目は畑であり、住宅用途地域内に存在する土地。以下「本件土地」という。)について、宅地と認定した上で、かつ原発事故により全損となったことを前提とした評価額の財物損害の賠償を求めた。東京電力は、

(1) 宅地単価は不動産価格調査を基準とした単価〔不動産価格調査書〕に基づくべきであること、(2) 宅地単価に対する価値割合は、不動産鑑定士の査定に基づく30%であるべきであること、(3) 価値減少率は、居住制限区域であることを考慮して避難指示割合である72分の60とすべきであることを主張して賠償額を争った。パネルは、(1) 道路を挟んだ対面土地の宅地価格が本件土地とほぼ同額であると考え、(2) 本件土地の両隣に宅地があること、都市中央部が近いこと、近隣道路も整備されていることを根拠に宅地単価に対する価値割合を80%とし、(3) 本件土地が帰還困難区域に隣接していること及び放射線量が高いことから価値減少率を72分の72(全損)として算定した賠償額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱ④は、対象区域内にある当該財物が財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に被曝した場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められるとしており、中間指針第3の10Ⅰは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が

不能となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、賠償すべき損害と認められるとしており、中間指針第二次追補第2の4Ⅰは、帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により100パーセント減少（全損）したものと推認することができるとし、同Ⅱは、居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物損害については、避難指示解除までの期間等を考慮して、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により一定程度減少したものと推認できると認めており、これらに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1040		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)に居住する申立人らのうち、平成23年6月に山形県に自主的避難を開始した申立人1名について、近隣に住む申立人らの長男夫婦及びその子らと一緒に自主的避難を行うことを原発事故直後から計画していたこと、長男の妻の出産を待って自主的避難を開始したこと、長男夫婦及び孫らもほぼ同時期に自主的避難を開始し、避難先も近接していたことなどの事情を考慮し、平成23年8月までの避難費用及び生活費増加費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(4)

2 基本情報

申立日	H26.10.10	全部和解成立日	H27.1.30
事故時住所	福島市		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	41,600	H23.3～H23.8、H26.6	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	124,800	H23.3～H23.8、H26.6	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	83,200	H23.3～H23.8	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H23.3～H23.8	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	60,000	H23.3～H23.8	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	80,000	H23.3～H23.8	※1
小計			539,600		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	539,600
	弁護士費用	16,188
	手続内で処理された既払金合計額	160,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、子供又は妊婦を含まない世帯であるところ、そのうちの一人である申立人Bの山形県への自主的避難の実行及び継続により負担した避難費用、生活費増加費用等について賠償を求めた。東京電力は、申立人Bの避難開始時期が平成23年6月であり、中間指針第一次追補による損害賠償の対象期間外に生じた費用の請求であると主張して争った。パネルは、近隣に住む申立人らの長男夫婦及びその子らと一緒に自主的避難を行うことを原発事故直後から計画し

ていたこと、長男の妻の出産を待つて自主的避難を開始したこと、長男夫婦及び孫らもほぼ同時期に自主的避難を開始し、避難先も近接していたこと等の事情を考慮し、平成23年3月から同年8月までの期間の避難費用、生活費増加費用等のほか、平成26年6月に申立人Bが福島市に帰還した際の交通費及び引越費用を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1041		
事案の概要	宮城県産の米を全国の顧客に販売していた申立人について、基準期間を原発事故直前の1年間とし、個別取引に係る実際の経費等を考慮して算定された貢献利益率を採用し、原発事故の寄与度を10割として、平成26年4月までの風評被害による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H26.6.24	全部和解成立日	H27.2.4
事故時住所	宮城県名取市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		744,500	H23.10~H26.4	※1

小計 744,500

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	744,500
	弁護士費用	22,335
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第三次追補第2

申立人は、宮城県内で、同県産の米をインターネットを通じ全国に小売りしていたが、平成23年10月から平成26年4月までに発生した売上げの減少を風評被害による買い控えによる損害であるとして、逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、風評被害の存在を認めながら、基準年度の取り方、原価率の認定といった点で逸失利益の算定方法を争った。パネルは、前者の点について、基準年度の期間を新米が出回る10月から翌年9月までとすることを前提に、平成21年10月からの1年間を基準年度とし、後者の点については記録のある平成25年10月からの1年間の実績である71%として和解案が提示された。なお、本来、貢献利益は粗利からさらに販管費中の変動費を控除することで求められるが、申立人は販管費中の変動費に当たるものをほぼ顧客負担としていたため、粗利から差し引くべき販管費中の変動費に当たるものがないというのがパネル及び当事者の共通理解であり、粗利率を貢献利益率とみなして和解案が提示された。

中間指針第7の1Ⅲ①は、各業種ごとに示す一定範囲の類型について現実に生じた買い控え等による被害を、原則として本件事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象と認め、さらに、中間指針第三次追補第2Ⅰ③及び①iは宮城県産の農産物を対象とする流通業をこの類型と認

めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1042		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、平成26年8月に除染目的で自主的に屋敷林を伐採した申立人について、伐採前の線量の高さを考慮して、伐採費用の全額が賠償された事例。		
紹介箇所	第11の1(2)		

2 基本情報

申立日	H26.11.14	全部和解成立日	H27.2.16
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用		140,000	H26.8	※1
小計			140,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	140,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、南相馬市内に住居を所有しており、住居の周囲には森林があったところ、この森林から生じる放射線量が高かったことから森林を伐採することにし、この伐採にかかる費用を請求した。東京電力は、原発事故から3年以上経過した後の自主的な除染費用については、本来的には各自治体が合理的とされる範囲を決定し、国が集約した後に東京電力が賠償するものであり、現時点での賠償は困難であると主張して争った。パネルは、森林伐採の必要性、緊急性を肯定し、伐採費用を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、本件事故に由来する放射線物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(汚染された廃棄物の処理)を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1043		
事案の概要	県南地域(西郷村)から平成23年3月17日に避難を開始した申立人ら(母と未成年の子1名)について、避難直後の避難費用、原発事故後半年間の生活費増加費用のほか、未成年の子につき同年12月までの精神的損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(1)		

2 基本情報

申立日	H26.6.12	全部和解成立日	H27.2.17
事故時住所	西郷村		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	100,000	H23.3~H23.12	※1

小計 100,000

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	130,530	H23.3~H23.4	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	66,000	H23.3~H23.4	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	10,000	H23.3~H23.4	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H23.3~H23.9	※1

小計 356,530

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	456,530
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	200,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)
 申立人A(母)及びB(Aの子であり追加申立てがされた。)は、原発事故発生当時、西郷村に生活の本拠を有していたところ、平成23年3月以降福島県外に避難し、交通費、宿泊費、宿泊謝礼、家財道具購入費の賠償を求めた。東京電力は、西郷村は、避難等対象区域に指定されておらず、立入制限等がされているわけでもないことから、西郷村に帰還することに特段の支障はなく、現在も福島県外にて避難を継続する合理性は認められないため、避難費用等については合

理的な期間に限り検討されるべきであるとした。パネルは、避難直後の交通費、宿泊費、宿泊謝礼、原発事故後半年間の家財道具購入費、平成23年12月までの申立人Bの精神的損害の賠償（平成24年6月11日付け東京電力プレスリリースに基づく既払金20万円の賠償のうち、10万円を精神的損害の賠償分として取り扱ったものである。）を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認めており、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目

申立人らは、申立人Bが避難先で不登校になってフリースクールに通学した学費の賠償を求めたところ、東京電力は、原発事故との相当因果関係を争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1044		
事案の概要	帰還困難区域の土地上に建物を建築中(平成23年5月に完成予定)であった申立人について、建物の建築に必要な材木のほとんどを申立人が自ら調達し、それらが原発事故により使用不能となったことなどを考慮し、建物の請負工事代金(東京電力の直接請求手続で支払済み。)とは別に、材木の調達費用(東京電力の直接請求手続で支払済みのものを除く。)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(エ)		

2 基本情報

申立日	H26.5.26	全部和解成立日	H27.2.18
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他	23,256,841		※1
全部和解	財物損害	その他	192,150		※1
全部和解	財物損害	その他	1,818,435		※1
全部和解	財物損害	その他	1,506,000		※1
全部和解	財物損害	その他	30,000		※1
小計			26,803,426		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	26,803,426
	弁護士費用	804,103
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、新居建築のため浪江町に土地を購入し、盛土造成工事〔請求書、振込受付書〕及び石積工事〔請求書、領収証〕を順次行い、自ら材料を調達して建築工事を注文し〔建築工事請負契約書、請負価格等証明書、領収証〕、電気利用申請〔請求書、領収証〕をしたが、原発事故の影響で建築工事の続行が不可能となったため建築工事請負契約を合意解約したとして〔工事解約合意書〕、①建物建築のための材料費、②盛土工事費用、③石積工事費用、④庭石の財物損害及び⑤電気利用申請費用についての賠償を請求をした。東京電力は、①材料は申立人が所有する土地から切り出した材木であり、市場価格に基づいて賠償額を算定すべきでないなどと主張し、②盛土工事費用については土地に対する工事であって宅地の賠償に含まれていると主張し、③石積工事費用は擁壁に該当するものであり放置しておくことによって価値が下落することはないし除染が可能であるから財物価値が毀損することはないと主張し、④庭石代も擁壁と同様に

財物価値が毀損することはないと主張し、⑤電気利用申請費用は建物の建築に関連した費用であり建物に係る財物賠償に含まれていると主張していずれも争った。パネルは、原発事故と財産価値喪失等の間に相当因果関係があると判断し、東京電力の直接請求手続で支払済みの建築請負工事代金とは別に、申立人主張額から既払金等を控除した金額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱは、当該財物が対象区域内にあり、財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1045			
事案の概要	地方自治法上の一部事務組合である東北地方の申立人について、脱水汚泥、水処理用活性炭等の放射性物質濃度検査に要した費用が賠償された事例。			
紹介箇所	第9の2(2)			

2 基本情報

申立日	H26.3.3	全部和解成立日	H27.2.19
事故時住所	岩手県北上市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	自治体		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	民間企業と同様の立場で行う事業に関する損害	追加的費用	399,000	H23.8～H25.4	※1
小計			399,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	399,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第10の2、中間指針第7の1

し尿処理等を行う地方自治法上の一部事務組合である東北地方の申立人は、衛生処理場の脱水汚泥、水処理用活性炭等の放射性物質濃度検査に要した費用等の賠償を求めた。東京電力は、当該検査が脱水汚泥や水処理用活性炭等の引取先の要請に基づく検査であるか否かを確認できないなどと主張し、一部の賠償を認めたものの、その余の認否は留保した。パネルは、放射性物質濃度検査を行った理由を確認し、脱水汚泥、水処理用活性炭等の引取先から当該検査の実施を要求されたことを認め、検査費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第10の2は、地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害について、中間指針で示された事業者等に関する基準に照らし、原発事故と相当因果関係が認められる限り、賠償すべき損害の範囲が判断されるものとされ、中間指針第7の1IV③においては、取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用が賠償の対象となると認められているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解の対象とならなかった損害項目（中間指針第10の2）

し尿処理等を行う地方自治法上の一部事務組合である東北地方の申立人は、衛生処理場の脱水汚泥、水処理用活性炭等の放射性物質対策の連絡会議に職員が出席した際の人件費の賠償を求めた。東京電力は、当該連絡会議への出席は、申立人の裁量によりされたものであり、出席を

強制されたものではない以上、賠償には応じかねると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1046		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に同居していた親夫婦(夫X1、妻X2)と長男夫婦(夫X3、妻X4)のうちX1及びX3が旧警戒区域内の工場で勤務していたが、原発事故により同工場が一時操業停止となったことに伴い、全員が避難し、親夫婦及び長男(X3)が、長男の妻(X4)及び長男夫婦の子らと別離するに至った申立人らについて、上記工場は操業を再開したものの、生産量が回復せず、X1及びX3が再び同工場で勤務することは困難な状況にあること、X4と同居している長男夫婦の子らが幼少であることなどの事情を考慮して、避難継続の必要性を認め、平成26年12月までの精神的損害等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(ア)		

2 基本情報

申立日	H26.5.1	全部和解成立日	H27.2.19
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	24,244	H25.4～H25.5	※1
全部和解	避難費用	家財移動費用	60,900	H25.5	※2
全部和解	避難費用	食費増加費用	690,000	H23.3～H26.12	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	546,400	H23.3～H26.12	※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	257,200	H24.4～H26.7	※5
全部和解	精神的損害	基本部分	2,800,000	H24.9～H26.12	※6
小計			4,378,744		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,800,000	H24.9～H26.12	※6
小計			2,800,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,800,000	H24.9～H26.12	※6
小計			2,800,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2800000	H24.9～H26.12	※6
全部和解	精神的損害	増額分	720,000	H23.6～H25.5	※7

小計 3,520,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,498,744
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

原発事故により他県への避難を強いられたが、平成25年に福島県に戻り、他の申立人らと合流した申立人D分の引越時の交通費の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の2

原発事故により他県への避難を強いられたが、平成25年に福島県に戻り、他の申立人らと合流した申立人D分の引越し費用の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故前に自家消費用の米・野菜を作っていたが、避難により作ることができなくなり購入せざるを得なくなったとして、米・野菜の購入費用として69万円(月1.5万円×46か月)の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の2

申立人Aは、避難先から、南相馬市内に避難していた親族(事故時同居)に1か月に2回程度面会していた〔電話聴取報告書〕ところ、その際の交通費の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の2

申立人らは、避難先で、原発事故前には負担していなかった駐車場代を負担することになったとして、避難先の駐車場代の賠償を認めた〔領収書等〕ものである。

※6 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1(2)

申立人A及びCは警戒区域内の事業所に勤務していたが、原発事故により県内の別事業所への転勤を強いられたため、平成24年9月以降も避難を継続する必要があるとして、同月以降の日常生活阻害慰謝料を請求した。東京電力は、特段の事情がない限り応じられないと主張して争った。パネルは、平成26年11月時点で、元事業所への復帰が困難であったと認定し〔電話聴取事項報告書〕、申立人C及びDの子らが幼少であること等も考慮して、申立人全員について、同年12月までの避難継続の必要性を認め、同月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6IV②は、精神的損害(日常生活阻害慰謝料)の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)IIIは、緊急時避難準備区域についての「相当期間」は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)備考7は、相当期間経過後の「特段の事情がある場合」については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の6

申立人Dは、原発事故により申立外の子供と他県への避難を強いられ、夫（申立人C）と別離することになったとして、別離期間について精神的損害の増額（月3万円×24か月）を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1047		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、定年退職後も再雇用制度を利用して南相馬市内で勤務していたが、原発事故後、避難先である茨城県から通勤することとなり、通勤負担の増大等から勤務先を退職した申立人について、申立人の業務内容や勤続年数等から平成27年3月までの雇用継続が見込まれていたこと、申立人の年齢及び健康状態等から再就職は困難であったことなどの事情を考慮し、同月までの就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H26.9.11	全部和解成立日	H27.2.19
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	9,513,032	H24.9～H27.3	※1

小計 9,513,032

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,513,032
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故当時、定年後の再雇用制度を利用して南相馬市内の会社に勤務しており〔再雇用契約書〕、原発事故後も勤務を続けていたが、避難先（茨城県）からの長距離通勤による負担の増加や体調不良等を理由に退職せざるを得なかったとして、退職後（平成24年9月分以降）の減収分の賠償を求めた。東京電力は、平成24年12月分までの減収分の賠償は認めた一方で、平成25年1月分以降については、申立人が就労を継続できていたと考えることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、申立人に30年以上の勤続実績があること及び65歳まで就労を継続する意思があったこと等から、申立人は原発事故がなければ65歳まで就労を継続できたものと認め、平成24年9月分から平成27年3月分までの就労不能損害（減収分）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1048		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)で食肉販売業を営んでいた申立人の事業用資産(償却資産及び棚卸資産)について、帳簿の記載や領収書等から取得価格を認定し、実際の使用可能年数を基礎とした減価償却を行った上で、立証の程度を考慮した割合を乗じて損害額が算定された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ウ)		

2 基本情報

申立日	H26.7.10	全部和解成立日	H27.2.23
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	3,570,162		※1
小計			3,570,162		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,570,162
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、大熊町で食肉販売業を営んでいたところ、その事業に用いていた機械類等の事業用資産(償却資産及び棚卸資産)の財物損害の賠償を求めた。東京電力は、償却資産については、耐用年数等を争い、棚卸資産については、直接請求手続における既払分との重複がないことの確認資料の不足を主張して争った。パネルは、償却資産については、申立人の主張する耐用年数を参考に、実際の使用可能期間を資産ごとに個別に10年から40年までの範囲で認定し(例えば冷蔵庫40年、焼鳥機械30年、冷凍ケース30年、フライヤー20年、パソコン10年と判断した。)、棚卸資産については平成22年分の損益計算書の期末商品棚卸高に基づき在庫の量を推認した上で、それぞれについて立証の程度に応じた割合(帳簿に記載のある財物については9割、帳簿に記載のない財物については7割、棚卸資産については8割とするもの。)を乗じて算定した賠償額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1049		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)に妻子と共に居住していたが、原発事故直後に妻子のみが避難し(現在も避難継続中)、その後、平成25年中に妻と離婚した申立人について、平成26年9月まで毎月1回の子との面会交通費(1km当たり22円のガソリン単価に往復の距離を乗じて得られる金額)が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ		

2 基本情報

申立日	H26.10.2	全部和解成立日	H27.2.24
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	150,304	H25.7～H26.9	※1
小計			150,304		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	150,304
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人は、自主的避難等対象区域(福島市)に申立外の妻子とともに居住していたが、原発事故直後に妻子のみが関東地方に避難し、その後、平成25年中に妻と離婚したところ、申立人の居住する福島市から関東地方に避難中の子と面会する際に支出した面会交通費について、離婚後の期間についても賠償を求めた。東京電力は、離婚後の面会交通費については、仮に原発事故がなかったとしても発生した可能性のある費用であり、原発事故との相当因果関係を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、原発事故がなければ妻子は離婚後も福島から離れることはなく、関東地方に妻子が居住しているのは原発事故に伴う避難が原因であることを考慮し[妻の電話聴取事項報告書]、面会交通費と原発事故との間の相当因果関係を認め、平成26年9月まで毎月1回の子との面会交通費(1km当たり22円のガソリン単価に往復の距離を乗じて得られる金額)を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために

自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1050		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人ら(母と未成年の子1名)について、子が避難先の高校を卒業する平成26年3月までの避難継続を認め、同月までの精神的損害が賠償されたほか、母につき、避難先での仕事が原発事故前と異なる職種の仕事であり、収入の額も原発事故前より大幅に減少したことなどの事情を考慮し、中間収入を控除せずに平成26年3月までの就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ア	第1の8(2)エ(ア)	第1の10(2)ア(イ)
	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)ウ(エ)	

2 基本情報

申立日	H26.8.6	全部和解成立日	H27.2.25
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	3,835,875	H25.1～H26.3	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	3,700,000	H23.3～H26.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,110,000	H23.3～H26.3	※2
小計			8,645,875		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,700,000	H23.3～H26.3	※2
小計			3,700,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	12,345,875
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	3,950,000

※1 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、総括基準(営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について)

申立人Aは、原発事故当時、南相馬市原町区(緊急時避難準備区域)の会社に勤務していたが、原発事故による避難のため仕事を続けることができず退職を余儀なくされ減収が生じたとして、平成25年1月以降の期間の就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、緊急時避難準備区域の就労不能損害の賠償対象期間は原則として平成24年12月までであり、申立人Aの就労状況を最大限考慮するとしても、申立人Aが避難先で再就職した平成25年4月には就労不能状態

が終了したといえることから、賠償対象期間は同年3月までとすべきであると主張した。パネルは、申立人Aの避難先での再就職先がパートであり、仕事内容も原発事故前と異なる職種であり、収入の額も原発事故前より大幅に減少したこと等の事情を考慮し、申立人Aの就労不能状態は再就職後も継続しており、かつ、申立人Aの再就職先での就労は特別の努力によるものと認められるとして、平成25年1月から平成26年3月までの期間について、申立人Aが得た収入を控除することなく原発事故当時の収入全額を就労不能損害として認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認め、同備考8は、就労不能等に伴う損害の終期は、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の就労活動を営むことが可能となった日とすることが合理的であると定め、中間指針第二次追補第2の3は、就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時の就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しないなどの合理的かつ柔軟な対応が必要であると定め、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）は、政府指示による避難者が、就労不能損害の算定期間中に、避難先等における就労によって得た給与等は、原発事故がなくても当該就労が実行されたことが見込まれるとか、当該就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるなどの特段の事情のない限り、就労不能損害の損害額から控除しないものと定めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2

申立人A及びその子である申立人Bは、原発事故当時、南相馬市原町区（緊急時避難準備区域）に居住していたところ、申立人Bが平成23年4月に避難先の茨城県の高校に入学し、申立人Bが同校を卒業する平成26年3月まで申立人らは同県での避難の継続を余儀なくされたとして、同月までの期間の精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、緊急時避難準備区域の精神的損害の賠償対象期間は原則として平成24年8月までであるとしながらも、パネルの意見を踏まえて検討すると回答した。パネルは、申立人Bが避難先で高校に通学し転校が困難であったこと等の事情を踏まえ、申立人らについて、平成23年3月から申立人Bが高校を卒業する平成26年3月までの期間について精神的損害（申立人Aについては、同居家族である母親の介護及び避難途中から施設に入所した母親との家族別離による増額分を含む。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同（1）の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1051		
事案の概要	栃木県で別荘用土地建物の販売等を業とする申立会社について、申立会社の業績推移、事業の特性等を勘案して対象年度の想定売上高を認定し、原発事故前後の損益の状況を考慮した利益率を採用して、平成26年4月までの風評被害による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の4(2)イ	

2 基本情報

申立日	H26.8.14	全部和解成立日	H27.2.27
事故時住所	栃木県那須郡那須町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	不動産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		5,200,000	H25.5～H26.4	※1

小計 5,200,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,200,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立会社は栃木県で別荘用土地建物の販売等の不動産事業及び建築事業を業とする会社であり、原発事故に起因する風評被害により売上げが減少した〔部門別科目残高一覧表〕として、その逸失利益を請求した。東京電力は、原発事故から2年以上が経過した期間に係る請求であり、既に風評被害は終期を迎えており、原発事故と売上げの減少との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、いまだ風評被害の終期は到来しておらず、申立会社の売上げの減少は原発事故に起因した風評被害によるものとして、原発事故と売上げの減少との間に相当因果関係を認めた上で、申立会社の平成19年4月期以降平成25年4月期までの業績推移、不動産事業及び建築事業それぞれの事業の特性等を勘案して対象年度の想定売上高を認定し、原発事故前後の損益の状況を考慮した利益率を採用し、それにより算定した逸失利益を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1備考5は、風評被害の終期の到来の有無について「個々の事情に応じて合理的に判定することが適当である」としており、また総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、算定方法について「複数の合理的な算

定方法が存在するのが通常」であり、「仲介委員は、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りる」とし、「その算定方法の選択は、仲介委員の合理的な裁量に委ねられる」としているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1052		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域に居住し同区域で就労していた申立人夫婦について、原発事故直後に親族とともに避難した申立人妻及び、その後上記親族の介護のため平成25年に避難を開始した申立人夫の避難の合理性を認め、申立人夫婦の退職に伴う就労不能損害の賠償も認めた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)	第1の10(2)ア(ウ)	

2 基本情報

申立日	H26.7.1	全部和解成立日	H27.3.2
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	5,610,330	H25.4～H27.1	※1
小計			5,610,330		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	3,700,000	H25.1～H27.1	※1
小計			3,700,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,310,330
	弁護士費用	279,310
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人らは、南相馬市原町区（緊急時避難準備区域）において各々就労していた夫婦（以下、申立人らのうち夫を「申立人A」、妻を「申立人B」という。）であり、原発事故により同人らとともに避難した申立人Bの両親が避難先で脳梗塞、肝膿瘍、大腸がん等の複数の傷病の診断を受け〔診断書〕、避難先での治療を継続せざるを得ない状況となったことから、その介護のために退職を余儀なくされて減収が生じたとして就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人らについて、退職が介護を理由とするものであること、申立人Aについて、事故後2年以上経過後に退職していることや、定年退職予定であった年齢まで働ける勤務先に再就職したこと等から賠償を認める期間及び原発事故の影響割合について限定されるべきであるなどと主張して争った。パネルは、申立人らの避難及び退職理由に合理性があることを認め、原発事故直後に避難をした申立人Bについては原発事故前の収入〔源泉徴収票〕を前提として、影響割合を考慮せず、

平成25年3月に退職した申立人Aについては退職前の収入〔所得証明書〕に影響割合を5割として乗じた上で損害額を算定し、平成27年1月（和解案提示前月）までの就労不能損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により就労が不能になった場合には、給与等の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1053		
事案の概要	自主的避難等対象区域(相馬市)においてしいたけ菌床の栽培及びその販売業を営んでいたが、原発事故により廃業となった申立人について、原発事故と廃業との因果関係を認めた上、事業用資産(冷凍設備、ボイラー設備等)について計算書類の提出はなかったが、資料(領収証、写真、パンフレット)の提出状況に応じて申立人主張の取得価格の3割から8割の範囲の賠償額が算定された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)エ	第1の12(2)オ(ウ)	第3の2(1)ア
	第11の4(2)		

2 基本情報

申立日	H26.9.16	全部和解成立日	H27.3.2
事故時住所	相馬市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	9,621,628		※1
小計			9,621,628		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,621,628
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1、中間指針第3の7、中間指針第2の5

申立人は、原発事故時、自主的避難等対象区域内(相馬市)のしいたけ菌床工場にて、しいたけ菌床の栽培及びその販売業を営んでいたところ、原発事故により同市産のしいたけ菌床の出荷自粛要請が出されたこと等の理由から廃業を余儀なくされたとして、工場解体費用及び事業用資産〔見積書、領収書、パンフレット及び写真〕の賠償を求めた。東京電力は、原発事故後の出荷自粛要請が取り下げられ、現時点では同地域にてしいたけを生産している事業者がいること等の理由から原発事故と廃業との間の相当因果関係はないと主張し、仮に工場解体等と原発事故との間に相当因果関係が認められるとしても、影響割合を2割と主張して争った。パネルは、原発事故によりしいたけの出荷制限等が出されたため廃業を余儀なくされたと認定し、原発事故と廃業との相当因果関係を認めた上、事業用資産の賠償について、事業用資産(冷凍設備、ボイラー設備等)について計算書類の提出はなかったが、資料(領収証、写真、パンフレット)の提出状況に応じて申立人主張の取得価格を基準として影響割合を3割から8割とする和解案を提示した。

中間指針第5の1備考3及び同第3の7備考8は、廃業した場合は、営業資産の価値が喪失又は減償した部分(原価分)等を賠償すべき損害としており、同第2の5は、必要かつ合理的な範

困で証明の程度を緩和して賠償することを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1054		
事案の概要	自主的避難等対象区域(鏡石町)から原発事故直後に避難を開始した申立人ら(夫婦及び未成年の子ら(うち1名は事故後に出生))について、避難継続の合理性を認め、平成24年6月までの生活費増加費用、避難雑費が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(4)		

2 基本情報

申立日	H26.7.11	全部和解成立日	H27.3.4
事故時住所	鏡石町		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		1,640,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	369,810	H4.1～H24.6	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	180,000	H24.1～H24.6	※2
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	23,400	H24.1～H24.6	※2
全部和解	避難雑費		360,000	H24.1～H24.6	※2
全部和解	除染費用等	線量計購入費	34,000	H23.3～H23.12	※3

小計 2,607,210

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,447,210
	弁護士費用	103,416
	手続内で処理された既払金合計額	2,480,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく18歳以下の子供及び妊婦に対する賠償40万円並びに子供及び妊婦以外に対する賠償8万円(いずれも本和解外で東京電力により支払済み。)のうち、それぞれ20万円及び4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、自主的避難等対象区域(鏡石町)から原発事故直後に避難を開始したことによる避難費用〔領収書〕、生活費増加費用(面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分及び自家消費野菜)〔領収書、写真〕、避難雑費、就労不能損害、精神的損害及び放射線測定器購入費用〔電子メール〕の賠償を求めた。東京電力は、既払金292万円を支払っており、これ以上の支払には応じられないと主張して争った。パネルは、平成23年3月から同年12月までの期間について、避難費用、生活費増加費用及び精神的損害として248万円を認めるとともに、放射線測定器購入費用を認め、平成24年1月から同年6月までの期間について、生活費増加費用(面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分、自家消費野菜)及び避難雑費を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第二次追補第4

除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1055		
事案の概要	自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人ら(父と成年者の子)について、除染のため屋敷林を伐採したことにつきその伐採費用及び材木に係る財物損害が賠償されるとともに、原発事故前は同居していたが避難により介護施設への入居を余儀なくされた申立人父の平成26年2月までの介護施設居住費が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)	第1の12(2)エ(エ)	第11の1(2)

2 基本情報

申立日	H26.5.27	全部和解成立日	H27.3.5
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,675,000	H23.8～H26.2	※1
全部和解	除染費用		945,000	H25.11、H26.4	※2

小計 2,620,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用		103,880	H25.7	※2
全部和解	財物損害	立木(庭木を除く。)	500,000		※3

小計 603,880

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,223,880
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人らは、申立人B(原発事故時87歳、要介護認定あり〔電話聴取事項報告書〕)が避難生活中に体調や認知症が悪化したため(平成24年5月に要介護2、平成26年6月に要介護3に認定〔介護保険被保険者証、介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書〕)、原発事故時の家族との同居が困難になり、別の親族の下で生活することとなったが、避難の長期化・避難先の手狭等で世話ができなくなったため平成23年8月に老人福祉施設に入居させたことにより生じた老人福祉施設の同月から平成26年2月までの家賃を請求した。東京電力は答弁書では、申立人Bが原発事故当時の同居家族と原発事故後は同居していないことから原発事故との相当因

果関係がないとして賠償を認めなかったが、申立人らからの老人福祉施設への入居経緯の説明を踏まえて、直接請求での既払金を控除した金額の賠償を認めた。パネルもこれと同額を賠償する和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

申立人らは、自宅の庭園の低木や自宅を囲っていた高木の屋敷林を、自治体による除染は時期が遅いことや自治体による除染では高木の伐採はしてもらえないことから、除染のために平成25年7月から平成26年4月にかけて3回にわたり自ら業者に依頼して樹木を伐採・処理した費用を請求した。東京電力は、自治体による除染とは別に個別に除染を行った事情や伐採樹木の数量の説明を求めたり、伐採費用が高額すぎて妥当性を欠くと主張したりして争った。パネルは、自宅が特定避難勧奨地点に指定されるほど線量が高かったことや未成年の子供がいたこと等から除染の必要性を認め、伐採前後の放射線量の変化〔電話聴取事項報告書〕から除染の効果を認めて、請求金額を全額賠償する和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去、汚染された廃棄物の処理）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人らは、前記※2の除染のために伐採した屋敷林の樹木（杉及び桧）について、材木として売れる価値があったとして、伐採により喪失した財物価値の賠償を請求した。東京電力は、伐採樹木の数量の説明を求めたほか、自治体による除染作業が実施されているにもかかわらず自身の判断で伐採を実施したのであるから樹木の価値喪失は原発事故による損害ではないなどと主張して争った。パネルは、伐採前の屋敷林に生えていた杉の木の本数、高さ、幹の直径に関する事情聴取結果〔電話聴取事項報告書〕や伐採前後の敷地の航空写真から、伐採前の屋敷林の杉の木の本数、高さ、幹の直径を推定し、これに基づいて屋敷林にあった杉の木の材木としての材積の総量を算定し、農林水産省の統計に基づいて材木としての価値を計算した上、材木として伐採した場合には作業費等を要することを考慮して一定額を減額した金額を賠償する和解案を提示した。

中間指針第3の10 II ①は、当該財物が対象区域内にあり、財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人らは、所有していた農機具（トラクター）が長期間使用していなかったために故障したことにより修理しなければならなくなったとして、支出した修理代金の賠償を請求した。パネルは、原発事故前のトラクターの稼働状況が不明であったことから、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1056		
事案の概要	帰還困難区域(富岡町)で建設業を営んでいた申立会社の所有に係る、原発事故後搬出できなかった建設機械や原材料等及び事務所・倉庫等の建物について、決算報告書等の資料には記載がなかったが、申立人の主張する取得価格及び建設機械メーカーが作成した見積書の下取金額を基礎として、財物損害の賠償額が算定された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(カ)	第1の12(2)オ(ウ)	第11の4(2)

2 基本情報

申立日	H25.12.24	全部和解成立日	H27.3.10
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	除染費用	214,515		※1
全部和解	営業損害・追加的費用	営業資産移動・保管費用	97,490		※2
全部和解	財物損害	不動産	3,127,983		※3
全部和解	財物損害	動産	13,531,552		※4

小計 16,971,540

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	16,971,540
	弁護士費用	509,147
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、中間指針第3の10、中間指針第二次追補第4

申立会社は、富岡町(帰還困難区域)で建設・土木事業及びコンクリート二次製品の製造・販売業を営む会社であるところ、原発事故当時、福島第一原発内で使用されていた申立会社所有の油圧ショベルについて、原発事故後に東京電力による除染が行われたものの、依然として放射線量が基準値を上回っているとして、周辺住民から反対の声が上がり、移転先の事業所に持ち込むことができなかったことを理由に、再度の除染の実施を余儀なくされたとして、油圧ショベルの搬出費用及び部品交換費用の賠償を求めた〔領収証、振込明細書、陳述書〕。東京電力は、油圧ショベルの放射線量が基準値を超えていた事実及び周辺住民から反対の声が上がった事実が客観的に確認できないと主張して争った。パネルは、油圧ショベルの除染の必要性及び部品交換による除染方法の合理性を認めた上で、部品交換により、申立会社が付加価値を得た側面もあるこ

とを考慮して、請求額の5割に相当する額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業に支障が生じたために生じた追加的費用（除染費用）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認め、中間指針第3の10Ⅱは、当該財物が対象区域内にあり、財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合には、除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と認め、中間指針第二次追補第4Ⅰは、原発事故に由来する放射線物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7、中間指針第3の10

申立会社は、富岡町（帰還困難区域）で建設・土木事業及びコンクリート二次製品の製造・販売業を営む会社であるところ、原発事故により、事業所を閉鎖し、いわき市に事業所を移転せざるをえなくなったとして、機械類の移転費用の賠償を求めた。東京電力は、疎明資料〔請求書、領収証〕により、支出した金額が明らかな費用については、請求を認容し、パネルも同額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用（営業資産の移動費用）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認め、中間指針第3の10Ⅲは、対象区域内の財物の管理が不能となり、又は放射性物質に曝露することにより、その価値が喪失又は減少することを予防するため、所有者等が支出した費用は、必要かつ合理的な範囲において賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10、中間指針第2の5

申立会社は、富岡町（帰還困難区域）で建設・土木事業及びコンクリート二次製品の製造・販売業を営む会社であるところ、原発事故により、事業用建物である倉庫、事務所、作業所、コンクリートミキサー室（いずれも未登記である。）の価値が毀損したとして、当該不動産の財物損害の賠償を求めた。東京電力は、倉庫については、減価償却後の時価相当額から営業損害として既に賠償された減価償却分を控除した額の限度で認容したが〔固定資産減価償却内訳明細書〕、その余の建物については、未登記でありかつ固定資産減価償却内訳明細書に記載がないことから、賠償額が算定できないと主張して争った。パネルは、倉庫については、東京電力の認容額と同額を、その余の建物については、疎明〔写真、見取図〕の程度を考慮し、請求額の一部の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅰは、避難指示による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認めており、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の10、中間指針第2の5

申立会社は、富岡町（帰還困難区域）で建設・土木事業及びコンクリート二次製品の製造・販売業を営む会社であるところ、原発事故により、持ち出すことができなかった事業用機械・器具類及び原材料等の在庫商品の価値が毀損したとして、当該動産の財物損害を賠償を求めた。東京電力は、決算書に記載のある償却資産については、耐用年数を6年として減価償却した時価相当額の限度で認容し〔固定資産減価償却内訳明細書〕、決算書に記載のある棚卸資産については、記載額の全額を認容し〔棚卸資産の内訳書〕、原発事故の直前に購入した原材料については、購

入費用の全額を認容したが〔領収証〕、その余の動産については、客観的証拠がないため、賠償額の算定が不能である主張して争った。パネルは、東京電力が否認又は一部否認した請求のうち、棚卸資産として記載されていた油圧ショベルについては、業者の中古下取価格の9割を損害額と認め〔見積書〕、その余の動産についても、疎明〔写真、陳述書〕の程度を考慮し、請求額の一部の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第3の10Iに従った和解案が提示されたものである。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の7）

申立会社は、新築工事中断による逸失利益を請求したところ、東京電力は、営業損害の賠償において既払いであると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※6 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の7）

申立会社は、いわきの新事務所新築費用を請求したところ、東京電力は、原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※7 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の7）

申立会社は、パソコン購入費用を請求したところ、東京電力は、原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※8 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立会社は、借地権の賠償を請求したところ、東京電力は、建物所有目的ではなく資材置場としての民法上の賃貸借にすぎないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1057		
事案の概要	会津地域でしいたけの生産・販売を行い、原発事故後の会社全体の売上高が原発事故前よりも増加していた申立会社について、平成24年3月までの、廃棄したしいたけに係る逸失利益(廃棄量は申立人の主張する量の9割と認定。)及び売上が減少した地域に係る逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)ア	

2 基本情報

申立日	H26.7.11	全部和解成立日	H27.3.17
事故時住所	南会津町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		8,622,005	H23.3～H24.3	※1
全部和解	風評被害・逸失利益		2,774,736	H23.3～H24.3	※2
全部和解	風評被害・検査費用(物)		44,500	H23.3～H24.3	※3
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	156,450	H23.3～H24.3	※4
小計			11,597,691		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,597,691
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は会津地域でしいたけの生産・販売を行っていたところ、原発事故により主な出荷先から取引を停止され、しいたけの廃棄を余儀なくされたとして損害の賠償を求めた〔生産量と出荷実績及び廃棄量、生しいたけの平均単価、写真等〕。東京電力は、放射線検査結果及び廃棄費用がわかる客観的資料の提出を求め、認否を留保した。パネルは、原発事故としいたけの廃棄との間の相当因果関係を認め、平成23年3月から平成24年3月までのしいたけ廃棄量に1キログラム当たりのしいたけの単価を乗じ、さらに原発事故がなくとも廃棄分は生じること等を考慮し9割を乗じて算出した損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、同中間指針の

趣旨を踏まえ、和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の2、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は会津地域でしいたけの生産・販売を行っていたところ、原発事故により主な出荷先から取引を停止されたとして、減収分の賠償を求めた〔決算報告書、地区別売上〕。東京電力は、原発事故後の売上高が原発事故前の売上高を上回っており損害は発生していないとし、これを争った。パネルは、会社全体の売上げではなく取引を停止された地域の売上げを原発事故前と後と比較し、逸失利益の算定に貢献利益率を用いて減収分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めており、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額について、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であって、仲介委員は、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りるとされているところ、これらの趣旨を踏まえ、和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第7の2、中間指針第7の1

申立人は会津地域でしいたけの生産・販売を行っていたところ、しいたけの放射性物質の検査費用の賠償を求めた〔請求書、領収書、電話聴取報告書〕。東京電力は、林野庁による「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」における指示によるものか否かの説明を求め、認否を留保した。パネルは、原発事故としいたけの放射性物質の検査費用との間に相当因果関係を認め、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i 及び中間指針第7の1 IV③は、福島県において産出された農産物に係る風評被害について、取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第7の2

申立人は会津地域でしいたけの生産・販売を行っていたところ、風評被害を避けるため商品に貼り付けるシールの記載を「福島産」から「南会津産」に変更するために要したシール制作費用の賠償を求めた〔請求書、納品書〕。東京電力は、当該費用が発生した経緯の説明及び実際に負担した金額が明らかになる資料の提出を求め、認否を留保した。パネルは、原発事故とシール制作費用との間に相当因果関係を認め、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i 及び中間指針第7の1 IV①は、福島県において産出された農産物に係る風評被害について、必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1058		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)に居住していた申立人について、避難直後に持病の統合失調症が再発し、入院に至ったところ、原発事故の影響割合を6割として、治療費及び入通院慰謝料が賠償され、退職した平成23年4月から平成25年3月までの就労不能損害(ただし、平成23年9月以降は原発事故の影響割合は6割。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)エ	第10の2(3)キ	

2 基本情報

申立日	H26.3.24	全部和解成立日	H27.3.18
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	246,348	H23.3.11～H25.3.31	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	1,440,000	H23.3.11～H25.3.31	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	1,110,964	H23.3.11～H25.3.31	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3.11～H23.12.31	※2
小計			2,837,312		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,837,312
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	80,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人は、原発事故当時、自主的避難等対象区域(福島市)に居住していた者であるが、避難直後に原発事故に対する恐怖から持病の統合失調症が再発したとして、治療のため入通院をしたことに伴う病気の治療代〔証明書、領収書〕、入通院慰謝料、病気のため再就職が困難となり就労できなかったことによる就労不能損害〔給与明細〕の賠償を請求した。東京電力は、原発事故と病気の再発との因果関係が不明であると主張して争った。パネルは、申立人が提出した資料〔診断書、障害者手帳〕及び説明に基づいて、治療費等及び入通院慰謝料については原発事故の影響割合を6割とする和解案を、就労不能損害については平成23年4月から同年8月までは原発事故の影響割合を10割、平成23年9月から平成25年3月まではこれを6割とする和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）
中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※3 申立てがあったが和解の対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2）
申立人は、原発事故により、西日本産の有機野菜を購入するようになったことにより食費が増加したこと、窓を閉め切るようになり換気のため電気代が増加したこと等による生活費増加費用の賠償を求めた。東京電力は、これらの生活費増加費用と原発事故との間の相当因果関係があるとは認められないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1059		
事案の概要	宮城県において水産物の加工販売業を営み、平成23年8月に事業を再開した申立人の風評被害による逸失利益について、被申立人は申立人の売上減少は専ら申立人及び仕入先の震災・津波被害に起因すると主張していたところ、平成23年8月から平成24年6月までは原発事故の影響割合を4割と認め、その後の仕入先の震災・津波被害からの回復経過に応じて、原発事故の影響割合を平成24年7月から平成25年4月までは5割、同年5月から平成26年3月までは6割と認めて賠償がされた事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H26.7.28	全部和解成立日	H27.3.19
事故時住所	宮城県牡鹿郡女川町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		102,920,659	H23.8.1～H26.3.31	※1

小計 102,920,659

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	102,920,659
	弁護士費用	3,058,414
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第三次追補第2

申立人は、原発事故当時、宮城県内において水産物の加工販売業を営んでいたところ、地震の影響による復旧期間を経て、平成23年8月に事業を再開したものの、原発事故に伴う放射性物質への風評被害により売上げが減少した〔決算書〕として、平成26年3月までの逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人の売上減少は、専ら震災・津波の影響によるものであり、原発事故と売上減少との間の相当因果関係については慎重な検討が必要であると主張した。パネルは、申立人が提出した資料〔原発事故直後の申立人工場の写真、仕入先の販売証明書等〕及び説明に基づいて原発事故と売上減少との相当因果関係を認め、基準期間(平成21年4月から平成22年3月まで)の売上高と請求期間(平成23年8月から平成26年3月まで)の売上高との差額に、基準期間の経費率から算出した貢献利益率を乗じた額について、平成23年8月から平成24年6月までは原発事故の影響割合を4割とし、その後の期間については仕入先の震災・津波被害からの回復経過に応じて、同年7月から平成25年4月までは5割、同年5月から平成26年3月までは6割とする和解案を提示した。

中間指針第三次追補第2 I ②及び同① v は、北海道及び宮城県において産出された農林水産物を主たる原材料とする農林水産物の加工業及び食品製造業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、中間指針第7の1 III①の類型として、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1060		
事案の概要	会津地域で衣類の製造販売業を営む申立人の風評被害による逸失利益について、特定の取引先に対する売上減少分について、原発事故の影響割合を4割として、平成26年4月分から同年9月分までの賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H26.9.19	全部和解成立日	H27.3.23
事故時住所	南会津町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		2,619,664	H26.4～H26.9	※1

小計 2,619,664

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,619,664
	弁護士費用	78,590
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、会津地域で婦人子供服を製造・販売する会社であるところ、原発事故により放射性物質の線量を危惧する取引先から発注を制限されたほか、従業員が不足して生産性が大幅に減少するなどし、多大な損害を被ったとして、風評被害に基づく営業損害の賠償を求めた〔報告書〕。東京電力は、風評被害は遅くとも平成26年3月までに回復したと主張して争った〔鉱工業指数〕。パネルは、従前の賠償経緯等を踏まえ、特定の取引先に対する売上減少分に限定した上で、いまだ風評被害が続いていることを認め、原発事故の影響割合を4割として算定した賠償額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業等において、原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による被害のうち、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において発生した損害については、原則として原発事故との相当因果関係が認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1061		
事案の概要	親族(未成年者)が津波にさらわれ、自宅付近(南相馬市小高区)が警戒区域に指定された申立人らについて、警戒区域の指定前に当該親族の遺体が発見されたものの、同じく津波にさらわれた当該親族の両親の捜索が制限されたこと等により葬儀の実施が遅れたことに対する、精神的損害の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)カ		

2 基本情報

申立日	H26.4.21	全部和解成立日	H27.3.30
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	400,000		※1
小計			400,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	400,000		※1
小計			400,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	800,000
	弁護士費用	24,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、原発事故当時、南相馬市小高区(警戒区域)に居住していたところ、親族(未成年者)が津波にさらわれ、警戒区域の指定前に当該親族の遺体が発見されたものの、同じく津波にさらわれた当該親族の両親の捜索が制限されたこと等により葬儀の実施が遅れたとして、精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、当該親族の遺体が発見されたのは、警戒区域の指定がされる前の平成23年3月12日であり、原発事故により故人の捜索・収容活動が制限されたものではなく、葬儀が遅れた原因は、東日本大震災及びこれに伴う津波にあり、葬儀の遅れと原発事故との間に相当因果関係はないと主張して賠償の可否を争った。パネルは、警戒区域の指定により当該親族の両親の遺体の捜索が制限されたため、両親の葬儀と同時に行うべき当該親族の葬儀も遅れたとして、葬儀が遅れたことと原発事故との間に相当因果関係があることを認め、申立

人らに対して、精神的損害としてそれぞれ40万円の賠償を認める和解案を提示した（なお、ほかに2名申立人がいたが、申立てを取り下げた。）。

中間指針第3の6備考11は、日常生活阻害慰謝料以外の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとし、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、日常生活阻害慰謝料以外に、原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合には中間指針第3の6の備考11を適用して、別途賠償の対象とすることができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1062		
事案の概要	南相馬市鹿島区に居住し、会社勤務をしつつ兼業農家を営んでいた申立人について、原発事故後、勤務先営業所の移転により単身赴任を余儀なくされたことなどにより田の管理が困難になったとして、原発事故後に購入した除草等の機械代金の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(カ)		

2 基本情報

申立日	H26.6.25	全部和解成立日	H27.3.31
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	300,000	H25.3	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	461,250	H23.10~H24.7	※2
小計			761,250		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	761,250
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

除染のために必要な費用として、自宅敷地内の樹木の伐採のための費用全額について賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、原発事故当時、南相馬市原町区に所在する会社に勤める兼業農家であったところ、原発事故により勤務先の営業所が二本松市に移転したことに伴い二本松市への単身赴任を余儀なくされ、これにより週末以外は農作業に従事することができないこととなり、また、放射能の身体への影響を考慮して平成23年夏ごろまで田畑への立入りを差し控えていたことにより雑草が大量に繁殖し草丈が伸びすぎてしまったため、原発事故以前に使用していた小型の草刈機及び申立人の人力だけでは農地の草刈等の十分な手入れができなくなってしまったとして、除草のために新たに購入した機械(草刈機)の購入代金の賠償を求めた。東京電力は、新たに購入した機械は、申立人の資産となるため損害とは認められないと主張して争った。パネルは、機械の購入と原発事故との相当因果関係を認めて機械代金の一部の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、原発事故により避難を余儀なくされたこと等によりその営む事業に支障が生じたために負担した追加的費用について、必要かつ合理的な範囲で賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1063		
事案の概要	宮城県で魚介類の販売、水産物の加工品製造販売を行っている申立会社について、主要取引先である東北6県及び栃木県の観光ホテル・旅館等が風評被害で来客数が減少したため、申立会社の売上げが減少したことによる逸失利益(間接損害)につき、取引先の地域ごとに本件事故の影響割合を認定して、平成26年2月までの損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H26.9.17	全部和解成立日	H27.4.1
事故時住所	宮城県気仙沼市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		9,211,550	H25.3～H26.2	※1

小計 9,211,550

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,211,550
	弁護士費用	276,347
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、宮城県で魚介類の販売、水産物の加工品製造販売業を営んでいたところ、主要取引先である東北6県及び栃木県の観光ホテル・旅館等が風評被害で来客数が減少したため、申立人の売上げが減少したとして、逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、風評被害の生ずる期間には一定の限度がある、間接被害及び代替性の要件を満たさないなどとし、原発事故と減収との間に相当因果関係がないと争った。パネルは、相当因果関係を認め、取引先の地域ごとに原発事故の影響割合を認定して(福島県を10割、栃木県を8割、東北5県を7割とするもの。)、平成26年2月までの逸失利益(間接損害)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第8は、原発事故により風評被害等の第一次被害が生じた結果、第三者が間接的に被害を受けた場合に、その事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、当該第三者(間接被害者)において生じた減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1064		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(広野町)で原子力発電所の点検業務等を行う会社に勤務していたが、平成25年3月に同社を自主退職した申立人について、原発事故前と事故後の就労環境や業務内容の変化等に照らし、原発事故の影響割合を7割として、退職による減収分につき就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ア)	第1の10(2)ア(イ)	

2 基本情報

申立日	H26.8.21	全部和解成立日	H27.4.2
事故時住所	広野町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	3,090,698	H24.6～H26.2	※1

小計 3,090,698

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,090,698
	弁護士費用	92,721
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、福島県内の原子力発電所内でタービン建屋の定期点検等に用いるクレーンの運転手として勤務していたところ〔第二種電気工事士免状〕、原発事故により従前の勤務ができなくなり、東海村での点検業務や原子力発電所の復旧作業に従事したが、収入が減少するなど勤務状況が不安定となった上〔源泉徴収票〕、申立人がひとり親として同居する子の監護を行わなければならない中で同居する父親に介護が必要となったことから〔診断書、要介護認定等結果通知書〕、平成25年3月に退職し、減収が生じたとして、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人の請求期間に対応する就労不能損害は既に直接請求で支払済みであり、退職後の減収分については自主退職であり、求人もあることから原発事故との間に相当因果関係はなく、仮に相当因果関係を観念するとしても原発事故以外の要因も存在するとして影響割合は5割を超えないと主張して争った。パネルは、減収と原発事故との相当因果関係を認め、申立人の事情を考慮し原発事故の影響割合を7割として就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1065		
事案の概要	栃木県で川魚料理を提供する観光客向けの飲食店を営む申立会社について、風評被害による損害の継続を認め、原発事故の影響割合を、観光名物である設備が設置されていた期間は10割、設置されていなかった期間は8割として、平成26年7月から同年12月までの逸失利益の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第5の3(2)イ		

2 基本情報

申立日	H26.11.11	全部和解成立日	H27.4.2
事故時住所	栃木県那須烏山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		12,040,619	H26.7～H26.12	※1

小計 12,040,619

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	12,040,619
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3

申立人は、原発事故時、栃木県那須烏山市において、川魚、鮎、うなぎ等を専門とした飲食業を営んでいたところ、原発事故のため観光客が減少したことにより売上げが減少したとして、営業損害（平成26年7月から同年12月まで）の賠償を請求した〔確定申告書、決算書類、観光パンフレット等〕。東京電力は、直接請求手続における栃木県における観光業の風評被害の賠償終期は個別の事情がない限り平成25年12月としており、申立人については「観光やな」と呼ばれる観光名物である設備が設置されていたことを個別の事情として平成26年1月以降の賠償も認めていたものの、本件請求期間については「観光やな」が設置されていなかったと主張して争った。パネルは、相当因果関係を認めた上で、「観光やな」が設置されていた期間における原発事故の売上減少に対する影響割合を10割、設置されていなかった期間の影響割合を8割として和解案を提示した。

中間指針第7の3 Iは、栃木県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が原発事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、原発事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当

因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6）

申立人代表者は、原発事故後、胆石症、抑うつ状態にり患し、甲状腺機能亢進症について検査を受けたことから、精神的損害の賠償を求めたところ、東京電力は相当因果関係を争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1066		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から平成23年10月に避難を開始した申立人らについて、避難費用、生活費増加費用等のほか、原発事故以前に締結していた福島市内の自宅の新築工事請負契約を避難直後に合意解約したことにより発生した解約金について全額の賠償を認める和解が成立した事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ヶ		

2 基本情報

申立日	H26.9.4	全部和解成立日	H27.4.7
事故時住所	福島市		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	56,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	953,600	H23.3～H25.12	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	40,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	町内会費	9,000	H23.3～H26.3	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	590,000	H23.3～H25.4	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他	新築工事の解約金	1,000,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	除染費用等	線量計購入費	54,000	H24.1～H26.3	※3
全部和解	避難雑費		1,620,000	H24.1～H26.3	※1

小計 4,622,600

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1

小計 40,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行		1,200,000	H23.12～H24.5	※1
小計			1,240,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
小計			200,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
小計			200,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
小計			200,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,502,600
	弁護士費用	195,078
	手続内で処理された既払金合計額	1,960,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、平成23年秋に母子が県外に避難したところ、自主的避難の実行による①避難費用、②生活費増加費用、③避難雑費、④申立人Bの避難に伴う就労不能損害の賠償を求めた。なお、平成26年3月以降、当初の避難先とは別の県外避難先で一家全員で同居を開始している。東京電力は、定額賠償及び平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースによる支払で損害は賠償済みであること、平成24年9月以降、特に平成25年4月以降の避難継続の合理性を認めることは困難であること等を主張して争った。パネルは、東京電力の各主張を排斥し、上記①ないし④の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは、平成22年12月に自宅の新築工事請負契約を締結したところ、平成23年10月に同契約を避難のために合意解約したとして、解約金100万円の賠償を求めた〔合意書(契約解除)、領収書〕。東京電力は、避難を余儀なくされたとまでいえない自主的避難等対象地域であること、新築工事請負契約の合意解除は自主的避難に伴い必ずされるものではないこと、実際にも福島市の月別着工数によれば、原発事故前の平成23年1月及び同年2月は平成22年に比して減少傾向であるのに、原発事故後の平成23年7月及び同年8月は、前年同月比で増加しており、平均的・一般的な人を基準にすれば、新築工事を解除することに合理性を有するとはいえないこと等を主張して争った。パネルは、東京電力の各主張を排斥し、申立人の請求を全額認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第二次追補第4

除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1067		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)から避難した申立人が、平成26年3月に仮設住宅から社宅に入居する際に購入した家財道具・家電製品について、購入の合理性を認め、代金相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H26.9.30	全部和解成立日	H27.4.15
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	316,759	H26.2~H26.4	※1
小計			316,759		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	316,759
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人は、南相馬市小高区から避難していたところ、平成26年3月に仮設住宅から社宅に入居する際に購入したエアコン、テレビ、パイプベッド等の購入費用の賠償を求めた〔領収証、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人の請求分については、家財の定額賠償及び包括請求方式に基づく「その他実費」の賠償として支払済みであり、包括請求方式による定額賠償及び差額精算で既に支払っている金額を超えたことを確認できないため、追加的な支払は困難であると主張して争った。パネルは、申立人の主張する上記物品等の購入の合理性を認め、代金相当額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1068		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から平成23年12月に関東地方の専門学校に進学し入寮した申立人について、申立人の進学には自主的避難の側面もあることを考慮して、寮費の5割の限度で賠償を認め和解が成立した事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ		

2 基本情報

申立日	H26.9.8	全部和解成立日	H27.4.16
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	住居費	1,101,700	H23.12~H26.1	※1

小計 1,101,700

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,101,700
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行したものがいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人ら(父母及び子2名であり、父及び子2名は追加申立てを行った。)は、原発事故当時自主的避難等対象区域に居住していたところ、平成23年12月に自主的避難を目的として関東地方の専門学校に進学し入寮した子のうち1名(申立人D、原発事故時15歳)について、避難生活中の住居費(寮の入館費・管理費・室料[明細書])の賠償を請求した。東京電力は、申立人Dの移動の主目的は進学にあり、当該費用と原発事故との間には相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、申立人らが提出した資料及び説明に基づいて、申立人Dの移動には自主的避難の側面があると判断し、住居費の5割の限度で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第一次追補第2）
申立人らは、精神的損害について賠償を求めたが、パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1069		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(川内村)で造園業を営み、緑化木を育成・販売していた申立人について、廃業に伴う棚卸資産として緑化木の損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)エ		

2 基本情報

申立日	H26.9.2	全部和解成立日	H27.4.20
事故時住所	川内村		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	廃業損害	営業資産減価分	2,129,280		※1

小計 2,129,280

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,129,280
	弁護士費用	63,878
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、川内村で緑化木を育て庭木等として販売する造園業を営んでいたところ、育成した緑化木が原発事故により汚染され商品の価値を喪失したとして、その価値減少分の賠償を求めた〔見積書〕。東京電力は、当初、緑化木が所在する川内村は緊急時避難準備区域内であり、中間指針及び同第二次追補の賠償範囲外であること、原発事故から5年分の営業損害（逸失利益）は支払済みであり、緑化木の価値減少分を支払えば二重払いとなること、時間の経過による線量の低減を踏まえれば、商品価値が即座に喪失したとはいえないこと等を理由に争うとともに、予備的に、申立人が高齢等のため近々廃業予定であり、緑化木は売れるものを売って残りは処分し土地を元の畑に戻すつもりであったこと等から、市場価格に基づきその全額を賠償することは不合理であるため、原価相当額を基準とし、また緑化木の市場における交換価値の曖昧さも考慮すべきであると主張した。パネルは、申立人の主張する緑化木の市場価値（第三者作成の見積書に基づく金額）に、造園業における材料費の割合として48%を乗じ、更に40%を乗じた金額を、和解案として提示した。

中間指針第3の7備考8は、避難指示があったこと等により廃業した場合は、営業資産の価値が喪失又は減少した部分（減価分）等を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1070		
事案の概要	米を特定の外国に輸出する準備をしていたが、当該国において輸入規制措置が講じられ、輸出ができなくなったと主張した申立会社について、原発事故前の輸出実績はなかったものの、輸出に向けた準備状況等の諸事情から、平成23年産の米について逸失利益の賠償を認めた事例。		
紹介箇所	第5の5(2)イ		

2 基本情報

申立日	H26.5.21	全部和解成立日	H27.4.22
事故時住所	新潟県新潟市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		42,087,960		※1

小計 42,087,960

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	42,087,960
	弁護士費用	1,262,639
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の5

申立人は、新潟県新潟市において、米の生産販売及び卸売事業等を行う農業生産法人であるところ、平成23年から平成25年産の米を特定の外国に輸出する準備をしていたが、原発事故により当該国において輸入規制措置が講じられ、輸出ができなくなったため逸失利益が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人が原発事故当時に米の輸出をしていなかったこと及び米は当該国向けに生産・製造したものとはいえないこと等を主張して争った。パネルは、申立人の輸出準備状況〔売買契約書、契約解除通知書、確定申告書、取引先の陳述書等〕を確認した上、日本全国からの米の輸出状況及びその他の事情を考慮し、申立人が輸出することが見込めた平成23年産の米の数量に、1トン当たりの売買予定価格から支出を免れた経費を控除した単価を乗じた金額を賠償額と認める和解案を提示した。

中間指針第7の5 IIは、原発事故以降に輸出先国の輸入拒否がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたものに限り、当該輸入拒否によって現実に生じた減収分について原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1071		
事案の概要	茨城県で地域の食材を用いた観光客向けの食堂を営む申立人について、平成26年12月分までの逸失利益の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第5の3(2)イ		

2 基本情報

申立日	H26.11.26	全部和解成立日	H27.4.28
事故時住所	茨城県潮来市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		4,222,168	H26.4～H26.12	※1

小計 4,222,168

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,222,168
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3

申立人は、茨城県潮来市において、観光客を相手に飲食の提供、土産物の販売、観光船運航等の観光業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により観光客が減少し〔平成22年度と平成26年度に旅行会社に発行した観光券の控えを集計した申立人作成の一覧表〕、売上が減少したとして、平成26年4月以降の逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、茨城県の観光客動態調査報告によれば茨城県潮来市を訪れる観光客数は平成22年に比べて平成25年は増加しており、茨城県潮来市の観光業の風評被害は収束していると主張して争った。パネルは、平成26年4月から同年12月までの期間について、平成22年4月から同年12月までの各月の売上高との差額に基づいて売上減少額を算定し、直接請求と同様に貢献利益率を60%とした上で、原発事故の影響割合を5割として算定した金額を賠償する和解案を提示した。

中間指針第7の3 Iは、茨城県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が原発事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、原発事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1072		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)で保育所を経営する申立人について、原発事故による避難により入所児童が減少したとして、園児帳や領収証から収入を認定し、平成26年11月までの逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア	第6の2	第11の4(2)

2 基本情報

申立日	H26.12.17	全部和解成立日	H27.4.28
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		4,307,565	H23.3～H26.11	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	100,000	H23.3～H23.12	※2
小計			4,407,565		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,407,565
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4、中間指針第2の5

申立人は、原発事故時、自主的避難等対象区域(福島市)で保育所を経営していたところ、原発事故により周辺住民の多くが避難ないし引っ越したことから入所児童が減少したとして、逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、申立人の事業内容を確認した上で賠償可否について検討したいと主張した。パネルは、園児票(園児ごとに作成される資料)、領収証(保育代)及び入園申込書から、園児の8割ないし9割が退園した事実関係に基づき、園児減少に伴う損害額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、原発事故発生県である福島県内に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において発生した損害については、原則として原発事故との相当因果関係が認められるとしており、中間指針第2の5は、避難により証拠の収集が困難である場合など必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することを認めているところ、これらに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2のI①iiiに準じ、福島県外への交通費を賠償する和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1073		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、平成26年11月に除染のために屋敷林を伐採した申立人の伐採費用について、市による除染の実施状況、除染前後の放射線量や、小中学生の孫と同居していること等の事情を考慮し、伐採費用全額の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第11の1		

2 基本情報

申立日	H26.12.26	全部和解成立日	H27.4.30
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用	除染費用	461,700	H26.11	※1
小計			461,700		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	461,700
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、除染のために南相馬市原町区に所在する自宅の屋敷林の伐採（以下「本件伐採」という。）を業者に依頼した費用について賠償を求めた。東京電力は、本件伐採が行われた時期は平成26年11月であり、南相馬市除染実施計画等に示されている標準的な除染方法に則り、南相馬市が枝打ち等の除染作業（以下「南相馬市による除染作業」という。）を実施した時期である同年4月よりも後であることから、本件除染は必要かつ合理的なものとは認められないと主張して争った。パネルは、南相馬市による除染作業後も除染箇所の放射線量の減少が不十分であったことや、申立人が孫である小中学生3名と同居していること等を考慮し、本件伐採の必要性及び合理性を認め、業者に依頼した費用全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4の指針Iは、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1074		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)の自宅兼店舗において美容室を経営していたが、原発事故により避難を余儀なくされた申立人について、平成27年1月に首都圏において美容室の営業を再開するために要した、自宅兼店舗の賃借のための初期費用及び店舗部分の新装工事費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(エ)		

2 基本情報

申立日	H26.9.30	全部和解成立日	H27.5.8
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	9,866,196		※1
小計			9,866,196		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,866,196
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、原発事故当時、浪江町の避難指示解除準備区域の自宅兼店舗において美容室を経営していたところ、原発事故により避難を余儀なくされ、平成27年1月に首都圏において美容室の営業を再開するために必要となった自宅兼店舗の賃借のための初期費用及び店舗部分の新装工事費用等の賠償を請求した。東京電力は、店舗部分の新装工事費用は認め、また、店舗部分の賃貸借に要した初期費用のうち礼金と保証委託料、不動産の仲介手数料は認めたものの、住居部分の初期費用は直接請求において支払済みであると主張し、店舗部分の敷金は賃貸借契約が終了して明渡し後に返還が予定されているものであって現時点では不確定であると主張して争った。パネルは、住居部分の初期費用は損害と認定せず、東京電力が認めた店舗部分の新装工事費用及び店舗部分の賃貸借に要した初期費用のうち礼金、保証委託料、不動産の仲介手数料については全額を、店舗部分の敷金については21万6000円のうち4万円を賠償額とする和解案を提示した。

中間指針第3の7 IIは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用(事業拠点移転費用)は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第四次追補第2の1）

申立人は、原発事故当時に浪江町の避難指示解除準備区域に居住していたが、中間指針第四次追補第2の1 Iで定める精神的損害として、帰還困難区域と同様の700万円の賠償を求めたところ、東京電力は、申立人が避難指示解除準備区域に居住していたとして争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1075		
事案の概要	茨城県において飲食店を複数店舗経営している申立人の、風評被害に基づく営業損害について、閉鎖した店舗については個別に廃業損害を算定し、会社全体については年度ごとに原発事故の寄与度を考慮し、平成26年3月分までの賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)エ	第5の3(2)イ	

2 基本情報

申立日	H26.11.14	全部和解成立日	H27.5.15
事故時住所	茨城県那珂郡東海村		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	廃業損害	逸失利益	6,230,759	H23.3～H26.3	※1
全部和解	風評被害・逸失利益		34,858,410	H23.3～H26.3	※1
小計			41,089,169		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	41,089,169
	弁護士費用	1,232,675
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3、中間指針第7の1

茨城県において地魚を調理して提供する飲食店を複数店舗経営している申立人が、原発事故に伴う観光客の減少及び風評被害によって売上げが減少した〔決算報告書〕として、事故後閉鎖した店舗を含む会社全体について営業損害の賠償を請求した。東京電力は、原発事故後に閉鎖した店舗については相当因果関係の程度は少ないとしながらも廃業損害として賠償を認め、残りの会社全体については、申立人の事業がサービス業に該当し中間指針上賠償の対象とされていないこと、茨城県への入込客数が平成24年度には原発事故前の基準に回復していること、申立人の売上げが原発事故前から減少傾向にあったこと等から、売上減少と原発事故との因果関係の程度は少ないとして、原発事故の影響割合等を争った。パネルは、原発事故後閉鎖した店舗については、閉鎖に一定の経営判断があったことから、原発事故の影響割合を5割、補償対象期間を3年とする廃業損害を認め、残りの会社全体については、年度ごとに原発事故の影響割合(平成23年3月から平成24年2月までは影響割合6割、同年3月から平成25年2月までは影響割合4割、同年3月から平成26年3月までは影響割合3割とするもの。)を考慮し、賠償を認めた。

中間指針第7の3 Iは、茨城県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が本件事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、原発事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めており、中間指針第7の1備考6が引用する同第3の7備考8は、廃業した場合は、一定期間の逸失利益等を賠償すべき損害としているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1076		
事案の概要	千葉県でホテル業等を営んでいる申立人の、平成24年4月に事業譲渡を受けたホテルの風評被害に基づく営業損害について、申立人が事業譲受に際し策定した事業計画を参考に損害額を算定し、平成26年12月までの賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の3(2)ウ	

2 基本情報

申立日	H26.12.5	全部和解成立日	H27.5.21
事故時住所	千葉県山武市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		70,000,000	H24.4～H26.12	※1

小計 70,000,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	70,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3、総括基準（観光業の風評被害について）、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、平成24年4月に千葉県銚子市内で運営されていたホテル事業を譲り受けた会社であるところ、原発事故による風評被害の影響により、事業計画での売上げよりも実際の売上げが少なかったとして営業損害（逸失利益）の賠償を求めた。

東京電力は、事業計画〔事業譲受時の取締役会提出資料（損益計算書（案）3年度分）〕は、合理性が明らかでないと反論した。また、同事業計画と実績との差額を損害とするならば、対象期間の平成24年度及び平成25年度は、事業計画よりも売上げの実績値が上回っていること、事業計画よりも実際の負担額の多い経費は人件費（賞与）の増加が最大の要因であり、それは申立人の経営判断であるため、売上げの増加分から控除するのは不相当であること、平成26年度は、売上げが事業計画より減少しているのに、経費（賞与の増加に起因する人件費の増加等）のみが大幅に増加しているところ、原発事故と関係のない要因による経費の増加分を損害に上乗せすべきでないことから、このように経費が増加した場合の損害額の算定に当たっては貢献利益率を用いるべきと反論した。そして、原発事故の影響割合について、平成24年度及び平成25年度は事業計画を上回る売上げが計上されていることから、平成26年度に申立人の売上げ

が事業計画より減少した原因は、天候不順の影響による観光客の減少等の原発事故以外の要因が加わったと解され、5割を上回ることはないと反論した。

パネルは、減収と原発事故との間の相当因果関係を認め、事業計画の計画値と対象月までの営業損益の差額を損害とし、さらに、原発事故の影響割合を約9割（概算）として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の3備考3は、中間指針に定める地域以外に営業の拠点がある観光業であっても、観光業者における個別具体的な事情に鑑み、現実生じた解約・予約控え等による被害について、地域等を問わず個別に、原発事故により放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、原発事故との相当因果関係が認められるとしており、総括基準（観光業の風評被害について）は、千葉県に営業の拠点がある観光業において原発事故後に発生した減収等の損害については、少なくともその7割が上記の心理によるものであり、かつ、上記の合理性を有しているものと認められている。また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については複数の合理的な算定方法の中の一つを選択すれば足りるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1077		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)に居住し、旧警戒区域内(檜葉町)の工場に勤務していた申立人について、一時的な配転命令との説明を受けて平成23年5月に九州地方に転勤した後、原発事故の影響による工場閉鎖に伴う永続的な九州地方への配転命令を断り平成25年7月に退職したことに伴う就労不能損害の賠償を認めた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)イ	

2 基本情報

申立日	H26.8.8	全部和解成立日	H27.5.25
事故時住所	いわき市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	3,321,274	H25.7~H26.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	原発事故発生当初の時期	※3
小計			3,361,274		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	原発事故発生当初の時期	※3
小計			40,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	918,480	H23.6~H25.6	※2
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	87,600	H23.10	※2
小計			1,006,080		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,407,354
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	80,000

※1 中間指針第3の8

自主的避難等対象区域(いわき市)に居住し、旧警戒区域内(檜葉町)の工場に勤務していた申立人Aは、一時的な配転命令との説明を受けて平成23年5月に九州地方に転勤した後、原発

事故の影響による工場閉鎖に伴う永続的な九州地方への配転命令を断り平成25年7月に退職したことに伴う就労不能損害の賠償を求めた〔退職証明書〕。東京電力は、原発事故に関係なく、早晚、申立人Aは九州地方への転勤を命じられた可能性が高く、転勤後の事情による退職については原発事故との間の相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、申立人Aは①九州地方への配置転換について、当初は一時的なものであると会社から説明を受け、それを前提に配置転換に応じたこと、②福島に家を所有していること、③長男であり福島にあるお墓の管理をする必要があること、④子が小さく近くで養育したい気持ちがあったこと、⑤両親も高齢で九州地方に居住すると親の死に目に会えないと考えていたこと、⑥妻の母親が病気であり看病が必要であったこと等の事情があり、申立人Aが勤務先を退職することはやむを得なかったこと、申立人Aの九州地方への配置転換及び福島工場の閉鎖は原発事故が原因であると認められることから、申立人Aの退職と原発事故との間に相当因果関係を認め、退職後の平成25年7月から平成26年12月までの期間の就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に勤務先のある勤労者が避難指示等によりその就労が不能等になった場合には、かかる勤労者について給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の8

申立人らは、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、旧警戒区域内（檜葉町）の工場に勤務していた申立人Aが一時的な配転命令により平成23年5月に九州地方に転勤し、二重生活が生じたことから、二重生活に伴う生活費増加分〔転勤に伴う社宅自己負担額証明書〕及び面会交通費〔切符、指定券、「インターネット予約サービス」と題する書面〕の賠償を求めた。東京電力は、原発事故に関係なく、早晚、申立人Aは九州地方への転勤を命じられた可能性が高く、単身赴任は申立人らの判断に基づくため、基本的に損害ということはできないと主張して争った。パネルは、申立人Aの九州地方への配置転換は原発事故が原因であると認め、二重生活に伴う生活費増加分及び面会交通費の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第3の8に従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

1 事案の概要

公表番号	1078		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(川内村)に居住し、双葉郡の工務店を取引先とする仕事を中心に大工業を営んでいた申立人について、原発事故の影響に伴う取引先の減少による逸失利益につき、平成26年12月までの賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ウ(イ)		

2 基本情報

申立日	H26.9.2	全部和解成立日	H27.5.25
事故時住所	川内村		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		698,575	H26.1～H26.12	※1

小計 698,575

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	698,575
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、原発事故当時、緊急時避難準備区域(川内村)に居住し、双葉郡の工務店を取引先とする仕事を中心に大工業を営んでいたところ、緊急時避難準備区域の避難指示解除後も逸失利益が生じているとして、平成26年1月から同年12月までの営業損害の賠償を求めた(平成25年12月までの営業損害は本和解外で東京電力により支払済みである。)。東京電力は、当初認否を留保したものの、最終的に賠償すること自体は争わず、原発事故の影響割合は2割とすべきである旨意見を述べた。パネルは、減収と原発事故との相当因果関係を認め、基準年とした平成22年の営業利益[確定申告書]と対象年の営業利益[申立人の陳述書面]との差額を算出し、原発事故の影響割合を平成26年1月から同年6月までは6割、同年7月から同年12月までは4割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅲは、避難指示等の解除後も、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるものとするところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1079		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)から避難した申立人らのうち、視覚障害(身体障害者等級1級)を有する母の精神的損害につき、16万円の増額が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ウ		

2 基本情報

申立日	H26.10.6	全部和解成立日	H27.5.27
事故時住所	いわき市		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※2
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※2
小計			80,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	精神的損害	増額分	160,000	H23.3～H23.12	※3
小計			240,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※4
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※5
小計			600,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※4
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※5
小計			600,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,600,000
	弁護士費用	48,000
	手続内で処理された既払金合計額	1,440,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち4万円を避難及び帰宅に要した移動費用と生活費増加費用に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人C（申立人Aの母）は原発事故発生当時、身体障害等級1級（全盲）の障害を有しており〔身体障害者手帳〕、避難生活において通院や外出が困難になり精神的苦痛を被ったとして慰謝料の増額を請求した。東京電力は、既払いの賠償金に含まれていると主張して争った。パネルは、避難生活において通院や外出に支障が生じたものと判断し、慰謝料額について、一時金として16万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分40万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち20万円及び平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースによる20万円の合計40万円を避難及び帰宅に要した移動費用と生活費増加費用に対する賠償として扱ったものである。

※5 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分40万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち20万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

1 事案の概要

公表番号	1080		
事案の概要	栃木県那須塩原市に居住する申立人について、自宅敷地の除染費用(芝撤去、表土入替、砂利入替、汚染土の埋設等)及び除染見積等作成費用の、全額の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)才	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H27.1.16	全部和解成立日	H27.5.28
事故時住所	栃木県那須塩原市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	479,000	H23.3～H24.12	※1
全部和解	除染費用等	その他	50,243	H23.3～H24.12	※1
小計			529,243		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	529,243
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、栃木県那須塩原市の自宅の線量が高いことや当時子供が乳幼児であったことから除染の必要を感じ、NPOに依頼して除染業者の手配や調査をした上で、除染作業を行ったところ、その際の除染見積等作成費用と除染費用について賠償を求めた。東京電力は、除染は基本的に国・地方公共団体において行うものであると主張する一方で、領収書等や除染を行う決断をするに至った経緯について申立人に説明を求め、申立人から線量についての客観的証拠や経緯に関する説明資料等の提出がされたことを受け〔除染作業報告書〕、最終的には、申立人の請求額を全額賠償するとした。パネルは、請求金額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(汚染された土壌等の除去)を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3〔避難等対象者〕、中間指針第一次追補第2)

申立人は、生活費増加費用、就労不能損害及び精神的損害について賠償を求めたところ、東京電力は、申立人が栃木県那須塩原市に居住しており、避難等対象者に該当しないことを主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1081		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)において馬一頭を飼育し、野馬追いや競馬等にも参加させていた申立人らについて、申立人らの主張する取得価格を基礎として馬の財物損害の賠償を認め、馬を手放したことに伴う精神的損害の賠償も認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)カ	第1の12(2)オ(イ)	

2 基本情報

申立日	H27.1.20	全部和解成立日	H27.5.28
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	288,000	H23.4～H27.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	71,454	H24.3～H25.8	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	35,730	H24.12	※1
全部和解	財物損害	その他	336,000		※2

小計 731,184

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,440,000	H23.4～H27.3	※3
全部和解	精神的損害	その他	100,000	H23.4～H27.3	※4

小計 1,540,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,271,184
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人らが避難中に、原発事故時同居家族との別離が生じて二重生活となったことにより、負担した家財道具及び転校を余儀なくされ新たに必要になった中学校の制服の購入費用並びに二重生活により増加した水道・電気・ガスの基本料金相当分及び下水道使用料について、合理性のある範囲で賠償が認められたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人らは、南相馬市小高区において馬一頭を飼育し、相馬野馬追や競馬等にも参加させていたところ、原発事故による避難後も同区に残した馬の元に通り餌と水を与えるなどの世話をしていたが、同区が警戒区域に指定されることになり立入禁止になることから、新たな場所も確保できず飼育も世話も不可能となったため、無償で手放すことを余儀なくされたなどと主張して、馬の財物損害の賠償を求めた。東京電力は、支払済みの家財又は高額家財の財物損害に含まれると主張して争った。パネルは、馬は一般的な家財又は高額家財に含まれるとは到底考えられないとして東京電力の主張は排斥し、価値減少率についてはその社会的効用を喪失したとして全損と判断し、賠償額について、原発事故時の価値＝取得価格×（使用可能年数－経過年数）÷使用可能年数という事業用動産に関する和解先例における数式を基礎として、馬の余命を使用可能年数と判断し、客観的資料が不足している点も加味して、7割を乗じた額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6は、日常生活阻害慰謝料の目安を月額10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる旨と定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6備考11及び総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、日常生活阻害慰謝料以外の原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛の発生が認定できる場合には別途賠償の対象とすることを認めているところ、申立人が原発事故によって手放すことを余儀なくされた馬は、申立人にとって生きがいであって家族のようなペットと同等の存在であったことから、ペット喪失による精神的損害を認める和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1082		
事案の概要	北関東で酪農家を取引先として農機具の販売及び修理業を営んでいた申立人について、自治体から取引先に対し牧草利用の自粛要請があったことなどにより売上げが減少したことに関し、原発事故の影響割合を5割とする営業損害(間接損害)の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H26.5.2	全部和解成立日	H27.6.1
事故時住所	北関東		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		4,528,657	H23.3～H24.2	※1

小計 4,528,657

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,528,657
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

北関東で酪農家を対象に農機具の販売及び修理等を行っていた申立人が、原発事故に伴い、北関東で生産された生乳が敬遠されたことにより酪農家の経営が悪化、酪農家数が減少し、その影響を受けて売上げが減少したとして、間接被害による営業損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人の事業はその性質から見て販売先の地域等が限られているものではなく、第一次被害者との取引に代替性がない場合とはいえ、また、酪農家が原発事故による被害を受けているか明らかでないし、仮に被害を受けていたとしても、農機具を購入するかどうかはその酪農家の判断に基づくものであり、必然的に購入をしないという結論になるとは限らないなどと主張して争った。パネルは、酪農家数の減少と原発事故との関連は明らかでないとしつつも、自治体から酪農家に対し永年性牧草の利用自粛の要請があったこと等により、酪農家が牧草を加工して飼料を作ることができなくなったことから、農機具の購入に消極的になり、結果申立人の売上げが減少した側面もあるとして、申立人に生じた減収分に対する原発事故の影響割合を5割とする和解案を提示した。

中間指針第8Ⅱは、間接被害については、間接被害を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には原発事故と相当因果関係のある損害と認められるとした上、

その具体的な類型として、事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの等が挙げられているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1083		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)から避難した申立人らのうち、申立人父の通勤費増加分について、申立人父の勤務状況、通勤状況等を考慮して、新幹線定期代利用分の全額(勤務先から支給された通勤費を除く)の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ		

2 基本情報

申立日	H27.1.8	全部和解成立日	H27.6.2
事故時住所	郡山市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	通勤費増加分	1,355,975	H24.1～H27.3	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※2
小計			1,435,975		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※2
小計			80,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※3
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※3
小計			600,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※3
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※3
小計			600,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難雑費		1,472,000	H24.1～H27.3	※1

小計 1,472,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,187,975
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,360,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、一家全員で、原発事故後の平成23年3月下旬から県外への避難を継続しており、避難中の避難雑費の賠償を求めたほか、申立人Aについては、原発事故当時から勤務していた郡山市内の職場まで避難先から通勤していたところ、避難先の最寄駅で普通列車の始発に乗車して通勤すると勤務先の始業時間に間に合わず新幹線を利用して通勤せざるを得なかったものの〔領収証、クレジットカード利用明細〕、勤務先から支給される通勤手当は、普通列車を利用した場合の定期券代相当額に限定されていたため〔通勤手当認定簿〕、新幹線定期券を購入分から支給された通勤手当を控除した残額について、自己負担を強いられたとしてその賠償を求めた。東京電力は、申立人らの避難は、避難指示等に基づくものではなく、移転先及び通勤手段は申立人らの選択及び判断に基づくものであるから、通勤費の自己負担分と原発事故との間に相当因果関係は認められないと主張したほか、平成25年4月以降の避難の継続に原発事故当初と同等の合理性を認めることは困難であり、平成26年1月以降の避難は、原発事故との因果関係を認めることが困難であるなどと主張して争った。パネルは、平成23年分については、申立人らが受領した既払金により賠償済みであるとしたが、平成24年分以降については、申立人の主張どおりの通勤費の自己負担分の賠償を認められたほか、合理的な範囲において避難雑費の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2Ⅲに基づく賠償分8万円のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。なお、同賠償分の残額4万円については、平成23年中の避難及び帰宅に要した移動費用並びに生活費増加費用に対する賠償分として考慮されている。

※3 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2Ⅲに基づく賠償分40万円のうち20万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。なお、同賠償分の残額20万円と、平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースによる基準に基づき賠償された20万円の合計40万円については、平成

23年中の避難及び帰宅に要した移動費用並びに生活費増加費用に対する賠償分として考慮されている。

1 事案の概要

公表番号	1084		
事案の概要	居住制限区域(富岡町)から避難した申立人母及び申立人娘について、高齢の申立人母が視力障害で身体障害等級1級、要介護5であること及び申立人娘が介護を行っていたこと等を考慮して、精神的損害に係る慰謝料について申立人らのいずれにも月10割の増額が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H27.1.19	全部和解成立日	H27.6.3
事故時住所	富岡町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,100,000	H26.7～H27.5	※1
小計			1,100,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,100,000	H26.7～H27.5	※2
小計			1,100,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,200,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A(申立人Bの母親)は、全盲を理由とする身体障害等級1級〔身体障害者手帳〕で、本件の請求対象期間において要介護認定5〔介護保険被保険者証〕であり、デイサービスやショートステイを利用しながら在宅介護を受けていたとして、平成26年7月以降、月額10万円の慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立人Aの避難生活に関わる負担が他の避難者と比較して大きいことは認めたが、申立人Aの要介護の状態が一般的な要介護5の認定を受けた者と同程度の範囲内であると考えられ、他の一般的な要介護5の認定を受けた避難者と比べ、特に避難生活に関わる負担が大きいとの事情は認められず、月額10万円の慰謝料の増額は他の和解事例との比較から過大であるとして、増額する金額を争った。パネルは、申立人Aの要介護状態での避難生活が他の避難者と比べて著しく過酷であるとして、月額10万円の増額を認めた。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあること、身体又は精神の障害があることという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aの娘である申立人Bは、全盲を理由とする身体障害等級1級〔身体障害者手帳〕で、本件の請求対象期間において要介護認定5〔介護保険被保険者証〕であった申立人Aを、デイサービスやショートステイを利用しながら在宅介護をしていたとして、平成26年7月以降、月額10万円の慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立人Bの避難生活に関わる負担が他の避難者と比較して大きいことは認めたが、申立人Aの要介護の状態が一般的な要介護5の認定を受けた者と同等の範囲内であると考えられ、他の要介護5の認定を受けた者を恒常的に介護している一般的な者と比べ、特に避難生活に関わる負担が大きいとの事情は認められず、月額10万円の増額は他の和解事例との比較から過大であるとして、増額する金額を争った。パネルは、申立人Bの避難生活における介護による負担が他の避難者と比べて著しく大きいとして、月額10万円の増額を認めた。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあること、身体または精神の障害があること、上記の者の介護を恒常的に行ったことという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1085		
事案の概要	岩手県で牧草の生産販売業を営む申立人について、申立人の牧草地の除染が2年にわたり実施されたことにより、平成25年及び平成26年の2年間、牧草が販売できなかったとして、平成25年分及び平成26年分の逸失利益につき全額の賠償を認める和解が成立した事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア		

2 基本情報

申立日	H27.2.27	全部和解成立日	H27.6.4
事故時住所	岩手県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		991,431	H25.1～H26.12	※1

小計 991,431

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	991,431
	弁護士費用	29,743
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、岩手県で牧草の生産販売業を営む者であるところ、原発事故により同県から牧草の出荷停止が指示されたことにより、同県策定の除染マニュアルに従った除染を完了するまでの間牧草の販売ができなかったことにより減収が生じたとして、平成25年分及び平成26年分の営業損害の賠償を求めた(なお、平成23年分及び平成24年分の営業損害については直接請求手続により賠償受領済みであった)。東京電力は、請求の対象期間において申立人が牧草の販売ができなかったことは争わないものの、天候不順等の原発事故以外の要因による除染作業の遅延の影響を考慮すべきであると主張し、賠償額について争った。パネルは、申立人の主張を認めて、請求額全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1 Iは、農林漁業者その他の政府等による農林水産物等の出荷制限指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1086		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に事業所を有し、磐城森林管理署管内の国有林(南相馬市や飯館村)において伐採、販売、造林を営む申立会社について、事故前に作業をしていた山林には避難指示により立ち入ることができず、従前の申立会社の事業内容等に照らして他地域の山林において事業を再開することも困難であったとして、平成26年12月までの逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(7)		

2 基本情報

申立日	H26.12.10	全部和解成立日	H27.6.9
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		30,000,000	H26.1～H26.12	※1

小計 30,000,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	30,000,000
	弁護士費用	900,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は磐城森林管理署管内の国有林の伐採、販売、造林を営む会社であるところ、原発事故により磐城森林管理署管内の国有林の多くが帰還困難区域や居住制限区域に指定され、申立時においても立ち入ることができず、業務を再開できなかつた結果、休業継続を余儀なくされ、減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人の本店所在地である南相馬市原町区(緊急時避難準備区域)では既に避難指示が解除されていること及び他の国有林や民有林を対象とした事業活動が可能な状況であることを根拠に、申立人はもはや休業継続を余儀なくされているとはいえないと主張して争った。パネルは、申立人の事故前の売上げの9割以上が磐城森林管理署管内の国有林を対象としていた作業によるものであったこと、他の国有林や民有林で業務を行うことは費用や所属組合の関係上困難なこと等を重視して、申立人はなお休業継続を余儀なくされていると判断しつつ、原発事故の影響割合を9割と認定し、その範囲で営業損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1087		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から申立人長男とともに避難した高齢者の母が、避難中に脳梗塞を発症し、その後寝たきりとなり介護施設に入所し平成26年9月に死亡した事案について、高齢者の母及び同人の付添い等を継続した申立人長男のいずれについても避難継続の合理性を認め、母の相続人である申立人らに対し母の避難慰謝料については病状等を考慮して月10割の増額を死亡時まで、申立人長男に対し同人の避難慰謝料については避難による家族別離を考慮して月3割の増額を平成26年11月まで、それぞれ認めた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)	

2 基本情報

申立日	H26.10.7	全部和解成立日	H27.6.10
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	900,000	H26.3～H26.11	※1
全部和解	精神的損害	増額分	270,000	H26.3～H26.11	※2
小計			1,170,000		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	700,000	H26.3～H26.9	※1
全部和解	精神的損害	増額分	700,000	H26.3～H26.9	※3
小計			1,400,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,570,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人ら（申立人B、C、D及びEはいずれも追加申立てを行った。）は、原発事故により、申立人A及び被相続人（申立人らの母）が県外への避難を余儀なくされ、平成24年6月に被相続人が脳梗塞となり、申立人Aは介護施設に入った寝たきりの被相続人に付き添う必要があったことから、帰還できずに避難を継続しているとして平成26年3月分以降の申立人A及び被相続人に係る精神的損害（日常生活阻害慰謝料）の賠償を請求した。東京電力は、平成24年11月に被相続人が退院した後は、脳梗塞の恒常的治療が必要となっていたものではなく、原町区

の介護施設に入所することで十分介護が可能であること、さらに被相続人が死亡した平成26年9月の翌月以降は避難先での滞在を継続する合理的理由はないことから精神的損害の賠償を継続すべき特段の事情が認められないと主張して争った。パネルは、避難継続の合理性を認め、申立人Aについて平成26年11月まで、被相続人について同年9月までの精神的損害（日常生活阻害慰謝料）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、原発事故後、孫の面倒を見るため妻との別離を余儀なくされたとして、精神的損害（日常生活阻害慰謝料）の増額分の賠償を請求した。パネルは、※1記載のとおり避難継続の合理性を認めた上で、避難による家族別離を考慮し、3割の増額（計27万円）を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等という事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、原発事故後、被相続人（申立人らの母）が脳梗塞となり介護施設に入りながらの過酷な避難生活を余儀なくされたとして、同人の精神的損害（日常生活阻害慰謝料）の増額分の賠償を請求した。パネルは、※1記載のとおり避難継続の合理性を認めた上で、被相続人の病状を考慮し、10割の増額（計70万円）を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度又は中程度の持病という事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の5）

申立人らは、南相馬市原町区に居住していた被相続人（申立人らの母）が原発事故により避難を余儀なくされ、健康状態が悪化し脳梗塞となり、平成26年9月に死亡したとして、被相続人に係る死亡慰謝料及び介護施設利用料金の賠償を請求した。東京電力は、原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1088		
事案の概要	自主的避難等対象区域(三春町)でプラスチック成形用の金型製造業を営む申立会社について、平成26年12月分までの風評被害に基づく逸失利益の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H27.2.18	全部和解成立日	H27.6.10
事故時住所	三春町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		6,004,244	H26.10~H26.12	※1
小計			6,004,244		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,004,244
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、田村郡三春町において金型製造業を営んでいたところ、原発事故に伴う風評被害によって売上げが減少したとして、基準年度を平成19年8月から平成20年7月までとし〔決算報告書〕、平成23年9月から平成26年12月までの減収分について賠償を請求した。東京電力は、前回の申立て及びその後の直接請求手続において平成23年3月から平成26年9月までは賠償済みであること、同年10月以降の売上げが回復しないことについては、プラスチック成型用の金型といった工業用の部品や道具類については、消費者の口に入る食品などとは異なり、基本的に風評の影響を受けるものではないこと、平成23年度の売上高は事故前直近である平成21年度の売上高を上回っていることから、相当因果関係があるとはいえない、仮に相当因果関係を認めるとしても、原発事故の影響割合は3割が上限であると主張して争った。パネルは、平成26年10月から同年12月までの減収分について原発事故との相当因果関係を認め、その影響割合を9割として算定した損害額の賠償を認める内容の和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示され

たものである。

1 事案の概要

公表番号	1089		
事案の概要	北関東で農業を営む申立人について、原発事故により外国人実習生が帰国したことによる労働力の不足のために、農作物を出荷できず廃棄するに至ったことについて、原発事故との因果関係を認め、廃棄した農作物の数量を申立人の陳述を参考に認定し、平成23年8月分までの営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H26.12.4	全部和解成立日	H27.6.11
事故時住所	茨城県神栖市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		1,200,000	H23.4～H23.8	※1
小計			1,200,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,200,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、北関東で農業を営んでいたところ、原発事故により雇用していた外国人実習生が放射性物質の影響を恐れて帰国したことによる労働力不足により収穫が遅れたり、薬剤散布が遅れたことによる害虫被害で出荷ができなかったとして、未出荷分の逸失利益の賠償を求めた〔月別精算実績等〕。

東京電力は、本件を中国人労働者を第一次被害者とし、その帰国によって、損害を被ったとする典型的な間接被害の事案とし、その上で中間指針は、間接被害を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者（原発事故により中間指針第3ないし第7で賠償の対象と認められる損害が生じたことにより第一次被害を受けた者）との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、本件では代替性があり、相当因果関係は認められないなどと主張して争った。パネルは、平成23年8月までの営業損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第8は、間接被害を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、第一次被害が生じたために間接被害者において生じた減収分を原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1090		
事案の概要	自主的避難等対象区域外である宮城県丸森町耕野地区から平成23年3月中旬に避難を開始した申立人について、福島第一原子力発電所との位置関係、公表された同地区の放射線量等を考慮し、避難費用、生活費増加費用、就労不能損害等の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(1)		

2 基本情報

申立日	H26.9.1	全部和解成立日	H27.6.15
事故時住所	宮城県伊具郡丸森町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	46,604	H23.3～H23.9	※1 ※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	20,000	H23.3～H23.9	※1 ※3
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	388,000	H23.3～H23.9	※1 ※4
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※1 ※5
全部和解	除染費用等	線量計購入費	17,350	H23.3～H23.11	※6
小計			511,954		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	511,954
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人は、原発事故当時、宮城県伊具郡丸森町に居住していたところ、原発事故直後に自主的避難を実行したことに伴う、避難費用、自主的避難の実行に伴う就労不能損害(減収分)、放射線量計購入費用及び精神的損害等について賠償を求めた〔領収書、源泉徴収票、写真〕。東京電力は、原発事故発生時の申立人の住居は自主的避難等対象区域に含まれていないこと、丸森町では食品や水道水からも基準値を超える放射性物質は検出されておらず、原発事故直後から丸森町より継続的に十分な情報提供が行われていたこと、また、申立人は原発事故当時成人であり、世帯に感受性の高いと思われる小さな子はいないこと、さらに、宮城県が公表している各市町村別避難者数によれば、丸森町内から町外へ避難する人数に比べて、丸森町内に避難してくる人数が上回る状況となっており、丸森町に残り生活する者も多いこと等を踏まえると申立人が行った自主的避難に合理性があると認めることは困難であることから、平成25年4月2日付け東

京電力プレスリリースによる基準に基づき追加的費用等に対する賠償として既に支払済みの4万円を超える賠償には応じかねると主張して争った。パネルは、申立人の自宅周辺の放射線量等を考慮し、自主的避難の合理性を認めた上で、一定の限度で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認めており、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）
避難交通費として、避難に要した交通費について相当額の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）
引越時処分代、謝礼金及びガソリン代として、避難のための引越に要した費用について相当額の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）
自主的避難の実行に伴う就労不能損害（減収分）について相当額の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）
中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※6 中間指針第二次追補第4

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人は、平成23年12月に負担した宿泊費等について賠償を求めたところ、東京電力は避難の合理性はないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1091		
事案の概要	自主的避難等対象区域(伊達市)でガソリンスタンドを運営する申立会社について、原発事故による自主的避難等に起因して来客数が減少したこと等を考慮して、逸失利益(平成24年度から平成26年度)が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H27.1.29	全部和解成立日	H27.6.17
事故時住所	伊達市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		800,000	H23.3～H26.3	※1

小計 800,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	800,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、自主的避難等対象区域(伊達市)でガソリンスタンドを運営していたところ、原発事故を起因とした風評被害により帰省者が極端に減少したこと、地元住民が転居してしまったこと等により、総利益が減少した〔平成20年度から平成25年度までの損益計算書、平成20年度から平成25年度までの売上高・総利益・経費推移表〕として、その賠償を求めた。東京電力は、申立人が経営するガソリンスタンドのある地域は避難指示区域でなく、事故前後を通じて大きな人口変動は考えられず、風評被害や避難者の影響と総利益の減少との因果関係は認められない、利益の減少は経費の増加が要因と評価することも可能であると主張して否認した。パネルは、伊達市内の自主的避難世帯が一定割合存在すること〔伊達市放射能対策課に対する電話聴取書〕から、これにより申立人への来客数も減少したものとして、原発事故と総利益の減少との間に相当因果関係を認め、各年度における避難世帯割合から導かれる仮想売上高と当該年度の総利益の差額をもって逸失利益の賠償とする和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業等において、福島県に所在する拠点で提供するサービスに関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示さ

れたものである。

1 事案の概要

公表番号	1092		
事案の概要	東北地方において東北地方産や北関東産の青果を中心とした卸売業を営んでいた申立会社について、東北地方産の青果について販売先から取引を中止され、申立会社が中止された取引の再開や販売先の新規開拓を試みていたにもかかわらず、東北地方産の青果の売上げが増加していないことから、風評被害の継続を認め、原発事故による影響割合を10割として平成26年12月分までの逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H27.1.5	全部和解成立日	H27.6.24
事故時住所	宮城県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		46,627,204	H25.9～H26.12	※1
小計			46,627,204		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	46,627,204
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、中間指針第7の1

申立会社は、宮城県において福島県等から調達した野菜等の販売を営んでいたところ、放射性物質による汚染を懸念した買い控えや取引先との取引減少ないし取引打ち切り等の事情により減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、野菜等の取引価格が回復していること、申立会社の平成25年度以降の売上げが平成24年度売上げを下回っており風評被害の一般的傾向が見られないこと及び申立会社において新たに別の生産地の野菜等を取り扱うなどの損害回避措置が採られていないこと等を理由に風評被害による逸失利益の発生を争った。パネルは、申立会社が原発事故のために従前の取引先との取引を中止せざるを得なかったことや取引再開及び新規開拓などの一定の営業努力を行っていたこと等の事情を考慮し、対象期間における減収分に対する原発事故の影響割合を10割と認め、提出された決算資料等に基づき、かかる減収分に貢献利益率を乗じた額を損害額として、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I④、中間指針第7の2 I① i 及び中間指針第7の1 IV①は、農林産物の流通業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、福島県等において産出された農林産物を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係る風評被害につ

いて、取引数量の減少等による減収分を原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1093		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(田村市)に居住し、原発事故により避難した申立人について、帰還先の復興状況が、高齢の寡婦である申立人が単身で生活していく上で必ずしも十分な水準に達しているとはいえないことを考慮して、平成24年9月以降の避難継続の必要性を認め、平成26年4月までの避難慰謝料や生活費増加分及び平成27年3月分までの食費増加分の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ウ	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)

2 基本情報

申立日	H26.11.19	全部和解成立日	H27.6.29
事故時住所	田村市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	355,251	H23.3～H27.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	128,028	H23.8～H26.4	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	2,000,000	H24.9～H26.4	※3
全部和解	精神的損害	増額分	1,152,000	H23.3～H26.4	※3

小計 3,635,279

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,635,279
	弁護士費用	109,058
	手続内で処理された既払金合計額	3,744,337

※1 中間指針第3の2

申立人は、原発事故前、田村市都路町(緊急時避難準備区域)の自宅において農業を行いながら単身で生活していたところ、原発事故によって避難を余儀なくされ、これまで所有していた田を第三者に貸して謝礼として収穫した米を譲り受け、また、所有している畑で野菜を栽培して自家消費していたにもかかわらずこれが不能となり、米及び野菜を購入しなければならなくなったこと、田村市都路町の復興状況から高齢の寡婦である申立人が帰還することが困難であり、緊急時避難準備区域の指定が解除されてから相当期間が経過した平成24年9月以降も避難を継続する必要があることを主張して、生活費増加費用として、平成23年3月から平成26年8月までの①米及び②野菜に係る食費増加費用の賠償を求めた。東京電力は、申立人が原発事故前に野菜を栽培していたことや野菜を栽培できなくなるほどの放射性物質が検出されたことが分かる客観証拠が提出されていないこと、避難費用のうち生活費増加費用については原則として精神的損害に含まれていること、そして、緊急時避難準備区域の指定が解除されてから相当期間

が経過した平成24年9月以降に申立人が避難を継続する必要性がなく、同月以降の損害は原発事故と相当因果関係はないことを主張して争った。パネルは、申立人が同月以降も避難を継続する必要があるとし、平成23年3月から平成27年3月までの食費増加分と原発事故との間に相当因果関係を認め、①については年額7000円から月額金額を算出し、これに平成23年3月から平成27年3月までの月数を乗じた金額を、②については年額8万円から月額金額を算出し、これに平成23年3月から平成27年3月までの月数を乗じた金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認め、また、中間指針第3の2 IIIは、避難指示等の解除から相当期間経過後に生じた避難費用は特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしているところ、本件においては上記のとおり特段の事情があると判断され、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人は、原発事故前、田村市都路町（緊急時避難準備区域）の自宅において生活していたところ、田村市都路町では山から流れる水をタンクや井戸に貯めて各世帯に供給しており、申立人もこれを水道水として利用していたことから水道代を負担することはなかったが、平成23年8月以降、避難先の仮設住宅において給水契約を締結し、水道代を負担しなければならなくなったこと〔水道料金下水道料金納入通知書兼領収書〕、また、原発事故後、自宅と仮設住宅において二重に電気需給契約を締結し、負担する電気代が増加したこと〔電気料金振替領収証等〕、田村市都路町の復興状況から高齢の寡婦である申立人が帰還することが困難であり、緊急時避難準備区域の指定が解除されてから相当期間が経過した平成24年9月以降も避難を継続する必要があることを主張して、生活費増加費用として平成23年8月から平成26年4月までの①水道代及び②電気代の賠償を求めた。東京電力は、避難費用のうち生活費増加費用については原則として精神的損害に含まれていること、緊急時避難準備区域の指定が解除されてから相当期間が経過した平成24年9月以降に申立人が避難を継続する必要性がなく、同月以降の損害は原発事故と相当因果関係はないことを主張して争った。パネルは、申立人が同月以降も避難を継続する必要があるとし、平成23年3月から平成26年4月までの水道代及び電気代の増加分と原発事故との間に相当因果関係を認め、①については仮設住宅で負担した金額の全額、②については田村市都路町における平成26年1月から同年11月までの電気代の月額平均額を1900円と認定し、これに避難継続の必要性が認められる月数を乗じた金額の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第3の2 I ③に従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、原発事故前、田村市都路町（緊急時避難準備区域）の自宅において慢性心不全・高血圧性心疾患・総胆管拡張症・慢性胃炎急性増悪・白内障・腰部脊柱管狭窄症等の多数の持病を抱えながら生活していたところ〔診断書、通院証明書、お薬手帳等〕、原発事故によって避難を余儀なくされ、その後も、田村市都路町の放射線量を危惧して住民の帰還率が回復していないこと〔福島県ホームページ、住民意向調査の調査結果〕、同町におけるインフラ設備や商業施設等の復旧状況〔写真撮影報告書〕が原発事故前の水準に回復しておらず、高齢の寡婦である申立人が単身で生活していく上で十分な水準に達しているとはいえないことから、緊急時避難準備区域の避難指示が解除され、相当期間が経過した平成24年9月以降も避難を継続する必要があることを主張して、平成23年3月から平成27年2月までの精神的損害の賠償を求めた。東

京電力は、田村市都路町が国によって避難を強いられた地域ではないこと、同町のインフラが復旧していること、同町の放射線量が人体に健康被害を与える水準でないことを理由に、申立人が平成24年9月以降も避難を継続する必要性はないと主張して争った。パネルは、原発事故後の田村市都路町の復興状況、また、申立人が原発事故前に利用していた商業施設に代わり、新たな商業施設が開店したこと等を考慮し、申立人が平成26年4月まで避難を継続する必要性があったと認定し、平成24年9月から平成26年4月まで精神的損害の基本部分として月額10万円、また、平成23年3月以降、申立人が多数の持病を抱えながら避難所や親戚宅を転々とした上で仮設住宅において避難生活を送っていることに鑑みて、避難所や親戚宅において避難生活を送った平成23年3月及び同年4月においては月額3万6000円、ホテルや仮設住宅において避難生活を送った同年5月から平成26年4月までは月額3万円の精神的損害の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円とし、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度又は中程度の持病があるという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができ、その方法として目安とされた月額よりも増額することを認めていること、また、中間指針第3の6Ⅳ②は、避難指示等の解除から相当期間経過後に生じた精神的損害は特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしているところ、本件においては上記のとおり特段の事情があると判断され、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1094		
事案の概要	茨城県で、常陸牛など県産の牛肉を主力商品とする飲食店舗及び通信販売を営む申立人について、飲食店における売上げは一部上昇しているものの、原発事故後に通信販売の売上げが減少したこと等を考慮し、平成26年2月分までの風評被害による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H27.1.27	全部和解成立日	H27.6.29
事故時住所	茨城県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		37,080,000	H23.3～H26.2	※1

小計 37,080,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	36,000,000
	弁護士費用	1,080,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第7の2

申立人は、原発事故前から、茨城県内にて、茨城県産のブランド和牛である「常陸牛」を主力商品とする飲食店舗及び通信販売業を営んでいたところ、原発事故発生以降、常陸牛の生産地である茨城県が福島県に隣接していることから、常陸牛への放射性物質汚染を懸念した消費者による買い控えが発生したことに伴い〔(公社)茨城県畜産協会発行機関誌「畜産茨城」、申立人の通信販売地域別発送件数データ(平成23年から平成27年まで)〕、原発事故前の1年間と比較して収益が大幅に悪化したとして〔決算報告書、勘定科目残高推移表(平成22年度から平成26年度まで)〕、原発事故以降の減収分相当額の賠償を求めた。東京電力は、申立人の事業のうち、①飲食店舗については、原発事故後においても売上げが増加している状況が認められることから、原発事故に基づく損害の発生は認められないと主張して争い、②通信販売事業については、常陸牛の年間生産頭数自体は原発事故後も増加を続けており、原発事故後も常陸牛に対する需要は相当程度存在していたと解されることから、申立人の通信販売による売上げが低迷した原因は、競争力の低下等原発事故に基づく風評以外の原因によるものと考えられ、原発事故と、通信販売の売上げの低迷には相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、原発事故後、通信販売において西日本の顧客からの注文が明らかに減少し、それにより、申立人の事業全体の売上

げが低迷していること、商品である常陸牛の放射性物質汚染について顧客からの問合せが続いていることから、売上減少による損害の発生及び損害と原発事故との相当因果関係が認められるとし、事業全体の平成23年3月分から平成26年2月分までの各月の売上げと平成22年各同一月の売上げとの差額に、貢献利益率30%及び原発事故の影響割合7割を乗じて算出した、3600万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅲは、各業種ごとに示す一定の範囲の類型については、原発事故以降に現実に発生した買い控え等による被害を、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めるとした上で、同2Ⅰ④で、茨城県産畜産物(食用)を継続的に取り扱っていた流通業者に生じた、同畜産物買い控えによる損害を、その類型の一つとするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1095		
事案の概要	東北地方において農水産物加工品等の卸売業を営む申立会社について、売上げが減少している東北地方の販売先への売上げのみを対象として、原発事故による影響割合を8割として、平成25年8月分までの風評被害に基づく営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)ウ	

2 基本情報

申立日	H26.11.26	全部和解成立日	H27.6.30
事故時住所	青森県青森市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		9,259,000	H24.9～H25.8	※1

小計 9,259,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,259,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立会社は、東北地方において農水産物加工品等の卸売業を営んでいるところ、原発事故の風評被害により福島県及び宮城県等の販売先が買い控えたことから、当該地域の販売先への売上げが減少したとして〔原発事故前後の決算書等〕、当該減少分について、平成24年9月から平成25年8月までの営業損害（逸失利益）の賠償を求めた。東京電力は、そもそも申立人の請求が風評被害ではなく間接被害による営業損害であると解した上で、申立会社の取引には代替性があること、申立会社の売上げの減少には原発事故以外の要因が相当程度存在すること等から、相当因果関係の有無及び程度が判然としないと主張して争った。パネルは、取引価格及び取引数量の動向、具体的な買い控え等の発生状況等を検証し、当該農水産物加工品等の特徴等を考慮して、当該地域の販売先への売上げの減少と原発事故との相当因果関係を認め、原発事故による影響割合を8割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I④及び同IVは、農林水産物・食品の流通業（農林水産物の加工品の流通業を含む。）において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、福島県等で産出された農林水産物及びこれらを主な原材料とする加工品等を継続的に取り扱っていた事業者

が仕入れた当該産品等に係るものについての損害は原則として賠償すべき損害と認めており、そのほかにも、個々の事例又は類型毎に、取引価格及び取引数量の動向、具体的な買い控え等の発生状況等を検証し、当該産品等の特徴等を考慮して、原発事故との相当因果関係を判断するとしており、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であり、仲介委員は、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りるとしているところ、上記のと通りの認定をした上で、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1096		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)に居住し同区域内の塗装会社で勤務していたものの、原発事故により避難を余儀なくされ退職した申立人について、避難中の就職活動の状況、避難中の就労が継続性及び安定性を有するものとはいえないこと等を考慮して、避難中の就労により得た収入を控除せずに、平成27年2月までの就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)ウ(エ)	

2 基本情報

申立日	H27.3.2	全部和解成立日	H27.7.2
事故時住所	大熊町		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	2,804,802	H26.6～H27.2	※1
小計			2,804,802		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	900,000	H26.6～H27.2	※2
小計			900,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,704,802
	弁護士費用	111,145
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）

申立人Aは、大熊町所在の会社で勤務していたが、原発事故発生により同社の継続が不能となり失職し、その後、就職活動をしているものの、平成27年に至ってもなお安定した就職先を見つけていくことができていないと主張して、平成26年6月から平成27年2月末までの就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、原発事故からほぼ3年を経過した平成26年2月末日をもって「特別な努力」により得た給与等（中間収入）を損害額から控除しない取扱いの適用を終了することが、中間指針第二次追補の趣旨に沿うものであり、そもそも原発事故が原因で収入が減少した場合には減少した限度で賠償すれば足りるのであるから、本件においては申立人Aが上記期間中に得た中間収入を控除すべきであると主張して争った。パネルは、申立人Aの就職活動

の継続状況、稼働の不安定な現状等を考慮し、中間収入を控除しないものとして、請求額全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、原発事故により営業損害を被った事業者に雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分等を賠償すべきものと定め、中間指針第二次追補第2の3Ⅱは、就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時的就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しないなどの合理的かつ柔軟な対応が必要であるとしており、また、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）は、政府指示による避難者が、営業損害や就労不能損害の算定期間中に、避難先等における営業・就労（転業・転職や臨時の営業・就労を含む。）によって得た利益や給与等は、原発事故がなくても当該営業・就労が実行されたことが見込まれるとか、当該営業・就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるとか、その利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないものとすると定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の8

申立人Bは、原発事故後再就職できておらず、原発事故前の収入を全く回復していないものとして、平成26年6月から平成27年2月末までの就労不能損害の賠償を請求したところ、東京電力がその請求額全額についてこれを認めたため、パネルは請求額全額の賠償を認める和解案を提示した。

※3 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第四次追補第2の2）

申立人Aは、原発事故前、大熊町に宅地を求めると及び住居を新築することを予定していたところ、大熊町のほぼ全域が帰還困難区域に指定されたことから、避難先であるいわき市において居住用建物新築のための宅地を求めるに至つたが、いわき市では大熊町に比べて土地取引価格が高額であると主張し、中間指針第四次追補で定められた住居確保損害の上限額から、原発事故がなければ大熊町において建物新築のために負担したと想定されるものとして試算した宅地取得代金を控除した金額について、その賠償を請求した。東京電力は、中間指針第四次追補では、原発事故前の住居が持ち家であつた場合の指針と、借家であつた場合の指針とを別々に規定しており、事故前住居が借家であつた申立人に対しては後者の指針を踏まえた賠償を前件の和解で既に行っていると主張して争つた。パネルは、この請求に関しては、和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	1097		
事案の概要	自主的避難等対象区域(伊達郡国見町)であんぼ柿の生産販売業を営み、本件事故以前から増産のための設備投資を計画し、事故後に増産設備の建築を完成させたものの、その後に福島県からあんぼ柿の加工自粛が要請された申立人について、将来の増産見込み分についても逸失利益の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第3の2(1)ア	

2 基本情報

申立日	H26.12.5	全部和解成立日	H27.7.7
事故時住所	国見町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		3,098,074	H23.4～H27.3	※1

小計 3,098,074

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,098,074
	弁護士費用	92,942
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

自主的避難等対象区域(伊達郡国見町)にある自宅であんぼ柿の生産販売事業を行っていた申立人が、原発事故以前から増産のための設備投資を計画し、事故後に増産設備の建築を完成させたものの〔設備写真・工事領収証〕、その後に福島県からあんぼ柿の加工自粛が要請されたことにより〔福島県知事発信通知〕、増産設備を利用して増産したあんぼ柿を販売することにより得られるはずであった利益が得られなくなったとして、平成23年4月から平成27年3月までの逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、新築した柿干場は原発事故当時存在せず、原発事故後に増産体制をとったのは申立人の経営判断によるものであるとして、原発事故との因果関係は認められないと主張し、予備的に、損害額や影響割合について争った。パネルは、将来的な増産見込みの蓋然性を認め、平成23年4月から平成27年3月までの期間における増産見込み分について、証明程度による減額2割、原発事故の影響割合を6割として、逸失利益の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5は、農林水産物(加工品を含む。)及び食品の出荷、作付けその他の生産・製造及び流通に関する制限について、政府が原発事故に関し行う指示等(地方公共団体が原発事故に

関し合理的理由に基づき行うものを含む。)に伴う損害を対象とし、上記「地方公共団体が原発事故に関し合理的理由に基づき行うもの」には、県が当該品目の生産者に対して出荷又は操業に係る自粛を要請する場合等が含まれるとされ、中間指針第5の1 Iは、同指示等に伴い、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、また、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については仲介委員の合理的な裁量に委ねられるとし、平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には適宜の金額を足した額を原発事故がなければ得られたであろう収入額とした場合、特段の事情がない限り仲介委員の判断は合理的なものと推定されるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第5の1)

申立人は、原発事故後に増築した増産設備を利用できなかった4年間分の減価償却分の合計を損害として賠償請求したところ、東京電力は原発事故との因果関係がないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1098		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)からいわき市に避難した申立人ら母子について、未就学児を含む子供3人を連れての避難であること等の事情を考慮して、平成27年4月分までの生活費増加分(交通費)の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H26.2.14	全部和解成立日	H27.7.15
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	19,000	H23	※1
小計			19,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	19,000	H23	※1
小計			19,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	108,667	H23.3、H23.9、H23.12	※2
小計			108,667		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	131,000	H24.11~H27.4	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	232,946	H23.4~H27.4	※3
小計			363,946		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	510,613
	弁護士費用	15,319
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲内で負担した避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、申立人B及びC（いずれも追加申立てがされた。）の学校の制服代等の転校費用について、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

中間指針第3の5は、避難等対象者が原発事故により避難を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかったことにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、申立人D（追加申立てがされた。）の入通院慰謝料について、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2、中間指針第二次追補第2の1

申立人らは、申立人B及びCの学童保育への送迎交通費（平成24年11月から平成27年4月まで）及び申立人Aの両親との面会交通費（平成23年4月から平成27年4月まで）を請求した。東京電力は、平成24年9月以降の支出については原発事故との相当因果関係がないこと、また、家族間面会交通費については申立人と別世帯との面会であること等を主張して争った。パネルは、未就学児を含む子供3人を連れての避難であること等を考慮して、同月以降の上記各費用についても、原発事故との相当因果関係があると判断し、学童保育送迎交通費については請求額の5割、面会交通費については月1回の実費交通費の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 IIIは、避難費用の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）IIIは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同（1）の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、本件においては上記のとおりの特段の事情があると判断され、和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2、中間指針第3の6、中間指針第3の8）

申立人らは、生活費増加費用（食費、家財購入費、衣服購入費及び謝礼等）、就労不能損害（平成23年3月から平成24年3月まで）及び精神的損害（平成23年3月から平成26年1月まで）について賠償を求めたところ、東京電力は、賠償済みであること又は相当因果関係がないことを理由に争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1099		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していたが、事故により勤務先が閉鎖となり、勤務先の指示により他県に転勤したものの、その後自主退職した申立人について、事故前の勤務形態、退職に至った経緯、退職後の就職活動状況等を考慮し、平成27年3月分以降の就労不能損害及び通勤費増加分の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)イ	

2 基本情報

申立日	H27.3.24	全部和解成立日	H27.7.15
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,289,475	H27.3～H27.5	※1
全部和解	就労不能損害	追加的費用	24,144	H27.3～H27.5	※1

小計 1,313,619

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,313,619
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故により勤務先が閉鎖となり、勤務先の指示により他県に転勤したものの、その後自主退職して再就職したところ、事故時収入との差額の賠償が平成27年2月で打ち切られたため、同年3月から同年5月までについても事故による減収と通勤費用の増加が続いているとして、賠償を求めた。東京電力は、原発事故後の経過期間、申立人の退職の経緯、求人状況等から、賠償を継続することはできないとして、申立人の請求を否認した。パネルは、申立人の年齢、前職場での勤務状況、退職の経緯、再就職の事情等踏まえ、減収について事故による影響は残っているとして、申立人の請求額を全額認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等によりその就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1100		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)から平成23年3月に避難を開始した申立人ら(祖父母、父母、避難後に出生した子を含む幼児2名)について、平成23年10月に祖父母が自宅に帰宅した後も避難を継続した申立人父母、幼児2名の避難の合理性を認め、平成25年12月末日までの避難費用、生活費増加分、避難雑費が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(1)		

2 基本情報

申立日	H26.11.28	全部和解成立日	H27.7.16
事故時住所	いわき市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	960,000	H24.1～H25.12	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	256,880	H24.1～H25.12	※1
全部和解	避難雑費		960,000	H24.1～H25.12	※1

小計 2,176,880

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,176,880
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難等を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、祖父A、祖母C、父B、母D、避難後に出生した子を含む幼児E及びFからなる世帯であり(C、D、E及びFは追加申立てを行った。)、いわき市から、原発事故直後に一家全員で県外へ避難し、申立人らのうちA及びCが平成23年中に帰還した後も、B、D、E及びFは避難を継続したところ、避難継続に伴って支出した生活費増加分、面会交通費〔ETC履歴〕等の賠償を求めた(なお、和解契約書上、面会交通費は避難費用として扱われているが、本解説では生活費増加費用として取り扱う。)。東京電力は、いわき市からの避難については、平成24年1月以降の避難継続に合理性はなく、原発事故との相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、申立人らに原発事故直後に生まれたFを含めて乳幼児が2人いたこと〔母子手帳〕、原発事故により世帯の収入を担っていたB及びCが失業した後、Bは避難先で再就職してD、E及びFとともに避難生活をしていたのに対し、失業したままのCの就労不能損害の賠償がされたのは平成24年半ば以降であり〔関連事件の和解契約書〕、B、D、E及びFが直ちにいわき市

に帰還して生活することは困難であったこと等の事情を考慮し、避難継続の合理性を認め、平成24年1月から平成25年12月までの損害を賠償する和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1101		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に居住していた申立人らの土地について、不動産登記簿上の地目は山林であるものの、現況が申立人ら所有の農地への通路である部分は農地に準じて、現況が申立人ら自宅の屋敷林である部分は宅地に準じて賠償額を算定し、財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(イ)	

2 基本情報

申立日	H26.10.6	全部和解成立日	H27.7.22
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	避難費用	宿泊費等	1,280,000		※2
早期一部和解	一時立入費用	交通費	69,080		※3
早期一部和解	一時立入費用	宿泊費用	39,083		※3
早期一部和解	精神的損害	基本部分	2,500,000	H26.3～H28.3	※4
早期一部和解	財物損害	建物	11,564,866		※1
早期一部和解	財物損害	家財	4,450,000		※5
一部和解	避難費用	食費増加費用	120,000	H24.12～H26.7	※2
一部和解	避難費用	通信費増加費用	116,410	H24.12～H26.7	※2
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	61,908	H24.9～H26.5	※2
一部和解	避難費用	その他	7,900	H26.4～H27.4	※2
一部和解	一時立入費用	交通費	13,816	H24.11～H26.5	※3
一部和解	一時立入費用	宿泊費用	12,600	H24.11～H26.5	※3
一部和解	財物損害	建物	5,739,886		※1

小計 25,975,549

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	一時立入費用	宿泊費用	28,633		※3
早期一部和解	精神的損害	基本部分	2,500,000	H26.3～H28.3	※4
早期一部和解	財物損害	土地	7,306,945		※1
一部和解	財物損害	土地	997,265		※1
全部和解	財物損害	土地	5,142,980		※1
小計			15,975,823		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	財物損害	土地	453,267		※1
全部和解	財物損害	土地	101,293		※1
小計			554,560		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	42,505,932
	弁護士費用	1,275,178
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人らは、南相馬市小高区及び同市原町区に所有していた不動産（土地及び建物）の財物損害について、原発事故当時の当該土地の用途が農地及び宅地であることを前提とした評価基準により賠償額を算定すべきであり〔公函、写真、陳述書〕、また、申立人Aが定年後に申立人Bとともに農業をしながら当該不動産に居住して生活していく計画が実現不可能となったこと〔陳述書、写真〕を考慮して賠償額を算定すべきであると主張して、その賠償を求めた。東京電力は、不動産登記簿上の地目（山林）に応じた基準により評価額を算定すべきであり、また、避難指示解除までの期間等を考慮して賠償すべきであるなどと主張して争った。パネルは、不動産登記簿上の地目は山林であるものの、現況が申立人ら所有の農地への通路である部分は農地に準じて、現況が申立人ら自宅の屋敷林である部分は宅地に準じて賠償額を算定した上で、申立人Aが定年後に申立人Bとともに夫婦揃って自然豊かな土地において、新たに有機農法等を行いながら生活する人生設計が、原発事故により変更を迫られたこと等を考慮して全損となったとして、それぞれ賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認め、中間指針第二次追補第2の4 IIは、避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物損害については、避難指示解除までの期間等を考慮して、原発事故発生直前の価値を基準として原発事故により一定程度減少したものと推認することができるとし、中間指針第二次追補第2の4備考2は、避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値について、帰還困難区域内の不動産に準じ、一定期間使用できないこと等を踏まえ、その価値減少分を客観的に推認することによって、当該減少分を賠償対象とするこ

とができるとし、中間指針第二次追補第2の4備考3は、原発事故発生直前の価値は、個別具体的な事情に応じて合理的に評価するものとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人Aが請求した避難費用について、東京電力がこれを認めたため、早期一部和解が成立したものである。

※3 中間指針第3の3

申立人A及びBが請求した南相馬市の自宅に清掃等のために実施した一時立入費用について、東京電力がこれを認めたため、早期一部和解が成立したものである。

※4 中間指針第3の6

申立人A及びBが請求した日常生活阻害慰謝料について、東京電力がこれを認めたため、早期一部和解が成立したものである。

※5 中間指針第3の10

申立人Aが請求した南相馬市の自宅の家財の賠償について、東京電力がこれを認めたため、早期一部和解が成立したものである。

※6 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の5）

申立人Aは原発事故後に目に違和感が生じたことを理由として、Bは原発事故後に高血圧になったこと等を理由として、それぞれ生命・身体的損害の賠償を求めたところ、東京電力は、原発事故との相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは和解案の対象外とした。

※7 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の8）

申立人Aは原発事故に伴う就労不能損害の賠償を求めたところ、東京電力は、賠償済みであるなどと主張して争った。パネルは和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1102		
事案の概要	自主的避難等対象区域(石川郡玉川村)で造園業や造園木等の生産・販売業を営んでいた申立会社について、廃棄処分をした抜根済みの造園木等の財物損害及び処分費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ウ)	第5の2(2)ア	第5の5(2)ア

2 基本情報

申立日	H26.8.4	全部和解成立日	H27.7.24
事故時住所	玉川村		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		2,248,230	H23.3～H23.12	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	商品返品・廃棄費用	1,186,880	H26.3～H26.7	※2
全部和解	財物損害	動産	2,850,000		※3
全部和解	財物損害	動産	2,255,000		※3
全部和解	風評被害・検査費用(物)		12,000	H23.3～H23.5	※4

小計 8,552,110

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,552,110
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、中間指針第7の5

申立人は、造園用庭園木・緑化木の生産販売、園芸用植物の生産販売等を営む株式会社であるところ、原発事故により、植木市場から取引制限を受けたこと〔花き市場作成に係る書面〕、競り売りで競り値がつかず売れないことが多くなったこと、外国からの鉢花の買い付けが停止したこと〔韓国の取引先作成に係る書面〕等のため、売上げが減少したとして逸失利益〔原発事故前後の決算書〕の賠償を求めた。東京電力は、原発事故後申立人の会社全体の売上高が増加しており逸失利益は発生していないなどと主張して争った。パネルは、減収と原発事故との相当因果関係を肯定し、会社全体の売上高のうち、造園・園芸部門の売上高及び完成工事高を基礎として、基準年度からの減収額に、貢献利益率65%及び原発事故の影響割合8割を乗じて算定した損害額について、賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ①vは、福島県において産出された花きに係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第7の5 IIは、原発事故以降に輸出先国の輸入拒否がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたものに限り、当該輸入拒否によって現実に生じた減収分について原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これらに従った又は準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の2、中間指針第7の5

申立人は、造園用庭園木・緑化木の生産販売、園芸用植物の生産販売等を営む株式会社であるところ、原発事故により、植木市場から取引制限を受けたこと〔花き市場作成に係る書面〕、競り売りで競り値がつかず売れないことが多くなったこと、外国からの鉢花の買い付けが停止したこと〔韓国の取引先作成に係る書面〕等のため、造園木・緑化木を処分せざるを得なかったとして、当該処分費用〔処分委託業者からの請求書、領収証、作業日報〕について賠償を求めた。東京電力は、申立人の事業地は避難等対象区域ではなく原発事故による放射能の影響により造園木・緑化木の財物価値が喪失又は減少したとは認められず、販売先の代替性が認められることから、原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、相当な処分委託費用について賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第7の2 I ①v及び中間指針第7の5 IIに従った又は準じた和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人は、造園用庭園木・緑化木の生産販売、園芸用植物の生産販売等を営む株式会社であるところ、原発事故により、植木市場から取引制限を受けたこと〔花き市場作成に係る書面〕、競り売りで競り値がつかず売れないことが多くなったこと、外国からの鉢花の買い付けが停止したこと〔韓国の取引先作成に係る書面〕等のため、①造園木・緑化木の財物損害〔伐採された樹木の写真、単価の記載ある棚卸表、廃棄処分一覧表、損益計算書、原価報告書、文献「建設物価」、同「積算資料」〕及び②鉢花の財物損害〔数量及び価格の記載ある原発事故前の在庫一覧、販売状況の写真、廃棄処分一覧表、損益計算書並びに原価報告書〕が発生したとして、これらの財物損害について賠償を求めた。東京電力は、申立人の事業地は避難等対象区域ではなく原発事故による放射能の影響により造園木・緑化木及び鉢花の財物価値が喪失又は減少したとは認められず、販売先の代替性が認められることから、原発事故との相当因果関係がないなどと主張して争った。パネルは、①について抜根済みの本数に相当な単価を乗じた額、②について在庫の鉢数に相当な単価を乗じた額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 IIは、対象区域内にある財物について、財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合又はこれには該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第7の2、中間指針第7の5

申立人は、造園用庭園木・緑化木の生産販売、園芸用植物の生産販売等を営む株式会社であるところ、原発事故により、植木市場から取引制限を受けたこと〔花き市場作成に係る書面〕、競り売りで競り値がつかず売れないことが多くなったこと、外国からの鉢花の買い付けが停止したこと〔韓国の取引先作成に係る書面〕等のため、放射線測定器を購入したとして、当該購入費用〔領収証、同測定器の写真コピー〕について賠償を求めた。東京電力は、放射線測定器購入の

必要性について説明を求めるなどとして争った。パネルは、請求額全額について賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第7の2 I ① v 及び中間指針第7の5 I に従った又は準じた和解案が提示されたものである。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第7の2、中間指針第7の5）

申立人は、原発事故のため実質廃業となってしまった造園木・緑化木栽培販売業に係る栽培敷地の地代が発生し続けているとして同地代について賠償を求めたところ、東京電力は、原発事故との相当因果関係を争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1103		
事案の概要	知的障害を有し、居住制限区域(富岡町)の障害児入所施設に入所していたが、原発事故により施設の移転を余儀なくされた申立人らの長女の精神的損害について、知的障害の存在、事故前に受けていた日常生活支援が十分に受けられなくなったこと、及び事故時には実施されていなかったが近い時期に実施予定であった就労支援等を受けられなかったこと等の事情を考慮して、精神的損害の増額を認め、平成27年6月分までの精神的損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H27.3.23	全部和解成立日	H27.7.29
事故時住所	南相馬市原町区ほか		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,380,000	H23.3~H28.3	※1

小計 1,380,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,380,000
	弁護士費用	0
	手続内で処理された既払金合計額	0

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A(申立人B及びCの未成年の子)は、原発事故当時、重度の知的障害を有しており〔療育手帳〕、富岡町(居住制限区域)の施設で生活していたが、原発事故によりその施設が使えなくなり、過酷な避難生活を余儀なくされたとして日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、一定の範囲でこれを認めつつも、平成26年11月までは直接請求において要介護者加算分の月額2万円を支払済みであることから、これ以上の増額は応じられないと主張して争った。パネルは、原発事故後、申立人Aが施設によるサポートを受けられなかった平成23年3月から平成24年7月までの17か月間を月額6万円、仮施設に入っていた平成24年8月から平成27年3月までの32か月間を月額3万円、原発事故がなければ実施されていた就労支援を受けられなくなったと認められる平成27年4月から同年6月までの3か月間を月額4万円として算定した210万円から既払金90万円(平成23年3月から平成26年11月までの45か月間について月額2万円)を差し引いた120万円及び東京電力が認める将来期間分18万円(平成27年7月から平成28年3月までの9か月間について月額2万円)を合計した138万円について、日常生活阻害慰謝料の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額

事由について)は、身体又は精神の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が示されたものである。

※2 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について))

申立人B及びCは、日常生活阻害慰謝料の増額の賠償を求めたところ、東京電力は、増額事由はないとしてこれを争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1104		
事案の概要	帰還困難区域(富岡町)から避難した申立人の仏壇、位牌、本尊、仏具一式等の財物損害について、位牌、本尊、仏具一式の価格資料の提出が困難であったところ、申立人の主張及び市場調査の結果等を踏まえ、仏壇とは別個に賠償額を算定して賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(イ)	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H27.4.6	全部和解成立日	H27.7.29
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他動産	1,520,000		※1
全部和解	財物損害	その他動産	300,000		※1
全部和解	財物損害	追加的費用	100,000		※2
全部和解	その他		10,000		※3
小計			1,930,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,930,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	200,000

※1 中間指針第3の10、中間指針第2の5

申立人は、避難を余儀なくされたことに伴い、富岡町の自宅にある仏壇・位牌・本尊・仏具一式について管理が不能になった〔申立人提出の写真、電話聴取事項書〕として、仏壇等について賠償を求めた。東京電力は、仏壇等について価値が喪失したこと自体は認めたが、時価相当額について争った。パネルは、仏壇については東京電力の算定根拠を妥当なものとして判断して東京電力認容額152万円を時価相当額として認め、位牌・本尊・仏具一式については申立人の主張及び市場調査の結果等を踏まえ算定した時価相当額30万円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10は、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めており、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

平成26年3月26日付け東京電力プレスリリースに基づく祭祀に係る費用の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の10

平成26年3月26日付け東京電力プレスリリースに基づく仏壇の賠償請求に係る諸費用の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1105		
事案の概要	茨城県産の大麦を用いた麦茶の製造販売業を営んでいる申立会社について、販売先から取引量を減らされ、その後も事故前の取引量まで回復させることができず、茨城県産以外の国内産や外国産の大麦に変更することも困難であった事情があること等を考慮して、平成26年8月分までの営業損害の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H27.2.16	全部和解成立日	H27.7.30
事故時住所	茨城県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		3,744,879	H25.9～H26.8	※1
小計			3,744,879		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,744,879
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、茨城県産等の大麦を用いた麦茶の製造販売業を営んでいるところ、原発事故により従来の調達先の原材料に平成23年の検査で基準値を超える放射性物質が検出され〔放射性物質調査結果集計表、放射性物質検査結果確認申請書等〕、販売取引先との取引量減少が発生し、その後も事故前の取引量まで回復させることができず減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、請求期間（平成25年9月から平成26年8月まで）に係る大麦については基準値を超える放射性物質が検出されておらず、緑茶とは異なり麦茶には風評被害による買い控えや取引停止があったとはいえ、原発事故と減収との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、申立人において、従来の調達先の原材料から基準値を超える放射性物質が検出されなくなったにもかかわらず、販売取引先からの買い控えが継続していたこと、原材料を茨城県産以外の国内産や外国産の大麦に変更することも困難であったこと〔取引先会社の陳述書、電話聴取結果〕等から、減収と事故との相当因果関係を認め、基準期間とした平成22年9月から平成23年8月までと請求期間との売上高の差額〔申立人作成に係る得意先別売上実績、決算報告書一式等〕に、基準期間の経費率から算出した貢献利益率32.3%と原発事故の影響割合

7割を乗じた額を損害額と算定した上、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、茨城県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1106		
事案の概要	居住制限区域(双葉郡富岡町)内の山林及び当該山林上の立木(松、ヒノキ等)の財物損害について、申立人の主張や航空写真を踏まえ、当該山林の半分を人工林と評価して賠償額を算定し、財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(エ)		

2 基本情報

申立日	H27.4.2	全部和解成立日	H27.7.30
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	280,775		※1
全部和解	財物損害	立木(庭木を除く。)	66,365		※2
全部和解	財物損害	追加的費用	10,000		※1
小計			357,140		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	357,140
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人が所有する富岡町所在の山林(土地)の財物損害について、1㎡当たり330円、価値減少率6分の5での賠償を認め、諸費用について1万円の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、所有する富岡町所在の山林上の立木について、植林され手入れされた人工林であるとして、平成26年9月18日付け東京電力プレスリリースで示されている人工林の場合の算定方法に基づく賠償を求めた。東京電力は、申立人の山林上の立木について植林・手入れされたことがわかる証拠が不十分であり、人工林と評価することは困難であるため天然林の金額で算定するのが相当であると主張して争った。パネルは、申立人から聴き取りをした植林・手入れの具体的内容や航空写真等から、山林上の立木のうち半分を人工林、残り半分を天然林と評価して、平成26年9月18日付け東京電力プレスリリースによる基準に基づき、人工林について1㎡当たり100円、天然林について1㎡当たり30円で賠償金額を算定した和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる

場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1107		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住しており、申立人母子のみが会津地方に避難した申立人らについて、未就学児を含む子供2人を連れての避難であること等の事情を考慮して、平成27年5月分までの生活費増加分(面会交通費及びその関連費用等)、庭木についての除染費用等の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)ウ	第1の8(2)ウ(ア)
	第11の1(2)ア		

2 基本情報

申立日	H27.1.20	全部和解成立日	H27.8.5
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	145,611	H24.11~H25.1	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	10,433	H25.9~H26.9	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	3,702	H26.9	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	52,935	H24.11~H26.12	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	605,924	H23.4~H27.5	※1
全部和解	除染費用		88,826	H24.12~H26.10	※3

小計 907,431

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	540,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	67,276	H25.4~H27.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	26,980	H26.11	※1

小計 634,256

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用		26,528	H25.2~H26.9	※3

小計 26,528

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,568,215
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2、中間指針第二次追補第2の1

申立人らは、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から会津地方へ母子が避難したことによって生じた、面会交通費及び避難先での生活や面会交通のために必要で支出した自動車関連費用（カーナビ取付費用、オイル交換費用等）〔領収書等〕の賠償を請求した。東京電力は、中間指針第3の2Ⅲ及び中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲが、緊急時避難準備区域の避難費用は相当期間（平成24年8月末）経過後は特段の事情がある場合を除いて賠償の対象外としているところ、本件では特段の事情は認められず、また、自動車関連費用は原発事故との相当因果関係がないなどと主張して争った。パネルは、申立人Aの避難が申立人C（原発事故当時7歳の子供）と申立人D（平成23年8月に生まれた子供）を連れての避難であること等の事情を考慮して、平成27年5月分（和解案提示の直前月）までの面会交通費の他、その間に購入した自動車関連費用を合理的な範囲で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅰ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第3の2Ⅲ及び中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、緊急時避難準備区域の避難費用は相当期間（平成24年8月末を目安とする。）経過後は特段の事情がある場合を除いて賠償の対象外としているところ、本件では、避難費用について特段の事情があると判断され、和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、家族の別離が生じたこと等を理由として妥当な額の精神的損害の賠償を求めたが、東京電力は、家族の別離が生じたのは原発事故当時の自宅が売却されたことが直接の原因であり、原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、申立人A（父）は仕事のために南相馬市に残っており、原発事故の発生によりB（母）、C及びD（子供2名）が避難している以上、原発事故と家族の別離との間に相当因果関係は認められると判断し、平成23年3月から平成24年8月まで、申立人Bに月額3万円の精神的損害の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離があったこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第二次追補第4

申立人A及び申立人Aの実母である申立人E（追加申立て）は、子供である申立人C及びDが一時帰宅などで滞在する自宅及び実家の線量を下げる目的で、シルバー人材センターに依頼した植木伐採や草取りの費用（自宅について平成24年12月から平成26年12月までに合計4回実施、実家について平成25年2月から平成26年9月までに合計2回実施されたもの。）〔請求書、領収書〕の賠償を請求した。東京電力は、除染前後の放射線量を明らかにする資料が提出されていないこと、作業内容に照らすと除染目的であるとは直ちに認められないこと等を主張して争った。パネルは、子供に対する被曝への不安から実施した除染作業であると認定して、

請求金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1108		
事案の概要	山形県東部に居住する申立人が、自主的に実施した自宅の除染費用(庭等の土壌入替やコンクリート敷設等)について、除染作業の内容や敷地内の放射線量等に鑑み、除染に係る外部委託費用全額の賠償(東京電力からの既払分を除く。)が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)才	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H27.2.25	全部和解成立日	H27.8.5
事故時住所	山形県天童市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	227,532	H24.4	※1

小計 227,532

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	227,532
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、外部委託に係る外構工事による土壌入替やコンクリート舗装は除染に必要なかつ合理的な範囲のものであるとして同工事代金113万円〔分析報告書、除染作業実施報告書、請求書、領収証〕について、その全部の賠償を求めた。東京電力は、申立人宅の所在する市は平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づき汚染状況重点調査地域に指定されているわけではなく、同市のウェブサイトには放射線量の軽減対策は市では実施しない旨の記載があり、また、同市の職員が申立人宅を訪問し放射線量の測定をした時の測定値も明らかになっておらず、さらに、除染作業実施報告書、請求書並びに除染後の時点における申立人宅の状況及びその隣接場所の放射線量測定状況を撮影した動画によっても除染作業の詳細な内容を確認することができず同作業の内容が合理的であったと判断することはできないなどと主張して争った。パネルは、申立人による自主的除染の必要性を認め、直接請求手続における外部委託費用についての既払金90万2468円との差額22万7532円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(汚染された土壌等の除去)を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第二次追補第4）

申立人は、外部委託した土壌及び井戸水各検査費用並びにガイガーカウンター及びシンチレーションサーベイメーター各購入費用について、その全部の賠償を求めたところ、東京電力は直接請求手続で認めて支払った範囲を超える必要性・合理性を肯定できないとして争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1109		
事案の概要	種苗や果実の生産販売業を営む申立会社が福島県の業者と共同で品種開発した果物の売上げ減少について、原発事故の風評被害によるものと認め、売上げ減少に基づく逸失利益及び放射能検査の追加的費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ	第5の2(2)ウ	

2 基本情報

申立日	H26.3.11	全部和解成立日	H27.8.13
事故時住所	山梨県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		2,106,000	H23.3～H23.11	※1
全部和解	風評被害・検査費用(物)		72,450	H23.3～H25.3	※2

小計 2,178,450

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,178,450
	弁護士費用	65,354
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、中間指針第7の1

山梨県に所在する果物等の販売業者が、福島県の業者と共同で品種開発した果物の売上げが原発事故の風評被害により減少したと主張して、逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、品種を福島県内の業者と共同開発したことで風評被害が生じることはないと主張して争った。パネルは、当該果物の仕入れ先である生産農家のなかに風評被害の認められる県に所在するものがあり、また、実際に見積もりより販売価格を引下げさせられた取引先が存在したことから、当該取引先に対する販売価格減少額の9割を賠償すべき金額と認め、和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅲ①は、各業種ごとに示す一定範囲の類型について原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を、原則として原発事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象と認め、中間指針第7の2Ⅰ①iは、一定の地域で産出する農産物をこの類型と認めている。また、中間指針第7の1Ⅲ②は、各業種ごとに示された以外の類型であっても、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、中間指針第7の1Ⅱの一般的基準に照らして原発事故との相当因果関係を判断すると定めるところ、これらに従った和解案が提示され

たものである。

※2 中間指針第7の1

申立人が取引先からの要求で実施した検査費用の賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	1110		
事案の概要	本件事故当時、居住制限区域の自宅と帰還困難区域の実家の両方で生活していた申立人について、申立人がこの両方で生活していた理由や具体的な生活状況等を踏まえ、中間指針第四次追補に基づく慰謝料の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(イ)		

2 基本情報

申立日	H26.5.28	全部和解成立日	H27.8.17
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	4,200,000		※1
小計			4,200,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,200,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第四次追補第2の1

申立人は原発事故発生当時、居住制限区域の自宅と帰還困難区域の実家の両方で生活していたところ、生活の拠点は実家にあったとして、帰還困難区域の避難者と同額の精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人の主張及び申立人から提出された資料では、生活の本拠が実家にあったことを十分に裏付けることはできないと主張して争った。パネルは、帰還困難区域にあった実家に一定の居住性はあると認められるが、実家だけに住んでいたわけではなく、居住制限区域にあった自宅にも居住性があると認められることから、その中間として、帰還困難区域の避難者の中間指針第四次追補第2の1 I ①に基づく精神的損害の賠償額と居住制限区域の避難者の精神的損害の賠償額との差額の半額（具体的には、平成28年4月から平成29年5月までの月額10万円の精神的損害140万円と中間指針第四次追補第2の1 I ①に基づく慰謝料700万円の合計840万円の半額である420万円）について認める和解案を提示した（なお、平成28年4月以降の精神的損害（月額10万円目安）が生じた場合であっても、通算して上記和解金額に満つるまでの額に限り支払済みとみなす旨の和解条項がある。）。

中間指針第四次追補第2の1 I ①は、帰還困難区域の避難者は長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等を一括して賠償することとしているところ、その一部について認める和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1111		
事案の概要	県南地域(白河市)から避難した申立人ら母子(未就学児を含む)について、自宅付近の除染状況、自宅付近の線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上あること等を考慮し、平成25年5月分までの避難費用、生活費増加分等の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(1)		

2 基本情報

申立日	H27.4.6	全部和解成立日	H27.8.17
事故時住所	白河市		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	555,951	H23.8～H24.1	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※2
小計			595,951		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※2
小計			200,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※2
小計			200,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※2
小計			40,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	14,400	H23.10、H26.3	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	36,900	H23.8～H23.10	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	585,217	H23.10～H25.5	※1
全部和解	生活費増加費用	教育費	99,970	H23.11	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	24,480	H23.9～H23.10	※1
全部和解	避難雑費		680,000	H24.1～H25.5	※1
小計			1,640,967		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,676,918
	弁護士費用	80,308
	手続内で処理された既払金合計額	400,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人A、B、C及びDは、原発事故時、県南地域（白河市）に居住していたところ、申立人A、B及びCが避難を実行したことに伴う、避難費用及び生活費増加費用並びに申立人Aが避難に伴い退職したことによる就労不能損害〔避難前就業先発行の平成22年分源泉徴収票〕等の賠償を求めた。東京電力は、東京電力プレスリリースに基づく既払金を超えて賠償することは困難であり、特に平成24年1月以降に白河市から避難を継続する必要性及び合理性は認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人らの自宅付近の除染状況や自宅付近の線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上であったことから〔白河市環境放射線モニタリング調査結果〕、事故時住所付近の公的除染実施後相当期間までの避難の合理性を認め、避難費用、生活費増加費用、Aの退職後6か月分の就労不能損害及び避難雑費等の賠償額を算定し、東京電力プレスリリースに基づく既払金を超える賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2の3及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）6は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認めており、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、さらに、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

申立人らは、原発事故当時、自主的避難等対象区域外である白河市に居住していたところ、原発事故により被った精神的損害に対する賠償を求めたが、その損害は、自主的避難等対象区域内

で居住していた者と同等であるとして、同区域内の居住者と同等の賠償を求めた。東京電力は、東京電力プレスリリースによる基準に基づき一定程度の賠償をしており、それ以上の賠償には応じかねると主張して争った。パネルは、自宅と福島第一原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報等の要素を総合的に考慮し、同区域内の者と同等の精神的損害を賠償することが相当と認め、中間指針第一次追補第2記載の損害のうち、精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1112		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)から避難した申立人ら夫妻について、申立人夫が透析治療に必要な腎臓機能障害及び視力障害等の身体障害(併せて身体障害1級)を有していたこと、避難に伴い申立人夫への介護の負担が増大したこと等の事情に鑑み、申立人らの精神的損害につき、合計24万円の増額が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ウ		

2 基本情報

申立日	H27.4.22	全部和解成立日	H27.8.19
事故時住所	いわき市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用		40,000	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※1
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用		40,000	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	319,902	H23.3～H23.4	※2
小計			399,902		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	240,000	本件事故発生当初の時期	※3
小計			240,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	719,902
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	160,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人A及びBそれぞれについて、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち、4万円を避難費用及び生活費増加費用に対する賠償として取り扱い、残部の4万円分を精神的損害（基本部分）に対する賠償として取り扱ったものである。

※2 中間指針第3の8

申立人Bは、避難に伴い約1か月にわたり勤務先（いわき市）への就労が不能になったとして、給与の減収分の賠償を求めた〔源泉徴収票〕。東京電力は、事故当時の就労状況を示す客観的な証明書の提出を求め、認否を留保した。パネルは、申立人A及びBが避難した経緯から、原発事故に伴う避難と給与の減収分の相当因果関係を認め、避難により就労不能となった期間について就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分を賠償すべき損害としているところ、中間指針第3の8の趣旨を踏まえた和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人A及びBは、身体障害等級1級の申立人Aが避難に伴う生活環境の変化により日常生活が大変になったこと〔身体障害者手帳〕、申立人Bもその介護により苦労をしたこと等を理由に精神的損害（増額分）の賠償を求めた。東京電力は、直接請求手続において中間指針に基づく賠償金を支払ったと主張して争った。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認めたことに加え、視力障害のある申立人Aが透析可能な施設へ集団避難したことにより不慣れな環境での生活を余儀なくされたこと、申立人Bが避難に付添い通常以上に介護の負担を余儀なくされたこと等の事情から、申立人A及びBに合計24万円を増額する和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1113		
事案の概要	自主的避難等対象区域(田村市)に居住していたが、原発事故の影響により勤務先工場が閉鎖されたため、勤務先から解雇された申立人について、これまでの勤務状況や勤務先における定年等を考慮して、平成27年5月分までの就労不能損害の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H27.1.22	全部和解成立日	H27.8.20
事故時住所	田村市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	1,690,416	H26.6～H27.5	※1
小計			1,690,416		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,690,416
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第1、中間指針第3の8

申立人は、自主的避難等対象区域(田村市)に居住していたが、原発事故の影響により自主的避難等対象区域(田村市)所在の勤務先工場が閉鎖されたため、定年まで数年を残して失職した。申立人は原発事故がなければ定年まで勤務できたにもかかわらず、原発事故により失職を余儀なくされ減収が生じたとして、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人において就労不能損害の終期は既に経過しており、それでもなお就労不能損害が発生したといえるためには、年齢や、障害等により、再就職のための努力をしたにもかかわらず、再就職が困難となっていること、加えて育児、家族構成等の関係から就労先の条件が狭い等の特段の事情が必要であるなどと主張して争った。パネルは、申立人については、勤務先工場の閉鎖による失職であること、27年間にわたって勤続していたところ定年間近という年齢で失職し、原発事故後は半年ごとに更新の非正規職員の仕事にしか就けなかったこと、申立人の夫が手術をし、現在も通院中であること、近所に高齢の両親が住んでいるため、定期的に世話をしなければならない状況にあること〔電話聴取書〕等の事情を考慮し、申立人の減収と原発事故との相当因果関係を認め、定年予定であった平成27年5月までの減収分(中間収入控除済み)〔直接請求請求書、平成26年分の源泉徴収票〕の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第1は、中間指針第一次追補で対象とされなかったものが直ちに賠償の

対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るところ、避難指示等対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者について規定する中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、あるいは、中間指針第3の7の営業損害を被った事業者に雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分等を賠償すべきとしているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1114		
事案の概要	栃木県で観光旅館を営む申立会社について、風評被害による売上げ減少が継続していると認め、平成26年10月から平成27年3月までの期間につき、原発事故の影響割合を7割として逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の3(2)イ		

2 基本情報

申立日	H27.3.24	全部和解成立日	H27.8.20
事故時住所	栃木県日光市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		8,448,219	H26.10~H27.3	※1

小計 8,448,219

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,448,219
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3、中間指針第7の1

申立人は、栃木県日光市内において観光ホテルを営んでいるところ、原発事故に伴う風評被害により宿泊者が減少し、減収が生じた〔合計残高試算表〕として、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、統計資料〔栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査結果〕並びに申立人の原発事故後の宿泊者数〔宿泊数一覧〕及び売上高の推移から、申立人の所在地における観光客の減少は、既に平成24年度には回復したといえ、それ以降の減収は、原発事故に伴う風評被害に起因するものではないと主張して申立人の主張を争った。パネルは、本件の請求期間においても原発事故に伴う風評被害が継続しているとして原発事故と減収との間に相当因果関係を認め、基準年度(平成22年度)と対象年度の営業利益の差額分から、経費(基準年度の経費率から算出したもの。)を控除し、さらに原発事故の影響割合を7割として損害額を算定の上、賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の3 I及び中間指針第7の1 IVは、栃木県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が原発事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、原発事故後に観光業に関する取引数量の減少(解約・予約控え等)による減収等が生じていた事実が

認められれば、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1115		
事案の概要	自主的避難等対象区域(相馬市)に居住し、同地区の漁業協同組合に勤務していたが、原発事故による同組合の規模縮小に伴い解雇された申立人について、求職活動を継続しているものの、事故前と同種の仕事は募集が少なく、就職できていないこと等の事情を考慮して、平成27年2月分までの就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H27.3.27	全部和解成立日	H27.8.21
事故時住所	相馬市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	2,388,310	H26.7～H27.2	※1

小計 2,388,310

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,388,310
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人は、自主的避難等対象区域に居住し、同区域内の漁業協同組合に勤務していたが、原発事故の影響により同組合の規模が縮小したことに伴い解雇され、その後も再就職できなかつたため、平成26年7月から平成27年2月までの減収分の就労不能損害の賠償を求めた(平成26年6月までの損害については既に本申立ての前までの和解で賠償済み)。東京電力は、中間指針第二次追補において、就労不能損害の終期の参考としている「公共用地の取得に伴う損失補償基準での離職者補償期間」や「雇用保険制度の失業手当給付日数」は、いずれも概ね1年間とされていること、申立人に特に高齢であることや、身体に障害があるなど、就職が著しく困難となるという個別事情は認められないこと、就労活動は客観的に可能であるなどと主張して争った。パネルは、申立人の就職活動の状況等も確認した上、原発事故の影響を割合的に認め(平成26年7月分から同年12月分まで8割5分、平成27年1月分から同年2月分まで8割とするもの)、請求期間について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1IV②は、風評被害による営業損害により、事業者の経営状態が悪化し、勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたもので

ある。

1 事案の概要

公表番号	1116		
事案の概要	申立人所有の居住制限区域(富岡町)の土地について、登記上の地目は原野となっていたが、同地の現況等から準宅地と評価し、周辺地域の現況、近隣宅地の価格も踏まえ、東京電力による鑑定評価を上回る損害額が算定された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H26.12.11	全部和解成立日	H27.8.25
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	5,494,271		※1
小計			5,494,271		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,494,271
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、富岡町の居住制限区域内に登記上の地目が原野とされている土地を所有しているが、同土地が都市計画上宅地として認定されている地域である〔用途区域地図〕と主張して、宅地と同等の評価による財物損害の賠償を求めた。東京電力は、現地確認の上、その一部について宅地同等と評価をしたが、その残部については非宅地として自らが提出した不動産価格調査書の価格に基づいて賠償額を算定すべきと主張した。パネルは、周辺地域の状況や従前からの用途区域等を考慮し、当該土地の全体について宅地に準じるもの(準宅地)として評価し、また、その価格については近隣土地の課税価格等を参考に東京電力の鑑定評価を上回る損害額を認定した。

中間指針第3の10 Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分について、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1117		
事案の概要	いずれも自主的避難等対象区域(小野町)に居住し、畜産業を営んでいた申立人父は避難せず、申立人母は県外に避難し、申立人子はいわき市に避難した申立人らについて、避難の合理性を認め、平成25年3月分までの避難費用、生活費増加分及び避難雑費並びに申立人母の平成23年分の就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)キ
	第10の2(3)ク		

2 基本情報

申立日	H27.3.9	全部和解成立日	H27.8.27
事故時住所	小野町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	523,150	H23.3～H23.12	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
小計			563,150		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
小計			200,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	12,800	H23.3～H23.12	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	24,040	H23.3～H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	住居費	668,032	H23.3～H25.3	※2
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	844,800	H23.3～H25.3	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	750,000	H23.3～H25.3	※2
全部和解	避難雑費		300,000	H24.1～H25.3	※2

小計 2,599,672

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,402,822
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	760,000

※1 中間指針第一次追補第2

大人について、中間指針第一次追補第2に基づく子供及び妊婦以外の者に対する賠償分8万円のうち、4万円を精神的損害に対する賠償として扱い、子供について、中間指針第一次追補第2に基づく子供及び妊婦に対する賠償分40万円のうち、20万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、原発事故当時、いずれも小野町に居住していたが、原発事故後、畜産業を営んでいた申立人Aは避難せず、申立人Bは県外に避難し、申立人Cはいわき市に避難したところ、自主避難の実行により負担した避難費用、生活費増加費用、自主避難の実行により生じた申立人Bの減収分等について賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補等に定められた大人1人当たり8万円、子供1人当たり60万円を上回る請求については、合理的根拠がない限り、賠償には応じられないと主張して争った。パネルは、申立人らが避難により三重生活となったこと等から、容易に避難生活を解消することはできない状況にあったとして、平成25年3月までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費、また、平成23年中に生じた申立人Bの就労不能損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1118		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)で、福島県産のものを含む青果物等の卸売業を営んでいた申立会社について、原発事故の影響割合を6割として、平成26年8月分から平成27年1月分までの風評被害による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H27.3.16	全部和解成立日	H27.9.1
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		3,472,728	H26.8～H27.1	※1

小計 3,472,728

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,472,728
	弁護士費用	104,182
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立会社は、郡山市で青果物、食肉その他の食料品の卸・小売業を営んでいたところ、原発事故後に売上高が減少したのは原発事故を原因とした風評被害によるものであるとして、東京電力が直接請求手続で賠償を拒否した平成26年8月以降の賠償を求めた。東京電力は、仕入先に代替性があること、風評被害が賠償対象となるべき期間には一定の限度があることから、同月以降の減収は原発事故と相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、新しい仕入先を開拓することが困難であったこと〔陳述書〕及び平成27年7月時点で取引先から福島県産以外を指定する注文があること〔発注書〕から、原発事故と減収の間に相当因果関係があると認め、原発事故の影響割合を6割として平成26年8月分から平成27年1月分までの風評被害による逸失利益の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I④は、農林水産物・食品の流通業の風評被害について、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち福島県産の農産物等に係るものについては、原則として賠償すべき損害と認めているところ、上記のとりの認定をした上で、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1119		
事案の概要	秋田県内で畜産業を営んでおり、堆肥を販売していた申立人について、原発事故による風評被害のために、堆肥の販売量が減少して在庫が増大し、そのために保管用の小屋が損壊し、賃料を支払って知人に堆肥の保管を委託したところ、損壊した小屋の修理費用及び知人の土地の賃料につき、平成26年12月分までの賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H27.1.29	全部和解成立日	H27.9.2
事故時住所	秋田県秋田市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	410,400	H27.3	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	480,000	H26.1～H26.12	※1
小計			890,400		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	890,400
	弁護士費用	26,712
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第三次追補第2

秋田県内で畜産業を営み、堆肥の販売をしていた申立人が、原発事故による風評被害のために堆肥の販売量が減少して在庫が増大し、堆肥保管用の小屋が保管可能容量を越えて損壊したことから修繕が必要となり〔工事写真、請求書、領収書〕、また、知人から堆肥保管用地を賃借した〔土地賃貸借契約書、請求書、領収書〕として、損壊した小屋の修繕費用及び堆肥保管用地の賃料（以下「保管料」という。）の賠償を求めた。東京電力は、原発事故と小屋の損壊との因果関係を争うとともに、在庫の保管継続は申立人の経営判断によるものであるとして、原発事故と保管料の支出との因果関係の有無及び影響割合を争った。パネルは、原発事故と、小屋の修繕費用及び保管料の支出との相当因果関係を認め、申立人の請求額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅲ①、中間指針第三次追補第2 I①viiは、岩手、宮城、茨城、栃木及び千葉の各県において産出された家畜排せつ物を原料とする堆肥に係る損害は、原発事故と相当因果関係が認められ、原則として賠償すべき風評被害の類型に含まれるとしているところ、これらに

準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1120		
事案の概要	千葉県で水産加工業を営む申立会社について、原発事故後、輸出先のロシアや韓国等においてサンマの輸入禁止措置がとられたことによって生じた、サンマの売上げ減少分につき、平成26年8月分までの逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の5(2)イ	

2 基本情報

申立日	H26.10.27	全部和解成立日	H27.9.3
事故時住所	千葉県銚子市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		49,347,882	H25.9～H26.8	※1

小計 49,347,882

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	49,347,882
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、中間指針第7の5、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、千葉県で水産加工業を営んでいたところ、原発事故後、輸出先のロシアや韓国等においてサンマの輸入禁止措置がとられたことによってサンマの売上が減少したとして、同サンマの売上高減少分について、平成25年9月から平成26年8月までの逸失利益の賠償を求めた〔貸借対照表その他帳簿書類〕。東京電力は、原発事故後の全魚種の年間売上高は、原発事故前を上回っており、サンマに限定した請求期間の売上高減少は、原発事故による風評被害の他にも原因がある可能性を否定できないなどとして争った。パネルは、全魚種の年間売上高は原発事故前を上回っているものの、サンマの売上減少と事故との間に相当因果関係があると判断し、サンマの基準売上高と対象期間のサンマの売上高の差額に貢献利益率を乗じ、さらに原発事故の影響割合を7割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① iv は、千葉県において産出された水産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めており、中間指針第7の5 II は、原発事故以降に輸出先国の輸入拒否がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたものに限り、当該輸入拒否によって現実に生じた減収分について原則と

して原発事故との相当因果関係を認めており、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については複数の合理的な算定方法の中の一つを選択すれば足りるところ、これらに従った又は趣旨を踏まえた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1121		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していたが、申立人母子は県外へ避難し、申立人父は事故前の居住地にとどまった申立人らについて、原発事故により家族分離を余儀なくされたこと、子が避難先の高校に入学した等の事情を考慮して、申立人母子につき子が高校を卒業する平成27年3月までの避難継続を認め、申立人母子に避難慰謝料が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(7)		

2 基本情報

申立日	H27.6.19	全部和解成立日	H27.9.10
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	400,000	H26.12~H27.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	120,000	H26.12~H27.3	※2

小計 520,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	400,000	H26.12~H27.3	※1

小計 400,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	920,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人A(母)及びB(子)は、南相馬市原町区から避難したところ、避難先で申立人Bが通った高校を卒業する平成27年3月〔卒業証書〕までの日常生活阻害慰謝料を請求した。東京電力は、緊急時避難準備区域についての日常生活阻害慰謝料の賠償期間は平成24年8月までであると主張して争った。パネルは、申立人Bが高校を卒業するまでは特段の事情があるとして平成27年3月までの精神的損害(日常生活阻害慰謝料)を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6IV②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)IIIは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成2

4年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとされているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aの精神的損害の増額分について、中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離、二重生活等が生じ、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、上記目安となる金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1、総括基準(精神的損害の増額事由等について))

申立人C(父)は、精神的損害の賠償を求めたところ、東京電力は、平成24年8月分まで増額分も含め支払済みであるなどと主張して争った。パネルは、申立人Cが実際に避難していないこと等を考慮し、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1122		
事案の概要	本件事故時、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)に居住し、旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の病院に通院して人工透析治療を受けており、車椅子を利用していた被相続人について、本件事故により上記病院において車椅子の患者の受入が困難になったため、複数の病院への入院を余儀なくされたところ、相続人である申立人らに対して、死亡までの間に被相続人が被った避難慰謝料(増額分含む)、入院慰謝料等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)	第1の8(2)ウ(ア)
	第1の8(2)エ(ア)		

2 基本情報

申立日	H26.11.13	全部和解成立日	H27.9.11
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	3,344,000	H23.3~H25.6	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	559,145	H23.3~H25.6	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	2,100,000	H23.10~H25.6	※3
全部和解	精神的損害	増額分	1,500,000	H23.3~H25.6	※4

小計 7,503,145

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	81,667	H23.3~H23.9	※5
全部和解	精神的損害	増額分	210,000	H23.3~H23.9	※6

小計 291,667

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	300,000	H23.3~H23.9	※7

小計 300,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,094,812
	弁護士費用	242,844
	手続内で処理された既払金合計額	8,337,656

※1 中間指針第3の5

申立人Aの母（申立人Cの妻であり、以下「被相続人」という。）は、糖尿病や慢性腎不全の持病があり、車椅子を利用して南相馬市原町区の病院に通院し、人工透析治療を受けていたところ、原発事故により、かかりつけの病院での車椅子患者の受入れが困難になったことから、急遽、ヘリコプターで富山市内の病院に搬送されて入院し、その後、複数の病院への転院を余儀なくされたとして〔診断書、陳述書〕、相続人である申立人Aが、平成23年3月から被相続人が死亡した平成25年6月までの間の入院慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、搬送先において透析治療が適切に行われ、その後も容体が安定していたと主張して争った。パネルは、原発事故と持病の悪化による入院との相当因果関係を認め、その影響割合を8割として、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準（公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部）別表Iの基準に基づき算定した慰謝料額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、避難等対象者が、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化したことにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人Aは、平成23年3月から被相続人が死亡した平成25年6月までの間の被相続人の入院雑費・付添看護費用・付添交通費・診断書取得費用等の賠償を求めた。東京電力は、搬送先において透析治療が適切に行われ、その後も容体が安定していたと主張して争った。パネルは、原発事故と持病の悪化による入院との相当因果関係を認め、その影響割合を考慮の上、申立人の請求額の4割を損害額と算定し、入院雑費49万6800円、付添看護費用2万6000円、付添交通費1万1025円、診断書取得費用2万5320円の合計55万9145円の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第3の5 Iに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6

申立人Aは、平成23年10月分から平成25年6月分までの被相続人の慰謝料の基本部分の賠償を求めた。東京電力は、被相続人には平成23年10月以降の避難継続を認める特段の事情がないと主張して争った。パネルは、被相続人には、原発事故時に重度の持病があったところ、過酷な避難により、健康を害し、避難先での療養の継続が必要となったために帰宅できなかった特段の事情があるとして、平成23年10月分から平成25年6月分までの慰謝料の基本部分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6 IV②は、精神的損害の賠償の終期について、避難指示の解除から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとするものの、中間指針第3の6備考8は、中間指針第3の2備考5を引用し、特段の事情がある場合について、避難中に健康を害し自宅以外の避難先等での療養の継続が必要なため帰宅できない場合等をいうとしているところ、本件ではこの場合に当たるとして、和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、被相続人は過酷な避難による持病の悪化により、富山県及び福島市の病院での入院生活や、家族との別離を余儀なくされた〔診断書、陳述書〕として、平成23年3月分から平成25年6月分までの間の被相続人の慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力は、被相続人は、持病を抱えていたとはいえ、病院において適切な処置を受けることができたと主張して争った。パネルは、被相続人が、家族と別離し、ヘリコプターで富山市内の病院に搬送されるなど生命の危険を伴う避難を強いられた平成23年3月分について15割、家族との別離や人工透析

を受けながらの入院生活を余儀なくされた同年4月分から平成25年6月分までについて5割の各増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度又は中程度の持病があること、家族の別離、二重生活が生じたことについて、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の2

避難によって申立人らに生じた食費増加費用について、概算額の賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人B（申立人Cの妻）は、避難による家族別離を理由に慰謝料の増額分の賠償を求めた。東京電力は増額分の賠償を否認したが、パネルは、平成23年3月分から同年9月分までの間、月額3万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活が生じたことについて、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人C（申立人Aの父）は、原発事故後も避難せずに南相馬市鹿島区の自宅に滞在して生活していたが、妻が人工透析のために富山市に搬送されて入院を余儀なくされ、その後、福島市内の病院に転院したため、妻に会うために自宅から複数回にわたって病院に通わざるをえなかったとして〔診断書、陳述書〕慰謝料の増額分の賠償を求めた。東京電力は増額分の賠償を否認したが、パネルは、平成23年3月分から同年9月分までの慰謝料として、一時金30万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、日常生活阻害慰謝料以外の原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛の発生が認定できる場合には別途賠償の対象とすることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※8 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の5）

被相続人が平成25年6月に死亡したのは、原発事故による避難生活に起因するとして、死亡慰謝料及び逸失利益並びに葬儀費用の賠償を求め、東京電力は相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、被相続人の直接の死因となった疾病と原発事故との間の相当因果関係を認めることは困難であるとの理由から、和解の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1123		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)において、タクシー運転手として稼働していた申立人について、本件事故に伴う事業所の閉鎖により失職し、それにより日常生活上の運動量が減少し、身体障害を伴う持病が悪化したところ、失職及び持病の悪化と原発事故との因果関係があると認め、通院慰謝料(原発事故の影響割合7割5分)及び平成27年2月分までの就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)	第10の2(3)エ	

2 基本情報

申立日	H27.2.2	全部和解成立日	H27.9.11
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	8,912,160	H23.3~H27.2	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	581,500	H25.12~H27.1	※2
小計			9,493,660		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,493,660
	弁護士費用	284,810
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は原発事故以前より、徐々に筋肉が萎縮して機能を失っていく病気になり患っており、昭和57年に身体障害等級2級の認定を受けていたが、タクシー運転手としての仕事が病気の進行を緩和するリハビリとなっていた。しかし、勤務先が警戒区域に指定されたために事業の再開が見込めないとして解雇された上に、仕事を失った衝撃と約1か月間の自主的避難により急激に症状が悪化し、立つ、座る、歩くなどの基本的動作が極めて困難になってしまったため再就職ができなくなったとして、平成27年2月までの就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、認否を留保した。パネルは、原発事故前の月額平均賃金を基準として同月までの就労不能損害全額を認めた。再就職の困難さ等に関して※2のとおり原発事故と症状悪化の相当因果関係を認めて考慮し、請求期間全ての損害を全額認定したものである。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等によりその就労が不能となった場合の給与等の減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5、中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人は原発事故以前より、徐々に筋肉が萎縮して機能を失っていく病気に罹患しており、昭和57年に身体障害等級2級の認定を受けていたが、タクシー運転手としての仕事が病気の進行を緩和するリハビリとなっていた。しかし、勤務先が警戒区域に指定されたために事業の再開が見込めないとして解雇され、仕事を失った衝撃と約1か月間の自主的避難により急激に症状が悪化し、立つ、座る、歩くなどの基本的動作が極めて困難になってしまったとして、平成25年12月から平成27年1月までの通院慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、申立人の持病は加齢とともに少しずつ筋力が弱くなるものであること、避難生活は比較的短期であり避難中もリハビリのための運動は可能であること、持病の悪化による通院開始は避難終了から2年以上後であり申立人の持病の悪化は避難生活ではなく加齢によるものであること等を主張して争った。パネルは、申立人の原発事故前後の通院状況〔診断書、通院証明書〕の変化、生活状況の変化〔申立人配偶者の陳述書〕等から、解雇及び自主的避難の実行が症状悪化につながったとして、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準による通院慰謝料の7割5分を損害と認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため健康状態が悪化した場合の精神的損害を賠償すべき損害と認めるところ、これに準じて、また、中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6）

申立人は、日常生活阻害慰謝料について賠償を求めたところ、東京電力は中間指針第一次追補第2に基づく賠償として支払済みであると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1124		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に居住していた申立人らの所有不動産(自宅土地建物や畑等)について、申立人らの年齢、疾患及び通院状況、周辺施設やインフラの復旧状況等から、いずれも全損と評価し、畑については、申立人らが第三者に賃貸して収受していた賃料額等を参考にして、被申立人の主張よりも高額な賠償がされた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(カ)	

2 基本情報

申立日	H26.2.4	全部和解成立日	H27.9.14
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	増額分	270,000	H25.6～H26.2	※1
早期一部和解	財物損害	土地	798,150		※3
早期一部和解	財物損害	その他	10,000		※3
一部和解	生命・身体的損害	慰謝料	209,200	H23.6～H25.8	※2
一部和解	精神的損害	増額分	270,000	H26.3～H26.11	※1
一部和解	財物損害	土地	1,546,432		※3
一部和解	財物損害	建物	946,255		※3
一部和解	財物損害	その他	152,030		※3
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	127,600	H23.6～H27.2	※2
全部和解	財物損害	土地	2,441,208		※3
全部和解	財物損害	建物	400,000		※3

小計 7,170,875

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	財物損害	土地	2,378,259		※3
早期一部和解	財物損害	建物	9,128,347		※3
早期一部和解	財物損害	その他	2,301,087		※3
一部和解	財物損害	土地	877,453		※3
一部和解	財物損害	建物	12,083,841		※3
一部和解	財物損害	その他	763,695		※3
全部和解	財物損害	土地	674,137		※3

小計 28,206,819

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	増額分	270,000	H25.6～H26.2	※1
一部和解	生命・身体的損害	慰謝料	899,800	H23.4～H25.8	※2
一部和解	精神的損害	増額分	270,000	H26.3～H26.11	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	133,400	H23.4～H27.2	※2
全部和解	財物損害	土地	47,253		※3

小計 1,620,453

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	36,998,147
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Cは統合失調症等による精神障害（障害等級2級）を抱えながらの避難生活を余儀なくされ、また、申立人Aは原発事故により発症又は再発した神経症性不眠症及び不安障害を抱えながら、かつ、申立人Cの介護を行いながらの避難生活を余儀なくされた。これらの事由に基づき、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められたことから、申立人A及び申立人Cの各人について、月額3万円の精神的損害（増額分）の賠償を認めたものである。

なお、全部和解において、早期一部和解及び一部和解に基づいて支払われた和解金（既払金）の清算を行っている。

※2 中間指針第3の5

原発事故により発症又は再発した申立人Aの神経症性不眠症及び不安障害並びに申立人Cの統合失調症に関して、各人について、通院慰謝料を「日額1万円×通院実日数」で算定し、直接請求において支払われた既払金を控除した残額の賠償を認めたものである。

なお、全部和解において、早期一部和解及び一部和解に基づいて支払われた和解金（既払金）の清算を行っている。

※3 中間指針第3の10

申立人らは、自宅土地建物や畑等の所有不動産について、いずれも全損評価での賠償を請求し、そのうち畑については、請求する土地の一部が平成19年に道路用地として福島県によって買収された際に実際の買収単価として用いられた平米単価2300円での賠償を請求した。東京電力は、申立人らの所有不動産が避難指示解除準備区域内にあること、申立人らの所有する畑については公益社団法人福島県不動産鑑定士協会が行った個別の価格調査によって平米単価4800円という調査結果が出されていること等を主張して争った。パネルは、申立人らの年齢、疾患及び通院状況、周辺施設やインフラの復旧状況等に照らせば、今後も相当の期間にわたり各不動産の使用収益が害される蓋然性が高いことからいずれの不動産についても全損と評価し、畑については、申立人らが第三者に当該畑を賃貸して収受していた賃借料（平米単価1000円/年）と、福島県、東北地方及び全国のそれぞれの畑の平均価格並びに賃借料とを比準して、平米単価800円での賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、賠償すべき損害と認められると定めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

なお、全部和解において、早期一部和解及び一部和解に基づいて支払われた和解金（既払金）の清算を行っている。

1 事案の概要

公表番号	1125		
事案の概要	電子部品等製造業を営んでおり、原発事故により旧緊急時避難準備区域(広野町)所在の工場への立入が禁止された申立会社について、原発事故時には仕掛品であった製品を立入禁止が解除された後に完成させたところ、原発事故による風評被害や工場への立入禁止期間中に仕様が変更された等のため、取引先から引き取られなかった製品に係る財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H27.2.18	全部和解成立日	H27.9.17
事故時住所	神奈川県綾瀬市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	10,106,297		※1
小計			10,106,297		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,106,297
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、原発事故当時、電子部品等製造業を営み、緊急時避難準備区域(広野町)所在の申立人の工場で仕掛品を保有していたところ、原発事故により同工場への立入りが禁止され、立入禁止の解除後に一部の製品を完成させたものの、原発事故による風評被害や工場への立入禁止期間中に仕様が変更されたなどの理由により、取引先から引き取られなかった製品が生じたとして、それらの製品に係る財物損害の賠償を求めた。東京電力は、原発事故の影響割合は3割程度が妥当であるなどと主張して申立人の請求を争った。パネルは、申立人が全仕掛品の一部のみを原発事故による廃棄処置分として損害を算出しており、申立ての段階で妥当な範囲に絞って請求していることを考慮し、未完成のままの仕掛品については原発事故時点の仕掛品の価格をそのまま損害額として算定し、立入禁止の解除後に完成させた製品については立入禁止解除時点の仕掛品の価格から固定費を控除してさらに震災後の作業割合や原発事故の影響割合(9割5分)を考慮して損害額を算定した上で、両損害額の合計額を損害として認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 I は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内

の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分等は、賠償すべき損害と認められるとし、中間指針第3の10Ⅱ②は、当該財物が対象区域内にあり、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分等が賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1126		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)から避難し、失職した申立人ら夫婦について、それぞれ平成27年3月分までの就労不能損害の賠償を認め、避難先で再就職をした申立人夫につき、原発事故前は正社員であったが契約社員となったこと、職種及び勤務時間も異なること等の事情に鑑み、中間収入を控除せずに賠償額が算定された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)ウ(エ)	

2 基本情報

申立日	H27.4.9	全部和解成立日	H27.9.28
事故時住所	双葉町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,111,180	H26.4～H27.3	※1
小計			1,111,180		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,153,836	H26.4～H27.3	※2
小計			1,153,836		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	一時立入費用	交通費	16,918	H26.4～H27.3	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	329,678	H26.4～H27.3	※3
小計			346,596		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,611,612
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、総括基準(営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について)

申立人Aは、双葉町に居住し南相馬市原町区で就労していたところ、避難により職を失い、平成26年4月から平成27年3月までの就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人Aが平成25年度には再就職し収入を得ていること、雇用環境が原発事故前より改善されていると

して平成26年3月以降の就労不能損害について否認し、仮に原発事故との間に相当因果関係が認められるとしても実収入を控除すべきと主張した。パネルは、原発事故前後における雇用形態の変化、勤務時間帯の変化を踏まえ、就労不能損害と原発事故との間の相当因果関係を肯定し、さらに申立人Aの主張する期間全てについて特別の努力を認め、中間収入に関して原発事故前の給与額を上回る部分のみを控除した和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認め、中間指針第二次追補第2の3Ⅱ及び総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）は、特別の努力による中間収入の非控除を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の8

申立人Bは、双葉町に居住し同町で就労していたところ、避難により職を失い、平成26年4月から平成27年3月までの就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、原発事故前の雇用形態は臨時であること及び同月以降の就労不能損害については原発事故後4年を経過しているため相当因果関係がないとして、同年2月まで認めるにとどまった。パネルは、申立人Bの年齢、調理補助業務講習会及び保育士面接会等に参加しているにもかかわらず失業中であること等を考慮し、同年3月までの賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2、中間指針第3の3

中間指針第3の3は、避難等対象者が一時立入りに参加するために負担した交通費を必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第3の2Ⅰ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、申立人らが負担した一時立入りのための交通費、避難による食費等増加分、交通費増加分、ガス・水道代増加分、雑貨購入費用、駐車場代及び灯油代について、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1127		
事案の概要	自主的避難等対象区域(相馬市)において鶏卵の製造販売業を営んでいた申立人について、原発事故の影響で申立人が取引を行っていた卸売市場の参加者が減少し、そのために申立人の売上げも減少し、平成27年に廃業することを余儀なくされたとして、3年分の年間利益に原発事故の影響割合5割を乗じて算定した金額の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)エ	第5の2(2)ア	

2 基本情報

申立日	H27.3.10	全部和解成立日	H27.9.29
事故時住所	相馬市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	廃業損害	逸失利益	3,229,878	H27.2~H30.1	※1
小計			3,229,878		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,229,878
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、中間指針第7の1、中間指針第7の2

申立人は、自主的避難等対象地域(相馬市)において、鶏卵の製造販売業を営んでいたところ、原発事故の影響で、申立人が取引を行っていた卸売市場の参加者が減少したことにより申立人の売上げも減少し、平成27年に廃業することを余儀なくされたとして、逸失利益を請求した。東京電力は、申立人の全体の売上高及び卸売市場への売上高推移は、原発事故直後は原発事故前と同等又はそれ以上の金額であったにもかかわらず、平成25年以降急減しており、一般的な風評被害が生じている事業者の売上高推移とは異なるなどとして、原発事故との相当因果関係を認めることはできないと主張して争った。パネルは、原発事故と廃業との相当因果関係を認め、申立人の3年分の年間利益に原発事故の影響割合5割を乗じて算定した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① iii は、福島県において産出された畜産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、原則として賠償すべき損害と認め、また、中間指針第7の1備考6は、中間指針第3の7備考8を準用し、廃業した場合は、一定期間の逸失利益等を賠償すべ

き損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1128		
事案の概要	避難指示解除準備区域(葛尾村)から避難した申立人らについて、平成27年5月分までの避難に係る生活費増加分(食費、駐車場代等)や一時立入費用等の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)	第1の4(2)ア(ウ)	第1の5(2)

2 基本情報

申立日	H27.7.7	全部和解成立日	H27.9.29
事故時住所	葛尾村		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	一時立入費用	交通費	60,140	H27.3～H27.5	※1
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	15,000	H27.3～H27.5	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	300,000	H27.3～H27.5	※2
全部和解	精神的損害	増額分	90,000	H27.3～H27.5	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	36,000	H27.3～H27.5	※4
全部和解	避難費用	宿泊費等	180,000	H27.3～H27.5	※4

小計 681,140

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	30,000	H27.3～H27.5	※5
全部和解	精神的損害	基本部分	300,000	H27.3～H27.5	※2
全部和解	精神的損害	増額分	150,000	H27.3～H27.5	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	5,000	H27.3～H27.5	※4

小計 485,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,166,140
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の3

申立人Aは、平成27年3月から同年5月までの期間、避難先の東京都から葛尾村(避難指示

解除準備区域)に私的に一時立入りを5回実施した際の交通費(鉄道料金、ガソリン代)及びその際に郡山市の親戚宅に宿泊したために支払った宿泊費用の賠償を求めた。東京電力は、月1回を超える一時立入りをを行った事情の説明を求めた。パネルは、5回分の一時立入りについて、交通費については申立人の主張や証拠〔クレジットカードご利用票〕、おおよその移動距離、障害者割引の存在等を考慮して算定した実費を、宿泊費用については1泊1500円で算定した金額を賠償する和解案を提示した。

中間指針第3の3は、避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費等(前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。)は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとされているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

平成27年3月から同年5月までの期間について、中間指針第3の6及び中間指針第二次追補第2の1(1)が第3期における精神的損害の額として目安とする月額10万円の賠償を認める和解案を提示したものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

平成27年3月から同年5月まで、申立人Aについては、左肘関節機能全廃(身体障害等級4級〔身体障害者手帳〕)や申立人Bの介護により通常の利用者と比べて精神的苦痛が大きかったことから避難による日常生活阻害慰謝料を月3万円増額し、申立人Bについては、右股関節機能全廃(身体障害等級4級〔身体障害者手帳〕)や要介護状態にあったこと(要介護4〔介護保険被保険者証〕)、高血圧や帯状疱疹の持病により通常の利用者と比べて精神的苦痛が大きかったことから避難による日常生活阻害慰謝料を月5万円増額する和解案を提示したものである。

※4 中間指針第3の2

申立人A及びBは、平成27年3月から同年5月までの期間において、一時立入りや諸手続のために郡山市内に借りていた駐車場の代金〔領収証〕、避難先である東京都の親戚宅に支払った宿泊費及び申立人Bのデイサービス利用料〔領収書〕の賠償を請求したところ、東京電力は駐車場代、宿泊費については全額の賠償を認め、デイサービス利用料については原発事故前に葛尾村で利用していたデイサービスの利用料と比べて増加した食費分についてのみ賠償を認めた。パネルも、デイサービス利用料については原発事故前からデイサービスを利用していたことから食費の増加分のみが原発事故と相当因果関係のある損害と考え、結果的に東京電力が認めた金額と同額を賠償する和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ②及び③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等及び避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の5

申立人B(原発事故時93歳)が、平成27年3月から同年5月までの期間に、避難により悪化した持病の高血圧の治療のために通院したこと〔通院証明書〕についての精神的損害の賠償請求について、発症時期が原発事故以前であることや申立人Bの年齢も考慮して、請求の一部の賠償を認める和解案を提示したものである。

1 事案の概要

公表番号	1129		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)に自宅を有していたが、本件事故時には自主的避難等対象区域(福島市)に単身赴任をしていた申立人について、住民票上の住所地や単身赴任中の生活状況等を考慮して、中間指針第四次追補第2の1指針I)①に基づく精神的損害の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の8(2)ウ(イ)	

2 基本情報

申立日	H26.11.4	全部和解成立日	H27.9.30
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	6,000,000		※1
小計			6,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6、中間指針第四次追補第2の1

申立人は、原発事故発生当時、福島市内に単身赴任していたものの、家族が居住する自宅が浪江町(帰還困難区域)に存在することを理由として、中間指針第四次追補第2の1 I)①に定める、移住を余儀なくされたことによる精神的損害として700万円の賠償を求めた。東京電力は、申立人が原発事故後も福島市に居住し続けていること等を理由として、申立人の請求を争い、また、仮に上記指針に規定する損害の賠償が認められるとしても、賠償額は申立人の生活実態等を考慮してその一部にとどまるべきであると主張した。パネルは、申立人が浪江町で生まれ育ったこと、家族が居住する自宅が浪江町に存在していること、申立人が週末はおおむね家族が居住する自宅に帰宅しており、地域の行事に参加していたこと、転勤の頻度及び場所に関して、数年ごとに原則として福島県内での転勤が予定されており、自宅から通勤可能な場所に転勤となる可能性も十分にあったこと等を理由として、請求の一部である600万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第四次追補第2の1は、中間指針第3の6の精神的損害として、帰還困難区域等での生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等を一括して賠償すると定めているところ、上記の事情からこれに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1130		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)に居住する申立人が、本件事故に伴い購入した放射線量測定器について、購入後の点検校正費用、電池購入費用の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)才	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H27.7.9	全部和解成立日	H27.10.8
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	その他	111,600	H24.9～H27.5	※1
全部和解	除染費用等	その他	5,250	H25.2	※1
小計			116,850		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	116,850
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、放射線量測定器（以下「測定器」という。）の使用を継続するためには、測定器の校正や電池の交換が必要であるとして、測定器の購入後の点検校正費用11万1600円、電池購入費用5250円の賠償を求めた〔請求書、納品書、線量計測メモ〕。東京電力は、測定器の継続的なメンテナンス費用にまで賠償の対象を認めることは賠償の範囲が無限に拡大するおそれがあり、また、測定器の校正費用をかけるべき高度な放射性物質検査が必要とされる根拠が不明であるから、原発事故との相当因果関係を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、測定器の利用状況等を確認した上、測定器の校正及び電池購入の必要性を認め、申立人の請求を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、放射線量測定器の関連費用について、除染等の実施を判断するために必要な追加的費用として、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1131		
事案の概要	自主的避難等対象区域(二本松市)の申立人が本件事故後に新築した自宅について、建築基礎部分に放射性物質で汚染されたコンクリート材が使用されたため、建物内の放射線量が建物外よりも高くなっていったこと等の事情に鑑み、除染費用として建築基礎部分の解体及び新設工事費用全額の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)才	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H26.7.17	全部和解成立日	H27.10.9
事故時住所	二本松市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	8,975,664		※1
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	380,000	H23.3～H26.6	※2
全部和解	精神的損害		40,000	原発事故発生当初の時期	※3
小計			9,395,664		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,395,664
	弁護士費用	281,870
	手続内で処理された既払金合計額	80,000

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、原発事故後に自宅を新築したところ、当該家屋の建築基礎部分に放射能に汚染されたコンクリート材が使用されていたため、屋内の放射線量が通常よりも高い状態となっており、かかる高い放射線量を低減するためには基礎部分自体を除去する必要があるとして、除去費用〔放射線量調査報告書、工事請負契約書〕の賠償を求めた。東京電力は、当初屋内の放射線量が高いことと原発事故との因果関係が不明であると主張して争ったほか、当事者において行った現地調査後は、当該線量は健康に影響するものではないと主張して争った。パネルは、当事者が行う現地調査に立ち会い、家屋の線量が相当程度高いこと及びその原因が基礎部分の石材にあることを確認した上で、汚染された石材の除去費用相当額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(「汚染された土壌等の除去」)を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第1の2

申立人は事故前自宅で米や野菜を栽培していたが、事故後はこれを中止したため自家消費野菜についての損害賠償を東京電力に対して求めた。東京電力は、定額賠償により支払済みであるとして争った。パネルは、相当額を認めた。

中間指針第一次追補第1の2は、中間指針第一次追補により対象とされなかったものが直ちに賠償の対象にならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがありうるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

1 事案の概要

公表番号	1132		
事案の概要	原発事故当時、帰還困難区域(大熊町)に自宅を有し、区域外に単身赴任していた申立人について、単身赴任に至る経緯、事故前後の生活状況等の事情から、中間指針第四次追補に基づく慰謝料500万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の8(2)ウ(イ)	

2 基本情報

申立日	H26.10.7	全部和解成立日	H27.10.9
事故時住所	千葉県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	5,000,000		※1

小計 5,000,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第四次追補第2の1

申立人は、平成9年頃から大熊町に宅地建物を所有し、家族と生活しており、平成18年頃からは大熊町に家族を残して県外に単身赴任したが、年に数回大熊町の自宅に滞在しており、将来的には大熊町に帰還しようと考えていたところ、原発事故により、帰還することができなくなったとして、精神的損害を請求した。東京電力は、申立人は原発事故により生活の本拠から避難を余儀なくされた者に該当せず、中間指針第四次追補が想定している移住を余儀なくされたことによる精神的損害の賠償の対象者に該当しないと主張して争った。パネルは、申立人が大熊町からの移住を余儀なくされたと認め、500万円を精神的損害として認める和解案を提示した。

中間指針第四次追補第2の1 I ①は、避難指示区域の第3期において賠償すべき精神的損害の具体的な損害額については、帰還困難区域については、第二次追補で帰還困難区域について示した一人600万円に一人1000万円を加算し、右600万円を月額に換算した場合の将来分(平成26年3月以降)の合計額(ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く。)を控除した金額を目安としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1133		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)から避難した申立人らについて、申立人らの提出資料を踏まえ、避難に伴い新たに購入した物品等の生活費増加分、平成26年12月分までの就労不能損害及び同月分までの精神的損害の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)イ(イ)	第1の8(2)ウ(ア)
	第1の10(2)ア(ウ)	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H27.1.30	全部和解成立日	H27.10.15
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,100,000	H24.6～H26.12	※3
全部和解	精神的損害	増額分	310,000	H24.6～H26.12	※3
小計			3,410,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,100,000	H24.6～H26.12	※3
全部和解	精神的損害	増額分	310,000	H24.6～H26.12	※3
全部和解	就労不能損害	減収分	8,118,375	H24.6～H26.12	※4
小計			11,528,375		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,100,000	H24.6～H26.12	※3
全部和解	精神的損害	増額分	310,000	H24.6～H26.12	※3
全部和解	就労不能損害	減収分	4,305,777	H24.6～H26.2	※4
小計			7,715,777		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,100,000	H23.3～H24.12	※1
全部和解	避難費用	通信費増加費用	227,461	H23.4～H24.3	※2
全部和解	避難費用	食費増加費用	320,000	H23.3～H27.2	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	210,000	H23.3～H26.12	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	756,000	H24.7～H26.12	※2
小計			2,613,461		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	25,267,613
	弁護士費用	758,029
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2、中間指針第2の5

原発事故時、南相馬市小高区に居住していた申立人らは、避難先における家電等購入費の賠償を請求した〔領収書〕。東京電力は、領収書が提出されたものについて賠償を認め、その余については争った。パネルは、家族3名の世帯における家電等購入費を100万円と算定し、家族が別々に避難したことを理由として10万円を加算して、合計110万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認め、中間指針第2の5は、賠償額について合理的な算定額での賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

避難費用として、通信費増加費用、食費増加費用、水道光熱費増加費用、交通費増加費用（一時立入費用含む。）について実費又は概算額での賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、福島県郡山市及び千葉県に別れて避難していることを理由として精神的損害の増額を請求した〔陳述書〕。東京電力は、家族別離に関する資料の提出を踏まえ検討すると回答した。パネルは、平成24年6月から平成26年12月まで、月額10万円のほか、家族別離を理由として、申立人らにそれぞれ月額1万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の8

申立人B及びCは、原発事故のため避難したことにより減収が生じたとして、就労不能損害の賠償を求めた〔前回事件の和解契約書、給料支払証明書〕。東京電力は、平成26年2月分までは原発事故前の平均月収に基づく賠償を認め、同年3月以降については転職先における収入との差額の賠償を認めた。パネルは、同金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を

認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1134		
事案の概要	自主的避難等対象区域(田村市)に居住し、同区域内の工場に勤務していたものの、原発事故後に同工場が閉鎖となり、他の工場への異動を希望せず自主退職した申立人について、申立人が母の介護をしながら勤務していたこと等を考慮して、平成27年3月分までの就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H26.12.8	全部和解成立日	H27.10.19
事故時住所	田村市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	5,210,917	H25.6~H27.3	※1
小計			5,210,917		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,210,917
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人は、田村市にある工場に勤務していたが、同工場が操業停止となり平成23年8月31日付で退職後未就労となったことから、平成25年6月以降の就労不能損害について請求した。東京電力は、申立人との間で平成23年3月から平成25年5月までの就労不能損害663万2694円について直接請求にて賠償済みであり、同期間以降の就労不能損害については原発事故との間に相当因果関係を欠く旨を主張して争った。パネルは、原発事故の影響割合をそれぞれ平成25年6月から平成26年3月までは10割、平成26年4月から平成27年3月までは7割として、総額521万0917円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1IV②は、風評被害による営業損害により、事業者の経営状態が悪化し、勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1135		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、避難指示解除準備区域内(南相馬市小高区)の工場に勤務していたが、原発事故の影響により勤務先工場が閉鎖され、人員整理の対象となって自主退職を余儀なくされた申立人について、平成27年7月分までの就労不能損害の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H27.6.15	全部和解成立日	H27.10.21
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	2,059,774	H27.3~H27.7	※1
小計			2,059,774		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,059,774
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、平成24年7月に退職を余儀なくされた後、同年11月に他社に再就職をしたが、原発事故がなければ従前の勤務先に正社員として就労を継続することができ、事故前と同等の収入を得ることができたはずであるとして、平成27年3月分以降の就労不能損害の賠償を求めた(同年2月分までは直接請求手続で受領済みである。)。東京電力は、退職は申立人の判断であるほか、原発事故前と同様の就労状況が平成27年3月以降も継続していた蓋然性は認められず、また、会社において人員整理等をどのように行うかどうかは会社の経営判断であって、申立人の減収と原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、申立人の減収と原発事故との相当因果関係を認め、平成27年3月分から和解案提示時点において現実の受給額が明らかになっていた同年7月分までの間について、原発事故前の給与と平成27年3月以降に現に受給を受けている給与との差額を賠償する和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1136		
事案の概要	自主的避難等対象区域(平田村)の介護老人保健施設に入所していたが、同施設が避難者を大量に受け入れたために介護環境が悪化し、平成23年7月に肺炎を罹患して転院先の病院で死亡した高齢者について、原発事故の影響割合(10%)を考慮した上で、相続人である申立人らに慰謝料及び逸失利益等の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)エ		

2 基本情報

申立日	H26.10.21	全部和解成立日	H27.10.22
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	1,600,000		※1
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	554,798		※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	7,880	H27.2	※3

小計 2,162,678

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,162,678
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5、中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人ら（追加申立ての2名を含む合計3名）は、いずれも被相続人Xの子であるが、Xは、自主的避難等対象区域内（平田村）所在の介護老人保健施設に入所していたところ、原発事故により、同施設が避難者を大量に受け入れたためにXの介護環境が悪化し、その結果、Xは肺炎に罹患し、平成23年7月に転院先の病院で死亡した〔診療録、ケアレコード、死亡診断書等〕として、Xの共同相続人として、死亡慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、Xが高齢であることや原発事故前からの既往症の影響を指摘し、Xの死亡と原発事故との間に相当因果関係を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、Xの死亡と原発事故との間に相当因果関係を認めつつも、その影響が限定的であることを考慮し、申立人ら固有の慰謝料を含めた上で、原発事故の影響割合を1割として、賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、避難等対象者が、原発事故により避難等を余儀なくされたために死亡

したことにより生じた精神的損害は賠償の対象となると認めており、中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これらの趣旨を踏まえた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5、中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人ら（追加申立ての2名を含む合計3名）は、いずれも被相続人Xの子であるが、Xは、自主的避難等対象区域内（平田村）所在の介護老人保健施設に入所していたところ、原発事故により、同施設が避難者を大量に受け入れたためにXの介護環境が悪化し、その結果、Xは肺炎にり患し、平成23年7月に転院先の病院で死亡した〔診療録、ケアレコード、死亡診断書等〕として、Xの共同相続人として逸失利益（受給年金相当額）の賠償を請求した。東京電力は、Xが高齢であることや原発事故前からの既往症の影響を指摘し、Xの死亡と原発事故との間に相当因果関係を認めることは困難であるとして争った。パネルは、Xの死亡と原発事故との間に相当因果関係を認めつつも、その影響が限定的であることを考慮し、年金受給額〔確定申告書〕を参考に、原発事故の影響割合を1割として、逸失利益の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第3の5 I、中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）の趣旨を踏まえた和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の5、中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

生命・身体的損害（文書料）として、診療録取得費用〔領収証〕の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1137		
事案の概要	申立人が所有する旧避難指示解除準備区域(檜葉町)の山林の立木について、申立人の陳述、農地法上の転用許可書、現地の写真撮影報告書等をもとに、立木の種類及びその数量(割合)を個別に認定し、東京電力による直接賠償を上回る財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(エ)	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H27.3.10	全部和解成立日	H27.10.26
事故時住所	檜葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	6,061,800		※1
全部和解	財物損害	立木(庭木を除く。)	5,581,324		※2

小計 11,643,124

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,643,124
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人所有の不動産について、財物賠償として、不動産価値の喪失又は減少分の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の10、中間指針第2の5

申立人は原発事故当時所有していた山林上に立木があり、その立木が原発事故の影響で使用できなくなったとして、立木の賠償を請求した。東京電力は、一部の賠償は認めたものの、立木の種類及び数量が明確に確認できないとして請求全ての賠償については困難であると主張して争った。パネルは、申立人作成の現地写真撮影報告書等を基に立木の種類と数量を個別に認定し、賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱ①は、当該財物が対象区域内にあり、財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合には、その価値喪失分又は減少分が賠償の対象となるとされており、また、中間指針第2の5は、証拠の収集が困難である場合など必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することもありうるとされているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1138		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)に居住し、旧避難指示解除準備区域内(檜葉町)の工場に勤務していたものの、原発事故後に同工場が閉鎖となり、解雇された申立人について、平成27年8月分までの就労不能損害の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H27.3.16	全部和解成立日	H27.10.28
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	395,895	H27.3～H27.8	※1
小計			395,895		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	395,895
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は原発事故当時、避難指示解除準備区域内(檜葉町)の工場に勤務していたところ、原発事故により、同工場が閉鎖され、解雇されたとして、平成27年3月から同年8月までの期間について、給与減収分(再就職先との給与差額)の就労不能損害の賠償を請求した〔平成22年分給与所得の源泉徴収票、平成27年3月ないし同年8月給与支給明細書、平成27年6月賞与支給明細書〕。東京電力は、中間指針第3の8及び中間指針第二次追補の趣旨・考え方を踏まえると、既に原発事故から約4年が経過しており、申立人には通常の被災者と異なる特段の事情は見受けられないと主張し、就労不能損害は既に終期を迎えたとして、これを争った。パネルは、原発事故と申立人の解雇との間の相当因果関係を認めた上で、申立人が、ハローワークに通ったり、求人広告を見て応募をしたりするなど、原発事故当時の給与水準の再就職先を継続して探しており就労の努力を行っていること、申立人の現在の健康状態も良好であること等の事情から、原発事故がなければ原発事故当時の就労が継続していた蓋然性が高く、申立人の減収と原発事故との間に相当因果関係が認められると判断し、平成27年3月から同年8月までの期間について、給与減収分の就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分を賠償すべき損害と認めており、

これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1139		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(川内村)でコンビニエンスストアを営む申立会社が、原発事故に伴い店舗所在地が避難指示区域に指定されたことにより、売上げが減少し休業を余儀なくされたとして、平成27年8月分までの営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ウ)	第1の9(2)ウ(イ)	

2 基本情報

申立日	H27.4.28	全部和解成立日	H27.10.29
事故時住所	川内村		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		10,660,968	H26.1～H27.8	※1

小計 10,660,968

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,660,968
	弁護士費用	319,830
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、川内村においてコンビニエンスストアを営んでいたが、原発事故の影響により原発事故前よりも大幅に売上高が減少したため平成24年9月末にコンビニエンスストアを閉鎖し、その後、コンビニエンスストアの建物を賃貸し、賃料収入を得るとともに、申立人の役員所有に係る他所に存在する不動産を利用してカラオケスタジオの営業を始めたものの原発事故前よりも減収が継続しているとして、営業損害(逸失利益)の賠償を求めた。東京電力は、当初申立人の営業損失は、申立人自身の経営判断に基づくコンビニエンスストアから賃貸業及びカラオケスタジオへの転業に起因するものであり、原発事故との相当因果関係を欠くと主張して争ったものの、最終的に賠償すること自体は争わず、コンビニエンスストア事業再開の具体的な計画もないため、コンビニエンスストア事業の廃業を前提として、廃業損害としての賠償がされるべきとの意見を述べた。パネルは、申立人にコンビニエンスストア事業再開の意思があること等を踏まえて、廃業損害としてではなく、営業損害(逸失利益)として賠償すべきであるとした上で、平成26年1月から平成27年8月までの期間について、原発事故の影響割合を9割と考慮して賠償額を算定し、営業損害(逸失利益)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Iは、対象区域内で事業を営んでいる者において、避難指示等に伴い現実に

減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1140		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人らについて、自宅の建設工事請負契約書や住宅ローンの借入申込書等に基づき、原発事故がなければ避難指示解除準備区域に住宅を建築して転居していたとして、避難指示区域内の避難者と同様に、平成24年9月以降月額10万円の精神的損害の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の8(2)エ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H27.7.15	全部和解成立日	H27.11.11
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,800,000	H24.9～H27.10	※1
小計			3,800,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,800,000	H24.9～H27.10	※1
小計			3,800,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,450,000	H24.9～H27.10	※1
小計			3,450,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,050,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者] 中間指針第3の6

緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人らは、原発事故がなければ避難指示解除準備区域に建築中であった住宅に平成23年5月には転居していたとして、避難指示区域内の避難者と同様に、平成24年9月以降月額10万円の精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人らは緊急時避難準備区域に居住していたのであって、将来的に避難指示解除準備区域に住む予定があったとしても、原発事故前から避難指示解除準備区域に居住していた人と

は同等に扱うことはできないとして、否認した。パネルは、原発事故時に建築中であった住宅の建設工事請負契約書や住宅ローンの借入申込書等に基づき、原発事故がなければ避難指示解除準備区域に住宅を建築して転居していたとして、避難指示区域内の避難者と同様に、平成24年9月以降和解案提示時点まで月額10万円の精神的損害の賠償（申立人Cについては、既払いの学童補償35万円を控除した額）を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としているところ、避難指示区域内に転居予定であった申立人らについても、避難指示区域内の避難者と同様に、これを認める和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1141		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域で、菓子を製造販売していた申立人が、原発事故前は原材料を自ら栽培し又は避難指示区域内から入手していたところ、これが不可能となり、事故前と同等の品質及び数量の原材料を仕入れることも困難であったため、営業の継続を断念したことについて、原発事故の影響割合を8割として廃業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ウ)	第1の9(2)エ	

2 基本情報

申立日	H27.6.1	全部和解成立日	H27.11.12
事故時住所	広野町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	廃業損害	逸失利益	17,000,000		※1
小計			17,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	17,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、原発事故当時、広野町で菓子の製造販売業を営んでおり、原発事故前は原材料を自ら栽培し又は避難指示区域内から入手していたところ、原発事故によりこれが不可能となり、事故前と同等の品質及び数量の原材料を仕入れることも困難であったため、平成27年4月に廃業せざるを得なくなったとして、廃業損害を請求した。東京電力は、廃業は申立人の経営判断であり、原発事故との相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、廃業と原発事故との間に相当因果関係があると判断し、申立人の年間の営業利益の4年分に、原発事故の影響割合を8割として算出した額を廃業損害として認める和解案を提示した。

中間指針第3の7備考8は、廃業した場合は、一定期間の逸失利益等を賠償すべき損害としていっているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1142		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(田村市)に長男夫婦及び孫と居住していたところ、長男家族が避難した仮設住宅には移転せず、知人所有のプレハブ建物を改装し同所に避難した申立人らについて、改装費用の一部及び平成26年12月までの食費増加分等の損害が認められた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)ウ	

2 基本情報

申立日	H27.1.9	全部和解成立日	H27.11.17
事故時住所	田村市		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	50,000	H23.12	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	460,000	H23.3～H26.12	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	26,200	H23.7～H24.8	※3
全部和解	避難費用	通信費増加費用	164,736	H23.3～H24.8	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	39,086	H23.7～H24.8	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	300,000	H23.7～H24.8	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,500,000	H23.7～H24.2	※4
全部和解	精神的損害	増額分	420,000	H23.7～H24.8	※5
全部和解	精神的損害	その他	100,000		※5

小計 3,060,022

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,060,022
	弁護士費用	91,801
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

避難費用の宿泊費等として、申立人らが、知人所有のプレハブ建物に避難したことについて、知人に支払った謝礼の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人らは、緊急時避難準備区域(田村市)に居住し、原発事故前は米、野菜を作って自家消費していたが、事故後はそれができなくなり、米、野菜を購入せざるを得なくなったとして、食

費増加分の賠償を請求した。東京電力は、避難に伴う生活費増加費用は、支払済みの精神的損害に含まれ、また、緊急時避難準備区域については、賠償期間の目安が平成24年8月末までとされているため、同年9月1日以降においては原発事故との因果関係が認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人らの所有する田畑と福島第一原子力発電所との距離が近く、放射線量も高かったほか、除染も実施されていなかったことから、原発事故と上記の食費増加との間の相当因果関係を認め、請求のあった平成26年12月分までの食費増加分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第3の2 IIIは、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとしているところ、本件においては上記のとおり特段の事情があると判断され、和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

生活費増加費用として、原発事故後に井戸水が利用できなくなり支出した水道料金、避難により別離した家族との電話料金増加分、家族間移動交通費及び家財購入費について、平成24年8月分までの賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の2

申立人らは、避難先として知人所有のプレハブ建物を借りて居住していたが、元々居住用でなく、不具合もあったことから内装工事やユニットバス設置等を行い、これらの費用について避難先建物補修費用として賠償を求めた。東京電力は、多額の費用をかけて改修したのは申立人らの判断であり、また居住用設備は申立人らの財産となるため損害はないと主張して争った。パネルは、補修時期が平成23年中であり、原発事故と上記改修との間に相当因果関係があることは認めつつ、新たに設置した設備は申立人らの財産となること等も考慮し、請求金額のおよそ半分の150万円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

精神的損害について、平成23年7月から平成24年8月まで家族別離による月3万円の増額と、ペット喪失慰謝料として10万円を、申立人ら世帯に対損害額として認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1143		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)から避難し、避難先で再就職したものの怪我により平成26年6月に再就職先を退職した申立人について、平成27年4月分から平成27年8月分までの就労不能損害として、事故前の収入の6割の金額が割合的に賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の10(2)ア(イ)	第1の10(2)ウ(オ)

2 基本情報

申立日	H27.5.25	全部和解成立日	H27.11.17
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,324,800	H27.4~H27.8	※1
全部和解	就労不能損害	その他	4,320	H27.10	※2
小計			1,329,120		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	4,977	H26.12	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	30,828	H27.3	※3
小計			35,805		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,364,925
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人Aは、原発事故当時、南相馬市小高区(避難指示解除準備区域)に居住し、また、福島第一原子力発電所において機械メンテナンス業務に従事していたが、原発事故により平成23年9月に勤務先を退職し、その後職場を転々としていたところ、申立人が平成26年6月に膝を痛めて再就職先を退職し、また、同年8月に借上住宅の階段において転倒して右足大腿骨骨挫傷の怪我を負ったことから、その後再就職できずにいること〔診断書、通院証明書〕を主張して、平成27年4月分から同年8月分までの期間について原発事故前における給料相当額の減収分について就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人の怪我と原発事故との間に相当因果

関係がないこと、原発事故から相当な長期間が経過していることを主張して争った。パネルは、申立人の請求期間における減収と原発事故との相当因果関係を認め、平成22年の給与の総支給額を12か月で除して算出した平均月収に申立人の請求期間に係る月数を乗じた金額を算出し、さらに原発事故の影響割合を6割として就労不能損害額を算定の上、賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人Aが避難先の借上住宅の階段において右足大腿骨骨挫傷の怪我を負い、就労できなくなったことを裏付けるために取得した診断書の発行手数料について、賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人らが避難生活中に支払った湯たんぼ3個の購入代金4977円及びマットレス購入代金3万0828円について、賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1144		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人らのうち、いわき市に避難した申立人EからHまで(夫婦及びその子ら)について、夫の勤務先が本件事故を原因として移転し、事故時の住所地からの通勤が困難になったこと及び発達障害を有する子がいることなどを考慮し、平成27年7月分までの精神的損害の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(ア)		

2 基本情報

申立日	H27.2.9	全部和解成立日	H27.11.19
事故時住所	南相馬市原町区ほか		
申立人人数	12	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	720,000	H23.3～H24.8	※3
小計			720,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	360,000	H23.3～H24.8	※3
小計			360,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	210,000	H23.3～H23.9	※3
小計			210,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	210,000	H23.3～H23.9	※3
小計			210,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,500,000	H24.9～H27.7	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,500,000	H23.6～H27.7	※2
小計			5,000,000		

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,500,000	H24.9～H27.7	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,740,000	H23.3～H27.7	※2

小計 5,240,000

申立人G

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,150,000	H24.9～H27.7	※1

小計 3,150,000

申立人H

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,150,000	H24.9～H27.7	※1

小計 3,150,000

申立人I

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	390,000	H23.3～H24.3	※3

小計 390,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	18,430,000
	弁護士費用	552,900
	手続内で処理された既払金合計額	0

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人E、F、G及びHは、申立人Eの勤務先が原発事故に伴いいわき市に移転〔事業所在証明書、在職証明書〕し、原町区の自宅からいわき市の勤務先までの通勤が困難となり、いわき市に避難し続けなければならなかったことを理由として、平成24年9月以降もいわき市に避難している期間は慰謝料の賠償が継続されるべきとしてこれを請求した。東京電力は、勤務先がいわき市に移転したのは会社の判断にすぎず、同月以降は避難とはいえないと主張して争った。パネルは、勤務先がいわき市に移転したことと原発事故との相当因果関係を認め、原町区の自宅からの通勤が困難になったこと及び発達障害を有する子がいること等を考慮し、インフラが一定程度整備され、原町区の自宅からいわき市の勤務先への通勤が可能となった平成27年7月までの慰謝料を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6IV②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)IIIは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、申立人Eは家族と別離しており、申立人Fは妊娠及び乳幼児の世話をしていたという事情があるため、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、申立人Aは身体障害を有し〔身体障害者手帳〕介護が必要であり、また家族と別離しており、申立人Bは申立人Aを介護しており、申立人Dは持病を有しており〔通院証明書〕、また申立人C及びIは家族別離していたという事情があるため、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1145		
事案の概要	茨城県北部の観光地の宿泊施設や土産店等を主な設置場所とする自動販売機用飲料の販売業を営む申立会社について、原発事故の風評被害により観光客が減少し、それにより自動販売機における売上も減少したとして、原発事故の影響割合を7割として平成26年5月までの逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H27.4.7	全部和解成立日	H27.11.26
事故時住所	茨城県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		4,312,690	H24.6～H26.5	※1

小計 4,312,690

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,312,690
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	902,263

※1 中間指針第8

申立人は、茨城県において、茨城県北部の観光地の旅館、土産店等に設置された自動販売機の飲料の卸、販売業を営んでいたところ、原発事故の風評被害による観光客の減少や、それに伴う卸先の廃業により減収が生じたとして〔決算報告書等〕、減収分の賠償を請求した。東京電力は、当該観光地の観光入込客数は回復傾向にあり〔平成26年観光客動態調査結果、茨城の観光レクリエーション現況(平成22年度観光客動態調査報告)〕相当因果関係は慎重に判断すべきこと、申立人の請求は間接損害であるところ申立人の事業等の性格上「取引に代替性がない場合」(中間指針第8Ⅱ)に該当しないこと、客観的資料の提出がないこと等を主張して争った。パネルは、申立人が自動販売機を福島県や栃木県にも設置していること、不採算の自動販売機はメーカーから引き揚げの申出がされる旨契約上定まっていること〔自動販売機貸借基本契約書〕、茨城県の観光客の動向、当該観光地が福島県に隣接していること等から間接損害を認め、原発事故の影響割合を平成24年6月から平成25年5月までについて10割、同年6月から平成26年5月までについて7割とした和解案を提示した。

中間指針第8は、原発事故により中間指針第3から第7までで賠償の対象と認められる損害が生じたことにより、同損害を受けた者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1146		
事案の概要	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)所在の申立人所有の自宅建物について、平成26年12月に実施した雨どいの掛替工事代金の一部が除染費用として賠償された事例。		
紹介箇所	第11の1(2)ア		

2 基本情報

申立日	H27.5.13	全部和解成立日	H27.11.26
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用		239,880	H27.2	※1
小計			239,880		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	239,880
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第4

申立人は、原発事故により南相馬市鹿島区所在の自宅雨樋の放射線量が高くなり、全ての雨樋を交換する改修工事を余儀なくされたとして、平成26年12月に実施した工事代金79万9600円〔請求書〕の賠償を請求した。東京電力は、「南相馬市除染実施計画(第四版)」によると雨樋の除染方法は「清掃・洗浄又は拭き取り」とされており、改修工事は過分であること、仮に改修工事的必要性を認めるとしても、資産価値の向上を得ていること等から原発事故の影響割合は3割が上限であると主張して争った。パネルは、申立人宅の雨樋の放射線量が0.58 μ Sv/hであり、南相馬市除染実施計画に定める目標である0.23 μ Sv/hを上回っていることから改修工事的必要性を認め、原発事故の影響割合は3割であるとし、23万9880円の賠償を認める内容の和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱは、避難指示等対象区域内にある財物について、一定の場合に、除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことによって必然的に生じた追加的費用は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1147		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)の病院で定期的に透析治療を受けていたが、県外に避難して同所で透析治療を受けていた申立人(身体障害1級)について、避難状況や病院の受診状況等を考慮し、精神的損害につき10万円の増額が認められたほか、避難先での宿泊費用及び通院交通費等の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)エ		

2 基本情報

申立日	H27.8.25	全部和解成立日	H27.11.26
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	115,200	H23.3～H23.4	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	124,000	H23.3～H23.4	※1
全部和解	生活費増加費用	その他	15,500	H23.3～H23.4	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.4	※2
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	H23.3～H23.4	※3
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	3,520	H23.3～H23.4	※1

小計 398,220

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	398,220
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	80,000

※1 中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人は、自主的避難の実行により負担した一時帰宅費用及び生活費増加費用並びに避難先での透析治療の際にかかった通院交通費について賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補等に基づく既払金を超える損害は認められないと主張して争った。パネルは、一時帰宅費用として11万5200円、生活費増加費用のうち宿泊費として12万4000円、食事代として1万5500円、生命・身体的損害(通院交通費)として避難先から病院までの距離を考慮した上で自動車によるガソリン代を推定し3520円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2Ⅲに基づく賠償分8万円のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。なお、残額4万円については、避難及び帰宅に要した移動費用及び生活費増加費用に対する賠償分として考慮されている。

※3 中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人は、原発事故以前から透析治療を受けていたが（身体障害1級）、自主的避難に伴い病院での治療時間が短縮されたこと等の事情により、通常の自主的避難者よりも多大な精神的苦痛を受けたとして、精神的損害の増額分の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補に定められた基準に基づき精神的損害の賠償を行っており、追加での支払には応じかねると主張して争った。パネルは、避難状況や病院の受診状況等を考慮し、精神的損害の増額分として10万円の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1148		
事案の概要	三重県で飼料の製造・販売業を営み、飼料の原料として宮城県産の米ぬかを用いている申立会社について、平成27年1月から4月の間に実施された外部機関による放射線検査費用の全額の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第3の2(3)		

2 基本情報

申立日	H27.5.8	全部和解成立日	H27.11.30
事故時住所	三重県桑名市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・検査費用(物)		158,574	H27.1～H27.4	※1

小計 158,574

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	158,574
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の3

申立人は、三重県で飼料の製造・販売業を営み、飼料の原料として宮城県産の米ぬかを用いていた事業者であるところ、平成27年1月から同年4月の間、米ぬかの放射線検査を外部機関に依頼して実施し、同検査費用の全額について賠償を求めた〔請求書、放射能測定結果報告書等〕。東京電力は、検査機器について賠償済みであり、申立人は自主検査できるのであり、原発事故と検査の外注との間に相当因果関係が認められないなどとして主張して争った。パネルは、取引先の信頼確保のため自主検査ではなく検査を外注することと原発事故との間に相当因果関係があると判断し、検査費用の全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の3は、農林水産物に関して、政府が原発事故に関し行う指示等に基づいて行われた検査について、事業者が負担を余儀なくされた検査費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1149		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域に居住し、アトピーの持病を持ちながら、同区域内の美容室で就労していたが、原発事故後に勤務先を退職して避難し、避難先で再就職した申立人について、アトピーの持病のため通常の美容室での就職が限定されているため、事故後は美容室での就労が困難であったこと等の事情を考慮し、平成26年9月分から平成27年9月分までの就労不能損害(ただし、平成27年3月分までは原発事故の影響割合を10割、同年4月分以降は原発事故の影響割合を6割として。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H27.3.16	全部和解成立日	H27.12.3
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	2,592,398	H26.9~H27.9	※1

小計 2,592,398

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,592,398
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、アトピー性皮膚炎の疾患を持つ美容師であるところ、原発事故前は肌に優しい薬剤を利用する美容室で就労していたため、美容師としての稼働に支障がなく、店長候補として稼働していたが、原発事故後に同美容室が休業し、避難先では同条件での再就職が困難となり減収が生じたとして、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、相当程度の求人情報が存在しており、申立人が美容師の職から転職しないのは自己都合であるとして、インターネットの情報等を証拠提出して争った。パネルは、原発事故前の申立人の高収入は申立人の技術や経験によるものであり、原発事故前に匹敵する収入を得ることは容易でないこと、商圈の復興が進んでいない状態でどのような転職等により原発事故前に匹敵する収入が得られるのか東京電力の主張をもってしても明確ではないこと等から、申立人の減収分について、平成26年9月1日から平成27年3月31日までは原発事故の影響割合を10割、同年4月1日から同年9月30日までは原発事故の影響割合を6割とした上で、就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1150		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)で縫製業を営んでいたが、原発事故後の避難指示により操業停止となり、避難指示解除後平成23年10月から規模を縮小して事業を再開したものの、平成27年3月に廃業するに至った申立会社について、主要取引先も事故後の避難指示により廃業し新たな固定の取引先が見つからなかったこと等の事情から、原発事故と廃業との間に因果関係を認め、平成27年2月分までの逸失利益及び3年分の廃業損害の賠償がされ、申立会社の代表者である申立人について、申立人が借地上に建てていた申立会社の本社兼工場の解体費用等の一部が追加的費用として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(イ)	第1の9(2)エ	

2 基本情報

申立日	H27.7.1	全部和解成立日	H27.12.3
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		2,640,000	H27.1～H27.2	※1
全部和解	廃業損害	逸失利益	11,600,000		※2

小計 14,240,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	廃業損害	追加的費用	3,000,000		※3

小計 3,000,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	17,240,000
	弁護士費用	520,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人A（法人であり、申立人Bは申立人Aの代表者である。）は、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において、縫製業を営んでいたところ、原発事故により主たる取引先が倒産したことを受けて減収が生じたとして、平成27年1月分及び同年2月分の営業損害の賠償を求めた。東京電力は、原発事故の発生から約3年10か月という相当な期間が経過している状況においては、当該期間に新規の取引先を開拓して売上げを回復させることは十分に可能であると考

えられることや、主たる取引先の破産を要因として申立人Aに営業損害が生じたとしても損害の範囲は原発事故の影響割合に応じて限定する必要があることを主張して認否を留保した。パネルは、申立人Aの減収と原発事故との相当因果関係を認め、基準年とした平成22年の基礎額に貢献利益率を24%、売上減少率を98%とした上でそれらを考慮して損害額を算定し、賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人Aは、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において、縫製業を営んでいたところ、本件事故により主たる取引先が倒産したことを受けて売上げが減少して平成27年3月に廃業へ至ったとして、廃業損害として廃業に伴う逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、平成23年3月から平成26年12月までの期間の逸失利益を全額賠償していることから、その期間に他の取引先を新たに開拓することにより平成27年3月以降も事業を継続することは十分可能であり、申立人Aの廃業と原発事故との間に相当因果関係を認めることは困難であり、逸失利益の賠償には応じかねると主張して争った。パネルは、一定の事業継続のための努力を行っていたことから単に賠償を受けた期間を控除するのは不相当と考え、申立人Aの廃業と原発事故との相当因果関係を認め、平成22年の売上げを基準年度として、貢献利益率を16%、原発事故の影響割合を5割として、それらを考慮の上、3年分の損害額を算定し、賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7備考8は、廃業した場合は、一定期間の逸失利益等を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の7

申立人Bは、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において縫製業を営む申立人Aの代表取締役であったところ、原発事故により申立人Aの主たる取引先が倒産し、これに伴い申立人Aの売上げも減少して平成27年3月に廃業を余儀なくされ、その際に申立人Bが支出した、申立人Aが賃借していた本社兼工場の土地の原状回復費用の賠償を求めた。東京電力は、申立人Aの廃業について原発事故との相当因果関係を認めることは困難であることから、申立人Bからの原状回復費用の請求についても応じることはできないと主張して争った。パネルは、申立人A及びBが一定の事業継続のための努力を行っていたこと等から、申立人Aの廃業と原発事故との相当因果関係を認めた上で、これに伴う、申立人Bの当該原状回復費用の支出と原発事故との相当因果関係も認め、その影響割合を5割として損害額を算定し、賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7備考8は、廃業した場合は、廃業に伴う追加的費用等を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1151		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)から避難し、平成27年3月に南相馬市原町区の新居に転居した申立人らについて、平成27年5月までの水道代、食費増加分等の生活費増加分、一時立入費用及び日常生活阻害慰謝料の増額分が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)	第1の4(2)ア(ウ)	第1の5(2)
	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H27.4.22	全部和解成立日	H27.12.4
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	180,000	H26.12~H27.5	※1
小計			180,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	20,323	H26.12	※2
全部和解	避難費用	その他	51,000	H26.12~H27.5	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	14,727	H26.12~H27.5	※2
全部和解	避難費用	食費増加費用	20,000	H26.12~H27.5	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	15,840	H26.12~H27.5	※3
小計			121,890		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	301,890
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、原発事故当時、申立人B(Aの母)とともに南相馬市小高区内に居住していたところ、原発事故の発生により、避難を余儀なくされ、長期にわたる避難生活により精神的にも身体的にも耐え難い苦痛を被ったとして、平成26年12月から平成27年5月までの避難について、日常生活阻害慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、①直接請求手続において、請求期間中の日常生活阻害慰謝料は賠償済みであること、また②申立人らは、平成27年3月1日に、新た

に購入した住宅に転居しており、同時期をもって避難は終了していることから、そもそも、同日以降は、日常生活阻害慰謝料の発生は認められないことを主張して争った。パネルは、上記請求期間について、既に、直接請求手続において月額10万円の日常生活阻害慰謝料が賠償済みであることを前提とした上で、①申立人Aは、平成26年12月に、原発事故発生以来別れて生活していた申立人Bとの同居を再開させたところ、申立人Bは要介護状態（要介護度2）にあり、同居以降、申立人Aは申立人Bの介護のため、それまでよりもさらに困難な避難生活を余儀なくされたこと、②申立人らは平成27年3月1日に新居に転居しているが、転居後、生活が落ち着くまでの相当期間は、いまだ避難が継続していると考えべきであるところ本件では相当期間は3か月が妥当であることを理由として、申立人AがBと同居を始めた平成26年12月から、転居から3か月を経過した平成27年5月までの期間について、増額分として月額3万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にある者を恒常的に介護し、かつ通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人A及びBは、原発事故による避難に伴い、①申立人Bが避難していた親戚宅への謝礼、②原発事故時小高区内の自宅で飼っていたペットの預け先への謝礼、③食費（原発事故前までは自宅で野菜を生産していたが、これが不可能になったため、原発事故前までは購入する必要がなかった野菜を、事故後は購入せざるを得なくなった。）及び④水道代（原発事故前までは井戸水を利用しており、水道代を負担する必要はなかったが、避難先では水道を利用せざるを得ず、水道代を負担しなくてはならなくなった。）の出費を余儀なくされたとして、平成26年12月から平成27年5月までに支出したこれらの費用についての賠償を求めた（なお①については、Bが親戚宅にいたのは平成26年12月7日までであったため、請求も同月分のみである。）。東京電力は、①ないし④の各費目の損害を賠償すること自体については、積極的に争わなかったものの、申立人らが平成27年3月1日、新たに購入した住宅に転居したことから、この転居をもって避難は終了しているとして、②ないし④の賠償は、申立人らの主張する同年5月までではなく、転居までとされるべきであると主張した。パネルは、申立人らは同年3月1日、新居に転居しているが、転居後、生活が落ち着くまでの相当期間は、いまだ避難が継続しているものと考えべきであり、賠償期間も転居までではなく、転居後相当期間終了時までとすべきであるとして、和解期間を、転居から3か月後の同年5月末まで（ただし、①については平成26年12月まで）、和解金額を、①2万0323円（平成27年12月中、申立人Bが親戚宅に滞在していたのは7日間であったことから、和解金額も1か月分ではなく7日分とされた。）、②5万1000円、③2万円、④1万4727円とする和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ②、③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等及び避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。なお、中間指針第四次追補第2の1（指針II）は、住居確保に係る損害の賠償を受ける者の避難費用（生活費増加費用及び宿泊費等）が賠償の対象となる期間は、特段の事情がない限り、住居確保に係る損害の賠償を受けることが可能となった後、他所で住居を取得又は賃借し、転居する時期までとするとしているが、本件では、転居後、生活が落ち着くまでの相当期間は、いまだ避難継続中であると考えべきであるとの前提の元、避難費用も、避難が継続していると考えられる期

間については賠償されるべきであるとして、転居後の避難費用についても賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の3

申立人A及びBは、避難先から南相馬市小高区内の自宅への一時立入りのため、ガソリン代の負担を余儀なくされたとして、平成26年12月から平成27年5月までに支出した一時立入費用の賠償を求めた。東京電力は、転居時期までに支出した一時立入費用については、申立人主張額での賠償を認めたものの、転居以降については、一時立入りの頻度及び金額について、慎重に判断されるべきであるとの意見を述べた。パネルは、転居後、生活が落ち着くまでの相当期間は、いまだ避難が継続しているものと考えるべきであり、賠償期間も、転居時期までではなく、転居後相当期間終了までとするべきであるとして、上記全期間について、申立人ら主張額での一時立入費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の3は、避難等対象者のうち、旧警戒区域内に住居を有しているものが、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費等については、必要かつ合理的な範囲で賠償を認めるとしているところ、この趣旨に基づいた和解案が提示されたものである。なお、中間指針第四次追補第2の1（指針II）は、住居確保に係る損害の賠償を受ける者の避難費用（生活費増加費用及び宿泊費等）が賠償の対象となる期間は、特段の事情がない限り、住居確保に係る損害の賠償を受けることが可能となった後、他所で住居を取得又は賃借し、転居する時期までとしているところ、一時立入費用の賠償も、これに準じて転居する時期までとされるべきとも考えられるが、本件では、転居後、生活が落ち着くまでの相当期間は、いまだ避難が継続しているとの前提の下、一時立入費用も、避難が継続していると考えられる期間については賠償されるべきであるとして、転居後の一時立入費用についても賠償を認めたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人Bは、長期にわたる避難生活により、要介護状態になるなど、精神的にも身体的にも耐え難い苦痛を被ったとして、平成26年12月から平成27年5月までの避難について日常生活阻害慰謝料の賠償を求めたところ、東京電力は、既に請求期間中の避難慰謝料として、直接請求手続において前件和解仲介手続における和解内容を踏まえて月額15万円を支払済みであると主張して争った。パネルは和解案の対象外とした。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人らは、避難生活の長期化により足の筋力が弱まって歩行困難となったため通院のため歩行器を購入し、また歩行困難となったことにより理容院に通えなくなり、家で散髪せざるを得なくなり散髪道具を購入したとして、これらの購入費用の賠償を求めたところ、東京電力は、原発事故と、申立人らが歩行困難となったこととの相当因果関係が立証されていないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※6 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の3）

申立人らは、南相馬市小高区内の自宅で実施された環境省による除染ごみの回収に立ち会うため、避難先から小高区内の自宅までの交通費を負担し、またそのために半日を費やさざるを得なかったとして、避難先から自宅までの往復交通費及び日当の賠償を求めたところ、東京電力は、支出を裏付ける証拠が提出されていないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※7 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目

申立人らは、本件和解仲介手続の申立てに際し、資料のコピー及び郵送のための費用支出を余

儀なくされたとして、それらの実費の賠償を求めたところ、東京電力は、手続費用は各自の負担とされるのが一般的であると主張して争った。パネルは和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1152		
事案の概要	茨城県でネギの生産販売業を営む申立人について、平成26年10月分までの風評被害に基づく逸失利益が原発事故の影響割合を7割として、賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H27.9.1	全部和解成立日	H27.12.4
事故時住所	茨城県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		65,726	H26.5～H26.10	※1

小計 65,726

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	65,726
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は茨城県でネギの生産販売業を営んでいたところ、風評被害により単価が下落して売上げが減少したと主張して、逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、茨城県産ネギに対する出荷制限指示がないこと、放射性物質の不検出、取引価格の回復、消費者の意識調査の結果を挙げて、申立人の売上減少と原発事故との間に相当因果関係はないと争った。パネルは、申立人が風評被害を受けやすい零細農家である点を考慮し、請求額に原発事故の影響割合7割を乗じた金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、茨城県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実には生じた買い控え等による被害は、原則として原発事故と相当因果関係ある損害として賠償すべき対象と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1153		
事案の概要	宮城県において水産加工業者向けに包装資材の販売業を営む申立会社について、原発事故により取引先の売上げが減少し、それに伴って申立会社の売上げも減少したと認め、売上減少額の算定に当たって、本件事故後に取引先が復興補助金や助成金等を用いた取引にかかる売上げについては本件事故と関係がないためその7割を除いた額をもって事故後の売上げとし、平成27年2月分までの逸失利益(事故の影響割合は平成23年9月分まで0%、同年10月分から平成25年7月分までが50%、同年8月分以降が20%)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(イ)	第6の2	

2 基本情報

申立日	H27.6.1	全部和解成立日	H27.12.8
事故時住所	宮城県石巻市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		14,332,318	H23.3~H27.2	※1

小計 14,332,318

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	14,332,318
	弁護士費用	429,970
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第三次追補第2、中間指針第8

申立人は、宮城県で包装資材を販売する事業を営んでいたところ、原発事故後、風評被害によって主な取引先である同県の水産加工業者の売上げが減少したことに伴い、これらの業者からの包装資材の発注が減少し、申立人自身の売上げが減少したとして、平成23年3月から平成27年2月までの逸失利益の賠償を求めた。申立人は、逸失利益の算定に当たって、対象期間の売上げのうち、取引先が復興補助金や助成金等を用いた取引に係る売上げはいわゆる震災特需に当たり、原発事故と関係がないとして、対象期間の売上げから除外すべきと主張した〔損益計算書、請求書〕。東京電力は、申立人の取引に代替性がないとはいえ、また、申立人の取引先の減収は震災が原因であること等を理由として原発事故との間に相当因果関係が認められないと主張し、仮に相当因果関係が認められるとしても、原発事故の影響割合は1割を超えることはないとして主張して争った。パネルは、平成23年3月から同年9月までの減収は震災被害によるものであるとして原発事故との相当因果関係を否定したものの、それ以降の期間については相当因果関係を認め、逸失利益の算定に当たって、震災特需に係る売上げの7割を控除した額をもって対象期間の売上げとした上で、原発事故の影響割合について、平成23年10月から平成25年

7月までを5割、同年8月から平成27年2月までを2割として算定した額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第三次追補第2 I ① v は、農林漁業において、中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、宮城県において産出された水産物に係るものは、原則として賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第8 II は、原発事故の第一次被害者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害については、当該間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1154		
事案の概要	大韓民国向けに水産物の輸出業を営む申立会社について、大韓民国による水産物の輸入禁止措置により禁止対象地域産の水産物輸出が困難となったこと等の事情を考慮し、平成26年3月分から同年12月分までの逸失利益(事故の影響割合40%)が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の5(2)イ		

2 基本情報

申立日	H27.6.24	全部和解成立日	H27.12.9
事故時住所	愛知県豊橋市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		3,514,212	H26.3～H26.12	※1

小計 3,514,212

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,514,212
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の5

申立人は、愛知県豊橋市で大韓民国向けに水産物の輸出業を営んでいたところ、大韓民国による水産物の輸入禁止措置により宮城県産の水産物輸出が困難になって売上げが減少した〔決算報告書、各種売上資料、請求書、取引資料〕として、平成26年3月分から同年12月分までの逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、大韓民国による輸入禁止措置は不合理であり、また、原発事故がなかったとしても震災の影響で対象水産物の取引額は減少していたはずであると主張して争い、仮に原発事故との間に何らかの相当因果関係があるとしても、その影響割合は1割程度にとどまると主張して争った。パネルは、双方の主張を考慮し、原発事故の影響割合を4割とする和解案を提示した。

中間指針第7の5 IIは、原発事故以降に輸出先国の輸入拒否がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたものに限り、当該輸入拒否によって現実に生じた減収分について原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1155		
事案の概要	自主的避難等対象区域(須賀川市)で果物を栽培し、販売の直前に収穫し、直売所での販売及び固定客への配達による販売を行っていた申立人について、本件事故により注文が減少した結果、収穫が遅れ、収穫前に果物に虫がついたことにより大量に廃棄せざるを得なかったこと、申立人において上記以外の方法による販売が困難であったこと等の事情を考慮して、原発事故の影響割合を8割として平成26年1月分から12月分までの営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H27.7.23	全部和解成立日	H27.12.28
事故時住所	須賀川市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,221,128	H26.1～H26.12	※1
小計			1,221,128		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,221,128
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

自主的避難等対象区域(須賀川市)で果物を栽培し、販売の直前に収穫し、直売所での販売及び固定客への配達による販売を行っていた申立人が、風評被害による売上減少を主張して、逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、果物の売上減少は樹上廃棄によるものであり、当該果物が出荷制限の対象となっていない以上、その廃棄は申立人自身の判断によるもので賠償の対象外であると主張して争った。パネルは、原発事故により注文が減少した結果、収穫が遅れ、収穫前に果物に虫がついたことにより大量に廃棄せざるを得なかったこと、申立人において上記以外の方法による販売が困難であったこと等の事情を考慮して、原発事故の影響割合を8割として平成26年1月分から同年12月分までの損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1156		
事案の概要	旧避難指示解除準備区域(田村市)の借地上の事業所で薪の製造販売等を営む申立人が、原発事故後、放射能汚染等を懸念した地主から、同事業所において屋外保管していた薪等の資機材の移動を求められ、申立人の所有地を保管場所の代替地とするために実施した道路拡幅及び土地整地工事の費用について、その30%が追加的費用として賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)イ		

2 基本情報

申立日	H27.3.10	全部和解成立日	H28.1.7
事故時住所	田村市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示及び風評被害・追加的費用	その他	2,235,744		※1
小計			2,235,744		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,235,744
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、避難指示解除準備区域(田村市)で業務用及び家庭用の薪の製造販売等を行っていたところ、原発事故による出荷制限指示及び風評被害のため生産及び販売ができない状態となり、在庫として残っていた薪と原木を借地上の事業所において屋外保管していたが、平成25年1月頃より、放射能汚染等を懸念した地主から屋外保管していた薪等の資機材の移動を求められた。そのため、申立人の所有地を保管場所の代替地とする必要が生じ、平成25年3月から平成26年5月までの間、道路拡幅及び土地整地工事を行うことを余儀なくされたことから、それらの工事費用〔請求書、領収書、振込受付票〕の賠償を求めた。東京電力は、多額の費用を投じて道路拡張及び土地整理等をする必要性・相当性はなかったなどと主張して争った。パネルは、かかる道路拡張及び土地整理等を行う必要性・相当性を認め、原発事故の影響割合を3割とする和解案を提示した。

中間指針第5の1 IIは、農林漁業者その他の出荷制限指示等の対象事業者において、その事業に支障が生じたために負担した追加的費用や、事業への支障を避けるため又は事業を変更した

ために生じた追加的費用について、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1157		
事案の概要	茨城県において観光バス事業を営む申立会社の、福島県、栃木県、群馬県、茨城県を目的地とする運行について、目的地ごとに原発事故の影響割合(福島県60%、栃木県及び群馬県各40%、茨城県20%)を認定して、平成26年6月分までの逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の3(2)イ		

2 基本情報

申立日	H26.10.30	全部和解成立日	H28.1.19
事故時住所	茨城県土浦市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		13,015,665	H26.4～H26.6	※1
小計			13,015,665		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,015,665
	弁護士費用	390,470
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3

申立人は、茨城県において観光バス事業等を営む会社であるところ、原発事故の風評被害により予約控え等が生じたため売上高が減少したとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、請求期間において観光客入込客数が回復していること等を主張し、原発事故との間の相当因果関係を争った。パネルは、中間指針に記載のある福島県、茨城県、栃木県及び群馬県を対象とする売上高の減少と原発事故との間に相当因果関係があると判断した上で、各県の観光入込客数の回復の程度等を踏まえ、原発事故の影響割合について運行の目的地ごとに福島県を6割、茨城県を2割、栃木県及び群馬県を各4割とし、かかる影響割合を乗じた和解案を提示した。

中間指針第7の3 Iは、茨城県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が原発事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、原発事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1158		
事案の概要	事故以前から帰還困難区域(大熊町)に自宅を有していたが、原発事故時には家族揃って福島県外に居住していた申立人ら夫婦について、申立人ら夫婦は申立人夫の定年退職により平成23年9月に自宅に戻る予定であったこと、自宅を離れていた際の自宅の保守管理状況等の事情を踏まえ、申立人ら夫婦について平成23年10月分以降1か月10万円の日常生活阻害慰謝料及び中間指針第四次追補に基づく精神的損害700万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の8(2)ア	第1の8(2)ウ(イ)

2 基本情報

申立日	H26.10.16	全部和解成立日	H28.1.21
事故時住所	埼玉県蕨市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	住居費	2,700,000	H23.9～H25.9	※3
全部和解	生活費増加費用	住居費	48,549	H23.9～H25.9	※3
全部和解	生活費増加費用	住居費	624,000	H23.9～H25.9	※3
全部和解	財物損害	家財	5,950,000		※4
全部和解	財物損害	その他動産	400,000		※4
全部和解	財物損害	土地	5,639,008		※4
全部和解	財物損害	建物	1,531,151		※4
全部和解	財物損害	その他	149,354		※4
全部和解	精神的損害	基本部分	5,000,000	H23.10～H27.11	※2
全部和解	精神的損害	その他	7,000,000		※1

小計 29,042,062

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	建物	1,531,151		※4
全部和解	財物損害	その他	149,354		※4
全部和解	精神的損害	基本部分	5,000,000	H23.10～H27.11	※2
全部和解	精神的損害	その他	7,000,000		※1

小計 13,680,505

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	42,722,567
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第四次追補第2の1

原発事故時には家族揃って福島県外に居住していた申立人ら（A及びBは夫婦）が、事故以前から帰還困難区域（大熊町）に自宅を有していたこと、申立人ら夫婦は申立人夫の定年退職により平成23年9月に自宅に戻る予定であったこと等を理由に、中間指針第四次追補に基づく精神的損害700万円の賠償を請求した。東京電力は、申立人らが原発事故当時、福島県外に居住していたことから避難等対象者に該当しないと主張して争った。パネルは、申立人らは福島県内で生まれ育ち自宅を所有するに至ったこと〔不動産登記、陳述〕、申立人らが福島県外で生活を開始したのは大熊町の自宅の住宅ローン返済を早めるため高収入の職場へ転職したという限定的な目的に基づいていた〔陳述〕ところ、原発事故時点において自宅の住宅ローンは完済されて福島県外で生活を送る目的は既に達成されていたこと〔陳述〕、申立人らが自宅を離れていた際の自宅の保守管理状況等の事情〔セキュリティサービス領収証、平成23年2月付け外構工事領収証、陳述〕、申立人夫が平成23年9月に定年退職予定であったこと〔在職証明書〕等の各事情を踏まえ、申立人ら夫婦は原発事故がなければ同月以降まもない時期に大熊町の自宅に帰還していたはずであり、原発事故によって帰還困難区域（大熊町）の自宅に帰ることができなくなったと認定して、中間指針第四次追補に基づく精神的損害700万円の賠償を認めた。

中間指針第四次追補第2の1 I①は、原発事故当時、大熊町に住居があった避難者について第3期に追加して賠償すべき精神的損害の額を700万円とするとしており、これに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

原発事故時には家族揃って福島県外に居住していた申立人ら（A及びBは夫婦）が、事故以前から帰還困難区域（大熊町）に自宅を有していたこと、申立人ら夫婦は申立人夫の定年退職により平成23年9月に自宅に戻る予定であったこと等を理由に精神的損害（月額10万円）の賠償を請求した。東京電力は、申立人らが原発事故当時、福島県外に居住していたことから避難等対象者に該当しないと争った。パネルは、申立人らは福島県内で生まれ育ち自宅を所有するに至ったこと〔不動産登記、陳述〕、申立人らが福島県外で生活を開始したのは大熊町の自宅の住宅ローン返済を早めるため高収入の職場へ転職したという限定的な目的に基づいていた〔陳述〕ところ、原発事故時点において自宅の住宅ローンは完済されており福島県外で生活を送る目的は既に達成されていたこと〔陳述〕、申立人らが自宅を離れていた際の自宅の保守管理状況等の事情〔セキュリティサービス領収証、平成23年2月付け外構工事領収証、陳述〕、申立人夫が平成23年9月に定年退職予定であったこと〔在職証明書〕等の各事情を踏まえ、申立人ら夫婦は原発事故がなければ同月以降まもない時期に大熊町の自宅に帰還していたはずであると認定し、自宅への引っ越しに要する相当期間も考慮して、同年10月以降、和解案提示の直近月である平成27年11月までの期間について月額10万円の精神的損害の賠償を認めた。

中間指針第3の6は、原発事故時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされている者が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が

長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛として一人月額10万円を賠償するとしており、これに準じた和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

帰還困難区域(自宅の所在する大熊町)外での滞在を余儀なくされたことにより生じた住居費、敷金及び駐車場代の賠償が認められたものである。

※4 中間指針第3の10、中間指針第四次追補第2の2

帰還困難区域(自宅の所在する大熊町)外での滞在を余儀なくされたことにより管理が不能となってしまった自宅(土地、建物及び構築物庭木)及び家財(高額家財としての仏壇を含む。)の財物賠償に加えて、移住先で住居確保するために必要な費用の賠償が認められたものである。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(申立人Cについて)

本件の一連の損害についての和解案は、申立人A及びBに対するものとし、子である申立人Cの損害については、和解案の対象外とされた。

1 事案の概要

公表番号	1159		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)で家畜の運搬業を営む申立人について、取引先の畜産業者の多くが相双地域に所在し原発事故の影響により廃業または休業したこと、新たに別の地域の取引先を開拓することも困難であること等の事情を考慮し、原発事故の影響割合を10割として、平成26年12月分までの営業損害の賠償がされた事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H27.5.29	全部和解成立日	H28.1.25
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		2,031,220	H26.1～H26.12	※1

小計 2,031,220

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,031,220
	弁護士費用	60,937
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)で家畜の運搬業を営んでおり、取引先の畜産業者の多くが相双地域に所在し原発事故の影響により廃業又は休業したため、家畜の運搬業の売上げが減少したとして平成26年1月から同年12月までの営業損害(逸失利益)を請求した〔原発事故前後の決算報告書等〕。東京電力は、本件の請求対象期間が原発事故後3年近く経過しており、売上げがまだ回復しない事情や申立人が取引先の新規開拓の努力をするなど売上げの増加に向けた経営努力の有無が不明であると主張して争った。パネルは、申立人の取引先である畜産業者の多くが相双地域に所在していること、新たに別の地域の取引先を開拓することも困難であること等の事情を考慮し、原発事故の影響割合を10割とする営業損害(逸失利益)の和解案を提示した。

中間指針第8Ⅱ①は、いわゆる間接被害の具体的類型として、事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたものを挙げ、同Ⅲ①は、第一次被害が生じたために間接被害者において生じた減収分を損害項目として認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1160		
事案の概要	自主的避難等対象区域(石川郡浅川町)に居住し、耕作地を賃借して米作を営んでいたが、耕作地の近隣の水田で栽培された米から放射性物質が検出されたことから、賃料として収穫した玄米を受領していた地主から除染の実施を求められ、平成24年5月に除染目的で反転耕を行った申立人について、反転耕の費用の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第11の1(2)イ		

2 基本情報

申立日	H27.9.9	全部和解成立日	H28.1.25
事故時住所	浅川町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	112,000	H24.1～H24.5	※1

小計 112,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	112,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、自主的避難等対象区域(石川郡浅川町)の田を賃借して米作を営んでいたが、同町内の近隣の田で収穫された米から放射性物質が検出されたため、賃料として収穫した米を納めていた地主から、賃借していた田を除染するよう求められ、平成24年4月ないし同年5月に業者による除染作業(段差のある高い方の水田の土を切土して表土の線量を下げるとともに、当該切土を反転した上で、低い方にある水田に盛土することにより盛土された方の水田の線量も下げる方法による反転耕を内容とするもの。)を実施し、その費用の賠償を請求した。東京電力は、福島県の調査では申立人が賃借した田が所在する地区で収穫された米から放射性物質が検出されない結果となっている、申立人が実施した除染作業は十分反転がされておらず除染作業としての相当性がない、地主との関係で申立人が田を除染しなければならない義務はなく除染の必要性がないなどと主張して争った。パネルは、近隣の田で収穫された米から放射性物質が検出され〔緊急時モニタリング検査結果について(福島県・穀類)〕、申立人が地主から除染を実施しなければ田を返還するよう求められたこと、除染方法についても切土が十分に反転されてから隣地に盛土されており相当といえること〔電話聴取事項報告書〕等を考慮し、除染作業に要した費用の7割を損害と認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4 Iは、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1161		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から他県へ避難した申立人らについて、避難後に死亡した親族の納骨を平成27年5月に相馬市で行うために支出した、避難先からの交通費及び宿泊費のうち、事故と相当因果関係を有すると認められる部分について賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H27.10.2	全部和解成立日	H28.1.27
事故時住所	南相馬原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	8,800	H27.5	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	24,000	H27.5	※1
小計			32,800		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	32,800
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人Aとその母(申立外)は原発事故時南相馬市に居住しており、原発事故により他県へ避難していたが、平成26年に母が死亡し、平成27年に相馬市に納骨を行った。申立人らは、納骨の際に支出した費用(交通費及び宿泊費)を請求した。東京電力は、平成26年の母の死亡から相当期間が経過した後の納骨であったことから、納骨費用と原発事故の間には相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、①申立人Aの交通費と、②南相馬市に帰宅していた申立人B以外の3人の宿泊費〔領収書〕について、原発事故との相当因果関係を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅲは、特段の事情がある場合には、避難指示等の解除から相当期間経過後の避難費用の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1162		
事案の概要	自主的避難等対象区域(本宮市)で、梅の木の生産販売業を営んでいたが、放射線量が高いため梅の木を伐採した申立人について、伐採後の一定期間について原発事故の影響割合を10割とする営業損害の賠償がされた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)	第5の2(2)ア	第10の2(3)イ

2 基本情報

申立日	H27.7.10	全部和解成立日	H28.1.27
事故時住所	本宮市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	85,671	H25.6～H26.2	※1
全部和解	営業損害・逸失利益		23,500	H24.12～H26.12	※2
小計			109,171		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	132,145	H24.1～H26.12	※3
小計			132,145		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	241,316
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人Aは、原発事故当時、南相馬市（緊急時避難準備区域）に所在する職場において勤務していたが、原発事故の影響により解雇を余儀なくされたことにより被った給与減収分（請求期間は、直接請求において平成25年5月末までの賠償を受けたため、同年6月以降分である。）の賠償を求めた〔給与支払明細書、退職状況証明書〕。パネルは、対象期間を平成26年12月まで、原発事故の影響割合を6割とした上で、月平均3万円の中間収入〔電話聴取書〕を控除した額を損害と認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に勤務先がある勤労者が、原発事故と相当因果関係のある解雇等の就労不能損害を被った場合、かかる損害を賠償の対象と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の2

申立人Aは、原発事故前から、自主的避難等対象区域（本宮市）において梅の木を栽培し梅の実を個人販売していたが、同事故後、放射線量が高いため所有していた梅の木4本全てを伐採し、梅の実の販売を行えなくなったとして、営業損害を請求した。東京電力は、販売先等が不明であるとして認否を留保した。パネルは、販売先等についての申立人からの説明を踏まえ〔電話聴取書〕、伐採後の一定期間分について原発事故の影響割合を10割とする営業損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、原発事故以降に、福島県等において産出された農林産物について原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

申立人らは、原発事故前から自家消費野菜を栽培していたところ、同事故後は同野菜の放射線量が高いため食用に供することができず、そのため、市販の野菜を購入する費用が増加した〔レシート〕として、増加分の賠償を請求した。東京電力は、既払額に含まれると主張して争った。パネルは、同事故後、実際にかかった野菜購入費用から、事故前の同費用を控除した額について、平成26年12月分までの賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1163		
事案の概要	旧避難指示解除準備区域(檜葉町)に居住し帰還困難区域(富岡町)の勤務先に勤務していたが、原発事故により退職および避難を余儀なくされた申立人について、就職活動を継続し2度の再就職をしたものの事故前と同水準の待遇の仕事を見つけるには至らなかったこと等を考慮して、原発事故と減収との間に因果関係を認め、事故の影響割合を3分の2として、平成27年3月分から同年11月分までの就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H27.4.21	全部和解成立日	H28.1.28
事故時住所	檜葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	252,111	H27.3~H27.11	※1

小計 252,111

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	252,111
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故前、檜葉町(避難指示解除準備区域)の自宅に居住し、富岡町(帰還困難区域)所在の会社に勤務していたところ、原発事故によって避難及び退職を余儀なくされ、その後再就職をしたものの減収が生じたとして〔預金通帳、平成22年分の源泉徴収票、給与支給明細書〕、平成27年3月以降の就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、減収と原発事故との間に相当因果関係がないことを主張して争った。パネルは、申立人が避難先において就職活動を行ったものの、前職を活かせる求人に応募しても申立人の年齢等から採用に至らなかったこと、平成26年5月以降、申立人が前職と業務内容を同じくする職場への再就職を諦め、業務内容を異にする職場に2度にわたって再就職をしたものの、原発事故前と同水準の待遇の仕事を見つけるには至らなかったこと等の一切の事情を考慮し、減収と原発事故との間に相当因果関係を認めたが、原発事故から4年余りが経過していること等に鑑み、平成27年3月から和解案提示の月である同年11月まで、原発事故の影響割合を3分の2として就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等によりその就労が不能となった場合には、給与等の減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従っ

た和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1164-1		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人らのうち、 ① 自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人らの自宅土地建物について、同申立人らが事実上自宅に居住できなかったとして、特定避難勧奨地点の設定期間を踏まえた一定の価値減少を認め、財物損害が賠償された事例(1164-1)		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)オ(ア)	

2 基本情報

申立日	H26.6.27	全部和解成立日	H27.4.17
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	9,514,096		※1
全部和解	財物損害	建物	63,947,202		※1
全部和解	精神的損害	基本部分	3,100,000	H23.3~H26.12	※3
小計			76,561,298		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,100,000	H23.3~H26.12	※3
全部和解	精神的損害	増額分	1,140,000	H23.3~H26.12	※3
小計			4,240,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,100,000	H23.3~H26.12	※3
小計			3,100,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,100,000	H23.3~H26.12	※3
小計			3,100,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	5,050,000		※2
全部和解	精神的損害	増額分	2,760,000	H23.3～H26.12	※3
全部和解	精神的損害	その他	100,000	H23.3～H26.12	※3
小計			7,910,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	94,911,298
	弁護士費用	2,847,339
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人らは、その住居が特定避難勧奨地点に指定されて避難を余儀なくされたこと、申立人らが居住していた建物及びその周囲において、避難指示区域内と遜色ない放射線量が存在していたこと、近隣に汚染土の仮置場が設置され中間貯蔵施設に搬入されるまで長期に及ぶ見込みであること、農地や山林の除染がされておらず除染が不十分であること等から、その自宅土地建物について財物損害が発生し、全損と評価されるべきと主張した〔名寄証明書、写真等〕。東京電力は、特定避難勧奨地点内での行動は制限されておらず管理は可能であること、申立人らの自宅土地建物の価値が現実に喪失又は減少したと評価できないこと、申立人らの居住地の放射線量は健康被害を及ぼさない程度のものであり、除染も可能であること等を主張して争った。パネルは、特定避難勧奨地点が原発事故発生から1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される空間線量率が続いている地点であり、政府が住居単位で設定した上、そこに居住する住民に対する注意喚起、自主避難の支援・促進を行うことを表明した地点であり、同地点からの避難は合理的な行動として、原発事故により余儀なくされたものと中間指針上評価されていること、自主避難を促進され現に避難をしている申立人らに、自宅土地建物の管理を要求するのは困難であることから、財物損害の発生を認め、申立人らの住居の除染作業が平成25年に入ってようやく実施されていること、申立人らの住居の特定避難勧奨地点の設定期間が田村市の避難指示期間より長期に及んでいることや申立人らの現実の避難経過等を考慮して、申立人らの自宅土地建物の原発事故時の時価の6割を損害とする和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅰは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められるとし、中間指針第二次追補第2の4Ⅱは、居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物損害については、避難指示解除までの期間等を考慮して、原発事故発生直前の価値を基準として原発事故より一定限度減少したものと推認することができるものとしており、特定避難勧奨地点内の不動産についてもこれに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人らは、その住居が特定避難勧奨地点に指定されて避難を余儀なくされたこと、申立人らが居住していた建物及びその周囲において、避難指示区域内と遜色ない放射線量が存在していたこと、近隣に汚染土の仮置場が設置され中間貯蔵施設に搬入されるまで長期に及ぶ見込みで

あること、農地や山林の除染がされておらず除染が不十分であること等から、その自宅内の家財について財物損害が発生し、東京電力が直接請求において居住制限区域及び避難指示解除準備区域内の家財について示した賠償基準相当額が損害額であると主張した。東京電力は、特定避難勧奨地点内での行動は制限されていないこと、申立人らの家財の価値が現実に喪失又は減少したと評価できないこと、申立人らの居住地点の放射線量は健康被害を及ぼさない程度のものであり、除染も可能であること、家財については持ち出しが可能であるなどと主張して争った。パネルは、特定避難勧奨地点が原発事故発生から1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される空間線量率が続いている地点であり、政府が住居単位で設定した上、そこに居住する住民に対する注意喚起、自主避難の支援・促進を行うことを表明した地点であり、同地点からの避難は合理的な行動として、原発事故により余儀なくされたものと中間指針上評価されていること、自主避難を促進され現に避難をしている申立人らに、自宅内の家財の管理を要求するのは困難であること、避難指示区域と同等の線量の住居に所在する家財を持ち出すことの忌避感、先行きが不透明な中で全ての家財を持ち出すことは現実的でなく、避難先の多くは原発事故時の住居より狭いため持ち出せる家財にも限界があること等から財物損害の発生を認め、申立人らの住居の除染作業が平成25年に入ってようやく実施されていること、申立人らの住居の特定避難勧奨地点の設定期間が田村市の避難指示期間より長期に及んでいること及び申立人らの現実の避難経過等を考慮して、申立人らの主張する損害額を和解案として提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められるとし、平成24年7月24日付け東京電力プレスリリースは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域内の家財について、世帯人数・家族構成ごとに定額の賠償基準を提案しているところ、特定避難勧奨地点内の家財についてもこれに準じた和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第二次追補第2の1、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは特定避難勧奨地点からの避難者であり、和解案提示段階において特定避難勧奨地点が解除されていなかったため、中間指針第二次追補第2の1（3）に基づく和解案提示月までの第3期の精神的損害（毎月10万円の基本部分）、申立人Bが申立外の義父を介護していたことによる精神的損害（平成23年3月から義父が死亡した平成26年4月までの毎月3万円の増額分）、申立人Aとその他の申立人らが世帯分離をして避難したことによる精神的損害（平成23年3月から平成26年12月までの毎月6万円の世帯全体の増額分）、ペットを喪失したことによる精神的損害（10万円）の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1164-2		
事案の概要	<p>旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人らのうち、 ②自宅は特定避難勧奨地点に指定されなかったが、隣地及びはす向かいの世帯が特定避難勧奨地点に指定された申立人世帯(事故時は妊婦及び子ども4名を含む)の自宅土地建物及び家財について、同世帯の家族構成、生活状況や自宅周辺の状況等に照らし、避難をしたことは合理的であり、自宅土地建物については時価相当額の少なくとも20%の財物価値が減少し、家財については東京電力の本賠償における居住制限区域等の基準額の少なくとも半額の財物価値が減少したとの和解案が提示されたところ、東京電力から、建物及び家財に対し申立人らから提出された資料に基づいて本件事故との因果関係のある個別具体的な損害を現実に確認できたとして上記和解案を受諾する旨回答がされた事例(和解案提示理由書あり。掲載番号36)(1164-2)</p>		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)オ(ア)	

2 基本情報

申立日	H26.6.27	全部和解成立日	H28.1.4
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	9	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	486,789		※1
全部和解	財物損害	建物	3,020,047		※1
一部和解	精神的損害	基本部分	2,800,000	H23.3~H26.12	※3
小計			6,306,836		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	2,800,000	H23.3~H26.12	※3
一部和解	精神的損害	増額分	540,000	H23.3~H26.12	※3
小計			3,340,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	2,800,000	H23.3~H26.12	※3
小計			2,800,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	2,800,000	H23.3～H26.12	※3
一部和解	精神的損害	増額分	2,760,000	H23.3～H26.12	※3

小計 5,560,000

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	2,800,000	H23.3～H26.12	※3

小計 2,800,000

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	2,800,000	H23.3～H26.12	※3

小計 2,800,000

申立人G

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	2,800,000	H23.3～H26.12	※3

小計 2,800,000

申立人H

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	2,800,000	H23.3～H26.12	※3

小計 2,800,000

申立人I

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	2,800,000	H23.3～H26.12	※3

小計 2,800,000

申立人A、B、C、D、E、F、G、H、I共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	3,275,000		※2
一部和解	精神的損害	増額分	2,760,000	H23.3～H26.12	※3

小計 6,035,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	38,041,836
	弁護士費用	1,141,256
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人らは、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、自宅は特定避難勧奨地点に指

定されなかったが、隣地及びはす向かいの世帯が特定避難勧奨地点に指定されたところ、原発事故により避難を余儀なくされ自宅に居住できなくなったこと、申立人らが居住していた建物及びその周囲において、避難指示区域内と遜色ない放射線量が存在していたこと、近隣に汚染土の仮置場が設置され中間貯蔵施設に搬入されるまで長期に及ぶ見込みであること、農地や山林の除染がされておらず除染が不十分であること等から、その自宅土地建物について財物損害が発生し、全損と評価されるべきと主張した〔名寄証明書及び写真等〕。東京電力は、申立人らの住居は特定避難勧奨地点にも指定されておらず、申立人らが避難したのは申立人ら自身の判断によるものであって自宅土地建物の管理は可能であること、申立人らの自宅土地建物の価値が現実には喪失又は減少したと評価できないこと、申立人らの居住地点の放射線量は健康被害を及ぼさない程度のものであり、除染も可能であることを主張して争った。パネルは、緊急時避難準備区域が、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備をすることが求められ、引き続き自主避難をすること及び特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らないこと等が求められる区域であり、同区域からの避難は事故により余儀なくされたものと中間指針上評価されていること、自主避難を求められ現に避難をしている申立人らに、自宅土地建物の管理を要求するのは困難であること、そして、原発事故時に妊婦及び4人の子供を含む申立人らの家族構成や生活状況、隣地及びはす向かいの世帯が特定避難勧奨地点に設定され、申立人らの自宅土地と元は一筆の土地でもあったことや申立人の自宅土地が特定避難勧奨地点の設定された隣地やはす向かいの土地と同程度の放射線量であったこと等の自宅周辺の状態に照らし、申立人らの避難と、隣地及びはす向かいの世帯の避難との間に根本的な差異はなく、申立人らの現実の避難経過等を考慮して、自宅土地建物については、時価相当額の少なくとも2割の財物価値が減少したとの和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅰは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実には価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められるとし、中間指針第二次追補第2の4Ⅱは、居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物損害については、避難指示解除までの期間等を考慮して、原発事故発生直前の価値を基準として原発事故より一定限度減少したものと推認することができるとしており、特定避難勧奨地点内の隣地に居住する申立人らの不動産についてもこれに準じた和解案が提示されたものである。ただし、東京電力は、申立人らに上記規定を準用して損害額を推認することを拒否し、申立人らも具体的な損害額を積み上げることに同意したため、申立人らが個別具体的な主張・立証〔領収書及び見積書等〕を行い、受諾に至った。

※2 中間指針第3の10

申立人らは、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自宅は特定避難勧奨地点に指定されなかったが、隣地及びはす向かいの世帯が特定避難勧奨地点に指定されたところ、原発事故により避難を余儀なくされ自宅に居住できなくなったこと、申立人らが居住していた建物及びその周囲において、避難指示区域内と遜色ない放射線量が存在していたこと、近隣に汚染土の仮置場が設置され中間貯蔵施設に搬入されるまで長期に及ぶ見込みであること、農地や山林の除染がされておらず除染が不十分であること等から、その自宅内の家財について財物損害が発生し、東京電力が直接請求において居住制限区域及び避難指示解除準備区域内の家財について示した賠償基準（以下「直接請求基準」という。）相当額が損害額であると主張した。東京電力は、申立人らの住居は特定避難勧奨地点にも指定されておらず、申立人らが避難したのは申立人ら自身の判断によるものであって自宅土地の建物の管理は可能であること、申立人らの自宅土

地建物の価値が現実に喪失又は減少したと評価できないこと、申立人らの居住地点の放射線量は健康被害を及ぼさない程度のものであり、除染も可能であること、家財については持ち出しも可能であることを主張して争った。パネルは、緊急時避難準備区域が、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備をすることが求められ、引き続き自主避難をすること及び特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らないこと等が求められる区域であり、同区域からの避難は原発事故により余儀なくされたものと中間指針上評価されていること、自主避難を求められ現に避難をしている申立人らに、自宅内の家財の管理を要求するのは困難であること、そして、原発事故時に妊婦及び4人の子供を含む申立人らの家族構成や生活状況、隣地及びはす向かいの世帯が特定避難勧奨地点に設定され、申立人の自宅土地と元は一筆の土地であったことや申立人の自宅土地が特定避難勧奨地点の設定された隣地やはす向かいの土地と同程度の放射線量であったこと等の自宅周辺の状況に照らし、申立人らの避難と隣地及びはす向かいの世帯の避難との間に根本的な差異はなく、申立人らの現実の避難経過等を考慮して、申立人らの自宅家財について直接請求基準の半額を損害とする和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められるとし、平成24年7月24日付け東京電力プレスリリースは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域内の家財について、世帯人数・家族構成ごとに定額の賠償基準を提案しているところ、特定避難勧奨地点内の隣地に居住する申立人らの家財についてもこれに準じた和解案が提示されたものである。ただし、東京電力は、申立人らに上記規定を準用して損害額を推認することを拒否し、申立人らも具体的な損害額を積み上げることに同意したため、申立人らが個別具体的な主張・立証〔陳述書及び写真等〕を行い、受諾に至った。

※3 中間指針第二次追補第2の1、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは緊急時避難準備区域からの避難者であるが、隣地及びはす向かいの世帯が特定避難勧奨地点に指定され、和解案提示段階において同地点が解除されていなかったこと、世帯内に子供が5名もいること、同様の先例があること（和解案提示理由書23、26、27、28参照）等から、特定避難勧奨地点についての中間指針第二次追補第2の1（3）に準じて、和解案の提示月である平成26年12月までの精神的損害（毎月10万円の基本部分）、申立人Bが持病をかかえ避難したことによる精神的損害（平成23年3月から平成24年8月までの毎月3万円の増額分）、申立人Dが原発事故時において妊娠しており、2人の乳幼児（原発事故後に出生した子を含む。）と3人の未成年の子供の世話をしながら避難をしたことによる精神的損害（平成23年3月から平成26年12月まで毎月6万円の増額分）、申立人A及びBとその他の申立人らが世帯分離をして避難したことによる精神的損害（平成23年3月から平成26年12月まで毎月6万円の世帯全体の増額分）の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1165		
事案の概要	旧避難指示解除準備区域(葛尾村)の自宅から避難した申立人ら(事故時59歳の息子と93歳の母親)のうち、平成26年12月に避難先でマンションを購入し平成27年11月頃までに転居した申立人息子について、平成27年6月から同年8月までの自宅の掃除や除染の打合せ等の目的による一時立入費用(交通費、宿泊費用等)及び日常生活阻害慰謝料が賠償されたほか、上記マンション購入後も介護上の理由により避難先である申立外の娘夫婦宅で生活している申立人母について、平成27年6月から同年8月までの生活費増加分(宿泊実費等)及び日常生活阻害慰謝料等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の5(2)	第1の8(2)ウ(ア)

2 基本情報

申立日	H27.11.6	全部和解成立日	H28.2.3
事故時住所	葛尾村		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	一時立入費用	交通費	34,260	H27.6～H27.8	※1
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	13,500	H27.6～H27.8	※1
全部和解	一時立入費用	その他	36,000	H27.6～H27.8	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	300,000	H27.6～H27.8	※2

小計 383,760

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	90,000	H27.6～H27.8	※3
全部和解	避難費用	食費増加費用	5,200	H27.6～H27.8	※3
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	30,000	H27.6～H27.8	※4
全部和解	精神的損害	基本部分	300,000	H27.6～H27.8	※5
全部和解	精神的損害	増額分	150,000	H27.6～H27.8	※5

小計 575,200

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	958,960
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の3

申立人Aは、自宅の除染の打ち合わせや掃除のための一時立入費用として、平成27年6月から同年8月までの期間の交通費、宿泊費、駐車場代の賠償を請求した。東京電力は、申立人Aは平成26年12月に東京都内にマンションを購入し、遅くとも平成27年6月には同マンションに転居しているため、それ以降の費用の請求は認められないと主張して争った。パネルは、Aが本件マンションを購入した後も同年11月頃まではAの生活の本拠は郡山市にあり、同年6月の時点では転居は完了していないとして、同月から同年8月までの期間について、一時立入りの際の交通費、宿泊費、駐車場代の実費の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の3は、避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費等は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6

原発事故による避難生活に対する日常生活阻害慰謝料として、月額10万円の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人Bは、原発事故時90歳代の高齢であり、かつ股関節機能に障害があつて寝たきりに近い状態であり〔身体障害者手帳、介護保険被保険者証〕、申立外のBの娘宅に避難せざるを得なかったとして、平成27年6月から同年8月までの期間のBの娘宅への宿泊謝礼及び避難先におけるデイサービスでの食事代と自宅におけるデイサービスの食事代の差額の賠償を請求した。東京電力は、原発事故時Bと同居していたBの息子であるAが平成26年12月に東京都内にマンションを購入しているため、Bは同マンションに転居可能であり、娘宅に留まり続けたのはB自身の判断によるものにすぎず、平成27年6月の時点において避難は終了しているとして、争った。パネルは、原発事故後避難先での申立人Bの体調及び娘による介護状況等からすると、Aがマンションを購入した後もBが娘のマンションに留まり続けたことには合理的な理由があるものとし、同月以降も避難継続を認め、同月から同年8月までの期間の宿泊謝礼及び食事代の差額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I②及び同③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等及び避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の5

原発事故による避難生活により高血圧症が悪化したことを理由に、通院慰謝料の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、原発事故時90歳代の高齢であり、かつ股関節機能に障害があつて寝たきりに近い状態であり〔身体障害者手帳、介護保険被保険者証〕、通常の避難者に比べて特に避難による精神的な苦痛が大きいとして、平成27年6月から同年8月までの期間の日常生活阻害慰謝料（増額分を含む。）の賠償を請求した。東京電力は、原発事故時Bと同居していたBの息子であるAが平成26年12月に東京都内にマンションを購入しているため、Bは同マンションに転居可能であり、娘宅に留まり続けたのはB自身の判断によるものにすぎず、平成27年6月の時点において避難は終了しているとして主張して争った。パネルは、原発事故後避難先での申立人Bの体調及び娘による介護状況等からすると、Aがマンションを購入した後もBが娘のマンション

に留まり続けたことには合理的な理由があるものとし、同月以降も避難継続を認め、同月から同年8月までの期間、日常生活阻害慰謝料として月額15万円（うち増額分は月額5万円）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1166		
事案の概要	自己が居住する地域(浪江町)に避難指示が出されたため、津波にさらわれた両親を捜索できずに避難を余儀なくされた申立人について、行方不明の両親の安否確認等のため安否不明者に関する情報掲示場所等に通った際の交通費の増加分が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H27.8.14	全部和解成立日	H28.2.15
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	282,952	H23.4～H23.7	※1

小計 282,952

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	282,952
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人は、避難指示区域(浪江町)に居住していたところ、同居していた両親が津波にさらわれ行方不明となったが、避難指示により、いわき市内の借上げ住宅における避難生活を余儀なくされたため、両親の安否を確認するために二本松市の安否不明者に関する情報掲示場所等に通う際の交通費が発生〔手帳〕したとして、その賠償を求めた。東京電力は、事情により、実費相当額について支払を検討すると回答した。パネルは、申立人の主張に合理性があると判断し、申立人が避難したことにより増加した交通費実費(ガソリン代等)合計28万2952円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1167		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)において私立保育園を経営していた申立人について、原発事故による避難により入所児童が減少した結果、保育園を移転せざるを得なくなったとして、移転に伴う設備の解体費用及び移転費用並びに平成25年1月分から平成26年12月分までの逸失利益(原発事故の影響割合は、平成25年は7割、平成26年は6割)が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア	第6の2	

2 基本情報

申立日	H27.5.8	全部和解成立日	H28.2.17
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		5,563,505	H25.1～H26.12	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	940,000	H25.1～H26.12	※2
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	1,243,870	H25.1～H26.12	※2
小計			7,747,375		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,747,375
	弁護士費用	232,422
	手続内で処理された既払金合計額	2,408,541

※1 中間指針第7の4

申立人は、福島市で私立保育園を経営していたところ、同園が所在する地区で高い放射線量が検出されたこと等から入園者数が減少したため、同市内の別地域へ保育園を移転させたが、入園者数は原発事故前と同程度まで至らず減収が生じたとして、平成23年3月から平成26年12月までの逸失利益の賠償を求めた〔確定申告書、在籍児童数月別推移〕。東京電力は、移転前の保育園の周辺には原発事故後も運営を継続する保育園施設があること等を理由に相当因果関係を争った。パネルは、原発事故以降、入園者数の減少が顕著であること等を理由に、減収と原発事故との相当因果関係を認めた上で、立証の程度や移転前の周辺地域の他の保育園の運営状況等を踏まえ、原発事故の影響割合について、平成25年1月から同年12月までを7割、平成26年1月から同年12月までを6割として損害額を算定し、そこから直接請求手続での既払金額を控除した金額の賠償を認める和解案を提示した(なお、平成23年3月から平成24年12月までについては、直接請求手続での既払金額を超える損害額の認定ができなかったため、和解案の対象外とした。)

中間指針第7の4 I ①は、サービス業において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の4

申立人は、福島市で私立保育園を経営していたところ、同園が所在する地区で高い放射線量が検出されたこと等から入園者数が減少したため、同市内の別地域へ保育園を移転させ、その際、移転元施設の解体及び移転先施設への営業資産の移動等を強いられたとして、移転元施設に係る建物及び借地権の財物損害、解体費用並びに移転費用の賠償を求めた〔領収書〕。東京電力は、移転元施設の所在地が避難等対象区域でないこと等を理由に争った。パネルは、東京電力の主張等も踏まえて財物損害は和解の対象外としたが、移転元施設の解体費用及び移転費用のうち移転作業の委託費用については必要性を肯定して申立人の請求額全額を認め、移転に際して新たに購入した財物の購入費用については資産性等を考慮して原発事故の影響割合を6割として算定した金額の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第7の4 I ①に従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6）

福島市で私立保育園を経営していた申立人は、原発事故により従前と同様の保育園経営ができず、精神的苦痛を被ったとして精神的損害の賠償を求めたが、東京電力は、直接請求手続で賠償済みであること等を理由に争い、パネルは、和解の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1168		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)から関東地方に避難している申立人家族について、ホールボディカウンター検査を受けるため、平成27年10月に郡山市に行った際の交通費の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)エ		

2 基本情報

申立日	H27.10.23	全部和解成立日	H28.3.8
事故時住所	郡山市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	32,600	H27.4～H27.11	※1

小計 32,600

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	32,600
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

申立人らは県外に避難していたところ、特に申立人C(原発事故当時未成年)において甲状腺ののう胞が見つかり放射線被曝や健康に不安を感じたこと、福島県から甲状腺検査を受けるよう通知が来たことから、平成27年10月に避難元の郡山市でホールボディカウンター検査を受け、その際に支出した際の交通費について賠償を求めた〔検査結果〕。東京電力は、原発事故から相当期間が経過しており因果関係はなく、また郡山市まで戻ってホールボディカウンター検査を受けたことは自主的判断であると主張して争った。パネルはホールボディカウンター検査を受ける必要性及び合理性を認め、請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第一次追補第2、中間指針

第二次追補第3)

申立人は、避難費用や生活費増加費用等について平成27年4月以降に発生した損害の賠償を求めた。東京電力は、避難の合理性は認められないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1169		
事案の概要	居住制限区域(富岡町)から避難した申立人の就労不能損害について、避難の結果職場が遠方になったことによる通勤費の増額分や、避難により体調不良となった家族の通院付添いに伴う減収分が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ア)	第1の10(2)イ	

2 基本情報

申立日	H27.8.14	全部和解成立日	H28.3.11
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	追加的費用	429,950	H27.3～H27.7	※1
全部和解	就労不能損害	減収分	966,568	H24.4～H27.7	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	250,448	H24.6～H27.7	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	273,600	H27.8	※2
小計			1,920,566		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,596,000	H23.3～H27.7	※3
小計			1,596,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,516,566
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

居住制限区域(富岡町)から避難した申立人Aは、避難により職場が遠方になったとして通勤費の増額分や、避難により体調不良となった申立人B(追加申立て)の通院付添いに伴い仕事を休まざるを得ず収入が減少したとして減収分の賠償を請求した〔給与支給明細書、出勤簿〕。東京電力は、通勤費の増額分については認め、通院付添いのための減収分については、出勤簿が第三者である会社が正式に作成したものではないことや、出勤簿に書かれた欠勤理由として病院付添以外の理由の記載があること等の理由から割合的解決が妥当であると主張した。パネルは、

通勤費の増額分については、当事者間に争いがなかったため請求どおりの賠償額とし、通院付添いのための減収分については、休業損害を賠償する趣旨で、有給休暇・欠勤のうち通院付添いをした日（家事都合又は自宅付添いのための休暇日は除く。）について、年度ごとに平均日給に基づき算定した日数分の賠償を認めた。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

居住制限区域（富岡町）から避難した申立人Aが、原発事故による避難に伴い、自家用車のオイルやタイヤ交換費用が増加したこと〔納品書請求書、領収証〕及び過走行による車両減価損害が発生したことに対し、賠償を請求した。東京電力は、オイル及びタイヤ交換費用については、自家用車を使用する場合の通勤交通費増加費用に含まれていると主張し、車両減価損害については、原発事故の影響割合を100%とすることは相当ではないと主張して争った。パネルは、オイル及びタイヤ交換費用については領収証で確認できる範囲で賠償を認め、車両減価損害については、査定書〔カーチェックシート〕から、過走行原価額を45万6000円と評価し、影響割合を6割として賠償を認めた。

中間指針第3の2 I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

居住制限区域（富岡町）から避難した申立人らは、避難により体調不良となった申立人Bの看病や介護のために通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいとして精神的損害の増額の賠償を請求した。東京電力は、直接請求手続で通院慰謝料を支払済みであり、増額の割合は通常よりも低い割合とすることが相当であると主張した。パネルは、通院付添い等の事情を考慮し、原発事故から通院付添いのための休業の事情が確認できる平成27年7月まで、申立人ら2名分の損害として、日常生活阻害慰謝料の3割増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあるという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1170		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)で水産業者から委託を受けて水産物の運送業を営む申立人が、原発事故により県内の漁港が操業を停止したために取引先の水産業者からの委託がなくなり、休業せざるを得なくなったために生じた逸失利益の賠償を求めた事案について、申立人は30年以上同じ水産業者とのみ取引を行っていたこと、原発事故後の浜通りにおいて新たな取引先を個人で開拓することは困難であること、県内の漁港はいまだ試験操業中であり、水揚高は事故前の水準に回復していないこと等の事情を考慮して、原発事故の影響割合を6割として、平成27年4月分から同年9月分までの逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H27.8.28	全部和解成立日	H28.3.14
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		439,200	H27.4～H27.9	※1
小計			439,200		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	439,200
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、いわき市において、魚類等の運送業を営んでいたところ、原発事故による風評被害等により、原発事故前に運送の委託を受けていた会社に損害が生じ、これにより運送の委託を受けられなくなったため、売上高が減少したとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、魚類等の運送業については取引に代替性があること等を主張して争った。パネルは、申立人が30年以上同じ水産業者とのみ取引を行っていたこと、原発事故後の浜通りにおいて新たな取引先を個人で開拓することは困難であること、県内の漁港はいまだ試験操業中であり、水揚高は事故前の水準に回復していないこと等の事情を考慮して、第一次被害者である上記取引先会社に原発事故による損害が発生したこと及び取引の代替性がなかったことを認定し、申立人の売上高の減少と原発事故との間に相当因果関係があると判断した上で、平成27年4月から同年9月までの営業損害(逸失利益)について、原発事故から相当期間が経過していること等を踏まえ、原発事故の影響割合を6割として算定した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第 8 II ①は、間接被害を受けた者の事業の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係が認められるとしており、事業の性質上、その販売先が地域的に限られる事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたものの賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1171		
事案の概要	自主的避難等対象区域外である宮城県伊具郡丸森町筆甫地区から避難した申立人らについて、自宅周辺が高線量であること等を考慮して、平成26年12月分までの避難費用等が、自主的避難等対象区域と同水準で賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(1)		

2 基本情報

申立日	H27.7.6	全部和解成立日	H28.3.16
事故時住所	宮城県伊具郡丸森町		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	通勤費増加分	995,720	H24.1～H26.12	※1

小計 995,720

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	線量計購入費	100,000	H23.4	※2
全部和解	生活費増加費用	住居費	1,908,000	H24.1～H26.12	※1
全部和解	避難雑費		1,392,000	H24.1～H26.12	※1

小計 3,400,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,395,720
	弁護士費用	131,872
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、原発事故当時、宮城県丸森町筆甫地区に居住していたところ、自主避難の実行により負担した生活費増加費用等について、平成24年1月から平成26年12月までの期間の賠償を求めた。東京電力は、原発事故による放射能が身体に与える影響等について一般的に不安を抱く状況は、丸森町については遅くとも平成23年8月には終了しているなどとして申立人の請求を争った。パネルは、丸森町筆甫地区が福島県外であるものの東西南の三方において自主的避難等対象区域に指定された福島県内の市町村と接しているという地理的状況や、申立人ら

の自宅の線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上あること等を考慮し、生活費増加費用及び避難雑費の賠償を、申立人が請求した平成26年12月まで認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとし、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認められるとしており、さらに、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これらに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

被曝回避等の判断のために必要な費用として、線量計の購入費用について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1172		
事案の概要	宮城県で飼料販売業等を営む申立会社について、取引先の多くが相双地域に所在し原発事故の影響により廃業または休業したこと、新たに別の地域の取引先を開拓することも困難であること等の事情を考慮し、原発事故の影響割合を7割として、平成26年12月分までの営業損害の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H27.3.18	全部和解成立日	H28.3.17
事故時住所	宮城県亘理郡		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		23,840,098	H26.1～H26.12	※1

小計 23,840,098

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	23,840,098
	弁護士費用	715,203
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、宮城県で飼料販売業等を営んでいたところ、販売先の多くが相双地域に所在しており、同販売先が原発事故により廃業又は休業したため申立人の売上高も減少したとして、平成26年1月から同年12月までの逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人の平成25年度の売上高における新規取引先の売上高が全体の4割以上を占めるまでに回復していることから取引に代替性があること、また、請求期間における既存取引先の売上高が前年比で減少傾向にありその理由も明らかではないこと等から、原発事故の影響割合は2割を上限とすべきであると主張して争った。パネルは、申立人の営む飼料販売事業は、少数の同業者の寡占状態にあるところ同業者間の競争が激しく、取引先の入れ替わりはあっても新規の顧客として完全に定着するわけではなく年度によって増減があることから、取引に代替性があるとは認められないとし、また、申立人の売上高の減少は販売先が多く所在した相双地域の売上高の減少が大きな要因であるとして、原発事故の影響割合を7割とする和解案を提示した。

中間指針第8は、原発事故により第一次被害が生じたことにより、第一次被害を受けた者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害を間接被害とし、間接被害を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と

認められるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1173		
事案の概要	申立人が所有する居住制限区域(富岡町)の土地の財物損害について、登記上の地目は原野となっていたが、当該土地の立地状況(市街化区域内で公道に面していること等)や、原発事故当時は仲介業者を通じて宅地として売出し中であり売却が決まれば宅地として整備予定であったこと、仲介業者に対して購入希望者からの問い合わせもあったこと等の事情を考慮して、売出し価格等を踏まえて賠償額が算定された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H27.6.16	全部和解成立日	H28.3.19
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	220,000	H23.3~H23.10	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	92,000		※1
全部和解	財物損害	土地	3,190,000		※2
小計			3,502,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,502,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について) 避難のために負担した交通費及び避難先で購入した生活用品等の生活費増加費用について賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、自身が富岡町に所有する土地について、登記上の地目は原野であるものの、宅地相当額にて売出し広告を出していたことから宅地としての賠償を求めた。東京電力は、登記簿上、課税上、現況上のいずれも宅地ではないことから宅地としての賠償は困難であるとしてこれを争った。パネルは、当該土地の立地状況(市街化区域内で公道に面していること等)や、原発事故当時は仲介業者を通じて売出し中であり、売却が決まれば宅地として整備予定であり、それを前提とした価格設定がされていたこと、実際に仲介業者に対して購入希望者からの問い合わせもあったこと等の事情を考慮し、売出し価格等を踏まえて宅地並みの賠償額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱ②は、財物が対象区域内にあり、財物の種類、性質及び取引態様等から、

平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分が賠償すべき損害としており、また、中間指針第3の10備考5は、損害の基準となる財物の価値は、原則として、原発事故発生時点における財物の時価に相当する額とすべきであるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1174		
事案の概要	自主的避難等対象区域(安達郡大玉村)から山形県に自主的避難を実行した申立人らについて、平成27年3月分までの避難費用、生活費増加分、就労不能損害等の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)キ
	第10の2(3)ク		

2 基本情報

申立日	H27.10.23	全部和解成立日	H28.3.22
事故時住所	大玉村		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	通勤費増加分	907,998	H23.10~H27.3	※2
小計			947,998		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	976,574	H23.10~H24.3	※2
小計			1,016,574		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	20,800	H23.7、H23.9	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	208,000	H23.6～H23.9	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	125,136	H23.8～H27.1	※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	60,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	41,600	H23.8	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	60,000	H23.7～H23.9	※2
全部和解	避難雑費		1,420,000	H24.1～H27.3	※2
小計			1,935,536		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,100,108
	弁護士費用	123,003
	手続内で処理された既払金合計額	760,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2Ⅲに基づく賠償分8万円(18歳以下の子供(C)については40万円であり、本和解外で東京電力により支払済みである。)のうち、4万円(18歳以下の子(C)については20万円である。)を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、申立人ら(当初、B(母)及びC(子)のみが避難した後、A(父)も避難し、避難先でD(子)が誕生した。)が大玉村から自主的避難を実行したために負担した、移動交通費、引越費用、一時帰宅費用、家財道具購入費〔写真〕、面会交通費、二重生活に基づく生活費増加費用、避難雑費(Bが妊婦であった期間分及び避難開始後に出生したDの分を含む〔母子健康手帳〕)、Aの通勤費増加分〔賃金支給明細書〕及びBの避難に基づく就労不能損害〔平成22年及び平成23年分源泉徴収票〕を請求した。東京電力は、中間指針等に定められた基準に基づく支払金額に含まれており、当該金額を超えて支払うべき事情は見受けられないなどと主張して争った。パネルは、申立人ら及び東京電力の双方から提出された証拠に基づき、合理性及び相当性のある範囲で損害を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1175		
事案の概要	帰還困難区域(富岡町)から避難した申立人について、避難先で就職したアルバイトでの収入額を控除し、平成27年3月分から平成28年2月分までの就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H27.8.11	全部和解成立日	H28.3.30
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	596,976	H27.3~H28.2	※1

小計 596,976

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	596,976
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人B(追加申立て)は、原発事故発生当時、帰還困難区域内の店舗で就労していたが、避難により減収が生じたとして、平成27年3月以降の就労不能損害を請求し、最低でも原発事故前の賃金の6割を賠償すべきと主張した。東京電力は、申立人Bについて客観的に再就職が困難であると認められる特段の事情がないこと及び申立人Bが避難先での就職先を自己都合退職し、その後も就労しない期間が存在するなど、減収に自己判断が介在していることから、減収と原発事故との間に因果関係が存在しないと主張して争った。パネルは、申立人の事故時住所及び勤務先が帰還困難区域にあることから原発事故と減収との間の相当因果関係を認め、請求期間(就労していなかった期間を含む。)について、原発事故前の賃金と避難先でのアルバイトの平均月収〔給与明細等〕との差額の範囲で就労不能損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。なお、申立人Aは申立段階から一貫して申立人Bの就労不能損害のみを請求していたため、申立人A独自の損害は和解案の対象となっていない。

1 事案の概要

公表番号	1176		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(川内村)の職場に勤務していた申立人の就労不能損害について、同職場の営業停止に伴い平成23年3月に退職した後の同年4月の数日間の後片付けの日当や、同年8月に職場の一部営業再開に伴い復職した直後の人員・施設・時間を制限して営業していた同年10月までの間の給料は、原発事故前と同様の安定性・継続性を有する就労による収入とはいえないとして、これらを控除せずに損害額を算定して賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)ウ(エ)	

2 基本情報

申立日	H26.4.30	全部和解成立日	H28.4.1
事故時住所	川内村		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	3,841,740	H23.3～H26.2	※1
全部和解	就労不能損害	追加的費用	336,000	H23.3～H26.2	※1
全部和解	除染費用		210,000	H24.5	※2
小計			4,387,740		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,387,740
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	2,200,380

※1 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、総括基準(営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について)

申立人は、原発事故時、緊急時避難準備区域(川内村)の施設の管理等を行う会社に勤務していたところ、原発事故により同施設が営業停止となり従業員全員が解雇された。申立人は、同施設を復興拠点とするために平成23年8月から稼働を再開し給与収入を得たところ、その一部は「特別の努力」に該当するとして、同月以降及び直接請求で未払いの平成24年6月から平成26年2月までの就労不能損害(減収分及び通勤交通費の増加分)の賠償を求めた。

東京電力は、避難先等における就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであれば、これによって得た給与等は損害額から控除されるべきところ、申立人は解雇後に復職し平成23年8月以降は給与収入を得ており、復職後の勤務先も事業内容も従来と同一であり、職場の業務内容、労働環境等の就労状況は実質的には従前の状況と異なるものではないなど、申立人の就労は従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するというべきであることから、特別の努力には該当せず、これによって得た給与は控除されるべきであるとして、これを争った。

パネルは、①原発事故が収束せず帰村宣言がない平成23年8月に、解雇後に戻らない社員もいる中で避難先から通いながら自発的に稼働を再開するなど、通常の努力を超えて損害発生を防止したと評価できること、②平成23年中は会社も福島県もどうなるかわからなかった時期であり、同年8月から同年10月までは人員の不足、営業時間の短縮、施設は一部再開に留まるという状態で、避難所の片づけなどと並行して稼働を再開しているなど、客観的な事情から申立人の就労が「安定性・継続性」があるとはいえないこと、③同年4月は避難所となった施設の後片付けとして勤務先から日当が支払われたにすぎず、「安定性・継続性」のある就労の対価ではないこと等から、同年4月及び同年8月から同年10月までについて特別の努力を認め、当該期間の収入を控除しないで算定した就労不能損害（減収分）及び平成24年6月から平成26年2月までの就労不能損害（減収分及び通勤交通費の増加分）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めており、中間指針第二次追補第2の3は、就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時的就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しないなどの合理的かつ柔軟な対応が必要であるとしており、また、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）は、就労不能損害の算定期間中に、避難先等における営業・就労によって得た利益や給与等は、原発事故がなくても当該就労が実行されたことが見込まれるとか、当該就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるとか、その給与等の額が多額であったり損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、就労不能損害の損害額から控除しないものとするところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人が避難指示解除後に早期に帰還するために、自主除染目的で購入した高圧洗浄機の購入費用であり、事故時同居者に幼児がいたこと等の事実関係に照らし合理性のある支出であることから、賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	1177		
事案の概要	茨城県内で酒類の製造販売業を営んでいる申立会社の原発事故に伴う風評被害による営業損害について、県外に多く販売していること等の事情を考慮し、売上減少と原発事故との因果関係を認め、平成27年3月分までの逸失利益(影響割合4割)が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H27.8.27	全部和解成立日	H28.4.6
事故時住所	茨城県水戸市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		10,767,220	H26.10~H27.3	※1

小計 10,767,220

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,767,220
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、茨城県内において、酒類の製造販売業を営んでいたところ、原発事故による風評被害によって売上げが減少したとして、逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、本件対象期間においては、茨城県産の農産物関連の風評被害は収束している、申立人の減収割合は事故前と比べて1割程度にしかすぎず、通常の経営変化の中でも十分に起こり得ることから風評被害との相当因果関係があるとは判断できない及び申立人が所属する酒造組合と平成25年10月末日をもって風評被害の終期とすることに合意した等と主張して争った。パネルは、茨城県内で製造された酒類は県外から忌避されている状況にあり、1割の売上減少は茨城県産の食品に関する意識調査と照らせば風評被害がいまだ継続していると考えても不合理ではないなどとして、原発事故と申立人の売上減少との間の相当因果関係を認め、影響割合を4割として逸失利益の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ③ ii は、茨城県産の原材料を用いた食品製造業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、原発事故と相当因果関係のある損害と認めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1178		
事案の概要	避難指示解除準備区域から避難した申立人ら夫婦について、避難生活に伴い申立人夫が人工透析を受けられる時間が短くなったこと、申立人妻が精神疾患を悪化させ入院する頻度が増えるとともに、申立人夫も申立人妻の介護を余儀なくされたこと等の事情を考慮し、日常生活障害慰謝料の増額(申立人夫につき、平成24年3月分まで月額10割、同年4月分から平成28年2月分まで月額6割の増額、申立人妻につき、平成23年4月分まで月額5割、同年5月分から同年11月分まで月額8割、同年12月分から平成28年2月分まで月額4割の増額)が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H27.4.9	全部和解成立日	H28.4.13
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	116,543	H25.9～H25.11、H26.2～H26.4、H26.9～H26.11、H27.3～H27.11	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	40,000	H23.3～H24.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	4,200,000	H23.3～H28.2	※1

小計 4,356,543

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,680,000	H23.3～H28.2	※3

小計 2,680,000

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	80,000	H24.3～H27.1、H27.9	※1

小計 80,000

集計

和解金合計額(弁護士費用除く)	7,116,543
弁護士費用	
手続内で処理された既払金合計額	2,305,000

※1 中間指針第3の2、中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、避難指示解除準備区域の自宅から避難した夫婦であるが、申立人夫は、原発事故前から人工透析を受けていたところ、原発事故による避難後は人工透析を受けられる時間が短くなるとともに、原発事故以前から精神疾患を患っていたところ同事故後に症状が悪化した妻の見守り、通院時の付添いや入院時の見舞い〔通院証明書〕を余儀なくされたことから、生活費増加費用（見舞いの交通費等）及び精神的損害の増額分の賠償を求めた。東京電力は、生活費増加費用については、精神的損害と一括して支払っていること、精神的損害の増額分については、平成26年1月17日付け、同年5月29日付け及び同年11月26日付け各東京電力プレスリリースによる基準に基づいて平成23年3月分から平成27年5月分まで各月2万円の増額分を賠償済みであること等を主張して争った。パネルは、生活費増加費用については、精神的損害と一括して支払っているとの東京電力の主張を容れず、精神的損害の増額については、上記諸事情を斟酌して、平成23年3月分から平成24年3月分まで各月10割、同年4月分から平成28年2月分まで各月6割の各増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した生活費増加費用を賠償すべき損害と認め、また、中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度又は中程度の持病があること、重度又は中程度の持病がある者の介護を恒常的に行ったことという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の3

一時立入費用として、申立人夫の墓参りのための交通費について賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、避難指示解除準備区域の自宅から避難した夫婦であるが、申立人妻は、原発事故後の避難生活で精神疾患を増悪させ〔診断書〕、入退院を繰り返すようになった〔入院証明書〕ことから、精神的損害の増額分の賠償を求めた。東京電力は、精神的損害の増額分については、平成26年1月17日付け、同年5月29日付け及び同年11月26日付け各東京電力プレスリリースによる基準に基づいて平成23年3月分から平成27年5月分まで各月1万円ないし1万5000円の増額分を賠償済みであること等を主張して争った。パネルは、上記事情を斟酌して、平成23年3月分から同年5月分まで各月5割同年6月から同年11月まで各月8割、同年12月から平成28年2月まで各月4割の各増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度又は中程度の持病があることという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1179		
事案の概要	帰還困難区域(富岡町)から避難した申立人の就労不能損害について、年齢や事故前就労の安定性、避難先での就職活動を積極的に行い再就職していること等を考慮し、平成28年1月分まで、事故前からの減収分(影響割合10割)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H27.11.17	全部和解成立日	H28.4.14
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	3,160,399	H27.3~H28.1	※1
小計			3,160,399		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,160,399
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故当時に勤務していた富岡町所在の就労先が帰還困難区域に指定されたことにより解雇され、その後別会社に再就職をしたものの収入が減少したとして、平成27年3月から原発事故当時の就労先での定年退職予定日である平成33年6月まで、事故前賃金との差額の賠償を就労不能損害として求めた。東京電力は、平成27年3月以降の事故前賃金との差額の賠償は、個別のやむを得ない事情がない限り原発事故と相当因果関係がなく、申立人には個別のやむを得ない事情がないと主張して争った。パネルは、申立人の年齢により応募できる求人先が限られていること、事故前の就労先の経営が安定しており事故後も就労する蓋然性が高かったこと、申立人は避難先で就職活動を積極的に行い実際に再就職していること等の事情を考慮し、平成27年3月分から平成28年1月分まで、事故前賃金からの減収分(影響割合10割)を就労不能損害として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1180		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)に実家(原発事故当時は空き家)があるものの、原発事故時県外に居住していた申立人について、申立人が将来の移住先とする目的で実家の近隣に所有していた帰還困難区域(双葉町)の土地(登記上の地目は田)につき、移住に備えて盛土工事がなされていたこと等を考慮して、宅地価格を参考に損害額を算定して財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H27.5.25	全部和解成立日	H28.4.20
事故時住所	埼玉県さいたま市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	1,304,450		※1
全部和解	財物損害	その他動産	100,000		※2
全部和解	財物損害	墓	640,000		※2
小計			2,044,450		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	一時立入費用	交通費	33,396	H25.11~H27.4	※3
小計			33,396		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,077,846
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	657,750

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人Aは、双葉町(帰還困難区域)の実家近くに所有していた本件土地(登記上の地目は田である。)について、原発事故がなければ宅地として利用する予定で盛土を行っていたこと〔写真・見取図〕、役場の人も了解していること、農地の形状変更申請手続をしていること等〔電話聴取事項報告書〕から、本件土地の財物損害について宅地の評価を基準として算定された金額の賠償を求めた。東京電力は、本件土地について農地から宅地に転用するための許可を受けていないこと、役場の人も転用許可権者ではないこと、形状変更申請から原発事故まで3年が経過しても転用が行われていないこと等から、宅地と同等の価値があったとみることはできないと主張

して争った。パネルは、本件土地について、申立人が原発事故前に盛土をしていたこと、上水敷設が可能であること等を考慮し、通常の田よりも評価を上げることを認めつつ、他方で土留めがされていないこと、宅地とするにはさらに整地が必要であること等を考慮し、宅地である隣地の評価額を参考に、隣地の1㎡当たりの単価の2割を基準として本件土地の財物価値を算定し、財物損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、賠償すべき損害と認め、中間指針第二次追補第2の4Iは、帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、原発事故発生直前の価値を基準として原発事故により全損したものと推認することができるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人Aは、双葉町（帰還困難区域）にある実家の建物内の家財〔写真〕及び仏壇〔写真・葬儀お礼状〕、同じく双葉町にある墓石〔写真・遺産分割協議書〕について、遺産分割によりAが単独で相続したことを前提に、それらの財物について原発事故に伴う財物損害の賠償を求めた。東京電力は、家財については賠償請求権を承継した者が不明であること、仏壇については性質上経年による価値減少があるとは考え難く補修費用のみが賠償の対象になることから賠償は困難であると主張して争い、墓石についても、一般に転売の対象とはならず客観的時価の減少を観念し得ないこと等から墓石の財産的価値が喪失又は減少したとみることはできず、本件においても墓石を修理したり移転した事実がない以上、賠償は困難であると主張して争った。パネルは、Aが祭祀承継者であることを認め、仏壇について取得価格の2割に相当する額、墓石について取得価格の8割に相当する額の賠償を認める和解案を提示したが、家財については賠償額の算定が困難であることから和解案の対象外とした。

中間指針第3の10Iは、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、賠償すべき損害と認めるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の3

原発事故当時居住していた埼玉県から双葉町までの一時立入費用として実費相当額の賠償を認めたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6）

申立人A及びBは、原発事故がなければ平成23年から平成24年までには郷里の双葉町に帰って生活することができたが、原発事故により困難になったと主張して精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの原発事故当時の生活の本拠としての住居は埼玉県にあり、原発事故によって避難を余儀なくされた方とは基礎的な事情が異なると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1181		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から県外に避難して退職を余儀なくされ、避難先で再就職した申立人の就労不能損害について、事故前の仕事は公務員に準ずるものであり安定性の高いものであったこと、帰還できるようになれば復職する可能性があること等の事情を考慮して、平成27年9月分までの減収分(影響割合10割)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H27.9.28	全部和解成立日	H28.4.22
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	576,067	H26.12~H27.9	※1
小計			576,067		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	576,067
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故前、浪江町役場の関連団体に勤務していたところ、避難により退職せざるを得なくなり、避難先で再就職したが減収が生じているとして〔年間賃金台帳、給与支給明細書〕、平成27年3月から同年9月までの期間の就労不能損害60万6565円の賠償を求めた。東京電力は、就労不能損害は原発事故前と同水準の収入が得られる状態まで賠償期間が継続するものではなく、原発事故との相当因果関係が認められる期間が対象となるところ、東京電力は既に十分な賠償金を支払っているのに対し、申立人は就労が困難な事情がないにもかかわらず原発事故前と同等の収入を得るべき積極的な就労活動を行っておらず損害軽減義務を果たしていないなどとして、申立人の請求を否認した。パネルは、東京電力が直接請求で平成26年11月までの就労不能損害を賠償していたことから、同年12月から平成27年9月までの期間の減収について、原発事故前の勤務条件が公務員に準じた安定性の高いものであったこと、避難から間もない時期に再就職して相当程度の収入を得ており損害軽減義務を果たしていると評価できること等を考慮して東京電力の主張を排斥し、影響割合を10割として算定した就労不能損害57万6067円を賠償する和解案を提示した。なお、平成26年12月については再就職先から賞与が支給されているため原発事故前より収入が増えていたことから、和解案における賠償対象期間は請求期間より長い、賠償額は請求額より少なくなった。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等によりその就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害であると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1182		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)に居住し、同町内の会社に勤務していた申立人(原発事故時70歳代前半)について、定年退職の予定がなく、勤務先には80歳代の従業員も勤務していたこと、申立人は健康状態に問題がなく、また、健康である限りは働き続けるつもりであったこと、申立人の年齢からは新たな就職先を見つけることが困難であること等の事情を考慮し、平成26年3月分から同年12月分までの就労不能損害の賠償(平成26年3月から同年7月までの原発事故の影響割合7割、同年8月から同年12月までの原発事故の影響割合5割)が認められた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H27.12.25	全部和解成立日	H28.4.22
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	800,370	H26.3~H26.12	※1
小計			800,370		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	800,370
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故当時、避難等対象区域内に居住し、72歳で就業中であったところ、原発事故により避難し失職し、東京電力の直接請求にて賠償された平成26年2月以降についても就労不能損害が発生しているとして賠償を求めた。東京電力は、同月までの就労不能損害の賠償を行っていること、申立人が就労可能と考えているにもかかわらず求職活動を行っておらず、原発事故後一切の就労をしていないこと及び申立人の年齢から原発事故がなくても雇用が継続されていた蓋然性に疑問があること等の理由から同年3月以降の就労不能損害の賠償を争った。パネルは、定年退職の予定がなく、勤務先には80歳代の従業員も勤務していたこと、申立人の健康状態に問題がなく健康である限り働き続けるつもりであったこと及び申立人の年齢から新たな就職先を見つけることが困難であること等の事情を考慮し、就労不能損害の賠償を認めたが、原発事故当時、申立人が既に70歳を超えており、いつまで就労できたのか定かではないこと等の理由から対象期間を平成26年3月分から同年12月分までとして、同年3月から同年7月までの原発事故の影響割合を7割、同年8月から同年12月までの原発事故の影響割合を5割として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1183		
事案の概要	栃木県北部の観光地で旅館業を営む申立会社について、原発事故の風評被害により、主に関西からのツアー客が減少したとして、平成27年4月分から同年6月分までの減収分につき、原発事故の影響割合を5割として逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の3(2)イ		

2 基本情報

申立日	H27.11.26	全部和解成立日	H28.4.25
事故時住所	栃木県日光市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		3,996,486	H27.4～H27.6	※1
小計			3,996,486		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,996,486
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3

申立人は、栃木県日光市で旅館業を営んでいたところ、原発事故による風評被害の影響で売上高が減少したとして逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人の旅館の存する温泉地そのものの集客力が低下していること、同温泉地の別の有名旅館の集客力が影響していること、原発事故後に新たな旅館が開業していること等を理由に、原発事故の影響割合は1割を超えるものではないと主張して争った。パネルは、旅行代理店の催行するツアーで西日本方面から訪れる宿泊客が多い傾向にあったこと、申込者が一定数に達しない場合はツアーそのものが催行されずキャンセルの影響が大きいこと、ツアー客の減少を受けて、インターネットの集客ツールを利用し個人客の取り込みをしようと企業努力を行っていること等を考慮し、原発事故の影響割合を5割とする和解案を提示した。

中間指針第7の3 Iは、栃木県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が原発事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、原発事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当

因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1184		
事案の概要	静岡県で主に茶栽培用の農機具等の販売業を営む申立人の逸失利益(間接損害)について、平成26年においても静岡県産の茶に対する風評被害が一定程度あると認められること、申立人の事業規模からは新たな取引先の開拓は困難であること、申立人の商圏で茶以外の農機具の販売業へ業態転換することは困難であること等の事情を考慮し、平成26年1月分から同年12月分までの賠償(影響割合4割)が認められた事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H27.11.2	全部和解成立日	H28.4.27
事故時住所	静岡県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		650,170	H26.1～H26.12	※1
小計			650,170		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	650,170
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、静岡県で主に茶栽培用の農機具等の販売業を営んでいたところ、原発事故により静岡県の茶葉農家が廃業し又は耕作面積を縮小したため、平成26年1月から同年12月までの売上げが減少したとして、間接被害の賠償を求めた〔青色申告決算書〕。東京電力は、静岡県の茶葉農家の廃業又は耕作面積の縮小と原発事故の間に相当因果関係は認められず〔静岡県ホームページ〕、仮に相当因果関係が認められたとしても申立人は茶葉農家以外の農家に対して農機具等を販売することが可能であったから非代替性が認められないと主張して間接被害の発生を争った。パネルは、平成26年においても静岡県産の茶に対する風評被害が一定程度あると認められること、申立人の事業規模からは新たな取引先の開拓は困難であること、申立人の商圏で茶以外の農機具の販売業へ業態転換することは困難であること等の事情を考慮し、請求期間を通じて原発事故の影響割合を4割とする和解案を提示した。

中間指針第8Ⅱは、原発事故の第一次被害者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害については、当該間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害として認められるとしているところ、これに従った和解

案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1185		
事案の概要	自主的避難等対象区域で電子部品等の製造販売業を営む申立会社が、取引先の要請に応じて県外に事業所を新設したことにより平成24年3月から平成25年2月までの間に発生した費用について、原発事故の影響割合を3割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H27.11.18	全部和解成立日	H28.5.2
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	1,700,570	H24.3～H25.2	※1

小計 1,700,570

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,700,570
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、自主的避難等対象区域で電子部品等の製造販売業を営んでいたところ、取引先から県外での製造を求められたため新たな事業所を設けざるを得なかったとして、新たな事業所開設にかかる追加的費用〔決算書及び請求書等〕の賠償を求めた。東京電力は、県外製造を求めた取引先は1社だけであるから代替性があること等を理由に、原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、1社とはいえ会社規模等が小さくはない取引先であることから原発事故と新たな事業所開設との相当因果関係を認めた上で、資産の取得が含まれることや立証の程度等を考慮し、請求額の3割の限度で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1186		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)に居住し、同市内の事業所に勤務していたが、原発事故による事業所閉鎖に伴い解雇され、避難先で再就職した申立人(原発事故時60歳代前半)について、元の勤務先において、当初の雇用契約書上は有期雇用とされていたものの期間満了後も継続して雇用されていたこと等の事情を考慮し、就労不能損害として、平成26年3月から申立人の元の勤務先の定年時期である平成27年10月までの減収分(原発事故の影響割合9割)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H27.11.24	全部和解成立日	H28.5.6
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	3,034,656	H26.3～H27.10	※1

小計 3,034,656

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,034,656
	弁護士費用	91,040
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、いわき市に居住し、同市内の事業所(ステンレススクラップの保管、輸出業)に勤務し、原発事故当時60歳台前半であったが、原発事故によって事業所が閉鎖となり解雇されたとして、原発事故後の減収分の賠償を求めた。東京電力は、原発事故前に就労していた勤務先の雇用契約書には終身雇用との記載がないこと、また事業所の閉鎖は原発事故とは関係がないと主張して争った。パネルは、有期雇用の期間満了後も申立人が継続して雇用されてきたこと等の事情や、原発事故後、当該事業所において相当程度の放射線量が確認されたとの申立人の陳述等を考慮し、平成26年3月から申立人の元の勤務先の定年時期である平成27年10月までの減収分(原発事故の影響割合は9割)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、原発事故により営業損害を被った事業者に雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により、その就労が不能となった場合について、かかる勤労者について、給与の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償されるべきであると定めるところ、これに沿った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1187		
事案の概要	茨城県で有機野菜の栽培・販売業を営む申立人の営業損害について、原発事故の影響により販売先との取引が停止・減少し、その後も取引が再開していない販売先もあること等の事情から、販売先に対する売上減少分について、事故の影響割合を8割として平成26年11月分までの風評被害による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H27.9.18	全部和解成立日	H28.5.9
事故時住所	茨城県石岡市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		823,588	H26.2～H26.11	※1
全部和解	風評被害・逸失利益		425,159	H23.3～H26.12	※1
小計			1,248,747		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,248,747
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、茨城県石岡市で野菜の有機農業を営み、個人宅への宅配販売や個人商店、生協等に出荷・販売していたところ、原発事故により売上げが減少したとして、宅配事業や各販売先ごとの売上減少額を合算した損害額を請求した。東京電力は、統計上、茨城県産野菜の価格は遅くとも平成25年には原発事故前の水準に戻っており、平成26年には茨城県の農作物に対する風評被害は認められないなどとして争った。パネルは、申立人が原発事故前から有機農業を営んでいたことはチラシ等の証拠上明らかであり、現に販売先のいくつかについては取扱い休止状態が続いている〔電話聴取書〕ことから、平成26年1月分まで賠償済みの販売先と、原発事故以降賠償のされていない販売先とに分けた上で、販売先毎の売上減少額を計算し〔申立人作成による仕入記録表、申立人利用の宅配業者による各月の配送料請求金額一覧表、直売所の運営母体作成による業者別集計表〕、平成26年1月分まで賠償済みの販売先に係る逸失利益については平成26年2月分以降の影響割合を8割、原発事故以降賠償のされていない販売先に係る逸失利益については平成25年分までの影響割合を10割、平成26年分の影響割合を8割として損害額を算定した和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、茨城県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1188		
事案の概要	旧避難指示解除準備区域(檜葉町)から避難した申立外の亡母が、慢性心不全等の持病を有し、かつ避難先で認知症が進行した申立外の亡父(身体障害等級1級)の介護負担の影響等により、避難先で脳梗塞、慢性心房細動等を発症した後、平成26年7月に死亡したことについて、相続人である申立人らに対し、亡母の入通院慰謝料、交通費、文書取得費に加え、原発事故の影響割合を3割として、死亡慰謝料、死亡逸失利益及び葬儀関係費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ア)	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)
	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H27.9.29	全部和解成立日	H28.5.12
事故時住所	檜葉町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E共通(被相続人亡母の損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	12,440	H26.6	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	5,400	H27.2	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	450,000		※1
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	673,119		※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	302,400	H26.4～H26.7	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	4,800,000		※1
全部和解	精神的損害	増額分	210,000	H26.1～H26.7	※2

小計 6,453,359

申立人A、B、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	240,000	H27.4～H27.11	※2

小計 240,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,693,359
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人A、B、C(追加申立て)、D(追加申立て)及びE(追加申立て)は、母である被相

続人（事故時、81歳、要介護1（平成23年9月16日から）〔認定履歴証明書等〕が避難しながら、申立外の亡父（身体障害等級1級であり平成25年1月に死亡した。）〔身体障害者手帳交付台帳〕を介護していた影響等により脳梗塞及び慢性心房細動等を発症し、平成26年7月に死亡したことから、亡母の死亡慰謝料、死亡逸失利益、葬儀費用、入通院慰謝料、交通費及び文書取得費用等の賠償を求めた。東京電力は、亡母の入通院慰謝料、交通費及び文書取得費用を認めたが、亡母の死亡慰謝料、死亡逸失利益及び葬儀費用に関し、原発事故との相当因果関係は認めるものの原発事故の影響割合は1割に留まると主張して争った。パネルは、亡母の入通院慰謝料、交通費及び文書取得費に関し東京電力の認否のとおりとし、亡母の死亡慰謝料、死亡逸失利益及び葬儀費用に関しては、原発事故前には高齢でも自ら農作業を行っており日常生活に特に支障がなかったにもかかわらず、原発事故後、脳梗塞等を発症したのは数度の避難移動があったこと及び避難しながら亡父の看病を行っていたこと等によると判断し、死亡慰謝料については遺族固有分を含め1600万円に、死亡逸失利益については基礎収入を平成25年の年金受給額である69万4330円とした上で〔平成25年分公的年金等の源泉徴収票〕、これに生活費控除割合0.5及び平均余命年数に対応するライプニッツ係数6.463を乗じた金額に、葬儀関係費用については費用一式として150万円として、上記それぞれについて原発事故の影響割合を3割としこれに乗じた金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 I は、避難等を余儀なくされたため、死亡したことにより生じた逸失利益、精神的損害等の賠償をすべきと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6 総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A、B及びFの家族別離については東京電力が月額3万円の増額を認め、被相続人である亡母の重度又は中程度の持病を抱えながらの避難については、中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由について）は、重度又は中程度の持病があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1189		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の工場に勤務し、日給による給与の支給を受けていたが、原発事故の影響により収入が減少し、さらに、同工場が平成27年3月に廃業となり退職を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、廃業前につき減収分(影響割合10割)が、廃業後につき事故前の収入の一部(平成27年3月分から同年8月分まで影響割合5割、同年9月分から平成28年2月分まで影響割合3割)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ア)	第1の10(2)ア(イ)	

2 基本情報

申立日	H27.5.29	全部和解成立日	H28.5.19
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	726,220	H26.12~H28.2	※1

小計 726,220

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	726,220
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故前から原町区(南相馬市)の会社(工場)で縫製作業に従事し、日給による給与の支給を受けていたが、原発事故の影響により収入が減少し、さらに、平成27年3月に、原発事故の影響により会社が廃業となり退職を余儀なくされた上、平成23年5月頃から患った十二指腸潰瘍の影響で再就職が困難となるなど、原発事故により減収が生じたとして、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、緊急時避難準備区域において賠償するのが相当とされる期間を大きく超えること、申立人が事故後に十二指腸潰瘍に罹患後も原発事故前の勤務先での就労を継続していたこと及び申立人が同種の求人について再就職を断っていることから、原発事故と減収との間の相当因果関係はもはや存在しないと主張して争った。パネルは、申立人の就労不能と原発事故との間の相当因果関係を認めつつ、廃業後の就労の努力を基礎づける客観的資料が認められないことを考慮し、廃業前については減収分全額を、廃業後については原発事故の影響割合を半年ごとに逡減(平成27年3月分から同年8月分までは影響割合5割、同年9月分から平成28年2月分までは影響割合3割)させて損害を算定し、平成26年12月分から平成28年2月分までの就労不能損害の賠償を認める和解案を提示した〔所得証明書、給与支払証明書、源泉徴収票〕。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等によりその就労が不能となった場合の給与等の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1190		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人ら夫妻について、同市内の店舗で勤務していた申立人妻(原発事故時50歳代前半)は、同店の休業に伴い避難先近くの店舗に配転となったが、業務再開の際には元の職場へ復帰できることが約束されていること、自宅近くで新たな就職先を見付けることは困難であること、申立人夫は、全盲の視力障害を有しており、申立人妻の収入により生計を立てていること等の事情を考慮し、避難継続の合理性を認め、バリアフリー設備のない避難先での生活により申立人らが不自由な生活を強いられていること等の事情を考慮し、平成27年1月分から平成28年3月分までの精神的損害(申立人らそれぞれにつき月6割の増額)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)	

2 基本情報

申立日	H28.1.21	全部和解成立日	H28.5.19
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,500,000	H27.1～H28.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	900,000	H27.1～H28.3	※2
小計			2,400,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,500,000	H27.1～H28.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	900,000	H27.1～H28.3	※2
小計			2,400,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,800,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人Aは、勤務先である原町区内の店舗が原発事故により休業し〔写真〕、失職したところ、雇用主は、避難者である申立人らの生活を慮り、同店舗が営業を再開するまでの間、申立人Aを避難先である福島市内の系列店において再雇用した〔店長の陳述書〕ことから、申立人らは、就労のために福島市での避難を継続せざるを得ないとして、平成27年1月から和解案提示までの期間の避難慰謝料を請求した。東京電力は、事故時の勤務先店舗が営業を再開しないのは会社

の判断にすぎず、同店舗が営業を再開しないのであれば、申立人Aは、原町区内において転職することも可能であったとして、請求を否認した。パネルは、申立人らが店舗再開後に直ちに帰還できるよう、自宅の管理・補修を行っており〔領収証、写真〕、帰還できないのは、専ら就労上の事情によること、申立人Aの夫（申立人B）が全盲のため〔身体障害者手帳〕、申立人Aのみの収入で生計を立てているが、申立人Aは、50歳台後半の女性であることから、長年の勤務により安定した収入及び福利厚生が保障されている現職を辞し、再就職すれば、申立人らの生計が成り立たなくなる可能性は否めないとして、申立人らの避難継続の合理性を認め、平成27年1月から和解案提示日の前月である平成28年3月までの避難慰謝料の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同（1）の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、全盲の視力障害を有しており、事故時は、バリアフリー設備の整った自宅で介助なしで日常生活を行うことができた上、近隣住民の見守りにより自宅付近を毎日散歩することも可能であったが、避難先住居は、バリアフリー設備のない2階建てのアパートの2階であり、車の往来も激しく、階段での移動も困難であることから、申立人Aが就労で不在の間は、部屋から一歩も出られない生活を余儀なくされたため、足腰が弱り、精神的にも不安定になり、申立人Aの介助を要するようになったとの事情から〔聴取事項報告書〕、パネルは、各申立人に対し、月6割の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額等について）は、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1191		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)の会社に勤務していたが、原発事故により同社が休業となり退職を余儀なくされた申立人らについて、申立人らの勤続期間が30年以上であることや、勤務先の幹部社員といえること等の事情を考慮し、原発事故がなければ平成31年の定年まで勤務していた蓋然性が高いとして、早期退職により支払われた退職金と定年退職の場合に支払われる退職金との差額の5割が損害として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ウ(イ)		

2 基本情報

申立日	H27.9.30	全部和解成立日	H28.5.26
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	その他	658,440		※1
小計			658,440		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	その他	306,270		※1
小計			306,270		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	964,710
	弁護士費用	28,942
	手続内で処理された既払金合計額	

※ 中間指針第3の8

申立人兩名は避難指示解除準備区域(浪江町)の会社に勤務していたが、原発事故により会社が休業や、店舗移転及び事業縮小せざるをえず、その結果平成27年1月には退職せざるを得なくなり、定年退職の場合に比べて退職金の支給が少なかったとして〔就業規則、退職金計算書〕、それぞれ差額の賠償を求めた。東京電力は、休業補償や失業給付を受領している場合は損害がない可能性がある、定年までの勤務継続には不確定要素があり原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、申立人兩名の勤続年数が30年以上と長いことや、勤務先の幹部社員として働いていたこと等から、原発事故がなければ平成31年の定年まで勤務していた蓋然性が高いとして、早期退職により支払われた退職金と定年退職の場合に支払われる退職金との差額の5割を損害として認めた。

中間指針第3の8は、対象区域内に勤務先がある勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合には減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1192		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区内の地区)から小学生以下の子供らをつれて避難した申立人らについて、同地区の地理的特性、汚染状況や除染状況等から、同地区の小学生がほとんど帰還しておらず、仮に帰還したとしても子供らの日常生活が相当程度制限されることを考慮し、平成24年9月以降の避難継続の合理性を認め、避難費用や子供らの精神的損害が賠償された事例(上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書(掲載番号37)に賠償の対象者、賠償期間、和解案の理由等が示されている)。		
紹介箇所	第1の4(2)ウ	第1の8(2)エ(7)	第11の4(2)

2 基本情報

申立日	H26.9.19	全部和解成立日	H28.5.26
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	237	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 申立、審理、解決基準

本件は、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区内のX地区)の9割以上の住民69世帯238人が申立人となり、各世帯共通として平成24年9月から申立て時である平成26年9月までの精神的損害月額10万円の支払を求め、個別の請求としては避難費用・帰宅費用及び生活費増加分の支払を求めた集団申立てである。パネルは、申立てに係る事情、X地区及びその周辺地域に係る事情等について、申立人ら全員に共通して精神的損害の月額10万円の支払を平成24年9月以降も継続すべき事情が存在するか調査したが、それは困難であると判断し、個別の事情により審理することとした。

個別審理を行うに当たっては、申立人らに質問を記載した陳述書用紙を送付して回答されたものを主たる資料とし、追加して調査すべき事項があれば、電話による聞き取り、資料の提出を求めるなどして審理した。

個別審理の内容としては、①精神的損害、避難費用等の支払を平成24年9月以降も継続すべき特段の事情の有無及び内容、②原発事故発生時から平成24年8月までの月額10万円の精神的損害の増額事由の有無、③避難により増加した生活費の有無、内容、期間等について調査した。

パネルは、調査結果に基づき、X地区の特別な地理的特性等を考慮し、平成24年9月から平成26年9月までの間について、小学生以下の子供及びその兄姉である中学生の子供については共通した避難継続の特段の事情があることを認めて一人当たり月5万円の精神的損害を認め、同期間について当該子供らのいる世帯について合理的に算定した避難費用(一時立入費用、面会交通費、家賃相当額、生活費増加費用等)を認めることとして和解案提示理由書を示し、当該世帯を含む全ての世帯については、個別事情に基づき、平成23年3月から平成24年8月までの間の精神的損害の増額、生活費増加費用(平成24年9月以降の期間を含む)等について合理的に算定した額を認めること等を解決基準とした。

4 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	600,000	H24.3～H24.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	540,000	H23.3～H24.8	※2

小計 1,140,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	600,000	H24.3～H24.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	390,000	H23.8～H24.8	※3

小計 990,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	600,000	H24.3～H24.8	※1
全部和解	精神的損害	その他	900,000	H25.4～H26.9	※4

小計 1,500,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	600,000	H24.3～H24.8	※1
全部和解	精神的損害	その他	900,000	H25.4～H26.9	※4

小計 1,500,000

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	600,000	H24.3～H24.8	※1
全部和解	精神的損害	その他	900,000	H25.4～H26.9	※4

小計 1,500,000

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	600,000	H24.3～H24.8	※1
全部和解	精神的損害	その他	900,000	H25.4～H26.9	※4

小計 1,500,000

申立人A、B、C、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他	452,162	H24.9～H26.9	※5
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	750,000	H24.9～H26.9	※6
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	387,000	H23.3～H26.9	※7

小計 1,589,162

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,719,162
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6

緊急時避難準備区域から避難した申立人らに、中間指針第3の6に基づき、東京電力も支払うことを認めた金額として、平成24年3月から同年8月まで、一人当たり月10万円の日常生活阻害慰謝料基本部分を認める和解案を提示した。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、難病法の指定難病をかかえて避難をしていたことから日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は当該疾患の治療に対する通院慰謝料を支払ったことで精神的損害の増額分も包含されていると主張して争った。パネルは、申立人Aには、中等度の持病があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい事情があると判断し、日常生活阻害慰謝料の3割の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、日常生活阻害慰謝料について、中等度の持病がある場合に、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、その金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、申立人CからFまでの各申立人4児の母であるところ、夫申立人Aが仕事の都合で南相馬市内で避難したものの、子らへの影響を懸念し、新潟県に子らとともに避難していた。申立人Bは、申立人Aとの別離を理由に日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、別離が生じた具体的事情を基にパネルの意見を踏まえて検討すると回答した。パネルは、申立人Bが4児をかかえて、夫と別離した状態で避難を継続したことには、通常の避難者と比べてその精神的損害が大きい事情があると判断し、別離が生じた平成23年8月から日常生活阻害慰謝料の3割の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、日常生活阻害慰謝料について、家族の別離及び二重生活等が生じた場合に、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、その金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人らは、緊急時避難区域内の申立人らの事故時住所地の属する地区は、特定避難勧奨地点を含む地区と隣接していること等から、平成24年9月以降も避難を継続したことにやむを得ない特段の事情があるとして、日常生活阻害慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、当該地区の特性、除染状況、汚染状況を考慮しても、避難を継続したことにやむを得ない特段の事情はないと主張して争った。パネルは、和解案提示理由書を作成し、特定避難勧奨地点を含む地区と隣接

しているといった特別な地理的特性及び請求期間に除染がほとんど行われていなかったこと等を考慮し、小学生以下の子供を有する世帯が帰還することに心理的抵抗が強く、実際に帰還率も著しく低いこと等から避難を継続することはやむを得ないと判断し、特段の事情を認めた。その上で、平成24年9月から平成26年9月までの間について、小学生以下の子供及びその兄姉である中学生の子供について、一人当たり月5万円の精神的損害を認める和解案を提示した。なお、直接請求で支払済みの平成24年9月分から平成25年3月分まで（平成25年2月4日付け東京電力プレスリリース）については、そのまま認め、和解の対象外とした。なお、申立人Fは、申立時には、申立人Aの父世帯と合わせて申立てられていたが、同一世帯である、本世帯で申立て後に申立人として追加された。

中間指針第3の6Ⅳ②は、損害発生の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象にならないとしており、中間指針第二次追補第2の1（2）は、緊急時避難準備区域の「相当期間」は平成24年8月末であるとしているが、「特段の事情がある場合」については、個別具体的な事情に応じて判断することが適当であると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の2

申立人Aは南相馬市内で避難し、申立人BからFのまでの各申立人は新潟県に避難した結果、面会交通費が発生したため、申立人らはこれを請求した。東京電力は、平成24年9月以降の避難の合理性を否定し、これを争った。パネルは、※4記載の理由から避難を継続したことにやむを得ない特段の事情があったと認め、同月から平成26年9月までの面会交通費を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅲは、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とならないとしているが、特段の事情があると認め、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の2

申立人らは、※4記載の事情から、避難を継続したことにやむを得ない特段の事情があるとして、避難に伴い、世帯が分離したことによる食費、光熱費、通信費の増加分相当の生活費増加費用を請求した。東京電力は※4記載と同様の理由でこれを争った。パネルは、避難中の生活費増加費用として月3万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅲは、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とならないとしているが、特段の事情があると認め、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の2

申立人らは、※4記載の事情から避難を継続したことにやむを得ない特段の事情があるとして、事故前に栽培していた自家消費米・野菜を栽培できなくなったことによる生活費増加費用を請求した。東京電力は※4記載と同様の理由でこれを争った。パネルは、平成23年3月から平成26年9月まで、月1万5000円の生活費増加費用を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第3の2Ⅲに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1193		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(田村市)から小学生の子供をつれて避難した申立人らについて、原発事故後、子供が通学していた小学校が早期に仮校舎にて再開されたものの、自宅から仮校舎への通学は負担が大きいこと等の事情を考慮して、小学校が本来の校舎で再開されるまで(平成26年3月末まで)の避難継続の必要性を認め、避難に伴う生活費増加分や精神的損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)ウ	第1の8(2)エ(ア)

2 基本情報

申立日	H27.10.1	全部和解成立日	H28.6.3
事故時住所	田村市		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	通信費増加費用	49,200	H24.4～H26.3	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	72,000	H24.4～H26.3	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	120,000	H23.10～H26.3	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	16,640	H24.4～H26.3	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	570,000	H24.9～H26.3	※2
全部和解	その他		2,450	H24.9～H24.11	※3

小計 2,730,290

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1

小計 1,900,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,630,290
	弁護士費用	138,909
	手続内で処理された既払金合計額	350,000

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人A及びB(申立人Aの子)は原発事故発生当時、田村市都路町に居住し、申立人Bは田村市都路町所在の小学校に通学していたが、原発事故により通学先の小学校が自宅から遠距離

にある田村市船引町所在の仮校舎に移転してしまい、自宅から仮校舎まではAらによる送迎無しには通学が不可能であるとして、田村市都路町において小学校が再開される直前の平成26年3月末まで避難を継続する特段の事情があったと主張して、精神的損害を請求した。東京電力は、早期に再開された仮校舎への通学は十分に可能であったとして、避難継続の合理性がないと主張して争った。パネルは、自宅から仮校舎までの距離・通学経路、通学に要する時間、申立人Aの体調からは自家用車での毎日の送迎が現実的に困難であること〔陳述書〕等を考慮して、田村市都路町において小学校が再開される直前の同月末まで避難を継続する特段の事情があったと認め、小学生であったBとその保護者Aの両名について、同月までの月額慰謝料10万円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、精神的損害の目安を一人月額10万円としつつ、避難指示等の解除から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き賠償の対象とならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、相当期間について平成24年8月末までを目安とするものの、同(2)備考3が参照する同(1)備考7は、「特段の事情がある場合」について、子供に関しては通学先の学校の状況を個別具体的に考慮するなどの判断事情が例示されているところ、個別具体的な事情を考慮して特段の事情があると判断し、避難指示等の解除から相当期間経過後に生じた精神的損害を認める和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族別離による二重生活が生じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合にはこの金額を増額することができるかと認めているところ、これに従って、避難を継続していた申立人らと仕事の都合で早期に帰還した申立外の夫との家族別離〔公共料金の領収書〕を理由として、田村市都路町において小学校が再開される直前の平成26年3月末までの期間について、月額3万円の増額を認める和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2、中間指針第二次追補第2の1

申立人A及びB（申立人Aの子）は原発事故発生当時、田村市都路町に居住し、申立人Bは田村市都路町所在の小学校に通学していたが、原発事故により通学先の小学校が自宅から遠距離にある田村市船引町所在の仮校舎に移転してしまい、自宅から仮校舎まではAらによる送迎無しには通学が不可能であるとして、田村市都路町において小学校が再開される直前の平成26年3月末まで避難を継続する特段の事情があったと主張して、生活費増加費用を請求した。東京電力は、早期に再開された仮校舎への通学は十分に可能であり、避難継続を認める特段の事情がないなどと主張して争った。パネルは、自宅から仮校舎までの距離・通学経路、通学に要する時間、申立人Aの体調からは自家用車での毎日の送迎が現実的に困難であること〔陳述書〕等を考慮して、田村市都路町において小学校が再開される直前の平成26年3月末まで避難を継続する特段の事情があったと認め、同月までの期間に生じた生活費増加費用（避難先と避難元とで二重に負担していた光熱費・電話料金〔領収書〕及び交通費の増加分等）を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅲは、避難指示等の解除から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き賠償の対象とならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、相当期間について平成24年8月末までを目安とするものの、同(2)備考3が参照する同(1)備考7は、「特段の事情がある場合」について、子供に関しては通学先の学校の状況を個別具体的に考慮するなどの判断事情が例示されているところ、個別具体的な事情を考慮して特段の事情があると判断し、避難指示等の解除から相当期間経過後に生じた避難費用を認める和解案が提

示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1194		
事案の概要	避難指示解除準備区域(富岡町)所在の申立人所有の不動産3筆(登記簿上の地目は田が1筆、畑が2筆)について、過去に同不動産が相続財産の一部として家庭裁判所における遺産分割審判の対象とされた際の評価額等を参考に原発事故当時の価値を算定し、被申立人が提出した同不動産についての不動産価格調査書における評価額を上回る額の財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H27.9.28	全部和解成立日	H28.6.9
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	13,589,760		※1

小計 13,589,760

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,589,760
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、避難指示解除準備区域(富岡町)所在の申立人所有の不動産3筆(登記簿上の地目は田が1筆、畑が2筆)の価値について、過去に同不動産が相続財産の一部として家庭裁判所における遺産分割審判の対象とされた際の評価額〔審判書〕に拠るべきであると主張し、同不動産の財物損害の賠償を求めた。東京電力は、同不動産についての不動産価格調査書を提出し、同不動産の原発事故当時の価値は同不動産価格調査書における評価額(申立人の主張する評価額の約1割5分の額)であると主張して争った。パネルは、家庭裁判所における遺産分割審判の対象とされた際の評価額のほか、同不動産の上下水道や電気の引込の難易及び道路との高低差等の点を考慮し、同不動産の原発事故当時の価値を申立人の主張する評価額の6割とした和解案を提示した。

中間指針第3の10備考5は、損害の基準となる財物の価値は、原則として、原発事故発生時点における財物の時価に相当する額とすべきであるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1195		
事案の概要	栃木県北部で、きのこ、山菜や川魚等の自然食材を旅館・ホテル等に対して販売したり、これらの自然食材を使用した料理を提供する食堂を営む申立人について、原発事故前に提供していた食材の7割近くがいまだに出荷規制により出荷できないことや、食堂の主な客層は釣り、山菜採りや登山等を目的とする観光客であったところ、これらの観光客の減少は継続したままであること等の事情から、原発事故により風評被害は継続しているとして、平成27年1月分から12月分までの逸失利益(影響割合は、1月分から8月分まで6割、9月分4割(台風の影響を考慮。)、10月分から12月分まで5割)が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第5の3(2)イ	

2 基本情報

申立日	H27.10.9	全部和解成立日	H28.6.16
事故時住所	栃木県日光市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業、観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,348,272	H27.1～H27.12	※1
小計			1,348,272		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,348,272
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1、中間指針第7の3

申立人は、栃木県北部で、きのこ、山菜及び川魚等の自然食材を旅館及びホテル等に対して販売したり、これらの自然食材を使用した料理を提供する食堂を営んでいたところ、原発事故による出荷規制や食堂の主な客層であった観光客が減少した結果、減収が生じたとして〔月別売上台帳、所得税青色申告決算書〕、平成27年分の営業損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人の事業地の観光統計上、入込数と宿泊数の合計値が原発事故前とほぼ同程度まで回復していることや、申立人の売上高の減少傾向と申立人の事業地における観光客の回復傾向の推移に乖離が生じていること等を根拠として、申立人の減収と原発事故との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、原発事故前に提供していた食材の7割近くがいまだに出荷規制により出荷できないこと〔林野庁HP、栃木県HP〕や、食堂の主な客層は釣り、山菜採りや登山等を目的とする観光客であったところ、これらの観光客の減少は継続したままであること〔電話聴取事項報告書〕等の事情から、原発事故により風評被害は継続しているとして、減収と原発事故との相当因果関係を肯定し、平成27年1月分から同年12月分までの逸失利益(原発事故の影響割

合は、同年1月分から同年8月分までを6割、同年9月分については台風の影響を考慮した上で4割、同年10月分から同年12月分までを5割とするもの。)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1 Iは、農林漁業者その他の出荷制限指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分は賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第7の3 Iは、栃木県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が原発事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、原発事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1196		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から県外に自主的避難を実行した申立人らについて、平成27年3月分までの避難費用(交通費、面会交通費等)、生活費増加分、避難雑費等のほか、平成27年10月に福島市の自宅に帰還した際の引越関連費用が避難費用として賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H27.9.7	全部和解成立日	H28.6.23
事故時住所	福島市		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	144,000	H23.10~H24.3	※2
小計			184,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	52,000	H23.3～H23.7	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	41,600	H23.3～H23.7	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	57,436	H27.10	※2
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	1,564,568	H23.7～H27.3	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	83,200	H25.3～H26.8	※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	1,320,000	H23.7～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	通勤費増加分	498,590	H23.8～H24.12	※2
全部和解	生活費増加費用	教育費	91,100	H23.8～H24.12	※2
全部和解	生活費増加費用	その他	20,000	H23.12～H26.12	※2
全部和解	除染費用等	検査費用	41,600	H25.7～H26.9	※2
全部和解	除染費用等	線量計購入費	51,800	H23.7～H23.10	※2
全部和解	避難雑費		1,340,000	H24.1～H27.3	※2

小計 5,461,894

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,885,894
	弁護士費用	176,577
	手続内で処理された既払金合計額	760,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分(本和解外で東京電力により支払済み。)について、大人である申立人A及びBは8万円のうち4万円を、子供である申立人Cは40万円のうち20万円を、それぞれ精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人B及びCは、平成23年7月に母子で自主的避難を実行して平成27年10月に帰還しているところ(申立人Dは平成25年1月に避難先で出生した。)、その避難費用、生活費増加費用〔領収書等〕、申立人Bの就労不能損害〔給与明細等〕等を請求した。東京電力は、遅くとも平成24年9月以降は自主的避難を行う合理性がないなどと主張して争った。パネルは、平成27年3月までの避難費用、生活費増加費用及び6か月分の就労不能損害並びに同年10月に帰還した際の引越費用を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められ

るとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3）

申立人Bは、避難によるストレスで入院加療した費用〔領収書〕の賠償を求めたが、東京電力は、原発事故との相当因果関係が認められないとして否認した。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1197		
事案の概要	栃木県内で観光やなを用いて観光業を営む申立会社の風評被害に基づく逸失利益について、平成27年6月分まで、原発事故の影響割合を8割として営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の3(2)イ		

2 基本情報

申立日	H28.1.18	全部和解成立日	H28.6.29
事故時住所	栃木県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		457,168	H27.2～H27.6	※1

小計 457,168

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	457,168
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3

申立人は、栃木県において、観光やなを経営する会社であるところ、原発事故の風評被害により鮎の売上高が減少したとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、請求期間において観光入込客数が回復していること等を主張し、原発事故との間の相当因果関係の有無を争った。パネルは、売上高の減少と原発事故との間に相当因果関係があると判断し、観光入込客数の回復の程度等を踏まえ、原発事故の影響割合8割を乗じた上で、和解案を提示した。

中間指針第7の3 Iは、栃木県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が原発事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、原発事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1198		
事案の概要	旧避難指示解除準備区域(檜葉町)に居住し、同町内に新居を建築中であった申立人について、原発事故の影響により工事が途中で解除されたことに基づく損害として、工事費用(材料購入費、工事着手金等)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(エ)		

2 基本情報

申立日	H27.10.5	全部和解成立日	H28.7.11
事故時住所	檜葉町		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他	9,732,033		※1

小計 9,732,033

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,732,033
	弁護士費用	291,961
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人ら(夫婦)は、原発事故発生当時、檜葉町に新居を建築中であり、整地、基礎工事及び柱用木材の採寸等を終えていたところ、原発事故により建築工事続行が不可能となり、建築工事請負契約が解除されたとして、支払済の木材購入費用、整地費用、工事施工承認書類作成費用、測量費用、地盤改良工事費用、上水道敷設費用、給水加入金、設計・監理業務費用、建築工事請負代金着し金、宅地擁壁工事費用、24条道路進入路工事費用及び住宅融資利息等合計1662万9220円から建築工事請負業者からの返金400万円を控除して得た額である1262万9220円の賠償を求めた。東京電力は、木材購入費用、設計・監理業務費用、建築工事請負代金着し金及び住宅融資利息については認めるものの、その余の請求については土地の宅地化に関する費用であり、宅地に係る財物損害として賠償済みであると主張して争った。パネルは、土地の宅地化に関する費用は賠償済みであるとの東京電力の主張を認めつつ、上水道敷設費用、給水加入金、宅地擁壁工事費用の50%相当額及び24条道路進入路工事費用の50%相当額については土地の宅地化に関する費用には含まれないとして、これらと東京電力が認めた損害を合計した973万2033円の和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内

の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の廃棄費用及び修理費用等）は、賠償すべき損害と認められるとしており、中間指針第3の10備考6は、不動産関連契約の途中破棄等に係る損害については、原発事故がなければ当該契約が成立又は継続していたとの確実性が認められる場合は、合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1199		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)及び帰還困難区域(大熊町)を拠点として建築設計業務を営む申立人の大熊町の拠点に係る逸失利益について、平成27年12月分までの損害(影響割合10割)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(エ)		

2 基本情報

申立日	H28.2.29	全部和解成立日	H28.7.20
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		450,000	H25.1～H27.12	※1

小計 450,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	450,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、郡山市において建築士として建築設計業務を営む事業者であり、郡山市及び大熊町を主な商圏として営業していたところ、原発事故により大熊町の住民が避難を余儀なくされ、大熊町分の売上げが減少したとして、決算書金額に実態に基づいた修正を行って計算した損害額の逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人の売上げが事故前からマイナス傾向にあったこと、原発事故後の福島県の建築業が復興需要により回復傾向にあることから、郡山での仕事により損害は回避できたはずであるとして因果関係を争い、かつ、損害額の計算に際し修正を行うべきではないと主張して争った。パネルは、復興需要による好況は申立人のような小規模の個人業者の業績の回復には必ずしも直結しない現状があったこと等から、大熊町分の売上減少に対する原発事故の影響割合を10割とし、実態を踏まえた修正を行った損害額の賠償を認め、和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、避難区域内において事業を営んでいた者について、避難指示等に伴い現実に減少があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1200		
事案の概要	申立人母が居住し、県外に居住する申立人息子が所有名義人である避難指示解除準備区域（浪江町）所在の居宅の財物損害について、同居宅は亡父死亡時において、法定相続人である申立人母が居住し、同じく法定相続人である申立人息子は山形県内に居住していたところ、最終的には申立人息子が相続により所有権全部を取得することを考えて、亡父死亡時において、申立人息子名義に相続を原因とする所有権移転登記はされていたものであり、本件事故時において、実際に申立人母が居住していたこと、事故後、申立人母と申立人息子は、新築した二世帯住宅に転居し同居していること等の事情から、申立人母が浪江町の居宅から転居したことにつき、移住の合理性を認め、移住先での住居取得を考慮した額での賠償がされた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(オ)		

2 基本情報

申立日	H27.12.17	全部和解成立日	H28.8.3
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	1,961,796		※1
全部和解	財物損害	建物	10,068,769		※1
小計			12,030,565		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	12,030,565
	弁護士費用	360,917
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第四次追補第2の2

申立人ら（申立人D及びEは申立人Cの孫であり追加申立てがされた。）は、原発事故時に山形県に居住する申立人A（申立人Cの息子）が名義人である避難指示解除準備区域（浪江町）所在の居宅の財物損害について、当該居宅に居住していた申立人C（母）との同居のために避難指示区域外に新たな住居を取得したことから、住居取得費用を基に算定した住居確保損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人Cは居宅の所有者ではなく借家の居住者であるとして、借家に居住していたことを前提とした住居確保損害を認めたものの、住居取得を考慮した額での賠償は否認した。パネルは、居宅は、亡父死亡時において、法定相続人である申立人Cが居住していたが、最終的には申立人Aが相続により所有権全部を取得することを考えて、山形県内に居住する申立人A名義に相続を原因とする所有権移転登記がされていたものであり、原発事故時において、実際に申立人Cが居住していたこと、原発事故後、申立人Cと申立人Aは、新築した二世帯

住宅に転居し同居していること等の事情から、申立人Cが浪江町の居宅から転居したことについて、移住の合理性を認め、移住先での住居取得を考慮した額での和解案を提示した。

中間指針第四次追補第2の2 Iは、住宅（建物で居住部分に限る。）、宅地（居住部分に限る。）取得のために実際に発生した費用と、原発事故時に所有していた居宅及び宅地の事故前価値との差額等を考慮して賠償すべきと定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人らは、家財の賠償を求めた。東京電力は、既払いの定額賠償及び高額家財の賠償を超える損害が生じていないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1201		
事案の概要	居住制限区域(飯舘村)に自宅建物を所有し、従前は同建物に居住していたが、原発事故時は、子供の通学等のため自主的避難等対象区域(福島市)のアパートに居住していた申立人らについて、平成26年6月までに上記自宅建物の財物損害の賠償金を受領した後も、平成27年12月に新築した住宅に転居するまでの間に負担した住居費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の4(2)ア(イ)	第1の5(2)

2 基本情報

申立日	H28.2.24	全部和解成立日	H28.8.4
事故時住所	福島市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	1,708,000	H25.12~H27.12	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	58,366	H25.12~H27.12	※1
小計			1,766,366		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,766,366
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の2、中間指針第四次追補第2の1

申立人らは、居住制限区域(飯舘村)に自宅建物を所有し、従前は同建物に居住していたが、原発事故時は、子供の通学等のため自主的避難等対象区域(福島市)のアパートに居住していたところ、原発事故により、自宅建物に帰還できる時期になっても対象区域外滞在を余儀なくされたとして、平成25年12月(前回の和解対象期間以降)から平成27年12月(福島市に新築した家に転居した時期)までの住居費及び一時立入費用を請求した。これに対し、東京電力は、申立人らが不動産の財物賠償を受領した平成26年6月以降は家賃等の損害は不動産賠償に包括されているから認められないと争った。パネルは、東京電力の主張を排し、不動産賠償を受領してから転居するまでの1年半は合理的な期間といえるとして、申立人らの請求を認めた和解案を提示した。

中間指針第3 [避難等対象者]は、原発事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を余儀なくされた者をも避難等対象者とし、中間指針第3の2 I ②は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等を、同第3の3は、一時立入りに参加するために負担した交通費

等を、それぞれ賠償すべき損害と認めているところ、中間指針第四次追補第2の1Ⅱは、住居確保に係る損害の賠償を受ける者の避難費用（生活費増加費用及び宿泊費等）が賠償の対象となる期間は、住居確保に係る損害の賠償を受けることが可能となった後、他所で住居を取得又は賃借し、転居する時期までとしており、本件は住居確保損害そのものの受領ではないものの、不動産賠償を受領した事案として趣旨は同様であって、転居するまでの間は避難に係る損害は賠償すべき対象となるものと考え、これらの指針の趣旨に応じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1202		
事案の概要	自主的避難等対象区域(田村市)から避難した申立人ら(原発事故当時89歳の申立人母と息子夫婦)について、平成23年4月分及び5月分の、避難先で宿泊した介護施設の利用料と原発事故以前に申立人母が利用していたデイサービスの利用料との差額分が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ		

2 基本情報

申立日	H28.3.9	全部和解成立日	H28.8.4
事故時住所	田村市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	71,200	H23.3～H23.5	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	91,500	H23.3～H23.4	※1
全部和解	生活費増加費用	その他	280,000	H23.4～H23.5	※2
小計			442,700		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	442,700
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	120,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人ら(夫A、夫の母B及び追加申立てを行った妻C)は、原発事故時、自主的避難等対象区域に居住していたものであるが、平成23年3月に福島県内の旅館へ自主的避難を実行した後、関東地方の親戚宅に避難先を移し、同年4月に申立人A及びCが自宅へ帰還し(申立人Bは避難先の施設に入所した。)、同年5月に申立人Bが同様に帰還したものであるところ、①移動交通費〔高速代領収書〕、②避難先で支払った宿泊代〔領収証〕及び宿泊謝礼〔親戚作成に係る受領書〕の賠償を求めた。東京電力は、申立人の請求は中間指針等に定められた基準に基づく支払金額に含まれるなどと主張して争った。パネルは、申立人の請求について相当額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

高齢である申立人Bは原発事故前、田村市内のデイサービスに通っていたものであるが、原発事故による避難先から帰還したとしても原発事故の状況次第で再度、緊急に避難する必要が生じる場合もあると考えられ、そのような場合における移動等の負担を避ける必要があるなどの理由から、申立人A及びCとともに帰還せず、平成23年4月から同年5月まで避難先に所在する施設に入所したとして、介護施設利用料の賠償を求めた。東京電力は、原発事故前からデイサービスに通っていた事情等によれば相当因果関係がなく、仮に原発事故前のデイサービスの利用料等と避難先所在施設の利用料等との差額分について相当因果関係が認められるとしても、立証の程度を勘案し割合的認定とすべきとして争った。パネルは、避難先で負担した介護施設利用料（入所分）から、原発事故前に負担していた同利用料（通所分）及び原発事故前に自宅において要していた申立人Bの食事代の合計額を控除した額について、立証の程度を勘案してその8割の限度で損害と認める和解案を提示した。

これも、中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1203		
事案の概要	自主的避難等対象区域(相馬市)に居住し、同市内で釣り船の船頭として勤務していた申立人について、原発事故により釣りの対象魚の多くに出荷制限がかけられていること、漁協から出航制限がかけられ試験操業の範囲内で週末に限定して営業せざるを得ないこと等の事情に鑑み、就労不能損害として、平成27年12月分までの減収分(影響割合10割)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ア)		

2 基本情報

申立日	H28.1.26	全部和解成立日	H28.8.24
事故時住所	相馬市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	1,512,000	H27.1~H27.12	※1

小計 1,512,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,512,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の2

申立人は、自主的避難等対象区域(相馬市)に居住し、同市内で釣り船の船頭として勤務していたが、原発事故により釣りの対象魚の多くに出荷制限がかけられたことから、出航制限を漁協がかけたことによって、勤務先の釣り船が試験操業の範囲内である週末に限定して営業せざるを得なくなり、減収を余儀なくされたとして、平成27年1月分以降の減収も原発事故と相当因果関係があるとして就労不能損害の賠償を求めた(これ以前の件において平成23年3月分から平成26年12月分までの賠償が認められた和解が成立していた。)。東京電力は、①損害の範囲、因果関係について、勤務先からの収入は控除すべきであること、原発事故前から行っているアルバイト収入の増減について説明が必要であること及び申立人の体調不良による出船中止による未収入分は損害との相当因果関係がないことを主張し、また、②原発事故の減収に対する影響割合について、申立人は転職するなどの損害拡大回避義務を果たしていないことを考慮すべきであることを主張して争った(なお、東京電力は損害の終期については争わなかった)。パネルは、東京電力の上記反論の①のうち勤務先からの収入は控除し、出船中止による未収入分は損害と認定しないとし〔平成27年分給与所得源泉徴収票、出船予定表〕、原発事故後にアルバイトが増えたとの心証が得られなかったことからアルバイト収入は控除せず〔口頭審理結果〕、②については、申立人の年齢等の事情を考慮すると申立人が転職していないことをもって損害拡

大回避義務違反があるとはいえないとして、平成27年1月分から同年12月分までの減収分について、原発事故の影響割合を10割として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の2は、農林水産物の出荷に関する制限について、政府が原発事故に関し行う指示等に伴い、同指示等の対象事業者及び加工・流通業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1204		
事案の概要	旧避難指示解除準備区域(檜葉町)の勤務先に勤めていたが、原発事故により勤務先が休業となった申立人らの就労不能損害について、①勤務先が事業再開のための準備を行っており、申立人らもそれに参加するとともに、勤務先から、他社への再就職をしないよう説得を受けており、就職活動を行っていなかったこと、②勤務先が事業再開するよりも先に、平成27年2月に東京電力による直接賠償が打ち切れ、賠償金も給与も得られないため、平成27年4月にやむなく勤務先を退職し、就職活動を開始したが、事故前と同水準の収入を得られる就職先は見付からず、平成28年4月に自ら起業するに至ったこと等の事情を考慮し、事故前の収入に基づき、原発事故の影響割合を5割として平成28年3月分までが賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H28.1.4	全部和解成立日	H28.8.30
事故時住所	大熊町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,981,686	H27.4～H28.3	※1
小計			1,981,686		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,793,286	H27.4～H28.3	※1
小計			1,793,286		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,774,972
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人A及びB(夫婦)は、原発事故時に同じ勤務先に勤めて、申立人Aの父母及び申立人AとBとの間の子と同居していたところ、避難により申立人Aの父母とは別離し、避難中も勤務先から他社へ再就職をしないよう説得を受け事業再開の準備に参加していたものの勤務先再開の目処が立たないこと、別れて避難していた申立人Aの母の看病や原発事故前は申立人Aの父母に任せていた子の育児をする必要があること等から、申立人らは、平成27年4月末に退職し、同月以降の就労不能損害を請求した。東京電力は、申立人らが介護職であって再就職が容易であること、原発事故後に就職活動をしておらず就労の意志の積極性が明らかでないこと、勤務先か

らの再就職をしないようにという説得は口約束にすぎず一切の就職活動をする事ができないとは考えにくいこと、申立人Aの母の看病の具体的な事情が明らかでないこと、申立人らの子は平成28年4月に就学する年齢であって原発事故時に比べて育児の負担は軽減しているはずであることから、原発事故と就労不能損害との間の因果関係は否定されるとし、争った。パネルは、勤務先再開のためとはいえ就労不能損害の賠償が打ち切られる平成27年2月まで就職活動をしなかったこと、一方で勤務先が平成28年4月に実際に再開しており申立人らが従前の勤務先の再開を期待するのはやむを得ないこと、原発事故前に子の面倒を見ていた申立人Aの父母との家族別離について原発事故との間の相当因果関係は一定程度認められること等から、原発事故と就労不能損害との間の相当因果関係を認め、原発事故の影響割合を5割とした上で、申立人A及びBは同年4月からフランチャイズにより起業をしたことから、同年3月までの賠償を認めた。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分が賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1205		
事案の概要	原発事故当時旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、一度避難したものの、平成23年3月中に帰還し、その後同区内の病院で清掃業務に従事していた申立人について、過酷な勤務状況で生じた負担についての慰謝料として一時金30万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)カ		

2 基本情報

申立日	H28.1.25	全部和解成立日	H28.8.30
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	30,000	H23.3	※2
全部和解	精神的損害	その他	300,000	H23.3～H23.9	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	168,000	H24.3～H28.5	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	93,900	H24.6～H28.5	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,200	H23.3	※4

小計 593,100

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	593,100
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、原発事故当時、南相馬市原町区内の病院にて清掃業務に従事していたが、原発事故直後も従業員の避難による人手不足の中、避難先から早期に帰還し一人で清掃の仕事に従事したことから過重労働が生じたとして、慰謝料の増額を請求した。東京電力も一定の範囲ではこれを認めたが、激務の原因には震災の影響もあるなどと主張して争った。パネルは、原発事故と激務との間に相当因果関係があると判断し、慰謝料額については、他の従業員が帰還して過重労働が解消される時期までの一時金として30万円が妥当であるとして慰謝料の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6備考11及び総括基準（精神的損害の増額事由等について）3は、日常生活阻害慰謝料以外の原発事故と相当因果関係のある精神的損害の苦痛が発生した場合には、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとしているところ、これらに従った和解案が提示

されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

複数の避難先を転々としたなどの事情を踏まえて、日常生活障害慰謝料の増額分の賠償が認められたものである。

※3 中間指針第3の5

避難と相当因果関係があるとの診断書に基づき、申立人が原発事故後に患った疾病に関する通院慰謝料及びその診断書作成費用の賠償が認められたものである。

※4 中間指針第3の2

避難中に生じたコインランドリー代について、生活費増加費用として賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	1206		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に住む申立人が、原発事故後、自宅近くの幼稚園が休園となり再開されないため、子どもを遠方の幼稚園に通園させざるをえなくなったために生じた送迎にかかる交通費(ガソリン代)について、自宅及び休園中の幼稚園の所在地区が、児童の帰還率が他地区と比べて低いこと等の事情から、休園中の幼稚園がまだ再開されないのは、原発事故の影響によるものとして、平成28年3月分までの通園交通費が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)ウ	

2 基本情報

申立日	H28.6.7	全部和解成立日	H28.9.7
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	100,000	H27.4~H28.3	※1
小計			100,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	100,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人は、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住しているが、原発事故後、自宅近くの幼稚園が休園となり再開されないため、子供を遠方の幼稚園に通園させざるをえなくなったとして、これによって生じた平成27年4月分から平成28年3月分までの送迎に係る交通費(ガソリン代)について賠償を求めた。東京電力は、原発事故と幼稚園が再開されないこととの間の因果関係が明らかでなく、割合的な考慮がされるべきであると主張して争った。パネルは、申立人の自宅及び休園中の幼稚園の所在地区が、児童の帰還率が他地区と比べて低いこと等の事情から、休園中の幼稚園がまだ再開されないのは、原発事故の影響によるものとして、平成27年4月分から平成28年3月分までの通園交通費の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、上記通園交通費は避難等による生活費の増加費用には該当しないものの、原発事故によって増加した生活費について賠償を認める中間指針第3の2の趣旨を踏まえ、かつ、中間指針第3の2 IIIは、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとしているところ、本件においては上記の子供の状況等により特段の事情があると判断され、和解案が提

示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1207		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)に居住し、旧避難指示解除準備区域内(檜葉町)の工場に勤務していたものの、原発事故後に同工場が閉鎖となって解雇され、その後市の嘱託職員(契約期間1年の更新制)として再就職した申立人(事故時40歳台)について、平成28年2月分までの就労不能損害として、減収分(影響割合10割)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H28.3.7	全部和解成立日	H28.9.8
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	387,475	H27.9～H28.2	※1

小計 387,475

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	387,475
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故当時、避難指示区域内(檜葉町)の工場に勤務していたところ、原発事故の影響により、同工場が閉鎖され、解雇されたとして、平成27年9月分から平成28年2月分までの給与減収分(再就職先との給与差額)の就労不能損害を請求した〔平成27年9月分ないし平成28年2月分の給与支給明細書、平成27年12月賞与支給明細書〕。東京電力は、中間指針第3の8及び中間指針第二次追補の趣旨・考え方を踏まえると、既に原発事故から4年以上が経過しているところ、申立人には通常の被災者と異なる特段の事情は見受けられないと主張し、就労不能損害は既に終期を迎えていると主張して争った。パネルは、原発事故と申立人の解雇との間の相当因果関係を認めた上で、申立人が、ハローワークに通ったり、求人広告に応募したりするなど、原発事故当時の給与水準の再就職先を継続して探す就労の努力を行っており、実際に平成28年4月に再就職していること、申立人の現在の健康状態も良好であること等の事情から、原発事故がなければ原発事故当時の就労を継続していた蓋然性が高く、申立人の減収と原発事故との間に相当因果関係が認められると判断し、平成27年9月分から平成28年2月分までの期間について、給与減収分の就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能等になった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分を賠償すべき損害と認めており、

これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1208		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(田村市)から避難している申立人らについて、診療録等により認められる事故前から患っていた病気及び事故後発症した病気に係る避難中の病状の悪化及び避難前住所地付近の復興状況等を考慮し、平成24年9月以降の避難継続の必要性を認め、平成26年3月分までの日常生活阻害慰謝料、生活費増加分等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)ウ	第1の8(2)ウ(ア)
	第1の8(2)エ(ア)		

2 基本情報

申立日	H27.10.9	全部和解成立日	H28.9.12
事故時住所	田村市		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9~H26.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	570,000	H24.9~H26.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	110,994	H24.9~H26.3	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	12,000	H26.7~H27.6	※2
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	1,056	H26.7~H27.6	※2
小計			2,594,050		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9~H26.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	570,000	H24.9~H26.3	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	108,000	H26.7~H27.9	※2
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	11,128	H26.7~H27.9	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	12,600	H27.10	※2
小計			2,601,728		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,195,778
	弁護士費用	155,874
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2、同第3の6、中間指針第二次追補第2の1、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人ら（いずれも原発事故当時70歳前後であった。）は、田村市都路町（緊急時避難準備区域）で山からの引水を利用しながら居住していたところ、原発事故に伴い同市船引町に避難し、避難先付近での通院を継続する必要があること、申立人らの病状では都路町の生活環境に耐えられないこと等から船引町での避難生活の継続を余儀なくされたとして、平成24年9月分から平成27年10月分までの日常生活阻害慰謝料（病気等を理由とする増額分を含む。）及び避難先で支出した水道代の賠償を請求した。東京電力は、原発事故前の都路町のインフラの整備状況等を考慮すれば、申立人らは加齢や持病の進行等により原発事故の発生と関わりなく買物や通院等のために都路町からの引っ越しを余儀なくされることも想定されたものと考えられ、申立人らの避難の継続に合理性を認めるのは困難であると主張し、賠償義務を争った。パネルは、申立人らが原発事故前から複数の持病を有してはいたものの、原発事故発生当時は米や野菜について自給自足に近い生活を送り、船引町までバスで通って買物等を行うなど比較的元気であったと認められること、原発事故後は避難生活によって持病が悪化したり新たな病気が発症したりして〔診断書〕、避難先付近での通院を継続する必要がある一方、原発事故前と同様の生活を都路町で送ることはもはや困難な状況になったことのほか、日用品等の店舗や診療所、乗り合いタクシー等の交通手段を含む都路町におけるインフラの復興状況等を踏まえ、平成24年9月から平成26年3月までの期間について日常生活阻害慰謝料（申立人らの持病を理由とする月額3万円の増額分を含む。）及び避難先で支出した水道代の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅲ及び第3の6Ⅳ②は、避難費用及び精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用及び精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同（1）の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人らは、原発事故後の避難生活によって持病が悪化したり新たな病気を発症したとして、平成26年6月から平成27年7月までの間の生命・身体的損害（通院慰謝料、通院交通費、文書料）の賠償を請求した。東京電力は、損害について原発事故との相当因果関係がないと主張して賠償義務を争った。パネルは、文書料は請求どおり認め、通院慰謝料と通院交通費については原発事故の影響割合を考慮し2割の限度で賠償を認める和解案を提示した。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人らは、田村市都路町（緊急時避難準備区域）で米や野菜を栽培して自給自足に近い生活を送っていたところ、原発事故に伴い避難したことによりこれらを栽培することができなくなったため食費が増加したとして、平成26年11月から平成27年10月までの期間の生活費増加費用（食費増加費用）の賠償を請求した。東京電力は、原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1209		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)に居住していた申立人が、避難先でペットが飼えないため、原発事故前に飼っていたペットを親族に預けざるを得ない状況になったとして、親族に支払った謝礼金(平成28年5月分まで)が避難費用(生活費増加分)に係る損害として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H28.2.25	全部和解成立日	H28.9.21
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加分	300,000	H23.6～H28.5	※1
小計			300,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	300,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人らは原発事故発生当時、居住制限区域(浪江町)に居住し、自宅において犬と猫を飼っていたところ、避難先の借上住宅ではペット飼育が禁止されていたために親族に預けざるを得ず、そのため親族に謝礼を支払、謝礼分の生活費が増加したとして、かかる生活費増加分を請求した。東京電力は、ペットを預けた時期・支払先・増加した金額が不明確であること及び生活費増加分は精神的損害に含まれると主張して争った。パネルは、避難経路などの事実関係を確認した結果、ペットを親族に預けた時期を認定した上で、謝礼は精神的損害には含まれない生活費増加分に当たるとして、平成23年6月以降の謝礼の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、生活費増加分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の10)

申立人Aは、避難先で家を購入するための費用の賠償を求めたところ、東京電力は、申立人Aは原発事故前に避難等対象区域内の不動産を所有していなかったとして主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第1の4、同第3の6)

申立人らは、避難先でペットを飼えなくなったことに対する精神的損害の賠償を求めたところ、東京電力は、ペットが死亡又は離別した場合に限り、ペットに関する精神的損害が賠償されるべきと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1210		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(川内村)から避難した申立人家族について、事故前住居地近隣の小学生の帰還率が低いこと等から、申立人らのうちの事故時小学生だった子が小学校を卒業する平成27年3月時点まで、避難を継続すべき特段の事情を認め、同月分まで家族全員につき月額10万円の精神的損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(7)		

2 基本情報

申立日	H27.5.28	全部和解成立日	H28.10.6
事故時住所	川内村		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害		3,400,000	H24.6～H27.3	※1
小計			3,400,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害		3,400,000	H24.6～H27.3	※1
小計			3,400,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害		3,400,000	H24.6～H27.3	※1
小計			3,400,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害		3,400,000	H24.6～H27.3	※1
小計			3,400,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,600,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

緊急時避難準備区域(川内村)から避難した申立人らは、原発事故後、避難したことによる精

精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第二次追補によると緊急時避難準備区域の精神的損害の賠償対象期間は、特段の事情がある場合を除き平成24年8月31日をもって終期とすべきであり、同年9月以降も避難を継続すべき特段の事情は認められないと主張して争った。パネルは、原発事故前住居地近隣の小学生の帰還率が低く教育環境が整っていないこと等から、原発事故時小学生であった申立人Cが小学校を卒業する平成27年3月まで避難を継続すべき特段の事情を認め、平成24年6月分から平成27年3月分まで、申立人C及びその家族全員に月額10万円の精神的損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6IV②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1211		
事案の概要	原発事故前、申立人らの一部(申立会社の代表者ら)が居住し、登記名義は申立会社であった居住制限区域(富岡町)所在の店舗兼住居に関する財物損害について、外観上住居部分と店舗部分が区別でき、固定資産明細書上も別個のものとされていることや、実際の居住実態等を考慮し、住居部分につき、事業用資産としてではなく通常の住宅として算定された金額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H27.7.6	全部和解成立日	H28.10.6
事故時住所	富岡町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	販売業		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	建物	38,290,398		※1
全部和解	財物損害	その他	6,257,708		※1
小計			44,548,106		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	44,548,106
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人A及びB(Aの父)は、原発事故当時、薬局を営みながら家族で暮らしていた店舗兼住宅について、住宅部分も申立人C(追加申立てをした法人)名義で登記されていたものの、実態は居宅であったとして、住宅部分については通常の住居と同様の基準により財物価値を算定すべきと主張した。東京電力は、当該建物の登記名義は法人名義であり、実態としても商業用エリアが相当程度含まれるなどとして、本件建物の一部を住居と評価することは困難であると主張して争った。パネルは、本件建物の外観及び構造上、店舗部分と後に増築された住宅部分とは明確に区別可能であり〔現況写真、建物設計図〕、固定資産明細書においても家屋が2つに分かれて記載・評価されていること〔固定資産明細書〕や、本件建物の店舗部分と住宅部分とは使用実態においても区別されていたこと〔電話聴取事項報告書〕等を総合考慮して、住宅部分の実態は個人用居宅であると判断し、住宅部分について事業用資産としてではなく居住用建物(庭木及び構築物相当額を含む。)として財物価値を算定した和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴う財物の管理不能等により、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分は賠償すべき損害と認められるとし、中間指針第3の10備考5は、損害の基準となる財物価値は、原則として原発事故発生時点における財物の時価相当額としているところ、実態に即して不動産の時価相当額を算定して、同指針に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1212		
事案の概要	茨城県内で、施設内の池に淡水魚を放流し、釣り客から施設入場料を得ることにより釣り場の経営をしている申立会社の風評被害による逸失利益について、申立会社の業態や売上状況等を考慮し、平成27年6月分まで賠償(影響割合は、平成26年1月から3月までは10割、同年4月から6月までは7割、同年7月から平成27年6月までは3割)された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)イ		

2 基本情報

申立日	H28.6.24	全部和解成立日	H28.10.7
事故時住所	茨城県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,881,002	H26.1～H27.6	※1

小計 1,881,002

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,881,002
	弁護士費用	56,430
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、茨城県において、施設内の池に淡水魚を放流し、釣り客から施設入場料を得ることにより釣り場の経営をしていたところ、原発事故の風評被害により売上げが減少したとして〔決算書〕、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、平成26年3月までの損害については賠償すべきことを認める一方、同年4月以降は申立人の売上げが9割以上回復しており風評被害が発生していないこと、売上減少は原発事故以外に原因があること、その業態からして観光業者に当たるか疑問であること等を主張して争った。パネルは、申立人の業態や売上状況等を考慮し、原発事故と減収との間の相当因果関係を認めた上で、基準期間とした平成22年12月期と対象期間の売上高の差額に貢献利益率51%を乗じ、さらに原発事故の影響割合は平成26年1月から同年3月までは10割、同年4月から同年6月までは7割、同年7月から平成27年6月までは3割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業等において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1213		
事案の概要	会津地域で自宅近隣の自己所有林から伐採した薪を薪ストーブの燃料に使用していたが、原発事故後、当該薪から規制値以上の放射性物質が検出されたため使用ができなくなった申立人について、平成27年11月及び12月に支出した薪の購入費用、運搬費用等が賠償された事例(なお、申立人所有林の立木については賠償未了)。		
紹介箇所	第10の2(3)イ		

2 基本情報

申立日	H28.2.23	全部和解成立日	H28.10.17
事故時住所	南会津町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	その他	207,000	H27.12	※1
全部和解	生活費増加費用	その他	105,300	H27.11	※1

小計 312,300

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	312,300
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

申立人は、南会津町に居住していたところ、原発事故前は自宅近辺の自己所有林〔土地評価証明書〕から切り出して薪ストーブ用の薪を作っていたが、原発事故後は自家製の薪から放射性物質が検出され〔試験成績書〕、当該林から薪を作ることができなくなったため、外部から薪を購入しなければならなくなり、その薪購入費用及び薪購入に係る運搬・積立作業費用〔御見積書・納品書・請求書・受領証〕を請求した。東京電力は、申立人が、本申立てと並行して立木の直接請求を行っていたため、本申立てでは回答を留保した。パネルは、薪購入費用等と立木の価値とは必ずしも一致しないことから、立木の直接請求手続に関するものとは別の損害として、申立人の請求どおりの和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第二次追補第4）

申立人は、ストーブ等関連設備の除染費用を請求したところ、東京電力は原発事故の有無にかかわらず支出するメンテナンス費用の可能性があるなどと主張して争った。パネルは和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1214		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)の賃貸住宅に居住していたが、娘の住む関東地方に避難後、平成23年5月に避難先で娘が購入資金の一部(1000万円)を申立人から贈与を受けて購入した住居に居住している申立人について、中間指針第四次追補の住居確保に係る損害に準ずるものとして、避難先地域の家賃相場に照らした想定賃料額と原発事故前に居住していた賃貸住宅の賃料との差額の8年分が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H27.11.2	全部和解成立日	H28.10.18
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他	6,240,000		※1
全部和解	精神的損害	増額分	2,280,000	H23.3～H26.4	※2
全部和解	精神的損害	増額分	600,000	H26.5～H27.12	※2
小計			9,120,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,120,000
	弁護士費用	225,400
	手続内で処理された既払金合計額	1,606,666

※1 中間指針第四次追補第2の2

申立人とその夫は、浪江町の借家に居住していたが、原発事故により、娘の住む関東地方に避難した後、平成23年5月、申立人から購入資金の一部(1000万円)の援助を受けた子〔平成23年分贈与税の申告書〕が購入した住居に避難した。申立人は、住居取得目的で贈与した1000万円等の賠償を請求した。東京電力は、借家居住者が、避難先で住宅を購入した場合の住居取得費用が、中間指針第四次追補では賠償すべき損害と明記されていないこと等を理由に賠償を拒否した。パネルは、浪江町の住居の賃料と避難先の類似物件の賃料〔インターネット上の賃貸物件リスト〕との差額を月額6万5000円と認定し、差額8年分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第四次追補第2の2IV②は、従前の住居が借家であった避難者について、新たな借家と従前の借家との家賃の差額の8年分の賠償を認めているところ、従前の住居が借家であった申立人が避難先で住宅取得のための費用を負担したことについて、これに準じた賠償を認める和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人の夫（故人）は、原発事故発生当時、身体障害1級〔障害者手帳〕の要介護状態で、車椅子で生活していた。申立人は、夫の介護により過酷な避難生活を余儀なくされたとして、慰謝料の増額を請求した。東京電力は、平成23年5月の住居取得後の増額について請求を否認したが、パネルは、原発事故と介護の負担との間の相当因果関係を認め、申立人の夫が老人ホームに入居するまでの期間は月額6万円、老人ホーム入居後の期間は月額3万円の増額分の賠償を認めた。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にある者等の介護を恒常的に行ったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1215		
事案の概要	茨城県内で冷凍野菜等の加工販売業を営む申立会社について、原料となる野菜が主に福島県及び北関東産であること、取引先が原発事故後に西日本産の冷凍野菜を取扱う他社の代替品の取引量を増やし、申立会社との取引量を減少させたこと、申立会社が新たな取引先を開拓することが困難であること等の事情を考慮し、平成27年3月分までの逸失利益(原発事故の影響割合約3割)が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H27.12.22	全部和解成立日	H28.10.18
事故時住所	茨城県水戸市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		16,000,000	H25.9～H27.3	※1
小計			16,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	16,000,000
	弁護士費用	480,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、茨城県内で、主として福島県及び北関東産の葉物野菜の冷凍加工販売業を営んでいたところ、各種意識調査の結果や報道等を踏まえると、平成25年9月以降も風評被害が継続しているとして、平成27年8月までの逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、原料となる野菜の平均価格、取扱金額が原発事故前より増加していること等を理由に、風評被害は収束していると主張して争った。パネルは、各種意識調査の結果等を踏まえ、取引量の減少等が風評被害の継続によるものと認め、原発事故からの経過期間、出荷制限及びその解除、放射性物質の検出状況、申立人の売上推移等を考慮して、原発事故の影響割合を、平成27年3月までの逸失利益について約3割とする内容の和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ③ ii 及び同① i は、農林水産物の加工業及び食品製造業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、主たる原料が福島県及び茨城県等において産出された農林水産物に係るものは、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1216		
事案の概要	自主的避難等対象区域(田村郡三春町)から平成24年3月に県外に自主的避難を実行した申立人ら夫婦及び娘3人(平成11年生まれ、平成14年生まれ及び平成20年生まれ)について、平成27年3月分までの避難費用、生活費増加費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H28.6.2	全部和解成立日	H28.10.19
事故時住所	三春町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	568,510	H24.3～H27.3	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	37,876	H24.3～H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	740,000	H24.3～H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	740,000	H24.3～H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H24.3～H27.3	※1
全部和解	避難雑費		2,004,000	H24.3～H27.3	※1
小計			4,240,386		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,240,386
	弁護士費用	127,212
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

自主的避難等対象区域(三春町)に居住していた申立人ら(夫及び3人の未成年の子らは追加申立て)は、三女の幼稚園入園及び長女の中学校入学時期に合わせて平成24年3月に県外に避難し、避難に要した費用及び避難中に増加した費用として、①面会交通費、②引越費用、③宿泊謝礼、④二重生活に伴う生活費増加分、⑤家財道具購入費〔領収書〕及び⑥避難雑費の賠償を求めた〔陳述書〕。東京電力は、平成24年9月以降の自主的避難に係る避難費用等について賠償の対象と認められるためには「特段の事情」の有無の検討が必要であり、本件では「特段の事情」

は認められず、賠償の対象となる期間には当たらないと主張して争った。パネルは、平成24年3月から平成27年3月までの間における申立人らの避難継続の合理性及び原発事故と申立人らの損害との間の相当因果関係を認め、上記の各損害について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1217		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人夫婦の申立てにおいて、避難により退職を余儀なくされた申立人夫の就労不能損害について、避難中に同申立人が鬱状態に陥ったことや、避難中に就職したものの勤務時間が制限されていること等の事情を考慮して、同申立人の事故前勤務先の定年退職予定月である平成28年6月分までの減収分(影響割合10割)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H27.12.15	全部和解成立日	H28.10.21
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	避難費用	宿泊費等	453,648	H26.11~H27.5	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	35,000	H26.11~H27.5	※1
早期一部和解	就労不能損害	減収分	1,388,978	H26.11~H27.2	※2
全部和解	就労不能損害	減収分	5,705,138	H27.2~H28.6	※2
早期一部和解	生命・身体的損害	通院交通費	7,260	H26.11~H27.5	※3
早期一部和解	生命・身体的損害	慰謝料	46,200	H26.11~H27.5	※3
早期一部和解	生命・身体的損害	その他	7,560	H26.11~H27.5	※3
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	63,800	H26.11~H27.5	※3
早期一部和解	精神的損害	基本部分	700,000	H26.11~H27.5	※4
全部和解	精神的損害	基本部分	1,500,000	H27.6~H28.8	※4

小計 9,907,584

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	生命・身体的損害	通院交通費	6,600	H26.11~H27.5	※3
早期一部和解	生命・身体的損害	慰謝料	42,000	H26.11~H27.5	※3
早期一部和解	生命・身体的損害	その他	7,560	H26.11~H27.5	※3
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	58,000	H26.11~H27.5	※3
早期一部和解	精神的損害	基本部分	700,000	H26.11~H27.5	※4
全部和解	精神的損害	基本部分	1,500,000	H27.6~H28.8	※4

小計 2,314,160

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	12,221,744
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

避難費用として、家賃及び原発事故前は自宅で栽培しており購入する必要のなかった野菜の購入費用相当額について賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の8、同第3の5

申立人Aは、原発事故により、避難指示区域（南相馬市小高区）内にあった事故時勤務先から解雇されたが、避難中にうつ病に罹患したこと〔診断書（医療証明書）〕、再就職はしたものの正社員ではなくパートであり事故前収入には及ばないこと〔所得証明書、支給明細書〕から、就労不能損害を請求した。東京電力は、申立人Aが鬱状態ではあっても医師から就労禁止や就労制限の指示を受けていないこと〔医療照会状〕、1日3時間前後のパート勤務をしていること、和解案提示時点で原発事故から4年半以上が経過していることから、より高い収入を得るため転職が可能であり、そのための相当の期間もあったにもかかわらず、かかる努力をしていたかが明らかではないと主張して争った。パネルは、申立人Aの原発事故当時の勤務先の退職による減収の発生と原発事故との間の相当因果関係を認め、原発事故に先立ち、勤務先と定年を65歳にする話合いがされていたこと、再就職のための努力もしていることから、原発事故前の収入と原発事故後の収入との差額を基に、定年退職予定月である平成28年6月まで影響割合を10割とする就労不能損害の賠償を認めた。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分が賠償すべき損害と認め、また、同第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、精神的障害を含み健康状態が悪化したことにより生じた逸失利益は賠償すべき損害と認められるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の5

申立人Aは、避難中にうつ病に罹患したとして、通院交通費、通院慰謝料、診断書代を請求し、東京電力はこれを特段争わず、パネルは生命・身体的損害として賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の6

中間指針第3の6に基づく精神的損害の基本部分として賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1218		
事案の概要	宮城県で全国の飲食店等を取引先として主に東北産青果の卸売業を営む申立人の風評被害による逸失利益について、原発事故による取引中止後に業績が大幅に上がった取引先があり、事故がなければそれらの取引先との取引が継続していた蓋然性が高いこと等の事情を考慮し、基準年度の売上を修正して算定された額により、平成27年2月分までの損害(従前賠償との差額分)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)ア	第5の2(2)イ
	第5の2(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H27.7.6	全部和解成立日	H28.10.25
事故時住所	宮城県仙台市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		7,168,018	H23.3～H27.2	※1
小計			7,168,018		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,168,018
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、仙台市において、全国の飲食店等を取引先として主に東北産青果の卸売業を営んでいたところ、原発事故後、複数の取引先から取引を打ち切られたことから、原発事故がなければ、当該取引先との取引が継続し、かつ原発事故後に当該取引先が増収増益傾向であったことからして、申立人も増収増益となっていたはずであると主張し、平成23年3月から平成27年2月までの間の、当該取引先との取引が継続して増益するはずであった部分の逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、原発事故がなかったとしても、申立人に増収増益の可能性は認められないとして、相当因果関係を否定して争った。パネルは、原発事故がなければ申立人と当該取引先との取引は継続していたといえ、原発事故後に当該取引先の一部が増収増益したこと等を根拠に、原発事故がなければ申立人と当該取引先との取引額が増加した結果、申立人に増収増益があった蓋然性は高いと認定した上で、申立人の売上げが当該取引先を増収増益に比例して上昇したであろうとまでは評価できないことから、当該取引先を増収増益に基づき算出した増収分の50%に貢献利益率を乗じた金額の賠償を認めた。

中間指針第7の2 I④は、福島県、茨城県などで産出された農林水産物を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該農林水産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めており、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については、仲介委員が複数の合理的な算定方法の中の一つを選択すれば足りるとし、平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には、事故前収入額に適宜の金額を足した額を原発事故がなければ得られたであろう収入額としても、特段の事情のない限り仲介委員の判断は合理的なものと推定されるとしているところ、本件はこれらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1219		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)に旧自宅を所有していた申立人らについて、平成23年9月の大雨により旧自宅がり災し、全壊とされたことから旧自宅を取り壊したうえ、旧自宅敷地を売却して転居する必要が生じたため、旧自宅敷地につき自主除染を実施し、その後、新たに同市内に購入した転居先につき自主除染を実施したことに関し、旧自宅の除染については、当時の線量のままでは売却できない旨の不動産業者による指摘があったこと等を考慮し、また、転居先の除染については、行政機関による除染が未了であったこと等を考慮し、それぞれ除染費用の8割が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)才	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H28.7.6	全部和解成立日	H28.11.1
事故時住所	郡山市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	200,000	H23.3～H25.3	※1
全部和解	除染費用等	除染費用	420,000	H25.5～H25.6	※1
小計			620,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	620,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人らは、原発事故当時、自主的避難等対象区域(郡山市)内に所有する旧自宅で居住していたところ、平成23年9月の大雨により旧自宅がり災し全壊となったことから〔災証明書〕、旧自宅を解体した上で敷地を売却して転居する必要が生じたが、原発事故により敷地の放射線量が高かったことから、解体のみならず敷地の除染も余儀なくされたとして、①旧自宅の除染費用の賠償を求めたほか、郡山市内に購入した新たな転居先の土地建物についても、行政による除染が未了であり放射線量が高かったため除染を余儀なくされたとして、②転居先の除染費用の賠償を求めた〔電話聴取事項報告書、自治体による放射線量測定結果、請求書、領収証等〕。東京電力は、①について、大雨による床上浸水が直接の原因であり原発事故との相当因果関係は認められないこと等を主張して争い、②についても、除染の作業内容が不明である他、領収書の但書の記載上、除染費用に関する領収書とは止められないことを主張して争った。パネルは、①について、当時の線量のままでは売却できない旨の不動産業者による指摘があったこと〔電話聴取

事項報告書]等の事情を考慮して除染費用の8割を認め、②についても、行政機関による除染が未了であったことや、提出された証拠〔除染実施前の転居先の敷地の写真〕等を考慮して、除染費用の8割を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1220		
事案の概要	<p>原発事故当時、帰還困難区域(富岡町)の実家に住民票をおきながら、平成22年4月から平成26年3月まで大学進学のため関東地方に居住していた申立人について、その実家は申立人が将来同居することが可能となることを考慮して建てられたものであったこと、原発事故前に申立人が大学の長期休暇中は帰省し実家で過ごしていたこと、申立人が大学卒業後に福島県内で就職していること等を考慮し、原発事故がなければ大学卒業後に富岡町の実家で生活した蓋然性が高いとして、平成26年3月から同年11月までの生活費増加分につき実際の増加額分、平成26年4月分から平成28年4月分までの日常生活阻害慰謝料につき、中間指針等記載の月額10万円の3割の範囲で賠償された事例。</p>		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)ア

2 基本情報

申立日	H27.5.19	全部和解成立日	H28.11.4
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	750,000	H26.4～H28.4	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	122,632	H26.3～H26.11	※2
小計			872,632		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	872,632
	弁護士費用	26,179
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人は、原発事故当時大学1年生であり、富岡町の実家に住民票を置きながら通学のため千葉県船橋市に居住していたが、平成26年4月に郡山市所在の職場に就職することとなったことから、同年3月以降、郡山市に居住しているところ、①原発事故までは地元のコミュニティに密着した生活を送っていた、②富岡町の実家の土地及び建物は大学卒業後に申立人が戻ってくることを前提として取得、建築された、③平成22年4月からの約1年間の帰省日数は約150日に及んでいた、④平成25年4月以降の就職活動はいずれも将来的に福島県内に戻ることを念頭に置いて行っていたなどの事情から、原発事故がなければ実家から通勤していた蓋然性が高いとして、平成26年4月以降の日常生活阻害慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、前件においては大学在学中であり、基本的に日常生活阻害慰謝料の対象とならないものの帰省期間を考慮し、1年について中間指針が目安とする金額の4か月分のみ賠償を認めたが、本件では就職活動や実際の就職の状況からは実家に戻ることが確定的であったとは考えられず、郡山市へ

の本拠移転は自発的なものであると主張して争った。パネルは、申立人主張の①から④まで等の各事情を認めつつも東京電力の主張をも勘案し、中間指針等の基準である月額10万円の3割の範囲で日常生活障害慰謝料の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6 I ①は、原発事故発生時には避難等対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされている者が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛について、合理的な範囲において賠償すべき損害と認め、同Ⅲ①及び同備考10は、その損害額の目安を月額10万円としつつ具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではないとし、また、中間指針第二次追補第2の1(1)Ⅱは、第3期においても原則として引き続きこれと同じ算定方法によるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の2、中間指針第二次追補第2の1

申立人は、原発事故当時大学1年生であり、富岡町の実家に住民票を置きながら通学のため千葉県船橋市に居住していたが、平成26年4月に郡山市所在の職場に就職することとなったことから、同年3月以降、郡山市に居住しているところ、原発事故がなければ実家から通勤していた蓋然性が高いとして、郡山市所在の職場に就職するために同月から賃貸住宅に居住することで負担した敷金、礼金及び家賃等の賠償を請求した。東京電力は、就職活動や実際の就職の状況からは実家に戻ることが確定的であったとは考えられず、郡山市への本拠移転は自発的なものであると主張して争った。パネルは、申立人主張の具体的な事情から、原発事故がなければ実家から通勤していた蓋然性が高いと判断し、同月以降に負担した敷金、礼金及び家賃等について、生活費増加費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用について必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認め、また、中間指針第二次追補第2の1(1)Ⅱは、第3期においても原則として引き続きこれと同じ算定方法によるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1221		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)所在の申立人の自宅について、地震で屋根が破損し、避難生活中に雨漏りが生じたために必要となった内装修理工事に関し、本件事故の影響割合を8割、内装修理工事を実施することによる原発事故前と比較した価値の増加分を1割として、工事費用の7割2分が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(エ)		

2 基本情報

申立日	H28.1.12	全部和解成立日	H28.11.8
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	追加的費用	674,784	H25.10からH26秋頃にかけて実施された分	※1
小計			674,784		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	674,784
	弁護士費用	20,244
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)所在の自宅について、地震で屋根が破損し避難生活中に雨漏りが生じたために家屋修繕工事が必要となったとして、平成25年10月から平成26年秋頃までの間にかけて実施された同工事費用の賠償を請求した。東京電力は、家屋修繕費用が必要になったのは地震で屋根が壊れ雨漏りが生じたことによる腐敗が原因であり、原則として原発事故と損害の間に相当因果関係は認められないが、仮に認められるとしても避難により事実上雨漏りの発見が遅れ修繕工事の着工時期がある程度遅れたかもしれないという点にすぎないし、工事によって資産価値が2割は上昇しているとして、支出費用に対する原発事故の影響割合は1割を超えないと主張して争った。パネルは、原発事故と申立人の工事費用の支出との間に相当因果関係を認めた上で、工事の実施自体について原発事故の影響割合を8割とした上で、内装修理工事の実施によって原発事故前よりも価値が1割増加しているといえること等を考慮して、工事費用の7割2分が損害であると認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等になったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合の修理費用等は賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1222		
事案の概要	千葉県北部産の無農薬野菜を主たる商品として、会員制の通信販売業を営む申立会社の風評被害による逸失利益について、原発事故により減少した会員数がまだ回復していないこと等を考慮して、平成27年9月分から平成28年2月分まで原発事故の影響割合を4割として損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H28.3.29	全部和解成立日	H28.11.9
事故時住所	千葉県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		13,263,895	H27.9～H28.2	※1

小計 13,263,895

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,263,895
	弁護士費用	397,917
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、千葉県で同県北部産の無農薬野菜等の会員制通信販売事業等を営んでいたところ、原発事故の風評被害により会員数が減少して減収が生じたとして〔原発事故前後の決算報告書及び会員数推移表等〕、平成28年2月までに発生し、また、将来発生が見込まれる営業損害(逸失利益)の一括賠償を求めた。東京電力は、損害の賠償には応じるとしつつ、原発事故から約4年半が経過していること等の事情から、損害額の算定について、同月までに生じた売上減少額に貢献利益率を乗じた金額に、影響割合として4割を乗じるべきであると主張し、また将来発生が見込まれるものを含めた営業損害の一括賠償には応じられないと主張して争った。パネルは、申立人が主として無農薬野菜を扱う会員制の通信販売事業者であることから、その顧客は相対的に食べ物に対する意識が高く風評被害をより受けやすいとして、原発事故と売上減少との間に相当因果関係を認め、同月までに生じた売上減少額に貢献利益率を乗じた金額に、影響割合として4割を乗じた金額を損害額として和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i 及び同第7の2 I ④は、農林水産物・食品の流通業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、千葉県において産出された農産物を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係るものは、原則として賠償すべき損害と

認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1223		
事案の概要	平成22年まで帰還困難区域(富岡町)の自宅で夫及び長男と同居し、原発事故当時は、出産等のために他県にある実家に転居していた申立人ら(妻、二男及び長女)について、これらの経緯に加え、その後、夫及び長男と共に避難先で生活をしていること等を考慮し、原発事故がなければ上記自宅で生活していた蓋然性が高いとして、日常生活阻害慰謝料や中間指針第四次追補に基づく精神的損害について、中間指針等記載の金額のうち一定の範囲の額(日常生活阻害慰謝料については1割、中間指針第四次追補に基づく精神的損害については5割)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ア	第1の8(2)ウ(イ)	

2 基本情報

申立日	H27.11.30	全部和解成立日	H28.11.18
事故時住所	富岡町		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	750,000	H23.3~H29.5	※1
全部和解	精神的損害	その他	3,500,000		※2
小計			4,250,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	750,000	H23.3~H29.5	※1
全部和解	精神的損害	その他	3,500,000		※2
小計			4,250,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	750,000	H23.3~H29.5	※1
全部和解	精神的損害	その他	3,500,000		※2
小計			4,250,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他動産	300,000		※3
小計			300,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,050,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6

申立人A、B及びCは、原発事故当時、他県に居住していたが、平成24年3月に申立人らの家族（申立人Aの夫及び長男）が住んでいる帰還困難区域（富岡町）の自宅に戻る予定があったとして、同月分以降の精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの生活の本拠が他県にあったことを理由としてこれを争った。パネルは、申立人らが原発事故当時、他県に住んでいたとしても、その家族が帰還困難区域（富岡町）の自宅に住んでいたこと、申立人らがその自宅に帰っていた時期があったこと等の理由から、申立人らの避難者性を一定程度認め、申立人らが原発事故前に富岡町の自宅に戻っていた割合を考慮し、平成23年3月から平成29年5月まで月額1万円の慰謝料を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6 I ①は、避難指示等により避難等を余儀なくされた対象者（避難等対象者）が受けた精神的苦痛のうち、原発事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第四次追補第2の1

申立人A、B及びCは、原発事故当時、他県に居住していたが、平成24年3月には申立人らの家族（申立人Aの夫及び長男）が住んでいる帰還困難区域（富岡町）の自宅に戻る予定があり同時期以降、避難等対象者となるので、中間指針第四次追補に基づく精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、将来、帰還困難区域（富岡町）に戻る予定があったとしても、申立人らの住民票が他県に移され申立人らの生活の本拠が他県にありそこでの生活が長期間に及んでいること等から、申立人らの生活の本拠が他県にあったことを理由としてこれを争った。パネルは、申立人らが原発事故当時、帰還困難区域（富岡町）に住居していなかったとしても、原発事故後、申立人らの家族とともに避難しており、原発事故がなかったならば、帰還困難区域（富岡町）の自宅に近い将来戻る予定が確実であったとして、申立人らを中間指針第四次追補における精神的損害の賠償対象者としたが、立証の程度を考慮して、350万円（請求金額の5割）の慰謝料を認める和解案を提示した。

中間指針第四次追補第2の1は、長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等を一括して賠償することを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

中間指針第3の10 I は、帰還困難区域（富岡町）内の財物（家財）の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われた場合、その価値を喪失した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 申立人らのうち、申立人D及びE（申立人Aの夫及び長男）は、申立てを取り下げた。

1 事案の概要

公表番号	1224		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)に居住し、平成23年4月下旬、他県に避難した申立人ら(夫婦及び子3名)について、事故当時高校生であった申立人子が、避難前は授業料無償の公立高校に通学していたのに対し、避難先では、避難者の公立高校への編入に関する特例措置が取られていなかったために、授業料有償の私立高校に転校せざるを得なかったこと等を考慮し、生活費増加費用として授業料増加分の5割が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ		

2 基本情報

申立日	H28.6.3	全部和解成立日	H28.11.18
事故時住所	福島市		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	教育費	268,650	H24.1～H26.3	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	22,400	H25.7	※1
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	24,000	H24.10～H26.6	※2
全部和解	避難雑費		2,096,000	H24.1～H27.3	※1

小計 2,411,050

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,411,050
	弁護士費用	72,332
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人ら(父(A)、母(B)、18歳以下の子(CないしE))は、原発事故当時、自主的避難等対象区域に居住していたところ、平成23年4月に県外へ自主的避難〔ガス料金請求書〕した際に負担した、①一時帰宅費用(親戚の葬儀)、②避難雑費のほか、③避難先での公立高校への編入が困難であることに伴う生活費増加費用(私立高校授業料等)〔転入学許可書及び授業料等納付金内訳書〕の賠償を求めた。東京電力は、同年5月に申立人らが転居し、申立人Cは県外の私立高校に入学したが、その後、申立人らが転居していないことからすると、申立人らによる同月の転居は移住であり避難には当たらないと主張して、上記①ないし③を争うとともに、さらに、③については、避難先を選定したのは申立人らの任意の判断によるものであり、そのために

発生した費用は原発事故との相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、申立人らの転居は避難によるものであり、かつ避難生活が継続していることを認めて、①及び②の賠償を認めるとともに、③についても、申立人らが、避難先の物価の状況、福島県からの距離、公営住宅の募集状況等の制約のもとに避難先を選定していることや、申立人らが避難した同年5月時点では、避難先の自治体において避難者の公立高校への受入れ制度が整備されていなかったこと等の事情に鑑み、原発事故との相当因果関係は認める一方で、私学教育による価値を享受していることを考慮し、授業料等の5割の限度で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目については)、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

申立人らが、原発事故による放射線の被曝の影響の検査を受診した際の交通費について〔内部被ばく検査実施日のお知らせ、甲状腺検査の案内、検査結果資料〕、合理的な範囲で賠償を認める和解案を提示したものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目

申立人らは、避難生活中に支出した生活費増加費用(スキーウェア、スキー靴、スタッドレスタイヤ、借家のエアコンが故障したことを理由とするエアコン購入費、自動車購入費用)の賠償を求めた。東京電力はこれらの購入を裏付ける領収書が提出されておらず、また、仮に領収書があるとしても原発事故との間に相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1225		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(田村市)から避難した申立人らについて、帰還しても家業が再開できないこと、申立人らの中に障害のため避難先の地区所在の施設に通う必要のある者がいたこと等を考慮して、平成24年9月から平成26年3月までの日常生活阻害慰謝料、生活費増加分、一時立入費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)ウ	第1の5(2)
	第1の8(2)エ(7)		

2 基本情報

申立日	H28.2.24	全部和解成立日	H28.11.22
事故時住所	田村市		
申立人人数	6	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,116,000	H23.3～H26.3	※1
全部和解	財物損害	追加的費用	700,000		※4
全部和解	避難費用	食費増加費用	555,000	H23.3～H26.3	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	184,610	H23.3～H26.3	※3

小計 4,455,610

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1

小計 1,900,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	846,000	H23.3～H26.3	※1

小計 2,746,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1

小計 1,900,000

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	500,000		※5

小計 500,000

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	846,000	H23.3～H26.3	※1

小計 2,746,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	14,247,610
	弁護士費用	427,429
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、田村市都路町（緊急時避難準備区域）の自宅で家業を営みながら居住していたところ、原発事故に伴い同市船引町に避難したが、都路町の住民の大部分が避難したため自宅での家業が再開できないこと、障害者である申立人Cが避難先付近の福祉施設を利用していること、自宅付近の放射線量が高いこと、自宅付近に放射性物質の仮置場があり放射線量の低減が見込めないこと等から避難先での避難生活の継続を余儀なくされたとして、平成24年9月から平成28年2月までの期間について、日常生活阻害慰謝料（障害者の介助等を理由とする増額分を含む。）の賠償を請求した。東京電力は、申立人らの自宅付近の平成24年9月時点の放射線量は高いとはいえなかったこと、同年8月末時点における申立人らの自宅がある地域のインフラは原発事故前の通常的生活を行うのに必要な水準に回復していたこと、申立人Cが原発事故前に利用していた福祉施設は原発事故後比較的早期に営業を再開していること等から、申立人らの避難の継続に合理性を認めるのは困難であると主張して賠償義務を争った。パネルは、申立人らの家業の取引先が自宅周辺のほか帰還困難区域を含む旧警戒区域内にも存在しており、平成24年8月以降も直ちに営業を再開することが困難な状況であったと考えられること、申立人Cが原発事故前に利用していた福祉施設が本格的にサービスを再開したのは平成26年4月であったと認められること、申立人らが自宅から申立人Cが利用する避難先付近の福祉施設まで申立人Cを毎日送迎するのは負担が大きいと考えられること等から、申立人らの避難の継続には平成24年9月から平成26年3月までの期間に限り合理性があると判断し、同期間について日常生活阻害慰謝料（障害者の介助等を理由とする月額3万円の増額分を含む。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同（1）の備考7は、相当期間経過後の特段の事情が

ある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2、中間指針第二次追補第2の1

申立人らは、田村市都路町（緊急時避難準備区域）の自宅で家業を営みながら居住していたところ、原発事故に伴い同市船引町に避難したが、都路町の住民の大部分が避難したため自宅での家業を再開することができないこと、障害者である申立人Cが避難先付近の福祉施設を利用していること、自宅付近の放射線量が高いこと、自宅付近に放射性物質の仮置場があり放射線量の低減が見込めないこと等から避難先での避難生活の継続を余儀なくされ、原発事故前は自宅付近の田畑で栽培していた米や野菜を購入せざるを得なくなったとして、平成23年3月から平成28年2月までの期間について、食費増加費用の賠償を請求した。東京電力は、申立人らの自宅付近の平成24年9月時点の放射線量が高いとはいえなかったこと、同年8月末時点における申立人らの自宅がある地域のインフラは原発事故前の通常的生活を行うに当たり必要な水準に回復していたこと、申立人Cが原発事故前に利用していた福祉施設は原発事故後比較的早期に営業を再開していること等から、申立人らの避難の継続に合理性を認めるのは困難であると主張し、賠償義務を争った。パネルは、申立人らの家業の取引先が自宅周辺のほか帰還困難区域を含む警戒区域内にも存在しており、平成24年8月以降も直ちに営業を再開することが困難な状況であったと考えられること、申立人Cが原発事故前に利用していた福祉施設が本格的にサービスを再開したのは平成26年4月であったと認められること、申立人らが自宅から申立人Cが利用する避難先付近の福祉施設まで申立人Cを毎日送迎するのは負担が大きいと考えられること等から、申立人らの避難の継続には平成24年9月から平成26年3月までの期間に限り合理性があると判断し、平成23年3月から平成26年3月までの期間について、食費増加費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅲは、避難費用の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同（1）の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2、同第3の3、中間指針第二次追補第2の1

申立人らは、田村市都路町（緊急時避難準備区域）の自宅で家業を営みながら居住していたところ、原発事故に伴い同市船引町に避難したが、都路町の住民の大部分が避難したため自宅での家業が再開できないこと、障害者である申立人Cが避難先付近の福祉施設を利用していること、自宅付近の放射線量が高いこと、自宅付近に放射性物質の仮置場があり放射線量の低減が見込めないこと等から避難先での避難生活の継続を余儀なくされたとして、平成23年3月から平成28年2月までの期間について、避難先から自宅への一時立入費用の賠償を請求した。東京電力は、申立人らの自宅付近の平成24年9月時点の放射線量が高いとはいえなかったこと、同年8月末時点における申立人らの自宅がある地域のインフラは原発事故前の通常的生活を行うに当たり必要な水準に回復していたこと、申立人Cが原発事故前に利用していた福祉施設は原発事故後比較的早期に営業を再開していること等から、申立人らの避難の継続に合理性を認めるのは困難であると主張し、賠償義務を争った。パネルは、申立人らの家業の取引先が自宅周辺のほか帰還困難区域を含む警戒区域内にも存在しており、平成24年8月以降も直ちに営業を再開することが困難な状況であったと考えられること、申立人Cが原発事故前に利用していた福

社施設が本格的にサービスを再開したのは平成26年4月であったと認められること、申立人らが自宅から申立人Cが利用する避難先付近の福祉施設まで申立人Cを毎日送迎するのは負担が大きいと考えられること等から、申立人らの避難の継続には平成24年9月から平成26年3月までの期間に限り合理性があると判断し、平成23年3月から平成26年3月までの期間について、一時立入費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅲは、避難費用の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしており、また、中間指針第3の3は、避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費等は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められると定めているところ、これらに従った、又は準じた和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の10

申立人Aは、田村市都路町（緊急時避難準備区域）に居住していたところ、原発事故に伴い避難したことにより、自宅が管理不能となったためボイラー等が破損して漏水し、天井等が腐食したりカビが発生したりして修理のための費用の支出を余儀なくされたとして、自宅の修理費用の賠償を請求した。東京電力は、一定額を既に賠償しているとして賠償の可否を争った。パネルは、請求額の5割の限度で賠償を認める和解案を提示した。

※5 中間指針第3の6

申立人Eは、原発事故当時、相馬市内の会社への就職が内定していたが、原発事故の影響で内定を取り消されて精神的苦痛を被ったとして、精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、内定取消しは地震に起因しており原発事故との相当因果関係がないと主張して賠償の可否を争った。パネルは、請求額の5割の限度で賠償を認める和解案を提示した。

※6 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人Aは、田村市都路町（緊急時避難準備区域）に居住していたところ、原発事故に伴い避難したことにより、避難先から自宅付近のかかりつけ病院に通院するための交通費の支出を余儀なくされたとして、平成23年7月から平成28年2月までの交通費増加費用の賠償を請求した。東京電力は、一定額を既に賠償しているとして賠償の可否を争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1226		
事案の概要	居住制限区域(富岡町)から避難し、原発事故前の勤務先を退職した申立人の就労不能損害について、申立人は避難先で就職活動を行い、平成23年11月以降、断続的に就労をしていること等を考慮して、平成27年3月から平成28年3月までの減収分に係る損害(原発事故の影響割合5割)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H28.5.13	全部和解成立日	H28.11.24
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,300,000	H27.3~H28.3	※1
小計			1,300,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,300,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、避難指示区域内に所在する勤務先に正社員として勤務していたところ、原発事故により避難を余儀なくされた上に勤務先も操業停止となったこと等により退職を余儀なくされ、避難先において就職活動を継続するも、年齢等のために原発事故時における勤務先と同程度に安定した就職先を確保することができず、断続的に非正規雇用による就業をせざるを得ないこととなり、これにより原発事故前よりも減収が生じたと主張して、当該減収分の賠償を求めた。東京電力は、平成27年2月までの減収分については賠償済みであるとした上で、同年3月以降の減収分について、就労不能による減収を損害として認めることのできる期間には法的に一定の限度が存し、当該限度を超える期間に係る減収が損害として認められるためには、損害を主張する者が就労意思を有することは当然として、障害や家族を介護する必要性を有しているなどの特段の事情が存することも必要となること、申立人が就労意思を有していることは確認できるものの特段の事情は存しないとして、申立人の主張を争った。パネルは、就労不能による減収を損害として認めることのできる期間には法的に一定の限度が存するとの東京電力の主張を一般論としては認めつつ、申立人が継続的に再就職活動に尽力してもなお非正規雇用を断続的に得ているにとどまり、従前と同程度に安定した職に就けていないこと等を考慮して、東京電力による賠償の対象となっていない平成27年3月以降の期間に係る減収分のうち、少なくとも

平成28年3月までの期間に係る減収分の5割に相当する額については原発事故による損害と認められると判断して、減収分260万円の5割に相当する額である130万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、あるいは、営業損害を被った事業者に雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1227		
事案の概要	原発事故当時、自主的避難等対象区域(郡山市)で申立人夫と同居し、平成23年6月、申立人夫と離れて他県に避難した申立人妻及び申立人子ら(長女、二女)について、申立人夫が平成24年3月に避難先とは別の県に転勤した後も避難先での生活を継続したことに関し、小学生である申立人長女の就学環境、申立人夫が短期間で再び福島県に転勤となる可能性があったこと等を考慮して、申立人長女の小学校卒業時期である平成26年3月までの避難費用、生活費増加分が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(4)		

2 基本情報

申立日	H28.7.6	全部和解成立日	H28.11.24
事故時住所	郡山市		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	1,235,200	H24.1~H26.3	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	810,000	H24.1~H26.3	※1
全部和解	避難雑費		1,080,000	H24.1~H26.3	※1
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	41,600	H24.1~H26.3	※1
小計			3,166,800		

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1

小計 600,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	400,000	H23.3~H23.12	※1

小計 600,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,526,800
	弁護士費用	135,804
	手続内で処理された既払金合計額	1,360,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、自主的避難の実行に伴う①避難費用、②生活費増加費用、③検査費用の賠償を求めた。原発事故後の経緯は、申立人妻子が平成23年6月に申立人夫と離れて他県に避難し、平成24年3月に申立人夫が妻子の避難先と別の県に転勤、転居している。申立人らは、申立人長女の友達作りが苦手な事情や学習面への影響等から申立人夫の転勤先に転居して家族一緒に生活することができなかったこと、申立人夫の転勤先が原発事故の新規開設の事務所であり、すぐに閉鎖されて福島に戻る可能性も相当程度あったこと、申立人夫の転勤に当たっては家族の転校等を伴わないという点が考慮されて人選がされていたこと等を主張した。東京電力は、原発事故がなかった場合にも申立人夫の転勤の可能性が相当程度高度であり、その時点で家族も転勤先へ転居されていたと考えられ、申立人子も年度が変わる時期での転校は他の時期に比して負担が少ないので、遅くとも平成24年3月には原発事故による避難生活を余儀なくされていると認めることは困難であると主張して争った。パネルは、小学生である申立人長女の就学環境、申立人夫が短期間で再び福島県に転勤となる可能性があったこと等を考慮して、申立人長女の小学校卒業時期である平成26年3月までの賠償を認める和解案を提示した（なお、平成23年中の損害については、中間指針第一次追補第2及び平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースによる基準に基づく各既払金（合計88万円であり、上記和解の概要における各申立人の「避難及び帰宅に要した移動費用・その他」の合計額に相当する。）により賠償済みのものとして考慮した。）。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められ

る場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円（妊婦及び18歳以下の子については40万円、本和解外で東京電力により支払済み。）のうち、4万円（妊婦及び18歳以下の子については20万円）を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

1 事案の概要

公表番号	1228		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)所在の申立人らの自宅に係る除染費用について、芝生撤去工事及び生垣手入れの費用に加え、芝生植栽工事の見積金額20万5200円の一部15万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第11の1(2)		

2 基本情報

申立日	H28.7.15	全部和解成立日	H28.11.24
事故時住所	川内村		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用		189,000		※1
全部和解	除染費用		25,206		※1
全部和解	財物損害	追加的費用	150,000		※1
小計			364,206		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	364,206
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第4

申立人Aは、原発事故当時、申立人B及びCとともに川内村に居住していたが、申立人A、B及びCは、平成23年4月から南相馬市原町区の自己所有住居〔固定資産税課税明細書〕に転居することが予定されていたところ、原発事故により当該自己所有住居の庭の芝生及び生垣が放射性物質に曝露したため芝生の撤去と植栽、生垣の手入れのための費用負担〔領収書、見積書〕を強いられたとして損害賠償を請求した。東京電力は、芝生の撤去及び生垣の手入れの作業前後の放射線量が不明であり、また、芝生には一定の寿命があるため、購入時の価格を現時点における損害と認めるのは困難等と主張して争った。パネルは、芝生の撤去及び生垣の手入れの作業前後の放射線量〔電話聴取事項報告書、除染作業完了報告書〕の数値等を踏まえて、芝生の撤去及び生垣の手入れのための費用を損害と認めることに加え、芝生の植栽費用についても一定の限度で損害を認める和解案を提示した。なお、申立人B及びCも、申立人Aと共同して除染等費用の損害賠償を求めていたが、申立人Aのみが和解案の名宛人とされた。

中間指針第3の10Ⅱは、財物が対象区域内にあり、財物の価値を減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合には、現実に価値を減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第二次追補第4Ⅰは、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去、汚染された廃棄物の処理）を行うことに伴って必然的に生じた追加的な費用、財産価値の減少分は、賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1229		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)に居住していた申立人ら(父、母、子2名(兄、妹))について、申立人子(妹)の避難先での就学上の事情を考慮して、平成27年4月分以降の面会交通費が賠償された事例。(和解案提示理由書あり。掲載番号38)		
紹介箇所	第10の2(3)イ	第10の2(4)	

2 基本情報

申立日	H27.11.24	全部和解成立日	H28.11.30
事故時住所	福島市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※1
一部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※2
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※1
一部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※2
小計			80,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※3
一部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※4
小計			600,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※3
一部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※3
小計			600,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	除染費用等	線量計購入費	59,800	H23.3～H23.12	※4
一部和解	生活費増加費用	面会交通費	1,065,600	H24.1～H27.3	※5
一部和解	避難雑費		1,080,000	H24.1～H27.3	※5
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	131,460	H27.4～H27.8	※5

小計 2,336,860

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,696,860
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,360,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について) 中間指針第一次追補第2Ⅲに基づく賠償分8万円(直接請求で東京電力により支払済み。)のうち4万円を避難及び帰宅に要した費用と生活費増加費用に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について) 中間指針第一次追補第2Ⅲに基づく賠償分8万円(直接請求で東京電力により支払済み。)のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について) 中間指針第一次追補第2Ⅲに基づく賠償分40万円(直接請求で東京電力により支払済み。)のうち20万円を精神的損害に対する賠償として扱い、同賠償分の残額20万円と、平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースによる基準に基づき賠償された20万円の合計40万円については、避難及び帰宅に要した費用と生活費増加費用に対する賠償として扱ったものである。

※4 中間指針第二次追補第4

被曝回避等の判断のために必要な費用として、線量計の購入費用について賠償を認めたものである。

※5 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人A(父)、申立人B(母)、申立人C(妹)及び申立人D(兄であり追加申立て)は、子供であるC及びDの2名が、自主的避難として福島県外の全寮制の中高一貫校(Cは中学校、Dは高校)に転校し同校の寮において生活したことで、生活費増加費用(面会交通費)等の損害が生じたとして〔ETC利用履歴等〕、その賠償を求めた。東京電力は、申立人C及びDの転校は申立人らの判断に基づくもので、その転校によって生じた費用は原発事故と相当因果関係のある損害といえないと主張して争った。パネルは、申立人C及びDという子供だけで避難せざるを得ない事情があったこと、特に申立人Cは原発事故当時12歳女子であり、兄である申立人Dと離れずに、安全に避難できるところとして全寮制の中高一貫校を選択したことも、限られた情報と時間という条件下ではやむを得なかったものであると認め、原発事故との相当因果関係を認めた。また、申立人Cの就学上の事情を考慮し、平成27年4月以降についても避難継続の合理

性が認められるとして、平成23年3月から平成27年8月までの生活費増加費用(面会交通費)等について、賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1230		
事案の概要	原発事故当時、自主的避難等対象区域(福島市)で申立人夫と同居し、原発事故後に申立人夫と離れて他県のアパートに避難した申立人妻及び申立人子2名について、平成28年4月、申立人夫と同居するために、同アパート付近に建築した戸建て住宅に転居したことに関し、その転居費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア		

2 基本情報

申立日	H28.8.8	全部和解成立日	H28.11.30
事故時住所	福島市		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	83,200	H28.4	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	8,967	H26.12~H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	35,868	H26.12~H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	120,000	H26.12~H27.3	※2
全部和解	避難雑費		112,000	H26.12~H27.3	※2

小計 360,035

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	360,035
	弁護士費用	10,801
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、申立人妻B、申立人子C及びDが、原発事故当時、福島市で申立人夫Aと同居し、原発事故後、申立人Aと離れて他県に避難したところ、平成28年4月、申立人B、C及びDが、申立人Aと同居するために、避難先アパート付近に建築した戸建て住宅に転居したことに関し、その転居費用(引越費用)の賠償を求めた。東京電力は、当該転居は避難ではなく原発事故との相当因果関係がないとして申立人らの請求を争った。パネルは、当該転居は避難先で定住するためのものと評価し転居費用は帰還のための費用と同等であると考え、一定の限度で転居費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、

自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

平成27年3月まで避難の合理性を認め、避難費用、生活費増加費用、避難雑費の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1231		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から一時避難をしたが平成23年4月に帰宅した申立人ら夫妻について、申立人夫が身体障害(4級)を有し、申立人妻が持病を患っていたところ、帰宅後は、原発事故前と同様の医療が受けられなかったこと等の事情を考慮して、日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫については平成23年3月から平成24年8月まで、東京電力が認める月額1万5000円が賠償されると共に、申立人妻については一時金として25万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)	第1の8(2)オ	

2 基本情報

申立日	H28.1.22	全部和解成立日	H28.12.1
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	270,000	H23.3~H24.8	※1
小計			270,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	250,000		※2
小計			250,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	520,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、原発事故発生当時、身体障害4級となる直腸機能障害などの持病を有していることで〔身体障害者手帳及び医療費領収証等〕、一時避難においては過酷な避難生活を余儀なくされ、また、平成23年4月の帰宅後は、原発事故前と同様の医療が受けられなかったなどと主張して〔電話聴取報告書〕、日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立人Aの身体障害者手帳等の資料を確認した上で、平成26年1月17日付け東京電力プレスリリースによる基準の基準に従った支払をすることを認めた。パネルは、Aが帰宅後に原発事故前と同様の医療が受けられなかったこと等の事情を考慮して、東京電力が認めた月額1万5000円(平成23年3月分から平成24年8月分まで)の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、糖尿病やメニエール病などの持病を有しており〔薬説明書及び医療費領収証等〕、一時避難においては過酷な避難生活を余儀なくされ、また、平成23年4月の帰還後は、原発事故前と同様の医療が受けられなかったなどと主張して〔電話聴取報告書〕、日常生活障害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、Bについては、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいとまではいえないと主張して争った。パネルは、Bが帰宅後に原発事故前と同様の医療が受けられなかったこと等の事情を考慮して、一時金25万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度又は中程度の持病があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、目安とされた月額とは別に一時金として適切な金額を賠償額に加算することができるかと認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1232		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)の自宅に所有する庭木(松2本)について、原発事故前に110万円で売却する旨の売買契約を締結し、手付金として20万円を受領したが、原発事故後に買主の申し出により合意解約をした申立人について、原発事故の影響割合、原発事故当時に上記庭木は移植のために根巻きされており、その後処分されるに至ったこと等を考慮して、上記解約による逸失利益として、上記売買代金の5割から上記手付金額を控除した金額が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の6(2)ア		

2 基本情報

申立日	H28.2.26	全部和解成立日	H28.12.7
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		350,000		※1

小計 350,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	350,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

非事業者である申立人は、売主として、知人に対し、自主的避難等対象区域(福島市)所在の自宅の庭木松2本(以下「本件松」という。)を代金110万円で売る旨の売買契約(以下「本件売買契約」という。)を締結し、手付金20万円を受領した上〔領収証、覚書〕、引渡しのため自宅至近に根巻き(木を移植する際に、苗の土のついた根の部分、土ごと形が崩れないように荒縄や布などで包むこと。)して置いていた。本件松の引渡し前に原発事故が発生し、本件松が放射線を浴びたことから、申立人は、買主からの申し出により、本件売買契約の合意解約に応じ、買主から返金不要との申し出を受けていた手付金20万円を自主的に返還した。その後、本件松に水を掛けても放射線量がさほど下がらず、放射線量が毎時0.5マイクロシーベルト前後あったことから他に販売することもできず、また、根巻きした状態で長期の保管はできないことから、本件松を処分するに至り、申立人は、本件松の財物価値の喪失又は減少等について賠償を求めた。東京電力は、本件売買契約が解除されたとしても他に売却する可能性がある以上、本件松の廃棄に合理性は認められないなどと主張して争った。パネルは、本件売買契約解約及び本件松廃棄の合理性を認め、原発事故の影響割合及び本件松の売買取引の解消から処分に至る経緯を踏まえ、本件売買契約解約に関する逸失利益として売買代金相当額110万円の5割を認定し、ここか

ら申立人が自主的に返金した手付金相当額20万円を控除した35万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅲ②は、風評被害について、第7の2以降で各業種ごとに示す一定の範囲の類型以外の類型について、原発事故以降に現実には生じた買い控え等による被害を個別に検証し、原発事故との相当因果関係を判断するとしているところ、上記のと通りの認定をした上で、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1233		
事案の概要	自主的避難等対象区域外である宮城県伊具郡丸森町大内地区(以下「大内地区」という。)にある自宅において同居する申立人ら(祖父母、父母及び子ら。なお、祖父は手続中死亡し、祖母及び父が受継。)について、申立人らの自宅は自主的避難等対象区域と同等の賠償実績がある同町筆甫地区(以下「筆甫地区」という。)に近接していること、大内地区の線量は筆甫地区と同程度といえること、亡祖父が筆甫地区に不動産(田及び山林)を所有しており、申立人らが筆甫地区とも密接に関連した生活状況であったこと等を考慮し、自主的避難等対象区域と同等の賠償等がされた事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第10の2(1)	第10の2(3)イ
	第10の2(3)ウ		

2 基本情報

申立日	H27.8.10	全部和解成立日	H28.12.9
事故時住所	宮城県伊具郡丸森町		
申立人人数	7	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	520,000	H23.3～H24.8	※1
小計			520,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	520,000	H23.3～H24.8	※1
小計			520,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	520,000	H23.3～H24.8	※1
小計			520,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	120,000	H23.3～H24.8	※1
小計			120,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	120,000	H23.3～H24.8	※1
小計			120,000		

申立人D、E共通(被相続人Gの損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	120,000	H23.3～H24.8	※1
全部和解	営業損害・逸失利益		200,000	H23.3～H27.12	※2

小計 320,000

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	120,000	H23.3～H24.8	※1

小計 120,000

申立人A、B、C、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	その他	309,750	H24.1～H26.3	※1

小計 309,750

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,549,750
	弁護士費用	46,493
	手続内で処理された既払金合計額	1,000,000

※1 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

申立人らは、自主的避難等対象区域に近接して自主的避難等対象区域と同等の賠償が認められた宮城県伊具郡丸森町の筆甫地区に近接した大内地区に3世代で居住していたところ、筆甫地区と同等の賠償を求めて生活費増加費用や精神的損害等の賠償を求めた(なお、祖父は手続中に死亡し、祖母と父が受継した。)。東京電力は、申立人らの自宅の線量は高くないこと、低線量被曝の健康への影響はないとされること、申立人らの放射線被曝の不安は抽象的なものに留まること、また申立人らの住所は自主避難等対象区域の外にあり中間指針の賠償の対象とならないこと、同地区と同視すべき事情が不足すること等を主張して争った。パネルは、申立人らの居住地区と筆甫地区とが距離的に近いのみならず申立人らが同地区とも密接に関連した生活状況であったことから自主的避難等対象区域と同様の精神的損害や自家消費野菜等の生活費増加費用を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また子供については原発事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円を、その他の自主的避難等対象者については原発事故発生当初の時期の損害として一人8万円を目安としており、原発事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者以外の者についても、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第5の1

申立人G（亡祖父）は、原発事故当時、炭焼きの事業を行っていたところ、その焼却灰から高濃度の放射性物質が検出され、町からその製造等に関する制限が行われたために炭焼き事業の断念を余儀なくされて減収を生じたため、亡くなるまでの期間について営業損害として20万円の賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	1234		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)に居住し、同区域にある航空会社の事業所に勤務していたが、原発事故の影響による同事業所の閉鎖に伴い解雇され、平成24年5月に他業種の会社に再就職した申立人(原発事故当時39歳)の就労不能損害について、申立人は、再就職前には求職活動を繰り返し行っており、再就職先では当初非常勤職員であったがその後準社員になっていること等の事情を考慮し、平成26年1月分から平成27年12月分まで減収分の全額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H28.1.4	全部和解成立日	H28.12.9
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	2,360,484	H26.1～H27.12	※1

小計 2,360,484

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,360,484
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4、中間指針第7の1

申立人は、原発事故による業績悪化を理由とする就労先の閉鎖に伴い解雇されたため減収が生じたとして、再就職先における収入との差額分の就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人が雇用されていた会社から営業損害が請求されていないこと、他の同社就労者からの退職を理由とする賠償請求が確認できないことから、勤務先の閉鎖による申立人の失職と原発事故との間の因果関係が不明であり、申立人の勤務先での勤務年数は1年弱であることから原発事故の有無にかかわらず勤務を継続していた蓋然性が高いとはいえず、また、申立人には減収を回復するための転職等の努力が可能であったにもかかわらず一般的な転職と異なる程度の減収回復の努力を行ったことは伺えないこと等から、平成26年以降の就労不能損害を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、申立人が再就職前には多数回に及ぶ求職活動を繰り返し行っており〔雇用保険受給資格者証〕、再就職先でも当初非常勤職員であったが〔雇用契約書〕、その後準社員になっていること〔辞令〕等の事情から損害回復の努力を行っていることを認め、平成26年1月分から平成27年12月分まで減収分の全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めており、同第7の1 IV②は、消費者又は取引先により商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた営業損害により、事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用の賠償を認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1235		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(田村市都路町)の自宅から避難し、平成26年8月に帰宅した申立人らについて、申立人子らが通学する自宅付近の小学校等の再開が同年4月であったこと等を考慮して、同年3月分までの日常生活慰謝料が賠償されると共に、申立人らの自宅建物の除染・改修工事が完了したのが同年8月であったこと等を考慮して、同月分までの生活費増加分等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ウ	第1の8(2)エ(ア)	

2 基本情報

申立日	H27.6.15	全部和解成立日	H28.12.12
事故時住所	田村市		
申立人人数	7	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	720,000	H24.4～H26.3	※2
全部和解	就労不能損害	追加的費用	206,203	H26.1～H26.8	※3
小計			2,826,203		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1
全部和解	就労不能損害	追加的費用	389,809	H23.4～H26.8	※3
小計			2,289,809		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,550,000	H24.9～H26.3	※1
小計			1,550,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,550,000	H24.9～H26.3	※1
小計			1,550,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,550,000	H24.9～H26.3	※1
小計			1,550,000		

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	360,000	H23.4～H24.3	※4
全部和解	財物損害	建物	192,296	H25.3～H26.9	※5
小計			552,296		

申立人A、B、C、D、E、F、G共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	通信費増加費用	185,844	H23.4～H26.8	※6
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,025,591	H23.4～H26.8	※6
全部和解	避難費用	宿泊費等	240,000	H23.3	※7
全部和解	避難費用	食費増加費用	370,000	H23.3～H24.8	※6
全部和解	避難費用	その他	312,000	H23.3～H24.11	※6
小計			2,133,435		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	12,451,743
	弁護士費用	373,552
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人らは、原発事故により、緊急時避難準備区域（田村市都路町）の自宅から避難していたが、子供らが通う自宅付近の小学校及びこども園の再開が平成26年4月であったことのほか、自宅の除染が終了したのは同年8月であったことから、同月まで避難を余儀なくされたとして、同年8月分までの日常生活阻害慰謝料を請求した。東京電力は、緊急時避難準備区域における日常生活阻害慰謝料の賠償終期は平成24年8月までと主張して争った。パネルは、平成26年3月までは避難先で就学するために避難継続せざるを得なかったと認め、また、平成24年8月までは1人当たり月額10万円が賠償済みであったことから、同年9月から平成26年3月まで1人当たり月額10万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6IV②は、精神的損害の終期について、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）IIIは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同（1）備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

家族の別離、二重生活が生じ、かつ、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいと認定し、3割の増額分の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の8

申立人A及びBについて、避難により遠方への通勤を余儀なくされたことから、通勤費の増加分の賠償が認められたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

認知症であり、要介護の状態であった母の介護をしながらの避難生活を余儀なくされたことについて、介護を恒常的に行い、かつ、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいと認定し、3割の増額分の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の10

避難により長期にわたり管理が不能となり劣化した建物の平成25年3月から平成26年9月までに実施した修繕に要した費用の賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故により、緊急時避難準備区域（田村市都路町）の自宅から避難していたが、子供らが通う自宅付近の小学校及びこども園の再開が平成26年4月であったこと、また、自宅の除染が終了したのは同年8月であったことから、同月まで避難を余儀なくされたとして、家族が避難で別離したことにより増加した電話代及び水道光熱費、避難がなければ無償のこども園を利用することができたところ、避難先では有償の幼稚園を利用しなければならなかったことにより増加した教育費、自家用農作物の利用ができなくなったために増加した食費、健康への影響を懸念して購入した飲料水の費用及び避難生活のために購入を余儀なくされた日用品、家財等の購入費を請求した。東京電力は、教育費のうち入園申込金、入園料、環境充実費、用品代及び教材費並びに平成25年12月分までの通勤交通費はいずれも支払済みであり、平成26年1月以降の通勤交通費は原発事故との間に因果関係がなく、その他の生活費増加費用については精神的損害に対する賠償に含まれるなどと主張して争った。パネルは、申立人らが帰還する自宅建物の除染・改修工事が完了したのが平成26年8月であったことから、同月までに支出した生活費増加費用を賠償すべき損害とする和解案を提示した。

中間指針第3の2 I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の2

避難先として親戚宅に宿泊したところ、親戚への謝礼金の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1236		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)の実家に居住しつつ、婚姻に伴う転居予定のため、原発事故の直前に住民票上の住所を旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に移転させていた申立人について、写真等により実家に申立人所有の家財が存在したことを認めて、家財の財物損害等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ア)		

2 基本情報

申立日	H28.6.28	全部和解成立日	H28.12.15
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	840,000	H23.6～H24.11	※1
全部和解	財物損害	家財	600,000		※2

小計 1,440,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,440,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6

申立人は、原発事故当時、双葉町(帰還困難区域)において、実父母及び祖母と一緒に居住していたが、原発事故直後に婚姻を控えていたことから、住民票は原発事故直前に婚姻後の居住予定地である南相馬市原町区に移してあったため、直請請求手続において東京電力に日常生活阻害慰謝料の支払を平成24年8月で打ち切られた。そこで申立人はこれを不服として、同年9月以降の日常生活阻害慰謝料の賠償を求めたところ、帰還困難区域からの避難者としての慰謝料は認められなかったものの、同月から同年11月までについて同市原町区からの避難継続の必要性が認められ、日常生活阻害慰謝料の基本部分(月額10万円)及び平成23年6月から平成24年11月まで家族別離等を理由とする慰謝料増額(月額3万円)が認められた。

※2 中間指針第3の10

申立人は、原発事故当時、双葉町(帰還困難区域)に実父母及び祖母と一緒に居住していたが、婚姻を控えていたことから、婚姻後の居住予定地である南相馬市原町区に住民票を移していたため、東京電力の直接請求においては帰還困難区域からの避難者としての家財賠償を受けられず(実父母及び祖母は、申立人を除いた大人3人世帯として家財賠償を受領した。)、これを不服として自己分の家財〔実家の自室の写真〕の賠償を求めた。東京電力は、原発事故当時に双葉町

の実家に申立人の家財全てがあったとは写真からは確認することができないとして認否を留保した。パネルは、申立人が引っ越し前に住民票を移した理由についての申立人の陳述内容や、原発事故後に撮影された申立人の部屋の写真から、申立人の家財は、全て、双葉町の実家にあったと認定し、実家世帯が4人であった場合の東京電力の賠償基準による賠償額から、3人世帯として実家世帯に支払われた賠償額との差額である60万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分等について賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1237		
事案の概要	千葉県鴨川市で飲食店を営んでいた申立人の風評被害による逸失利益について、同店では地元でとれた地魚にこだわり料理を提供していたこと等の事情を踏まえ、平成27年8月分から平成28年2月分まで影響割合を5割として損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H28.1.22	全部和解成立日	H28.12.16
事故時住所	千葉県鴨川市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,162,420	H27.8~H28.2	※1

小計 1,162,420

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,162,420
	弁護士費用	34,873
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は千葉県鴨川市内で地魚懐石料理店を営んでいたところ、原発事故により太平洋に流出した放射性物質による魚の汚染を懸念して予約客の解約や来客の減少といった風評被害が生じた結果、売上が減少したとして、逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、本件請求期間については、申立人の所在するエリアの入り込み客数は原発事故前を上回っていること、申立人の売上は一貫して減少していること、外部機関が行ったアンケートでは汚染水等による放射性物質を理由として千葉県太平洋沿岸を旅行しなかった人は5%に満たないこと及び本件請求期間における千葉県の海産物については出荷制限がされておらず風評被害が認められないこと等を理由として、売上減少と原発事故との間の相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、申立人は地元で採れる海産物を中心に取り扱う飲食店であるところ、なお風評被害が継続していると考えるのが相当であるなどとして、原発事故と申立人の売上減少との間の相当因果関係を認め、影響割合を5割として逸失利益の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ivは、千葉県で産出された水産物の食品産業において、原発事故以降に現実生じた買い控え等による被害は、個々の事例毎に具体的な買い控え等の発生状況等を検証し、当該産地等の特徴を考慮して、消費者又は取引先が、当該産品等について、原発事故による

放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1238		
事案の概要	自主的避難等対象区域(玉川村)でマメ科野菜の栽培、販売をしていた申立人の風評被害による逸失利益について、売上高の減少には平成28年4月の遅霜の影響もあること等を考慮し、平成28年5月分及び6月分につき影響割合を5割として損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)ア	

2 基本情報

申立日	H28.9.1	全部和解成立日	H28.12.19
事故時住所	玉川村		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		376,109	H28.5~H28.6	※1

小計 376,109

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	376,109
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、玉川村で専業農業(水稻、野菜)を営んでいたところ、原発事故により、生産していたマメ科野菜の売上げが減少し損害を被ったとして、平成22年5月及び同年6月の売上高(ただし、全国平均価格変動係数を考慮して補正した数値。)から賠償請求対象年である平成28年5月及び同年6月の売上高を差し引いた金額を損害額として請求した〔売買仕切書、確定申告書〕。東京電力は、基準年度と比較して対象年度の売上高、売上数量が著しく減少していることから基準年度と同程度の営農を行っていたと判断できないとして、損害額については売上減少額から逸失利益を算定すべきではなく、単価の減少を基に計算すべきであることを理由に争った。パネルは、売上減少額をもとに計算すべきであるとしつつ、天候上の要因により売上数量が減った側面を認め、影響割合を5割として損害額を算定した和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従って申立人に風評被害が発生したことを認め、現実に生じた被害の額の算定に当たっては、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)に従

って合理的な算定方法を選択して和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1239		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)で牛乳・乳製品を中心とする飲食料品の配達販売業を営んでいたが平成28年2月に廃業した会社に係る営業損害(逸失利益)及び廃業損害について、取引先の多くが避難指示区域内にあったために大幅な売上減少が継続していたこと等を考慮して、平成26年7月分から平成28年2月分までの逸失利益(影響割合を平成26年7月分から平成27年5月分は3割、同年6月分から平成28年2月分は2割とする。)が賠償されるとともに、原発事故前からの債務超過があったものの上記売上減少を考慮すると原発事故と廃業との因果関係は否定できないとして、廃業損害(営業利益の約1年半分)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)エ	第6の2	

2 基本情報

申立日	H28.1.15	全部和解成立日	H28.12.21
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		6,700,276	H26.7~H28.2	※1
全部和解	廃業損害	逸失利益	5,000,000		※2

小計 11,700,276

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,700,276
	弁護士費用	351,008
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、いわき市で牛乳等の飲食料品の配達販売業を営んでいたところ、取引先の多くが避難指示区域内にあったため、取引先の避難により売上げが減少し〔決算書〕、廃業を余儀なくされたとして、逸失利益及び廃業損害の賠償を求めた。東京電力は、逸失利益については、売上減少には避難指示区域内の取引先を喪失したこと以外の要因が存在するとして原発事故の影響割合を乗じることを主張し、また廃業損害については、原発事故と廃業との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、逸失利益については取引先の避難以外の要因による売上減少も考慮して一定の影響割合を乗じ、また廃業損害については原発事故と廃業との相当因果関係を認めた上で、原発事故前の申立人の収支状況や立証の程度等を考慮して営業利益約1年半相当の金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第8Ⅱ①は、原発事故の第一次被害者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた

被害については、当該間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、いわき市で牛乳等の飲食料品の配達販売業を営んでいたところ、取引先の多くが避難指示区域内にあったため、取引先の避難により売上げが減少し〔決算書〕、廃業を余儀なくされたとして、逸失利益及び廃業損害の賠償を求めた。東京電力は、逸失利益については、売上減少には避難指示区域内の取引先を喪失したこと以外の要因が存在するとして影響割合を乗じることがを主張し、また廃業損害については、原発事故と廃業との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、逸失利益については取引先の避難以外の要因による売上減少も考慮して一定の影響割合を乗じ、また廃業損害については原発事故と廃業との相当因果関係を認めた上で、原発事故前の申立人の収支状況や立証の程度等を考慮して営業利益約1年半分相当の金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7備考8は、対象区域内で事業を営んでいた者において、廃業した場合は、一定期間の逸失利益を賠償すべき損害としているところ、これに準じて廃業損害を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1240		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)から避難し、住居確保損害を受領した後、平成27年3月に同市原町区に転居した申立人子(本件事故時58才)及び母(同85才)について、転居後に生活が安定するまでの期間を考慮し、同年8月分までの生活費増加分が賠償されると共に、申立人子は要介護者である申立人母の介護をしていたことに鑑み、請求期間である同年11月分までの日常生活慰謝料の増額分(3割増)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の5(2)	第1の8(2)ウ(ア)

2 基本情報

申立日	H27.10.9	全部和解成立日	H28.12.27
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	11,366	H27.6～H27.8	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	10,000	H27.6～H27.8	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	7,920	H27.6～H27.8	※2
小計			29,286		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	180,000	H27.6～H27.11	※3
小計			180,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	209,286
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2、中間指針第四次追補第2の1

原発事故により南相馬市小高区から同市原町区の借上住宅に避難し、その後同区に新居を建築して平成27年3月に転居した申立人らが、同年6月以降の生活費増加分(食費増加分及び水道代等)の賠償を求めた。東京電力は、①申立人らが既に移住しており、住居確保損害も受領済みであることから、避難は既に終了しており、移住後の生活費増加分の賠償は認められない、②仮に認められる場合であっても、前件和解で平成27年3月から同年5月までの賠償を行っており、移住後相当期間の賠償は十分に行っていると主張して争った。パネルは、移住後の生活費

増加分については、移住後少なくとも6か月間は相当期間として賠償が認められると判断し、平成27年6月から同年8月までの生活費増加分（食費増加分及び水道代）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認め、また、中間指針第四次追補第2の1 II 本文は、住居確保損害に係る損害の賠償を受ける者の避難費用が賠償の対象となる期間は、特段の事情がない限り、住居確保に係る損害の賠償を受けることが可能になった後、他所で住居を取得又は賃借し、転居する時期までとすると認めているところ、本件においては特段の事情を認め、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の3

原発事故により南相馬市小高区から同市原町区の借上住宅に避難し、その後同区に新居を建築して平成27年3月に転居した申立人らが、同年6月以降の一時立入費用の賠償を求めた。東京電力は、①申立人らが既に移住しており、住居確保損害も受領済みであることから、避難は既に終了しており、移住後の一時立入費用の賠償は認められない、②仮に認められる場合であっても、前件和解で平成27年3月から同年5月までの賠償を行っており、移住後相当期間の賠償は十分に行っていると主張して争った。パネルは、移住後の一時立入費用については、移住後少なくとも6か月間は相当期間として賠償が認められると判断し、平成27年6月から同年8月までの一時立入費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の3は、避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、避難中、母親であり要介護状態〔介護保険被保険者証〕の申立人Bの介護を行う必要があり負担が大きかったとして、慰謝料の増額分の賠償を求めた。東京電力は、①申立人が既に移住しており、住居確保損害も受領済みであることから、避難は既に終了しており、移住後の慰謝料増額分の賠償は認められない、②仮に認められる場合であっても、前件和解で平成27年3月から同年5月までの賠償を行っており、移住後相当期間の賠償は十分に行っていると主張して争った。パネルは、移住後の慰謝料増額分の賠償相当期間については、避難費用や一時立入費用と異なり、請求期間である移住後少なくとも9か月間は相当期間として賠償が認められると判断し、平成27年6月から同年11月まで月額3万円の慰謝料増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にある者の介護を恒常的に行い、通常避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1241		
事案の概要	県南地域(西白河郡矢吹町)で申立人父と同居しており、原発事故直後に避難した申立人母及び子2名(原発事故当時7歳、4歳)並びに避難先で平成23年5月に出生した申立人子1名について、その避難時期や自主的避難等対象区域との近接性、更には原発事故により家族が離れて生活することになったこと等の事情を考慮して、中間指針第一次追補が定める自主的避難等対象区域における損害の賠償と同等の損害の賠償(申立人母及び子3名につき、それぞれ、本件事故発生から平成23年12月末までの損害の賠償として20万円ずつの合計80万円)等がされた事例。		
紹介箇所	第10の2(1)	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ
	第10の2(3)ウ		

2 基本情報

申立日	H28.7.8	全部和解成立日	H28.12.28
事故時住所	矢吹町		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	147,400	H23.3、H24.3	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	97,050	H23.3～H24.3	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	180,000	H23.3～H23.8	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H23.3～H23.8	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	166,400	H23.5～H23.8	※1
全部和解	生活費増加費用	その他	9,000	H23.6～H23.8	※1

小計 749,850

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,549,850
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	800,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは、県南地域(矢吹町)に申立人全員で同居していたところ、原発事故直後に避難した申立人B、C、D及び避難先で平成23年5月に出生した申立人Eについて負担した避難費用、生活費増加費用及び精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、原発事故時の住居が自主的避難等対象区域にも該当しないことから原発事故との相当因果関係を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、その避難時期や自主的避難等対象区域との近接性、更には原発事故により家族が離れて生活することになったこと等の事情を考慮して、移動費用として移動交通費14万7400円及び引越関連費用9万7050円、生活費増加費用のうち二重生活に伴う生活費増加分18万円、家財道具等購入費用15万円、面会交通費16万6400円及び駐車場費用9000円並びに中間指針第一次追補が定める自主的避難等対象区域における損害の賠償と同等の精神的損害の賠償(申立人母(B)及び子3名(C、D及びE)について、それぞれ、原発事故発生から平成23年12月までの損害の賠償として20万円ずつの合計80万円)を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認めており、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1242		
事案の概要	自主的避難等対象区域(二本松市)に居住し、農業を営むと共に同市内において勤務していたが、原発事故後、勤務先の閉鎖により退職した申立人(事故当時50歳台)の平成27年6月分以降の就労不能損害について、勤務先の閉鎖に原発事故の影響が一定程度認められること、申立人は退職直後に再就職しており、そこでの収入も増加傾向にあること等を踏まえ、減収分につき、原発事故の影響割合を同月分から同年8月分まで10割、同年9月分から平成28年2月分まで7割、同年3月分から同年5月分まで5割として損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H28.7.21	全部和解成立日	H29.1.10
事故時住所	二本松市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	640,320	H27.6~H28.5	※1
小計			640,320		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	640,320
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人(原発事故時53歳)は二本松市に居住し、自宅から片道10分程度で通勤可能な同市内のゴルフ場で約20年間にわたって勤務していたが、原発事故により飛散した放射性物質がゴルフ場の土地に存在するために営業ができないと判断した勤務先が平成23年9月に休業したため、申立人も退職を余儀なくされ、再就職したがなお減収が生じているとして、平成27年6月から平成28年5月までの就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、①放射性物質が存在してもゴルフ場の営業は可能であり、休業は原発事故の影響によるものではない、②申立人の居住地も元の勤務先も自主的避難等対象区域に所在していたことや、原発事故後の福島県や二本松市の雇用情勢が良好なことから、広範囲で就労先を探せば元の就労先と同等の収入を得られる職に就くことは可能であったはずであるなどとして賠償を否定した。パネルは、①放射性物質への不安から利用客が減少する可能性がある中でゴルフ場が休業を決定したことは原発事故の影響によるものであること、②申立人の年齢や約20年間ゴルフ場のみで勤務していたという職歴、兼業農家であり勤務時間外に農作業をしなければならないため通勤時間が長い勤務先では就労できないなどの制約がある中で、申立人は転職を繰り返しながら徐々に収入を回復さ

せてきており就労の努力を果たしていること等から、原発事故から請求期間における減収との間の相当因果関係は認められると判断し、平成27年6月から同年8月までの影響割合を10割、同年9月から平成28年2月までの影響割合を7割、同年3月から同年5月までの影響割合を5割として就労不能損害を賠償する和解案を提示した。

中間指針第7の1 IV②は、風評被害による営業損害により、事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害項目としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1243		
事案の概要	平成22年以前は避難指示解除準備区域(浪江町)の実家に居住して兼業農家を営み、同年、転勤のため福島市の賃貸アパートに転居していた申立人ら(父、母、子)について、転居後も週末には実家で農作業をしていたこと、原発事故前は申立人父の定年退職後、実家に戻る予定であったこと等を踏まえ、申立人父が定年退職した平成28年4月以降、原発事故がなければ浪江町に生活の本拠があったと認められるとして、同月分から同年11月分までの日常生活阻害慰謝料、生活費増加分(家賃)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)ア

2 基本情報

申立日	H28.6.10	全部和解成立日	H29.1.13
事故時住所	福島市		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	混合		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	800,000	H28.4~H28.11	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	540,000	H28.3~H28.11	※1
小計			1,340,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	800,000	H28.4~H28.11	※1
小計			800,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	800,000	H28.4~H28.11	※1
小計			800,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,940,000
	弁護士費用	88,200
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2、同第3の6、同第3 [避難等対象者]

申立人らは、原発事故前、浪江町の実家に居住していたが、原発事故直前に一時的に申立人Aの転勤により福島市内の賃貸住宅に転居したが、定年後浪江町の実家に戻って居住する予定で

あったため、浪江町に生活の本拠があったと主張し、定年退職後の平成28年4月以降の日常生活阻害慰謝料及び避難費用を請求した。東京電力は、申立人らを避難者と同等に評価することはできないため、日常生活阻害慰謝料は発生しないと主張して争った。パネルは、申立人らが毎週末に浪江町の実家に戻って農業をしていたこと等の事情から浪江町に帰還する意思が明確であるため、申立人Aの定年後浪江町に居住した高度の蓋然性を認め、定年後の生活の本拠は浪江町であると判断し、同月以降の日常生活阻害慰謝料及び避難費用を認める和解案を提示した。

中間指針第3〔避難者等対象者〕2では避難者等対象者を、原発事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居があるものの引き続き対象区域外滞在を余儀なくされた者としており、申立人らについて申立人Aの定年後浪江町に居住した高度の蓋然性があることから、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1244		
事案の概要	関東地方の普通地方公共団体(都道府県)である申立人が、原発事故の関連で支出した①食品衛生法に基づく放射性物質検査に関する費用(申立人請求額1,334,610円)、②廃棄物処理事業に係る追加的費用(同338,100円)、③申立人が東京電力株式会社に代わって負担した費用(同3,684,525円)、④空間線量検査費用(同406,434円)、⑤学校等屋外プール水に係る検査費用(同236,250円)、⑥観光業者に対する支援に関する費用(同85,095,405円)、⑦その他の費用(同7,117,411円)について、地震や津波の影響等も踏まえた上で、相当な範囲で損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第9の2(3)	第9の2(4)ア	

2 基本情報

申立日	H27.3.23	全部和解成立日	H29.1.19
事故時住所	関東地方		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	自治体		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他	測定経費	300,000	H23.10~H24.4	※1
全部和解	その他	測定経費	330,000	H24.1~H24.5	※2
全部和解	被害者等の支援のために加害者に代わって負担した費用	その他	3,600,000	H23.4~H24.3	※3
全部和解	その他	測定経費	280,000	H23.4~H24.3	※4
全部和解	その他	測定経費	230,000	H23.4~H24.3	※5
全部和解	被害者等の支援のために加害者に代わって負担した費用	その他	42,567,479	H23.4~H24.5	※6
全部和解	その他	測定経費	400,000	H23.7~H23.8	※7

小計 47,707,479

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	47,707,479
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、関東地方の普通地方公共団体であるところ、原発事故による放射性物質汚染のため、農林水産物等の放射性物質検査を実施する必要が生じ、検査機器の整備等に係る費用を支出し

たとして、その費用の賠償を求めた。東京電力は、原発事故によって購入が必要となったわけではない物品の購入費用が含まれているなどとして一部の費用の支出については原発事故との間の相当因果関係を争った。パネルは、個別に相当因果関係を検討し、原発事故前から所有していた物品の修理費用や購入後使用されていない物品の購入費用等を対象から除外した上で和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4Ⅱは、住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

申立人は、関東地方の普通地方公共団体であるところ、原発事故による放射性物質汚染のため、産業廃棄物中間処理施設において中間処理により生成された製品及び残渣物の放射性物質検査が必要になったとして、当該検査費用の賠償を求めた。東京電力は、検査は政府指示に基づくものではないため賠償対象とならないと主張して争った。パネルは、東京電力の主張を採用せず相当因果関係を認め、申立人の主張する金額を基礎とした和解案を提示した。

これも、中間指針第二次追補第4Ⅱに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第10の2

申立人は、関東地方の普通地方公共団体であるところ、原発事故による福島県からの避難者に対する補助金や避難者を受け入れた私立学校に対する補助金を支給するなどして、東京電力が負担すべき費用を代わって負担したとして、その費用の賠償を求めた。東京電力は、補助金の対象となった者が原発事故による避難者であるか明らかではないなどとして、相当因果関係を争った。パネルは、東京電力の主張を採用せず、申立人の主張を前提とした和解案を提示した。

中間指針第10の2は、地方公共団体等が被害者支援等のために、加害者が負担すべき費用を負担した場合、賠償の対象となるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第二次追補第4

申立人は、関東地方の普通地方公共団体であるところ、放射性物質汚染による健康等への影響に対する児童生徒及び保護者の不安等の緩和を目的として空間放射線量測定器等を購入したとして、その購入費用等の賠償を求めた。東京電力は、測定は政府指示に基づくものではないため賠償対象とならない、また、申立人の過失により故障した放射線測定器の修理費用は原発事故と相当因果関係がないなどと主張して争った。パネルは、申立人の過失により故障した放射線測定器の修理費用は対象から除外した上で、和解案を提示した。

これも、中間指針第二次追補第4Ⅱに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第二次追補第4

申立人は、関東地方の普通地方公共団体であるところ、児童生徒及び保護者の不安解消の一助とするために学校等のプール水の放射性物質検査を実施したとして、その検査費用の賠償を求めた。東京電力は、検査は政府指示に基づくものではないため賠償対象とならないと主張して争った。パネルは、東京電力の主張を採用せず相当因果関係を認め、申立人の主張する金額を基礎とした和解案を提示した。

これも、中間指針第二次追補第4Ⅱに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第10の2

申立人は、関東地方の普通地方公共団体であるところ、原発事故による風評被害払拭のため、各種プロモーション活動や民間会社への補助金支給等を行ったとして、その費用の賠償を求め

た。東京電力は、風評被害対策の一定の必要性は認めた上で、当該地方への旅行等の敬遠理由には地震・余震・津波の影響があること、地域振興に資するものであること、原発事故前から実施していた施策もあること等を理由として原発事故の影響割合は5割の限度にとどまると主張した。パネルは、一部の費用を除いた上で、原発事故の影響割合を5割とする限度の和解案を提示した。

これも、中間指針第10の2に従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第二次追補第4

申立人は、関東地方の普通地方公共団体であるところ、同地方公共団体内に所在する企業が製造した工業製品の安全性評価のために放射性物質検査を実施したとして、検査に関する費用の賠償を求めた。東京電力は、検査は政府指示に基づくものではないため賠償対象とならない、検査以外に転用することができる物品の購入については原発事故と相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、検査以外の用途に用いることが可能な物品については原発事故との間の相当因果関係を認定することができないとして、これらの物品購入費用を除外した和解案を提示した。

これも、中間指針第二次追補第4Ⅱに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1245		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、特定避難勧奨地点の設定のあった行政区である同市鹿島区榎原地区に別荘を所有する申立人らについて、原発事故前は休日に必ず別荘を訪れ、植樹したり畑を作ったりしており、別荘で休日を過ごすことが生活の一部と評価できること等を踏まえ、同地区の住民に準ずるものとして、平成24年9月分から平成27年3月分まで、月額3万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の8(2)ア	

2 基本情報

申立日	H28.7.5	全部和解成立日	H29.1.19
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	930,000	H24.9~H27.3	※1
小計			930,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	930,000	H24.9~H27.3	※1
小計			930,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,860,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

申立人らは、原発事故発生前から南相馬市鹿島区榎原地区にある別荘に18年間にわたって毎週末と祝祭日に必ず泊まりに行くのが生きがいであったが、原発事故によりその生活が奪われたとして、日常生活阻害慰謝料を請求した。東京電力は、日常生活阻害慰謝料は生活の本拠が避難指示等対象区域内にあることが前提であるところ、申立人らの生活の本拠は緊急時避難準備区域である原町区にあったのであるから、特段の事情のない限り平成24年9月分以降は賠償の対象とならないと主張し、また、地方公共団体が一時避難を要請した区域である鹿島区榎原地区の慰謝料は平成23年9月以降は認められないと主張して争った。パネルは、申立人らが相当長期にわたり毎週末と祝祭日には榎原地区の別荘で生活していたことを認め[写真、電話報告書]、原町区の自宅とは別に榎原地区の別荘にも生活の本拠があったとして、申立人らは少なく

とも3割は鹿島区榑原地区からの避難者性を有するとし、また鹿島区榑原地区が特定避難勧奨地点を有していたこと等から日常生活阻害慰謝料の支払期間を平成27年3月まで認めた上、申立人らに榑原地区の住人に準じて月3万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、避難等対象者が、対象区域外に避難し、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を賠償すべき損害と認め、また、中間指針第3〔避難等対象者〕2では避難対象者の範囲を、原発事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居があるものの引き続き対象区域外滞在を余儀なくされた者としているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人らは鹿島区榑原地区の土地及び別荘建物について財物価値の減少の賠償を請求したが、パネルはその客観的な価値の減少について算定困難であることから和解の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1246		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)に居住していた申立人らについて、平成24年の県民健康調査や平成25年に受けた検査等によって申立人らのうち未成年者を含む3名の甲状腺にのう胞が発見されたことから、同年7月以降に申立人らのうち未成年者を含む4名が自主的避難を実行したことにつき、同月分から平成27年3月分までの避難費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)エ
	第10の2(3)ク	第10の2(4)	

2 基本情報

申立日	H27.12.17	全部和解成立日	H29.1.20
事故時住所	福島市		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E、F、G共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	12,800	H25.7	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	114,000	H25.7	※1
全部和解	生活費増加費用	住居費	820,200	H25.7～H27.3	※1
全部和解	避難雑費		358,000	H25.7～H27.3	※1
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	39,100	H25.7～H26.12	※1
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	15,240	H25.7～H26.12	※1

小計 1,359,340

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,359,340
	弁護士費用	40,780
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、自主的避難等対象区域(福島市)に居住していたところ、申立人ら(申立人E、F及びGは追加申立てをした。)のうち未成年者を含む4名が自主的避難を実行したことについて、平成25年7月以降の避難費用等の賠償を求めた。東京電力は、中間指針等に基づき賠償金を支払済みであること、申立人らが避難を実行した平成25年7月時点における放射線量等から自主避難を実行することがやむを得ないとみるべき相当性、合理性を認めることは困難であること等から原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、平成24

年の県民健康調査の結果のほか、平成25年に受けた検査等によって申立人らのうち未成年者を含む3名の甲状腺にのう胞が発見されたことから、同年7月に申立人らのうち未成年者を含む3名が自主的避難を実行したことについて原発事故との間の相当因果関係を認め、移動費用として移動交通費1万2800円及び引越関連費用11万4000円、生活費増加費用として家賃等82万0200円、生命・身体的損害として通院交通費3万9100円及び検査費用1万5240円、避難雑費35万8000円及び弁護士費用4万0780円を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1247		
事案の概要	関東地方の県内の複数の市町村を構成団体とする一部事務組合であり、水道用水供給事業の経営に係る施設の建設及び維持管理等の事務を処理する地方公営企業である申立人が、原発事故後、管轄内の水から基準値を超えるセシウムが検出されたことへの対応に要した費用(放射性物質検査に関する費用、検査結果等の広報及び住民に対する説明に関する費用等)について、その後基準値を超える放射性物質が検出されていないこと等の事情も踏まえた上で、相当な範囲(ホームページ更新作業委託費用について平成23年度分及び平成24年度分各100%、平成25年度分50%、平成26年度分30%の範囲、放射線量測定器点検・校正業務委託費用について平成25年度分50%、平成26年度分0%の範囲。)で損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第9の2(4)ア	第9の2(4)エ	第9の2(4)カ

2 基本情報

申立日	H27.12.16	全部和解成立日	H29.1.27
事故時住所	関東地方		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	自治体		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他	人件費	2,300,000	H23.3～H23.10	※1
全部和解	その他	広告費用	2,200,000	H23.4～H27.3	※2
全部和解	その他	測定経費	800,000	H23.6～H27.3	※3
全部和解	その他	測定経費	900,000	H25.6～H26.12	※3

小計 6,200,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,200,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第10の2

申立人は、関東地方の県内の複数の市町村を構成団体とする一部事務組合であり、水道用水供給事業の経営に係る施設の建設及び維持管理等の事務を処理する地方公営企業であるところ、原発事故後の平成23年3月に申立人の管轄内の水から基準値を超えるセシウムが検出されたことへの対応のため、職員に時間外勤務を命じたことにより時間外勤務手当及び休日勤務手当の支出を余儀なくされたとして、同手当の賠償を求めた。東京電力は、時間外勤務を命じた理由が原発事故の対応ではない可能性があるとして主張し、相当因果関係を否認し争った。パネルは、平成23年10月までの職員の時間外勤務は原発事故の対応のためであると判断し、請求額のうち一部を賠償すべきと判断した。

中間指針第10の2備考1は、中間指針第10の2に記載の損害のほか、地方公共団体等が被ったそれ以外の損害についても、個別具体的な事情に応じて賠償すべき損害と認められることがあり得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第10の2

申立人は、関東地方の県内の複数の市町村を構成団体とする一部事務組合であり、水道用水供給事業の経営に係る施設の建設及び維持管理等の事務を処理する地方公営企業であるところ、原発事故後の平成23年3月に申立人の管轄内の水から基準値を超えるセシウムが検出されたことに対応し、検査結果等の広報及び住民に対する説明のため、インターネット環境強化及び休祝日の更新を余儀なくされたとして、同更新等に関する費用の賠償を求めた。東京電力は、原発事故と当該業務との相当因果関係を否認し争った。パネルは、当該業務は原発事故との間の相当因果関係は認定したものの、その後基準値を超える放射性物質が検出されていないこと等の事情も踏まえた上で、原発事故から平成24年度までの影響割合を10割、平成25年度までの影響割合を5割、平成26年度までの影響割合を3割とする和解案を提示した。

これも、中間指針第10の2備考1に従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第二次追補第4

申立人は、関東地方の県内の複数の市町村を構成団体とする一部事務組合であり、水道用水供給事業の経営に係る施設の建設及び維持管理等の事務を処理する地方公営企業であるところ、原発事故後の平成23年3月に申立人の管轄内の水から基準値を超えるセシウムが検出されたために購入した放射線測定機器の安定運用のためにかかった点検校正等費用の賠償を求めた。東京電力は、既に放射線測定機器の購入費用を賠償しており、その維持管理費の賠償を行うのは過剰な賠償であると主張して争った。パネルは、放射線測定機器の点検校正等は放射線測定に必要と判断したものの、その後基準値を超える放射性物質が検出されていないこと等の事情も踏まえた上で、相当な範囲（液化窒素ガス購入費用は平成23年6月から平成27年3月まで100%、放射線量測定器点検・校正業務委託費用のうちゲルマニウム半導体検出器点検委託費用については平成25年6月から平成26年12月まで100%、放射線量測定器点検・校正業務委託費用については平成25年6月から平成26年3月までの間は50%とするもの。）を賠償すべきと判断した。

中間指針第二次追補第4Ⅱは、住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1248		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)の賃貸住宅に居住し、原発事故以前は、平成25年4月に同区域内(本宮市)に建築予定の一戸建て住宅に転居する計画を有していたが、当該転居予定先の方が放射線量が高かったことから、原発事故後、一戸建て住宅の建築を延期し、上記賃貸住宅に居住し続けた申立人らについて、転居予定先の公的除染が平成26年1月に完了していること等を踏まえ、平成25年4月分から平成26年6月分までの上記賃貸住宅の家賃相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ		

2 基本情報

申立日	H28.7.25	全部和解成立日	H29.1.30
事故時住所	郡山市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	705,000	H25.4～H26.6	※1
小計			705,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	705,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

申立人は、原発事故当時、自主的避難等対象区域(郡山市)所在の賃貸住宅に居住し、かつ平成25年4月に同区域内(本宮市)に建築予定の一戸建て住宅に転居する計画を立てていたところ、原発事故の発生により、上記賃貸住宅の所在地の放射線量よりも上記一戸建て住宅の所在地の放射線量の方が高かったことから、放射線被曝を回避するために、上記一戸建て住宅の建築を延期して上記賃貸住宅に居住し続けることを余儀なくされ家賃相当額を負担したとして、同家賃相当額の賠償を求めた〔建築許可申請に関する書類及び放射線量測定結果等〕。東京電力は、建築予定地の放射線量が低減していること等を主張し、上記賃貸住宅への居住を継続する合理的理由はないと主張して争った。パネルは、上記一戸建て住宅の所在地において地方公共団体が実施した除染が平成26年1月に完了したこと等の事情を踏まえ、平成25年4月分から平成26年6月分までの上記賃貸住宅の家賃相当額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、

その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1249		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)で主に業務用調味料の製造・販売業を営み、売上げのほとんどが食品会社からの受託製造によるものであった申立会社について、原発事故直後に、当該食品会社から受託製造に係る取引をいったん停止され、その後、取引が再開されるも、取引の条件として、製造場所及び製品に係る放射能汚染検査の実施を求められていること等の事情を考慮して、平成27年8月分から平成28年7月分までの検査費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H28.6.8	全部和解成立日	H29.2.9
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・検査費用(物)		498,252	H27.8~H28.7	※1
小計			498,252		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	498,252
	弁護士費用	14,948
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、同第7の1

申立人は、自主的避難等対象区域(いわき市)で主に業務用調味料の製造・販売業を営んでいたところ、原発事故直後に、取引先食品会社から受託製造に係る取引をいったん停止され、その後、取引が再開されるも、取引の条件として、製造場所及び製品に係る放射能汚染検査の実施を求められている〔取引先からの書簡〕として、平成27年8月分から平成28年7月分までの検査費用の賠償を求めた。東京電力は、同期間において風評被害の発生は認められず、その払拭のための検査費用も原発事故との相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、取引先からの要請を踏まえた継続的な検査であり、原発事故との間に相当因果関係があると判断し、消費税分を除く検査費用全額を賠償する内容の和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ③ i 及び同第7の1 IV ③は、農林水産物の加工業において、加工又は製造した事業者の工場が福島県に所在する産品等に係る風評被害について、取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用を賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1250		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)の土地建物について借主より賃料収入を得ていたが、平成23年11月に借主が撤退したために減収が生じた申立会社について、原発事故当時、当該賃貸借契約(契約期間3年)は4度の更新により13年以上続いており、原発事故がなければ少なくとも平成26年11月までは契約が更新される蓋然性があったと認め、平成23年12月分から平成26年11月分までの減収分につき、原発事故の影響割合を4割として賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H28.5.9	全部和解成立日	H29.2.10
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	不動産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		2,739,600	H23.12~H26.11	※1
小計			2,739,600		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,739,600
	弁護士費用	82,188
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、いわき市において、不動産業等を営む会社であるところ、原発事故による賃借人の避難及び風評被害等により商圈を喪失等し、いわき市所在の不動産の賃貸借契約の更新が拒絶されるなど、賃料収入が減少したとして、平成23年12月から平成28年3月までの営業損害の賠償を求めた。東京電力は、賃借人の更新拒絶が原発事故によるものではないこと等を主張して争った。パネルは、第一次被害者である賃借人に原発事故による損害が発生したことを認定した上で、取引の代替性を否定して、賃貸借契約の更新拒絶と原発事故との間に相当因果関係があると判断し、原発事故当時、当該賃貸借契約(契約期間3年)は4度の更新により13年以上続いており、原発事故がなければ少なくとも平成26年11月までは契約が更新される蓋然性が一定程度あったと認め、平成23年12月から平成26年11月までの営業損害(逸失利益)について、原発事故の影響割合を4割として算定した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第8Ⅱ①は、間接被害を受けた者の事業の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係が認められるとしており、事業の性質上、その販売先が地域的に限られる事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴っ

て必然的に生じたものの賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1251		
事案の概要	関東地方に居住する申立人が所有する避難指示解除準備区域(富岡町)所在の建物の財物損害について、原発事故の約1年半前に建物の屋根や外壁補修等のメンテナンス工事が実施され、その後の状態も良好であること等を考慮して、平成22年度の固定資産税評価額をもとにした上で、新築後48年経過時以降の価値を新築時点相当の価値の4割として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H28.8.26	全部和解成立日	H29.2.16
事故時住所	神奈川県鎌倉市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	2,278,949		※1
全部和解	財物損害	建物	16,366,831		※1
全部和解	財物損害	その他	2,550,261		※1
小計			21,196,041		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	21,196,041
	弁護士費用	147,665
	手続内で処理された既払金合計額	16,273,861

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人は、原発事故発生当時、神奈川県鎌倉市に居住しつつ、福島県内に滞在したり、また、退職後の住居とするため、富岡町内に所在する土地（地目は山林、現況は宅地である。）及び建物（居宅）を所有していたところ、原発事故により富岡町の上記土地建物を使用することができなくなったことから、平成27年2月にいわき市内の物件を購入し、住居確保損害として、同物件の売買代金と受領済の富岡町の不動産に係る賠償金との差額の賠償を請求した。東京電力は、住居確保損害は「生活の本拠」である住居から移住するための費用であるところ、原発事故当時申立人が神奈川県の不動産に居住していたこと等から本件不動産を「生活の本拠」とする理由にはなり得ないことや、避難指示が平成29年4月に解除される見込みであったにもかかわらずその直前の同年3月にいわき市内の新居に移り住むということは移住の合理性が認められないこと等を主張して争った。パネルは、富岡町の不動産に係る財物損害について、原発事故の約1年半前に建物の屋根や外壁補修等のメンテナンス工事が実施され、その後の状態も良好であること等を考慮して、平成22年度の固定資産税評価額を元にした上で、新築後48年(耐用年数)

経過時以降の価値を新築時点相当の価値の4割として建物について1636万6831円、土地について227万8949円、庭木・構築物について255万0261円、弁護士費用14万7665円の損害を認め、直接請求にて受領済の金銭1627万3861円を控除した結果として総額506万9845円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅰは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と定め、中間指針第二次追補第2の4Ⅱは、避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮して、原発事故発生直前の価値を基準として原発事故により一定程度減少したものと推認することができるものと認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1252		
事案の概要	千葉県北部産の無農薬野菜を主たる商品として、会員制の通信販売業を営む申立会社の風評被害による逸失利益について、原発事故により減少した会員数がまだ回復していないこと等を考慮して、平成28年3月分から同年8月分まで影響割合を4割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H28.10.31	全部和解成立日	H29.2.17
事故時住所	千葉県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		12,451,252	H28.3～H28.8	※1

小計 12,451,252

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	12,451,252
	弁護士費用	373,538
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、千葉県で同県北部産の無農薬野菜等の会員制通信販売事業等を営んでいたところ、原発事故の風評被害により会員数が減少して減収が生じたとして〔原発事故前後の決算報告書及び会員数推移表等〕、平成28年8月までに発生した営業損害及び将来発生が見込まれる営業損害の一括賠償を求めた。東京電力は、損害の賠償には応じるとしつつ、原発事故から5年が経過していること等の事情から、損害額の算定について、同月までに生じた売上減少額に貢献利益率を乗じた金額に、影響割合として3割を乗じるべきであると主張し、また将来発生が見込まれるものを含めた営業損害の一括賠償には応じられないと主張して争った。パネルは、申立人が主として無農薬野菜を扱う会員制の通信販売事業者であることからその顧客は相対的に食べ物に対する意識が高く風評被害をより受けやすいと考えて、原発事故と売上減少との間に相当因果関係を認め、同月までに生じた売上減少額に貢献利益率を乗じた金額に、影響割合として4割を乗じた金額を損害額として和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i 及び同第7の2 I ④は、農林水産物・食品の流通業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、千葉県において産出された農産物を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係るものは、原則として賠償すべき損害と

認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1253		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人母・子について、申立人母はうつ病等、申立人子は発達障害であること、申立人子は避難先で福祉施設に入所していること等を考慮して、避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成26年3月分までの日常生活阻害慰謝料、平成28年3月分までの避難費用等、平成27年6月分までの就労不能損害(申立人母につき)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ウ	第1の8(2)エ(ア)	第1の10(2)ア(イ)

2 基本情報

申立日	H27.8.27	全部和解成立日	H29.3.2
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	2,140,950	H25.6~H28.3	※2
全部和解	避難費用	交通費	98,282	H25.12~H26.8	※2
全部和解	就労不能損害	減収分	660,000	H25.9~H27.6	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	700,000	H25.9~H26.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	420,000	H25.9~H26.3	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	3,300,000	H25.9~H27.7	※4
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	21,580	H26.3~H26.4	※4
全部和解	生命・身体的損害	その他	19,200	H26.9~H27.8	※4
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	48,180	H25.9~H27.7	※4
全部和解	その他		35,095	H28.5~H28.7	※4

小計 7,443,287

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	700,000	H25.9~H26.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	420,000	H25.9~H26.3	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	1,296,000	H25.9~H27.7	※4
全部和解	生命・身体的損害	その他	4,320	H26.10~H27.7	※4
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	34,320	H25.6~H27.7	※4

小計 2,454,640

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,897,927
	弁護士費用	167,563
	手続内で処理された既払金合計額	4,312,500

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、南相馬市原町区（緊急時避難準備区域）に居住していたところ、原発事故に伴い秋田市に避難したが、申立人A（母）はうつ病等を患い〔診断書、医療照会回答書及び訪問介護計画書等〕、避難先での通院を継続する必要があること、申立人B（子）は発達障害等の障害を抱えて避難先で福祉施設に入所しており〔診断書、医療照会回答書、福祉施設の在園証明書及び観察記録等〕、そこでの医療措置や福祉的措置を継続する必要があること等から、避難生活の継続を余儀なくされたとして、前件の賠償期間以降である平成25年9月から和解時までの期間の日常生活阻害慰謝料（疾病及び障害等を理由とする増額分を含む。）の賠償を請求した。東京電力は、賃貸物件の状況等からすれば、平成24年9月以降、申立人らは南相馬市に帰還することが可能であったこと、申立人Aの疾病は原発事故前からの持病であり、原発事故当時居住していた南相馬市でも治療は可能と考えられること、申立人Bにとって教育環境の変化は原発事故の有無にかかわらず不可避であり、避難先で福祉施設に入所していたとしても避難生活を継続しなければならない理由にはならないと考えられること等から、申立人らの避難の継続に合理性を認めるのは困難であると主張して争った。パネルは、申立人Bが前記障害のため環境の変化への適応が困難で、避難先の施設での福祉的措置等が必要な状況が継続しており、南相馬市に帰還した場合に精神状態等が悪化するおそれもあると認められること、母である申立人Aもうつ病等を患い、避難先で治療や訪問介護を受けている状況であり、申立人Bの精神面や生活面でのサポートを十分に行うことが困難な状況にあると認められること等から、前件と同様、申立人らの避難の継続には合理性があると判断し、平成25年9月から平成26年3月までの期間の日常生活阻害慰謝料（疾病及び障害等を理由とする月額6万円の増額分を含む。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同（1）の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であると定めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2、中間指針第二次追補第2の1

申立人らは、南相馬市原町区（緊急時避難準備区域）に居住していたところ、原発事故に伴い秋田市に避難したが、申立人A（母）はうつ病等を患い〔診断書、医療照会回答書及び訪問介護計画書等〕、避難先での通院を継続する必要があること、申立人B（子）は発達障害等の障害を抱えて避難先で福祉施設に入所しており〔診断書、医療照会回答書、福祉施設の在園証明書及び観察記録等〕、そこでの医療措置や福祉的措置を継続する必要があること等から、避難生活の継続を余儀なくされたとして、前件の賠償期間以降である平成25年6月から和解時までの期間の避難費用（避難先の家賃、交通費、引越費用及び家財購入費等）の賠償を請求した。東京電力

は、賃貸物件の状況等からすれば、平成24年9月以降、申立人らは南相馬市に帰還することが可能であったこと、申立人Aの疾病は原発事故前からの持病であり、原発事故当時居住していた南相馬市でも治療は可能と考えられること、申立人Bにとって教育環境の変化は原発事故の有無にかかわらず不可避であり、避難先で福祉施設に入所していたとしても避難生活を継続しなければならない理由にはならないと考えられること等から、申立人らの避難の継続に合理性を認めるのは困難であると主張し、賠償の可否を争った。パネルは、申立人Bが前記障害のため環境の変化への適応が困難で、避難先の施設での福祉的措置等が必要な状況が継続しており、南相馬市に帰還した場合に精神状態等が悪化するおそれもあると認められること、母である申立人Aもうつ病等を患い、避難先で治療や訪問介護を受けている状況であり、申立人Bの精神面や生活面でのサポートを十分に行うことが困難な状況にあると認められること等から、前件と同様、申立人らの避難の継続には合理性があると判断し、平成25年6月から平成28年3月までの期間の避難費用の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第3の2Ⅲ及び中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の8

申立人Aは、南相馬市原町区(緊急時避難準備区域)に居住し、内職で月額3万円の報酬を得つつ生活保護を受給して生計を立てていたところ、原発事故に伴い避難したことにより職を失い、かつ、原発事故前から患っていたうつ病及び糖尿病等の持病が悪化して就労できなくなり〔診断書、医療照会回答書〕、減収が生じたとして、前件の賠償期間以降である平成25年9月から和解時までの期間の就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人Aの病状を前提としても就労することが可能な職種はあると考えられること、申立人Aの就労が困難になっているとしても、それは申立人Aが原発事故前から患っていた持病によるところが大きいと考えられること等から、申立人Aの就労不能と原発事故との間の相当因果関係は認められないと主張し、賠償の可否を争った。パネルは、申立人Aの持病が原発事故により悪化し就労が困難となっていると認められる一方、持病は回復傾向にあるとも認められること、申立人Aが平成27年7月から短期間ではあるがパートタイムとして勤務した実績があること等を考慮し、平成25年9月から平成27年6月までの期間について就労不能損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認め、同備考8は、就労不能等に伴う損害の終期は、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の就労活動を営むことが可能となった日とすることが合理的であると定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の5

申立人Aは、原発事故前からうつ病や糖尿病等の持病があり、申立人Bは、原発事故前から発達障害等の障害を有していたところ、原発事故に伴う避難生活によりこれらの持病及び障害が悪化し、入通院等を余儀なくされたとして、入通院慰謝料、通院交通費、入院治療費及び文書料の賠償を請求した。東京電力は、文書料は認め、入通院慰謝料及び通院交通費については、申立人Aについて2割5分、申立人Bについて1割の限度で認める旨回答した(入院治療費については認否しなかった。)。パネルは、申立人らの請求をいずれも認める和解案を提示した。

1 事案の概要

公表番号	1254		
事案の概要	自主的避難等対象区域(相馬市)に居住しており、原発事故当時、旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住する申立人夫と平成23年5月に婚姻し、その後、同所において同居する予定であったが、原発事故があったために平成24年4月になって同所に転居した申立人妻について、平成23年5月分から平成24年8月分までの日常生活阻害慰謝料が賠償されると共に、申立人子の出産のために同年7月に自主的避難等対象区域(相馬市)に避難した申立人らについて、同年12月に申立人子が出生したことも踏まえて避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成28年3月分までの避難費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)ウ	第1の6(2)
	第1の8(2)ア		

2 基本情報

申立日	H28.6.23	全部和解成立日	H29.3.7
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,600,000	H23.5～H24.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	150,000	H24.4～H24.8	※1
全部和解	帰宅費用	その他	117,000	H24.6～H24.8	※2

小計 1,867,000

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	119,551	H25.7～H28.3	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	132,670	H25.6	※3

小計 252,221

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,119,221
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人B(追加申立て)は、原発事故当時自主的避難等対象区域(相馬市)に居住していたが、緊急時避難準備区域に居住していた申立人Aと、平成23年5月に結婚し、同所に居住する予定であったところ、原発事故後、結婚は予定どおり、同居開始は平成24年4月からとなったとして、緊急時避難準備区域に居住していた者と同等の精神的損害を、また、妊娠していたことを理

由として、精神的損害の増額分を請求した。東京電力は平成23年5月から月額10万円の精神的損害を認め、妊娠による増額については積極的な認否を行わなかった。パネルは、東京電力の認めた平成23年5月からの緊急時避難区域の者と同等の月額10万円の精神的損害と、妊娠を理由とする精神的損害の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、懐妊中であり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の4

申立人Bが請求し、東京電力も平成24年9月25日付け東京電力プレスリリースによる基準に基づいてこれを認めた、緊急時避難準備区域の者の直接請求と同様の帰宅費用について賠償が認められたものである。

※3 中間指針第3の2、中間指針第二次追補第2の1

申立人B（追加申立て）は、原発事故当時自主的避難等対象区域（相馬市）に居住していたが、緊急時避難準備区域に居住していた申立人Aと、平成23年5月に結婚し、同所（申立人Aの実家）に居住する予定であったところ、原発事故により、同所には平成24年4月から居住することになった後、同年7月から相馬市に避難し、同年12月に申立人C（追加申立て）を出産し、平成25年7月からは申立人Aも合流して申立人ら3人で避難していたとして、同月からの生活費増加費用（水道光熱費）と、同年6月の物品購入費用を請求した。東京電力は、水道光熱費については原発事故の有無にかかわらず発生する費用であるなどとして、物品購入費用については原発事故後2年以上経過した購入であるなどと主張して争った。パネルは、平成24年12月出生の子がいる世帯であること等から避難を継続すべき特段の事情を認め、請求のあった平成25年7月から申立人A及びCが避難を終了した平成28年3月まで、原発事故前の予定どおりに申立人Aの実家で生活していれば負担の無かった水道光熱費の基本料金部分を損害として認め、その終期は申立人A及びCが避難を終了した平成28年3月とし、また、物品購入費用については必要かつ合理的な範囲で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅲは、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）は、緊急時避難準備区域においては、相当期間については平成24年8月末までを目安とし、特段の事情がある場合については個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1255		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)所在の申立人所有の建物の除染のために屋根の葺き替え工事が実施されたことについて、葺き替え前の屋根の素材(アスファルトシングル屋根材)の性質上、高圧洗浄の方法を採ることができず、葺き替え工事の実施が合理的と考えられることを考慮して、工事費用の一部(解体工事費用の全額と新たな屋根工事費用を含むその他の工事費用の2割に相当する額)が除染費用として賠償された事例。		
紹介箇所	第11の1(2)イ		

2 基本情報

申立日	H28.11.7	全部和解成立日	H29.3.9
事故時住所	郡山市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	637,152	H28.7~H28.8	※1
小計			637,152		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	637,152
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、自主的避難等対象区域(郡山市)所在の自己所有建物の除染のために屋根の葺き替え工事を実施したとして、同工事費用の賠償を求めた〔見積書、領収書及び放射線量測定結果等〕。なお、前件事件では、屋根の葺き替え工事費用の2割に相当する額を除染費用として認める和解案が提示されるも、申立人らの取下げにより終結している。東京電力は、線量計測データが乏しいこと等から、前件事件で提示された和解金額を超える支払には応じられないと主張して争った。パネルは、葺き替え前の屋根の素材(アスファルトシングル屋根材)の性質上、高圧洗浄の方法を採ることができずに屋根の葺き替え工事を実施したものであること、屋根材の解体を行わずに屋根の重ね葺きをすることはできなかったことを考慮し、屋根材の解体工事費用相当額については全額の賠償を認め、その余の工事費用については、屋根の価値が向上すること等を考慮して2割に相当する額の賠償を認める内容の和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(汚染された土壌等の除去、汚染の拡散の防止の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分並びに汚染された廃棄物の処理)を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償す

べき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1256		
事案の概要	県南地域(西白河郡矢吹町)から避難した申立人母・子2名(未就学児を含む。)について、自宅付近の除染が進まず、放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上であったこと等を考慮し、平成23年3月分から平成25年9月分までの避難費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(1)	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ
	第10の2(3)オ	第10の2(3)ク	第11の1(2)

2 基本情報

申立日	H28.6.10	全部和解成立日	H29.3.10
事故時住所	矢吹町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		80,000		※2
小計			80,000		

申立人A、B、C及びD共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	147,200	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	119,004	H23.3～H23.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	78,750	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	住居費	150,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	1,453,600	H23.3～H25.9	※1
全部和解	避難雑費		840,000	H24.1～H25.9	※1
全部和解	除染費用等	除染費用	500,000	H23.8	※3
小計			3,288,554		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,808,554
	弁護士費用	114,257
	手続内で処理された既払金合計額	400,000

※1 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人A、B及びCは、県南地域（西白河郡矢吹町）に居住していたところ、申立人B及びC（母子）は、平成23年3月に自主的避難を実行し、平成24年6月に申立人Dが避難先で出生した（申立人B、C及びDは追加申立てをした。）。申立人B、C及びDは、申立時点において避難を継続しており、避難費用〔カード利用明細等〕、生活費増加費用〔領収書等〕、精神的損害などの賠償を求めたが、東京電力は、平成23年夏以降に自主的避難を継続する必要性及び合理性を認めることは困難と主張して争った。パネルは、自宅付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上であったこと、平成24年6月に申立人Dが生まれていること、その後の自宅付近の放射線量の推移等を総合的に考慮して、平成25年9月までの避難継続の合理性を認め、同月までの避難費用、生活費増加費用等及び自主的避難等対象区域と同等の精神的損害（大人一人4万円、子供一人20万円）を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認めており、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

平成24年6月に避難先で生まれた申立人Dについて、東京電力は、県南地域等に対する平成25年2月13日付け東京電力プレスリリースによる基準に基づいて8万円を支払うことを認めたため、精神的損害等及び追加的費用等として8万円を賠償する和解案が提示されたものである。なお、同日付け東京電力プレスリリースによる基準に基づく申立人AないしCに対する賠償は、本申立て以前に支払済みとなっている。

※3 中間指針第二次追補第4

申立人は、平成23年5月に実施して同年8月に代金を支払った、自宅の除染工事費用の賠償を請求した〔見積書、振込履歴〕。東京電力は、請求金額には除染工事以外の工費が含まれている可能性があるなどとして争った。パネルは、請求金額の一部を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1257		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)所在の、本件事故当時、現実には居住の用に供されていなかった建物(居宅)に保管されていた、申立人らが亡父及び亡母から相続した家財の財物損害について、原発事故以前から頻繁に上記居宅の掃除がされており、たまたま家財が使用されることもあったこと等を踏まえ、東京電力の直接請求手続における単身世帯の定型金額による賠償額の3割が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ア)		

2 基本情報

申立日	H28.4.20	全部和解成立日	H29.3.15
事故時住所	大熊町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	975,000		※1
全部和解	その他	その他	10,000		※2
小計			985,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	985,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人らは、大熊町(帰還困難区域)に所在する申立人らの居宅兼事業所(飲食店)の①自宅の家財〔写真〕及び並びに②同町所在の亡父(昭和62年12月頃死亡)及び亡母(平成22年3月頃死亡)が居住していた居宅(帰還困難区域)の家財〔写真〕の賠償を求めた。東京電力は、①については高額家財を除き支払済みであり、申立人らが請求する各動産が①自宅の家財、②亡父母の居宅の家財及び③申立人らの事業用償却資産のいずれに属するかを明らかにすること、各動産の全てについて写真、メーカー名及び型式等の特徴を明らかにすること等を求め、申立人らが提出した資料からは①から③のいずれに属するか不明であるなどとして、請求を争った。パネルは、②亡父母が居住していた居宅(帰還困難区域)の家財は、提出された写真及び動産の保管状況〔電話聴取報告書〕等の事情から東京電力の直接請求における単身世帯の定額賠償の3割の賠償が相当であるとして和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認めるところ、申立人ら

の疎明内容により、この趣旨に沿った和解案が提示されたものである。

なお、申立人の人数について、申立時は申立人A及びその妻であったところ、同妻は申し立てを取り下げ、申立人Aの亡父母の法定相続人である申立人BからEまでの4名が、追加申し立てを行った。

※2

家財の賠償に関する諸費用1万円が賠償されたものである。

※3 申し立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人らは、絵画、書及び掛け軸等の芸術作品の財物価値の喪失又は減少について賠償を求めたところ、東京電力は財物価値を争った。パネルは、和解の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1258		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)に居住し、避難指示解除準備区域(浪江町)の飲食店に勤務していたが、原発事故によって退職を余儀なくされた申立人(事故時60歳台)の就労不能損害について、申立人は上記飲食店の店主とは遠縁の親戚で、原発事故がなければ勤務を継続していたことが見込まれること等の事情を考慮して、平成27年3月分から平成28年2月分まで、原発事故の影響割合を4割として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H28.9.29	全部和解成立日	H29.3.15
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	379,632	H27.3~H28.2	※1

小計 379,632

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	379,632
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、居住制限区域(浪江町)に居住し、避難指示解除準備区域(浪江町)の飲食店にパート勤務をしていたところ、原発事故により退職を余儀なくされ、申立人の年齢が原発事故時60歳台であったことを踏まえれば、避難先に伝手もなく、再就職は困難であるとして、原発事故により減収が生じたとして、直接請求による賠償が打ち切られた平成27年3月以降の就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、原発事故から4年が経過していることを踏まえると、就労の意思がありながらも個別のやむを得ない事情により就労が困難な状況にあるか等、請求内容と原発事故との相当因果関係については詳細な検討を要するとし、申立人のハローワークでの求職の回数や、申立人の年齢でも避難先で相当程度の求人情報が存在していること等を理由に、請求を拒否した。パネルは、申立人が上記飲食店の店主とは遠縁の親戚で、原発事故がなければ勤務を継続していたことが見込まれること〔電話聴取報告書〕等の事情を考慮して、平成27年3月分から平成28年2月分まで、原発事故の影響割合を4割として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により就労が不能等となった場合の給与等の減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和

解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1259		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人母(昭和16年生)・子(昭和53年生)の日常生活障害慰謝料について、申立人母は要介護状態にあり、申立人子はうつ病に罹患しながら、実質的に一人で申立人母の介護をしていたこと、申立人らは平成25年11月に新たに購入した自宅に転居したことを考慮して、平成23年3月分から平成25年12月分までは6割、平成26年1月分から平成27年12月分までは4割、平成28年1月分から平成29年1月分までは2割を増額して賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H28.3.28	全部和解成立日	H29.3.16
事故時住所	浪江町		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	3,260,000	H23.3~H29.1	※1

小計 3,260,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	3,260,000	H23.3~H29.1	※1

小計 3,260,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,520,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,680,000

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、申立人Aについて避難により畑仕事等ができなくなり、また段差のきつい仮設住宅内での転倒を契機として歩かなくなったことから足腰が急激に衰え精神的にも病んでしまったとして、申立人Bについて自らもうつ病に罹患しながら申立人Aの介護を余儀なくされたとして〔診断書、電話聴取事項報告書〕慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立人らの主張する事情はいずれも増額事由に該当しないとしてこれを争った。パネルは、上記事情により、申立人A及びBに対し平成23年3月分から平成25年12月分まで月6割、平成26年1月分から平成27年12月分まで月4割、平成28年1月分から平成29年1月分まで月2割の各増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事

由等について)は、要介護状態にあること、重度又は中程度の持病があること、上記の者の介護を恒常的に行ったこと等の事情があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、上記目安となる金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について))

申立人らは、申立人A、B、Cのグループと申立人D、Eのグループとの間に避難による別離があったと主張して慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立人らがそもそも同じ敷地内ではあるものの別々の建物に生活していたこと、避難後も同居が可能であったにもかかわらず申立人ら自身の判断により別の場所に居住しているとしてこれを争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1260		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)に居住する申立人について、申立人が自宅除染で生じた汚染土の仮置きをしている地区において自治体による仮置き場の整備が進んでいないことを考慮して、自宅の除染で生じた汚染土の仮置きのために支払った土地使用料の全額が除染費用として賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)オ	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H29.1.11	全部和解成立日	H29.3.21
事故時住所	福島市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	その他	50,000	H28.4～H29.3	※1

小計 50,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	50,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人らは、自主的避難等対象区域(福島市)所在の自宅の庭の除染を行い、除染によって生じた汚染土を保管するため第三者から土地を賃借したところ、平成28年4月から平成29年3月までの期間の土地使用料5万円について、原発事故と相当因果関係のある損害であると主張して、その支払を求めた〔領収証〕。東京電力は、申立人らが汚染土の仮置きをしている地区において自治体による仮置き場の整備が進んでいないことが確認できたことから、申立人らの請求を認めた。パネルは、東京電力が請求を認め、また、その理由についても是認できることから、申立人らの請求額全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(汚染された土壌等の除去に加え、除去土壌の保管を含む。)を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1261		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(広野町)から避難した後、平成28年秋に帰宅した申立人の帰宅費用(家電製品等の買い替え費用、自宅の修繕費用)について、原発事故から帰宅までの期間等も踏まえ、その一部(自宅の修繕費用、カーテン購入費用の一部、炊飯器、電子レンジ、湯沸しポット購入費用)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(エ)	第1の12(2)オ(ア)	

2 基本情報

申立日	H28.10.24	全部和解成立日	H29.3.22
事故時住所	広野町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	建物	350,000		※1
全部和解	財物損害	家財	166,700		※1
小計			516,700		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	516,700
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、緊急時避難準備区域である広野町からの避難者であるが、避難中の管理不能により自宅の修繕及び原発事故の約1年前に購入したばかりの家電製品等(家電製品及びカーテン)の買い替えの必要が生じたとして、平成28年秋に帰宅した申立人の自宅の修繕費用〔領収書及び写真〕及び家電製品等の買い替え費用〔領収書〕について賠償を求めた。東京電力は、緊急時避難準備区域については管理不能であったとはいえず、また平成23年6月20日にハウスクリーニングを行っていることで原状回復は済んでいると主張して争った。パネルは、自宅の修繕費用及びカーテンの買い替え費用については原発事故から帰宅までの期間等も踏まえ、その「損傷・汚れ」が生じた原因の一部について原発事故との間の相当因果関係を認めた上で、その費用の一部について賠償を認め、残りの家電製品については、その「損傷・汚れ」の原因と原発事故との間の相当因果関係を全て認めた上で、買い替え費用の全額について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 I は、避難により対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用(当該財物の廃棄費用及び修理費用等)

は、賠償すべき損害であると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1262		
事案の概要	北陸地方でしいたけの植菌及び栽培事業を営む申立人の営業損害について、原発事故のため原木の入手困難な状況が継続していること等を考慮して、植菌事業の逸失利益につき、平成28年6月までの減収分に係る損害(原発事故の影響割合を平成26年7月分から平成27年6月分につき4割、平成27年7月分から平成28年6月分につき2割5分とする。)、栽培事業の逸失利益につき、平成28年植菌分までの減収分に係る損害(原発事故の影響割合を平成26年植菌分につき5割、平成27年植菌分につき4割、平成28年植菌分につき2割5分とする。)がそれぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H28.6.13	全部和解成立日	H29.3.29
事故時住所	富山県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		3,652,988	H26.7~H28.6	※1
全部和解	間接被害・逸失利益		1,100,055	H26植菌分	※1
全部和解	間接被害・逸失利益		1,084,644	H27植菌分	※1
全部和解	間接被害・逸失利益		541,778	H28植菌分	※1
小計			6,379,465		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,379,465
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	880,000

※1 中間指針第8

申立人は、富山県においてしいたけの植菌及び栽培事業を営んでいたところ、原発事故のため原木供給が可能な原木販売業者の情報すらなく原木の入手困難な状況が継続していること等から減収が生じたとして、営業損害(間接損害)の賠償を求めた〔決算書〕。東京電力は、原発事故から相当期間が経過したこと等を理由として申立人の減収と原発事故との相当因果関係を争った。パネルは、原発事故のため原木販売業者による原木供給が不足し原木の入手困難な状況が継続していることから〔林野庁統計資料〕、原発事故との相当因果関係を認めた上で、植菌事業の逸失利益について、平成28年6月までの減収分に係る損害(原発事故の影響割合を平成26年7月分から平成27年6月分について4割、同年7月分から平成28年6月分について2割5分とする。)、栽培事業の逸失利益について、平成28年植菌分までの減収分に係る損害(原発

事故の影響割合を平成26年植菌分について5割、平成27年植菌分について4割、平成28年植菌分について2割5分とする。)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第8Ⅰ及び同Ⅲは、間接被害について、原発事故により中間指針第3ないし第7で賠償の対象と認められる損害(「第一次被害」という。)が生じたことにより、第一次被害を受けた者(以下「第一次被害者」という。)と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害を意味するものとするとして、その損害項目としては、営業損害(第一次被害が生じたために間接被害者において生じた減収分)があげられているところ、上記のとおり認定をした上で、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1263		
事案の概要	<p>①平成27年3月以降の営業損害につき、当事者双方が、東京電力による平成27年6月17日付けプレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償がされた事例。</p> <p>②避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)所在の申立人所有の自宅不動産の財物損害について、申立人の避難先での病状及び通院状況等を考慮して、避難指示解除にかかわらず、少なくとも原発事故後6年は帰還できないことに合理性があるとして、全損と評価して賠償された事例。</p>		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)	第1の9(2)ウ(ア)	第1の12(2)エ(ア)

2 基本情報

申立日	H28.6.15	全部和解成立日	H29.4.3
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	営業損害・逸失利益		210,000	H26.12~H27.2	※1
一部和解	営業損害・逸失利益		1,680,000		※1
一部和解	生命・身体的損害	慰謝料	320,000	H26.8~H28.5	※2
一部和解	生命・身体的損害	その他	7,560	H28.5	※2
一部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H26.12~H28.5	※2
全部和解	財物損害	建物	1,241,300		※3
全部和解	財物損害	その他	192,744		※3

小計 5,451,604

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H26.12~H28.5	※2
全部和解	財物損害	土地	1,706,016		※3
全部和解	財物損害	建物	2,482,600		※3
全部和解	財物損害	その他	385,489		※3

小計 6,374,105

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	一時立入費用	交通費	64,808	H28.4	※2

小計 64,808

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,890,517
	弁護士費用	356,716
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人Aは、南相馬市小高区で学習塾を営んでいたところ、原発事故により休業を余儀なくされたとして、平成26年12月分から平成28年5月分までの営業損害の賠償を請求した。東京電力は、平成26年12月分から平成27年2月分までについては請求額どおり認め、同年3月以降の分については、同年6月17日付け東京電力プレスリリースによる基準に基づき、同年3月以降の将来にわたる賠償として年間逸失利益の2倍相当額を支払うと答弁した。申立人も同プレスリリースによる基準に基づく解決の意思を示したため、パネルは、平成26年12月分から平成27年2月分までについては請求どおりの額、同年3月以降の分については同プレスリリースによる基準に基づき年間逸失利益の2倍相当額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者が、避難指示等に伴い事業に支障が生じたため現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、同IIIは、避難指示等の解除後も、同Iの事業者において当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、当事者双方が、平成27年3月以降の減収に係る損害について、同年6月17日付け東京電力プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の3、中間指針第3の5、中間指針第3の6

申立人らは、南相馬市小高区からの避難に伴う各自の精神的損害、一時立入費用、申立人Aの生命・身体的損害を請求した。東京電力は、精神的損害は申立人ら各自について月額10万円の限度で認め、一時立入費用は領収証で確認できる実費の限度で認め、生命・身体的損害のうち診断書取得費は請求額どおり認めるが、通院慰謝料は日額4200円の限度で認めるとして、損害額を争った。パネルは、精神的損害は申立人ら各自について月額10万円、一時立入費用は領収証に基づくフェリー代及び移動距離から算定したガソリン代の実費相当額、生命・身体的損害のうち通院慰謝料は日額1万円、診断書取得費は請求額どおりとの内容で和解案を提示した。

中間指針第3の3は避難指示区域内の住居から避難した者の一時立入費用について、同第3の5は原発事故により避難等を余儀なくされたための疾病等により生じた精神的損害等について、同第3の6 I①は対象区域からの避難者の日常生活阻害慰謝料について、それぞれ賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人らは、南相馬市小高区所在の申立人ら所有の土地・建物・その他(庭木構築物)について、全損と評価されるべきであるとして、評価額と既払額(評価額の72分の60相当額)との

差額を請求した。東京電力は、小高区の避難指示は平成28年7月に解除されたため管理不能な状況は解消されたとして、避難指示解除までの期間に相当する割合（評価額の72分の65相当額）と既払額との差額の限度で認めると主張して損害額を争った。パネルは、申立人Aの避難先での病状及び通院状況等の諸般の事情を総合的に考慮して、避難指示解除にかかわらず、少なくとも原発事故後6年間は帰還できないことに合理性があり、本件不動産の管理・利用は事実上極めて困難であるとして、全損評価による賠償額の和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認められるとしているところ、申立人らの具体的事情を踏まえた上で、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1264		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から他県に避難した申立人ら(夫婦及び子1名)について、申立人子が平成27年8月及び平成28年8月に福島市内の病院で甲状腺検査を受診する際にかかった交通費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ	第10の2(3)エ	第10の2(3)キ
	第10の2(3)ク		

2 基本情報

申立日	H28.12.1	全部和解成立日	H29.4.7
事故時住所	福島市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	208,360	H24.3～H24.4	※1
小計			208,360		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	その他	14,800	H24.3～H27.3	※1
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	24,886	H27.8～H28.8	※1
全部和解	避難雑費		112,000	H26.8～H27.3	※1
小計			151,686		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	360,046
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、平成24年3月から県外へ自主的避難を実行したことにより負担をした町内会費、検査費用、就労不能損害等について賠償を求めた。東京電力は、以前の当センターの和解仲介手続において平成23年3月から平成26年7月までの間について、生活費増加費用、移動費用、精神的損害、検査費用及び避難雑費を賠償済みであることや、平成24年9月以降の自主的避難の避難継続の合理性が認められるためには特段の事情が必要であるが本件では特段の事情

はないこと等を理由に争った。パネルは、以前の申立てにおいて請求されていなかった町内会費1万4800円及び就労不能損害20万8360円を賠償すべき損害と認めるとともに、平成26年8月から平成27年3月までの避難雑費として11万2000円及び同年8月から平成28年8月までに負担をした検査交通費2万4886円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1265		
事案の概要	<p>避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に居住し、居住制限区域(富岡町)の店舗に勤務していたが、原発事故によって別店舗に異動して減収が生じた申立人母・子の就労不能損害について、減収の直接の要因は勤務時間が減少し残業がなくなったことにあり、申立人子は知的障害を有していること、申立人母はその介護の必要があることにより、いずれも転職が容易でないこと等の事情を考慮して、申立人母につき平成28年2月までの減収分に係る損害(原発事故の影響割合を平成26年3月分から平成27年2月分につき5割、平成27年3月から平成28年2月分につき2割5分とする。)、申立人子につき平成28年7月分までの減収分に係る損害(原発事故の影響割合を平成26年3月分から平成27年2月分につき10割、平成27年3月から平成28年2月分につき5割、平成28年3月から同年7月分につき2割5分とする。)等が賠償された事例。</p>		
紹介箇所	第1の10(2)ア(7)		

2 基本情報

申立日	H28.5.16	全部和解成立日	H29.4.19
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	39,916	H23.3~H24.5	※1
全部和解	就労不能損害	減収分	101,749	H26.3~H28.2	※2
全部和解	精神的損害	増額分	2,190,000	H23.3~H29.3	※3
小計			2,331,665		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	2,397,261		※4
小計			2,397,261		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	408,687	H26.3~H28.7	※5
全部和解	精神的損害	増額分	2,190,000	H23.3~H29.3	※3
小計			2,598,687		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,327,613
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

津波被害に遭った申立人らについて、原発事故がなければ南相馬市小高区の自宅付近に避難することができたにもかかわらず、市外へ避難を余儀なくされたことによって増加した避難交通費の差額分の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の8

申立人Aは、原発事故当時、南相馬市小高区（避難指示解除準備区域）に居住し、富岡町（居住制限区域）の店舗に勤務していたが、原発事故によって別店舗に異動したことにより減収が生じたとして〔給与額証明書〕、平成26年3月以降の就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人Aの勤務する会社が県外を含めて多数の店舗を展開しており、原発事故後、通常期待される事業運営が行われれば時の経過とともに経営状況は回復すると思われること、とりわけ平成27年3月以降は原発事故から4年が経過し、経営環境が一層改善されていると思われることから、申立人Aに減収が生じているのは会社の経営判断によるものであり、相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、申立人Aの減収の直接の要因は勤務時間が減少し残業がなくなったことにあること、申立人C（申立人Aの子）が知的障害を有しており〔療育手帳〕、申立人Aはその介護の必要があることにより転職が容易でないこと等の一切の事情を考慮し、減収と原発事故との間に相当因果関係を認め、平成26年3月分から平成27年2月分までの減収分について原発事故の影響割合を5割、同年3月分から平成28年2月分までの減収分について原発事故の影響割合2割5分として（なお、原発事故に起因しない疾患による入院期間中の減収については、原発事故との相当因果関係はないと判断している。）、就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合に給与等の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

気管支喘息及び2型糖尿病を患っている申立人Aが知的障害を抱えた申立人C（申立人Aの子）の世話をしながら避難生活を送っていることについて、また、申立人Cが障害を抱えながら避難生活を送っていることについて、それぞれ月額3万円の精神的損害の増額を認めたものである。

※4 中間指針第3の10

南相馬市小高区（避難指示解除準備区域）に所在する宅地及び田畑の財物価値が全て喪失したとして、宅地及び田畑の一部については直接請求において支払われた賠償金額を控除した財物価値の残額について、その他の田畑については財物価値の全額について賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の8

申立人Cは、原発事故当時、南相馬市小高区（避難指示解除準備区域）に居住し、富岡町（居住制限区域）の店舗に勤務していたが、原発事故によって別店舗に異動したことにより減収が生じたとして〔給与額証明書〕、平成26年3月以降の就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、

同年3月分から平成27年2月分までの減収分については認めたものの、同年3月以降の減収分については、申立人Cの勤務する会社が県外を含めて多数の店舗を展開しており、原発事故後、通常期待される事業運営が行われれば時の経過とともに経営状況は回復すると思われること、同月以降は原発事故から4年が経過し、経営環境が一層改善されていると思われることから、申立人Cに減収が生じているのは会社の経営判断によるものであり、相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、申立人Cの減収の直接の要因は勤務時間が減少し残業がなくなったことにあること、申立人Cが知的障害を有していることにより〔療育手帳〕、転職が容易でないこと等の一切の事情を考慮し、減収と原発事故との間に相当因果関係を認め、平成26年3月分から平成27年2月分について原発事故の影響割合を10割、同年3月分から平成28年2月分について原発事故の影響割合を5割、同年3月分から同年7月分について原発事故の影響割合を2割5分として就労不能損害を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第3の8に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1266		
事案の概要	自主的避難等対象区域外である宮城県伊具郡丸森町筆甫地区から避難した申立人ら(夫婦及び子2名)の避難費用について、自宅周辺の放射線量等を考慮して、平成27年3月分まで自主的避難等対象区域と同水準で賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(1)		

2 基本情報

申立日	H28.9.9	全部和解成立日	H29.4.21
事故時住所	宮城県伊具郡丸森町		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	通勤費増加分	877,866	H24.1～H27.3	※1
小計			877,866		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	住居費	1,375,500	H24.1～H27.3	※1
全部和解	避難雑費		1,560,000	H24.1～H27.3	※1
全部和解	除染費用等	線量計購入費	94,190	H23.5	※2
小計			3,029,690		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,907,556
	弁護士費用	117,227
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、自主的避難等対象区域外に居住していたが、前件である先行の集団申立て(公表番号1028)において成立した和解により自主的避難等対象区域と同等の賠償が認められたところ、本件申立てにおいては、前件における和解の対象に含まれていない、自主的避難の実行により生じた平成24年1月以降の避難費用(住居費、通勤費増加費用)[賃貸借契約書一式、通帳の振込履歴、就労日数推計のための免税軽油稼働実績表]及び避難雑費の賠償を求めた。東京電力は、既払金を超える損害がない、また、少なくとも平成23年9月以降は相当因果関係が

ないと主張して争った。パネルは、平成25年7月に事故時住所と同じ町内の別地区に避難先を変更している点についても検討を加え、事故時住所の放射線量等を比較した上で、平成27年3月までの避難継続の合理性を認めて和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めている。さらに、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

申立人らは、線量計購入費用の賠償を求めた〔領収証〕。東京電力は、既払金を超える損害がないとして、これを争った。パネルは、既払金の対象には含まれていないとして、賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1267		
事案の概要	自主的避難等対象区域(伊達市霊山町)から避難し、平成23年11月に居住制限区域(飯舘村)から避難していた申立人妻と結婚した申立人夫について、結婚後は避難指示区域からの避難者に準じるとして、同月分から平成28年1月分までの日常生活阻害慰謝料等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の8(2)ア	

2 基本情報

申立日	H28.1.15	全部和解成立日	H29.4.24
事故時住所	伊達市ほか		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	5,100,000	H23.11~H28.1	※1
小計			5,100,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,660,000	H23.8~H28.1	※2
小計			1,660,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	金額
	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,760,000
	弁護士費用	202,800
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

申立人Aは、自主的避難等対象区域(伊達市)から避難し、原発事故後、居住制限区域(飯舘村)から避難していた申立人Bと結婚したため[陳述書、戸籍謄本]、結婚後について避難等対象者に準じた慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、原発事故前後で申立人Aの生活圏の大きな変動がないことに加え、原発事故前から婚姻を予定していたのか等の事情が定かではないとして認否を留保したが、最終的に賠償を認めた。パネルは、東京電力が認めたことを考慮し、婚姻後から避難等対象者と同額の和解案を提示した。

中間指針第3の6 I ①は、避難指示等により避難等を余儀なくされた対象者(避難等対象者)が受けた精神的苦痛のうち、原発事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者(又は余儀なくされている者)が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害さ

れたために生じた精神的苦痛を賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、原発事故後に出産した申立人Cが原発事故の影響で乳児院等に入所せざるを得なくなったこと〔陳述書〕、申立人Bが緑内障〔診断書〕となったこと、甲状腺検査にて異常が発覚したこと〔甲状腺検査結果報告書〕及び何度も自殺を図ろうとしたこと〔陳述書〕等を主張して、慰謝料の増額分の賠償を求めた。東京電力は、これを争った。パネルは、申立人Bに対して、妊娠が発覚した平成23年8月以降、懐妊中であったこと、申立人Cとの別離が生じたこと及び緑内障と診断されその状態で避難生活を送らざるを得なくなったこと等を総合考慮し、平成23年8月から平成27年11月までは月額3万円の増額、疾病にて入院した同年12月及び平成28年1月は月額5万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、懐妊中であること、家族の別離が生じたこと及び身体又は精神の障害があること等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合にはこの金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人A及びCは、原発事故により、家族の別離が生じたこと、申立人Bの病気等の理由により、慰謝料の増額を求め、東京電力は、これを争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人Aは、避難等による生活費増加費用（交通費及び水道料金）の賠償を請求し、東京電力は、これを争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1268		
事案の概要	原発事故当時、住民票上の住所は避難指示区域外であり、居住制限区域(富岡町)に建物を賃借するも、そこでの寝泊まりは一定程度にとどまっていた申立人について、このような状況は仕事(トラック運転手)上の都合で生じていたことに加え、申立人の家財の設置状況や帰還意思等を踏まえ、避難指示区域からの避難者に準じるとし、平成29年3月分までの日常生活阻害慰謝料(月額7万円)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の8(2)ア	

2 基本情報

申立日	H28.7.15	全部和解成立日	H29.5.1
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	一時立入費用	交通費	38,368	H23.3~H29.3	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	5,110,000	H23.3~H29.3	※2
小計			5,148,368		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,148,368
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の3

中間指針第3の3備考3は、一時立入費用のうち交通費について、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

申立人は、原発事故時、住民票は福島県外にあったが、実際に住んでいたのは富岡町であった〔住宅賃貸借契約証明書〕ことから避難等対象者に当たると主張した。東京電力は、原発事故時の申立人の生活の本拠は福島県外にあり〔同県外住所記載の新聞購読料領収証〕、申立人は避難等対象者には当たらないと反論した。パネルは、申立人の富岡町の住居における寝泊まりは一定程度にとどまっていたものの、遠方に物を運搬するトラック運転手という申立人の仕事内容及び同居居内に家財が完備されていたこと等から、申立人は避難等対象者に準じるとして、平成23年3月分から平成29年3月分まで月額7万円の慰謝料の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、中間指針第3 [避難等対象者] は、原発事故時において対象区域内に生活の本拠としての住居がある者を前提としているとこ

ろ、住居が同区域内外に複数あるなどの理由により、同区域内のみに生活の本拠としての住居があったとは認められない者も、避難等対象者に準じるとして、上記目安となる金額を減額した和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人は、避難時に交通費がかかったと主張して避難費用を、避難により水道光熱費・家賃が増加したと主張して生活費増加費用を請求したが、東京電力は申立人が避難等対象者に当たらないとしてこれを争った。パネルは和解案の対象外とした。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の8）

申立人は、原発事故のために勤務していた会社を離職したと主張して就労不能損害を請求したが、東京電力は原発事故との間の相当因果関係がないとしてこれを争った。パネルは和解案の対象外とした。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人は、家財について財物賠償を請求したが、本件手続外で東京電力から支払がされ、パネルは和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1269		
事案の概要	宮城県南部で飼料等の販売業を営む申立会社の営業損害について、販売先のうち避難指示区域内の畜産業者が廃業、事業停止または事業縮小を余儀なくされたことによって生じた減収につき、申立会社の販売先のある地理的範囲における飼料販売は既に寡占状態で取引の代替性を認めるのは困難であること等を考慮して、平成27年分につき原発事故による影響割合を5割として逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H28.7.14	全部和解成立日	H29.5.11
事故時住所	宮城県亶理郡		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		17,111,827	H27.1～H27.12	※1
小計			17,111,827		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	17,111,827
	弁護士費用	513,355
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、宮城県で飼料販売業等を営んでいたところ、販売先の多くが相双地域に所在しており、原発事故により廃業又は休業したことで申立人の売上高が減少したとして、平成27年1月から同年12月までの逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、仮に申立人の事業について取引の代替性があると認めることが困難であるとしても、原発事故から長期間が経過していることから、申立人の売上高減少には原発事故以外の原因もあり、また、申立人の原発事故前の売上高が減少傾向にあったことから、基準年度(平成22年)の売上高のうち避難等対象区域に所在する販売先への売上高の9割程度の額に限って基準売上高とすべきであると主張して争った。パネルは、申立人の営む飼料販売事業は、少数の同業者の寡占状態にあるところ同業者間の競争が激しく、取引先の入れ替わりはあっても新規の顧客として完全に定着するわけではなく年度によって増減があることから、取引に代替性があるとは認められないとし、他方、為替相場や穀物相場の変動が売上高に影響を及ぼす点等を考慮し、原発事故の影響割合を5割とする和解案を提示した。

中間指針第8は、原発事故により第一次被害が生じたことにより、第一次被害を受けた者と一

定の経済的関係にあった第三者に生じた被害を間接被害とし、間接被害を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認められるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1270		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)所在の申立人が所有する土地(登記上の地目は山林)の財物損害について、同土地は別荘地の区画の一つとして販売されており、周辺に住宅が点在していること、同土地上に樹木は生育していないこと、同土地の近くまで上水道が敷設されていること等の事情を考慮し、準宅地として評価した額について賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H28.6.23	全部和解成立日	H29.5.12
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用		40,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	財物損害	土地	1,497,103		※2

小計 1,537,103

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,537,103
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった申立人について、平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースによる基準に基づき、生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用等として、賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、所有する帰還困難区域(大熊町)所在の土地(登記上の地目は山林)が、原発事故により価値を喪失したとして、財物損害の賠償を求めた。東京電力は、当初、登記上の地目が山林であること等から認否を留保していたが、同土地は別荘地の区画の一つとして販売されており、周辺に住宅が点在していること、同土地上に樹木は生育していないこと及び同土地の近くまで上水道が敷設されていること等の事情を示す証拠[土地登記事項証明書、平成22年度課税台帳記載事項証明書及び上水道給排水管平面図]が申立人から提出されたことから、準宅地として評価した上で、全損の損害を自認した。パネルは、東京電力の自認額を内容とする和解案を提示した。

中間指針第3の10IIは、当該財物が対象区域内にあり、財産の価値を喪失又は減少させる程度

の量の放射性物質に曝露した場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3）

自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった申立人が、精神的損害の賠償を求めたところ、東京電力は既払いであると主張して争った。パネルは、既払額を超える損害を認めず、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1271		
事案の概要	茨城県で観光みやげ用の菓子の製造販売業を営み、同県内を中心に複数の店舗を経営する申立会社の営業損害について、原発事故に伴う風評被害によって観光客が減少したことを考慮して、その一部の店舗における売上げに関して、平成27年4月分から同年7月分までにつき影響割合を20%として、既払額を超える額が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の3(2)イ		

2 基本情報

申立日	H28.2.1	全部和解成立日	H29.5.17
事故時住所	茨城県水戸市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		12,706,132	H27.4～H27.7	※1

小計 12,706,132

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	12,706,132
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	7,313,499

※1 中間指針第7の3

申立人は、茨城県で観光みやげ用の菓子を製造し、同県内を中心として自ら経営する複数の店舗で販売していたところ、原発事故後、風評被害によって店舗周辺の観光施設の入込客数が減少した結果、申立人の売上げも減少したとして、直接請求手続において逸失利益の賠償を請求し、請求額の一部の賠償を受けたものの、その算定に当たって、賠償対象期間の途中から対象となる店舗を限定されたことから、これを不服として、直接請求手続で対象外とされた一部の店舗も含めて算定した場合の金額との差額について、賠償を求めた〔損益計算書、店舗別売上高表〕。東京電力は、直接請求手続における算定方法は茨城県の観光客数の統計データに基づく合理的なものであることや、申立人の指摘する観光施設の入込客数の減少要因は原発事故による風評被害ではないなどと主張して、既払額を超える損害の発生について争った。パネルは、逸失利益の算定に当たって、申立人の主張する全店舗を対象とした上で、平成27年4月分から同年7月分の逸失利益について、売上減少の要因として震災被害等の要因もあるとして、原発事故の影響割合を2割と認め、算定した損害額1270万6132円のうち既払額731万3499円を超える分として539万2633円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の3 Iは、茨城県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が原発事故及

びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、原発事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1272		
事案の概要	帰還困難区域内に居住し、同区域内の介護施設に勤務していたが、本件事故により退職した申立人について、事故当時の勤務先の業種や昇給実績等から、勤務を継続していれば昇給したことの蓋然性を認め、昇給分も考慮した就労不能損害や退職金相当額等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ウ(イ)	第1の10(2)ウ(オ)	

2 基本情報

申立日	H27.5.1	全部和解成立日	H29.5.22
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	その他	4,665,961	H23.4～H27.2	※1
全部和解	財物損害	その他動産	3,059,614		※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,146,000	H23.3～H26.4	※3
小計			8,871,575		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,871,575
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、帰還困難区域内の介護施設に次長として勤務していたが、原発事故により悪化した経営再建のためにいったん解雇された後、著しい給与引下げの下で再雇用されたとして、定年までの定期昇給額相当の賠償及び定年時に得べかりし退職金との差額についての賠償を求めた。東京電力は、昇給や定年までの継続勤務は不確定であるとしてこれを争った。パネルは、原発事故当時の勤務先の各規程、業種及び昇給実績等から定期昇給及び退職金支給の蓋然性は高いと認め、申立人の主張する定期昇給額及び退職金差額の全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、就労不能等に伴う損害について、給与等の減収分を賠償すべき損害と認めているところ、この「給与等」には定期昇給額及び退職金差額も含まれると考えられるとして、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

陶芸作家でもある申立人が所有していた①ガス窯及び陶芸機材については償却資産とし、耐用年数を30年とした上で算定した金額、②粘土等の原材料については購入価格の4割の金額並びに③陶芸製品については棚卸表記載の金額を基に受賞作品は6分の1、その余は10分の

1の金額の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人の精神的損害について、家族別離及び長距離通勤等の事情を考慮し、月額3割の増額分の賠償を認めたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の8）

申立人は、管理職手当に係る損害及び60歳定年までの就労不能損害の賠償並びに特別の努力による非控除を求めたところ、東京電力は、それぞれ昇進が不確定である、60歳までの勤務継続は不確定である、原発事故後も同一の勤務先で同種の業務を継続しているとして主張してこれを争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人は、大熊町に所在する陶芸工房等の不動産の財物価値の喪失又は減少について賠償を求めたところ、東京電力は、直接請求にて賠償済みであると主張してこれを争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※6 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の9）

申立人は、陶芸作家としての営業損害について逸失利益及び慰謝料の賠償を求めたところ、東京電力は、原発事故前から制作販売活動が休止状態であり、原発事故後に営業がされた蓋然性を認めることは困難であると主張してこれを争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1273		
事案の概要	居住制限区域(富岡町)所在の申立人が所有する建物(母屋、浴場、物置)の財物損害について、未登記の浴場及び物置についても、写真や申立人の説明等から認められる面積や築年数等に基づいて算定された額について賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H28.4.1	全部和解成立日	H29.5.23
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	355,000	H23.3~H29.1	※2
全部和解	精神的損害	その他	100,000		※3
全部和解	財物損害	建物	7,098,422		※1
全部和解	財物損害	その他動産	310,000		※4
小計			7,863,422		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,863,422
	弁護士費用	235,903
	手続内で処理された既払金合計額	200,000

※1 中間指針第3の10、中間指針第2の5

申立人は原発事故前、富岡町の居住制限区域に居住していたところ、借地上に存在する所有建物3棟(母屋、物置及び浴場)の賠償を求めた。東京電力は、母屋について登記簿謄本と固定資産税評価証明書との地番が異なる、物置と浴場については未登記かつ非課税であるため申立人が所有していたこと及びその価値も不明であると主張して争った。パネルは、母屋については固定資産税評価証明書からその申立人所有及び面積の認定を行い、また物置と浴場については母屋と一体としての利用関係がうかがわれる写真及び申立人の陳述からその所有及び面積並びに築年数を認定し、原発事故時の時価を財物損害とした和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認められると定め、同第3の10備考5は、損害の基準となる財物の価値は、原則として、原発事故発生時点における財物の時価に相当する額とすべきであると、また、同第2の5は、損害の算定に当たっては、必要か

つ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人が、自作していた農作物等について、原発事故後それらを購入せざるを得なくなったことから、その食費増加費用が認められたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人が避難後、仮設住宅に入居したことに伴い、飼育していたペットを里親に出したことから、ペット喪失慰謝料が認められたものである。

※4 中間指針第3の10

仏壇仏具一式について財物損害が認められたものである。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人は、自宅植木及び動産の賠償を求めたところ、東京電力は、直接請求にて支払済みであると主張して争った。パネルは和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1274		
事案の概要	自主的避難等対象区域(二本松市)所在の申立人が共有持分を有する山林で採取したキノコの販売業を営む申立人の営業損害について、同山林のキノコに出荷制限指示が継続していること等を考慮して、平成27年12月分から平成28年11月分の逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア		

2 基本情報

申立日	H29.1.16	全部和解成立日	H29.5.29
事故時住所	二本松市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		302,062	H27.12~H28.11	※1
小計			302,062		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	302,062
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

二本松市において野生きのこの採取・販売業を営む申立人が、同市の野生きのこが原発事故を原因とする出荷制限指示の対象とされたことにより生じた減収分について、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、①出荷制限指示に伴う損害は請求者が現に事業を行っていることを前提とするところ、申立人が現に事業を継続していることは確認できない、また、②事業拠点の移転や転業等損害回避措置を執ることができたのにそれをしていないと主張して争った。パネルは、①については申立人が現に事業を行っていることを認め、②については申立人が損害回避措置を執ることは事実上不可能であったと認定し、請求額全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1 I は、農林漁業者その他の「政府が原発事故に関し行う指示等」の対象事業者が、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされるなどその事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1275		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)から県外に避難した申立人について、申立人と同居する子(20歳台)が知的障害等を抱えており、1人では被ばくを回避するための合理的な行動をとるのが困難であること等の事情を考慮し、本件事故当初から平成23年12月分までの避難費用、生活費増加分等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(4)		

2 基本情報

申立日	H28.6.22	全部和解成立日	H29.6.2
事故時住所	いわき市		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	31,200	H23.3～H23.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	100,800	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	20,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	15,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	230,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	58,500	H23.3～H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	480,000	H23.3～H23.12	※1

小計 1,275,500

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,275,500
	弁護士費用	38,265
	手続内で処理された既払金合計額	80,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)
 申立人Aは、申立人Aと同居する知的障害等を抱えた成人の子である申立人B(ただし、手続終結前に申立てを取り下げた。)[療育手帳]と避難を実施したとして、避難費用[領収書等]、生活費増加費用[領収書及び写真等]、精神的損害及び就労不能損害[給与明細書]を請求した。

東京電力は、既払金を超える部分について原発事故と相当因果関係がないなどと主張して争った。パネルは、申立人Aの子が知的障害等を抱えており、1人では被曝を回避するための合理的な行動をとるのが困難であること等の事情を考慮し、申立人Aについて、平成23年3月から同年12月までの避難費用、生活費増加費用、精神的損害を、同年3月から同年8月までの就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1276		
事案の概要	山梨県で旅館業を営む申立会社の営業損害(平成23年4月分の予約キャンセルによって生じた損害)について、原発事故による風評被害を認めつつ、原発からの距離や震災の影響等も考慮し、原発事故の影響割合を2割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の3(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H28.8.16	全部和解成立日	H29.6.5
事故時住所	山梨県南都留郡富士河口湖町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		2,915,487	H23.4	※1

小計 2,915,487

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,915,487
	弁護士費用	87,465
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3

申立人は、山梨県で旅館業を営んでいたところ、原発事故により日本人の宿泊予約客の予約キャンセルが多発したとして、平成23年4月分のキャンセルについて営業損害(逸失利益)を請求した(なお、外国人の宿泊予約客の予約キャンセルについては直接請求により賠償済みである)。東京電力は、請求期間は東日本大震災直後であることから、日本人の宿泊予約客の予約キャンセルは、主に余震の懸念や交通機関の乱れ、全国的な自粛ムード等によるものである蓋然性が高く、原発事故との間の相当因果関係を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、申立人の客層は関東圏の客が大半を占めており、一般に山梨県に対する忌避を生じるとは考えにくいこと、申立人自身が原発事故当初は震災の混乱を理由とするキャンセルが多かったと認めていること等から、原発事故の影響割合は相当低いものであるとしつつ、一方で、関西圏の客からはキャンセル理由として食品汚染の不安が述べられていたようであること〔従業員陳述書〕、実際に関西圏の客比率が前年度2割程度であったものが原発事故後は1割程度までに減少していること〔地域別宿泊者数推移〕等から、一部は因果関係が認められると判断し、請求額(請求期間における国内宿泊客のキャンセル人数に、客単価、利益率及び前年比キャンセル率上昇分を乗じた金額)に原発事故の影響割合として2割を乗じた金額について和解案を提示した。

中間指針第7の3備考3は、中間指針に定める地域以外に営業の拠点がある観光業であっても、観光業者における個別具体的な事情に鑑み、現実には生じた解約・予約控え等による被害について、地域等を問わず個別に、原発事故により放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、原発事故との相当因果関係が認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1277		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)から避難し、その後再就職した申立人夫・妻の就労不能損害について、各自の避難前後の勤務内容、勤務時間、避難後の減収額等を考慮し、平成27年3月分から平成28年2月分までにつき、原発事故の影響割合をそれぞれ10割、5割として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H28.4.14	全部和解成立日	H29.6.6
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	一時立入費用	交通費	388,866	H27.3~H28.2	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	136,829	H27.3~H28.2	※1
全部和解	就労不能損害	減収分	93,732	H27.3~H28.2	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	3,700,000	H27.3~H30.3	※4
全部和解	精神的損害	増額分	360,000	H27.3~H30.3	※5

小計 4,679,427

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	233,373	H27.3~H28.2	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	3,700,000	H27.3~H30.3	※4

小計 3,933,373

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,700,000	H27.3~H30.3	※4

小計 3,700,000

集計

和解金合計額(弁護士費用除く)	12,312,800
弁護士費用	
手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2、中間指針第3の3

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）にいずれも居住していたが、申立人Aは郡山市、申立人B及びCは南相馬市原町区にそれぞれ避難して二重生活となったことから、かかる二重生活に伴い増加した生活費増加分、面会のための家族間移動費用について、ほぼ申立人らの請求額全額の賠償を認めたほか、それぞれの避難先から南相馬市小高区の自宅までの一時立入費用について、家族間移動費用との重複分を考慮した合理的な範囲での賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3

申立人Aは、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の会社の正社員として建設関係の仕事に従事していたところ、原発事故に伴う避難により平成23年3月に退職を余儀なくされた後、避難先の郡山市内で、退職した会社とは別の会社の正社員として再就職したが、原発事故がなければ、従前の勤務先での就業を継続し収入が減少することもなかったとして、平成27年3月分から平成28年2月分までの就労不能損害の賠償を求めた（平成27年2月分までの就労不能損害については賠償済みである。）。東京電力は、就労不能損害の賠償期間は原則として平成27年2月までとすべきであるとし、そもそも、申立人Aの原発事故前の勤務先会社と再就職先の会社とを兼任している役員がいること等に照らせば、申立人Aの転職は原発事故と因果関係がないとして支払義務を争った。パネルは、申立人Aが転職をした経緯は、あくまで避難に基づくものであったとして、これによる減収は原発事故と相当因果関係があるとした上で、転職前も転職後も期間の定めのない正社員であったこと等の事情を考慮し、転職後の中間収入を控除した減収分の全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認め、また中間指針第二次追補第2の3は就労不能損害の終期は、個別具体的な事情に応じて合理的に判断するものとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3

申立人Bは、原発事故当時、商品のチェック等の作業を行うパートタイム職員として勤務していたところ、原発事故に伴う避難により、平成23年3月に契約期間満了によって失職し、避難先から帰還した後に病院の事務職員（パートタイム職員）として再就職したが、原発事故がなければ、従前の勤務先で就業を継続し収入が減少することもなかったとして、平成27年3月分から平成28年2月分までの就労不能損害の賠償を求めた（平成27年2月分までの就労不能損害については賠償済みである。）。東京電力は、就労不能損害の賠償期間は原則として平成27年2月までとすべきであるとした上で、同年3月分以降は、申立人Bが原発事故後に転職した経緯、転職前後の勤務形態、雇用契約期間の有無、勤務内容及び勤務時間等の説明を受けた上で、検討されるべきであると主張した。パネルは、申立人Bが転職をした経緯が避難に基づくものであった一方、他方において、勤務時間が短縮されたこと及び就職活動の状況等の事情を考慮し、転職後の中間収入を控除した減収分のうち5割に相当する額の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第3の8及び中間指針第二次追補第2の3に従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6

日常生活阻害慰謝料について、東京電力が平成30年3月までの賠償を認める旨を主張したため、申立人各自に370万円の賠償が認められたものである。

※5 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族間の別離、二重生活等が生じた事情があり、通常の避

難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、申立人らの家族間の別離、二重生活の事情に鑑み、申立人ら合計で月額3万円の増額分を認める和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1278		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)所在の申立人の自宅敷地内の庭木・庭石等の財物損害について、被申立人による現地評価を実施した上で、評価額から直接請求での既払額を控除した分が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H27.12.17	全部和解成立日	H29.6.16
事故時住所	大熊町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他	14,520,719		※1
全部和解	避難費用	交通費	100,000	H23.3～H26.2	※2
小計			14,620,719		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	14,620,719
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

原発事故発生当時、大熊町に居住していた申立人が、自宅の庭木・庭石の財物賠償を請求した。東京電力は、申立人の希望により、本申立ての手続内において構築物・庭木の現地評価を行い、その上で、現地評価の評価額が直接請求手続における申立人の自宅不動産について支払われた賠償額(土地、建物及び構築物・庭木並びに住居確保損害の合計額)を超えていないこと、支払済みの住居確保損害には構築物・庭木等に係る取得費用も考慮されていること等を理由に、追加の賠償をすることを争った。パネルは、財物損害と住居確保損害とは異なる損害であるとして、現地評価によって算定された構築物・庭木の時価相当額を原発事故と相当因果関係のある損害と認め、現地評価の評価額から直接請求の既払額(構築物・庭木分)を控除した額を和解案として提示した。

中間指針第3の10は、対象区域内の財物の価値喪失又は減少した部分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

葬儀参列のために支出した交通費について、避難による生活費増加費用として合理的範囲の

損害額の賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	1279		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に居住し、タクシー会社に正社員として勤務していたが、原発事故によって他県に避難し、退職を余儀なくされた申立人(事故時60歳台)の就労不能損害について、避難先では土地勘がなく同種の仕事をすることが困難であったこと、平成28年9月にはもとの住所地近くに転居し、就職していること等の事情を考慮して、平成28年3月分から同年9月分まで、原発事故の影響割合を5割として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H28.8.24	全部和解成立日	H29.6.19
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	588,385	H28.3~H28.9	※1

小計 588,385

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	588,385
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故に伴う避難や原発事故当時の勤務先であったタクシー会社の休業等により同社を退職せざるを得ず、また、東京電力から平成28年3月以降の賠償を打ち切られたなどとして、同月以降の就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人が原発事故後に具体的な就労活動をしておらず、就労困難な事情も認められないなどとしてこれを争ったが、パネルは、申立人の年齢等、避難先では土地勘がなく同種の仕事をすることが困難であったこと及び同年9月にはもとの住所地近くに転居し、その後別会社へ再就職していること〔電話聴取事項報告書〕等の事情を考慮し、同年3月分から同年9月分まで、原発事故の影響割合を5割として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等によりその就労が不能等となった場合には給与等の減収分が賠償すべき損害と認められるとし、同指針第3の8備考1は、就労の不能等には原発事故と相当因果関係のある離職も含まれる旨定めているところ、これらを踏まえた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1280		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難し、平成24年3月に帰還した申立人らについて、除染完了が平成26年3月であったことを考慮して、平成24年9月分から平成26年3月分の食費増額分が賠償されると共に、自治体による除染後も自宅の放射線量が高かったこと等を考慮し、自主的に実施した除染のための費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)ウ	第11の1(2)

2 基本情報

申立日	H28.1.29	全部和解成立日	H29.6.23
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	43,333	H23.3～H24.3	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	63,334	H24.9～H26.3	※1
全部和解	除染費用		20,000		※2
小計			126,667		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	126,667
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故直後に避難し平成24年3月に帰還してからも、所有している畑の除染が進まず、野菜を作ることができなかつたとして、自家消費野菜相当額の賠償を請求した。東京電力は、除染の有無にかかわらず耕作物から概ね基準値を超える放射性物質は検出されていないから、損害が発生していないなどと主張して争った。パネルは、平成26年3月に自治体による畑の所在地の除染が完了したことから〔住宅・事業用建物等除染作業計画書〕、避難していた間及び日常生活阻害慰謝料が賠償されていない平成24年9月以降から平成26年3月までの間、自家消費野菜相当額の賠償を認めるのが相当であるとし、金額については、原発事故前は年間通して購入の必要がなかつたわけではないことを考慮して、年間4万円として32か月分を認めた。

中間指針第3の2備考3は、避難費用のうち生活費の増加費用について、原則として、中間指針第3の6I①又は②(日常生活阻害慰謝料)の額に加算し、その加算後の一定額をもって両者

の損害額とするのが公平かつ合理的な算定方法と認めているが、特に高額の生活費の増加費用を負担せざるを得なかった特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費が賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第3の2Ⅲは、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとしているところ、本件においては上記の除染の状況等により特段の事情があると判断され、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

申立人らは、自治体による除染実施後も自宅庭の芝生の放射線量が下がらなかったため、芝生の張り替えを行わざるを得なかったとして、芝生の張替費用2万円を請求した。東京電力は、張り替えを実施したのは申立人らの判断であり、張り替えの有無にかかわらず放射線量は低減していたと思われるため、原発事故との間に因果関係がないなどと主張して争った。パネルは、芝生の放射線量が自治体による除染作業後に毎時0.8から1.0マイクロシーベルトあったことから除染の必要性があったとし、かつ、張替作業後に線量が下がったことから除染は相当な行為であったとして〔申立人作成の放射線量測定表〕、除染費用の賠償を認め、金額については、芝生が0.9㎡毎500円程度で販売されており、庭の広さが40㎡程度であることから申立人の請求額である2万円を相当と認めた。

中間指針第二次追補第4Ⅰは、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去に加え、汚染の拡散の防止等の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分並びに汚染された廃棄物の処理を含む。）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分は、賠償すべき損害と認められており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1281		
事案の概要	宮城県でしいたけ原木販売業を営む申立人の営業損害について、申立人の仕入先の原木からはいまだに基準値を上回る放射線量が検出されていること等を考慮して、①平成27年1月分から平成28年12月分の逸失利益が賠償されると共に、②平成29年1月分以降の逸失利益につき、当事者双方が、被申立人の平成28年12月26日付プレスリリース「農林業者さまに対する2017年1月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」の枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償がされた事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第3の2(1)エ	

2 基本情報

申立日	H28.8.3	全部和解成立日	H29.6.29
事故時住所	宮城県仙台市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		8,742,051	H27.1～H28.12	※1
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		12,951,342		※1
小計			21,693,393		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	21,693,393
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、宮城県でしいたけ原木販売業を営んでいたところ、仕入先である白石市及び丸森町等の原木から基準値を上回る放射線量が検出された〔原木の検査結果通知書〕ことから原木の調達に困難になり、減収が生じたとして平成27年1月以降の営業損害の賠償を請求した。東京電力は、同年1月分から平成28年12月分については争わず、平成29年1月以降の分については、平成28年12月26日付け東京電力プレスリリースによる基準に基づき、平成29年1月以降の将来にわたる賠償として年間逸失利益の3倍相当額を支払う意向を示した。申立人も同プレスリリースによる基準の枠組みでの和解による解決の意向を示したため、パネルは、平成27年1月分から平成28年12月分の逸失利益については請求どおりの金額、平成29年1月分以降の逸失利益については同プレスリリースによる基準に基づき年間逸失利益の3倍相当額を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1 I は、出荷制限指示等の対象事業者において、同指示等に伴い現実に減収が

あった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されるとともに、当事者双方が、平成29年1月以降の減収に係る損害について、平成28年1月26日付け東京電力プレスリリースによる基準の枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースによる基準に基づく営業損害の賠償を認める和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1282			
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)に居住していた申立人ら(父・母・未成年の子)について、県外に避難したことによって生じた平成27年3月分までの避難費用、生活費増加分に加え、移住を決断して平成28年10月に上記避難先に家財道具を運搬したことに係る引越費用が賠償された事例。			
紹介箇所	第10の2(3)ア			

2 基本情報

申立日	H28.12.28	全部和解成立日	H29.6.29
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	40,000	H23.3～H23.12	※1

小計 80,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	40,000	H23.3～H23.12	※1

小計 80,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	400,000	H23.3～H23.12	※1

小計 600,000

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	343,200	H24.1～H27.3	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	250,000	H28.10	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	1,170,000	H24.1～H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	250,000	H24.1～H27.3	※1
全部和解	避難雑費		738,000	H24.1～H27.3	※1
全部和解	除染費用等	線量計購入費	60,000	H23.3～H23.12	※2
小計			2,811,200		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,571,200
	弁護士費用	107,136
	手続内で処理された既払金合計額	760,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人ら（申立人B、C及びDは追加申立てを行った。）は、郡山市から栃木県へ避難したことに伴う避難費用及び生活費増加費用等の賠償を求めた。東京電力は、平成24年9月以降の避難継続には合理性がないと主張して争い、特に、平成28年10月の引越費用は、原発事故から5年以上も経過しているため認められないと主張して争った。パネルは、東京電力の主張を排斥し、平成27年3月までの避難継続の合理性を認め、その時点までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費、線量計購入費用のほか、平成28年5月に申立人らが移住を決断して避難先に家財道具を運搬した費用（引越費用）についても賠償を認めた。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

申立人らは、平成23年から平成25年までの3年間各年1台ずつ計3台分の線量計を購入したとして、購入費用を請求した。それに対し、東京電力は証拠がなければ支払に応じられない、また、原発事故と相当因果関係がある可能性があるのは、最初に購入した線量計の購入費用のみであるとして争った。パネルは、3台のうち最初に購入した1台分のみ購入の合理性を認め、その1台分の購入費用について、主張額6万5000円のうち6万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1283		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)で衣装の販売・レンタル業を営む申立人の平成23年3月分から同年8月分までの逸失利益について、原発事故により結婚式の自粛が相次ぎ、これを受けて福島市近郊の結婚式場が貸衣装の持ち込みを制限したことが売上げ減少の原因となっていること、申立人は衣装販売の売上を増やすため休日返上で出張を増やしたこと、レンタル部門の売上減少は原発事故前からの事業計画の影響もあること等を考慮して、出張販売による売上の3割を特別の努力によるものとして対象期間の売上から控除した上で、原発事故による影響割合を6割として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(イ)	第6の2	

2 基本情報

申立日	H28.12.2	全部和解成立日	H29.7.3
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		622,249	H23.3～H23.8	※1
小計			622,249		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	622,249
	弁護士費用	18,667
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8、中間指針第二次追補第2の2

申立人は、福島市において結婚式等の衣装のレンタル業及びダンス用のドレスの販売業を営んでいたところ、原発事故により、結婚式の自粛が相次ぎ、これを受けて福島市近郊の結婚式場が貸衣装の持ち込みを制限したこと、県内外のダンスイベントの多くが中止になったことにより売上げが減少した〔総収入表と題する資料〕として逸失利益の賠償を求め、逸失利益の算定方法として、販売部門とレンタル部門とを分けて損害を算定するべきと主張し、仮に販売部門とレンタル部門とを合算して損害を算定するとしても、原発事故後における販売部門の売上げ増加は、申立人が休みを返上して出張販売を行ったこと〔出張・現金・契約一覧と題する資料〕によるものであって特別の努力に該当するため、損害の算定に当たっては特別の努力による増収分を控除して算定するべきと主張した。東京電力は、相当因果関係については争わなかったが、逸失利益の算定方法について、レンタル部門が原発事故前から減収傾向にあるのに対し、販売部門が増収傾向にあること等から、申立人はレンタル部門から販売部門へと軸足を移したのであって申立人の売上げ全体を基に損害を算定するのが妥当と主張し、特別の努力については避難等

対象区域内の事業者が全く異なる地域で新規に事業を立ち上げた場合等に該当するものであって、避難等対象区域外の事業者である上に出張販売の回数を増やしたにすぎない申立人はこれに該当しないと主張して争った。パネルは、部門ごとに損害を算定する方法については採用しなかったが、出張販売による売上げの3割を特別の努力によるものとして対象期間の売上げから控除して、原発事故の影響割合を6割として損害を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第8は、原発事故の第一次被害者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害については、当該間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害として認められるとしているとし、また中間指針第二次追補第2の2Ⅱは、避難等対象区域内の事業者に関して、営業損害を被った事業者による転業や臨時の営業等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た利益等を損害額から控除しないなどの合理的かつ柔軟な対応が必要であるとしているところ、これらに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1284		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人母・乳幼児2名の平成24年9月分以降の日常生活阻害慰謝料について、就労上の理由で避難を継続した申立人父と同居するために避難を継続していたこと、申立人母は同乳幼児2名の世話をしていたこと等を考慮して、帰宅した平成25年4月分までの損害(申立人母につき増額分含む。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)	

2 基本情報

申立日	H28.10.11	全部和解成立日	H29.7.7
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	575,000	H24.9～H25.4	※1
全部和解	精神的損害	増額分	546,000	H23.3～H24.8	※2
小計			1,121,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	575,000	H24.9～H25.4	※1
小計			575,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	575,000	H24.9～H25.4	※1
小計			575,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,271,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人A、B及びCは、原発事故当時、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していたところ、平成24年9月以降も避難が継続しているとして、精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの原発事故時住所が緊急時避難準備区域であるから、賠償期間の目安は平成24年8月までであり、既に賠償済みであるとしてこれを争った。パネルは、職場の避難に伴い避

難を継続している申立人D（申立人Aの夫であり申立人B及びCの父）と同居することとなった申立人A、B及びCについても避難継続が認められるとして、精神的損害の賠償を認めた。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同（1）の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、原発事故当時、就学前の乳幼児2名とともに避難を余儀なくされたこと等を理由として、精神的損害の増額の賠償を求めた。東京電力は、申立人Aの損害は既に賠償済みであるとしてこれを争った。パネルは、乳幼児2名を連れて避難したことにより通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きかったとして、精神的損害の増額の賠償を認めた。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、乳幼児の世話を恒常的に行ったことという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3）

申立人Dは、平成26年3月以降の就労不能損害について、転職後の就労による収入は申立人の特別の努力に基づくものであり、当該収入は損害額から控除するべきでないとして賠償を求めたところ、東京電力は、同月以降については、申立人の特別の努力を認めることはできず、収入を損害額から控除すべきとしてこれを争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1285		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、データ管理業務の委託を受けていた申立人(原発事故当時70歳台後半)の就労不能損害について、相双地区の避難指示によって業務量が減少したこと、申立人の年齢や健康状態、業務委託契約の更新実績等を考慮して、平成27年8月分まで減収分の全額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(7)		

2 基本情報

申立日	H27.4.30	全部和解成立日	H29.7.10
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	872,040	H26.9～H27.8	※1

小計 872,040

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	872,040
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故時、データ管理業務の委託を受け、相馬郡と双葉郡の二つの郡にて業務を行っていたが、原発事故の影響により双葉郡への立入りができなくなり同所での業務が行えなくなったとして、平成26年9月から平成27年8月までの間の減収分について、就労不能損害の賠償を請求した〔通帳写し、委託料単価に関する覚書、電話聴取書〕。東京電力は、申立人が対象期間中に基礎収入を超える収入を得ていることから、双葉郡の業務の減少が減収の唯一の原因ではなく、相馬郡での業務が激減しているという申立人の説明にも合理性がないと考えられること、原発事故から3年半以上経過していること、申立人は高齢で従前と同様の業務量をこなすことができたかも不明であることを理由に、就労不能損害と原発事故との間の相当因果関係を否定し、仮に因果関係が認められるとしても、その影響割合は申立人の年齢を考慮し2割から3割程度が妥当であるとした。パネルは、東京電力の反論を認めず、申立人は高齢で他の仕事に従事することは現実的でないこと、原発事故前から当該業務を20年以上続けてきたことを理由に、原発事故との間の相当因果関係を認め、影響割合を10割とし、申立人の請求全額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等によりその就労が不能になった場合には、給与等の減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従っ

た和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1286		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)に被申立人の従業員である申立外父と共に居住しており、原発事故によって避難した申立人ら(母・子2名)の精神的損害(日常生活阻害慰謝料)について、申立外父に転勤等の可能性があったものの、申立人らは同区域内出身者及びその子であって、育児環境等から同区域内に居住し続ける意思であったこと等を考慮して、和解成立時である平成29年5月分までの損害(増額分も含む。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ア	第1の8(2)エ(イ)	

2 基本情報

申立日	H28.11.24	全部和解成立日	H29.7.19
事故時住所	大熊町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,500,000	H27.5~H29.5	※1
全部和解	精神的損害	増額分	750,000	H27.5~H29.5	※1
小計			3,250,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,500,000	H27.5~H29.5	※1
小計			2,500,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,500,000	H27.5~H29.5	※1
小計			2,500,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,250,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由について)

申立人ら(申立人Aは母、申立人B及びCはその子である。)は、申立人Aの夫である申立外父とともに帰還困難区域(大熊町)に居住していたが、原発事故によって避難を余儀なくされたとして日常生活阻害慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、その従業員である申立外父は本来定期

的な転勤を予定されていたことから、同人が転勤によって新たな生活の拠点に入居した時期が申立人らの避難期間の終期であるべきこと及び上記申立外父の勤務形態からして、申立人らの生活の本拠が原発事故時の住所であり続けたとする合理的理由はないとして、避難は既に終了したと主張して争った。パネルは、申立人らは、その原発事故時住所地が大熊町の出身者及びその子であり、申立外父が転勤したとしても、申立人らは原発事故時住所地に留まり、申立人Aの両親らから育児協力を得ながら生活する予定であったこと〔電話聴取事項報告書〕等から、申立人らは原発事故時住所地に居住し続ける意思であったこと等を考慮して、和解成立時まで申立人らについて日常生活障害慰謝料を認め、申立人Aについては、申立人B及びCの世話を恒常的に行っていたことを理由に月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、日常生活障害慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、乳幼児の世話を恒常的に行い、通常避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1287		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)に妻子と共に居住し、原発事故によって勤務先の工場が閉鎖し、県外の工場への転勤を命じられ、単身赴任を余儀なくされた申立人の面会交通費、生活費増加分について、平成28年10月分までの損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)イ		

2 基本情報

申立日	H29.1.4	全部和解成立日	H29.7.20
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	追加的費用	99,610	H27.11~H28.10	※1
全部和解	就労不能損害	追加的費用	210,000	H27.9~H28.10	※1
小計			309,610		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	309,610
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、自主的避難等対象区域(いわき市)所在の自宅で妻子とともに居住し、避難指示解除準備区域に所在する勤務先に勤務していたが、原発事故の影響により勤務先の工場が閉鎖し、県外の工場への転勤を命じられ、単身赴任を余儀なくされたことにより、妻子との面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分の賠償を求めた〔ETC利用金額の明細〕。東京電力は、賠償対象期間にも一定の限度があり、特に本件では申立人の勤務先が新工場を開設した平成25年1月から既に3年近くが経過しており、もはや原発事故との相当因果関係のある損害とはいえないと主張して争った。パネルは、東京電力の主張を排斥し、原発事故との相当因果関係を認め、平成28年10月までの面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に勤務先がある勤労者が、避難指示等により、あるいは、営業損害を被った事業者には雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1288		
事案の概要	居住制限区域(富岡町)に居住し、原発事故によって避難し、勤務先事業縮小のために解雇された申立人の就労不能損害について、原発事故がなければ、定年まで勤務を継続した蓋然性が一定程度あるといえること、解雇後の再就職の状況等を考慮して、平成28年3月分から同年8月分までの減収分、退職金差額のそれぞれにつき、原発事故の影響割合を5割として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)ウ(イ)	

2 基本情報

申立日	H28.10.31	全部和解成立日	H29.7.21
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,312,800	H28.3～H28.8	※1
全部和解	就労不能損害	その他	1,207,583		※2
小計			2,520,383		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,520,383
	弁護士費用	75,611
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故前、経営状況の安定した警戒区域内の企業で中高年になるまで就労しており、原発事故により当該企業を解雇されたが、原発事故がなければ定年まで就労することができたはずであるとして、平成28年3月から同年8月までの減収分の損害賠償を請求した。東京電力は、一般的には就労不能については転職等により対応する可能性があるから賠償対象期間は限定されるべきと主張した。パネルは、申立人の旧就労先の経営状況等に鑑み、原発事故がなければ定年まで勤務を継続していた可能性があるとして、原発事故と平成28年3月から同年8月までの申立人の減収との間の相当因果関係を認め、影響割合を5割として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により就労不能となった場合には、かかる勤労者について給与等の減収分が賠償すべき損害と認められるとするが、それに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の8

申立人は、原発事故前、経営状況の安定した警戒区域内の企業で中高年になるまで就労してお

り、原発事故により当該企業を解雇されたが、原発事故がなければ定年まで就労できたはずであるとして、解雇時（平成24年4月30日）に実際に得た退職金と定年時に得られたはずの退職金の差額を請求した。東京電力は、申立人が定年まで雇用されていた蓋然性及び将来の退職時点で退職金が支給された蓋然性は必ずしも認められないと主張して争った。パネルは、申立人の旧就労先の経営状況、旧就労先における退職金等規程の整備状況等及び申立人の家庭の状況に鑑み、原発事故がなければ定年まで勤務を継続し退職金を得ていた可能性があるとして、申立人の退職金差額分の損害発生について原発事故との相当因果関係を認め、影響割合を5割として賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第3の8に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1289		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難し、避難先で再就職したものの、頸椎症等により退職した申立人の就労不能損害について、頸椎症発症と避難との因果関係を認め、退職後もその薬の副作用等により従来と同様の工場内作業に従事することが困難であったこと等を考慮して、平成28年3月分までの損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ア)	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)
	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H28.12.9	全部和解成立日	H29.7.27
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	2,617,825	H27.9～H28.3	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	54,540	H27.9～H28.3	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	6,480	H28.3～H28.5	※2

小計 2,678,845

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,678,845
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故時、避難指示解除準備区域(浪江町)に居住していたところ、避難により板金塗装工の職を失い、平成23年4月に避難先の新潟県で板金塗装工として再就職したが、豪雪地域のため、冬季には毎日のように自宅、会社事務所、工場の3か所の除雪作業を行っていたことが原因で〔申立人メモ、写真、聴取事項報告書〕、平成24年1月に頸椎症を発症し〔診断書〕、肩・腕・指先に痺れが生じるようになったことから、現場作業ができなくなり、平成25年5月、退職を余儀なくされ〔課税証明書、聴取事項報告書〕、さらに、平成28年1月、左ドケルバン病を発症し、これらの疾病と服用薬の副作用により就労することができなくなったとして、平成27年9月から和解案提示月までの就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、頸椎症の発症は、加齢が原因であり、左ドケルバン病の発症は、長年塗装工として指先を駆使してきたことが原因であると主張して、申立人の疾病と原発事故との相当因果関係を否定した。パネルは、左ドケルバン病と原発事故との相当因果関係は不明であるが、頸椎症の発症は、豪雪地域での避難生活に起因するものであり、かつ頸椎症の発症及び服用薬による副作用が、就労を困難

にしていることを認め、原発事故と就労不能との相当因果関係が認められるとして、平成27年9月から平成28年3月までの就労不能損害の賠償を認めた。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等によりその就労が不能となった場合に給与等の減収分を賠償すべき損害と認めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人は、原発事故時、避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していたところ、避難により板金塗装工の職を失い、平成23年4月に避難先の新潟県で板金塗装工として再就職したが、豪雪地域のため、冬季には毎日のように自宅、会社事務所、工場の3か所の除雪作業を行っていたことが原因で〔申立人メモ、写真、聴取事項報告書〕、平成24年1月に頸椎症を発症し〔診断書〕、平成28年1月、左ドケルバン病を発症したとして〔診断書〕、これらの疾病のために通院を余儀なくされたとして平成27年9月から和解案提示月までの通院慰謝料及び診断書取得費用の賠償を請求した。東京電力は、頸椎症の発症は、加齢が原因であり、左ドケルバン病の発症は、長年塗装工として指先を駆使してきたことが原因であると主張して、申立人の疾病と原発事故との相当因果関係を否定した。パネルは、左ドケルバン病と原発事故との相当因果関係は不明であるが、頸椎症の発症は、豪雪地域での避難生活に起因するものであり、原発事故との相当因果関係が認められるとして、平成27年9月から平成28年3月までの通院慰謝料及び通院交通費並びに同年3月から同年5月までの診断書取得費用の賠償を認めた。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかったことにより生じた精神的損害等を賠償すべきものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1290		
事案の概要	千葉県北部産の無農薬野菜を主たる商品として、会員制の通信販売業を営む申立会社の風評被害による逸失利益について、原発事故により減少した会員数がまだ回復していないこと等を考慮して、平成28年9月分から平成29年2月分まで原発事故の影響割合を3割として損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H29.4.17	全部和解成立日	H29.7.27
事故時住所	千葉県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		9,914,275	H28.9～H29.2	※1

小計 9,914,275

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,914,275
	弁護士費用	297,428
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、千葉県で同県北部産の無農薬野菜等の会員制通信販売事業等を営んでいたところ、原発事故の風評被害により会員数が減少して減収が生じたとして〔原発事故前後の決算期比較表及び会員数推移表等〕、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、損害の賠償には応じるとしつつ、原発事故から5年半以上が経過していること等の事情から、損害額の算定について、売上減少額に貢献利益率を乗じた金額に、影響割合として3割を乗じるべきであると主張した。パネルは、申立人が主として無農薬野菜を扱う会員制の通信販売事業者であることからその顧客は相対的に食べ物に対する意識が高く風評被害をより受けやすいと考えて、原発事故と売上減少との間に相当因果関係を認め、売上減少額に貢献利益率を乗じた金額に、影響割合として3割（平成27年9月から平成28年8月までにおける影響割合4割から漸減したもの。）を乗じた金額を損害額として和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i 及び同第7の2 I ④は、農林水産物・食品の流通業において、原発事故以降に現実生じた買い控え等による被害のうち、千葉県において産出された農産物を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係るものは、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1291		
事案の概要	自主的避難等対象区域である伊達市保原町の一部に居住する申立人らの精神的損害について、同町の一部において特定避難勧奨地点が設定されたことを踏まえ、中間指針第一次追補第2に基づく精神的損害の額とは別に、同地点の設定からその解除後相当期間経過までの平成23年11月から平成25年3月まで(ただし、同月までに死亡した申立人については死亡した月まで)の間、1人あたり月額7万円が賠償された事例(和解案提示理由書あり。)		
紹介箇所	第10の2(3)ウ	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H26.6.2	全部和解成立日	H29.8.14
事故時住所	伊達市		
申立人人数	89	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 申立て、審理及び解決基準の概要

本件は、伊達市保原町内の富成地区10区及び11区（以下「本件地区」という。）に居住する住民らによる集団申立てである（申立人人数は最終的には93名である。）。原発事故後、本件地区内に居住する申立外の多数の世帯の住居が特定避難対象地点に設定され、月額10万円の精神的損害の賠償がされたところ、特定避難勧奨地点の設定がされなかった申立人らも、同様に月額10万円の精神的損害の賠償を求めて本件の申立てに及んだ。

パネルは、申立人側に対し、本件地区の生活圈、生活状況及び申立人らの健康状態等が把握できるよう陳述書の提出を求めた後、当該陳述書提出者を対象に口頭審理を実施した。なお、当該陳述書提出者及び口頭審理の対象者は、居住場所が本件地区内で偏りがないように配慮した上で申立人が選別した合計5名の申立人を対象として行われた。

パネルは、当事者双方の主張立証に加えて、当該陳述書及び口頭審理の結果も踏まえて、本件地区内に特定避難勧奨地点が指定された平成23年11月から特定避難勧奨地点の指定解除後相当期間が経過した平成25年3月まで（ただし、同月までに死亡した申立人については死亡した月まで）の間、中間指針第一次追補第2に規定された慰謝料とは別に、1人当たり月額7万円の精神的損害の賠償を認める解決基準を策定した。

4 和解の概要

(1) 一部和解

ア H23.11～H25.3までの期間認めた申立人ら79名分(各1,190,000円)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	増額分	94,010,000	H23.11～H25.3	※1

イ H25.3末までに発生した相続案件のうち、H23.11～H25.3までの期間認められた被相続人3名分(申立後申立人死亡により発生した相続案件)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	増額分	3,570,000	H23.11～H25.3	※2

ウ H25.3末までに発生した相続案件のうち、H23.11～H25.3までの期間認められた被相続人2名分(申立前に発生した相続案件)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	増額分	2,380,000	H23.11～H25.3	※2

エ H25.3末までに発生した相続案件にかかる被相続人1名分(申立前に発生した相続案件。相続発生月まで月額7万円)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	増額分	630,000	H23.11～H24.7	※2

小計 100,590,000

(2) 全部和解

H25.3末までに発生した相続案件にかかる被相続人2名分(数次相続。申立人1名が遺産分割により承継)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	350,000	H23.11～H24.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,190,000	H23.11～H25.3	※2

小計 1,540,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	102,130,000
	弁護士費用	3,000,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3、中間指針第2の5

申立人らは、自主的避難等対象区域である伊達市保原町富沢に居住していた者であるところ、原発事故後、本件地区には特定避難勧奨地点が万遍なく多数設定され、申立人らの住居は特定避難勧奨地点の設定を受けなかったものの、放射性物質の飛散・降着状況に鑑みると、特定避難勧奨地点の居住者と同一生活圏で活動する申立人らも、同様の実生活上の制限・制約が生じており、精神的苦痛を受けた〔伊達市政だより及び陳述書等〕と主張して、月額10万円の賠償を求めた。東京電力は、中間指針等に定められた基準を超えて賠償すべき事情はないと争った。なお、申立後の申立人の死亡により、申立外相続人8名が追加申立てをしている(以下「相続案件」という。)

パネルは、上記3の審理の結果及び平成23年11月当時、申立人らの住居近辺には、特定避難勧奨地点と同程度の線量の地点が相当数存在したことに照らすと、放射線被曝への恐怖や不安は、通常の自主的避難等対象者が抱えているものよりも現実的かつ具体的であり、格段に大きいものと認定し、さらに、申立人らとその住居近辺の特定避難勧奨地点の居住者とが生活圏を同じくしていると認められることから、特定避難勧奨地点の居住者に準じた実生活上の様々な制限・制約が生じていると認定し、申立人らの精神的苦痛は、特定避難勧奨地点の居住者に準じて

賠償されるべき損害と考えることが相当であると判断し、本件地区に特定避難勧奨地点が設定された平成23年11月から、特定避難勧奨地点の解除後相当期間を経過した平成25年3月末まで（同日以前に相続が発生した相続案件については、相続発生月まで）を賠償期間として、中間指針第一次追補第2に規定された慰謝料とは別に、一人当たり月額7万円の精神的損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認め、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、迅速な救済が求められる現状に鑑みれば、損害項目によっては合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられ、必要かつ合理的な範囲で証明に程度を緩和して賠償することや、客観的な統計データ等による合理的な算定方法を用いることも考えられるとしていることも踏まえ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

申立て後に相続が発生した世帯について、平成23年11月から各相続発生月までの期間について、被相続人1人当たり月額7万円の賠償を認めたものである。このうち一部和解の手続内で和解契約を締結した件数は被相続人の人数で5名分である（これら5名の賠償終期（被相続人の死亡日が属する月）は、平成24年7月が1名、平成25年5月が1名、同年9月が1名、平成26年6月が1名、平成27年5月が1名、同年12月が1名である。）。また、全部和解の手続内で和解契約を締結した件数は被相続人の人数で2名分である（これら2名の賠償終期（被相続人の死亡日が属する月）は平成24年3月が1名、平成25年3月が1名である。）。

なお、平成27年12月に死亡した被相続人1名については、受継の申立てがなく、全部和解に先行して手続が打ち切りとなった。

1 事案の概要

公表番号	1292		
事案の概要	会津地域に居住し、同地域の観光会社に勤務していたが、風評被害の影響による業績悪化に伴い解雇された申立人(原発事故当時50歳台)の就労不能損害について、原発事故の影響割合を平成26年4月分から同年6月分につき5割、同年7月分から同年9月分につき3割、同年10月分から同年12月分につき1割として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H27.6.18	全部和解成立日	H29.8.17
事故時住所	会津若松市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	268,089	H26.4～H26.12	※1

小計 268,089

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	268,089
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3、同第7の1

申立人は、就労先から原発事故による業績悪化を理由として解雇されたため減収が生じたとして、就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、原発事故に伴う賠償期間の終期は失業から1年程度と考えることが合理的であり、殊に会津若松市は避難等対象区域外であり長期にわたって再就労を阻害する事由は認められず、平成26年4月以降の減収は原発事故との間の相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、申立人が就職活動を続けているものの年齢などによって再就職ができないことも考慮して〔電話聴取事項報告書・所得証明書〕、原発事故の影響割合を平成26年4月分から同年6月分について5割、同年7月分から同年9月分について3割、同年10月分から同年12月分について1割として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の3 Iは、福島県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が原発事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、原発事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めており、中間指針第7の1 IV②は、消費者又は取引先により商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた営業損害により、事業者の経営状態が悪

化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用の賠償を認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1293		
事案の概要	会津地方で主に観光客向けの土産用菓子の製造販売業を営む申立会社の営業損害(逸失利益)について、風評被害の影響を考慮して、原発事故の影響割合を、平成25年3月分から平成26年2月分につき6割、平成26年3月分から平成27年2月分につき4割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H28.3.9	全部和解成立日	H29.8.1
事故時住所	会津若松市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		22,679,717	H25.3~H27.2	※1

小計 22,679,717

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	22,679,717
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、原発事故時、会津若松市で主に観光客向けの土産用菓子の製造販売業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により減収が生じたとして平成25年3月以降の営業損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人の売上高が、平成25年以降は原発事故前の水準にまで回復している会津若松市の観光客数や同市の製造品出荷総額とは異なり、同年以降も原発事故前の水準を下回ったままであることから、風評被害以外の要因により減収が生じていると主張して争った。パネルは、原発事故と減収との相当因果関係を認め、原発事故の影響割合を平成25年3月から平成26年2月までをについて6割、同年3月から平成27年2月までを4割として算定した損害額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ③ i は、食品製造業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、製造業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在する産品等に係るものは、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1294		
事案の概要	申立会社が所有する旧緊急時避難準備区域(田村市)所在の販売用の緑化木について、風評被害の影響や申立会社の代表者の避難による管理不能でその見栄えが悪くなったこと等を考慮して、原発事故の影響割合を7割とした上で、その財物損害、追加的費用(伐採費用)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の11(2)	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)ア(イ)
	第1の12(2)オ(ウ)		

2 基本情報

申立日	H28.6.27	全部和解成立日	H29.8.18
事故時住所	田村市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	4,514,379		※1
全部和解	営業損害・追加的費用	営業資産等廃棄・返品費用	2,590,000	H27.5	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	検査費用	108,000	H27.8	※2
小計			7,212,379		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,212,379
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、田村市(緊急時避難準備区域)において、緑化木の生育及び販売業を営んでいたところ、原発事故後、申立人代表者の避難等に伴い、緑化木の生育が困難となったため、やむなく緑化木の生育販売を断念し、当該緑化木を抜根し廃棄したことから、当該緑化木評価相当額及び廃棄等に必要となった費用の賠償を求めた。東京電力は、緑化木の農場は緊急時避難準備区域に所在しており、緑化木の管理は可能であるとして、相当因果関係を否定して争った。パネルは、原発事故によって、緑化木の生育に支障が生じ、販売が不能になったことは否定できないと認定した上で、原発事故後、他の農場で緑化木を売却できたものがあつたことを考慮し、原発事故が緑化木の価値減少に与えた影響割合を7割と判断し、その範囲で廃棄等に必要となった費用及び当該緑化木評価相当額の賠償を認めた。

中間指針第3の10 Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる

場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的は賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の9

緑化木の汚染状況を確認するために必要な費用として、放射線検査費用について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1295		
事案の概要	申立人が所有する帰還困難区域(大熊町)所在の居宅の財物損害について、その工法・構造や材料等を検討した上で、耐用年数を70年として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H28.8.19	全部和解成立日	H29.8.14
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	財物損害	建物	194,020,244		※1
全部和解	財物損害	建物	41,407,559		※1
一部和解	財物損害	建物	17,693,161		※2
一部和解	財物損害	建物	1,664,513		※2
全部和解	財物損害	その他	243,000		※2

小計 255,028,477

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	255,028,477
	弁護士費用	4,550,285
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、所有する帰還困難区域(大熊町)所在の居宅の財物損害について、その工法・構造や材料等から、耐用年数を少なくとも100年であると主張し、100年経過後の残価率を2割として算出した額での賠償を求めた。東京電力は、直接請求手続において現地評価を実施したものの、特殊な素材を用いた特殊な建物であったため評価が困難であったことを踏まえ、再度宮大工による現地評価をおこなった上で損害額を判断すると主張した。パネルは、申立人が宮大工による現地評価を希望せず、現地評価が行われなかったことから、申立ての手続内において不動産鑑定士である専門委員の意見の提出を求め、かかる意見を踏まえ、その工法・構造や材料等を検討した上で、耐用年数を70年、70年経過後の残価率を2割として算出した額での和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難等に伴い、財物の管理が不能等になったため、当該財物の価値

の全部又は一部が失われたと認められる場合には、その現実に価値を喪失し又は減少した部分については、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人の所有する帰還困難区域（大熊町）所在の建物（倉庫及び物置）と、井戸について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1296		
事案の概要	申立人夫が共有持分を有する避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)所在の建物の財物損害について、平成28年7月に避難指示が解除された後も、仮に同建物に戻った場合には申立人子らの通学が困難となること等を考慮して、価値減少率を全損として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)エ(ア)	

2 基本情報

申立日	H28.12.12	全部和解成立日	H29.8.21
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,700,000	H28.1～H30.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	360,000	H28.1～H28.12	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	226,996	H28.1～H28.12	※3
全部和解	財物損害	建物	32,818,650		※4
全部和解	財物損害	その他	5,110,171		※4

小計 41,215,817

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,700,000	H28.1～H30.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	360,000	H28.1～H28.12	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	20,636	H28.1～H28.12	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	228,200	H29.3	※5

小計 3,308,836

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,700,000	H28.1～H30.3	※1

小計 2,700,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,700,000	H28.1～H30.3	※1

小計 2,700,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	49,924,653
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	33,723,685

※1 中間指針第3の6

申立人らの精神的損害の基本部分について、それぞれ平成28年1月から平成30年3月まで月額10万円の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aと申立人B、C及びDとが別離して生活していることについて、申立人A及びBそれぞれに対し、平成28年1月から同年12月まで月額3万円の精神的損害の増額の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の2

世帯が分離したことによる家族間の面会交通費について、申立人A及びBにそれぞれ平成28年1月から同年12月までの実費相当額の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の10

申立人らは、原発事故当時、申立人Aが共有持分3分の2を有していた南相馬市小高区（避難指示解除準備区域）の建物に居住していたところ、原発事故によって、申立人Aは南相馬市鹿島区の仮設住宅へ、また、申立人Bといずれも申立人A及びBの子である申立人C及びDは県外の借上住宅へ避難して生活を続けていたが、原発事故後6年を経過しても申立人らが南相馬市小高区に帰還できないことから、建物及び庭木・構築物の財物価値が全て喪失したとして（全損）、これらの財物価値の全額について賠償を求めた。東京電力も一定の範囲でこれを認めたが、建物及び庭木・構築物の財物価値は避難指示期間が6年を経過した場合に全て喪失するところ、南相馬市小高区の避難指示は平成28年7月に解除されており、避難指示期間が6年に満たないこと、南相馬市小高区の避難指示が解除されて以降、申立人らが南相馬市小高区の建物に帰還しなかったのは申立人らの任意の判断によるものであることから、南相馬市小高区の建物の財物価値は全て喪失したとはいえず、価値減少率は避難指示が解除された同月までの72分の65とすべきであると主張して争った。パネルは、南相馬市小高区の建物が原発事故前の状態に復旧していないこと〔写真〕、申立人C及びDが南相馬市小高区に帰還したとしても、通学予定先である南相馬市鹿島区の小学校までタクシーで片道40分、徒歩で片道4時間以上かけて通学しなければならないなどの困難が伴うこと、申立人C及びDは原発事故により避難先の小学校への入学を余儀なくされた中で一から友人関係を構築したものの、帰還した場合には友人関係を再構築しなければならず困難が伴うこと、そして、申立人Cが避難先でスポーツ少年団に所属して活躍しているところ、南相馬市小高区に帰還しても避難先と同様の環境でスポーツに取り組むことが困難であるとともに、避難先の地域の選抜に選ばれていることから関係者に多分な迷惑を掛けてしまうことを踏まえれば、申立人らが避難指示解除後の平成28年8月以降も南相馬

市小高区に帰還しないことにも合理性があること等を認め、建物及び庭木・構築物の財物価値が全て喪失したとして価値減少率を全損と判断した上で、財物価値の喪失分の全額について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分について賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の2

申立人B、C及びDが平成29年3月をもって県外の借上住宅を退去し、同年4月に新たな物件に入居するための費用として、同年4月分の賃料6万5000円、礼金6万5000円、仲介手数料7万2000円、敷金の2割に相当する額（退去時に原状回復費用を負担しなければならないことを考慮したもの。）である1万3000円及び住宅総合保険料1万5000円の合計22万8200円の賠償を認めたものである。

※6 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人らは、南相馬市小高区の建物の修繕費用等について賠償を求めたところ、東京電力は、建物の財物価値の喪失分を賠償しており、避難指示期間中及び避難指示期間後の修繕等によって賠償金額に変動はないなどと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1297		
事案の概要	茨城県内で有機農法による農作物の生産・販売業を営む申立人について、風評被害の影響で取引量が減少した取引先(販売業者)に係る平成26年12月分から平成27年11月分までの減収分につき、原発事故の影響割合を5割として営業損害(逸失利益)が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H29.1.5	全部和解成立日	H29.8.2
事故時住所	茨城県石岡市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		749,403	H26.12~H27.11	※1

小計 749,403

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	749,403
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、原発事故当時、茨城県石岡市において有機農法による野菜の生産・販売を業としていたところ、原発事故による風評被害により売上げが減少し減収が生じたとして逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、申立人の売上げが原発事故以前の水準に回復していること、また、代替販売先が確保されていること等を主張し、営業損害は発生していないと主張して争った。パネルは、申立人の利用者が、放射能に敏感であること等を認定し、請求額の約5割の金額を損害額と認定する和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、茨城県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1298		
事案の概要	申立人が所有する帰還困難区域(大熊町)所在の土地(登記上の地目:田)の財物損害について、当該土地は住宅が点在する地域にあり、実際に住宅に隣接していること、申立人が当該土地について宅地としての利用を検討していたこと等を踏まえ、近隣の住宅地の基準地価をもとにした上で、住宅地に対する価値の割合を3割として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H29.2.14	全部和解成立日	H29.8.22
事故時住所	栃木県下都賀郡野木町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	7,243,469		※1

小計 7,243,469

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,243,469
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人Aは、大熊町所在の複数の土地を所有していたところ、①登記地目が「田」、課税地目が「畑」とされている土地については、同土地において福祉施設の建設を予定していたとして、また、②課税地目が「雑種地」とされている土地については、隣接地の課税地目が「宅地」となっているとして、それぞれ宅地並みの賠償を求め、さらに、③課税地目が「宅地比準雑種地」とされている土地については、課税地目が「宅地」とされている隣接地と同じ単価での賠償を求めた。東京電力は、①建設許可に関する資料等福祉施設の建設の予定を具体的に確認できる資料の提出がない、②隣接地全体が宅地として利用されているとは認められないし当該土地は隣接地よりさらに深い木々に覆われている、③当該土地と隣接地との課税地目の違いは全体を宅地として利用しているとは認められないという客観的な状況によると主張して争った。パネルは、①登記地目が「田」とされている土地について、住宅が点在する地域にあり実際に住宅に隣接していること、申立人Bが社会福祉士・介護福祉士の資格を取得するなどの事情から当該土地について福祉施設の建設地としての利用を検討していたと認められること等を踏まえ、近隣の住宅地の基準地価を基にした上で、住宅地に対する価値の割合を3割として賠償を認める和解案を提示した。なお、上記②及び③の土地については、和解の対象外とした。

中間指針第3の10Ⅱ②は、当該財物が対象区域内にあり、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合に、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認められているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申し立てたが和解対象とならなかった損害項目について（中間指針第3の6）

申立人A、B、C及びDは、原発事故から約6年間、大熊町の墓前に焼香できなかったとして、精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、必要な手続を経ることで、1か月に1回、大熊町内所在のお墓にお参りすることは可能であり、そのことは大熊町のホームページで紹介されているから、精神的損害と原発事故との間に相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、申立人Aの精神的損害については和解案を提示しておらず、また、申立人B、C及びDは申し立てを取り下げた。

1 事案の概要

公表番号	1299		
事案の概要	居住制限区域(富岡町)から避難した被申立人の従業員である申立人の日常生活阻害慰謝料について、転勤等の可能性があったとしても、申立人自身は同区域内の出身で、実家も同区域内にあり、その生育環境等を踏まえると同区域内に居住し続ける意思であったといえること等を考慮して、和解成立時である平成29年8月までの損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H29.3.22	全部和解成立日	H29.8.29
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	6,300,000	H24.6～H29.8	※1
小計			6,300,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,300,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6

申立人は、原発事故時、富岡町にある実家に居住していたところ、原発事故により避難生活を余儀なくされたとして日常生活阻害慰謝料を請求した。東京電力は、申立人が東京電力の従業員であり、転勤の可能性があることから、原発事故がなくとも実家以外の場所で居住する可能性があったため、東京電力の事業所への通勤が可能となった平成23年4月をもって避難は終了したと主張して争った。パネルは、申立人が富岡町で生まれ育ち、二世帯住宅を建てて、実家の光熱費等も申立人が一部負担し、富岡町のスポーツ少年団を退団後も審判等で活動しており、将来は実家を継ぎ、上記スポーツ少年団の指導者になる予定でもあったことなど、原発事故がなければ、申立人は将来にわたって富岡町で生活していた蓋然性が高いと認められることから、避難は終了しておらず、和解成立時である平成29年8月までの日常生活阻害慰謝料の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者が自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1300		
事案の概要	申立人子が所有する居住制限区域(飯館村)所在の土地について、原発事故当時、申立人子は福島市内にある自己所有の居宅で主に生活していたものの、同土地上で申立人父母が自己所有の居宅に居住しており、申立人父母は同居宅に係る住居確保損害の賠償を受けていることを考慮して、住居確保損害を含む財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(オ)		

2 基本情報

申立日	H29.4.13	全部和解成立日	H29.8.31
事故時住所	飯館村		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	11,957,513		※1

小計 11,957,513

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,957,513
	弁護士費用	294,294
	手続内で処理された既払金合計額	2,147,738

※1 中間指針第3の10、中間指針第四次追補第2の2

申立人Aは、原発事故当時、福島市内にある自己所有の居宅で主に生活していたが、飯館村(居住制限区域)に土地を所有していたところ、同人の両親である申立人B及びC(いずれも追加申立て)が同土地上の申立人B所有の建物に居住しており、原発事故後、同人らが福島市内に土地及び建物を購入して移住したことを理由に、本件土地に関する住居確保に係る損害の賠償を求めた(建物に関する住居確保に係る損害については、東京電力の直接請求において賠償済みである。)。東京電力は、本件土地には、所有者である申立人Aは居住しておらず、また、同人は原発事故後に住居取得のための支出をしていないこと、さらに申立人B及びCは申立人Aの推定相続人には当たらないことを理由に、住居確保に係る損害の賠償の可否を争った。パネルは、申立人A、B及びCの親子を一体としてみると、申立人らの所有する土地に申立人らが居住しており、申立人らには、新たに居住用の土地を購入する必要があることを理由に、本件土地に関する住居確保に係る損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第四次追補第2の2Ⅱは、従前の住居が持ち家であった者が移住をすることが合理的であると認められる者が、移住のために負担した費用(宅地取得のために実際に発生した費用と原発事故時に所有していた宅地の事故前価値との差額)の一定の額を賠償すべき損害として

認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1301		
事案の概要	茨城県で海の家を経営する申立会社の営業損害(逸失利益)について、風評被害の影響を考慮して、平成28年7月分及び同年8月分につき原発事故の影響割合を2割5分として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の3(2)イ		

2 基本情報

申立日	H29.4.19	全部和解成立日	H29.8.23
事故時住所	茨城県ひたちなか市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		2,255,068	H28.7~H28.8	※1

小計 2,255,068

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,255,068
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3

申立人は、茨城県ひたちなか市の海水浴場において海の家を経営していたところ、原発事故に起因する風評により海水浴客数が減少し、それに伴い売上げが減少した〔月次損益計算書〕として、平成28年7月分及び同年8月分の逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、原発事故前から全国的に海水浴客数は減少傾向にあったこと〔レジャー白書〕、茨城県における海水浴客数は台風などの天候要因によって減少していること〔県内公設海水浴場の入込客数についてと題する資料〕、仮に損害を認めるにしても原発事故後において申立人の店舗面積が縮小していることを考慮する必要があるなどと主張して争った。パネルは、海水浴客数の推移を示す統計資料等を基に相当因果関係を認め、天候要因及び原発事故後の店舗面積の縮小を考慮して、原発事故の影響割合を2割5分として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の3 Iは、茨城県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が原発事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、原発事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1302		
事案の概要	自主的避難等対象区域(伊達市)から福島県外に避難をした申立人らについて、平成29年3月に福島県内に帰還した際に支出した引越費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア		

2 基本情報

申立日	H29.5.8	全部和解成立日	H29.9.1
事故時住所	福島市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	85,320	H29.3	※1
小計			85,320		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	85,320
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人A、B、C及びDは自主的避難の実行後、平成29年3月に帰還する際に要した引越費用の賠償を請求した。東京電力は、中間指針追補に示された賠償額に包含されると主張して争った。パネルは、帰還のための費用という性質を考慮して、請求額〔領収書〕について損害として認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3）

申立人A、B、C及びDは、平成28年8月に山形から福島に検査のために移動した交通費の賠償を求めたところ、東京電力は、申立人らの主張する損害は中間指針追補に示された賠償額に包含されると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1303		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)の墓地を使用していた申立人らについて、墓石の財物損害及び同墓地の永代使用料・管理料相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(エ)		

2 基本情報

申立日	H28.4.26	全部和解成立日	H29.9.5
事故時住所	神奈川県相模原市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	墓	1,600,987		※1
小計			1,600,987		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他	255,000		※2
小計			255,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,855,987
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人Aは、帰還困難区域内にある墓について、自由に墓参りができなくなったとして墓石の購入費用の賠償を求め、東京電力は、墓石は管理不能による経年劣化を観念できないとして否認した。パネルは、墓石について全損と評価して、墓石購入代金〔墓石のローン契約書〕の全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱ②は、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人B(追加申立て)は、帰還困難区域内にある墓について、自由に墓参りができなくなっ

たとして、墓の永代使用権を得るために支払った永代使用料及び管理料（費用負担者は申立人Bの母親で、事故時既に死亡しており申立人Bが祭祀主催者となっていた。）の賠償を求め、東京電力は、墓参りを目的とした一時立入りは可能で、帰還困難区域であってもいずれは避難指示が解除されるから、永代使用権の資産価値は減少していないとして否認した。パネルは、永代使用権について全損と評価して、永代使用料及び管理料〔霊園使用許可証〕の全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分は賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1304		
事案の概要	岩手県で陶芸用の薪の加工販売業を営む申立会社が、取引先からの要望を受けて平成28年4月から平成29年2月までに薪の放射線量低減作業を実施したことについて、具体的な放射線量までは明らかでないこと等も踏まえ、作業に要した費用の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H29.3.16	全部和解成立日	H29.9.5
事故時住所	岩手県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	除染費用	500,000	H28.4～H29.2	※1

小計 500,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	500,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、同第7の1、中間指針第三次追補第2

申立人は、岩手県で同県の山林から調達した木材を陶芸用の薪に加工して販売する事業を営んでいたところ、原発事故後、取引先からの要望により、放射線量を逡減させることを目的として薪の樹皮を剥ぐ作業を行わざるを得なかったとして、同作業に係る電気代及び人件費相当額の損害〔納品書、損益計算書〕の賠償を求めた。東京電力は、申立人が薪の放射性物質の測定結果に関する資料を提出しておらず、作業の必要性を認めるのが困難である、また、請求額に相当性が認められないなどと主張して争った。パネルは、取引先からの要望が継続していることを重視して作業の必要性を認めた上で、原発事故から相応の時間が経過しており、作業の必要性の程度が下がっていること及び請求額の相当性を判断する客観的資料が不足していること等を理由に、請求額の約5割を賠償額とする和解案を提示した。

中間指針第7の2IV及び同第7の1IV①は、林業において、具体的な買い控え等の発生状況等を検証し、当該産品等の生産・製造に用いられる資材の汚染状況等を考慮して、消費者又は取引先が、当該産品等について、原発事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠しなくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合、必要かつ合理的な範囲の除染費用は、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めており、中

間指針第三次追補第2 I ①viは、岩手県において産出された薪に係る損害については、上記指針に定める損害類型として、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1305		
事案の概要	自主的避難等対象区域(相馬市)で釣具店を営む申立会社の風評被害による営業損害(逸失利益)について、売上げ減少の原因として、風評被害のほかに地震や津波の影響が認められること等も考慮して、平成25年3月分から平成27年2月分につき、原発事故の影響割合を8割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H28.7.7	全部和解成立日	H29.9.6
事故時住所	相馬市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		6,053,856	H25.3~H27.2	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	113,422	H24.7~H24.12	※2

小計 6,167,278

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,167,278
	弁護士費用	185,019
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、相馬市において、釣具販売店を営んでいたところ、原発事故後、釣り客が減少したため、売上げが減少したとして〔原発事故前後の決算報告書〕、平成25年3月から平成27年2月までの逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、当初認否を留保したものの、最終的に賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法と原発事故の影響割合について意見を述べた。パネルは、請求期間中の売上減少の原因として、風評被害のほかに地震及び津波の影響が認められること等を考慮して、原発事故の影響割合を8割と認定して損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業等において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品又は提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実生じた買い控え及び取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の4、中間指針第7の1

申立人は、原発事故後、事業維持のため金融機関から融資を受け、当該融資に係る利息を支払ったとして、追加的費用として支払利息の賠償を求めた。東京電力は、原発事故後に支払利息が

増加していないこと等から、原発事故と因果関係がないと主張して争った。パネルは、平成24年12月に東京電力が賠償金を支払っていること等を考慮して、同年7月分から同年12月分について原発事故との相当因果関係を認め、和解案を提示した。

※3 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について））

申立人は、代表者の報酬減額分について賠償を求めたところ、東京電力は、原発事故と相当因果関係のある損害がないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1306		
事案の概要	申立人が所有する旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)所在の土地の樹木の伐採費用等について、同土地が特定避難勧奨地点のある行政区に存すること等から除染の必要性を認めた上で、除染のために必要かつ合理的な範囲を考慮し、支出額の約5割が賠償された事例。		
紹介箇所	第11の1(2)ア		

2 基本情報

申立日	H29.5.16	全部和解成立日	H29.9.8
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用		1,665,000	H26.8～H27.5	※1
小計			1,665,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,665,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第4

申立人は、原発事故当時南相馬市原町区に居住し、将来的に実子の居所にするための宅地を同区内の特定避難勧奨地点のある行政区(緊急時避難準備区域)に所有していた〔不動産全部事項証明書及び固定資産税課税明細書等〕ところ、同宅地に密生していた雑木が原発事故による放射線で被曝したため伐採、抜根、搬送及びごみ処分等の除染作業を強いられたとして、負担した伐採、抜根、搬送及びごみ処分等費用〔領収証等〕の損害賠償を請求した。東京電力は、除染作業前の放射線量が不明であり除染の方法として伐採及び抜根が必要であったかどうか不明であり、また、宅地に住居を建てる前には更地にする必要があり、伐採及び抜根費用には、将来発生するはずの工事費用が含まれるなどと争った。パネルは、除染作業前の同宅地近隣の放射線量データをもとに同宅地の除染作業の必要性を認める一方、抜根までの作業による宅地造成の効用等を考慮して、請求金額の5割の限度で損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱは、財物が対象区域内にあり、財物の価値を減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合には、除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と認めており、中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(汚染された土壌等の除去、汚染された廃棄物の処理)を行うことに伴って必

然的に生じた追加的な費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1307		
事案の概要	申立人2名が定期的に滞在していた避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)所在の実家に保管されていた同申立人ら所有に係る家財について、同実家に居住する他の申立人らの家財に係る財物賠償(東京電力の直接請求における世帯人数及び家族構成に応じた定型賠償)とは別に、賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ア)		

2 基本情報

申立日	H28.3.29	全部和解成立日	H29.9.13
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	6	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	避難費用	その他	895,000	H25.6~H30.3	※1
早期一部和解	精神的損害	基本部分	4,000,000	H28.4~H30.3	※2
早期一部和解	避難費用	その他	390,000	H26.12~H27.12	※3
早期一部和解	財物損害	土地	17,811,436		※4
早期一部和解	財物損害	建物	73,005,561		※5
全部和解	避難費用	その他	780,000	H28.1~H28.10	※3
全部和解	避難費用	その他	550,000	H27.2~H29.2	※6
全部和解	避難費用	その他	41,280	H27.2~H28.10	※7
全部和解	財物損害	土地	4,709,696		※4
全部和解	財物損害	建物	16,098,187		※5
全部和解	就労不能損害	減収分	3,850,000	H26.4~H27.2	※8
全部和解	精神的損害	増額分	1,920,000	H26.12~H29.7	※9

小計 124,051,160

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	避難費用	その他	895,000	H25.6～H30.3	※1
早期一部和解	精神的損害	基本部分	4,000,000	H26.12～H30.3	※2
全部和解	就労不能損害	減収分	550,000	H26.4～H27.2	※8
全部和解	精神的損害	増額分	1,920,000	H26.12～H29.7	※10

小計 7,365,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	避難費用	その他	895,000	H25.6～H30.3	※1
早期一部和解	精神的損害	基本部分	4,000,000	H26.12～H30.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,920,000	H26.12～H29.7	※11

小計 6,815,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	財物損害	土地	11,264,250		※4
早期一部和解	財物損害	建物	227,246		※5
全部和解	財物損害	土地	2,252,850		※4
全部和解	財物損害	建物	45,449		※5

小計 13,789,795

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	417,000		※12

小計 417,000

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	159,700		※12

小計 159,700

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	152,597,655
	弁護士費用	4,577,930
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

避難・帰宅等にかかる費用相当額として、1人当たり89万5000円（東京電力の平成27年8月26日付けプレスリリース記載）の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の6

中間指針第3の6に基づく精神的損害について、月額10万円の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の2

避難先の住居の家賃として、平成26年12月から平成28年2月までについて月額3万円（借上げ住宅補助分を控除したもの。）、同年3月から同年10月までについて月額9万円の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の10

南相馬市小高区（避難指示解除準備区域）に所在する土地（宅地、田、原野、山林及び墓地）について、財物の価値が全て喪失したとして、財物価値の全額について賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の10

南相馬市小高区（避難指示解除準備区域）に所在する建物について、財物の価値が全て喪失したとして、財物価値の全額について賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の2

要介護状態の申立人Aの施設（老人ホーム）入居費用の賠償を認めたものである。

※7 中間指針第3の2

施設に入居した申立人Aを申立人Bが訪問した際の交通費の賠償を認めたものである。

※8 中間指針第3の8

申立人A及びBについて、避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めたものである。

※9 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aについて、平成26年12月は、申立人D（申立人Aの母）との間に家族の分離が生じたこと及び障害を抱えている申立人C（申立人A及びBの子）に対する看護を理由に、平成27年1月から平成29年7月の期間は、申立人Dとの間に家族の分離が生じたこと及び申立人A自身の持病を理由に、それぞれ月額6万円の精神的損害の増額分の賠償を認めたものである。

※10 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bについて、障害を抱えている申立人Cに対する看護及び申立人B自身の持病を理由に、月額6万円の精神的損害の増額分の賠償を認めたものである。

※11 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Cについて、障害を抱えて避難したことを理由に、月額6万円の精神的損害の増額分の賠償を認めたものである。

※12 中間指針第3の10

申立人E及びF（いずれも、申立人A及びBの子）は、定期的に滞在していた実家に、その所有に係る家財を保管していたとして〔写真〕、実家に居住していた申立人A、B、C及びDの家財に係る定額賠償（東京電力の直接請求における世帯人数及び家族構成に応じた定額賠償）とは別に、当該家財に係る賠償として、それぞれ定額賠償における世帯基礎額の賠償を請求した。東京電力は、提出された写真からは申立人E及びFの所有に係る家財とは認められないし、もし仮に申立人E及びFの所有に係る家財であったとしても、持ち出し可能であるものが多数あるので、全てが持ち出せなかったために管理不能となり財物価値が低下したとは認められないこと、さらには、購入価格等の客観的な財産価値を証する資料もないので、損害発生の立証の程度が極めて低いと主張して争った。パネルは、申立人E及びFが、その所有に係る家財を実家に保管していたことについて、写真により認定をした上で、申立人E及びFの主張する購入時期、主張する購入価格及び品名等を総合的に考慮し、申立人主張の購入価格の1割を損害として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理等が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※13 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人Aは、平成15年に50万円弱の金額で購入した箆笥2竿が高額家財に該当するとして、高額家財の賠償を請求した。東京電力は、箆笥1竿当たりの購入金額は30万円未満であり、高額家財に該当しないと主張して争った。パネルは、この請求については和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	1308		
事案の概要	自主的避難等対象区域(二本松市)に居住し、同市の農家に勤務していたが、原発事故で勤務先が廃業したことに伴って、平成24年12月に県外の同種農家に転職することとなり、新たな勤務先付近に転居した申立人父及びその家族である申立人母子らについて、上記転居に伴って生じた交通費、家財道具購入費、住居関連費(清掃費用、仲介手数料、損害保険料、賃料増加分)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)イ	

2 基本情報

申立日	H29.2.14	全部和解成立日	H29.9.15
事故時住所	二本松市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	85,000	H24.3～H25.12	※1
小計			85,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	追加的費用	822,960	H24.3～H25.12	※2
小計			822,960		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	907,960
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の2

申立人Aは自主的避難等対象区域(二本松市)に所在する食肉牛の肥育農家の従業員として勤務していたところ、原発事故の影響により福島県の牛に対する出荷制限が実施されたことから雇用主が廃業を決断したことに伴い、これまで肥育してきた牛が出荷できる月齢まで育成した後、平成24年12月に牛の肥育の専門知識を活かすため、県外に所在する同業の肥育農家の従業員に転職したが、従前の勤務先における収入よりも減収となったとして就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は転職後も収入にそれほど差異がなく原発事故と相当因果関係にある就労不能損害はないと主張して争った。パネルは、原発事故と転職による減収の間に相当因果関係があると判断し、平成25年分収入〔源泉徴収票〕と平成24年分収入〔所得証明書〕との差額の

賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の2は出荷制限指示等により農林漁業者その他の同指示等の対象事業者において事業に支障が生じ、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第5の2

申立人Aは自主的避難等対象区域（二本松市）に所在する食肉牛の肥育農家の従業員として勤務していたところ、原発事故の影響により福島県の牛に対する出荷制限が実施されたことから雇用主が廃業を決断したことに伴い、これまで肥育してきた牛が出荷できる月齢まで育成した後、平成24年12月に牛の肥育の専門知識を活かすため、県外に所在する同業の肥育農家の従業員に転職し、家族とともに転居したが、その際に支出した避難費用として、交通費、家財道具購入費及び清掃費等の損害賠償を求めた。東京電力は原発事故から1年9か月以上経過した平成24年12月の転居に係る損害については相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、申立人らの同月の転居は原発事故の影響によるものであるとして相当因果関係を認め、交通費、家財道具購入費、住居関連費（清掃費用、仲介手数料、損害保険料及び賃料差額）を就労不能の追加的費用として認める和解案を提示した。

これも、中間指針第5の2に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1309		
事案の概要	関東地方近辺で生産された有機野菜の卸販売等を営む申立会社の風評被害による営業損害(逸失利益)について、有機野菜はそれ以外の野菜よりも風評被害を受けやすいと考えられること等を考慮して、平成26年4月分から平成27年3月分までにつき、原発事故の影響割合を4割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H28.11.16	全部和解成立日	H29.9.19
事故時住所	千葉県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		5,498,251	H26.4～H27.3	※1

小計 5,498,251

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,498,251
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、千葉県において関東地方近辺で生産された有機野菜の卸売業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により減収が生じたとして、平成26年4月以降の逸失利益を請求した。東京電力は、申立人が原発事故後に関東圏以外からの仕入れを増やしたにもかかわらず、売上げが回復していないことから、申立人の減収は風評被害を要因とするものではないと主張して争った。パネルは、申立人の主たる仕入先は関東圏であり、有機野菜を購入する消費者は食品の安全性に関する関心が一般消費者よりも典型的に高く、有機野菜はそれ以外の野菜よりも風評被害を受けやすいと考えられること等を考慮して、原発事故と減収との相当因果関係を認め、同年4月から平成27年3月までの逸失利益について原発事故の影響割合を4割として算定した和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i 及び中間指針第7の2 I ④は、農林水産物・食品の流通業において、茨城、栃木、群馬、千葉及び埼玉の各県において産出された農産物を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1310		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人夫婦について、避難先での通院の必要性や、平成27年12月に申立人子が出生したこと等を踏まえ、避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成28年3月分までの生活費増加分が賠償されると共に、原発事故当時は同区域内に勤務していたが、事故後に解雇された申立人妻の就労不能損害について、長年勤務していた事故前勤務先であれば、通院しながら勤務することも可能と考えられること等を踏まえて、平成27年4月分から平成28年3月分まで、原発事故の影響割合を2割として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)	第1の4(2)ウ	第1の10(2)ア(イ)

2 基本情報

申立日	H28.6.9	全部和解成立日	H29.9.21
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	44,400	H27.4~H28.3	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	931,296	H27.4~H28.3	※1
小計			975,696		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	562,539	H27.4~H28.3	※2
小計			562,539		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,538,235
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人Aは、原発事故により他県で生活することになり本来不要な家賃を負担することを余儀なくされたとして家賃相当額〔預金通帳〕の賠償をはじめとする避難費用を請求した。東京電力は、原町区の除染が進みインフラの復旧も概ね完了していることから、申立人らが原町区に帰還しないのは申立人ら自身の判断であり、平成27年4月以降の避難継続について特段の事情はないとしてこれを争った。パネルは、申立人Bがり患する病の治療や申立人Bの妊娠・出産が重なる中で引越を求めることは現実的ではないとして出産から3か月程度の期間についてまで避難継続の必要性を認め同年4月から平成28年3月までの避難費用を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅲは、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の

事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとしているところ、本件においては上記のとおりの特段の事情があると判断され、和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の8

申立人Bは、避難先の慣れない土地での不妊治療・妊娠・出産、避難中に患った病の治療と仕事との両立は困難であるから〔電話聴取事項報告書〕、原発事故により減収が生じたとして就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人Bが従前から治療を行っていたこと等から原発事故と上記減収との間に相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、前回和解よりも影響割合を低減した2割とした上で就労不能損害を認めた。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の8）

申立人Aは、原発事故による減収が生じたとして就労不能損害の賠償を請求したが、東京電力は、申立人Aが平成23年10月に再就職していること、直接請求において平成24年12月までの賠償を行っていることから、これを争った。パネルは和解案の対象外とした。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人A、B及びCは、避難指示区域の避難者に認められる生活費増加分の定額賠償を請求したが、東京電力は、避難指示が解除された区域の避難者に対して上記定額賠償を行うとかえって公平を失う結果となると主張して争った。パネルは和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1311		
事案の概要	自主的避難等対象区域(相馬市)に居住し、特定避難勧奨地点の存在する行政区(南相馬市鹿島区榎原)の事業所に勤務していた申立人らについて、同事業所に日常的に滞在していたこと等を考慮して、精神的損害(一時金)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)カ		

2 基本情報

申立日	H28.5.11	全部和解成立日	H29.9.22
事故時住所	相馬市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	1,000,000		※1

小計 1,000,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、自主的避難等対象区域に居住し、南相馬市鹿島区榎原所在の事業所で一般貨物運送業〔許可書〕を営んでいたところ、原発事故後、同事業所がある榎原地区の世帯が特定避難勧奨地点に設定される中、同事業所での勤務を余儀なくされたことから、榎原地区の住民と同様の精神的損害が生じたとして、その賠償を求めた。東京電力は、既に申立人らに対して自主的避難等対象区域内の世帯として精神的損害の賠償を行ったこと、特定避難勧奨地点の指定を受けた世帯とは基礎となるべき事情が異なること等を理由に、自主的避難等に係る賠償とは別個の賠償は認められないと主張して争った。パネルは、申立人らの勤務内容、同事業所における滞在状況〔スケジュール表〕、同事業所周辺の線量〔写真、南相馬市走行モニタリング結果〕と特定避難勧奨地点の場所、原発事故による影響や生活上の制約の有無とその内容〔電話聴取報告書〕などから、申立人らの精神的損害の発生を認め、一時金として100万円の精神的損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、日常生活阻害慰謝料以外の原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛の発生が認定できる場合には別途賠償の対象とすることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1312		
事案の概要	申立人が所有する避難指示解除準備区域(檜葉町)所在の自宅土地建物の財物損害について、①自宅土地の事故当時の価格につき、同土地は、平成16年に実施された同町による分譲宅地の公募販売によって取得されたものであるが、売買契約で10年間の転売禁止の特約が付されるなどしており、その取得価格は時価よりも安いと考えられること、その周辺一帯は区画整備され上下水道も完備されていること等を踏まえ、取得価格から減価することなく宅地造成や外構工事等に要した費用の一部を加算して算定するとともに、②自宅土地建物の価値減少率につき、申立人は農業をするために移住しており、同土地の大部分が農地として利用されていたこと、申立人の生活圏には事故後6年間避難指示が解除されなかった地域が含まれていたこと等の事情を踏まえ、全損として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(イ)	

2 基本情報

申立日	H28.3.29	全部和解成立日	H29.9.25
事故時住所	檜葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	10,052,611		※1
全部和解	財物損害	建物	16,535,707		※1
小計			26,588,318		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	26,588,318
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、定年退職後に農業をして余生を過ごそうと考え、平成16年に檜葉町による分譲宅地の公募販売に申し込み抽選の結果当選し、平成19年に家が完成し同所に移住して自宅敷地内で農業を行っていたところ、原発事故によって同地に移住した目的が果たせなくなりさらに移住を余儀なくされたと主張して、また、東京電力による宅地の賠償金額(固定資産税評価額に1.43を乗じた金額)は時価と比較しても安すぎ、宅地造成及び外構工事等に要した費用も考慮されていないと主張して、自宅の土地、建物及び外構部分の財物損害の賠償を求めた。東京電力は、宅地、建物及び外構部分について、直接請求で提示済みの定型評価による金額が相当であるとして、自認額を超える部分について争った。パネルは、①自宅土地の原発事故当時の価格について、同土地は、平成16年に実施された同町による分譲宅地の公募販売によって取得されたものであるが、売買契約で10年間の転売禁止の特約が付されるなどしており、その取得価格は時価よりも安いと考えられること及びその周辺一帯は区画整備され上下水道も完備されている

こと等を踏まえ、取得価格から減価することなく宅地造成及び外構工事等に要した費用の一部を加算して算定するとともに、②自宅土地建物の価値減少率について、申立人は農業をするために移住しており、同土地の大部分が農地として利用されていたこと及び申立人の生活圏には原発事故後6年間避難指示が解除されなかった地域が含まれていたこと等の事情を踏まえ、全損として算定した損害額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1313		
事案の概要	韓国に宮城県産のホヤを輸出していた申立会社における、韓国が原発事故による放射性物質漏出を理由とする輸入禁止措置をとり、宮城県産のホヤを輸出できなくなったことによる営業損害(逸失利益)について、地震や津波の影響でホヤの養殖施設等が被害を受けたこと等も考慮して、原発事故による影響割合を平成26年分につき5割、平成27年分につき4割、平成28年分につき3割として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)イ	

2 基本情報

申立日	H28.10.13	全部和解成立日	H29.9.26
事故時住所	島根県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		10,310,340	H26.1～H28.12	※1
小計			10,310,340		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,310,340
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第三次追補第2

申立人は、水産物の貿易業を営み主に宮城県産のホヤを韓国に輸出していたところ、韓国が原発事故による放射性物質漏出を理由とする輸入禁止措置をとり宮城県産ホヤを輸出できなくなったため、減収が生じたとして〔決算書、品目別分析〕逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、震災により宮城県産ホヤの生産自体が困難であったこと、申立人は北海道産ホタテを輸出することにより増収しており取引が代替できていること等から、原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、原発事故前は申立人の売上げのほとんどが宮城県産ホヤの韓国への輸出であったこと、韓国の輸出禁止措置の直前に申立人が宮城県産ホヤの韓国への輸出を行っておりその後の継続的な輸出の予定もあったこと等に鑑み、原発事故との相当因果関係を認め、ホヤの仕入可能量に単価を乗じて申立人の売上高を推定した上で、平成26年1月から12月までは原発事故の影響割合を5割、平成27年1月から12月までは4割、平成28年1月から12月までは3割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅲ①は、各業種ごとに示す一定の範囲の類型については、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、原則として原発事故と相当因果関係のある損害として賠

償の対象と認められるとし、中間指針第三次追補第2のⅠ③は、宮城県において産出された水産物を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係るものは、中間指針第7の1Ⅲ①の類型として、原則として賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1314		
事案の概要	<p>帰還困難区域(富岡町)に居住し、同区域(同町)で勤務していたが、原発事故により勤務先が休業となり、平成24年4月に解雇された申立人の就労不能損害について、申立人が解雇された直後に再就職していること、従来と同等の就労活動を営むことができる勤務先を探すのは必ずしも容易でないと考えられること等を考慮して、減収分について原発事故の影響割合を平成28年2月分及び3月分につき10割、同年4月分から平成29年3月分までにつき8割、同年4月分から同年6月分までにつき5割として賠償されると共に、従来の勤務先における同年8月時点で退職した場合における退職金相当額と実際に支払われた退職金との差額が賠償された事例。</p>		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)ウ(イ)	

2 基本情報

申立日	H29.4.10	全部和解成立日	H29.9.28
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	3,716,312	H28.2～H29.6	※1
全部和解	就労不能損害	その他	2,432,817	H24.5～H29.8	※1
小計			6,149,129		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,149,129
	弁護士費用	184,474
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、同追補第2の2

申立人は、帰還困難区域(富岡町)に居住し、同区域(同町)で勤務していたが、原発事故により勤務先が休業となり、平成24年4月に解雇されたとして、就労不能による給与減収分〔平成22年分源泉徴収票、平成28年分源泉徴収票〕及び定年退職まで勤務していれば得られていたはずの退職金相当額〔退職給与規定〕と早期に解雇された時点で実際に得た退職金〔平成24年分源泉徴収票〕との差額の損害賠償を請求した。東京電力は、給与減収分に関しては法令(公共用地の取得に伴う損失補償基準及び同細則並びに雇用保険法及び同施行規則)や裁判例に照らし十分な期間(平成28年1月分まで)について賠償済みであり、また、申立人は、より好条件の勤務先を探す等損害回避義務を再就職後4年程度にわたって怠っているなどと争い、退職金差額については、原発事故当時の雇用が5年以上も先まで長期的に継続すると断定することは困難であり、因果関係を認められないなどと争った。パネルは、申立人が解雇された直後に再就職していること及び従来と同等の就労活動を営むことができる勤務先を探すのは必ずしも容易でないと考えられること等を考慮して、減収分について原発事故の影響割合を平成28年2

月分及び同年3月分について10割、同年4月分から平成29年3月分までについて8割、同年4月分から同年6月分までについて5割として損害を認めるとともに、申立人が原発事故当時まで長期間にわたって勤務を継続していたこと等から、平成28年8月時点で退職した場合における退職金相当額と実際に支払われた退職金との差額を損害と認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先があった勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分が賠償すべき損害と認められるとしており、就労不能等に伴う損害の終期について、中間指針第二次追補第2の3備考1が準用する同追補第2の2備考2は、具体的な終期の判断に当たっては、例えば公共用地の取得に伴う損失補償基準等を当該判断の参考にすることも考えられるが、その場合には、原発事故には土地収用等と異なる特殊性があることにも留意する必要があるとしており、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1315		
事案の概要	自主的避難等対象区域(須賀川市)に居住していた申立人夫婦について、申立人夫が透析治療を受けるために避難をしたことにつき、平成23年8月分までの避難費用、生活費増加分が賠償されたことに加え、申立人夫について、障害の程度や避難先で透析治療の時間が短縮されたこと等を考慮して、同月分までの精神的損害の増額分として8万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ

2 基本情報

申立日	H29.3.28	全部和解成立日	H29.10.2
事故時住所	須賀川市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	80,000	H23.3～H23.8	※1

小計 80,000

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	180,000	H23.4～H23.8	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	49,500	H23.4～H23.8	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	150,000	H23.4～H23.8	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	80,000	H23.3～H23.8	※1

小計 459,500

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	539,500
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	200,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)
 申立人は、自主的避難等対象区域(須賀川市)に居住し定期的に透析治療を受けていたところ、原発事故により福島県内では満足な透析治療を受けることができず、また、被曝を懸念し県外に避難をしたことによって、通常の頻度及び回数の透析治療を受けることができなくなり、通常の苦痛を上回る精神的苦痛を被ったとして慰謝料の増額を求めた〔障害者手帳等〕。東京電力は、

福島県内で透析施設が操業停止となったのは原発事故とは無関係であり、また、既払金を超えて賠償すべき事情はないなどと主張して争った。パネルは、障害の程度や避難先で透析治療の時間が短縮されたこと等を考慮して、平成23年8月までの慰謝料の増額分の賠償を認めた。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人は、自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住し定期的に透析治療を受けていたところ、原発事故により福島県内では満足な透析治療を受けることができず、また、被曝を懸念し県外に避難をしたことによって、避難費用、生活費増加分を負担したとして、避難費用及び生活費増加分の賠償を求めた〔通帳の写し等〕。東京電力は、既払金を超えて賠償すべき事情はないなどと主張して争った。パネルは、原発事故と避難費用及び生活費増加分の支出との間に相当因果関係があるとして、平成23年8月までの避難費用及び生活費増加分の賠償を認めた。

これも、中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1316		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)から平成23年6月頃に避難した申立人について、原発事故の影響で通院先の医師、看護師が減少したことにより持病の治療が困難となったことを考慮して避難の合理性を認め、同年8月分までの避難費用、生活費増加費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(4)

2 基本情報

申立日	H29.4.27	全部和解成立日	H29.10.2
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	51,200	H23.3～H23.8	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	150,000	H23.3～H23.8	※1
全部和解	生活費増加費用	住居費	408,699	H23.6～H23.8	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	16,000	H23.3～H23.8	※1
全部和解	生活費増加費用	その他	211,200	H23.6～H23.8	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.8	※2

小計 877,099

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	877,099
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	80,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実施したものがいる場合の細目について)

原発事故時いわき市に居住しており、持病を有していたため自身で避難先住居を探ることが困難であり、知人に依頼して避難先住居を確保したため長期避難開始時期が平成23年6月となった申立人(大人一人世帯)が、避難交通費、引越費用、住居費〔支払証明書〕、宿泊費、避難先からいわき市の病院に通院するために必要となった交通費・宿泊費〔カルテ、通院証明書〕及び精神的損害を請求した。東京電力は、既払金を超える部分について原発事故と相当因果関係がないなどと主張して争った。パネルは、申立人が持病を有しており、原発事故の影響で通院先の医師、看護師が減少したことにより持病の治療が困難となったことを考慮して平成23年6

月の避難開始の合理性及び同年8月までの避難継続の合理性を認め、避難及び帰宅に要した移動費用及び生活費増加費用を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2Ⅲに基づく賠償分8万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

1 事案の概要

公表番号	1317		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)で衣料品販売店を営む申立人らが所有する土地及び建物(店舗兼自宅・倉庫)の財物損害について、公立学校等の強い要望を受けて、平成28年11月に同建物の一部を使用して店舗の営業再開に至ったものの、本件事故後6年間、同建物の管理をすることがほぼできず、湿気や雨漏りにより同建物が損傷したことから仮設住宅での生活を継続せざるを得なかったこと等の事情を考慮して、全損評価に基づく損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)		

2 基本情報

申立日	H29.3.31	全部和解成立日	H29.10.6
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	14,154,225		※1
全部和解	財物損害	建物	49,150,720		※1

小計 63,304,945

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	63,304,945
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	57,150,300

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人Aは、南相馬市小高区大町(避難指示解除準備区域)に、建物2棟(建物①:店舗兼居宅、建物②:店舗)及び土地1筆(建物①及び②の敷地)を所有し、建物①の居宅部分を申立人B(申立人Aの長女)との自宅、建物①の店舗部分及び建物②を、申立人Bとともに経営していた衣料品販売店(地域の学校の制服の取り扱い店)の店舗及び倉庫として利用していたが、原発事故により避難を余儀なくされ、その間、建物①②の管理が不能となってしまったことから、湿気や雨漏りにより著しく損傷し、避難指示解除後、直ちに建築会社に依頼し修復工事に着手したものの、小高区内の復旧工事の増大による作業員不足から工事の完成が遅れ、原発事故から6年が経過した申立時点においても、原発事故前と同様の利用が可能なまでの修復に至っていなかったとして、建物①②及び土地について、全損評価に基づく損害の賠償を請求した。東京電力は、避難指示期間割合は、避難指示解除の時点を経過期間の終期として考えているところ、南相馬市小高区は、平成28年7月に避難指示が解除されていることから、避難指示期間割合は72分の65にとどまること、リフォーム工事を経ることによって再び店舗兼住宅・倉庫として利用でき、

実際に申立人らは、同年11月、建物①店舗部分の修復工事が完了した場所を利用して、衣料品販売店の営業を再開させており、その時点で原発事故時点と同様の利用が可能な状態であったといえることから、不動産の利用価値が減少しているとはいえないこと等を主張して争った。パネルは、建物が雨漏り等により大きく損傷していること、原発事故から6年を経過した後もリフォーム工事が完了していないこと及び申立人らが平成28年11月に、建物①の店舗部分の一部で営業を再開させたのは確かであるが、店舗として利用することができたスペースは非常に僅かなものであり、原発事故前と同様の状態とはおよそいい難いこと等を考慮し、土地及び建物①②のいずれについても全損と評価して和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難等を余儀なくされたことに伴い、財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認められるとしており、中間指針第二次追補第2の4IIは、避難指示解除準備区域の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮し、原発事故発生直前の価値を基準として、原発事故により一定程度減少したものと推認することができるとした上で、中間指針第二次追補第2の4備考2において、避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値について、帰還困難区域内の不動産に準じ、一定期間使用ができないこと等を踏まえて、その価値減少分を客観的に推認することによって、当該減少分を賠償対象として認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1318		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)所在の幼稚園を運営する学校法人である申立人が、平成23年7月、教室内への放射性物質の侵入防止のために泥落とし用マットを購入(同年9月代金支払)したことに ついて、購入額の6割相当額と購入に伴い支給された補助金との差額が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H29.5.8	全部和解成立日	H29.10.6
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	除染費用	17,988	H23.9	※1

小計 17,988

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	17,988
	弁護士費用	539
	手続内で処理された既払金合計額	0

※1 中間指針第7の4、中間指針第二次追補第4

申立人は、原発事故発生当時いわき市内で幼稚園を運営していた事業者であるところ、原発事故により放射性物質が付着した泥や土の教室等への持込みを防ぐために、泥落とし用マットを購入し、このマット購入費用を請求した〔領収書等〕。東京電力は、泥落とし用マットは、清掃の一助であり線量を低減するためのものではないこと及び資産取得の側面が強いことから相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、園児の保護者から園庭の土が教室に持ち込まれないよう対策を求められていたこと等の事情に鑑み、泥落とし用マット購入について原発事故との相当因果関係を認めた上で、資産価値増加を考慮して購入費用の6割について賠償を認めるとともに、既に支払われている補助金を控除した和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めており、中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(汚染された土壌等の除去、汚染の拡散の防止の措置)を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1319		
事案の概要	群馬県で米の自家販売を行う申立会社の平成25年産米に係る営業損害(逸失利益)について、安全・安心に特に関心が高いと考えられる個人客に対する有機米のみならず、有機米以外の米の販売に係る減収分についても、原発事故の影響割合を9割として賠償されたほか、業者に対する米の販売に係る減収分についても原発事故の影響割合を5割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H28.9.16	全部和解成立日	H29.10.11
事故時住所	群馬県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		2,631,538	H25.10~H26.9	※1

小計 2,631,538

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,631,538
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、原発事故当時、群馬県において、有機米及び通常の米の生産・販売（販売先は、個人客及び業者）を業としていたところ、原発事故による風評被害により売上げが減少し減収が生じたとして逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、群馬県の米作りについては原発事故による放射性物質による作付制限や出荷制限等が行われておらず直接の損害は生じていないこと及び群馬県における風評被害の賠償終期は平成25年3月であり、平成25年米は賠償の対象外であること等を主張し、逸失利益は発生していないと主張して争った。パネルは、申立人の顧客のうち、個人客向け販売分については、有機米か否かを問わず、原発事故の影響が強いとして請求額の9割を、業者向け販売分については、取引上の駆引きも考慮し、請求額の5割を損害額と認定する和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、群馬県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1320		
事案の概要	申立人が所有する避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)内の土地(登記上の地目:田)の財物損害について、同土地は用途地域内にあり、周囲に住宅があって上下水道も整備されていることなどを踏まえ、宅地価格に対する価値割合を5割とした上で、避難指示の解除時期に応じた価値減少率を考慮した額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H29.5.26	全部和解成立日	H29.10.11
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	22,729,960		※1

小計 22,729,960

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	22,729,960
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人は、申立人が避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)内に所有している土地(登記上の地目:田)の財物賠償について、宅地価格に対する価値割合を5割として同土地の時価相当額を算定すべきとして、その賠償を求めた。東京電力は、福島県不動産鑑定士協会が宅地価格に対する価値割合を3割と判定していると主張して争った。パネルは、同土地が用途地域内にあり、周囲に住宅があって上下水道も整備されていること〔都市計画図、航空写真、下水道施設整備台帳、水道施設管理台帳図〕等を踏まえ、宅地価格に対する価値割合を5割とした上で、避難指示の解除時期に応じた価値減少率を考慮した額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10は、対象区域内の財物について、原発事故によりその価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第二次追補第2の4Ⅱは、避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮して、原発事故発生直前の価値を基準として原発事故により一定程度減少したものと推認することができるものとするとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1321		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)から避難し、避難先で再就職したものの平成27年12月に退職した申立人の就労不能損害について、再就職先の退職後、病気に罹患したことにより就職活動に困難が生じているといえるが、従前の勤務先であれば、親族経営であったこと等から勤務に大きな支障はなかったといえること等を考慮して、再就職先を退職した後の期間も含めて従前の勤務先と再就職先の収入の差額を基礎とした上で、平成27年3月分から平成28年7月分までは原発事故の影響を10割、同年8月分から同年12月分までは同割合を5割として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H29.6.1	全部和解成立日	H29.10.16
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,041,573	H27.3~H28.12	※1
小計			1,041,573		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,041,573
	弁護士費用	31,248
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、南相馬市小高区に居住し、申立人の自宅と同じ敷地内に所在する実家の一部で弟が経営する整骨院にて事務職として勤務していたところ、原発事故の影響で同整骨院が閉業し、申立人も避難せざるを得なくなったために退職したことから、原発事故により減収が生じたとして、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、原発事故から4年以上経過していることや一時再就職もしていること等を理由に、原発事故と就労不能との間の相当因果関係を否認して争った。パネルは、申立人の家族構成、職歴、再就職の状況〔給与明細書〕、再就職先を退職した理由、整骨院をやっていた弟の状況、弟の整骨院での再就職が困難な事情、就職活動の状況〔職業訓練等に関する資料、メール及び東京しごとセンターの登録・予約カード〕、申立人の状況〔陳述書及び診断書〕及び小高区の避難指示解除の時期等を総合的に考慮し、申立人は再就職先の退職後、病気に罹患したことにより就職活動に困難が生じているものの、従前の勤務先であれば親族経営であったこと等から勤務に大きな支障はなかったといえること等から就労不能損害と原発事故との相当因果関係を認め、また損害額は、原発事故前の収入と再就職先の収入の差額を基礎とし、平成27年3月から平成28年7月までの原発事故の影響割合を10割、小高区の避難指示が解除された以降の同年8月から同年12月までの原発事故の影響割合を5割と評価して

就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1322		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(川内村)から避難した申立人ら家族(小学生の子らを含む。)について、申立人子らが通学していた小学校の帰還率が低いこと等を考慮して、避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成28年1月分までの生活費増加分(駐車場代、火災保険料)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ア)	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)ウ
	第1の12(2)ア(イ)	第1の12(2)オ(ア)	

2 基本情報

申立日	H28.4.11	全部和解成立日	H29.10.20
事故時住所	川内村		
申立人人数	7	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	家財移動費用	50,000	H23.4~H25.3	※1
全部和解	財物損害	追加的費用	140,000		※3

小計 190,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	家財移動費用	72,110	H23.4~H24.12	※1
全部和解	避難費用	交通費	53,064	H24.9~H24.11	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	256,205	H24.9~H28.1	※1

小計 381,379

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,225,397	H25.1~H25.12	※2

小計 1,225,397

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	追加的費用	300,000		※4

小計 300,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,096,776
	弁護士費用	62,904
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故により川内村（緊急時避難準備区域）から避難したことから、避難費用として家財移動費用、家族間移動費、一時立入費用や駐車場代等〔利用明細書及び保険の契約内容確認書等〕の生活費増加費用の賠償を求めた。東京電力は、家財移動費用について一部を認めたものの、それ以外の費用については、中間指針第二次追補で緊急時避難準備区域に係る避難費用及び精神的損害の賠償の終期を原則として平成24年8月としており、申立人らには賠償を継続しなければならない特段の事情があるとは確認できないと主張して争った。パネルは、一時立入費用については、避難指示区域の解除後であったことから和解案を提示しなかったが、避難状況や申立人らの中に小学生がいること〔全部事項証明書〕などから、避難継続の必要性を認めて、申立人らの請求のうち申立人A及びBの家財移動費用、申立人Bの家族間移動費と避難による二重生活で生じた生活費増加費用について、平成24年9月以降の損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ①及び同③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した交通費、家財道具の移動費用及び避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めており、同第3の2 IIIは、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとしているところ、本件においては上記のとおり特段の事情があると判断され、和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の8

申立人Cは、避難により義理の両親と別居したことで子育てへの協力が得られず、勤務時間が制約されたこと等から、収入が減少したと主張して、就労不能損害の賠償を求め、東京電力はこれを争ったが、パネルは申立人Cの事情等を考慮し、平成25年中の減収分の就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人Aは、その所有する不動産を第三者に賃貸していたところ、当該不動産に設置していたボイラーが賃借人の避難のため管理不能により、凍結して故障したことからその交換費用の賠償を求めた。東京電力は、ボイラー破損と原発事故との因果関係を否定して争った。パネルは、避難状況からボイラーの管理が困難であったことを認めたが、故障原因が客観的に明らかではないこと及び交換によって資産価値が増加したことを考慮し、原発事故の影響割合を5割として賠償を認めた。

中間指針第3の10 Iは、避難を余儀なくされたことにより財物の管理が不能となり、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、修繕費用等必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の10

申立人Dは、申立人Aらが居住する自宅不動産の所有者であったが、原発事故当時、自らは居住していなかった当該不動産について、原発事故後、2週間ほど清掃等行いその費用を負担したとして、東京電力が緊急時避難準備区域内に所有する住宅等の補修・清掃費用等に係る賠償として請求に応じている（平成24年7月24日付け東京電力プレスリリース）標準額30万円の賠償を求めた。東京電力は、申立人Dが当該不動産に居住していなかったことを理由に、具体的な修繕費用を支出した事実の立証があれば別段、標準額による賠償には応じられないと主張して争った。パネルは、申立人Dが当該不動産を所有している事実並びに補修・清掃を行った事実及びその内容から、東京電力が上記プレスリリースによって一般に実施している補修・清掃費用相当額の賠償を認めた。

これも、中間指針第3の10Iに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1323		
事案の概要	原発事故当時、避難指示解除準備区域(南相馬市原町区)で生活を営み、原発事故によって避難したと主張するが、住民票上の住所を旧緊急時避難準備区域(同区)内の実家に置いていた申立人の日常生活阻害慰謝料について、避難指示解除準備区域での生活を裏付ける証拠が十分ではないことに鑑みて、平成24年8月分まで月額10万円の賠償に加えて、同年9月分から平成29年7月分まで月額3万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の8(2)ア	第1の8(2)エ(7)

2 基本情報

申立日	H29.2.16	全部和解成立日	H29.10.24
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,370,000	H24.3～H29.7	※1

小計 2,370,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,370,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人は、原発事故当時、南相馬市原町区(避難指示解除準備区域)で生活を営んでいた旨を主張し[近隣住民の作成した陳述書、ネット注文の履歴メール]、原発事故によって避難を余儀なくされたとして、平成24年9月以降も継続して日常生活阻害慰謝料(月額10万円)を賠償するよう求めた。東京電力は、原発事故当時の生活の本拠は、生活の本拠であったことを証明できる資料(住民票及び公共料金の領収書等)により確認しているところ、申立人の原発事故当時の住民票上の住所は同区内の別の場所(緊急時避難準備区域)にあり、申立人の提出した証拠では生活の本拠が申立人の主張する住所であったと認めることはできないとして、緊急時避難準備区域の賠償終期である平成24年8月までの日常生活阻害慰謝料については支払うが、同年9月以降の賠償には応じられないと主張して争った。パネルは、申立人から提出された避難指示解除準備区域での生活を裏付ける証拠が十分ではないことに鑑みて、平成24年4月分から同年8月分までは月額10万円、同年9月分から平成29年7月分までの期間の日常生活阻害慰謝料は月額3万円の限度で認めるとする和解案を提示した。

中間指針第3 [避難等対象者]は、避難等対象者の範囲について、原発事故時、対象区域内に生活の本拠としての住居があり、原発事故が発生した後に対象区域内から同区域外へ避難のた

めに立退き及びこれに引き続き同区域外滞在を余儀なくされた者としており、また中間指針第3の6Ⅲ及び中間指針第二次追補第2の1(1)Ⅰ、Ⅱは、避難等対象者が受けた精神的損害の算定に当たっては、一人月額10万円を目安とするとし、さらに中間指針第3の6Ⅳ②及び中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、避難等対象者が受けた精神的損害の終期となる相当期間について、緊急時避難準備区域については、平成24年8月末までを目安とするとしているところ、これらを踏まえつつ、本件については同年9月以降について月額3万円の限度で認める和解案が示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1324		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から県外に避難した申立人父について、勤務先の始業時刻が早く、避難により公共交通機関を利用して出勤するのが困難になったことを考慮して、生活費増加費用(通勤費増加費用)として、ガソリン代相当分に加え、自動車購入費用の一部(車両本体価格の1割程度)が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク	

2 基本情報

申立日	H29.4.28	全部和解成立日	H29.10.25
事故時住所	福島市		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※3
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※4
小計			600,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	線量計購入費	40,000	H23.3～H23.12	※5
小計			40,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	17,371	H24.1～H27.3	※6
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	60,000	H24.1～H27.3	※6
全部和解	生活費増加費用	通勤費増加分	975,568	H24.1～H27.3	※6
全部和解	避難雑費		758,000	H24.1～H27.3	※6
小計			1,810,939		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,530,939
	弁護士費用	75,928
	手続内で処理された既払金合計額	680,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円(本和解外で東京電力により支払済み。)のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分40万円(本和解外で東京電力により支払済み。)のうち20万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※3 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円(本和解外で東京電力により支払済み。)のうち4万円を生活費増加費用及び移動費用に対する賠償として扱ったものである。

※4 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分40万円及び平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースで追加された20万円(本和解外で東京電力により支払済み。)のうち40万円を生活費増加費用及び移動費用に対する賠償として扱ったものである。

※5 中間指針第二次追補第4

申立人Bの妊娠に伴い放射線量を測定するために必要な費用として、放射線測定器の購入費用について賠償を認めたものである。

※6 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

平成23年9月に宮城県に避難を実行した申立人A、同年5月頃に妊娠が判明し同時期より他県にある実家に避難を実行し平成24年3月頃に申立人Aと合流した申立人B及び同年1月に避難先で出生し同年3月頃に申立人Aと合流した申立人Cは、避難費用〔領収書〕、申立人Bが避難により始発電車を用いても避難開始前からの勤務先に通勤することができなくなり必要になった自動車購入費用及びガソリン代を含む生活費増加費用〔領収書及び勤務表〕並びに避難雑費〔母子手帳〕等を請求した。東京電力は、平成24年9月以降の自主的避難の避難継続の合理性が認められるためには特段の事情が必要であるが本件では特段の事情が存在しない、また、既払金を超えた賠償は困難であるなどと主張して争った。パネルは、申立人らの避難と原発事故との相当因果関係を認め、避難により始発電車を用いても避難開始前からの勤務先に通勤することが困難になったことを考慮して、避難費用、避難により勤務先に公共交通機関を利用して通勤することができなくなり必要になった自動車購入費用の一部(車両本体価格の1割程度)及びガソリン代を認めた上で(平成24年1月から平成27年3月まで)、家族別離の期間(平成24年1月から同年3月まで)の面会交通費及び二重生活に伴う生活費増加費用並びに避難雑費(平成24年1月から平成27年3月まで)を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認め

られる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1325		
事案の概要	自主的避難等対象区域(二本松市)で、農業振興公社からの委託を受けて緑化苗の育成事業を営む申立人の営業損害(逸失利益)について、平成24年中に契約農家からされたキャンセルの一部は原発事故に起因するものと認め、その苗数に応じた委託料相当額につき、原発事故の影響割合を9割として賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H29.1.19	全部和解成立日	H29.10.26
事故時住所	二本松市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		121,212	H24.1~H24.12	※1

小計 121,212

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	121,212
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

二本松市で、農業振興公社からの委託を受けて緑化苗の育成事業を営む申立人が、原発事故の影響により作付けを断念した多数の契約農家から苗の育成保管の依頼をキャンセルされたことで収益が減少したとして、平成24年1月から同年12月までの営業損害の賠償を求めた。東京電力は、契約農家によるキャンセルの全てが原発事故の影響によるものとはいえないと主張して争った。パネルは、二本松市役所に過去数年分のキャンセル数の推移を確認し、原発事故を原因とするキャンセル数を推定した上で、当該キャンセル数分の委託料相当額について原発事故の影響割合を9割として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第8Ⅱは、原発事故により第一次被害を受けた者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害(間接被害)について、その事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1326		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住する申立人が、原発事故後、自宅近くの幼稚園が休園となって再開されないことから、子どもを遠方の幼稚園に通わせざるを得なくなったことについて、自宅及び休園中の幼稚園の所在地区における児童の帰還率が他地区と比べて低いこと等の事情を踏まえて休園中の幼稚園がまだ再開されないのは原発事故の影響によるものとして、平成29年3月分までの通園交通費(ガソリン代)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)ウ	

2 基本情報

申立日	H29.4.5	全部和解成立日	H29.10.26
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	100,000	H28.4~H29.3	※1
小計			100,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	100,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2、中間指針第1の4、中間指針第二次追補第2の1

申立人は、申立人の子が通園する予定であった自宅から最寄りの幼稚園が、原発事故により休園となり〔南相馬市ウェブサイト〕、自宅から遠い幼稚園への通園を強いられ〔入園承諾書、電話聴取事項報告書〕、車で幼稚園の送迎を行っているとして、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年分のガソリン代を請求した。東京電力は、事故から5年が経過した平成28年4月以降も幼稚園が継続して閉園していること理由は明らかでなく、原発事故と閉園との間に相当因果関係が認められるか否かについて不明であると主張して争った。パネルは、自宅及び休園中の幼稚園の所在地区における児童の帰還率が他地区と比べて低いこと〔南相馬市立小・中学校 児童生徒の在籍推移〕等の事情を踏まえて原発事故と閉園との間の相当因果関係があると判断し、ガソリン代について1年分10万円を認める和解案を提示した。

中間指針第1の4は、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというわけではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとし、中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認め、また、中間指針第二次追補第2の1(2)備考5は、第1期又は第2期において帰還した場合や原発事故発生当初から避難せずに緊急時避

難準備区域に滞在し続けた場合は、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となり得るところ、帰還者の生活費増加費用について避難等対象者の生活費増加費用に準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1327		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難し、避難先で再就職したものの平成27年2月に退職し、その後平成28年3月に県外へ転居した申立人の就労不能損害について、原発事故の影響割合を、平成27年3月分まで10割、同年4月分から平成28年3月分まで5割、同年4月分から同年9月分まで2割として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H28.12.20	全部和解成立日	H29.10.27
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	6,575,006	H26.8～H28.9	※1

小計 6,575,006

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,575,006
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故により、原発事故発生当時に勤務していた警戒区域内にある会社を解雇され、平成24年3月に避難先で再就職したが、事故前の勤務に比して給料が低く生活が困難であったことから、より給料の高い職場に転職するために、平成27年2月に再就職先の会社を退職した〔健康保険資格喪失証明書〕として、平成26年8月以降の減収分〔支給明細書、出勤表、給料支払明細書、流動性預金取引明細表、平成28年度町民税・県民税 所得・非課税証明書〕を請求した。東京電力は、平成27年2月分までの範囲で認めたが、同年3月分以降の減収分については事故から4年以上経過し、それまでの間に従来給与額を回復できたはずであるとして原発事故との相当因果関係を認めることはできないと主張して争った。パネルは、原発事故がなければ原発事故前の収入は維持できていたということができ、原発事故と減収の間の相当因果関係は否定することができないとする一方で、申立人にも損害回復の努力が期待され、また平成28年3月に避難先に移住して以降はより就労の努力が要求されるとして、事故前収入のうち平成27年3月分までは10割、同年4月分から移住した平成28年3月分までは5割、移住後の同年4月分から同年9月分までは2割から、それぞれ事故後の収入を控除した額を損害と認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、就労が

不能等となった場合に、給与等の減収分が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1328		
事案の概要	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)から避難した申立人夫婦について、避難生活により申立人夫の既往症が悪化し、身体機能が低下したことを考慮して、申立人夫が入院先を退院した平成23年7月以降の慰謝料として、その症状改善がみられた平成26年3月までの間、申立人夫につき月額2万円、申立人妻につき月額1万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の8(2)カ	

2 基本情報

申立日	H28.12.12	全部和解成立日	H29.10.31
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	40,000	H23.3~H23.6	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	660,000	H23.7~H26.3	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	16,200	H28.11	※3
小計			716,200		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	20,000	H23.3	※4
全部和解	精神的損害	その他	330,000	H23.7~H26.3	※5
小計			350,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,066,200
	弁護士費用	31,986
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、避難期間中要介護状態であったとして、日常生活阻害慰謝料について月額3万円の増額を認め、平成23年3月から同年6月までについて、直接請求における既払分1万円との差額が賠償されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人Aはパーキンソン病による体幹機能障害により身体障害等級2級で〔身体障害者手帳〕、震災前の介護認定等級は要介護1であった。原発事故の避難を経て、申立人Aの介護認定等級は平成23年6月7日に要介護5となり、平成26年4月10日には要介護3になったため〔自己

情報開示決定通知書]、申立人らはこの介護認定等級の増悪は原発事故による避難と相当因果関係があるとして、平成23年3月から平成26年4月まで月額20万円(平成23年3月は月額22万円)の慰謝料(既払金控除前)を請求した。申立人らは、この慰謝料を日常生活阻害慰謝料の基本額と増額分と構成していたが、避難終了後の期間にわたるため生命・身体的損害の慰謝料として審理された。東京電力は医療照会の結果に基づき、申立人Aは確かに避難により体調を崩して入院したものの、一旦それが快方に向かってから新たにパーキンソン病の典型的な合併症を発症したものであり、その合併症の結果介護認定等級が要介護5になったのであるから、介護認定等級の増悪と原発事故による避難との因果関係はないと主張した。パネルは、さりとて申立人Aの介護認定等級の増悪と原発事故による避難が全く無関係とはいいい切れないとして、避難終了後の平成23年7月から平成26年3月まで、月額2万円の慰謝料が認められた。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化したことにより生じた精神的損害を賠償すべき損害と認めており、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の5

申立人Aが本件申立てのために費やした通信証明書取得料が損害と認められた。

※4 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Bは、要介護状態にある申立人Aの介護を恒常的に行ったとして、日常生活阻害慰謝料について月額3万円の増額を認め、平成23年3月分について、直接請求における既払分月額1万円との差額が賠償されたものである。

※5 中間指針第3の6

申立人Bは、上記※2の申立人Aの健康状態悪化の事情により、見守りと介助の労力が必要不可欠となったとして、申立人Aと同様の期間、同額の慰謝料(既払金控除前)を請求した。パネルは、申立人Aの介護認定等級が増悪して申立人Bの見守りと介助の労力が増大したことと原発事故による避難が全く無関係とはいいい切れないとして、申立人Aが避難を終了し自宅に戻った平成23年7月から平成26年3月まで申立人Bに月額1万円の慰謝料を認めた。

中間指針第3の6備考11は、その他の原発事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとしており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1329		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)に居住する申立人ら(父母及び子)について、検査の経過等も踏まえ、平成26年3月から平成29年3月までの甲状腺検査費用、検査交通費が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)エ		

2 基本情報

申立日	H29.6.1	全部和解成立日	H29.10.31
事故時住所	いわき市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	11,530	H26.3～H29.3	※1
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	2,966	H26.3～H29.3	※1
小計			14,496		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	14,496
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

申立人らは、原発事故後に、放射線被ばくの影響を恐れて定期的に甲状腺検査を受けたとして、検査費用〔領収証〕及び検査に伴う通院交通費の賠償を求めた。東京電力は、いずれも中間指針等に定められた基準に基づく既払金に含まれており、当該金額を超えて支払う事情は見受けられず、また、原発事故と相当因果関係のある損害と認めることはできないと主張して争った。パネルは、中間指針第一次追補に基づく既払金は、避難費用、生活費増加費用、精神的苦痛を対象とするものであり、当該検査費用及び検査に伴う通院交通費は対象に含まれていないこと、また、当該検査費用及び検査に伴う交通費は原発事故と相当因果関係のある損害であるとして、賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が平均的・一般的な人を基準としつつ

合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目

申立人らは、甲状腺検査に伴う付添費用及び慰謝料の賠償を求めたところ、東京電力は原発事故との相当因果関係が認められないこと等を主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1330		
事案の概要	栃木県北部で、主に関東圏の顧客に対する別荘用不動産の販売・仲介業を営む申立人の風評被害による営業損害(逸失利益)について、取扱物件の周辺が汚染状況重点調査区域となっており、観光客の風評被害の継続を示すような報道等もされていたこと、その一方で、原発事故からの時間の経過に伴い他の減収要因も考えられること等の事情を踏まえ、原発事故の影響割合を、平成26年4月分から同年12月分につき2割、平成27年1月分から同年12月分につき1割として、賠償された事例。		
紹介箇所	第5の6(2)イ		

2 基本情報

申立日	H28.7.8	全部和解成立日	H29.11.6
事故時住所	栃木県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	不動産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		2,065,535	H26.4～H27.12	※1

小計 2,065,535

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,065,535
	弁護士費用	61,967
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人は、原発事故当時、栃木県において、主に関東圏の顧客向けに別荘地の販売・仲介等を業としていたところ、取扱物件の周辺が汚染状況重点調査区域となっており、観光客の風評被害の継続を示すような報道等がされていたこと等から、原発事故による風評被害により売上げが減少し減収が生じたとして逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、原発事故前と比べ、本件地域における観光客や不動産取引状況が回復していること、原発事故前から申立人の同地域における不動産業の売上げは減少傾向にあったこと及び申立人が平成24年から平成26年に至るまでの期間について、申立人の営業収入の約2.4年分の賠償金を受領していること等を主張し、営業損害は発生していないと主張して争った。パネルは、取扱物件の周辺が汚染状況重点調査区域となっており、観光客の風評被害の継続を示すような報道等がされていた一方で、他の減収要因も否定できないとして、平成26年4月から平成27年3月分までについては申立人の請求額の2割を、同年4月から同年12月分までについては申立人の請求額の1割を損害額と認定する和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅲ②は、風評被害について、第7の2以降で各業種ごとに示す一定の範囲の

類型以外の類型について、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、原発事故との相当因果関係を判断しているところ、上記のと通りの認定をした上で、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1331		
事案の概要	申立人らの一部が所有する避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)所在の自宅土地について、同土地が南相馬市の防災集団移転促進事業の対象区域として、同市に売却されたという事情はあるものの、申立人らの一部に係る介護の必要を踏まえて移住の合理性を認め、住居確保損害を含む賠償がされた事例。		
照会箇所	第1の12(2)エ(オ)		

2 基本情報

申立日	H27.9.8	全部和解成立日	H29.11.7
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	4,300,000	H26.9～H30.3	※2
小計			4,300,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	4,300,000	H26.9～H30.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	2,220,000	H23.3～H29.4	※2
小計			6,520,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	4,300,000	H26.9～H30.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	750,000	H23.3～H25.3	※2
小計			5,050,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	4,300,000	H26.9～H30.3	※2
小計			4,300,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	4,300,000	H26.9～H30.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,635,000	H23.3～H29.4	※2
小計			5,935,000		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	1,640,000	H23.5～H27.12	※3
全部和解	避難費用	家財移動費用	95,800	H23.5～H27.12	※3
全部和解	避難費用	食費増加費用	650,000	H23.3～H28.7	※3
全部和解	避難費用	通信費増加費用	143,349	H23.3～H28.7	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	480,720	H23.3～H28.7	※3
全部和解	精神的損害	その他	100,000		※4
全部和解	財物損害	土地	11,421,765		※1
全部和解	財物損害	追加的費用	318,175	H24.1～H24.4	※5
小計			14,849,809		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	40,954,809
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第四次追補第2の2

申立人A、B、C、D及びEは原発事故当時南相馬市小高区に居住しており、原発事故後、埼玉県内に避難し、同地に住居を購入して移住したと主張して住居確保損害の賠償を請求した。これに対し東京電力は、申立人Aは平成27年に本件土地を南相馬市に売却しており、その売却益を考慮すると十分な賠償がされていると考えられること、南相馬市の介護環境は回復しており申立人Eの介護を理由とする移住の合理性が認められないなどと主張し、住居確保損害は認められないと主張して争った。パネルは、申立人Eの介護の必要性から移住の合理性を認めた上で、原発事故後に南相馬市に本件土地を売却していることを考慮した内容の住居確保損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第四次追補第2の2Ⅱは、避難指示区域内の従前の住居が持ち家であった者で、移住等を行うことが合理的である者が移住のために負担した一定の費用は賠償すべき損害と認められるとし、同第2の2備考2は、移住の合理性について「現在受けている医療・介護が中断等されることにより帰還が本人や家族の医療・介護に悪影響を与える場合」等に合理性を認めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6

中間指針第3の6に基づき日常生活阻害慰謝料の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の2

中間指針第3の2に基づき宿泊費、引越費用、生活用品購入費用、電話代増加分及び食費増加分等の避難費用の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の6

中間指針第3の6に基づき、ペット喪失に伴う精神的損害の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の10

中間指針第3の10に基づき、不動産の価値喪失に伴う賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1332		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から県外に避難した申立人ら(申立人母・孫)が、避難先で申立人孫が通う認可外保育園の保育料を負担するようになったことについて、平成24年4月から福島市においても広域入所が認められ、無料で認可保育園に通うことが可能になったものの、申立人孫は心臓病を抱えており、保育園が替わることによるストレスを避ける必要があったこと等の事情を考慮して、平成24年9月分までの保育料が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ		

2 基本情報

申立日	H29.7.11	全部和解成立日	H29.11.10
事故時住所	福島市		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	教育費	176,200	H24.4～H24.9	※1
小計			176,200		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	176,200
	弁護士費用	5,286
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、自主的避難等対象区域(福島市)に居住していたところ、申立人祖母及び孫が県外に避難し、住民票を移さなかったため避難先で認可外保育園の保育料を負担したとして、同保育料相当額の賠償を求めた〔領収証等〕。東京電力は、平成24年4月以降は福島市で住民票を移さなくても認可保育園に入所できる広域入所が認められた結果、県外でも認可保育園に無料で通うことが可能となった以上、同保育料と原発事故との間に相当因果関係が認められないなどと主張して争った。パネルは、福島市においても平成24年4月以降広域入所が認められたものの、申立人孫は心臓病を抱えており、保育園が替わることによるストレスを避ける必要があったこと等の事情を考慮して、同年9月分までの保育料の賠償を認めた。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために

自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1333		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)において祭祀行為等を行う申立人(神社)の逸失利益について、同市の居住制限区域及び避難指示解除準備区域について避難指示が解除され、避難した住民が戻りつつあること等も踏まえて、平成27年4月分から平成29年3月分まで、原発事故の影響割合を8割として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H29.4.25	全部和解成立日	H29.11.13
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		1,816,400	H27.4~H29.3	※1
小計			1,816,400		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,816,400
	弁護士費用	54,492
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、南相馬市小高区(避難指示解除準備区域)で祭祀行為等を行っていた神社であるところ、住民の避難により新年祈祷、地鎮祭及び新宅祭等が行えなくなり収入が減少したとして〔出納簿〕、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、一定の賠償をすることは認めつつも、平成28年7月に避難指示が解除され住民が戻ってきていることや、申立人が事業を再開していることから原発事故の影響割合を考慮して損害を算定すべきと主張した。パネルは、避難した住民が戻りつつあり、申立人が事業を再開していること等も踏まえ、原発事故の影響割合を8割とし、平成27年4月から平成29年3月までの賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅲは、避難指示等の解除後も、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収も合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1334		
事案の概要	福島県内の会社の従業員であった申立人らが原発事故の影響に伴う勤務先の業績悪化により退職金を減額されたことについて、その減額分につき原発事故の影響割合を5割として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ウ(イ)		

2 基本情報

申立日	H28.10.27	全部和解成立日	H29.11.17
事故時住所	福島県		
申立人人数	28	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	10,577,000	H23.3～H26.6	※1

小計 10,577,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,577,000
	弁護士費用	317,310
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人らは、福島県内の金融機関の従業員であったところ、原発事故の影響により退職を余儀なくされたが、原発事故の影響に伴う勤務先の業績悪化により退職給与規程が改定された結果、退職金の減額が生じたとして、その減額分についての賠償を求めた〔退職給与規程新旧対照表、申立人ら各人の陳述書及び同金融機関代表者理事長の陳述書〕。東京電力は、勤務先の業績悪化は地震・津波による影響が大きかったこと、退職給与規程改定は勤務先の経営判断に基づくものであること及び勤務先の業績の状況から早期に退職給与規程が再改定されるべきであったこと等から原発事故との間には相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、退職給与規程改訂による退職金減額と原発事故との間には相当因果関係があることを認めた上で、勤務先の経営判断も一定程度介入していることに鑑み、原発事故の影響割合を50%として、申立人ら各人の退職金減額分の50%相当額の賠償を認める和解案を提示した。なお、和解の対象期間は、平成23年3月から各申立人らの退職日までであり、上記対象期間欄の記載は、最も退職日が遅い申立人の対象期間(平成23年3月分から平成26年6月分まで)を記載したものである。和解金額は、10万円以下が12人、10万円以上20万円以下が2人、20万円以上50万円以下が4人、50万円以上60万円以下が1人、70万円以上90万円以下が5人、90万円以上が4人である。

中間指針第3の8は、避難指示等により営業損害を被った事業者に雇用されていた勤労者について生じた給与等の減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1335		
事案の概要	帰還困難区域から避難した申立人父子について、平成25年6月に申立人子が脳梗塞となり、障がい者等級を認定されたことについて原発事故による避難生活との因果関係を一定程度認めた上で、申立人子につき、生命身体損害及び日常生活阻害慰謝料の増額分(平成25年6月分から平成28年6月分につき8割増額)が賠償され、主たる介護者であった申立人父につき、日常生活阻害慰謝料の増額分(同期間につき5割増額)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(エ)	第1の8(2)ウ(ア)	

2 基本情報

申立日	H28.5.19	全部和解成立日	H29.11.20
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,960,000	H25.6～H28.6	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	1,000,000	H25.6～H28.6	※2
小計			3,960,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,850,000	H25.6～H28.6	※3
小計			1,850,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,810,000
	弁護士費用	174,300
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、双葉町(帰還困難区域)の自宅から避難中の平成25年6月に脳梗塞を発症し、これにより両下肢に機能障害(身体障害等級3級)が残ったため不自由な避難生活を強いられたとして〔診断書、身体障害者手帳、日常生活確認書、医療照会状〕、精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、上記の事情を踏まえ、直接請求基準に基づき、平成25年6月から平成28年6月まで月額1万5000円の賠償を認めた。パネルは、申立人Aが両下肢の機能障害を抱えながら避難生活を送ったことについて、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きかったと判断し、平成25年6月から平成28年6月までの間、日常生活阻害慰謝料の増額分として月額8万円(合計296万円)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害や要介護状態にあり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人Aは、避難生活のストレスにより、平成25年6月に脳梗塞を発症し、これにより両下肢に機能障害（身体障害等級3級）が残ったとして〔診断書、身体障害者手帳、日常生活確認書、医療照会状〕、入通院慰謝料、後遺障害慰謝料・逸失利益、付添看護費及び通院交通費の生命・身体的損害の賠償（合計額448万2千570円）を求めた。東京電力は、脳梗塞発症と原発事故との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、申立人Aの既往歴及び脳梗塞の発症時期等も踏まえ、生命・身体的損害について100万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかったことにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これを踏まえて和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人B（申立人Aの父であり、追加申立てを行った）は、子である申立人Aが平成25年6月に脳梗塞を発症し、両下肢に機能障害（身体障害等級3級）が残り、その介護を要する不自由な避難生活を強いられたとして、精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人Bが申立人Aの介護を恒常的に行っていた場合には申立人Bについても日常生活阻害慰謝料の増額の賠償を検討する旨述べてこの点の説明を求め、認否を留保した。パネルは、申立人の主張内容等により、申立人Bが両下肢機能障害（身体障害等級3級）のある申立人Aを恒常的に介護しながら避難生活を送ったことを認定した上、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きかったと判断し、平成25年6月から平成28年6月までの間、日常生活阻害慰謝料の増額分として月額5万円（合計185万円）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害や要介護状態にある者の介護を恒常的に行ったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1336		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)で不動産販売業を営む申立会社が、原発事故当時、同市に建築中であった建売住宅を、その後販売することができずに解体したことにつき、同住宅周辺の放射線量が比較的高かったこと、建築中であったために、建物の内部まで直接的に放射性物質により汚染されたといえること等を考慮して、同住宅の建築及び解体のために支出した額の8割が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H28.12.5	全部和解成立日	H29.11.21
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	不動産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		6,693,360	H22.11~H24.7	※1
小計			6,693,360		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,693,360
	弁護士費用	200,801
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、原発事故当時、主に福島市において、土地建物の売買や仲介などの不動産業を営んでいたところ、平成22年に建売住宅を建築することを計画し、原発事故当時に8割がた完成していた住宅について、本件住宅の所在地の放射線量が高かったこと、建築途中であったため、建物の内部まで放射線に汚染されたこと、本件住宅の除染計画が全く不透明であったことから、購入者が現れなかったため、本件住宅の解体工事を実施したことを理由として、本件住宅の建築及び解体に要した費用及び逸失利益等の賠償を請求した。東京電力は、本件建物の内部まで汚染された事実は認め難く、本件建物を解体する客観的必要性があったとは認められないなどとして、損害の発生を争った。パネルは、本件住宅周辺の放射線量が比較的高かったこと、建築中であったために、建物の内部まで直接的に放射性物質により汚染されたといえること等を考慮して、本件住宅について、平成22年11月から平成24年7月までに建築及び解体のために申立人が実際に支払った、建築費用の約8割及び解体に要した費用の全額について、原発事故と相当因果関係のある損害額と認定する和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、風評被害について、第7の2及び3に掲げるもののほか、製造業、

サービス業等において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、原発事故との相当因果関係を判断するとしているところ、上記のとおり認定をした上で、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1337		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)に所在する幼稚園を運営する学校法人である申立人が、放射性物質に汚染されたことを理由に幼稚園内の遊具(木製とりで、半丸太ベンチ、砂場枠等)を交換したことについて、交換前の遊具に経年劣化があったことも考慮した上で、交換に要した費用から交換に伴い支給された補助金を控除した残額の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア	第11の1(2)イ	

2 基本情報

申立日	H29.5.8	全部和解成立日	H29.11.24
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	除染費用	253,400	H25.8	※1
小計			253,400		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	253,400
	弁護士費用	7,602
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4、中間指針第二次追補第4

申立人は、原発事故時、郡山市で幼稚園を運営していたところ、放射性物質に汚染されたことを理由に、平成25年中に遊具(木製とりで、半丸太ベンチ、砂場枠)を交換したことについて、その費用の賠償を求めた。東京電力は、遊具の交換時期が原発事故から2年5か月近く経過した時期であること、木製とりでは原発事故時点で取得から12年が経過し交換時点で取得から14年半が経過していること等から、遊具の交換の目的が園児の被ばくのリスクを低減することと考えるには疑問が残るなどとして、主に原発事故の影響割合について申立人の請求を争った。パネルは、各旧遊具の放射線量等を考慮し、遊具交換費用の賠償の合理性はあるとした上で、原発事故の影響割合について、旧遊具の取得時期及び原発事故後の交換時期等を考慮して、木製とりでは2割、半丸太ベンチについては7割、その他(砂場枠、古材処分料)については10割として、右各割合に応じて算出された損害額から支給された補助金を控除した残額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めており、中間指針第二次追補第4は、原発事

故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1338		
事案の概要	宮城県で水産物の加工販売業等を営む申立会社の風評被害による営業損害(逸失利益)について、平成27年1月分から平成28年12月分まで、原発事故の影響割合を1割として賠償されると共に、取引先の要請に基づいて実施した放射線量測定検査に要した費用について、平成27年2月分から平成29年1月分まで賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H29.6.1	全部和解成立日	H29.11.27
事故時住所	宮城県気仙沼市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		9,260,000	H27.1～H28.12	※1
全部和解	風評被害・検査費用(物)		1,127,618	H27.2～H29.1	※2
小計			10,387,618		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,387,618
	弁護士費用	310,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第三次追補第2

申立人は、原発事故時、宮城県気仙沼市において、主に宮城県産のふかひれの加工販売業を営んでいたところ、風評被害により売上げが減少したとして〔原発事故前後の決算報告書〕、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、世界的なふかひれの需要の減少及び価格の下落等が申立人の売上減少の要因であり、売上減少と原発事故との相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、申立人の売上減少には風評被害が一定程度原因となっていることを認め、平成27年1月から平成28年12月までの期間について、原発事故の影響割合を1割と認定して損害を算定し、和解案を提示した。

中間指針第三次追補第2 I ①v 及び同viiiは、宮城県において産出された水産物を主な原材料とする加工品に係る、中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の1、中間指針第三次追補第2

申立人は、取引先から放射能検査結果の提出を求められ、同検査の実施を余儀なくされたとし

て、検査費用の賠償を求めた。東京電力は、取引先からの検査の要請が、証拠上全て明らかであるとはいえないとして、少なくとも検査費用の一部は原発事故と因果関係がないと主張して争った。パネルは、放射能検査と原発事故との相当因果関係を認め、請求額全額の賠償を認めた。

中間指針第7の1 IV③、中間指針第三次追補第2のI ① v 及び同 viii は、水産物の加工業において、宮城県において産出された水産物を主な原材料とする加工を営んでいる事業者について、取引先の要求によって実施を余儀なくされた検査に関する検査費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1339		
事案の概要	浪江町で陶芸を営んでいた申立人に係る平成27年3月以降の営業損害につき、当事者双方が、東京電力による平成27年6月17日付けプレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償がされた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(イ)	第1の9(2)ウ(ア)	

2 基本情報

申立日	H28.7.25	全部和解成立日	H29.11.29
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	420,000	H27.7～H28.8	※1
全部和解	営業損害・逸失利益		451,332	H26.9～H27.2	※2
全部和解	営業損害・逸失利益		1,805,328		※2
小計			2,676,660		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	420,000	H27.7～H28.8	※1
小計			420,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	420,000	H27.7～H28.8	※1
全部和解	営業損害・逸失利益		1,200,000		※3
小計			1,620,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	検査費用(人)		42,540	H24.12、H26.2	※4

小計 42,540

申立人A、B、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	1,464,978	H24.9～H27.12	※5、6

小計 1,464,978

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	墓	148,000	H27.10	※7

小計 148,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,372,178
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは身体障害等級2級であること、申立人Bは要介護5であること、申立人Cは申立人Aの介護を恒常的に行っていたことから、慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立人らの請求について争わなかった。パネルは、申立人らの請求どおりの金額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にある、身体の障害がある、介護を恒常的に行っているなどの事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人Aは、事故時、浪江町で陶芸業を営んでいたところ、原発事故によって、避難を余儀なくされたことによって事業の継続ができなくなったとして、平成26年9月から平成28年6月までについて、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、賠償すること自体は争わず、減価償却控除した上で、平成27年2月までは経過分を、それ以降は同年6月17日付け東京電力プレスリリースに基づく営業損害の賠償を認めた。パネルは、平成26年9月から平成27年2月までについては、原発事故と損害の間の相当因果関係を認め、それ以降については、申立人Aが同年6月17日付け東京電力プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、東京電力が認めた金額で和解案を提示した。

中間指針は第3の7Iは、対象区域内で事業を営んでいる者において、避難指示等に伴い、現

実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の7

申立人Cは、事故時、シルバー人材センターに所属し、紹介された仕事をしていたが、原発事故によって避難を余儀なくされ、仕事を失ったとして、平成27年3月から平成28年6月までについて、就労不能損害の請求を求めた。東京電力は、当初、平成27年までの4年間について、賠償しており、十分な賠償をしたとして、相当因果関係について争ったが、最終的にはシルバー人材センターの仕事は個人事業主の業務と考えるのが相当と意見を述べた上、平成27年6月17日付け東京電力プレスリリースに基づく営業損害の賠償を認めた。パネルは、申立人Cが同プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、東京電力が認めた金額で和解案を提示した。

これも、中間指針は第3の7Iに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の1

中間指針第3の1は、放射線への被ばくの有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けた場合には、負担した検査費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の2

中間指針第3の2Iは、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等によって増加した生活費を賠償すべき損害と認めているところ、申立人A、B及びD（追加申立て）について、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の3

中間指針第3の3は、一時立入りに参加するために負担した交通費等は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、申立人A、B及びD（追加申立て）について、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の10

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分に伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、申立人A、B、C、D（追加申立て）及びE（追加申立て）について、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1340		
事案の概要	自主的避難等対象区域(須賀川市)で福島県産の米穀の販売業を営む申立人の営業損害(逸失利益)について、風評被害により大口取引先との取引がなくなったこと等を踏まえ、原発事故の影響割合を平成25年分につき6割、平成26年分につき4割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H28.3.4	全部和解成立日	H29.11.30
事故時住所	須賀川市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		185,110	H25.1～H26.12	※1

小計 185,110

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	185,110
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は須賀川市において福島県産の米穀の販売業を営んでいたところ、原発事故によって福島県産米が取引先から忌避され売上げが減少したとして、逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、平成23年及び平成24年は売上げが増加していることや、平成26年の米の全国の全銘柄平均価格が大きく下落していること等から、売上減少と原発事故との間の相当因果関係は認められないなどと主張して争った。パネルは、原発事故と申立人の売上減少との間の相当因果関係を認め、逸失利益の一部について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農林産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害として認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の7)

申立人は、原発事故後、米の仕入に当たって農協の買入相当額に加えて東京電力が支払っている補償金を上乗せして支払う必要があったとして追加的費用の賠償を求めたところ、東京電力は同補償金の存在を争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1341		
事案の概要	宮城県内で音響機器のリース事業を営んでいた申立会社の営業損害について、原発事故により避難指示区域内の顧客が避難したことを考慮して、平成28年1月分から同年12月分まで、原発事故の影響割合を1割として賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H29.2.21	全部和解成立日	H29.12.6
事故時住所	宮城県仙台市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		801,644	H28.1～H28.12	※1

小計 801,644

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	801,644
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、宮城県仙台市に本社を置き、スナック等の飲食店を顧客として音響機器（カラオケ機器）のリース業を営んでいたところ、原発事故の発生後、避難指示を受けて避難を強いられた顧客からのリース料収入が減少するという損害を被ったとして、申立人の売上げのうちリース部門のみの売上減少率を基に損害額を算定して請求した〔原発事故に伴う通信カラオケのリース料回収状況一覧表、確定申告書〕。東京電力は、申立期間が原発事故から概ね5年経過した期間であること、申立人が原発事故後に開始した住設工事部門の売上割合が増加していること等からリース部門の割合は縮小傾向にあること及び音響機器のリース業自体減収傾向にあると窺われる事情があり、また、代替性がないとはいえないことを理由に争った。パネルは、原発事故と申立人のリース業における損害との相当因果関係を認めつつ、その他の事情を踏まえて影響割合を1割として損害額を算定した和解案を提示した。

中間指針第8 I ないし III は、中間指針第3 ないし第7 で賠償の対象と認められる損害（第一次被害）が生じたことにより、第一次被害者と一定の経済的關係にあった第三者に間接被害が生じた場合に、間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、第一次被害が生じたために間接被害者において生じた減収分は原発事故と相当因果関係のある損害

と認められるとすると、飲食店への音響機器のリースについては新規開拓が容易ではなく代替性がないことを認めつつ、その他の事情を踏まえて影響割合を考慮し、和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1342		
事案の概要	原発事故当時、帰還困難区域(大熊町)内の勤務先へ自家用車で通勤していたが、避難により同勤務先に同車を放置したままとなったため、平成23年3月末、代替車両(中古車)を購入した申立人について、代替車両の購入金額や車両の必要性、申立人が同年9月に放置した車両を回収した後、一定期間は両車両を使用していたこと等を考慮し、代替車両の購入金額の7割相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)イ(イ)		

2 基本情報

申立日	H29.2.27	全部和解成立日	H29.12.8
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	645,035	H23.4～H25.4	※1
小計			645,035		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	645,035
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

原発事故当時、帰還困難区域(大熊町)内の勤務先へ自家用車で通勤していた申立人は、同勤務先に同車を放置したまま避難したため、平成23年3月末、転勤先への通勤のため代替車両(中古車)を購入せざるを得なかったと主張し、その購入費用全額の賠償を請求した。東京電力は、申立人が事故時所有していた車両については、その後申立人が回収して、代替車両と交互に通勤のため使用していたこと、また、代替車両については、費用の支出と引き換えに得た汎用性及び財産的価値のある資産であることから、本件においては損害の発生を観念できないと主張して争った。パネルは、車両の必要性や、代替車両を購入当時、レンタル車の在庫がなく「レンタルでも購入でも費用は大して変わらない」と業者から説明されたという事情、代替車両をレンタルで賄ったと仮定した場合の費用と比較した代替車両の購入金額及び申立人が同年9月に放置車両を回収した後に一定期間は両車両を使用していたこと等を考慮し、代替車両の購入金額の7割に相当する額を賠償額として認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用を賠償すべき損害と認め、同備考3但し書きは、避難等対象者の中で、特に高額な生活費の増加費用の負担をした者がいた場合には、そのような高額な費用を負担せざるを得な

かった特段の事情があるときは、必要かつ合理的な範囲において、その実費を賠償すべきものとして、本件における代替車両の購入費用は代替車両のレンタル費用と実質においてほぼ同じであることから、生活費増加費用に準じるものとして、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1343		
事案の概要	自主的避難等対象区域(川俣町)で家族と居住していた申立人について、旧避難指示解除準備区域内(川俣町)に事務所を有する会社の取締役を務めていたところ、原発事故により同事務所が県外に移転したことに伴い、自身も単身赴任したことを考慮し、平成29年3月分までの生活費増加費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)イ		

2 基本情報

申立日	H29.4.3	全部和解成立日	H29.12.13
事故時住所	川俣町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	追加的費用	2,850,602	H23.6~H29.3	※1
全部和解	就労不能損害	追加的費用	100,000	H23.6~H29.3	※1
全部和解	就労不能損害	追加的費用	700,000	H23.6~H29.3	※1
小計			3,650,602		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,650,602
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、自主的避難等対象区域(川俣町)所在の自宅で妻子とともに居住し、避難指示解除準備区域(川俣町)所在の会社の取締役として勤務していたが、原発事故の発生に伴い、会社が県外に移転したため、申立人も県外での単身赴任を余儀なくされたとして、①家財道具購入費用〔領収証〕、②帰省に必要な交通費〔クレジットカードの利用明細書〕、③二重生活に伴う生活増加費用〔給与明細書、NHK放送受信料領収証〕の賠償を求めた。東京電力は中間指針第一次追補第2を踏まえ、賠償金は支払済みであると主張して争った。パネルは、上記①、②及び③の費用について、会社が避難指示解除準備区域内に設定され県外に移転したことにより生じたものであり、原発事故と損害との間に相当因果関係があるとして、会社が移転した平成23年6月から申立人の請求があった平成29年3月までの期間についてこれらの損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき

損害としているところ、申立人は取締役であるが中間指針第3の8の趣旨を踏まえた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1344		
事案の概要	水揚業者から水産・海産物等を買付け、関東地方の市場にて仲卸業者等に販売する卸売業を営む申立会社の営業損害(逸失利益)について、売上高が原発事故前の水準に回復していないこと、申立会社においては一定程度買付商品の産地を選択することが可能であること等を考慮して、福島県産の商品のみについて風評被害が続いていることを認め、平成28年4月分から平成29年3月分まで、原発事故の影響割合を1割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H29.8.9	全部和解成立日	H29.12.14
事故時住所	東京都		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		609,010	H28.4~H29.3	※1
小計			609,010		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	609,010
	弁護士費用	18,270
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、東京都において、水揚業者から水産及び海産物等を買付け、関東地方の市場にて仲卸業者等に販売する水産卸売業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により福島県、茨城県、千葉県及び宮城県産の商品の売上げが減少したとして、平成28年4月から平成29年3月までの逸失利益の賠償を求めた〔損害額計算書、産地別品目別取扱金額、消費者庁調査結果〕。東京電力は、申立人には一定程度産地を自由に選択することが可能になってきていること等から、請求期間においても原発事故による風評被害が継続していると考え難いこと等を主張して争った。パネルは、消費者庁の調査によると、請求期間においても福島県産品を忌避する消費者がいまだに一定数存在すること、他方で、申立人においては一定程度買付商品の産地を選択することが可能であること等を考慮して、福島県産の商品のみについて風評被害が継続していることを認めた上で、福島県産商品の売上減少分のうち、平成28年4月分から平成29年3月分まで、原発事故の影響割合を1割とする和解案を提示した。

中間指針第7の2 I④及び同①ivは、農林水産物・食品の流通業（農林水産物の加工品の流通

業を含む。)において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、福島県において産出された水産物を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係るものを、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1345		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)で福島県産農産物を原料とした食品の製造加工業を営む申立会社の風評被害に基づく営業損害について、平成28年9月分から平成29年2月分までの逸失利益(原発事故の影響割合5割)及び追加的費用(サンプル商品配布費用(同5割)、井戸水検査費用(同10割))が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H29.5.24	全部和解成立日	H29.12.18
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		8,014,794	H28.8～H29.2	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	1,056,524	H28.8～H29.2	※1
全部和解	風評被害・検査費用(物)		62,208	H28.8～H29.2	※2
小計			9,133,526		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,133,526
	弁護士費用	274,006
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第7の2

申立人は、原発事故時、福島市において、福島県産大豆等を原材料とする加工販売業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により売上げが減少したとして〔原発事故前後の決算報告書〕、逸失利益の賠償を求め、また、利用者拡大のため、共同購入利用組合員向けに無料配布したサンプルに要した費用(追加的費用)の賠償を求めた。東京電力は、逸失利益については、申立人の売上減少の主な要因は、他店との価格競争の激化であって、申立人の売上減少と原発事故との相当因果関係はないと主張して争い、サンプル費用についても、サンプル配布は申立人の判断によるものであり、原発事故との相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、逸失利益については、申立人の売上減少には風評被害が一定程度寄与していることを認め、平成28年8月から平成29年2月までの期間について、原発事故の影響割合を5割と認定して損害を算定し、追加的費用についても、平成28年8月から平成29年2月までの期間について、原発事故の影響割合を5割として損害を算定し、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ③ i は、農林水産物の加工業及び食品製造業において、福島県に所在する拠点で製造・販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実には生じた買い控え等による損害については、原則として賠償すべき損害と認め、また、中間指針第7の1 IV ①は、消費者又は取引先により商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の1

申立人は、原発事故後、毎月1回程度、食品の製造加工に用いる井戸水の放射性物質の検査の実施をしており、同検査費用の賠償を求めた。東京電力は、福島県や福島市による放射線測定の結果は随時公表され、数値にも問題がなく、申立人が井戸水についての検査を継続する必要性が認められず、申立人の検査と原発事故には相当因果関係がないとして争った。パネルは、申立人の検査と原発事故との相当因果関係を認め、請求額全額の賠償を認めた。

中間指針第7の1 IV ③は、取引先の要求等によって実施を余儀なくされた検査に関する検査費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1346		
事案の概要	自主的避難等対象区域(伊達市)に居住し、原発事故直後に県外に避難した申立人(大人)について、平成23年9月10日分までの避難費用、生活費増加費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	

2 基本情報

申立日	H29.4.12	全部和解成立日	H29.12.19
事故時住所	伊達市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	9,350	H23.3～H23.9	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	250,680	H23.3～H23.9	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	25,000	H23.3～H23.9	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	30,000	H23.3～H23.9	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.9	※1

小計 355,030

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	355,030
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	80,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)
 申立人は、原発事故当時、自主的避難等対象区域(伊達市)において単身で生活していたところ、原発事故直後に県外へ避難した際に支出した避難費用及び生活費増加費用等の賠償を求めた。東京電力は、自主的避難等対象区域内の大人について避難の合理性が認められるのは原発事故発生当初の時期(平成23年4月22日頃)までであり、それ以降の時期における避難には合理性がないと主張して争った。パネルは、東京電力の主張を排斥し、平成23年9月10日までの期間について避難継続の合理性を認め、その時点までの避難費用及び生活費増加費用等を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認

められるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1347		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)から避難をした申立人について、持病のため車の運転ができないため、避難により家族と別離状態となった結果、通勤・通院にタクシーの利用を余儀なくされたこと等を考慮して、平成28年12月分から平成29年6月分までの交通費増加分等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H29.5.22	全部和解成立日	H29.12.20
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	518,400	H28.12~H29.6	※1
全部和解	精神的損害	増額分	180,000	H28.12~H29.5	※2
小計			698,400		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	698,400
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

帰還困難区域(大熊町)から避難をした申立人が、腎機能障害等の持病のため車の運転ができず、事故前は家族が自家用車で送迎を行っていたが、その家族との別離により、通勤及び通院にタクシーの利用を余儀なくされたことから、交通費増加分の賠償を請求した。東京電力は、タクシー利用に関する客観的資料の提出及び請求期間内における事情変更の有無について確認を求めるとともに、事故前も送迎ガソリン代のうち一定部分は自己負担しており全額を賠償するのは合理的ではないと主張して争った。パネルは、通勤及び通院に要したタクシー代総額〔領収証〕から、請求期間について勤務先から支給された通勤手当相当分及び自家用車送迎ガソリン代相当分を控除した残額を損害と認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用を賠償すべき損害と認めており、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

帰還困難区域(大熊町)から避難をした申立人について、重度の持病を患い、かつ身体障害を抱えての避難生活等の過酷な事情が認められたことから、申立人の請求した期間について月額3万円の精神的損害増額分の賠償を認める和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1348		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)で国際結婚仲介業を営む申立会社の営業損害(逸失利益)について、東京電力の直接請求手続において基礎とされた貢献利益率を修正し、平成23年3月分から平成25年3月分までの差額分が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H29.3.13	全部和解成立日	H29.12.25
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		2,172,188	H24.4～H25.3	※1
小計			2,172,188		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,172,188
	弁護士費用	65,166
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、自主的避難等対象区域(福島市)で国際結婚仲介業を営んでいたところ、原発事故の風評被害による外国人の来日控えに伴い、国際結婚の成立が困難な状態となり、売上げが減少したため、一旦は東京電力の直接請求手続により営業損害(逸失利益)の賠償を受けたが、それでは不十分であるとして追加賠償を求めた〔決算報告書〕。東京電力は、直接請求手続で支払った賠償金を超える損害は認められないと主張して争った。パネルは、直接請求手続において平成24年4月から平成25年3月までの期間に係る営業損害(逸失利益)を算定する際に用いられた貢献利益率(平成23年3月から平成24年3月までの貢献利益率より低く算定されていた。)について平成24年3月以前と同じ率に修正すべきと判断し、修正後の貢献利益率を用いて算出した損害額と既に受領済みの賠償金との差額分をもって賠償額とする和解案を提示した(なお、本件の和解契約書上の対象期間は平成24年4月から平成25年3月までであるが、平成23年3月から平成24年3月までの分についても実質的に審理された。)

中間指針第7の4 I ①は、サービス業において、福島県に所在する拠点で提供するサービスに関し、当該拠点において原発事故以降に現実生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示され

たものである。

1 事案の概要

公表番号	1349		
事案の概要	宮城県において同県内の水揚げ業者や水産物加工業者を取引先として運送業を営む申立会社の営業損害について、申立会社の売上減少が風評被害の継続による取引先の売上減少によるものであるとして、原発事故による影響割合を、平成27年4月分から平成28年3月分まで2割、同年4月分から平成29年3月分まで1割として逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H29.6.26	全部和解成立日	H30.1.5
事故時住所	宮城県女川町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,933,060	H27.4～H29.3	※1

小計 1,933,060

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,933,060
	弁護士費用	57,992
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、宮城県女川町において、同県内の水揚げ業者や加工業者を取引先として運送業を営んでいたところ、原発事故後、風評被害により取引先の水産物の取扱量が減少したことにより、申立人の売上げも減少したとして〔原発事故前後の決算報告書〕、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人の売上減少は、震災の影響による漁港・漁場の復旧の遅れ等、原発事故とは別の要因によるものであるとして、原発事故との相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、申立人の売上減少には風評被害が一定程度寄与していることを認め、平成27年4月から平成28年3月までは原発事故の影響割合を2割、同年4月から平成29年3月までは影響割合を1割と認定して損害を算定し、和解案を提示した。

中間指針第8Ⅲ①は、第一次被害が生じたために間接被害者において生じた減収分(営業損害)については賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1350		
事案の概要	避難指示解除準備区域(檜葉町)から避難したが、同町内の就労先閉鎖に伴い退職を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、申立人が身体障害を有していること、原発事故前の就業に至る経緯や就業状況等を考慮して、従前の就労先に再就職できた前月である平成29年5月分まで、原発事故の影響割合を9割として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H28.12.20	全部和解成立日	H30.1.11
事故時住所	檜葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,880,000	H23.3～H28.9	※1
全部和解	就労不能損害	減収分	2,305,800	H28.3～H29.5	※2

小計 5,185,800

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,185,800
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,340,000

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、身体障害等級2級〔身体障害者手帳〕で片手足が不自由であり、てんかん等の持病〔医療機関の診断書〕もあるところ、これによる生活上の支障によって、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいことから、平成23年3月から平成28年9月まで、月額3万円から6万円の増額を認めた。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、身体の障害があるという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の8

申立人は、避難指示解除準備区域(檜葉町)から避難したが、同町内の就労先閉鎖に伴い退職を余儀なくされたところ、申立人が身体障害等級2級〔身体障害者手帳〕で片手足が不自由であり、てんかん等の持病〔医療機関の診断書〕もあることから、労働能力に大きな影響があり、再就職が困難であるため、原発事故により引き続き減収が生じているとして、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、障害者を対象とした求人情報が相当数存在していることから、申立人が

再就職しないことと原発事故との間に相当因果関係は認められないとして、インターネットの情報等を証拠提出して争った。パネルは、東京電力提出の求人情報の内容を見てもいずれも申立人が現実に就労することは困難であると考えられること、申立人が中学校卒業後30年以上にわたり継続して雇用先の板金工場において就労しており板金以外の技術を有していないこと、その板金作業でさえ他人の補助を必要とする状況であること、そもそも申立人が同事業所に就職できたのも親族の伝手があったからであること、申立人が同事業所に対し何度も再開を願い出ており、結果として平成29年6月1日に同事業所が再開するとともに直ちに同事業所に再就職していること等の本件にあらわれた一切の事実を総合的に考慮して、平成28年3月1日から同事業所が再開した平成29年6月1日の前日まで、原発事故の影響割合を9割として就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1351		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)の音楽教室において講師をしていたが、同教室の閉鎖に伴い退職を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、就労に至る経緯や就労内容等を考慮し、平成27年8月分から平成29年2月分までの減収に係る損害(原発事故の影響割合を、平成28年2月分までは10割、同年3月以降は5割とする。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H28.12.19	全部和解成立日	H30.1.12
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,885,960	H27.8～H29.2	※1
小計			1,885,960		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,885,960
	弁護士費用	56,579
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、浪江町所在の幼稚園に併設された音楽教室においてピアノ講師(正社員)として稼働していたところ、原発事故による同教室の閉鎖により退職を余儀なくされ、避難先において就労しているものの減収が生じているとして、平成27年8月(直接請求及び前回の申立ての対象期間後)より以降の就労不能損害(減収分)の賠償を求めた。東京電力は、同月以降も雇用継続の蓋然性が高いとまではいえないこと及び事故後4年半が経過していること、ピアノ講師としての仕事を探すことは不自然ではないものの他業種も含めた就職活動を行い収入を得た方が損害がなくなることとの均衡からすると減収の継続は自主的判断に基づいて就職先を限定していることにも起因すること等から、相当因果関係が認められないとして、これを争った。パネルは、①同月以降も雇用継続の蓋然性は認められること、②事故前の勤務先は、申立人の人的関係を基礎に採用された固定給の正社員というピアノ講師としては稀な恵まれた勤務条件であったこと、③避難先においてピアノ講師の仕事はあるが歩合制の業務委託契約によるものであり、事故前と同等の就労条件は見つからないこと、④ピアノという専門技能の持ち主であり、事故前までピアノの仕事をしていることから、これを活かすことが最も減収防止につながるものであること、⑤最大手及び知人経営の音楽教室2か所に登録し稼働日を増やすよう要請するなど、就労のための努力を果たしていると認められること、⑥もっとも時間の経過とともに求められる就労の

努力の度合いは強くなり、他の仕事も含めて探すことが求められることも否定できないこと等を総合的に勘案し、事故前と事故後の収入との差額について、原発事故の影響割合を、平成28年2月分までは10割、同年3月以降は5割として算定した損害額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1352		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から避難した申立人らについて、避難費用等のほか、身体障害のある申立人子に係る保育サービスの利用頻度が避難前よりも増加した事情等を考慮し、平成23年5月分から平成27年3月分までの申立人子の保育費用の一部が生活費増加費用として賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)オ	第10の2(3)ク	第11の1(2)イ

2 基本情報

申立日	H29.7.13	全部和解成立日	H30.1.24
事故時住所	福島市		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
小計			200,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
小計			200,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
小計			200,000		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	147,200	H23.3～H28.4	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	74,000	H23.3～H28.4	※2
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	120,000	H23.3～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	住居費	1,317,600	H23.3～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	315,000	H23.3～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	100,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	教育費	1,304,712	H23.3～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	その他	360,000	H23.3～H27.3	※2
全部和解	避難雑費		2,214,000	H24.1～H27.3	※2
全部和解	除染費用等	線量計購入費	15,094	H23.11	※3

小計 5,967,606

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,647,606
	弁護士費用	199,428
	手続内で処理された既払金合計額	1,960,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分40万円(18歳以下の子供)及び8万円(大人)(本和解外で東京電力により支払済み。)のうち、それぞれ20万円及び4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、福島市から自主的避難を実行したことに係る避難交通費及び帰宅交通費、面会交通費、住居費、引越し関連費用、二重生活増加費用、家財道具購入費用、避難雑費、保育費用〔領収証〕及び線量計購入費用〔領収証〕の賠償を求めた。東京電力は、中間指針等に定められた基準に基づく支払金額を超えて支払すべき事情は見受けられないこと、保育費用の増加は原発事故との相当因果関係が認められないこと等を争った。パネルは、平成23年3月から平成27年3月までの期間の避難費用等、平成28年4月に帰宅した際の帰宅費用に加え、平成23年5月から平成27年3月までの期間について保育費用の一部の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたも

のである。

※3 中間指針第二次追補第4

除染、被ばく回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1353		
事案の概要	宮城県内でゴルフ場を経営する申立会社について、原発事故によりイノシシが増加したことから追加的費用(対策費用)の支出を余儀なくされたとして、原発事故の影響割合を7割として賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H29.3.2	全部和解成立日	H30.1.30
事故時住所	宮城県白石市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	1,387,701	H25.4～H27.10	※1
小計			1,387,701		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,387,701
	弁護士費用	41,631
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8、中間指針第1の4

申立人は、宮城県内でゴルフ場を経営していたところ、原発事故後、宮城県内の野生イノシシから基準値を超える放射性物質が検出されたことから、宮城県において野生イノシシの出荷制限指示がされ〔出荷制限指示後の管理の考え方と題する資料〕、そのため申立人のゴルフ場周辺地域における野生イノシシの捕獲数が減少したことにより生息数が増加し、多数の野生イノシシが申立人のゴルフ場に侵入し芝を掘り返すなどした〔写真〕ため、電気柵の設置などの野生イノシシ対策工事(平成25年4月から平成27年10月までの間に実施されたもの)を余儀なくされたとして支出した費用〔領収書〕の賠償を求めた。東京電力は、原発事故前から狩猟者の高齢化等により野生イノシシによる被害が増加傾向にあったこと、宮城県における原発事故後の野生イノシシの捕獲数が増加していること〔宮城県イノシシ管理計画と題する資料〕から、申立人のゴルフ場周辺において原発事故後に野生イノシシが増加したことは客観的に明らかでなく、仮に増加していたとしても原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、申立人の主張の一部を認め、原発事故の影響割合を7割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第8は、出荷制限指示の対象となる第一次被害を受けた者と一定の経済的関係にあ

った第三者が事業への支障を避けるために生じた追加的費用について、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第1の4は、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとしているところ、これらの趣旨を踏まえ和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第7の4）

申立人は、原発事故に起因する風評被害の影響により売上げが減少したとして、平成23年3月から同年12月までの逸失利益の賠償を求めたところ、東京電力は、原発事故直後の同年4月における申立人ゴルフ場のプレイ売上高が前年と同水準に達していること等を理由に、原発事故と相当因果関係のある風評被害があつたということとはできないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1354		
事案の概要	千葉県で主に韓国のホテルを取引先として国産干し鮑の販売業を営む申立会社の営業損害について、韓国からの輸入禁止措置や申立会社の顧客開拓のための努力等の事情を考慮して、平成23年3月分から平成28年9月分まで(原発事故による影響割合は、当初の9割5分から1割まで漸減)の逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ウ	第5の5(2)イ	

2 基本情報

申立日	H29.5.15	全部和解成立日	H30.1.30
事故時住所	千葉県野田市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		3,407,323	H23.3~H28.9	※1

小計 3,407,323

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,407,323
	弁護士費用	102,219
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、同第7の5、中間指針第三次追補第2

申立人は、千葉県で主に韓国のホテルを取引先として国産干し鮑の販売業を営んでいたところ、申立人の取り扱う干し鮑は三陸・房総が原産で、岩手県で加工したものであることから、原発事故による風評被害により減収が生じたとして〔決算報告書、販売台帳、補助元帳〕、平成23年3月から平成28年9月までの営業損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人の仕入先が震災被害で事業再開不能になったことが減収の主な要因であるため原発事故との間に相当因果関係はないなどと主張して争った。パネルは、申立人が震災被害前の在庫商品についてまで値引き販売を余儀なくされていることから申立人の減収と原発事故との相当因果関係を認めた上で、韓国からの輸入禁止措置や申立人の顧客開拓のための努力等の事情を考慮して、原発事故による影響割合を、平成23年3月分から同年9月分まで9割5分、同年10月分から平成24年9月分まで8割、同年10月分から平成25年9月分まで6割5分、同年10月分から平成26年9月分まで5割、同年10月分から平成27年9月分まで3割、同年10月分から平成28年9月分まで1割と漸減させて算定した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I④は、農林水産物・食品の流通業（農林水産物の加工品の流通業を含む。以下同じ。）において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、福島県、茨

城県及び千葉県において産出された水産物並びにこれらを主な原材料とする加工品を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係るものは、原則として賠償すべき損害と認めており、中間指針第三次追補第2 I ③は、農林水産物・食品の流通業において、中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、青森県、岩手県及び宮城県において産出された水産物並びにこれらを主な原材料とする加工品を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係るものは、原則として賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第7の5 IIは、原発事故以降に輸出先国の輸入拒否がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたものに限り、当該輸入拒否によって現実に生じた減収分について原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これらに従った、又は準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1355		
事案の概要	身体障害がある夫の被相続人D(平成28年死亡)とともに旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人Aについて、自宅に帰還しても被相続人Dが十分な介護を受けることが困難な状況にあったこと等の事情を考慮し、平成24年9月以降の避難継続の合理性を認め、申立人A及び申立人Aと被相続人Dの子らである申立人B及びC(追加申立て)に対し、平成26年3月分までの申立人A及び被相続人Dの日常生活阻害慰謝料が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)	

2 基本情報

申立日	H29.7.6	全部和解成立日	H30.1.30
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9~H26.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	H23.3	※2
小計			2,000,000		

申立人A、B、C共通(被相続人Dの損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9~H26.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	3,700,000	H23.3~H26.3	※3
小計			5,600,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,600,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	370,000

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人Aとその夫である被相続人Dは南相馬市原町区の自宅から県外に避難したが、被相続人Dが寝たきりであり、避難先で長期入所できる介護施設に入所したため、申立人A及び被相続人Dについて平成24年9月以降も避難を継続する必要があったとして同月以降の精神的損害の請求をした。申立人B及びC(追加申立て)は申立人Aと被相続人Dの子らであり、平成28年に死亡した被相続人Dの相続人として申立人に加わった。東京電力は、平成24年9月以降避難の継続を余儀なくされる特段の事情がないと主張して争った。パネルは、被相続人Dが身体障

害による寝たきりの状態で〔身体障害者手帳交付台帳〕、避難先で施設に入所したことから避難後一定の期間は自宅への帰還が困難であったこと〔電話聴取事項報告書〕を考慮し、申立人A及び被相続人Dについて平成26年3月まで避難継続を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、避難中に寝たきりの被相続人Dの介護をしたことから、避難による精神的苦痛が大きかったとして慰謝料の増額を請求した。東京電力は、これまでに精神的損害の増額分として、申立人Aに対して平成23年3月について1万円を支払済みであり、それを超える損害はないと主張して争った。パネルは、平成23年3月中は申立人Aが自ら夫を介護したこと〔身体障害者手帳交付台帳、電話聴取事項報告書〕を考慮し、平成23年3月の1か月について10割の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護者を介護したという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A、B及びCは、被相続人Dについて、身体障害による寝たきりの状態であり、避難による精神的苦痛が大きかったとして、慰謝料の増額を請求した。東京電力は、これまでに精神的損害の増額分として、被相続人Dに対して平成23年3月から平成24年8月まで月2万円を支払済みであり、それを超える損害はないと主張して争った。パネルは、被相続人Dが寝たきりの状態であること〔身体障害者手帳交付台帳、電話聴取事項報告書〕を考慮し、平成23年3月から平成26年3月まで、10割の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができ、また、目安とされた月額とは別に一時金として適切な金額を賠償額に加算することを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1356		
事案の概要	居住制限区域(富岡町)の自宅に居住していたが、原発事故後、特別養護老人ホームへの入居を余儀なくされた申立人夫(平成29年に死亡)について、住居確保損害として、同ホームの入居等費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(オ)		

2 基本情報

申立日	H29.4.12	全部和解成立日	H30.2.8
事故時住所	富岡町		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人B、C、D共通(被相続人申立人Aの損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	2,717,780	H24.6～H29.7	※1
全部和解	財物損害	墓	3,751,632		※2

小計 6,469,412

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	360,000	H28.5～H29.4	※3

小計 360,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,829,412
	弁護士費用	204,882
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第四次追補第2の2

申立人A及びBは夫婦で富岡町に居住していたが、申立人Aは原発事故前から左半身不随で要介護4の認定を受けており〔介護保険被保険者証〕、原発事故後特別養護老人ホームに入居したことから、当初、避難費用としてホーム入居費用の支払を求めたが〔利用料領収証〕、東京電力のホームページに記載の「住居確保に係る費用の賠償について」のうち、「Q4 事故発生日時点は持ち家に住んでいたが、避難後の移住先は借家や老人ホームとする場合、今回の賠償の対象となるのか。」に対する回答である「A4 事故発生日時点に対象区域内の持ち家にお住まいであった方については避難後の移住先が持ち家であるか借家であるか等にかかわらず、住居確保に係る費用のうち、宅地・建物・借地権の賠償金額を超過した部分について、賠償上限金額の範囲内で賠償されます。」との部分を指摘した上で、住居確保に係る費用としての請求を

追加した（なお、申立人Aは、富岡町に宅地・建物を所有しており、これについては直接請求手続において賠償済みである。）。東京電力は、避難費用としてのホーム入居費用の請求については否認したが、住居確保に係る費用としての請求については支払を認めた。パネルは、申立人B、C及びDに対し（申立後の申立人Aの死亡により相続人である申立人C及びDが追加申立てをしている。）、東京電力が認めた金額での和解案を提示した。

中間指針第四次追補第2の2Ⅱは、避難指示区域内の従前の住居が持ち家であった者で、移住等を行うことが合理的であると認められる者が、移住等のために負担した費用は賠償すべき損害であると定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人Aは富岡町に所在する墓を所有していたが〔改葬許可証及び写真〕、原発事故により申立人Bの避難先近くに墓の移転を余儀なくされたため、墓地解体費用〔領収証〕、墓石工事代金〔領収証〕、墓地使用料〔取引結果〕の賠償が認められたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額等について）

申立人Bは、心臓機能障害により原発事故前から身体障害等級1級の認定を受けており〔身体障害者手帳〕、平成24年11月に要介護認定を受けているところ、記憶力障害及び見当識障害の症状が現れ始めた平成28年5月からの増額分の賠償を認めたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の5）

申立人Aは、老人ホーム入居後に発症した臀部の褥瘡に関する入院・手術費用の賠償を求めたところ、東京電力は原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人Bは、避難先である長男宅のバリアフリー化工事のために長男が支出した費用の賠償を求めたところ、東京電力は、原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1357		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難し、平成27年4月に帰還した後も平成28年2月末まで就労していなかった申立人の就労不能損害について、帰還直後は就職活動が困難であったこと等を考慮し、平成27年3月分から平成28年2月分まで、原発事故の影響割合を6割として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)	第1の10(2)ウ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H29.6.27	全部和解成立日	H30.2.20
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	30,240		※1
全部和解	就労不能損害	減収分	2,260,400	H27.3~H28.2	※2
全部和解	精神的損害	その他	100,000		※3
小計			2,390,640		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,390,640
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

中間指針第3の10 Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認めているところ、申立人の自宅の畳張替費用が賠償されたものである。

※2 中間指針第3の8

申立人は、原発事故により勤務先を退職し、避難先から帰還して仕事を始める平成28年3月までの間、就労することができなかつたとして、平成27年3月から平成28年2月までの就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、事故後の経過期間、申立人の就職活動状況及び求人状況等から、申立人はもっと早く仕事に就くことが可能であったと考えられるとして、申立人の請求を否認した。パネルは、避難者は、避難先から帰還する際、避難先での仕事を失うことが多いことに加え、申立人の避難先での就職活動状況等具体的事情を踏まえ、事故による減収への影響はあるとして、申立人の請求額を6割認める金額を和解案として提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等によりその就

労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6及び総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、日常生活阻害慰謝料以外の原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛の発生が認定できる場合には別途賠償の対象とすることを認めているところ、避難先借上げ住宅から小学校までの遠距離の送迎を日々行ったことへの精神的損害（一時金）として、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人は、原発事故により避難を余儀なくされたとして、避難に伴う生活費の増加費用の賠償を求めたところ、東京電力は、避難費用として既に十分な賠償をしているとして、申立人の請求を否認した。パネルは、既にされた賠償状況等を踏まえて、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1358		
事案の概要	申立人が第三者に賃貸していた帰還困難区域(富岡町)に所在する土地(宅地)の財物損害について、賃貸借契約の期間や内容等を考慮して、借地権割合を2割とすべきとする東京電力の主張を一部排斥してこれを1割と評価し、固定資産税評価額に、東京電力が直接請求手続において用いている土地係数を乗じた金額から、上記借地権相当額を控除した金額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H29.2.9	全部和解成立日	H30.2.26
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	5,990,393		※1
小計			5,990,393		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,990,393
	弁護士費用	179,712
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、第三者に賃貸していた帰還困難区域(富岡町)内に所在する3筆の土地(宅地)〔不動産登記情報、公図、賃貸借契約書〕について、原発事故に起因する管理不能によって財物価値が失われたとして、各土地の時価を1坪当たり10万円と主張し、その損害の賠償を求めた。東京電力は、いずれの土地についても財物価値の全損を前提に、各土地の固定資産税評価額に一定の係数(1.43)を乗じた金額を当該土地全体の時価とした上、不動産鑑定士への意見照会や国税庁の財産評価における借地権割合を参考として、各土地の借地権割合が2割(各土地の賠償額は、土地全体の価額の8割)である旨を主張して賠償額を争った。パネルは、固定資産税評価額に1.43を乗じた金額を各土地の時価と算定することとした上、賃貸借契約書から賃貸借契約の存在を認めつつ、その契約内容及び地理的条件等から、当該賃貸借契約によって考慮されるべき借地権割合は1割(各土地の賠償額は、土地全体の価額の9割)であると認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、財物の管理が不能となったため、当該財物の価値の全部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1359		
事案の概要	県南地域(白河市)に居住していた申立人ら(父、母、長女、長男(平成26年出生))について、平成23年4月頃に申立人母・長女のみが避難した後、平成24年3月頃、更に申立人らで避難したことに関し、自宅付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上あること等を考慮し、平成24年9月分までの避難費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(1)	第10の2(3)オ	第10の2(3)キ
	第11の1(2)イ		

2 基本情報

申立日	H29.3.17	全部和解成立日	H30.2.26
事故時住所	白河市		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	731,244	H24.3～H24.9	※2
小計			731,244		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
小計			200,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	76,276	H23.4～H24.3	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	168,000	H24.3	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	262,685	H23.4～H24.2	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	195,000	H23.7～H24.2	※1
全部和解	除染費用等	線量計購入費	36,720	H23.3～H23.12	※3
全部和解	避難雑費		180,000	H24.1～H24.2、H24.3～H24.9	※1
小計			1,068,681		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,999,925
	弁護士費用	59,998
	手続内で処理された既払金合計額	200,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

自主的避難等対象区域外（白河市）に居住する申立人らは、自主的避難の実行により生じた交通費、引越関連費用〔避難経路を記載したメモ、搭乗券〕、面会交通費〔面会交通をした年月日を記載したメモ〕、家財道具購入費用〔写真〕、二重生活に伴う生活費増加分〔水道光熱費の領収書〕、避難雑費の賠償を求めた。東京電力は、中間指針追補を踏まえ一定額の賠償金を支払済みであること及び白河市を自主的避難等対象区域と同等に考えることは適切でないこと等を主張して争った。パネルは、申立人らの事故時住所付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上存在すること等から避難の合理性を認めた上で、交通費、引越関連費用、面会交通費、家財道具購入費用、二重生活に伴う生活費増加分及び避難雑費のうち原発事故との相当因果関係のある損害について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認めており、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人Aは、申立人ら全員で避難する際に退職し避難先で再就職をしたが、給与が減収したとして2年間の減収相当額に当たる200万円の賠償を求めた〔課税証明書〕。東京電力は、勤務先を退職し家族とともに転居したことは事故により余儀なくされたものではなく自己の判断によるものとしてこれを争った。パネルは、申立人らの事故時住所付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上存在すること等から避難の合理性を認めた上で、避難前の平均月収と避難後の平均月収の差額に6か月を乗じた額が事故との相当因果関係のある損害に当たるとして和解案を提示した。

これも中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）及び中間指針第二次追補第3に従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第二次追補第4

除染、被ばく回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用の賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	1360		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していたが、平成23年7月に心筋梗塞を発症し、後遺症が残った申立人について、原発事故による避難生活と心筋梗塞の発症との間に因果関係を認め、後遺症慰謝料及び平成29年2月分までの通院慰謝料が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H29.9.12	全部和解成立日	H30.2.26
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	834,000		※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	16,800	H28.11~H29.2	※2
小計			850,800		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	850,800
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人は、避難生活により心筋梗塞を発症し、息切れ、動悸、疲れやすい等の後遺症が残ったとして〔診断書〕、後遺症慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、避難生活はわずか16日であり、原発事故との因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、原発事故前から申立人には胸のつかえ等の症状があり、平成23年4月に心臓の検査を行う予定であったところ、原発事故の影響により検査が行われないまま同3年7月に心筋梗塞を発症している点を考慮した上で、原発事故と後遺症の間に相当因果関係を認め、その影響割合を6割程度と判断し、後遺障害別等級13級の慰謝料額を参考に、その6割に相当する金額の後遺症慰謝料を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化(精神的障害を含む。)し、疾病にかかったことにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

中間指針第3の5 Iに基づく通院慰謝料の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1361		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)から避難し、平成28年3月頃に新居を取得した申立人らについて、新居取得後一定期間については生活も安定しないことや、申立人らに帰還の意思が存在すること等を考慮し、同年12月分まで、生活費増加費用、一時立入費用、日常生活障害慰謝料(増額分)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)	第1の4(2)ア(ウ)	第1の5(2)
	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(イ)	

2 基本情報

申立日	H29.1.26	全部和解成立日	H30.2.28
事故時住所	双葉町		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,000,000	H27.5~H28.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	600,000	H27.5~H28.12	※1
小計			2,600,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,000,000	H27.5~H28.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	600,000	H27.5~H28.12	※1
小計			2,600,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	一時立入費用	交通費	228,076	H27.5~H28.12	※2
全部和解	避難費用	食費増加費用	66,666	H27.5~H28.12	※3
全部和解	避難費用	宿泊費等	200,000	H27.5~H28.12	※4
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	57,000	H27.5~H28.12	※2
全部和解	避難費用	その他	47,055	H28.6~H28.11	※3
全部和解	避難費用	その他	30,492	H26.9~H28.4	※3
小計			629,289		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,829,289
	弁護士費用	174,879
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、帰還困難区域（双葉町）から避難したが、申立人Bは高齢で要介護状態であり〔介護保険被保険者証〕、申立人Aは申立人Bの介護者であったため、避難が過酷であったとして、日常生活阻害慰謝料（月額10万円の基本部分及び増額分。）を請求した。東京電力は、申立人らの増額事由については特段争わなかったが、申立人らが平成28年3月頃に新居を取得したことから、その時点で避難は終了したと評価でき、直接請求基準相当の支払が相当であると主張して争った。パネルは、新居取得後一定期間については生活も安定しないこと及び申立人らに帰還の意思が存在すること等を考慮し、新居取得以降を含む平成28年12月分までについて、申立人らそれぞれについて、慰謝料月額10万円に加え月額3割の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあるなどの事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の3

申立人らは、帰還困難区域（双葉町）から避難し、自治体実施の一時立入りに当たり、交通費〔立入り者名簿〕及び友人宅に宿泊させてもらったことについての謝礼を支払った〔領収書〕として、一時立入費用を請求した。東京電力は、申立人らが平成28年3月頃に新居を取得したため避難終了であり、新居の取得以降については特段の事情がない限り賠償の対象とはならないと主張して争った。パネルは、新居取得後一定期間については生活も安定しないことや、申立人らに帰還の意思が存在すること等を考慮し、新居取得以降に支出された分を含む平成28年12月分までについての交通費及び謝礼を一時立入費用として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の3は、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費等（前泊及び後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人らは、帰還困難区域（双葉町）から避難し、米及び野菜の購入費並びに平成28年6月から同年11月までの菩提寺の役員会〔役員名簿等〕及び平成26年9月から平成28年4月までの避難元の大字総会への参加に要した費用〔総会資料等〕等、避難による生活費の増加分を請求した。東京電力は、申立人らが平成28年3月頃に新居を取得したため避難終了であり、新居の取得以降については特段の事情がない限り賠償の対象とはならないなどと主張して争った。パネルは、新居取得後一定期間については生活も安定しないことや、申立人らに帰還の意思が存在すること等を考慮し、新居取得以降に支出された分を含む平成28年12月分までについての上記費用を生活費増加分として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生

活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の2

申立人らは、帰還困難区域（双葉町）から避難し、親族（子）宅に滞在して謝礼を支払ったとして〔領収書〕、謝礼分を請求した。東京電力は、申立人らが平成28年3月頃に新居を取得したため避難終了であり、新居の取得以降については特段の事情がない限り賠償の対象とはならないなどと主張して争った。パネルは、新居取得後一定期間については生活も安定しないこと、申立人らに帰還の意思が存在すること及び立証の程度等を考慮し、新居取得以降に支出された分を含む平成28年12月分までについての謝礼の一部を生活費増加分として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ②は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1362		
事案の概要	宮城県内で水産加工業を営む申立会社の風評被害による逸失利益について、平成27年8月分から平成29年7月分まで、原発事故の影響割合を1割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H29.8.14	全部和解成立日	H30.3.2
事故時住所	宮城県石巻市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		4,150,000	H27.8~H29.7	※1
小計			4,150,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,150,000
	弁護士費用	124,500
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第三次追補第2、中間指針第7の1

申立人は、宮城県石巻市において、宮城県・青森県で産出された水産物を加工して国内外へ販売する水産加工業を営んでいたところ、原発事故後、風評被害により売上げが減少したとして〔決算書、月次試算表〕、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人の売上減少の原因が、震災の影響による事業停止期間があること、申立人の取扱商品の一部の漁獲量が減少していることにあること及び申立人の他の取扱商品の販売額や漁獲量が過去最高と報道されるなどしており対象期間において風評被害の発生が認められないこと等を主張して争った。パネルは、原発事故と売上減少との間の相当因果関係を認めた上で、基準年度(平成22年7月期)と対象年度(平成28年7月期及び平成29年7月期)の売上減少額に貢献利益率10.9%、原発事故の影響割合1割を乗じた金額を損害額とする和解案を提示した。

中間指針第三次追補第2 I ②及び同第2 I ① v は、農林水産物の加工業について、青森県及び宮城県で産出された水産物を主たる原材料とするものに係る現実に生じた買い控え等の被害は、中間指針第7の1 III ①の類型として、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1363		
事案の概要	宮城県内の漁協組合等から仕入れた同県産の水産物の加工・販売業を営んでいた申立会社の営業損害について、原発事故直後は、地震及び津波による被害の影響が大きかったことから、平成24年5月分以降について風評被害を認めた上、売上高の減少の原因が風評被害以外にも複数考えられること等の事情を考慮し、平成29年4月分までにつき、原発事故による影響割合を2割5分として逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H29.5.29	全部和解成立日	H30.3.5
事故時住所	宮城県石巻市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		19,591,879	H24.5～H29.4	※1
全部和解	風評被害・検査費用(物)		64,410		※2
小計			19,656,289		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	19,656,289
	弁護士費用	580,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第三次追補第2、中間指針第7の1

申立人は、宮城県石巻市において、宮城県内の漁協組合等から仕入れた同県産の水産物の加工及び販売業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により、売上げが減少したとして〔原発事故前後の確定申告書〕、平成23年10月分から平成29年4月分までの営業損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人の売上減少は、申立人が地震・津波により甚大な被害を受けたこと並びに水産物の養殖施設の被災及び従業員の減少等、原発事故以外に原因があるとして、相当因果関係を否定して争った。パネルは、申立人の売上減少の原因には原発事故による風評被害以外にも複数考えられること等の事情を考慮し、平成24年5月分以降の売上減少については原発事故との相当因果関係を認めた上で、原発事故による影響割合を2割5分とする和解案を提示した。

中間指針第三次追補第2 I ②、中間指針第三次追補第2 ①v及び中間指針第7の1 III ①は、水産物の加工業において、中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、主たる原材料が宮城県において産出された水産物に係る損害について、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第三次追補第2、中間指針第7の1

申立人は、宮城県石巻市において、宮城県内の漁協組合等から仕入れた同県産の水産物の加工及び販売業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により、取引先から放射能検査の要求等を受け、平成24年5月から平成26年5月までの間に放射能検査の実施を余儀なくされたとして〔検査に係る領収書〕、当該検査に係る費用の賠償を求めた。東京電力は、検査を実施しなければならない理由が不明であるとして、原発事故との相当因果関係を否定した。パネルは、申立人の検査費用の発生と原発事故との相当因果関係を肯定し、申立人の請求額どおりの和解案を提示した。

中間指針第三次追補第2 I ②、中間指針第三次追補第2 I ①v及び中間指針第7の1 IV③は、水産物の加工業において、中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、主たる原材料が宮城県において産出された水産物に係る風評被害について、取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用を、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1364		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)から県外に避難した申立人夫婦について、平成23年8月分までの避難費用、生活費増加費用等のほか、平成28年4月から同年6月までに支出した帰還関連費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)キ		

2 基本情報

申立日	H29.9.12	全部和解成立日	H30.3.5
事故時住所	郡山市		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	18,740	H23.3~H23.8	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	78,732	H23.3~H23.8	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H23.3~H23.8	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	帰還関連費用	250,791	H28.4~H28.6	※1
小計			498,263		

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.8	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行		443,859	H23.3~H23.9	※1
小計			483,859		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.8	※1
小計			40,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,022,122
	弁護士費用	30,664
	手続内で処理された既払金合計額	160,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人ら（大人のみ世帯）は、県外への自主的避難の実行に伴う①避難費用、②生活費増加費用、③就労不能損害等の他、④申立人らが平成28年に自主的避難を終了した際の自宅への帰還費用（移動交通費、車両レンタル代、賃貸住宅初期費用）の賠償を求めた。東京電力は、妊婦以外の大人についての中間指針追補に基づく避難費用等の損害賠償の対象期間は、本件事故発生当初の時期（平成23年4月22日頃まで）とすべきであると主張して争った。パネルは、申立人らが原発事故直後から避難を開始して生活を開始したこと等の事情に鑑み、同年8月までの期間につき避難の合理性を認め、同月分までの①避難費用、②生活費増加費用の賠償を認めた他、③就労不能損害については、自主的避難に伴い同年3月に退職してから6か月間の減収分の賠償を認め、④帰還費用についても、自主的避難の開始に合理性が認められる以上、帰還時期にかかわらず同費用の支出は不可避であるとして相当額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1365		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)で自生するまつたけの販売業を営んでいた申立人の営業損害について、当事者双方が、東京電力の平成28年12月26日付プレスリリース「農林業者さまに対する2017年1月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」の枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づき、平成29年1月以降の逸失利益として、平成28年12月以前と同様の損害額の算定方法により、直近の年間逸失利益の3倍相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第3の2(1)エ	

2 基本情報

申立日	H29.11.17	全部和解成立日	H30.3.7
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		2,880,000		※1
小計			2,880,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,880,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、いわき市にて自生するまつたけの販売を行っていたところ、政府によるキノコ類の出荷制限指示等によりまつたけが販売不能となり減収が生じたとして営業損害の賠償を求めた。当事者双方が、平成28年12月26日付け東京電力プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したが、その算定基礎となる直近の逸失利益の算定方法に争いがあった。申立人は、和解済みである平成28年12月以前と同様の逸失利益の算定方法を主張した。東京電力は、証拠が十分ではないこと等を理由に従前の算定方法を見直すよう主張して争った。パネルは、従前の逸失利益の算定方法を変更する相当の理由はないとして、平成29年1月以降の逸失利益について、平成28年12月以前と同様の算定方法による逸失利益の金額を基礎に、同プレスリリースによる基準に基づき年間逸失利益の3倍相当額を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1 I は、農林水産物の出荷制限指示の対象事業者において、事業に支障が生じたため現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、当事者双方が、平成29年1月以降の減収に係る損害について、平成28年12月26日付け東京電力プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく

営業損害の賠償を認める和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1366		
事案の概要	千葉県北部産の無農薬野菜を主たる商品として、会員制の通信販売業を営む申立会社の風評被害による逸失利益について、原発事故により減少した会員数が、いまだ回復していないこと等を考慮して、平成29年3月分から同年8月分まで、原発事故の影響割合を3割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H29.11.7	全部和解成立日	H30.3.12
事故時住所	千葉県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		9,512,008	H29.3～H29.8	※1

小計 9,512,008

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,512,008
	弁護士費用	285,360
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、千葉県で同県北部産の無農薬野菜等の会員制通信販売事業等を営んでいたところ、原発事故の風評被害により会員数が減少して減収が生じたとして〔原発事故前後の決算期比較表及び会員数推移表等〕、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、損害の賠償には応じるとしつつ、原発事故から6年が経過していること等の事情から、損害額の算定について、売上減少額に貢献利益率を乗じた金額に、影響割合として2割を乗じるべきであると主張した。パネルは、申立人が主として無農薬野菜を扱う会員制の通信販売事業者であることからその顧客は相対的に食べ物に対する意識が高く風評被害をより受けやすいと考えて、原発事故と売上減少との間に相当因果関係を認め、影響割合は決算期ごとに見直すこととして前回の申立て(和解対象期間は平成28年9月から平成29年2月まで)の影響割合3割を維持し、売上減少額に貢献利益率を乗じた金額に、影響割合3割を乗じた金額を損害額として和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i 及び同第7の2 I ④は、農林水産物・食品の流通業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、千葉県において産出された農産物を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係るものは、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1367		
事案の概要	神奈川県内で中古自動車の輸出等の港湾運送事業等を営む申立会社が原発事故により支出を余儀なくされた輸出用中古自動車の検査費用及びその付帯作業費用について、平成27年4月分から平成28年7月分までは原発事故の影響割合を5割として、同年8月分から平成29年2月分までは同割合を1割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の5(2)イ		

2 基本情報

申立日	H29.4.18	全部和解成立日	H30.3.26
事故時住所	神奈川県川崎市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・検査費用(物)		12,400,000	H27.4～H29.2	※1

小計 12,400,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	12,400,000
	弁護士費用	372,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の5

申立人は、神奈川県内で中古自動車の輸出等の港湾運送事業等を営んでいたところ、原発事故後、経済産業省からの通知等により輸出用中古自動車の放射線量検査が必要になったとして「[輸出予定の中古自動車の放射線量検査の実施について]と題する文書及び中古自動車等の放射線量率測定に関する覚書」、検査費用及び検査を実施するに当たり発生した人件費相当額の損害〔業務処理委託作業証明書、川崎港港湾料率表及び請求書〕の賠償を求めた。東京電力は、申立人が輸出業務を取り扱った中古自動車の輸出業者からも同様の検査費用の請求があり二重請求の疑いがある、申立人が荷主又は乙仲業者から検査に関連して手数料を受領しており申立人に損害が発生していない、検査を実施するに当たり追加で発生した人件費相当額に関する十分な資料の提出がないなどと主張して争った。パネルは、申立人が支出した金額と輸出業者から受領した金額の差額については二重請求とはならないこと、荷主又は乙仲業者から受領する手数料では検査費用の一部が賄えておらず申立人に一定の損害があること及び検査を実施するに当たり追加作業が発生したことを認めた上で、原発事故から相応の時間が経過していること等を理由に、原発事故の影響割合を平成27年4月分から平成28年7月分までは5割、同年8月分から平成29年2月分までは1割とする和解案を提示した。

中間指針第7の5 Iは、我が国の輸出品並びにその輸送に用いられる船舶及びコンテナ等について、原発事故以降に輸出先国の要求によって現実生じた必要かつ合理的な範囲の検査費用は、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1368		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)で飲食店を営んでいたが、原発事故に伴う売上げの減少等により、平成27年3月に廃業した申立人について、廃業損害(逸失利益の約2年分)のほか、解体工事の必要性等を考慮して廃業に伴う建物設備の解体費用の約8割相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)エ		

2 基本情報

申立日	H29.4.13	全部和解成立日	H30.3.29
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	廃業損害	逸失利益	5,975,393		※1
全部和解	廃業損害	追加的費用	3,400,000		※2
小計			9,375,393		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,375,393
	弁護士費用	281,262
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)で飲食店を営んでいたが、原発事故に伴う売上げの減少等により平成27年3月に廃業を余儀なくされたとして、廃業損害(逸失利益)[確定申告書]の賠償を求めた。東京電力は、平成23年9月の避難指示解除後は店舗運営は十分可能であり、廃業は申立人の経営判断によるものとするのが合理的であると主張して、廃業と原発事故との相当因果関係を争った。パネルは、店舗周辺人口の減少及び店舗運営を手伝っていた二女の原因事故起因のうつ病発症による人手不足により廃業がやむを得なかったものと認め、逸失利益の約2年分を廃業損害とする和解案を提示した。

中間指針第3の7備考8は、廃業した場合は、一定期間の逸失利益等を賠償すべき損害として、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)で飲食店を営んでいたが、原発事故に伴う売上げの減少等により廃業を余儀なくされ、店舗建物を解体して地主への店舗敷地の明渡しを余儀なくされたとして、廃業に伴う追加的費用(解体費用)[建築工事請負契約書、領収書]の

賠償を求めた。東京電力は、解体はその後の地主によるアパート建築に必要なものであったなどと主張して、店舗建物の解体と原発事故との相当因果関係を争った。パネルは、申立人が店舗敷地を使用貸借していることから地主に対して原状回復義務を負うことを認め、その上で解体工事の必要性等を考慮して解体費用の約8割に相当する金額を追加的費用とする和解案を提示した。

中間指針第3の7備考8は、廃業した場合は、廃業に伴う追加的費用等を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1369		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)に居住していた申立人らについて、原発事故による避難の結果、同居していた家族の別離が生じたとして、平成23年4月分から別離状態が解消した平成27年1月分までの日常生活阻害慰謝料(月額3万円の増額分)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H30.5.10	全部和解成立日	H30.8.15
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,380,000	H23.4～H27.1	※1
小計			1,380,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,380,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6 総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは原発事故時、事故時住所で同居していたところ、個人事業主として電気工事業を営んでいた申立人Aは、原発事故により唯一の顧客がいわき市に避難してしまったことから原発事故後の仕事現場に通うことのできるいわき市を避難先とせざるを得ず、申立人Bとの別離を余儀なくされたとして、日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立人らの別離は仕事の都合による単身赴任であること及び申立人らが後に申立人Bの避難先で合流していることから、当初から一緒に避難することは可能であったとして原発事故との因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、仕事現場の変更は唯一の顧客が原発事故によって避難したからであること、申立人Bの避難先から申立人Aの原発事故後の仕事現場までは車で2時間以上かかること及び申立人Aが合流した理由は認知症が悪化した申立人Bの介護のためであり、申立人Aが仕事を自主休業して合流したものであるという事情を考慮して、別離期間について、申立人らの世帯全体に対して3割の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離・二重生活が生じ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大

きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1370		
事案の概要	千葉県内の普通地方公共団体である申立人が管理するゴミの最終処分場について、原発事故により発生した放射性物質を含むゴミ焼却灰を最終処分場に埋め立てるに当たり、土壤汚染対策や飛散防止対策として、土壤層の敷設や覆土等を実施した結果、最終処分場の埋立容量が減少したことに係る損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第9の2(2)		

2 基本情報

申立日	H29.2.16	全部和解成立日	H30.4.2
事故時住所	千葉県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	自治体		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	民間企業と同様の立場で行う事業に関する損害	逸失利益	8,800,000	H23.4～H28.3	※1
小計			8,800,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,800,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第10の2

申立人は、千葉県の地方公共団体であるところ、原発事故による放射性物質汚染のため、最終処分場に土壤層の敷設や覆土が必要になり、埋立て可能容量が減少し、これにより財産的損害が発生したとして、容量減少相当額の賠償を求めた。東京電力は、追加的な支出が発生しておらず、損害が発生していないとし、争った。パネルは、原発事故による放射性物質汚染に起因して最終処分場の容量が減少したことにより財産的な損害が発生したことを認め、単位容量1㎡当たりの単価（最終処分場の設置整備に係る費用を最終処分場の埋立て容量で除した金額）に容量の減少量を乗じた金額から端数を切捨てた金額を和解案として提示した。

中間指針第10の2は、地方公共団体が所有する財物及び地方公共団体が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害については、中間指針で示された事業者等に関する基準に照らし、原発事故と相当因果関係が認められる限り、賠償の対象となるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1371		
事案の概要	喜多方市で食品の製造販売業を営む申立会社の風評被害による逸失利益について、平成27年8月分から平成28年2月分までは原発事故の影響割合を5割、同年3月分から平成29年2月分までは同割合を3割、同年3月分は同割合を2割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H29.6.23	全部和解成立日	H30.4.2
事故時住所	喜多方市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		18,630,620	H27.8～H29.3	※1
全部和解	風評被害・検査費用(物)		439,776	H27.8～H29.1	※2
小計			19,070,396		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	19,070,396
	弁護士費用	572,112
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、喜多方市において生麺等の製造及び販売を行っていたところ、原発事故の風評被害により売上げが減少したとして、平成27年8月から平成29年3月までの営業損害の賠償を請求した。東京電力は、本件の請求期間における売上げの減少は風評被害以外の要因によるものとして、売上げの減少と原発事故との相当因果関係を否認し、争った。パネルは、申立人の原発事故前の売上げには贈答品の売上げが多く含まれていたこと、原発事故後に申立人が原発事故前の顧客に対して営業を行った際に、福島県産であることを理由に断られていたこと及び申立人の顧客が関西方面に多かったこと等の事情から、東京電力の主張を排斥し、売上げの減少と原発事故との相当因果関係を認めて、逸失利益について、平成27年8月分から平成28年2月分までは原発事故の影響割合を5割、同年3月分から平成29年2月分までは同割合を3割、同年3月分は同割合を2割として算定した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実には生じた買い控え及び取引停止等による損害につ

いては、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の4、同第7の1

顧客からの問合せに対応するために実施した、申立人が扱う製品の放射線検査に係る検査費用（平成27年8月から平成29年1月まで）の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1372		
事案の概要	原発事故当時、帰還困難区域(大熊町)の自宅所在地を住民票上の住所とし、関東地方に単身赴任中であった申立人夫について、毎週末に申立人妻子が生活している上記自宅に帰宅していたこと等の事情を考慮し、中間指針第四次追補第2の1の指針I)①に基づく精神的損害の全額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の8(2)ウ(イ)	

2 基本情報

申立日	H27.4.17	全部和解成立日	H30.4.3
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	6,750,000	H23.3~H29.5	※1
一部和解	精神的損害	その他	7,000,000		※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	63,000	H23.9	※2
小計			13,813,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	2,584,600		※3
小計			2,584,600		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	16,397,600
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6、中間指針第四次追補第2の1

申立人Aは、原発事故時、神奈川県に単身赴任中であったが、生活の本拠は大熊町にあったと主張して平成23年3月から平成29年5月までの精神的損害及び中間指針第四次追補第2の1の指針I①に基づく精神的損害を請求した。東京電力は、申立人Aの生活の本拠は神奈川県であるため、中間指針の定める避難等対象者に該当しないと主張して争った。パネルは、申立人Aが毎週末に申立人B(申立人Aの妻であり、追加申立てを行った。)及びC(申立人Aの子であり、追加申立てを行った。)が生活している大熊町の自宅に帰宅していたこと並びに定年退職後は大熊町の自宅に戻る予定であったこと等の事情を考慮し、平成23年3月分から平成24年

5月分までは月額5万円、申立人が定年退職した同年6月分から平成29年5月分までは月額10万円の精神的損害を認めるとともに、中間指針第四次追補第2の1 I ①に基づく精神的損害の全額として700万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3〔避難等対象者〕は、原発事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされたもの（又は余儀なくされている者）が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛は賠償すべき損害であると定めており、また、中間指針第3の6 I ①及び中間指針第四次追補第2の1 I ①は、大熊町の第3期における精神的損害の賠償について定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、避難先である借上げ住宅に入居するために行った耐震診断費用〔領収証〕を生活費の増加費用として賠償を認めた和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

中間指針第3の10 I は、避難を余儀なくされたことに伴い対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値が失われた場合には現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべきと認めているところ、避難により、大熊町の自宅にある申立人ら（申立人B、C及びD）所有の財物（パソコン1台、着物6点、ピアノ1台及びひな人形1セット）〔写真〕について管理が不能となり、価値が喪失したとして東京電力が自認した金額の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※4 申し立てたが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2、同第3の3、同第3の6、同第3の8）

申立人は、避難費用（交通費、宿泊費及び家電購入費、自動車購入費、駐車場料金及び避難先の家財保険料等の生活費増加費用）、一時立入費用（平成23年4月から同年10月まで）、精神的損害（ペットの通院慰謝料）及び就労不能損害（平成24年7月から平成27年3月まで）について賠償を求めたところ、東京電力は、賠償済みであること又は相当因果関係がないことを理由に争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1373		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)でクリーニング業を営む申立会社の風評被害による逸失利益について、平成27年1月分から同年12月分まで、原発事故の影響割合を4割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア	第6の2	

2 基本情報

申立日	H29.6.12	全部和解成立日	H30.4.4
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		6,360,522	H27.1～H27.12	※1

小計 6,360,522

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,360,522
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、郡山市において、福島県内外の顧客に対し、布団丸洗い等のサービスを提供するクリーニング業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により売上げが減少したとして〔決算報告書、パンフレット〕、平成27年1月から同年12月までの営業損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人の売上減少は、「進化系コインランドリー」の台頭など他の要因によるものであるとして、相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、申立人の売上減少と原発事故の相当因果関係を肯定した上で、原発事故の影響割合を4割とする和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業等において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え及び取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1374		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)から避難をした身体障害者等級1級の申立人子(成人)及びその介護をした申立人父母の精神的損害について、避難先での申立人子の生活状況、申立人父母の介護の負担等の事情を考慮し、それぞれ16万円の増額分等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ウ		

2 基本情報

申立日	H29.8.7	全部和解成立日	H30.4.5
事故時住所	郡山市		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	757,350	H23.3～H23.9	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.8	※2
全部和解	精神的損害	増額分	160,000	H23.3～H23.8	※3
小計			957,350		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.8	※2
全部和解	精神的損害	増額分	160,000	H23.3～H23.8	※3
小計			200,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.8	※2
全部和解	精神的損害	増額分	160,000	H23.3～H23.8	※3
小計			200,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	27,200	H23.3～H23.8	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	108,800	H23.3～H23.8	※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H23.3～H23.8	※3
小計			286,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,643,350
	弁護士費用	49,301
	手続内で処理された既払金合計額	240,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行したものがいる場合の細目について）

申立人ら（父（A）、母（B）及び成人の子（C））は、原発事故当時、自主的避難等対象区域に居住しており、平成23年3月に大阪市へ自主的避難を実行し、避難に際して発生した避難費用、生活費増加費用及び申立人Bの就労不能損害〔源泉徴収票、給与明細書及び在職証明書〕の賠償を請求した。東京電力は、避難費用及び生活費増加費用等については中間指針等に基づく自主的避難による賠償を超えて支払うべき個別事情が認められないとし、就労不能損害については申立人Bの原発事故時の住所及び勤務先は避難指示等対象区域に該当せず原発事故との相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、申立人らが提出した資料及び説明に基づいて、避難費用及び生活費増加費用については平成23年3月分から同年8月末分まで、就労不能損害については同年3月12日から同年9月11日までの6か月分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円（直接請求で東京電力により支払済み。）のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人Cは原発事故発生当時、身体障害等級1級（左半身不随）の障害を有していたが〔身体障害者手帳〕、避難先住居には手すりがなく、移動スペースも十分でない、加えて公共交通機関が近くにないことから避難先において申立人Cの生活及び外出に多大な不便が生じ、これにより申立人A及びBも申立人Cの介護にかかる労力や時間が増えたために精神的苦痛を被ったとして、慰謝料の増額を請求した。東京電力は、中間指針等に基づく自主的避難による賠償を超えて支払うべき個別事情が認められないと主張して争った。パネルは、避難生活において、申立人Cの日常生活及び外出に多大な支障が生じ、また申立人A及びBの介護の負担も増大したものと判断し、慰謝料額について、申立人らにそれぞれ16万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1375		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)に居住していたが、避難後、認知症が進み、平成27年中に死亡した申立人の母について、要介護の程度に応じた日常生活阻害慰謝料(増額分)に加え、立証の程度を考慮し、原発事故の影響割合を1割として、死亡慰謝料を含む生命・身体的損害等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)	

2 基本情報

申立日	H29.7.21	全部和解成立日	H30.4.6
事故時住所	東京都町田市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要 (被相続人の損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	13,290	H24.7～H27.10	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	15,709	H27.7～H27.11	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	42,450	H24.8～H27.10	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	1,400,000		※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,640,000	H23.3～H27.10	※2

小計 3,111,449

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,111,449
	弁護士費用	93,343
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人は、母親である被相続人の東京電力に対する損害賠償請求権を全相続人による遺産分割協議により、単独承継した。

申立人は、帰還困難区域(双葉町)に居住していた事故時80歳台の母親(被相続人)が、避難後、認知症が進み、平成27年10月に嚔下性肺炎で死亡したことが、原発事故に起因するものであるとして、死亡による生命・身体的損害として、治療費、入院雑費、文書料、死亡慰謝料を請求した。東京電力は、死因となった嚔下性肺炎は原発事故から3年経過後に発症しており、加齢等に起因する可能性もあり、原発事故との相当因果関係は認められないと主張した。パネルは、原発事故を契機に被相続人の健康状態が悪化しているといった死亡に至る経過を考慮し、影響割合1割で生命・身体的損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは原発事故により健康状態が悪化し死亡したことによる治療費、精神的損害等を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6 総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、被相続人が原発事故前より要介護2、平成24年11月より要介護5であり、介護が必要な状態で、過酷な避難生活を余儀なくされたとして慰謝料の増額を求めた。東京電力は、既に平成23年3月から平成27年10月まで月2万円を支払済みであると主張した。パネルは、被相続人に通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい事情があると判断し、平成23年3月から平成24年10月まで3割、同年11月から平成27年10月まで6割の増額を認め、その総額から東京電力からの既払金を控除した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、被相続人の損害賠償請求権を相続した申立人に、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1376		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)に居住していた申立人らについて、避難費用、就労不能損害(平成27年8月分まで)、精神的損害(平成30年3月分まで。平成29年10月分までの日常生活阻害慰謝料の増額分含む。)及び財物損害等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の10(2)ア(ウ)	第1の12(2)オ(イ)

2 基本情報

申立日	H27.11.30	全部和解成立日	H30.4.9
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A(被相続人申立人Bの相続分を含む。)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	960	H26.2	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	975,864	H24.8~H29.4	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	200,000	H23.11~H26.8	※1
全部和解	避難費用	交通費	1,307,468	H24.9~H29.4	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	879,618	H24.10~H29.1	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	6,700,000	H24.9~H30.3	※3
全部和解	精神的損害	増額分	3,720,000	H24.9~H29.10	※3
全部和解	就労不能損害	減収分	18,354,879	H24.9~H27.8	※4
全部和解	財物損害	土地	2,703,510		※5
全部和解	財物損害	立木(庭木を除く。)	320,100		※5
全部和解	財物損害	その他動産	1,810,000		※5
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	30,000	H24.6~H26.9	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	82,800	H29.4~H30.3	※1
全部和解	避難費用	家財移動費用	362,880		※1
全部和解	精神的損害	基本部分	6,700,000	H24.9~H30.3	※3

小計 44,148,079

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	44,148,079
	弁護士費用	1,324,442
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

中間指針第3の2 Iは、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域から避難するために負担した交通費・家財道具の移動費用、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等及び避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、同指針に従って、申立人A及び亡申立人B（申立時は申立人であったが、本件和解案提示前に死亡した。亡申立人Bの親である申立人Aが単独で相続した。）の避難先への移動、別離した家族への面会及び避難先間の家財道具の移動に要する交通費、避難先住居の家賃・更新料・駐車場代並びに避難先における生活用品の購入費用等の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の3

中間指針第3の3は、避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、一時立入りに参加するために負担した交通費及び家財道具の移動費用等は、必要かつ合理的な範囲がを賠償すべき損害と認めているところ、申立人A及び亡申立人Bの自宅立入りに要する交通費等の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体又は精神の障害があること、家族の別離、二重生活が生じたことという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることと認めているところ、申立人Aが原発事故当時、高齢（原発事故当時78歳）かつ要支援2の認定を受けており、同居をしていた亡申立人Bと平成23年7月以降別離生活となった点を考慮し、平成30年3月分までの上記目安額による月額10万円のほか、同中間指針に従って平成24年9月から平成29年10月まで月額6万円の慰謝料増額分の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の8

申立人Aは、原発事故前に大熊町（帰還困難区域）所在の会社（以下「旧勤務先」という。）に勤務していた亡申立人Bが、原発事故後転職を余儀なくされて減収が生じたとして、平成24年9月分から平成27年8月分までの原発事故前収入相当額について賠償を求めた。東京電力は、中間指針第二次追補、平成24年7月24日付け東京電力プレスリリース及び平成26年2月24日付け東京電力プレスリリースに基づいて、平成24年9月分から平成27年2月分までについては、原発事故前収入から原発事故後収入を控除した金額の支払を認め、同年3月以降については因果関係を争い、仮に賠償を認める場合であっても、役職定年により原発事故前収入を維持することができた蓋然性がなく賠償額も減額すべきであると主張して争った。パネルは、亡申立人Bの旧勤務先の業務の特殊性等を考慮した上、役職定年による減収の主張を排斥し、原発事故がなければ少なくとも平成27年8月までは原発事故前収入を維持することができたと認め、原発事故前の収入から原発事故後に得た収入を控除した差額について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により減収が生じた場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の10

申立人らは、原発事故により浪江町所在の田畑、山林及び立木並びに仏壇の価値が失われたと主張し、仏壇については購入費相当額の損害賠償を請求した。東京電力は、田畑、山林及び立木については固定資産税評価額を前提とした賠償を認め、仏壇については東京電力の実施した専門家による評価を得た額（仏壇の購入価額より低い金額）から既払金を控除した額の賠償を認めた。パネルは、不動産の賠償額については東京電力の自認額を相当と認め、仏壇の評価額についても申立人らの主張を認めるに足る資料がなかったため、東京電力の自認額の賠償を認める和解案を提示した。

※6 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の5）

申立人らは、通院交通費について賠償を求めたところ、東京電力は、疾病と原発事故との相当因果関係を争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1377		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人ら(両親及び子2名)について、申立人子が視覚等に障害を有しており、帰還後の学校その他施設の手配が困難であったこと等を考慮し、平成29年3月まで避難を継続する特段の事情があるとして、一時立入費用(平成28年3月分まで)及び生活費増加分(平成29年3月分まで)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の5(2)	第1の4(2)ア(ウ)	

2 基本情報

申立日	H28.11.8	全部和解成立日	H30.4.10
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	一時立入費用	交通費	200,552	H24.9～H28.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	417,780	H26.4～H29.3	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	360,000	H26.4～H29.3	※1
小計			978,332		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	978,332
	弁護士費用	29,350
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2、中間指針第二次追補第2の1

申立人ら(両親及び子2名)は、原発事故時緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していたものであるところ、原発事故により避難を余儀なくされ、事故後の放射能に対する不安及び申立人子が視覚等に障害を有しており〔身体障害者手帳、療育手帳及び診断書〕、帰還後の学校その他施設の手配が困難であること等から帰還できなくなったとして〔陳述書〕、平成28年3月分までの一時立入費用及び平成29年3月分までの生活費増加分(学童保育施設利用料及び食費増加分)について賠償を求めた〔申立人のメモ及び預金通帳の写し〕。東京電力は、放射能に対する漠然かつ抽象的な不安感という事情をもって避難継続について特段の事情を認めることはできない、申立人子が視覚等に障害を有していたとしても小学校に進学する平成26年4月までには帰還して原発事故時住所近くの小学校に入学するなどの措置を取ることができたなどと主張して争った。パネルは、申立人子の帰還後の学校その他施設の手配が困難であったこと等を考慮し、平成29年3月まで避難を継続する特段の事情があるとして、上記一時立入費用及び生活費増加分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅲは、避難費用の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第2次追補第2の1(2)Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人らは、教育費の増加分（スキー用具購入費用）についての賠償を請求し、東京電力は、原発事故との相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6）

申立人らは、避難に係る精神的損害についての賠償を請求し、東京電力は、上記※1と同様の主張をして争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1378		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、浪江町所在の小売店に勤務していた申立人(原発事故当時51歳)について、原発事故に伴う勤務先店舗の閉店により解雇され、定年退職の場合に比して勤続年数が減少したことに伴い、退職金の額も減少したとして、原発事故の影響割合を2割として退職金差額分が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ウ(イ)		

2 基本情報

申立日	H30.1.22	全部和解成立日	H30.4.11
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	その他	174,350		※1
小計			174,350		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	174,350
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、勤務していた浪江町の小売店が原発事故に伴い閉店したために51歳で解雇され、本来60歳で定年退職する際に受け取れたはずの退職金が全額受け取れなかったとして、60歳で定年退職した場合の支給基準額と実際に受け取った金額との差額を請求した〔退職金支給基準表、退職金支給内訳書〕。東京電力は、申立人は原発事故の前後を通じて職を転々としており、原発事故がなければ申立人の主張する平成31年5月の定年退職時まで就労を継続していた蓋然性がない、また、原発事故がなかったとしても、勤務先を取り巻く経営環境の変化により、定年退職時に退職金を支払うことができない可能性もあるなどと反論した。パネルは、東京電力が主張するように、定年まで就労継続した蓋然性の認定は困難であるとしたものの、原発事故がなければある程度の期間は就労していたであろうとして、既に就労不能損害の賠償を受け取っている平成29年2月末日時点までの就労継続を前提として本来受け取れた退職金額の算定をすべきと判断し、その上で、原発事故の影響割合を2割として和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1379		
事案の概要	群馬県内で魚の釣り堀営業を営む申立会社について、原発事故の影響により、釣り堀用の魚を養殖していた南相馬市内の複数のため池の利用が困難となったこと等の事情を考慮し、平成29年3月分まで、原発事故の影響割合を1割として営業損害(逸失利益)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)	第1の9(2)ウ(ア)	第1の9(2)ウ(ウ)

2 基本情報

申立日	H29.11.9	全部和解成立日	H30.4.17
事故時住所	群馬県伊勢崎市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		2,303,374	H28.4~H29.3	※1

小計 2,303,374

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,303,374
	弁護士費用	69,101
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、群馬県内で魚の釣り堀営業を営み、南相馬市内のため池において、釣り堀用の魚を養殖していたが、当該ため池が、原発事故の影響により、居住制限区域及び南相馬市が住民に一時避難を要請した区域内にあったため、ため池の利用ができず釣り堀用の魚の養殖が困難となり、顧客が減少して減収が生じたとして〔和解金額算定表及び平成28年度決算報告書等〕、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人が釣り堀用の魚を養殖していたため池以外の場所で釣り堀用の魚を養殖することが可能であること等を主張し、請求には応じられないと主張して争った。パネルは、売上減少と原発事故との間に相当因果関係を認め、損害額については、原発事故から5年以上経過している期間であること等を踏まえ、原発事故の影響割合を1割とする和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第3の7 III は、避難指示等の解除後も、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1380		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、同区域内に居住用建物を建築中であったが、原発事故により建築工事が中断し、平成25年11月に中止を決定した申立人らについて、工事中により工事業者に支払った清算金及び住宅ローンの繰上げ返済に際し支払を余儀なくされた利息の各一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)エ(エ)	

2 基本情報

申立日	H28.7.27	全部和解成立日	H30.4.24
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	建物	6,203,336		※1
全部和解	財物損害	その他	24,617		※1
小計			6,227,953		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,227,953
	弁護士費用	186,839
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人らは、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、同区域内に居住用建物を建築中であったが、原発事故により建築工事が中断され、平成25年11月に工事の中止及び工事請負契約の解除を決定せざるを得なくなったとして、上記契約の解除により工事業者に支払った清算金〔見積書〕及び工事請負契約の解除による住宅ローンの繰上げ返済に際し支払を余儀なくされた利息〔金銭消費貸借契約書、長期つなぎ融資繰上返済のご案内、振込受付書〕について賠償を求めた。東京電力は、原発事故によって工事を中断せざるを得なくなった事情はなく、申立人らは自己の判断で工事を中止し、上記契約の解除を決定したものであり、これによって生じた費用については相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、屋内退避指示及び緊急時避難準備区域の指定等により申立人及び工事業者において建築中の本件建物土台及び建築資材の管理が不能となり、風雨にさらされたことによりこれらの一部が使用不能となったこと及び申立人らには幼い子2人がいるところ、避難指示等の解除後の南相馬市原町区における児童数の減少(南相馬市立小・中学校 児童生徒の在籍推移等)や育児環境の悪化、幼児に対する放射線の影響等を踏まえ平成25年11月に工事の中止及び上記契約の解除を決定したことに

も一定の合理性が認められること等から原発事故との相当因果関係を認め、上記清算金及び上記利息の一部の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、避難指示等対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と認めているところ、これを踏まえた和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人らは、本件土地を処分する際に必要となる土台撤去費用についての賠償を請求し、東京電力は、現時点では土台の撤去は行われておらず損害が発生していないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人らは、原発事故により本件土地の価値が減少したとして本件土地の価値減少分についての賠償を請求し、東京電力は、現時点では申立人らが下落した価格で土地を売却したというような事情もなく損害が発生していないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1381		
事案の概要	九州地方でキノコ種菌の製造販売業等を営む申立会社の風評被害による営業損害について、東北・関東地方の取引先に対する売上高に減少が認められたことを考慮して、平成25年10月分から平成27年9月分までは原発事故の影響割合を10割、平成27年10月分から平成28年9月分までは同割合を8割として賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H29.2.20	全部和解成立日	H30.4.24
事故時住所	九州地方		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		9,131,432	H25.10~H28.9	※1

小計 9,131,432

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,131,432
	弁護士費用	273,943
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、九州地方でキノコ種菌の製造販売業等を営む会社であるところ、原発事故の影響でしいたけから放射性物質が検出され、しいたけの生産が減少したことから種菌の販売量も減少したとして、種菌事業部門のうち、中間指針及び中間指針第三次追補において当該県で産出された食用林産物に係る風評被害が賠償すべき損害と認められる各都県所在の取引先に対する売上減少額を基礎として、平成23年3月分から平成28年9月分までの逸失利益を算定し、そこから直接請求の既払金を控除した額の賠償を請求した〔種菌関連月次損益推移表及び県別種菌販売推移表〕。東京電力は、平成27年9月以前の損害については直接請求で賠償済みであると主張したほか、売上減少の判断においては申立会社全体の売上げを比較すべきであること及び貢献利益率を見直して賠償額を再計算すると既払金を下回ることを主張して損害額を争った。パネルは、売上減少の判断においては種菌事業部門全体の売上げを基礎とした上で、取扱商品の特性や東北・関東地方の取引先に対する売上減少の程度を考慮して、原発事故の影響割合について、平成25年10月分から平成27年9月分は10割、同年10月分から平成28年9月分は8割として和解案を提示した。なお、平成23年3月分から平成25年9月分については和解案を提示しなかった。

中間指針第 8 I ないし同Ⅲは、中間指針第 3 ないし第 7 で賠償の対象と認められる損害（第一次被害）が生じたことにより、第一次被害者と一定の経済的関係にあった第三者に間接被害が生じた場合に、間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、第一次被害が生じたために間接被害者において生じた減収分は原発事故と相当因果関係のある損害と認められるとすところ、キノコ種菌という申立人の取扱商品の性質上、需要者が限定され代替性がないことから、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1382		
事案の概要	原発事故時、埼玉県等に居住していた申立人兄弟らが、避難指示解除準備区域(浪江町)から避難し、平成29年8月に死亡した弟の避難先の家賃(死亡後3か月間)や畳の張替費用を負担したことについて、避難前住居の状況等を考慮し、その全額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H29.12.25	全部和解成立日	H30.5.9
事故時住所	埼玉県入間市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	65,700	H29.9～H29.11	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	32,400	H29.11	※1
小計			98,100		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	98,100
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

原発事故時、埼玉県等に居住していた申立人ら(申立人B及びCは追加申立て。申立人らは後記する死亡した弟の相続人である。)は、避難指示解除準備区域(浪江町)から避難し、平成29年8月に死亡した弟の死亡後3か月間の避難先家賃や住居の畳の張替費用を負担したことについて、賠償を求めた。東京電力は、避難指示が解除されていること等を理由に、原発事故と損害の間に相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、亡弟の避難前住居の区域が避難指示が解除されたとはいえ、亡弟の知人等は帰還しておらず、葬儀や四十九日の法要は知人等が多数存在する避難先住居で行うのが合理的であり、避難先住居に弔問客が訪れることから一定期間避難先住居の賃借を継続することも合理的であると判断し、その全額を賠償する和解案を提示した。

中間指針第3の2 II ①は、避難費用のうち宿泊費等について、避難等対象者が現実に負担した費用が賠償の対象となり、その実費を損害額とするのが合理的な算定方法と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1383		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に複数の土地を所有していた申立人について、避難指示の解除時期のみではなく、除染時期や事後モニタリングの時期、仮置き場としての使用状況等も考慮し、物件ごとに算定した価値減少率を基に財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)		

2 基本情報

申立日	H29.1.26	全部和解成立日	H30.5.10
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	1,836,316		※1

小計 1,836,316

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,836,316
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人A及びB(Aの父)は、申立人両名が避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)内にそれぞれ所有している土地(宅地、田畑、山林)の財物賠償について、避難指示解除の時期にかかわらず全損扱いとして同土地の時価相当額を算定すべきと主張して、その賠償を求めた。東京電力は、南相馬市小高区の避難指示解除準備区域では避難指示が平成28年7月12日に解除されたことを理由として、避難指示解除までの期間の割合に対応した価値減少割合を72分の65と算定し、それを超える部分についてさらに賠償する合理性はないと主張して争った。パネルは、申立人らが所有するそれぞれの土地について、除染時期〔除染結果報告書〕、除染後の線量低下を確認するための事後モニタリングの実施時期〔事後モニタリング結果報告書〕及び仮置き場としての利用状況〔現況写真〕等を考慮して価値減少割合を認定し、物件ごとに72分の65から72分の72(全損)の割合により賠償金額を算定した和解案を提示した。

中間指針第3の10及び中間指針第二次追補第2の4Ⅱは、避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮して、原発事故発生直前の価値を基準として原発事故により一定程度減少したものと推認することができるとしているところ、避難指示解除までの期間だけでなく避難指示解除後であっても土地が使用できなかった期間等

を併せ考慮して、この趣旨に沿った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1384		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人について、原発事故時に帰還困難区域(大熊町)内の病院に入院していた親族が平成29年4月に避難先の病院で死亡した際、その遺体を自宅まで搬送するのに要した費用が全額賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)イ(イ)	

2 基本情報

申立日	H29.6.15	全部和解成立日	H30.5.10
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	199,134		※1

小計 199,134

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	199,134
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

南相馬市原町区に居住していた申立人ら夫婦が、原発事故により関東地方に転院しそこで死亡した親族の遺体を自宅まで搬送した費用を請求した。東京電力は、原発事故がなくても福島県内の病院で死亡し同県内の遺体搬送費がかかったはずであるとして同県内の遺体搬送費を、また、原発事故がなくても死亡した場合にはドライアイス及び遺体を包む毛布を使用したはずであるとしてドライアイス代及び毛布代を、それぞれ損害額から控除すべきであると主張した。パネルは、親族が県内で入院し死亡した場合に、県内の遺体搬送費、ドライアイス代、毛布代はかからなかった可能性がある旨指摘して申立人の請求額どおりの和解案を提示した。なお、申立時は申立人ら夫婦が申立人となっていたが、本件請求で夫婦両名が申立人となるべき理由はなく、妻である申立人Bは申立てを取り下げた。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用を賠償すべき損害と認め、中間指針第3の2 備考3は、避難等対象者の中で特に高額の生活費の増加費用の負担をした者がいた場合には、そのような高額な費用を負担せざるを得なかった特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費を賠償すべきと損害と認めており、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1385		
事案の概要	自主的避難等対象区域(三春町)に居住し、平成24年1月、避難した未成年の子一人を含む申立人ら家族について、平成27年3月分までの避難交通費等が賠償されたほか、申立人の1人について、平成26年6月分までの避難による通勤費の増加分が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ	第10の2(4)	

2 基本情報

申立日	H29.11.20	全部和解成立日	H30.5.10
事故時住所	三春町		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	317,484	H24.4～H24.9	※3
小計			357,484		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	通勤費増加分	1,617,000	H24.4～H27.3	※4
小計			1,657,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※1
小計			40,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※2
小計			400,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	線量計購入費	40,000	H23.3～H23.12	※5
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	20,800	H24.1～H27.3	※3
全部和解	生活費増加費用	その他	27,000	H24.4～H27.3	※3
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	135,175	H24.1～H27.3	※3
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	640,284	H24.1～H27.3	※3
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	1,160,000	H24.4～H27.3	※3
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H24.1～H27.3	※3
全部和解	生活費増加費用	教育費	41,560	H24.1～H27.3	※3
全部和解	避難雑費		720,000	H24.4～H27.3	※3

小計 3,084,819

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,539,303
	弁護士費用	166,180
	手続内で処理された既払金合計額	520,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2Ⅲに基づく賠償分8万円のうち4万円を平成23年中の避難及び帰宅に要した移動費用並びに生活費増加費用に対する賠償として扱ったものである。なお、同賠償分の残額4万円については、精神的損害に対する賠償分として考慮されている。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2Ⅲに基づく賠償分40万円のうちの20万円(残額20万円については、精神的損害に対する賠償分として考慮している。)と平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースによる基準に基づき賠償された20万円の合計40万円を平成23年中の避難及び帰宅に要した移動費用並びに生活費増加費用に対する賠償として扱ったものである。

※3 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは、原発事故後から平成24年3月末までの間、福島県外の親戚宅への短期避難を度々繰り返しながら三春町の自宅にて生活したが、その後、同月末に申立人A、B及びDが福島県外の借上げ住宅に避難したとして、移動交通費、引越費用、面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分及び家財道具購入費用等の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補に基づく既払金を上回る賠償金の支払には応じられないと主張して争った。パネルは、申立人らの自宅付近における空間放射線量に着目して、平成24年3月末における長期の避難開始の合理性を認め、平成27年3月までの移動交通費等の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認

めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人Bは、平成24年3月末に福島県外に長期の避難を行ったため新幹線通勤となり、特急券代の自己負担を余儀なくされたとして、福島県内の勤務先を退職した平成26年6月分までの通勤費増加分の賠償を求めた〔勤務記録表、領収書〕。東京電力は、福島県外に避難し、そこから福島県内の勤務先へ通勤を継続することを選択したのは申立人Bの判断に基づくものであり、原発事故との相当因果関係が認められないなどと主張して争った。パネルは、原発事故との相当因果関係を認め、退職した同月分までの通勤費増加分相当額の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）及び中間指針第二次追補第3に従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第二次追補第4

被ばく回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1386		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)の賃貸住宅に居住し、福島市に避難した申立人らについて、平成29年10月分までの避難先の家賃と避難前の家賃との差額のほか、住居確保損害として東京電力の家賃賠償基準と避難前の家賃との差額(8年分)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H29.10.13	全部和解成立日	H30.5.15
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	2,208,000	H27.11~H29.10	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	20,000		※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	6,912,000		※2
小計			9,140,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,140,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

帰還困難区域(浪江町)の賃貸住宅に居住していたが、原発事故によって避難を余儀なくされた申立人らが、原発事故前に負担していた家賃と避難先である福島市において負担している家賃との差額分及び保証共済金相当額の賠償を請求した。東京電力は、平均的な賃料相場を超える物件の選択・居住は自主的判断に基づくものであり、原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、申立人らの家賃負担と原発事故との間には相当因果関係があると判断し、平成29年10月分までの家賃の差額分及び当事者双方に争いが無い保証共済金相当額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ②は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2、第四次追補第2の2

住居確保損害として、東京電力の家賃賠償基準と従前の借家との家賃の差額8年分の賠償を

認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1387		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)で船舶用部品及び漁船の製造販売・修理等を営む申立会社の営業損害(逸失利益)について、顧客である漁業者の試験操業状態が継続しており、受注が減少していることを考慮し、平成28年11月分から平成29年10月分まで、原発事故の影響割合を2割として賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H29.4.6	全部和解成立日	H30.5.21
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		2,336,311	H28.11~H29.10	※1
小計			2,336,311		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,336,311
	弁護士費用	70,089
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、いわき市で船舶用部品及び漁船の製造販売及び修理等を営んでいたところ、原発事故による海洋汚染のため顧客である漁業者の操業が減少したことに伴って減収が生じた〔決算報告書及び月次試算表〕として、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、原発事故後に一度売上げが回復していること等を理由に、申立人の減収と原発事故との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、原発事故により申立人の顧客である漁業者の試験操業状態が継続しており、申立人への受注が減少していることを考慮し、平成28年11月分から平成29年10月分までの申立人の営業損害(逸失利益)について、原発事故の影響割合を2割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第8Ⅲは、第一次被害が生じたために間接被害者において生じた減収分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1388		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)で相双地域の学校等を顧客として教材・文具等の卸販売等を営んでいた申立会社の営業損害(逸失利益)について、原発事故による閉校や生徒の避難があったことなどを考慮し、平成26年8月分から平成27年5月分までは原発事故の影響割合を5割、同年6月分から平成28年5月分までは同割合を4割、同年6月分から平成29年5月分までは同割合を2割として賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H29.8.14	全部和解成立日	H30.5.21
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		13,250,000	H26.8～H29.5	※1
小計			13,250,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,250,000
	弁護士費用	397,500
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、いわき市において、相双地域の学校等を顧客として教材及び文具等の卸販売等を営んでいたところ、原発事故により顧客である学校の閉校や生徒の避難があったことに伴って減収が生じた〔決算報告書及び教育関係者名簿〕として、平成26年8月から平成29年5月までの営業損害の賠償を求めた。東京電力は、第一次被害者である顧客の学校との取引に代替性が認められるため、原発事故との間に相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、申立人の減収と原発事故との間に相当因果関係があると判断した上で、一般的に原発事故から一定期間を過ぎれば徐々に売上げは回復傾向を示すことを踏まえて、平成26年8月分から平成27年5月分までは原発事故の影響割合を5割、同年6月分から平成28年5月分までは同割合を4割、同年6月分から平成29年5月分までは同割合を2割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第8Ⅲは、第一次被害が生じたために間接被害者において生じた減収分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1389		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)において、タクシー運転手として稼働していた申立人について、原発事故に伴う事業所の閉鎖により失職し、それにより日常生活上の運動量が減少し、身体障害を伴う持病が悪化したところ、失職及び持病の悪化と原発事故との因果関係があると認め、平成28年11月末までの通院慰謝料(原発事故の影響割合7割5分)及び平成30年2月分までの就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ア)	第1の10(2)ア(イ)	第10の2(3)エ

2 基本情報

申立日	H29.1.20	全部和解成立日	H30.5.23
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	4,678,884	H27.3~H30.2	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	705,000	H25.6~H28.11	※2
一部和解	生命・身体的損害	その他	38,880	H28.12	※2

小計 5,422,764

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,422,764
	弁護士費用	162,683
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8、同第3の5

申立人は原発事故以前より、徐々に筋肉が萎縮して機能を失っていく病気になり患っていた者であり〔身体障害者手帳〕、病気の進行を緩和するリハビリの役割も兼ねることが出来るタクシー運転手として働きつつ生活していたが、原発事故の発生により、勤務先が避難指示区域に指定され、営業再開が見込めないことを理由として解雇された。申立人は、失職に伴う精神的な負担や慣れない自主避難生活による運動量の減少により急激に症状が悪化し、立つ、座る、歩くなどの基本的動作が極めて困難となったため再就職ができなくなったとして、前回の申立てにおいて賠償を受けた期間後の平成27年3月分から平成30年2月分までの就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、勤務先の就業規則においては満60歳の定年制の規程及び65歳までの再雇用制度の規程があるところ、本件の請求期間における申立人の年齢はそれ以上であり勤務を継続していた蓋然性はないこと等を主張して争った。パネルは、勤務先に定年制及び再雇用制度の就業規則の規程は存在しているものの、実際には、就業規則に規程する以上の年齢のタクシ

一運転手が多数在籍していること並びに加齢により申立人の病状が悪化する可能性を踏まえても原発事故が無ければ申立人が70歳まで稼働した蓋然性が相当程度あったといえることを考慮し、原発事故当時の申立人の月額平均賃金を基準とし、かつ、原発事故の影響割合を7割として申立人が満70歳となる平成30年2月分までの就労不能損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等によりその就労が不能となった場合に給与等の減収分を、同第3の5は原発事故により避難等を余儀なくされたため健康状態が悪化した場合の逸失利益を、それぞれ賠償すべき損害と認めるところ、前者に従い及び後者に準じて、和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5、中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人は原発事故以前より、徐々に筋肉が萎縮して機能を失っていく病気に患っていた者であり〔身体障害者手帳〕、病気の進行を緩和するリハビリの役割も兼ねることができるとタクシー運転手として働きつつ生活していたが、原発事故の発生により、勤務先が避難指示区域に指定され、営業再開が見込めないことを理由として解雇された。申立人は、失職に伴う精神的な負担や慣れない自主避難生活による運動量の減少により急激に症状が悪化し、立つ、座る、歩くなどの基本的動作が極めて困難となり通院を余儀なくされたとして、通院慰謝料及び診断書等取得費用の賠償を求めた。東京電力は、診断書等取得費用については賠償に応じるとしたものの、通院慰謝料については、申立人の避難期間は比較的短期であること、リハビリのための運動方法はタクシー運転手としての稼働に限られなかったこと、申立人の持病の悪化による通院開始は避難終了から2年以上後であったこと等から、原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、医師の回答（平成23年10月12日の診察にて下肢筋力低下が明らかに悪化しており椅子からの立ち上がりが困難であった。）〔医療照会状〕等に鑑み、解雇及び自主的避難の実行が申立人の症状悪化につながったものと認め、通院慰謝料として平成25年6月から平成28年11月までの期間について民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準の金額に原発事故の影響割合（7割5分）を乗じた金額の賠償を認めたほか、診断書等取得費用の全額を認める和解案を提示した。なお、前回申立時に認められた通院慰謝料の期間と重複する部分があるため、前件既払分を控除した額を認定している。

中間指針第3の5Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため健康状態が悪化した場合の精神的損害を認めるところ、これに準じて、また、中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3）

申立人は、日常生活阻害慰謝料について賠償を求めたところ、東京電力は中間指針追補第一次追補第2に基づく賠償として支払済みであると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1390		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)の釣具店に勤務していたが、原発事故を理由に解雇された申立人について、再就職する前月である平成26年3月分までの就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H29.10.30	全部和解成立日	H30.5.24
事故時住所	本宮市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	1,564,505	H25.11~H26.3	※1

小計 1,564,505

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,564,505
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人は、自主的避難等対象区域内の自宅で居住し、同区域内の釣具店を営む会社に勤務していたが、原発事故の影響により会社の業績が悪化して解雇され、その後、再就職をしたものの減収となったとして平成25年11月分から平成29年10月分までの減収分の損害を求めた(平成25年10月分までの損害については既に前回までの和解で賠償済みである)。東京電力は、中間指針第二次追補で、就労不能損害の終期の参考としている「公共用地の取得に伴う損失補償基準での離職者補償期間」や「雇用保険制度の失業手当給付日数」はいずれも概ね1年間とされているところ、避難指示区域の指定解除(平成23年4月22日)から1年が経過していること、申立人の解雇は会社の経営判断の一つの結果であること等を主張し、原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、申立人の就職活動の状況等も確認した上、申立人が再就職する直前の平成26年3月分までの賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1 IV②は、風評被害による営業損害により、事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1391		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)において、福島市に対し、固定資産税評価額を基準に賃料を定めて土地を賃貸している申立人の営業損害(逸失利益)について、原発事故の影響による固定資産税評価額の下落に伴い賃料も下落したことを考慮し、平成29年4月分から平成30年3月分まで、原発事故の影響割合を9割として賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H29.11.20	全部和解成立日	H30.5.25
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	不動産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		985,493	H29.4～H30.3	※1

小計 985,493

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	985,493
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、福島市に対し、固定資産税評価額を基準に賃料を定めて福島市所在の土地を賃貸していたところ、原発事故の影響によって固定資産税評価額が下落したことに伴い賃料も下落したため〔土地賃貸借契約書〕、これによって生じた逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、地価公示価格の推移をみると、請求期間においては、本件土地周辺の地価は概ね原発事故前の水準まで回復しており、申立人の減収はもっぱら固定資産税評価額によって賃料が定まるという特殊な契約内容によるものであり、原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、減収と原発事故との相当因果関係を認め、申立人の請求額に原発事故の影響割合9割を乗じた額を損害額として逸失利益(平成29年4月から平成30年3月まで)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第8は、間接被害(原発事故により中間指針第3ないし第7で賠償対象と認められる損害が生じたことにより、第一次被害を受けた者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害)を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、その減収分は原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1392		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)でコメ袋等の包装製品の製造販売業等を営む申立会社の営業損害(間接損害)について、原発事故の影響を受け、浜通り地域の食糧米の生産量が減少したことにより、取引先である同地域の農協等からの受注量が減少したこと等の事情を考慮し、平成28年11月分から平成29年10月分まで、原発事故の影響割合を2割5分として賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H29.11.30	全部和解成立日	H30.5.29
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		3,600,000	H28.11~H29.10	※1
小計			3,600,000		
集計	和解金合計額(弁護士費用除く)		3,600,000		
	弁護士費用				
	手続内で処理された既払金合計額				

※1 中間指針第8

申立人は、いわき市で米袋等の包装製品の製造販売業を営んでいたところ、原発事故により浜通り地域の食糧米の生産量が減少したことにより、取引先である同地域の農協等からの受注量が減少したとして、間接被害による逸失利益(平成28年11月から平成29年10月まで)の賠償を求めた。東京電力は、同地域の作付面積の増減の推移をみると、飼料用米の生産への移行〔農林水産省資料〕やブランド米との競争激化等の原発事故以外の作付減少要因が存すると考えられること及び米農家と出荷団体との間の取引価格が原発事故前の水準まで回復していること等から風評被害は存在しないと考えられ、原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、原発事故との相当因果関係を認め、基準期間(事故前直近1年間)と請求期間(平成28年11月から平成29年10月まで)の売上高の差額に貢献利益率及び影響割合2割5分を乗じた額を損害と認める和解案を提示した。

中間指針第8Ⅱは、間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1393		
事案の概要	茨城県内でシイタケの生産販売業を営んでいた申立人らについて、原発事故による風評被害や、シイタケ原木の需給ひっ迫によりシイタケ原木の入荷が困難となったこと等の事情を考慮し、平成29年12月分までの営業損害(逸失利益)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)イ	

2 基本情報

申立日	H29.10.27	全部和解成立日	H30.5.31
事故時住所	茨城県つくば市		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		33,972,817	H28.1～H29.12	※1
小計			33,972,817		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	33,972,817
	弁護士費用	1,019,185
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人らは、茨城県つくば市においてしいたけの生産販売業を営んでいたところ、原発事故による風評被害や、しいたけ原木の需給ひっ迫によりしいたけ原木の入荷が困難となったことにより、売上高が減少したとして、増産計画に基づく想定売上高との差額の賠償を求めた〔決算報告書、農業経営改善計画認定申請書、陳述書、原木貸出証明書、原木販売証明書〕。東京電力は、増産分を全て販売できた蓋然性が認められないことや、しいたけ原木の供給不足の事実が認められないことを理由に、一部損害の発生を争った〔林野庁ホームページ〕。パネルは、基準年度売上高に増産分相当額を足した額を基準売上高として、平成28年1月から平成29年12月までの逸失利益の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、茨城県産の林産物について、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害については、原則として原発事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象と認められるものとしており、また総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)は、平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場

合には、事故前の収入額に適宜の金額を足した額を原発事故がなければ得られたであろう収入額とするパネルの判断は、特段の事情がない限り、合理的なものと推定されるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1394		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)に居住し、精神疾患に罹患していた申立人の精神的損害について、避難により十分な通院・服薬ができなくなり、原発事故前に通っていた福祉事業所にも通えなくなったこと等を考慮し、平成23年3月分から平成24年2月分までについては3割、同年3月分から平成30年3月分までについては2割の増額分が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H30.8.30	全部和解成立日	H30.11.12
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	545,000	H23.3～H30.3	※1

小計 545,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	545,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

居住制限区域に居住していた申立人は、原発事故当時、うつ病及び統合失調症に罹患しており、通院・服薬していたが、避難により十分な通院・服薬ができなくなり、原発事故前に毎日通っていた福祉事業所にも通えなくなったことを理由として、精神的損害の増額を請求した。東京電力は、増額分についても要介護者への賠償として賠償済みであること等を理由に争った。パネルは、申立人が避難により十分な通院・服薬ができなくなったこと及び避難中の福祉事業所への通所状況、環境変化への適応困難性等を考慮し、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいとして、平成23年3月分から平成24年2月分までについては3割、同年3月分から平成30年3月分までについては2割の増額を認め、増額分と東京電力が直接請求手続で賠償済みである額（月額1万5000円について85か月分）との差額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体又は精神の障害があること等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的損害が大きい場合には、この金額を増額することができると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1395		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人らについて、発達障害を抱える申立人子が避難先の小学校の特別支援学級に通級しており、引き続き同学級での就学を継続する必要性があること等の事情を考慮し、避難継続の合理性を認め、平成30年3月分までの避難費用及び生活費増加分等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ウ	第1の8(2)エ(ア)	

2 基本情報

申立日	H29.6.16	全部和解成立日	H30.6.1
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1
全部和解	就労不能損害	減収分	1,704,272	H25.1～H28.9	※2

小計 3,604,272

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1

小計 1,900,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,550,000	H24.9～H26.3	※1

小計 1,550,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,550,000	H24.9～H26.3	※1

小計 1,550,000

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,550,000	H24.9～H26.3	※1

小計 1,550,000

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	734,040	H29.4～H30.3	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	154,349	H24.9～H30.3	※3
小計			888,389		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,042,661
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人らは、原発事故後、福島市の借上住宅に避難したが、申立人Bの原発事故時の勤務先営業所が休業し、いずれ戻れることを前提に福島市の営業所に勤務していたが戻れる見通しが立たない中、申立人Eが発達障害のため特別支援学級へ入級し、卒業する平成30年3月まで転校が困難であることから、帰還できないとして平成24年9月以降の精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、緊急時避難準備区域が解除された時点で申立人Cは小学校6年生、申立人Eは幼稚園の年長であり平成24年4月の年度替わりの時点で帰還することは十分に可能であること、申立人Eの発達障害が判明したのは平成26年3月頃であることから、平成24年9月以降の避難継続に合理性はなく、原発事故との因果関係はないと主張して争った。パネルは、申立人Bの勤務先の状況及び申立人Eは発達障害が判明する以前から避難先小学校の支援なくして就学が困難であったことから、平成24年9月以降の避難継続の合理性を認め、他の和解案先例との均衡から平成26年3月まで各申立人について月額10万円の精神的損害の賠償を認め、申立人C、D及びEについては直接請求手続で賠償済みの学童補償を控除した。

中間指針第3の6IV②は、精神的損害の終期について、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の8

申立人Aは、避難により同人の両親と遠方となったため、子である申立人C、D及びEの面倒を見てもらえずフルタイムでの勤務ができなくなったとして就労不能損害を請求したところ、原発事故がなくても申立人Eの世話に手を要したであろうことを考慮して、影響割合を50%として賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故後、福島市の借上住宅に避難したが、申立人Bの原発事故時の勤務先営業所が休業し、いずれ戻れることを前提に福島市の営業所に勤務していたが戻れる見通しが立たない中、申立人Eが発達障害のため特別支援学級へ入級し、小学校を卒業する平成30年3月まで転校が困難であることから、帰還できないとして平成24年9月以降の生活費増加費用及び福島県による借上住宅の家賃補助がなくなった平成29年4月以降の家賃の賠償を求めた。

東京電力は、緊急時避難準備区域が解除された時点で申立人Cは小学校6年生、申立人Eは幼稚園の年長であり平成24年4月の年度替わりの時点で帰還することは十分に可能であること、申立人Eの発達障害が判明したのは平成26年3月頃であることから、平成24年9月以降の避難継続に合理性はなく、原発事故との因果関係はないと主張して争った。パネルは、申立人Eが発達障害のため小学校を卒業する平成30年3月まで転校が困難であったとして避難継続の合理性を認め、平成24年9月から平成30年3月まで水道光熱費及び家賃等の賠償を認めた。

中間指針第3の2Ⅲは、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとしているところ、本件においては上記のとおりの特段の事情があると判断され、和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人らは、原発事故前は申立人Bの実家からもらっていた米野菜を原発事故後もらえなくなったこと及び原発事故時飼っていたペットを近所の人に世話を頼み避難していたため謝礼等を支払ったことを理由に、それぞれについて賠償を求めたが、東京電力は前者について米野菜をもらっていた場合には損害と認められない、後者について謝礼等は任意によるものであり相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1396		
事案の概要	茨城県で観光土産品・農産物加工品の卸売業等を営む申立会社の風評被害による営業損害について、平成23年3月から平成27年2月まで(原発事故の影響割合は、当初の5割から2割まで漸減)の逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の3(2)イ		

2 基本情報

申立日	H28.5.12	全部和解成立日	H30.6.4
事故時住所	茨城県つくば市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		4,544,016	H23.3~H27.2	※1

小計 4,544,016

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,544,016
	弁護士費用	136,321
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3

申立人は、茨城県つくば市で観光土産品及び農産物加工品の卸売業等を営んでいたところ、原発事故の風評被害により、観光客が減少したり、土産品や農産物加工品が買い控えられたりしたため、減収が生じた〔決算書、主要取引先の売上高推移〕として、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、つくば市の観光客数が回復を見せていること〔つくば市の入込観光客数の推移〕、申立人の取引先別の売上げ推移が下落傾向にあり通常の風評被害の傾向とは異なること等から、原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、申立人の売上げ推移とつくば市の観光客数の推移を比較した結果等を踏まえて、一定期間における原発事故との相当因果関係を認め、平成23年3月から平成24年2月までは原発事故の影響割合を5割、平成24年3月から平成25年2月までは4割、平成25年3月から平成26年2月までは3割、平成26年3月から平成27年2月までは2割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の3 Iは、茨城県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が原発事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、原発事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当

因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1397		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)に居住し、避難指示解除準備区域(浪江町)内の勤務先に就労していたが、勤務先の休業により失職した申立人の就労不能損害について、申立人は求職活動を行っていなかったものの、その理由が主に従前の勤務先の事業再開見込み(和解成立時において再開未了)や避難による持病の悪化にあること等を考慮し、原発事故の影響割合を平成28年3月分から平成29年2月分までにつき8割、同年3月分から同年11月分までにつき5割として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H29.11.15	全部和解成立日	H30.6.6
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	5,857,621	H28.3~H29.11	※1
小計			5,857,621		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,857,621
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人(原発事故当時54歳)は、原発事故時、帰還困難区域(双葉町)に居住し、避難指示解除準備区域(浪江町)内の勤務先に就労していたところ、原発事故により勤務先が閉鎖された。勤務先が原発事故当初から事業再開を企図したため在籍し続けているものの給与収入を失い、重篤な疾病に罹患し再就職も困難なことから減収が生じているとして、東京電力の直接請求で賠償を受けた平成28年2月より後の就労不能損害(減収分)の賠償を求めた。東京電力は、申立人が就労(復職)の意思を持ち、そのための準備をしていたこと、事故時及び直接請求時の年齢を考慮して総合的に判断し、平成27年3月以降1年間に限っては個別のやむを得ない事情を認定し賠償したものの、事故後7年弱が経過しようとしている審理の時点では事故前勤務先の事業再開の具体性及び現実性に疑問があり、他社への転職、再就職等、再就労への自助努力を果たすべきであるところやむを得ない事情は認められず、平成28年3月以降は相当因果関係を認めることができないとして、これを争った。パネルは、①申立人は原発事故時に54歳と再就職先を見つけるのに容易な年齢ではなく、浪江町の避難指示解除の見込みがなかなか立たなかったなどの経緯もあり、重篤な疾病への罹患後は再就職先を見つけることは困難であることから就職活動を行わなかったとしてもやむを得ず、被災者に求められる損害軽減義務を果た

していないということできないこと、②重篤な疾病へのり患について、診断書において原発事故との因果関係があり、当該疾病による就労への支障があることが認められているところ、その原因となった他の精神的な疾病についても原発事故との因果関係が認められていることからすると、原発事故とり患との間に相当因果関係のある重篤な疾病によって就労が困難となつていと認められること、③原発事故前の就労先では、申立人に定年の定めはなく、社長が事故後も社員として残ることを依頼し、手術後に見舞いにも来るなど、人的関係が強いと認められることからすれば、事故前の就労先に戻る意思と蓋然性は十分認められ、むしろ事故前の就労先以外で就労することは困難であること、④事故前就労先の事業再開の見込みが立ちつつあること、⑤もつとも、事故からの時間の経過によって因果関係が弱まるという側面は否定できないこと等を総合的に勘案し、事故前収入について、原発事故の影響割合を、平成28年3月分から平成29年2月分までについて8割、同年3月分から同年11月分までについて5割として算定した損害額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1398		
事案の概要	自主的避難等対象区域(相馬市)から県外に避難した申立人ら(夫婦及び未成年の子ら)について、自宅周辺の放射線量等を考慮して、平成27年3月分までの避難費用及び生活費増加分等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)キ
	第10の2(3)ク		

2 基本情報

申立日	H28.3.30	全部和解成立日	H30.6.12
事故時住所	相馬市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	1,648,644	H23.10~H24.3	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※2
小計			1,688,644		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※2
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※2
小計			200,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※2
小計			200,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※2
小計			200,000		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	8,800	H23.3	※1
全部和解	生活費増加費用	住居費	392,200	H23.4～H23.8	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	689,184	H23.3～H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	9,852	H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	避難雑費		2,340,000	H24.1～H27.3	※1

小計 3,590,036

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,918,680
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,960,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人ら（申立人B、C、D及びEは追加申立てを行った。）は、原発事故発生当時、相馬市に居住する夫婦及び子3人の家族であったが、平成23年3月に自主的避難を実行し、これにより支出した住居費、家財道具購入費、移動交通費、面会交通費、就労不能損害、避難雑費等を請求した。東京電力は、申立人らの避難は自宅が一部損壊したことによるものである、申立人らは避難直後に避難先に住民票を移しており、また申立人Aは平成23年4月に起業の準備を開始したことから帰還の意思・蓋然性がなくなったとして、相当因果関係を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、移動交通費、住居費、一時帰宅費用、面会交通費、家財道具購入費、就労不能損害、避難雑費の賠償を認めた。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

申立人A及びBについては中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち4万円を、子供である申立人C、D及びEについては中間指針第一次追補第2に基づく賠償分40万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち20万円を、精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

1 事案の概要

公表番号	1399		
事案の概要	帰還困難区域(富岡町)で衣類の製造販売業を営んでいた申立会社の営業損害について、平成27年3月分から平成29年2月分までの逸失利益(原発事故の影響割合10割)から、経済的耐用年数に基づき計算された減価償却費相当分を控除した額が賠償されたほか、居住制限区域(浪江町)に居住していた申立人ら(申立会社の代表者家族)について、平成29年3月分までの精神的損害及び避難費用等並びに住居確保損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の5(2)	第1の9(2)ア(1)	

2 基本情報

申立日	H29.2.21	全部和解成立日	H30.6.12
事故時住所	浪江町ほか		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	2,400,000	H27.4～H29.3	※1
早期一部和解	避難費用	宿泊費等	1,195,712	H27.4～H28.12	※2
全部和解	避難費用	宿泊費等	177,576	H29.1～H29.3	※2
全部和解	避難費用	その他	19,000	H27.5	※2
全部和解	財物損害	その他	25,932,221		※3
小計			29,724,509		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	2,400,000	H27.4～H29.3	※1
小計			2,400,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	2,400,000	H27.4～H29.3	※1
小計			2,400,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		10,455,392	H27.3～H29.2	※4
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	30,199		※5

小計 10,485,591

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	一時立入費用	交通費	252,560	H26.11～H28.12	※6
全部和解	一時立入費用	交通費	23,056	H27.2～H28.12	※6
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	512,000	H27.2～H28.12	※6

小計 787,616

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	45,797,716
	弁護士費用	1,373,931
	手続内で処理された既払金合計額	8,648,272

※1 中間指針第3の6

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としているところ、平成29年3月分までの慰謝料の賠償が認められたものである。

※2 中間指針第3の2

中間指針第3の2は、避難者が必要かつ合理的な範囲で負担した避難費用を賠償すべき損害を認めているところ、避難先の家賃及び駐車場代等の賠償が認められたものである。

※3 中間指針第3の10、中間指針第四次追補第2の2

申立人Aは、浪江町に居住していたところ、原発事故により避難を余儀なくされたとして、移住予定先の土地の購入費用を含む住宅確保損害を請求した。東京電力も平成26年4月30日付け東京電力プレスリリースに基づいて一定の範囲で賠償を認めた。パネルは、移住予定先の土地の購入価格での賠償を認めず、東京電力の認めている範囲での和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用は賠償すべき損害と認め、中間指針第四次追補第2の2Iは、従前の住居が持ち家であった者が、移住のために負担した費用は賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の7

申立人Dは、帰還困難区域において、衣類の製造販売業を営んでいたところ、事故によって事業を営むことができなくなったため、平成27年3月から平成29年2月までの逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、賠償すること自体は争わなかったが、逸失利益から確定申告書資料に基づく減価償却費の控除を主張した。パネルは、確定申告書資料に基づく減価償却費の控除ではなく、経済的耐用年数に基づき計算された減価償却費相当分を控除した額で賠償を認める和解

案を提示した。

中間指針第3の7は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い、営業が不能になるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の7

中間指針第3の7Ⅱは、事業者において、事業に支障が生じたために負担した追加的費用も必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、事業に使用する放射能測定器の購入費用について賠償が認められたものである。

※6 中間指針第3の3

申立人A、B及びCが、原発事故により避難を余儀なくされたため、従前の住居に一時立入りをするに際しての交通費及び宿泊代の賠償を求めた。東京電力は、賠償すること自体は争わなかったが、証拠上宿泊者が3名であることが確認できないため2名分のみについて東京電力の基準額で認める、宿泊は2泊する必要性がないので1泊分のみ認めると主張した。パネルは、宿泊者については、証拠上宿泊者が3名であることを確認できないので2名分の東京電力の基準額で、宿泊日数については、2泊する必要を認め2泊分を認める和解案を提示した。

中間指針第3の3は、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する一時立入りに参加するために負担した交通費等は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1400		
事案の概要	避難等自主的対象区域(福島市)から県外に避難した申立人らについて、平成27年3月分までの避難費用等のほか、平成28年7月に県内の自宅に帰還した際に支出した引越費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H29.12.11	全部和解成立日	H30.6.14
事故時住所	福島市		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	83,200	H28.6～H28.7	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	206,505	H25.1～H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	848,119	H25.2～H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	780,000	H25.2～H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用	教育費	8,845	H25.2～H27.3	※1
全部和解	避難雑費		520,000	H25.2～H27.3	※1

小計 2,446,669

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,446,669
	弁護士費用	73,400
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人ら(母(A)、父(B)及び18歳以下の子(C))は、原発事故当時、自主的避難等対象区域に居住しており、平成23年7月に、申立人A及びCが山形市へ自主的避難を実行したため、平成25年1月以降の避難費用、生活費増加費用等及び平成28年7月に自宅へ帰還した際の引越費用(自家用車で荷物を複数回移動した費用等)の賠償を請求した。東京電力は、平成24年9月以降の避難費用及び生活費増加費用等について賠償が認められるためには特段の事情が必要であると主張し、引越費用については支出の必要性和合理性を争った。パネルは、申立人

らが提出した資料及び説明に基づいて、同月以降も避難継続の必要性を認め、平成27年3月までの避難費用と生活費増加費用を認める和解案を提示し、引越費用については、荷物を移動した回数及び荷物量等を考慮し、請求額の3割弱の限度で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1401		
事案の概要	宮城県丸森町から外国人である申立人父の母国の実家に避難した申立人ら(夫婦及び未成年の子ら)について、申立人らの避難の状況、自宅周辺の放射線量等を考慮し、平成24年10月分までの避難費用及び生活費増加分等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(1)	第10の2(4)	

2 基本情報

申立日	H29.10.30	全部和解成立日	H30.6.18
事故時住所	宮城県丸森町		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	1,860,012	H24.2~H24.7	※1
小計			1,860,012		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	46,268	H24.7~H24.10	※1
小計			46,268		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	200,000	H24.7~H24.10	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H23.4~H24.10	※1
全部和解	生活費増加費用	教育費	45,000	H23.4~H24.10	※1
全部和解	避難雑費		240,000	H24.7~H24.10	※1
小計			635,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,541,280
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、自主的避難等対象区域外の宮城県丸森町から外国人である申立人B（父）の母国の実家に避難し、前件までに和解した平成24年6月より後の期間に係る通院交通費、宿泊謝礼及び家財道具購入費等並びに申立人Bの同年2月以降に係る就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの外国における避難継続の合理性について、先行する和解仲介手続において同月までの賠償が認められている一方、その後の期間に係る損害は基本的に認められておらず、本件請求に係る期間の損害は原発事故と相当因果関係がないとし、申立人Bの就労不能損害については、先行する和解仲介手続と同じ請求であるなどと主張して争った。パネルは、同年10月までの宿泊謝礼等の賠償と申立人Bの6か月分の就労不能損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めている上、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認め、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3）

申立人らは、申立人A（母）のビザ申請料、日本国内にある申立人Aの実家への面会交通費、避難先での住居費、申立人Aの就労不能損害、精神的損害の賠償を求めたが、東京電力は争い、パネルは和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1402		
事案の概要	居住制限区域(富岡町)から避難した申立人ら(夫婦及び子)について、避難により申立人夫の持病が悪化したこと及び申立人子が精神疾患を発症したことを考慮し、平成30年2月分までの生命身体的損害として、申立人夫に係る入通院慰謝料並びに申立人子に係る入通院慰謝料及び通院付添費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)	

2 基本情報

申立日	H29.5.10	全部和解成立日	H30.6.26
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	109,200	H28.9～H30.2	※1
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	13,860	H28.9～H30.2	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	31,200	H30.3～H30.4	※1
小計			154,260		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	1,497,200	H23.5～H30.2	※2
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	860	H28.12	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	49,080	H24.9～H25.11	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	135,300	H28.3～H30.2	※2
小計			1,682,440		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,836,700
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人Aは、避難生活により、持病の高血圧、偏頭痛及び不眠症が悪化し、また原発事故後に糖尿病を発症したとして〔診断書等〕、直接請求で賠償が拒否されるようになった平成28年9月以降の通院慰謝料等の賠償を求めた。東京電力は、申立人の既往症、年齢及び体型等の事故外要因が大きく、事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、持病の通院

については原発事故前の通院状況と変わらない頻度となっていることから通院慰謝料及び交通費を認めず（ただし、証明書取得費用は認めた。）、糖尿病の通院については、原発事故後の発症であること避難と関連性有りとする医療照会の結果等から、事故との相当因果関係があると判断し、通院1回について4200円を基準とする通院慰謝料、通院交通費及び証明書取得費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。）し、疾病にかかったことにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人B（追加申立て）は、原発事故時小学生であったところ、避難生活により精神疾患を発症して通学も困難となり、入通院を続けているとして〔診断書等〕、入通院慰謝料や、入通院には親の付添いが必要であったとして入通院付添費や付添交通費の賠償を求めた。東京電力は、入院の付添いについて医師の指示がない、また親については申立人Bの介護を理由とする就労不能損害を平成28年2月分まで賠償済みであるなどと主張して争った。パネルは、申立人Bの症状の程度や入通院の状況を勘案し、いわゆる赤本基準での入通院慰謝料（直接請求での既払金182万2800円を控除した額）を認めたほか、申立人Bの年齢・通院先や症状から入通院時に親の付添いは必要であったと判断し、親の就労不能損害の賠償受領が終了した平成28年3月以降の通院付添費（いわゆる赤本基準、日額3300円）及び付添交通費を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第3の5 Iに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の7）

申立人Aは、自身が営んでいた米小売販売業について、避難により営業が不能になったとして、平成27年3月以降の逸失利益の賠償を求めたところ、東京電力は直接請求で賠償済みであるなどと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の5）

申立人C（追加申立て）は、子である申立人Bの入通院には親である自身の付添いが必要であったとして、付添に関する費用の賠償を求めたところ、東京電力は就労不能損害を平成28年2月分まで賠償済みであるなどと主張して争った。パネルは、通院付添費及び付添交通費について申立人Bの損害として認めたことから、申立人Cについては和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1403		
事案の概要	茨城県内で有機農法による農作物の生産・販売業を営む申立人について、風評被害の影響で取引量が減少した取引先(販売業者)に係る平成27年12月分から平成28年11月分までの減収分につき、原発事故の影響割合を2割として営業損害(逸失利益)が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H29.12.14	全部和解成立日	H30.6.26
事故時住所	茨城県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		341,204	H27.12~H28.11	※1

小計 341,204

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	341,204
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、茨城県において野菜の有機農業を営んでいたところ、原発事故による風評被害により売上げが減少したとして逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、東京都中央卸売市場における茨城県産野菜の統計データによれば、平均価格、数量について遅くとも平成25年には原発事故前の水準に回復しているため、同年以降風評被害は存しないと思われる、また、申立人の主張する損害の増加は、原発事故以外の要因によるものと思われるとして、売上減少と原発事故の相当因果関係を争った。パネルは、原発事故の影響割合を2割として、対象期間における風評被害を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、農林漁業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、茨城県において産出された農林産物に係る被害については、原則として賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1404		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区石神地区)に居住していた申立人らについて、①平成24年8月分までの日常生活阻害慰謝料(増額分)、②妊婦又は18歳以下の子どもがいた世帯について、平成27年3月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、1世帯当たり月額3万円の実費が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)イ(イ)	第1の4(2)ウ
	第1の8(2)ウ(ア)	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H26.10.21	全部和解成立日	H30.12.21
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	252	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 申立て、審理及び解決基準の概要

本件は、南相馬市原町区の石神地区内の12の地域が集団申立てをしたうちの、X地区の集団申立てである(申立人人数は最終的には266名である。)

申立人らは、精神的損害の月額10万円の支払を平成24年9月以降も継続するよう求めて申立てをした。パネルは、申立世帯の中から代表世帯を選出させ、代表世帯の審理により、申立世帯全体に共通して精神的損害の月額10万円の支払を同月以降も継続すべき事情が存在するか調査したが、全世帯に共通する事情が認められなかったことから、個別審理に移行することにした。

個別審理を行うに当たっては、同審理を希望するか取り下げるかを申立人に確認し、同審理を希望した申立人にはアンケートを送付し、①原発事故発生時から平成24年8月までの月額10万円の精神的損害(日常生活阻害慰謝料)の増額事由、②同年9月以降に避難を継続したために増加した避難費用(生活費増加分を含む。)及び③転校したことにより生じた費用の有無について調査した。パネルは、アンケート結果に基づき、合理的に算定した一定額を算出し、本件の解決基準とした。

以下、和解の成立した2世帯について和解の概要を説明する。

4 和解の概要

1404-1

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	390,000	H23.3~H24.3	※1

小計 390,000

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	540,000	H23.3～H24.8	※2
全部和解	避難費用		930,000	H24.9～H27.3	※3
小計			1,470,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,860,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

1404-2

申立人E、F、G共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	540,000	H23.3～H24.8	※2
小計			540,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	540,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）、中間指針第2の5

申立人Cは、原発事故発生当時、日常的に乳幼児であるD（申立人B及びCの子であり原発事故当時5歳であった。）の面倒を見ており、過酷な避難生活を余儀なくされたとして精神的損害の増額を請求した。東京電力は、本件で採用されたアンケート方式では事案の個別事情を明らかにすることに限界があるため、その限界を踏まえた和解案にすべきと主張して争った。パネルは、本件の申立人が多数に及ぶことから、合理的な範囲で証明の程度を緩和して、一定額の賠償を認める方法により迅速な救済を図るべきとして、原発事故時の平成23年3月から申立人Dが小学校に上がる前の平成24年3月までの13か月間について、月額3万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、乳幼児の世話を恒常的に行っており通常の避難者と比べてその精神的損害が大きい場合には、この金額を増額することができると認めており、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、迅速な救済が求められる現状に鑑みれば、損害項目によっては合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられ、必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することや、客観的な統計データ等による合理的な算定方法を用いることも考えられるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）、中間指針第2の5

申立人らは、原発事故後、避難により別離を余儀なくされたとして精神的損害の増額を請求した。東京電力は、本件で採用されたアンケート方式では事案の個別事情を明らかにすることに限

界があるため、その限界を踏まえた和解案にすべきと主張して争った。パネルは、本件の申立人が多数に及ぶことから、合理的な範囲で証明の程度を緩和して、一定額の賠償を認める方法により迅速な救済を図るべきとして、平成23年3月から平成24年8月までの18か月間について、月額3万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じ通常の避難者と比べてその精神的損害が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めており、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、迅速な救済が求められる現状に鑑みれば、損害項目によっては合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられ、必要かつ合理的な範囲で証明に程度を緩和して賠償することや、客観的な統計データ等による合理的な算定方法を用いることも考えられるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2、中間指針第2の5

申立人らは、18歳以下の子供（申立人D）がいたため平成24年9月以降も避難を継続する必要が生じ、原発事故前よりも水道光熱費等の生活費が増加したとして、生活費増加費用の請求をした。東京電力は、本件で採用されたアンケート方式では事案の個別事情を明らかにすることに限界があるため、その限界を踏まえた和解案にすべきとして、また、申立人の請求項目の中に平均と比べて高いと思われる項目（水道光熱費）や詳しい説明が必要な項目（通信費及び交通費）などがあるなどとして争った。パネルは、妊婦又は18歳以下の子供がいた世帯について平成27年3月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとし、本件の申立人が多数に及ぶことから、合理的な範囲で証明の程度を緩和して、一定額の賠償を認める方法により迅速な救済を図るべきとして、平成24年9月から平成27年3月までの31か月間について、月額3万円の生活費増加費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した生活費増加費用を賠償すべき損害と認めており、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、迅速な救済が求められる現状に鑑みれば、損害項目によっては合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられ、必要かつ合理的な範囲で証明に程度を緩和して賠償することや、客観的な統計データ等による合理的な算定方法を用いることも考えられるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1405		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)に居住し、配偶者ととも避難した申立人について、癌に罹患して入退院を繰り返していた配偶者(平成24年6月死亡)の介護を行っていたことを考慮し、平成23年3月分から平成24年6月分までの日常生活阻害慰謝料(3割の増額分)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H30.7.30	全部和解成立日	H31.1.8
事故時住所	帰還困難区域		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	492,000	H23.3~H24.6	※1
小計			492,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	492,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、原発事故によりがんになり患した〔診断書〕の配偶者の付添・介護をしながらの避難生活を強いられたとして、精神的損害の増額を請求した。東京電力は、増額すべき事由が認められないとして否認した。パネルは、申立人が配偶者を介護しながらの避難生活であった点を考慮し、平成23年3月分から配偶者が死亡した平成24年6月分まで、日常生活阻害慰謝料を3割増額して賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円(避難所等において避難生活をした期間は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は身体の障害がある者の介護を恒常的に行ったこと、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、目安とされた額よりも増額することができると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1406		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)の自宅で、夫、子ども夫婦及び孫らと生活していた申立人について、原発事故に伴う子ども夫婦及び孫らの避難により別離を余儀なくされたことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで(ただし、別離が解消されていた平成23年9月分から平成24年3月分までを除く。)の日常生活阻害慰謝料(3割の増額分)が賠償された事例		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H30.9.11	全部和解成立日	H31.1.8
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,340,000	H23.3~H23.8、H24.4~H30.3	※1
小計			2,340,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,340,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6 総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、避難生活により家族の別離を余儀なくされたとして、精神的損害の増額を請求した。東京電力は、家族別離が一度解消しており、再度の別離は申立人の都合により生じたものであって原発事故との相当因果関係がないと主張した。パネルは、再度の別離は事故前からの仕事を再開したためであり〔電話聴取事項報告書〕、相当因果関係があるとして賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離、二重生活等が生じたこと、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、目安とされた額よりも増額することができると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1407		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(広野町)に居住していたが、原発事故による避難生活の影響で心臓病及び糖尿病に罹患した申立人について、平成28年11月分までの生命身体的損害(通院慰謝料)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)	

2 基本情報

申立日	H29.10.18	全部和解成立日	H30.7.3
事故時住所	広野町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	8,400	H28.9～H28.11	※1
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	36,696	H28.9～H28.11	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	32,400	H29.7	※1
小計			77,496		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	77,496
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人は、避難生活により心臓病及び糖尿病を発症し、平成28年4月に帰還した後も避難先で通院していた岩手県内の病院への通院を余儀なくされたと主張して〔診断書〕、同年9月から平成29年1月までの通院慰謝料、通院交通費及び証明書取得費用の賠償を求めた。東京電力は、平成28年11月までの通院について通院慰謝料、通院交通費及び証明書取得費用の賠償を認めたが、それ以降の期間の通院については、相当期間が経過しており、原発事故以外の要因によるものと考えられるとして、原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、東京電力が賠償を認めた平成28年11月までの通院について原発事故との相当因果関係を認め、通院慰謝料、通院交通費及び証明書取得費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化(精神的障害を含む。)し、疾病にかかったことにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1408		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(田村市)から避難した申立人ら(父母及び子ら)について、申立人子の一人が避難により適応障害を発症し、医師から早期に帰還すべきではないという診断がされていたこと等を考慮し、当該申立人子及びその介護を行っていた申立人母については平成27年7月まで、その余の申立人については平成26年3月まで、避難を継続すべき合理的な理由があると認め、それぞれの期間についての精神的損害(増額分を含む。)に加え、生活費増加分及び一時立入費用等が賠償された事例(本和解と重複する請求がされている訴訟については、申立人が当該訴えを取り下げ、被申立人がこれに同意する旨の合意が付されている。)		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)	

2 基本情報

申立日	H27.8.10	全部和解成立日	H30.7.9
事故時住所	田村市		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	760,000	H24.9～H26.3	※2
小計			2,660,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,500,000	H24.9～H27.7	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,400,000	H24.9～H27.7	※2
小計			4,900,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1
小計			1,900,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,500,000	H24.9～H27.7	※1
全部和解	精神的損害	増額分	2,450,000	H24.9～H27.7	※2
小計			5,950,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	240,000	H23.3～H24.8	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	400,000	H23.3～H24.8	※3
全部和解	一時立入費用	交通費	504,000	H23.3～H24.5	※4
小計			1,144,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	16,554,000
	弁護士費用	496,620
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人ら(父(A)、母(B)及び子ら(C及びD))は、緊急時避難準備区域(田村市)から避難をしたものであるが、申立人Dが避難により環境の変化にストレスを感じて適応障害を発症したことから、平成24年9月以降も避難を継続しなければならない特段の事情があったとして、同月以降分の月額10万円の精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人Dの適応障害等の発症原因が原発事故であることは認めたもののその影響割合は25%程度であり、Dの事情を前提に合理性を検討するとして認否を留保した。パネルは、医師から避難先の仮設住宅から原発事故前の住居に突然帰還すれば体調悪化の可能性があるという診断がされていたこと〔診断書及び陳述書〕等から、申立人Dは住居を移すことなく引き続き避難先での生活が必要であったと判断し、申立人D及びその介護を行っていた申立人Bについては平成27年7月まで、申立人A及びCについては平成26年3月まで避難を継続すべき合理的な理由があると認め、それぞれの期間についての精神的損害の賠償を認める和解案を提示した。

また、東京電力は、申立人らが申立当時既に継続中の訴訟の原告となっており、精神的損害について本件で提示する和解内容と判決内容とが重複・矛盾抵触などが発生する可能性があるため、判決が確定するまで諾否を留保するが、申立人らが訴訟の訴えを取り下げた場合、通常の案件と同様に検討すると主張した。パネルは、申立人らの意向を確認した上で、訴えの取下げ及びこれに対する同意に関する条項を付した和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、緊急時避難準備区域について相当期間については、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することができることが適当であるとしているところ、本件では、申立人について特段の事情を認め、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、避難生活を継続したことにより変形性胸椎症及び腰椎捻挫等の傷病を発症し〔診断書〕、過酷な避難生活を余儀なくされたことから精神的損害の増額を請求した。東京電力は、避難生活と傷病との間に関連性が認められないと主張して争った。パネルは、申立人Aの避難生活状況、通院状況等を考慮し、平成24年9月から平成26年3月まで、月額4万円の増額分の

賠償を認める和解案を提示した。

申立人Bは、避難生活により持病の関節リウマチが悪化したため過酷な避難生活を余儀なくされたことから〔診断書、陳述書〕、精神的損害の増額を請求した。東京電力は、原発事故との関連性が認められないと主張して争った。パネルは、申立人Bが原発事故当時、身体障害等級2級の障害を有していたこと〔医療照会状〕、申立人Bの避難生活状況及び申立人Dの介護が必要であったこと等を考慮し、平成24年9月から平成27年7月まで、月額4万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

申立人Dは、避難生活により適応障害を発症し、過酷な避難生活を余儀なくされたことから、精神的損害の増額を請求した。東京電力は申立人Dの適応障害等の発症原因が事故であることは認めたもののその影響割合は25%程度であると主張した。パネルは、申立人Dの避難生活及び通院状況等を考慮し、平成24年9月から平成27年7月まで、月額7万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害があること、重度又は中程度の持病があること、介護を恒常的に行ったこと等により通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人らの日用品及び家財等の購入費用について、概算額を認めたものである。

※4 中間指針第3の3

申立人らが避難先から事故時住所に一時立入した費用として、相当な金額を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1409		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)に居住し、同町内で勤務していたが、原発事故の影響により勤務先が閉鎖されたために解雇され、平成24年に他所に再就職した申立人について、原発事故当時の収入の6割相当額から再就職先での収入を控除した残額につき、平成29年8月分までの就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H29.10.2	全部和解成立日	H30.7.12
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	449,152	H28.9～H29.8	※1
小計			449,152		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	449,152
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は原発事故発生当時、帰還困難区域(大熊町)に居住し、同町内の病院で勤務していたが、原発事故により勤務先が閉鎖された〔通知書〕として、平成28年9月以降の事故前収入と事故後の収入〔給与支給明細書〕の差額を請求した。東京電力は、①既に賠償終期が到来していること、②より給与額の高い仕事に転職するための十分な求職活動を行っていないこと、③前回の手続から時間が経過しており、原発事故の影響割合はさらに減縮していること及び④原発事故前の収入と請求対象期間の収入との間に差額がある限り無制限に就労不能損害が認められるとなると著しく不合理であることを主張して争った。パネルは、申立人が平成24年には再就職していることや、身体障害等級の認定を受けていること及びその程度等を考慮して一定の就労の努力を認める一方で、原発事故当時の収入と同額の収入を求めるための就労の努力が不十分であるとして、事故前収入の6割から事故後の収入を控除した残額について、平成29年8月分までの就労不能損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、就労不能等となった場合には、給与等の減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1410		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)に居住していた申立人らが所有していた不動産(建物)の財物損害について、東京電力に対する直接請求で支払われた金額(固定資産課税台帳登録事項明細書記載の床面積に基づく。)と登記事項全部証明書上の床面積に基づく金額との差額の半分が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H30.1.17	全部和解成立日	H30.7.19
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	建物	1,717,638		※1
小計			1,717,638		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	建物	858,819		※1
小計			858,819		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,576,457
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人A及びBは、原発事故時所有していた建物の賠償について、既に東京電力から賠償済みである賠償額は固定資産課税台帳登録事項明細書(以下「固定資産明細書」という。)に記載された延床面積に基づいて算定された金額であるところ、本件建物の賠償額は登記事項全部証明書に記載された、より広い延床面積で算定されるべきであるとして、登記事項全部証明書記載の床面積に基づいて算定した賠償額と支払済みの賠償額との差額を請求した〔登記事項全部証明書、固定資産課税台帳登録事項明細書、平面図、写真〕。東京電力は、固定資産明細書の延床面積は、浪江町が本件建物の現況に基づき適正に評価したものであり、また複数の床面積がある場合、特段の事情のない限り、狭いほうの床面積に基づき損害額を算定することが裁判実務とも整合的であるから、固定資産明細書の延床面積に基づき算定した賠償額は適当な金額であったと

主張して争った。パネルは、登記事項全部証明書、平面図及び写真等により、登記事項全部証明書記載の延床面積が実際に存在するとの心証は得られるが、一方で固定資産明細書の延床面積を超える具体的部分が2階ロフト部分や1階の一方に壁がない部分であると考えられるため、他の床面積部分に比べて若干価値が下がるとして、東京電力基準で算定した差額部分の半額を賠償額として認める和解案を提示した。

中間指針第3の10は、現実が発生した不動産の価値の喪失又は減少は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

申立人B（追加申立て）は、請求の不動産が申立人A及びBの共有（それぞれ申立人Aは3分の2、申立人Bは3分の1の持ち分割合であった。）になっていたため、追加で申立てがされたものである。

1 事案の概要

公表番号	1411		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)に居住していた申立人ら夫婦について、申立人妻が原発事故直後に別世帯の子や孫らと避難をしたことを考慮し、平成23年8月分までの避難費用(避難交通費、申立人夫との面会交通費)及び生活費増加分等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ

2 基本情報

申立日	H30.2.19	全部和解成立日	H30.7.19
事故時住所	いわき市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.8	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.8	※1
小計			40,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	28,800	H23.3	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	144,000	H23.3.～H23.8	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	180,000	H23.3.～H23.8	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	209,000	H23.3.～H23.8	※1
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	39,000	H23.3.～H23.8	※1
小計			600,800		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	680,800
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	160,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人ら(夫及び妻)は、自主的避難等対象区域(いわき市)に居住していたが、申立人妻は、原発事故後放射能汚染をおそれて、申立外長男の家族(18歳以下の子供は2名。)及び申立外二男の家族(18歳以下の子供は3名)とともに平成23年3月に他県に避難した。申立人妻は、原発事故前から孫の世話をしていたところ、長男及び二男の各家族が身寄りのない土地で育児をするのは大変なことであったため、長男及び二男の各家族が避難を続けるには、申立人妻の手助けが必要であった。申立人夫は、事故時住居を離れられない事情があったため、申立人妻が子や孫らとともに避難を継続し、申立人夫が事故時住居から申立人妻に面会に来ることになった。このような状況の下において、申立人らは、避難交通費、面会交通費、二重生活に伴う生活費増加費用一般、家財道具購入費用、自家消費野菜に係る生活費増加費用及び精神的損害について賠償を求めた。東京電力は、中間指針等に定められた基準に基づく支払金額に含まれており当該金額を超えて支払をすべき事情は見受けられないなどと主張して争った。パネルは、平成23年8月までの、避難交通費、面会交通費、二重生活に伴う生活費増加費用一般、家財道具購入費用、自家消費野菜に係る生活費増加費用及び精神的損害の各賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について))

申立人らは、避難生活中などにおける治療(病気及びけが)にかかった費用として妥当額の賠償を求めたところ、東京電力は、原発事故との相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1412		
事案の概要	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)から避難した結果、家族別離が生じ、平成26年8月頃に帰還した申立人らについて、平成24年5月分までの家族間移動交通費、帰宅交通費、平成23年9月分までの生活費増加分及び精神的損害の増額分が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ア)	第1の4(2)ア(ウ)	第1の6(2)
	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H28.5.2	全部和解成立日	H30.7.23
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人ら共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	帰宅費用	交通費	25,720	H23.10、H26.8	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	35,000	H23.3～H23.9	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	41,000	H23.3～H23.9	※3
全部和解	避難費用	交通費	80,080	H23.11～H24.5	※4
小計			181,800		

申立人B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	180,000	H23.4～23.9	※5
小計			180,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	361,800
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の4

申立人B及びCは、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)から県外へ、平成23年4月から同年10月まで避難し、さらに同年11月から平成26年8月まで再度避難したことについて、それぞれの避難先からの帰宅において支出した交通費の賠償を請求した。東京電力は、南相馬市による一時避難要請の解消後相当期間が経過した平成23年9月30日より後の避難継続は事故との相当因果関係はないなどと主張して争った。パネルは、原発

事故と上記2回の避難との相当因果関係を認め、負担者を申立人ら全員としてそれぞれの避難先からの帰宅費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の4は、避難等対象者が、対象区域の避難指示等の解除等に伴い、対象区域内の住居に最終的に戻るために負担した交通費は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故により自家消費米を栽培できず米を購入せざるを得なくなったとして、その購入費の賠償を請求した。東京電力は、申立人Aに対し既に平成23年以降の農業の逸失利益の賠償がされており、米購入費はそれに含まれるなどと主張して争った。パネルは、平成23年3月から同年9月までの米購入費月額5000円について、原発事故との相当因果関係があるとして賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故後水道水が飲料用として使用できなくなったために負担した飲料水購入費の賠償を請求した。東京電力は、既に支払済みの精神的損害の損害額に含まれているなどと主張して争った。パネルは、飲料水購入費のうち、平成23年3月から同年9月までの分の一部について、原発事故との間の相当因果関係があるとして賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第3の2 I③に従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の2

申立人らは、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から県外へ、平成23年4月から同年10月まで避難し、さらに同年11月から平成26年8月まで再度避難したことにより家族が別離したことから、家族間で行き来するため支出した交通費の賠償を請求した。東京電力は、南相馬市による一時避難要請の解消後相当期間が経過した平成23年9月30日より後の避難継続は事故との相当因果関係はないなどと主張して争った。パネルは、申立人自宅がある地域の放射線量等を考慮し、平成23年11月から平成24年5月分までの家族間移動交通費について（平成23年10月までの分は賠償済み。）、原発事故との間の相当因果関係があるとして賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第3の2 I③に従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人B及びCは、他の申立人らと離れて避難をしたことによる家族別離を理由に、精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、南相馬市による一時避難要請の解消後相当期間が経過した平成23年9月30日より後の避難継続は事故との相当因果関係はないなどと主張して争った。パネルは、平成23年4月から同年9月までの間について、家族別離が生じたことについて原発事故との間の相当因果関係を認め、それぞれ月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるというところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1413		
事案の概要	宮城県丸森町耕野地区から避難をした申立人らについて、自宅周辺の放射線量等を考慮し、平成24年11月分までの避難費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(1)		

2 基本情報

申立日	H29.10.25	全部和解成立日	H30.7.23
事故時住所	宮城県伊具郡丸森町		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※1
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※1
小計			600,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※1
小計			600,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※1
小計			600,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※1
小計			600,000		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	50,400	H24.1～H24.11	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	65,205	H24.1～H24.11	※2
全部和解	生活費増加費用	住居費	171,930	H24.1～H24.11	※2
全部和解	避難雑費		660,000	H24.1～H24.11	※2
小計			947,535		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,427,535
	弁護士費用	102,826
	手続内で処理された既払金合計額	800,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは自主的避難等対象区域外に居住し、自主的避難を実行したところ、福島第一原子力発電所からの距離が近いことや放射線量が高いこと等から避難の必要性・合理性があるとして、平成27年3月末までの避難費用等の賠償を求めた。東京電力は、自主的避難等対象区域の賠償基準を自主的避難等対象区域外について用いれば賠償の範囲が無限に拡大してしまう、既払金(平成24年8月13日付け東京電力プレスリリース等)を超える損害がない、また、少なくとも平成23年9月以降は相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、中間指針第一次追補第2[自主的避難等対象区域]備考1の趣旨を踏まえ、申立人らについて、自主的避難等対象区域と同等程度の状況にあったと認定の上、自主的避難等対象区域と同等の一律賠償を認める和解案を提示した。なお、パネルは、平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースについても、自主的避難等対象区域と同等に取り扱うべきと判断した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認めており、また、中間指針第一次追補第2[自主的避難等対象区域]備考3は、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは自主的避難等対象区域外に居住し、自主的避難を実行したところ、福島第一原子力発電所からの距離が近いことや放射線量が高いこと等から避難の必要性・合理性があるとして、平成27年3月末までの避難交通費、引越関連費用、住居費、一時帰宅費用及び避難雑費の賠償

を求めた〔引越費用領収書、賃貸借契約書、支払証明書及び交通費領収書等〕。東京電力は、既払金（平成24年8月13日付け東京電力プレスリリース等）を超える損害がない、また、遅くとも平成23年9月以降は相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、事故時住所周辺の放射線量、事故時自宅に関する事情、避難先での就労状況、避難先での自宅取得に関する事情等から平成24年11月までの避難の必要性及び合理性を認め、避難費用、生活費増加費用、避難雑費を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第一次追補第2〔自主的避難等対象区域〕備考3は、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、さらに、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3）

申立人らは、避難しなければ事故時住所地の自治体から支給されたであろう支給金相当額及び避難先土壤の検査費用の賠償を求めたところ、東京電力は因果関係を争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1414		
事案の概要	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)において農業を営んでいた申立人の風評被害による営業損害(逸失利益)について、平成29年1月分から同年12月分まで、行政による出荷制限が課せられている農産物(柚子)のほか、出荷制限が課されていない農産物(柿)に係る損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第3の2(1)エ	第5の2(2)ア

2 基本情報

申立日	H29.11.28	全部和解成立日	H30.7.23
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		300,000		※1
全部和解	風評被害・逸失利益		130,000	H29.1～H29.12	※2
小計			430,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	430,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、南相馬市鹿島区において農業を営んでいたところ、原発事故により柚子(原発事故に関し課せられた出荷制限の対象)の販売断念を余儀なくされたことで生じた逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、柚子が対象期間に申立人による営業所在地である南相馬市において出荷制限の対象となっていることから、原発事故と損害との間の相当因果関係を認め、前回の申立てにおける和解金額の年間10万円の3倍相当額である30万円の損害を認めた。パネルは、申立人提出の資料や申立人からの説明を踏まえて対象期間に係る出荷制限指示に基づく柚子についての減収分の損害を認め、平成28年12月26日付け東京電力プレスリリース「農林業者さまに対する2017年1月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」I.に基づく30万円の営業損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1 I は、農林漁業者その他の政府が原発事故に関し行う指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の2

申立人は、南相馬市鹿島区において農業を営んでいたところ、柿については原発事故に関し課せられた出荷制限の対象外であるものの、原発事故による風評被害は存在するとして逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、損害額の立証がない、損害回避努力がされていないと主張して争った。パネルは、原発事故と風評被害との間の相当因果関係を認め、柿についての減収分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、農林漁業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、福島県において産出されたものに係る被害については、原則として賠償すべき損害と認められているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1415		
事案の概要	岩手県で山菜の栽培及び販売業を営む申立人の営業損害(逸失利益)について、原発事故の影響による出荷制限や風評被害の影響を考慮し、平成29年7月分までの業者に対する売上げにつき、出荷制限のある品目は原発事故の影響割合を10割として、その他の品目は同割合を6割として賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第5の2(2)イ	

2 基本情報

申立日	H29.6.14	全部和解成立日	H30.7.24
事故時住所	岩手県一関市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示及び風評被害・逸失利益		148,434	H29.4～H29.7	※1
全部和解	出荷制限指示及び風評被害・逸失利益		39,600	H29.4～H29.7	※1

小計 188,034

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	188,034
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1、中間指針第7の1、中間指針第三次追補第2

申立人は、岩手県において山菜を採取し、販売をしていたところ、原発事故に関し課せられた出荷制限の対象となる山菜類(わらび及びたけのこ)、出荷自粛の対象となる山菜類(タラの芽)及びこれらの対象外(ふき)の売上げが減少したことによる逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、対象期間の年度ごとの収入、品目ごとの内訳、費用が資料から明らかになっていないなどと主張し、対象期間の損害の発生を争った。パネルは、出荷制限の対象となる山菜類(わらび及びたけのこ)について中間指針第5の1の損害を認め、出荷自粛の対象となる山菜類(タラの芽)及び出荷制限及び出荷自粛の対象外(ふき)について中間指針第7の1及び中間指針第三次追補第2の風評被害を認め、原発事故の影響割合を、卸売業者に対する販売分と個人に対する販売分とで分けた上で、卸売業者に対する販売分については、出荷制限及び出荷自粛の対象となる山菜類(わらび、たけのこ及びタラの芽)は10割、出荷制限及び出荷自粛の対象外となる山菜類(ふき)を6割、個人に対する販売分については1割として、営業損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1 Iは、農林漁業者その他の政府が原発事故に関し行う指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたため、現実には減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められているところ、出荷制限の対象となる山菜類について、これに従った和解案が提示されたものである。

中間指針第7の1及び中間指針第三次追補第2のI①iは、農林漁業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、岩手県において産出された農産物に係る被害については、原則として賠償すべき損害と認められているところ、出荷制限の対象とならない山菜類については、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1416		
事案の概要	居住制限区域(富岡町)に居住していた申立人について、避難に伴う勤務地の2度にわたる変更により、通勤に利用する駐車場が変更となり、支払う駐車場料金がその都度増額となったことから、平成23年5月分から平成29年10月分までの増額分(原発事故の影響割合を約8割とする。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H29.9.22	全部和解成立日	H30.7.24
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	300,000	H23.5~H29.10	※1
小計			300,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	300,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人は、原発事故当時に居住制限区域（富岡町）に居住及び就業し、勤務先の近隣で駐車場を自費で賃借して自動車通勤をしていたところ、原発事故に伴い勤務地が2度にわたり変更になり、通勤に利用する駐車場の変更も余儀なくされ、料金がその都度増額となったことから、平成23年5月分から平成29年10月分までの駐車場料金増額分の賠償を避難費用（生活費増加分）として求めた。東京電力は、申立人の勤務先は自動車通勤の許可をしておらず自動車通勤は申立人が自主的に行っていること、原発事故当時の雇用契約は有期雇用契約であり原発事故後の再就職は申立人の意思によるものであるから勤務先での駐車場料金の負担は申立人の自主的な判断によること、勤務地変更は勤務先の経営判断によるものであるなどと主張して、駐車場料金の増額と原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、福島県において都市部以外では自家用車通勤は一般的であることや、勤務地の変更は原発事故を要因とすること等から、平成23年5月から平成29年10月まで、事故前の駐車場料金との差額分（影響割合8割）を、生活費増加費用として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1417		
事案の概要	会津地域で福島県産の大豆を原料とする加工食品の製造販売業を営み、東京電力の平成27年6月17日付プレスリリースに基づく請求においては相当因果関係が認められないとして年間逸失利益の1倍相当額の賠償を受けた申立会社の平成27年8月分から平成29年4月分までの風評被害による営業損害(逸失利益)について、上記賠償を受けた年間逸失利益の1倍相当額とは別に、貢献利益率方式で算定した平成28年8月から平成29年4月までの損害額(原発事故の影響割合3割)が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H28.8.9	全部和解成立日	H30.8.2
事故時住所	会津若松市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		10,278,230	H27.8～H29.4	※1

小計 10,278,230

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,278,230
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	8,044,592

※1 中間指針第7の2

申立人は、会津若松市において福島県産の大豆を原料とする加工食品の製造販売業を営んでいたが、原発事故の風評被害により取引先を失ったとして売上減少による減益分の賠償を請求した〔決算報告書、月次売上推移、月次販売先リスト、納品書、損害算定書及び風評被害に関する陳述書等〕。東京電力は、申立人の損害と原発事故との相当因果関係を争った上、平成27年6月17日付け東京電力プレスリリースにより年間逸失利益の1倍相当額の賠償を支払っているから、それを超える損害の存在を証明しない限り賠償はできないと主張した。パネルは、今回の請求対象期間における風評被害の立証の程度等を勘案して、上記の年間逸失利益の1倍相当額とは別に、以降平成28年8月から平成29年4月までの期間について影響割合を3割として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ③ i は、農林水産物の加工又は製造事業者の主たる事務所・工場が福島県内に所在する場合に、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は原則として賠償すべき損害と認めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1418		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難し、親戚宅に滞在していた申立人について、平成28年10月までの宿泊謝礼が賠償されたほか、住居確保損害として支払済みであるとの被申立人の主張を排斥し、同月に親戚宅から老人ホームに転居した際に支払った居室整備費用及び保険料が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H29.9.5	全部和解成立日	H30.8.9
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	590,000	H23.12~H28.10	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	54,000	H28.10	※2
全部和解	避難費用	宿泊費等	15,000	H28.10	※3
小計			659,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	659,000
	弁護士費用	19,770
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人は、原発事故による避難により埼玉県川口市所在の親戚宅の一室を月額4万円(家賃3万円・光熱水費及び食費1万円)で間借りをして生活をしてきたことについて、平成23年4月から平成28年10月までの宿泊謝礼合計268万円〔領収書〕を平成29年6月13日に支払、うち平成23年12月から平成28年10月まで59か月分の家賃合計177万円が原発事故による損害であるとして賠償を請求した。東京電力は、滞在先が親戚宅であり契約書もないこと及び滞在中の67か月間支払をしておらず退去後に支払ったものであること等から、あくまで「謝礼」の意味合いにとどまるとし、近傍賃料からすれば月額3万円は安価でないなどと主張して、その請求を争った。パネルは、上記事情を総合考慮し、宿泊謝礼として、平成23年12月から平成28年10月まで月額1万円の合計59万円が原発事故と相当因果関係のある損害であると認め、和解案を提示した。

中間指針第3の2 I②は、避難等対象者が、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことによって負担した宿泊費及び宿泊に付随して負担した費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人は、平成28年10月に老人ホームに避難した際に支払った入居準備費用のうち、食費を除いた37万9000円は原発事故による損害であるとして賠償を請求した。東京電力は、入居準備費用のうち介護サービスに係る費用は原発事故と相当因果関係がない費用であること、居室整備費用は避難費用（避難に伴う住居関連費用）に含まれるものの、本件申立後の直接請求において住居確保に係る費用（借家）として賠償した既払金に含まれると主張して争った。パネルは、入居準備費用のうち居室整備費用は避難費用であると認め、これは住居確保に係る費用（借家）とは別の損害項目であると判断し、和解案を提示した。

中間指針第3の2 I②は、避難等対象者が、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことによって負担した宿泊費及び宿泊に付随して負担した費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認め、他方、中間指針第四次追補第2の2 IVは、従前の住居が避難指示区域内の借家であった者が、移住等又は帰還のために負担した、新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金及び新たな借家と従前の借家との家賃の差額8年分の費用を賠償すべき損害と認めているが、本件申立人の入居準備費用のうち居室整備費用は、なお避難中である状況で対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費に付随して負担した費用であるとして、中間指針第3の2に従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人は、平成28年10月に老人ホームに避難した際に支払った家財保険料〔領収書〕が、原発事故による損害であるとして賠償を請求した。東京電力は、本件申立後に直接請求において住居確保に係る費用（借家）として賠償した既払金に含まれると主張して争った。パネルは、家財保険料について、家財保険料も避難のために必要な費用であると認め、これは住居確保に係る費用（借家）とは別の損害項目であると判断し、和解案を提示した。

中間指針第3の2 I②は、避難等対象者が、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことによって負担した宿泊費及び宿泊に付随して負担した費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認め、他方、中間指針第四次追補第2の2 IVは、従前の住居が避難指示区域内の借家であった者が、移住等又は帰還のために負担した、新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金及び新たな借家と従前の借家との家賃の差額8年分の費用を賠償すべき損害と認めているが、本件申立人の家財保険料は、なお避難中である状況で対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費に付随して負担した費用であるとして、中間指針第3の2に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1419		
事案の概要	自主的避難等対象区域(川俣町)に居住し、同区域(福島市)にアパートを所有していた申立人について、自治体を実施した同アパートの除染により発生した汚染土につき、申立人において保管をするよう自治体から要請されたこと、法律上、汚染土を川俣町まで移動させることが禁じられていること等の事情を考慮し、福島市内に借りていた同アパートの隣地の駐車場に汚染土を保管した期間の賃料相当額につき、除染関連費用(汚染土砂保管費用)が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)オ	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H30.4.26	全部和解成立日	H30.8.9
事故時住所	川俣町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	その他	136,000	H27.9~H30.6	※1

小計 136,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	136,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、自主的避難等対象区域に居住し、同区域にアパートを所有していたが、同アパートについて自治体が行った除染により発生した汚染土砂の保管場所として、申立人が事故前より駐車場として賃借していた同アパートの隣地を利用せざるをえなかった。申立人はその後同アパートを売却したが、原状回復義務を履行するため、汚染土砂が保管されている駐車場の賃借契約を解約することができず、汚染土砂の搬出が完了するまでの間の汚染土砂保管中の賃料相当損害金の賠償を求めた。東京電力は、申立人が駐車場に汚染土砂を仮置きしたことについてやむを得ない事情があるとして申立人の請求を一部期間を除き認めた。パネルは、汚染土砂保管中の賃料相当額は原発事故と相当因果関係のある損害として和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(除去土壌の保管)を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1420		
事案の概要	自主的避難等対象区域(相馬市)の自宅付近の放射線量が高かったことから県外に避難した申立人ら(夫婦、夫の祖母及び未成年の子ら)について、申立人夫のみが自宅に帰還したことにより世帯分離が生じたこと等を考慮し、平成27年3月分までの避難費用、生活費増加分(面会交通費、二重生活に伴う増加分)、避難雑費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)エ	第10の2(3)ク	

2 基本情報

申立日	H29.6.1	全部和解成立日	H30.8.13
事故時住所	相馬市		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	10,500	H23.3～H27.3	※2
小計			50,500		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	10,500	H23.3～H27.3	※2
小計			50,500		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	10,500	H23.3～H27.3	※2
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	28,290	H23.3～H27.3	※2
小計			238,790		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	10,500	H23.3～H27.3	※2
小計			210,500		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
小計			40,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	63,200	H23.3～H27.3	※3
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	230,496	H23.3～H27.3	※3
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	120,200	H23.3～H23.5	※3
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	15,300	H23.3～H23.3	※3
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	18,480	H23.3～H23.3	※3
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	1,762,272	H23.4～H27.3	※3
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	1,470,000	H23.3～H27.3	※3
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	219,670	H23.3～H27.3	※3
全部和解	生活費増加費用	教育費	32,823	H23.3～H27.3	※3
全部和解	生活費増加費用	その他	10,000	H23.3～H27.3	※3
全部和解	生活費増加費用	住居費	267,900	H23.5～H27.3	※3
全部和解	避難雑費		1,476,000	H23.5～H27.3	※3
全部和解	除染費用等	線量計購入費	130,000	H23.3～H27.3	※4
小計			5,816,341		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,406,631
	弁護士費用	192,199
	手続内で処理された既払金合計額	1,440,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく既払いの賠償分8万円（原発事故発生時に18歳以下の子であったC及びDについては40万円。）のうち、4万円（C及びDについては20万円）を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。なお、残部の4万円（C及びDについては20万円に加え、平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースに基づく20万円の合計40万円）については、避難費用、生活費増加費用に対する賠償分として考慮されている。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人A、B、C及びDが、原発事故による放射線被曝の影響を把握するための検査費用のほか、Cが原発事故直後の避難の際に長時間の移動による疲労等により入院した際の医療費について賠償が認められたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人ら（A（父）、B（母）、C（子）、D（子）及びE（祖母））は同居していたところ、原発事故によりA、B、C及びDの4名は県外に避難し、EもAないしDの避難先とは別の場所に避難したが、その後、Aは平成23年3月下旬に帰還し、Eも同年8月に帰還したものの、B、C及びDは避難生活を継続したことにより二重生活の状態となった。申立人らは、この間に支出した避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等の賠償を求めた。東京電力は、これらの請求について、中間指針第一次追補や平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースに基づく申立人らに対する賠償金により既払いであること等を主張して争った。パネルは、申立人らの主張や提出された証拠等を踏まえ、請求のうち相当額の賠償を認めた。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第二次追補第4

申立人らが、自宅の放射線量を把握するために購入した線量計の購入費用について賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	1421		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)で果樹苗木の生産販売業等を営む申立会社の営業損害(追加的費用)について、原発事故により作業場所を県外に変更したり、新規に営業を行ったりすることが必要となったとして、平成26年3月分までの出張費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H29.3.16	全部和解成立日	H30.8.20
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	2,898,232	H25.6～H26.3	※1

小計 2,898,232

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,898,232
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第7の2

申立人は、福島市で果樹苗木の生産販売業等を営んでいたところ、風評被害により作業場所を県外に変更したり、新規に営業を行ったりすることが必要となったことに基づく追加的費用を請求した。東京電力は、追加的費用について、原発事故との相当因果関係を争った。パネルは、追加的費用について原発事故との相当因果関係を認め、申立人の請求のうち、計算違いを除く全額を損害として認めた。

中間指針第7の1Ⅲ①、同Ⅳ①及び中間指針第7の2Ⅰは、福島県において算出された農林産物に係る原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は原則として原発事故と相当因果関係ある損害として賠償の対象と認められるとし、必要かつ合理的な範囲の追加的費用が、その損害に当たるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1422		
事案の概要	愛知県に本店を置いて自動車の輸出業を営んでいる申立会社の営業損害(逸失利益)について、港湾における放射線検査の結果、商品が輸出できなくなり、仕入価格より安価での国内販売を余儀なくされたことを考慮し、平成29年3月分まで、仕入価格と販売価格の差額分の全額が賠償された事例。		
紹介箇所	第4の2		

2 基本情報

申立日	H29.9.27	全部和解成立日	H30.8.23
事故時住所	愛知県名古屋市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他の政府指示等・逸失利益		662,600	H28.11~H29.3	※1

小計 662,600

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	662,600
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第6の1

申立人は、愛知県名古屋市において中古自動車の輸出業を営んでいたところ、平成28年11月に仕入れた中古自動車について、輸出前の検査において、経済産業省の通知及び港湾荷役関係者間の協定等で定められた基準値を超える放射線量が検出されたため〔測定結果表〕、輸出が不可能となり国内における転売を余儀なくされたところ、転売価格が仕入れ価格を下回るものであったことから〔オークション計算書〕、仕入れ価格と転売価格の差額について賠償を求めた。東京電力は、基準値を超える放射線量が検出されなければ当該中古自動車が輸出できた蓋然性が高かったことを確認できる資料の提出を求め、認否を留保した。パネルは、申立人の主張を認め、当該中古自動車の仕入れ価格と転売価格の差額分の損害を認める和解案を提示した。

中間指針第6の1 I は、事業活動に関する制限又は検査について、政府が原発事故に関し行う指示等に伴い、その事業に支障が生じたため、現実には減収が生じた場合には、その減収分は賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1423		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の特別養護老人ホームに入居していたが、原発事故により県外への避難を余儀なくされ、平成23年5月に死亡した被相続人について、医師が死因を老衰と診断していたものの、避難の経緯や避難前後の健康状態等を考慮し、死亡慰謝料が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H29.10.6	全部和解成立日	H30.8.29
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、C、D、E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	5,400,000		※1

小計 5,400,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,400,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人A、C、D及びE（C、D及びEは追加申立てを行った。）は、原発事故当時90歳台後半で緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の特別養護老人ホームに入居していた被相続人が、原発事故により県外への避難を余儀なくされ、平成23年5月に死亡したとして〔日常生活確認書〕、被相続人の死亡慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、被相続人が原発事故前から特別養護老人ホームに入居し寝たきりの生活を送っており、死因について医師も老衰と診断していたことから、被相続人の死亡と原発事故による避難との間に相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、自衛隊の車両で長時間の移動を余儀なくされた避難の経緯や、移動後に徐々に食欲が低下し微熱も生じ全身の状態が悪化したという避難前後の健康状態の変化等を考慮し、慰謝料として540万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため死亡した場合には、これにより生じた精神的損害を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1424		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から平成23年6月頃に避難した申立人(成人)について、申立人が精神疾患に罹患していたこと等の事情を考慮して避難の合理性を認め、同年8月分までの避難費用(避難先と自宅との往復に要する避難交通費)が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(4)		

2 基本情報

申立日	H29.10.26	全部和解成立日	H30.8.31
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	86,400	H23.3~H23.8	※1
小計			86,400		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	86,400
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	40,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)
 申立人は、平成23年6月末頃から平成25年10月まで、週末や祝日に、県外へ避難した弟家族のところへ避難したとして、避難交通費等の賠償を求めた。東京電力は、中間指針上妊婦以外の大人の賠償期間は原発事故発生当初の時期であり、中間指針追補に関するQ&Aによれば原発事故当初の時期とは平成23年4月22日までであるから、同年6月末頃以降にされた申立人の避難については避難の必要性・合理性がないため賠償の対象とならないなどと主張して争った。パネルは、申立人が指定難病に罹患しており指定医療機関を定期的に受診していたこと、精神疾患があり単身での避難を躊躇したこと等から、避難開始が平成23年6月末頃となったことはやむを得ないとして、避難開始から同年8月末までの避難交通費を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが認められなかった損害項目(中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について))

申立人は、精神疾患及び難病にり患していたことや原発事故の報道に触れると不安になること等を理由に、慰謝料の増額を求めたところ、東京電力は、事故前にり患していた疾病については原発事故との因果関係がないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1425		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に自宅を有し、須賀川市に単身赴任をしていたが、平成26年7月に南相馬市原町区に異動となり、同区内の社宅に入居した申立人について、同区に異動後も避難指示のため自宅からは通勤することができなかったこと等を考慮し、自宅に帰還した平成28年7月分まで、生活費増加分(社宅賃料の全額)及び日常生活阻害慰謝料(月額7万円)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の4(2)ア(イ)	第1の8(2)ア

2 基本情報

申立日	H30.4.16	全部和解成立日	H30.8.31
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	170,600	H28.2～H28.7	※1
全部和解	精神的損害	その他	420,000	H28.2～H28.7	※2
小計			590,600		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	590,600
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人は、原発事故当時、南相馬市小高区に自宅を所有し、勤務先の都合から須賀川市に単身赴任生活をしていましたが、平成26年7月、異動によって勤務先が南相馬市原町区となり、同区内の社宅に入居したが、原発事故がなければ自宅から通勤が可能であったとして、平成28年2月から自宅に転居した日の前日である同年7月30日までの社宅賃料の賠償を請求した(平成28年1月分までは既に賠償されている。)。東京電力は、申立人の勤務先は転勤が多い会社であり、原発事故と無関係な勤務先による異動命令という事情により、賠償の対象となるか否かが変わることは不公平・不公正であり合理性に欠けること、同市小高区は平成28年7月12日には避難指示区域が解除されており、同月13日以降は自宅に居住が可能であったこと等を主張して争った。パネルは、原発事故がなければ、自宅から原町区の勤務先に通勤することは可能であったとして、事故と損害との相当因果関係を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I②は、必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等は、賠償すべき損害と認められるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

申立人は、原発事故当時、南相馬市小高区に自宅を所有し、勤務先の都合から須賀川市に単身赴任生活をしていましたが、平成26年7月、異動によって勤務先が南相馬市原町区となり、同区内の社宅に入居したが、自宅に戻れない精神的苦痛があるとして、精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人が原発事故当時は避難等対象区域外に住んでおり、事故後も避難生活を送ることなく、事故前と同様の生活環境であり、賠償対象者には該当しないなどと主張して争った。パネルは、申立人は自宅に帰りたくても帰れないという精神的苦痛は区域内に居住していた者と共通すると認定し、月額7万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6 I ①は、原発事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、避難等対象区域内に自宅を所有していた者についても一定の精神的苦痛が生じていたと考えられることから、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1426		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区石神地区)に居住していた申立人らについて、①転校したことによって新たに発生した費用、②平成24年8月分までの日常生活阻害慰謝料(増額分)、③妊婦又は18歳以下の子どもがいた世帯について、平成27年3月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、1世帯当たり月額3万円の実費が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)イ(イ)	第1の4(2)ウ
	第1の8(2)ウ(ア)	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H26.11.18	全部和解成立日	H31.1.30
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	179	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 申立て、審理及び解決基準

本件は、南相馬市原町区の石神地区内の12の地域が集団申立てをしたうちの、Y地区の集団申立てである(申立人人数は最終的には182名である。)

申立人らは、精神的損害の月額10万円の支払を平成24年9月以降も継続するよう求めて申立てをした。パネルは、申立世帯の中から代表世帯を選出させ、代表世帯の審理により、申立世帯全体に共通して精神的損害の月額10万円の支払を同月以降も継続すべき事情が存在するか調査したが、全世帯に共通する事情が認められなかったことから、個別審理に移行することにした。

個別審理を行うに当たっては、同審理を希望するか取り下げるかを申立人に確認し、同審理を希望した申立人にはアンケートを送付し、①原発事故発生時から平成24年8月までの月額10万円の精神的損害(日常生活阻害慰謝料)の増額事由、②同年9月以降に避難を継続したために増加した避難費用(生活費増加分を含む。)及び③転校したことにより生じた費用の有無について調査した。パネルは、アンケート結果に基づき、合理的に算定した一定額を算出し、本件の解決基準とした。

以下、和解の成立した4世帯について和解の概要を説明する。

4 和解の概要

1426-1

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	60,000	H23.3~H24.4	※1

小計 60,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	60,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

1426-2

申立人J

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	540,000	H23.3～H24.8	※2
小計			540,000		

申立人E、F、G、H、I、J共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	540,000	H23.3～H24.8	※1
全部和解	避難費用		720,000	H24.9～H26.8	※4
小計			1,260,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,800,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	360,000

1426-3

申立人O

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	540,000	H23.3～H24.8	※3
小計			540,000		

申立人K、L、M、N、O、P、Q共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	540,000	H23.3～H24.8	※1
全部和解	避難費用		100,000	H23.3～H24.8	※5
全部和解	避難費用		930,000	H24.9～H27.3	※4
小計			1,570,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,110,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

1426-4

申立人U

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	30,000	H23.3	※3

小計 30,000

申立人R、S、T、U共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	30,000	H23.3	※1

小計 30,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	60,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）、中間指針第2の5

申立人らは、原発事故後、別離を余儀なくされたとして精神的損害の増額を請求した。東京電力は、本件で採用されたアンケート方式では事案の個別事情を明らかにすることに限界があるため、その限界を踏まえた和解案にすべきと主張して争った。パネルは、本件の申立人が多数に及ぶことから、合理的な範囲で証明の程度を緩和して、一定額の賠償を認める方法により迅速な救済を図るべきとして、1426-1においては平成23年3月から同年4月までの2か月間について、1426-2及び3については平成23年3月から平成24年8月までの18か月間について、1426-4については申立人らが避難をしていた平成23年3月の1か月間について、月額3万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じ通常の避難者と比べてその精神的損害が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めており、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、迅速な救済が求められる現状に鑑みれば、損害項目によっては合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられ、必要かつ合理的な範囲で証明に程度を緩和して賠償することや、客観的な統計データ等による合理的な算定方法を用いることも考えられるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）、中間指針第2の5

申立人Jは、原発事故発生当時身体障害者等級1級であり、過酷な避難生活を余儀なくされたとして精神的損害の増額を請求した。東京電力は、本件で採用されたアンケート方式では事案の個別事情を明らかにすることに限界があるため、その限界を踏まえた和解案にすべきと主張して争った。パネルは、本件の申立人が多数に及ぶことから、合理的な範囲で証明の程度を緩和して、一定額の賠償を認める方法により迅速な救済を図るべきとして、原発事故時の平成23年3月から平成24年8月までの18か月間について、月額3万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体に障害があり通常の避難者と比べてその精神的損害が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めており、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、迅速な救済が求められる現状に鑑みれば、損害項目によっては合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられ、必要かつ合理的な範囲で証明に程度を緩和して賠償することや、客観的な統計データ等による合理的な算定方法を用いることも考えられるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）、中間指針第2の5

1426-3において申立人Oは、原発事故発生当時妊婦であり、また平成23年3月に申立人Q（申立人N及びOの子）を出産し日常的に乳幼児であるQの面倒を見ており、1426-4において申立人Uは、原発事故発生当時日常的に乳幼児であるTの面倒を見ており、過酷な避難生活を余儀なくされたとして精神的損害の増額を請求した。東京電力は、本件で採用されたアンケート方式では事案の個別事情を明らかにすることに限界があるため、その限界を踏まえた和解案にすべきと主張して争った。パネルは、本件の申立人が多数に及ぶことから、合理的な範囲で証明の程度を緩和して、一定額の賠償を認める方法により迅速な救済を図るべきとして、申立人Oについて原発事故時の平成23年3月から平成24年8月までの18か月間について、申立人Uについて避難をしていた平成23年3月の1か月間について、月額3万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、懐妊中又は乳幼児の世話を恒常的に行っており通常の避難者と比べてその精神的損害が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めており、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、迅速な救済が求められる現状に鑑みれば、損害項目によっては合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられ、必要かつ合理的な範囲で証明に程度を緩和して賠償することや、客観的な統計データ等による合理的な算定方法を用いることも考えられるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の2、中間指針第2の5

申立人らは、18歳以下の子供がいたため平成24年9月以降も避難を継続する必要性が生じ、原発事故前よりも水道光熱費等の生活費が増加したとして、生活費増加費用の請求をした。東京電力は、本件で採用されたアンケート方式では事案の個別事情を明らかにすることに限界があるため、その限界を踏まえた和解案にすべきと主張して争った。パネルは、妊婦又は18歳以下の子供がいた世帯について平成24年9月以降も避難を継続すべき合理的な理由があるとし、本件の申立人が多数に及ぶことから、合理的な範囲で証明の程度を緩和して、一定額の賠償を認める方法により迅速な救済を図るべきとして、1426-2については同月から申立人Dが19歳となる平成26年8月までの24か月間について、1426-3については平成24年9月から平成27年3月までの31か月間について、月額3万円の生活費増加費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した生活費増加費用を賠償すべき損害と認めており、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、迅速な救済が求められる現状に鑑みれば、損害項目によっては合理的に算定した一定額の賠償を認めるな

どの方法も考えられ、必要かつ合理的な範囲で証明に程度を緩和して賠償することや、客観的な統計データ等による合理的な算定方法を用いることも考えられるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の2、中間指針第2の5

申立人らは、原発事故発生当時高校生の子供（申立人P）がおり、避難により転校する必要が生じたとして、転校をしたことによって新たに発生した費用の請求をした。東京電力は、本件で採用されたアンケート方式では事案の個別事情を明らかにすることに限界があるため、その限界を踏まえた和解案にすべきと主張して争った。パネルは、小中学生又は高校生がいた世帯については、転校により学納金・制服・学用品など新たに負担すべき費用が発生するとし、本件の申立人が多数に及ぶことから、合理的な範囲で証明の程度を緩和して、一定額の賠償を認める方法により迅速な救済を図るべきとして、高校生一人につき10万円の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第3の2 I ③及び中間指針第2の5に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1427		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区石神地区)に居住していた申立人らについて、①平成24年8月分までの日常生活阻害慰謝料(家族の別離が生じたことに係る増額分)、②18歳以下の子どもがいた世帯について、平成27年3月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、1世帯当たり月額3万円の実費が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)イ(イ)	第1の4(2)ウ
	第1の8(2)ウ(ア)	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H26.11.10	全部和解成立日	H31.2.1
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	132	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 申立て、審理及び解決基準

本件は、南相馬市原町区の石神地区内の12の地域が集団申立てをしたうちの、Z地区の集団申立てである。

申立人らは、精神的損害の月額10万円の支払を平成24年9月以降も継続するよう求めて申立てをした。パネルは、申立世帯の中から代表世帯を選出させ、代表世帯の審理により、申立世帯全体に共通して精神的損害の月額10万円の支払を同月以降も継続すべき事情が存在するか調査したが、全世帯に共通する事情が認められなかったことから、個別審理に移行することにした。

個別審理を行うに当たっては、同審理を希望するか取り下げるかを申立人に確認し、同審理を希望した申立人にはアンケートを送付し、①原発事故発生時から平成24年8月までの月額10万円の精神的損害(日常生活阻害慰謝料)の増額事由、②同年9月以降に避難を継続したために増加した避難費用(生活費増加分を含む。)及び③転校したことにより生じた費用の有無について調査した。パネルは、アンケート結果に基づき、合理的に算定した一定額を算出し、本件の解決基準とした。

以下、和解の成立した1世帯について和解の概要を説明する。

4 和解の概要

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	540,000	H23.3～H24.8	※1
全部和解	避難費用		930,000	H24.9～H27.3	※2

小計 1,470,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,470,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）、中間指針第2の5

申立人らは、原発事故後、別離を余儀なくされたとし精神的損害の増額を請求した。東京電力は、本件で採用されたアンケート方式では事案の個別事情を明らかにすることに限界があるため、その限界を踏まえた和解案にすべきとして、また、平成23年7月からの避難箇所は社宅であるため避難には相当しないなどと主張して争った。パネルは、平成23年7月以降も避難に相当すると認めた上で、本件の申立人が多数に及ぶことから、合理的な範囲で証明の程度を緩和して、一定額の賠償を認める方法により迅速な救済を図るべきとして、同年3月から平成24年8月までの18か月間について、月額3万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じ通常の避難者と比べてその精神的損害が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めており、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、迅速な救済が求められる現状に鑑みれば、損害項目によっては合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられ、必要かつ合理的な範囲で証明に程度を緩和して賠償することや、客観的な統計データ等による合理的な算定方法を用いることも考えられるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2、中間指針第2の5

申立人らは、18歳以下の子供（申立人C、D及びE）がいたため平成24年9月以降も避難を継続する必要が生じ、原発事故前よりも水道光熱費等の生活費が増加したとして、生活費増加費用の請求をした。東京電力は、本件で採用されたアンケート方式では事案の個別事情を明らかにすることに限界があるため、その限界を踏まえた和解案にすべきとして、また、平成23年7月からの避難箇所は社宅であるため避難には相当しないなどと主張して争った。パネルは、平成23年7月以降も避難に相当すると認めた上で、妊婦又は18歳以下の子供がいた世帯について平成27年3月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとし、本件の申立人が多数に及ぶことから、合理的な範囲で証明の程度を緩和して、一定額の賠償を認める方法により迅速な救済を図るべきとして、平成24年9月から平成27年3月までの31か月間について、月額3万円の生活費増加費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した生活費増加費用を賠償すべき損害と認めており、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、迅速な救済が求められる現状に鑑みれば、損害項目によっては合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられ、必要かつ合理的な範囲で証明に程度を緩和して賠償することや、客観的な統計データ等による合理的な算定方法を用いることも考えられるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1428		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(夫婦及び子二人)について、平成29年4月にいわき市で同居を開始するまでの間、申立人夫が単身赴任となり、家族間別離を余儀なくされたことを考慮し、同年3月分まで、申立人夫について月額3万円、申立人妻子について月額合計3万円の日常生活阻害慰謝料(増額分)が賠償されたほか、一時立入りに関する実費が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H30.8.9	全部和解成立日	H31.1.9
事故時住所	浪江町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,190,000	H23.3~H29.3	※1

小計 2,190,000

申立人B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,190,000	H23.3~H29.3	※1

小計 2,190,000

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	一時立入費用	交通費	5,447	H24.6~H28.2	※2

小計 5,447

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,385,447
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、原発事故による避難及び申立人Aの就業先の移転により、Aとその妻子である申立人B、C及びD(以下「Bら」という。)との間の別離を余儀なくされ、また、Bらとの別離による精神的苦痛によりAがうつ病に罹患したなどと主張して、精神的損害の増額分の賠償を求めた。東京電力は、遅くとも平成23年7月頃にはAが居住する借上住宅においてBらと同居することが可能であったし、Aがうつ病に罹患したことを記載した診断書等もないなどと主張

して、申立人らの請求を争った。パネルは、平成23年3月から平成29年3月までの期間申立人らが別離を余儀なくされたこと等を斟酌して、同期間に係る家族の別離による精神的損害の増額分として、Aについて月額3万円、Bらについて月額3万円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としている一方、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じたなどの理由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の3

中間指針第3の3は、避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する一時立入りに参加するために負担した交通費を、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

事案の概要

公表番号	1429		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人らについて、避難により家族の別離が生じたことを考慮し、住居確保損害の支払後は家族の別離を余儀なくされたとは認められないとの被申立人の主張を排斥し、平成23年3月分から平成27年3月分までは月額合計6万円(ただし、原発事故の直後である平成23年3月から同年6月までは月額7万2000円又は6万6000円)、平成27年4月分から平成30年3月分までは月額合計3万円の日常生活阻害慰謝料(増額分)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

基本情報

申立日	H30.9.11	全部和解成立日	H31.1.16
事故時住所	浪江町		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,574,000	H23.3~H30.3	※1
小計			2,574,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,482,000	H23.3~H27.3	※1
小計			1,482,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,056,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、避難生活により家族の別離を余儀なくされたとして、精神的損害の増額を請求した。東京電力は、家族別離が生じていたか客観的資料が乏しく、仮に家族別離が生じたとしても、住居確保損害を支払った以降は増額については一切応じられないと主張した。パネルは、東京電力の主張を排斥し、申立人らに賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円(避難所等において避難生活をした期間は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離、二重生活等が生じたこと、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、目安とされた額よりも増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたもの

である。

1 事案の概要

公表番号	1430		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)に居住していた申立人ら(父母及び子)について、申立人母子の県外への避難に伴う避難費用等のほか、避難により申立人子の監護を同市内に居住する申立外の祖父母に依頼できなくなった結果、新たに幼稚園に入園させる必要が生じたこと等を考慮し、生活費増加費用(幼稚園に要する費用の3割相当額等)が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)オ	第10の2(3)ク	

2 基本情報

申立日	H30.3.7	全部和解成立日	H30.9.6
事故時住所	福島市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※1
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※1
小計			600,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※1
小計			600,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	15,400	H24.2、H26.3	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	160,000	H24.2、H26.3	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	41,600	H24.6、H25.12	※2
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	561,600	H24.1～H26.3	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	810,000	H24.1～H26.3	※2
全部和解	生活費増加費用	教育費	262,761	H24.4～H26.3	※3
全部和解	避難雑費		1,080,000	H24.1～H26.3	※2
全部和解	除染費用等	線量計購入費	129,150	H23.6	※4

小計 3,060,511

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,340,511
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,280,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)
 中間指針第一次追補第2及び平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償分128万円を、精神的損害、生活費増加費用及び移動費用に対する賠償と扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、申立人B及びCが平成23年7月に、被曝を避けるために山形県に母子避難を開始し、平成24年1月以降も同県における避難生活を継続したところ(平成24年8月に申立人Dが出生した。)、その際に申立人らが負担した避難費用及び二重生活に基づく生活費増加費用〔電気ご使用量のお知らせ及び納品書〕の賠償を求めた(同避難費用には、近隣住民からの嫌がらせ等によりやむなく、平成24年2月に同県内において避難先を変更したために負担した引越費用が含まれる。)。東京電力は、平成24年9月以降の自主的避難に係る避難費用等については、特段の事情の有無の検討が必要であり、本件の避難の継続は申立人ら自身の判断によるものであって、特段の事情に該当しないと主張し、また、損害の発生及び内容に関する客観的資料に欠けると主張して争った(避難先変更にかかる引越費用について個別の反論は行わなかった。)。パネルは、申立人の主張を概ね認め、金額については相当な範囲で認定する和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認め

られる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、避難前は申立人らと同じく福島市内に居住している祖父母が申立人Cの面倒をみており、原発事故がなければ同様の保育状況が申立人Cの就学前まで続くはずであったと主張し、平成24年4月から平成26年3月（同年4月に帰還の上、就学した。）まで避難先において幼稚園に通園したことにより負担した費用を請求した〔納付金明細〕。東京電力は、厚生労働省が発表する資料等（4、5歳児の未就園率が極めて低いとの内容を含むもの。）を根拠として、原発事故と損害との相当因果関係を否定した。パネルは、避難前は福島市内に居住する祖父母が申立人Cの面倒をみることができていたが、避難後は、それに代えて何らかの幼児施設に預けざるを得なくなったという事情等からすると、そのための増加費用は原発事故と相当因果関係のある損害といえるものと判断し、その上で、その必要性及び相当性に鑑み、請求に係る全ての期間にわたり、請求額の3割の限度で賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）及び中間指針第二次追補第3に従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第二次追補第4

避難実行等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用〔お買い上げ明細〕について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1431		
事案の概要	千葉県内の地方公共団体である申立人が水道事業として平成29年3月までに実施した汚泥処分に係る費用について、原発事故前に行っていた農家に対する有償譲渡が原発事故後はできなくなったことに照らし、当該譲渡を行う際の積込みに係る費用分を控除した金額が賠償された事例。		
紹介箇所	第9の2(2)		

2 基本情報

申立日	H29.9.28	全部和解成立日	H30.9.10
事故時住所	千葉県銚子市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	自治体		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	民間企業と同様の立場で行う事業に関する損害	追加的費用	16,400,000	H28.4～H29.3	※1
小計			16,400,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	16,400,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第10の2、中間指針第7の1

申立人は、水道事業を営んでいた千葉県内の地方公共団体であるところ、原発事故による放射性物質汚染のため、それまで地元の農家に有償譲渡していた汚泥を販売できなくなり廃棄処分せざるを得なくなったとして、平成28年度(平成28年4月から平成29年3月まで)の処分費用の賠償を求めた。東京電力は、政府指示等によって処分を余儀なくされたものではなく、また、農家への有償譲渡の働きかけが不十分であったため販売できなかったにすぎず、原発事故と廃棄処分の間には相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、原発事故と汚泥の廃棄処分との相当因果関係を認めた上で、当該処分費用から原発事故により免れた費用である汚泥の販売に関する費用を控除した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第10の2は、地方公共団体が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害については、中間指針で示された事業者等に関する基準に照らし、原発事故と相当因果関係が認められる限り、賠償の対象となるとしており、中間指針第7の1IV①は、消費者又は取引先により商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた、必要かつ合理的な範囲の追加的費用(商品の廃棄費用等)は、賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案

が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1432		
事案の概要	栃木県北部の別荘地及びその周辺地において別荘の分譲販売・管理業等を営む申立会社X並びに同所における別荘の建設等の工事を請け負う申立会社Yの風評被害に基づく各営業損害(逸失利益)について、申立会社Xが上記別荘地において所有する区画数及び同別荘地の放射線量等を考慮し、原発事故の影響割合を2割として、申立会社Xにつき平成29年4月分まで、申立会社Yにつき平成28年11月分までの損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)イ		

2 基本情報

申立日	H29.11.30	全部和解成立日	H30.9.10
事故時住所	東京都新宿区		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	不動産業、建設業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		14,148,031	H28.5~H29.4	※1
小計			14,148,031		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		5,339,405	H27.12~H28.11	※1
小計			5,339,405		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	19,487,436
	弁護士費用	584,624
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4、中間指針第7の1

申立人Aは、栃木県那須塩原市において、県外顧客向けの温泉付き別荘地の運営、販売業を営んでおり、申立人Bは、申立人Aが運営する別荘の建築を請け負う建設業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により別荘地を購入しようとする者が減少したことに伴い売上げが減少したとして、申立人Aについて平成28年5月から平成29年4月まで、申立人Bについて平成27年12月から平成28年11月までの営業損害(逸失利益)の賠償を請求した。東京電力は、本請求期間においては時の経過とともに風評被害の影響が小さくなっていること、申立人らの売上減少には所属していたトップセールスマンの退社が大きく関係していること等を主張して売上減少と原発事故との相当因果関係を否認し争った。パネルは、東京電力の主張を排斥し、本

請求期間においても申立人らの売上減少と原発事故との相当因果関係を認め、申立人Aが上記別荘地において所有する区画数及び同別荘地の放射線量等を考慮し、本請求期間における申立人らの逸失利益として、原発事故の影響割合を2割として算定した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業、サービス業等において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品又は提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めており、また、中間指針第7の1 III ②は、原発事故以降に現実生じた買い控え等による被害を個別に検証し、風評被害の一般的な基準に照らして、原発事故との相当因果関係を判断するものとするとして、申立人ごとの個別事情を検証しての風評被害の有無の判断及びそれに係る損害賠償を認めているところ、これらの趣旨を踏まえ和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1433		
事案の概要	自主的避難等対象区域(伊達市)で果物の生産販売業を営む申立人の平成29年分の営業損害(逸失利益)について、出荷量の増加及び増収が認められるものの、風評被害の継続を認めた上で、果物の単価下落幅に出荷数量を乗じた額(ただし、出荷量が増加した果物については、8割の限度)が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H30.2.9	全部和解成立日	H30.9.10
事故時住所	伊達市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		4,495,657	H29.1～H29.12	※1

小計 4,495,657

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,495,657
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、伊達市(自主的避難等対象区域)で果物等を栽培する農家であるが、原発事故により販売単価が低下したとして事故前後の価格の下落幅と販売量に乗じて損害を算定する単価差方式による損害賠償を求めた。東京電力は、果物の収穫量が増加して総収入では事故前を上回っているとして総収入差方式による損害算定を主張して争った。パネルは収穫量の増加が事故前に植えた樹木の成長に伴うものであると認めて単価差方式による損害算定をした上で事故前より販売量が大きく増加した果物については販売の蓋然性等を考慮して算定金額の8割とした和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物に係る原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1434		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)の不動産に同居していた3世帯(主たる建物に親子2世帯、附属建物に1世帯)の申立人らについて、各世帯が新規に3か所で購入した各住居に係る住居確保損害(財物賠償による支払額を控除したもの)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(オ)		

2 基本情報

申立日	H28.2.26	全部和解成立日	H30.9.18
事故時住所	双葉町		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他	44,166,739		※1

小計 44,166,739

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	44,166,739
	弁護士費用	1,325,003
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第四次追補第2

申立人ら(申立人A、Aの長男である追加申立てを行った申立人D、Aの二男である申立人B及びDの長男である申立人C)は原発事故前、双葉町内の同一宅地に所在する複数の建物(居宅、農家用附属及び専用住宅等)に居住していた。原発事故前、宅地及び専用住宅を除く建物は申立人Aが、専用住宅は申立人Dが所有権者として登記されていたが、原発事故後に宅地及び専用住宅を除く建物はAからDに生前贈与され(所有権移転登記済み。)、東京電力に対する損害賠償請求権もAからDに譲渡された。原発事故後、申立人A及びBは、Bがいわき市内に不動産を購入し、申立人Cは仙台市にマンションを購入し、申立人Dは仙台市にマンションを購入し、それぞれ妻子とともに移住した。申立人らは、申立人Aが原発事故時に所有し申立人らが居住していた宅地・建物について住居確保損害の賠償上限金額と受領済みの財物賠償額(宅地及び建物)との差額を財物賠償として請求するとともに、住居確保のために申立人B及びCが支払った諸費用を請求した(申立人Dは諸費用を請求していない。)

東京電力は、中間指針第四次追補は、原発事故前に持ち家に居住していた者が移住又は帰還のために土地・建物の賠償金額を超える金額を負担した場合の賠償についての考えを示すものであるから、移住先住居の再取得費用等のうち必要かつ合理的な追加的費用を賠償すべきである

として、賠償可能上限金額ではなく実際に住居の再取得のために負担した費用が賠償の対象となるという考え方を示し、住居確保損害を請求できるのは原発事故時点において対象区域内に持ち家を所有し、かつ所有していた者であるところ、申立人らの居住していた土地・建物については申立人AからDへ生前贈与されており、土地・建物に関する賠償請求権もAからDへ譲渡されていることから、住居確保損害の支払対象となるのはDが負担した住居取得費用であるとして、B及びCの出費がDの負担によるものであることが確認できない状況では、Dが負担したと確認できる移住先取得費用のみが賠償対象であり、これは既払金を超えないため追加の住居確保損害の支払はできないとして、賠償を否認した。もっとも、和解仲介手続の中で、東京電力は住居確保費用の最終的な負担者が申立人Dであることが確認できた場合には、申立人B、C及びDの住居取得費用の一部と財物賠償の既払金との差額が賠償可能であるとした。

パネルは、東京電力の自認額から申立人らが請求対象としなかった申立人Dの土地取得費用を控除した4416万6739円（申立人B及びCの住居取得費用のうち土地及び建物取得費用、諸費用の一部とDの住居取得費用のうち建物取得費用の合計金額から財物の既払金4434万0565円を控除した金額）を賠償する和解案を提示し、東京電力は、申立人らの間での親族間の紛争調整調停事件において、住居確保損害の請求について和解仲介手続を協力して行うことを確約するとともに住居確保損害の賠償金については申立人B及びCが取得する方向性であることを確約する旨を内容とする調停が成立していることや〔調停調書〕、住居確保損害の請求対象である土地・建物には申立人DのほかB及びCも居住しており、この不動産に代わる住居を最終的に申立人Dが取得する必要性と義務がある旨をDが述べていること〔Dの陳述書〕から、本件の特殊な事情を勘案して和解案を受諾するとした。

中間指針第四次追補第2の2 I は、帰還困難区域に居住していた者で従前の住居が持ち家であった者が移住等のために負担した費用、具体的には、①住宅（建物で居住部分に限る。）取得のために実際に発生した費用と原発事故時に所有し居住していた住宅の事故前価値との差額、②宅地（居住部分に限る、以下同じ。）取得のために実際に発生した費用と原発事故時に所有していた宅地の事故前価値との差額及び③①及び②に伴う登記費用、消費税等の諸費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1435		
事案の概要	居住制限区域(飯舘村)に工場を有する申立会社の営業損害(追加的費用)について、原発事故後に新設移転した仮工場を平成29年2月に閉鎖して撤退するのに要した費用のほか、最長で同年10月分までの各種追加的費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(ア)	第1の9(2)イ(エ)	第1の9(2)イ(オ)
	第1の9(2)イ(カ)	第1の9(2)ウ(ア)	

2 基本情報

申立日	H30.4.10	全部和解成立日	H30.9.18
事故時住所	東京都八王子市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	6,055,900	H25.3～H29.4	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	営業資産移動・保管費用	2,481,000	H25.10～H29.5	※2
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	5,810,000	H29.1～H29.3	※3
全部和解	営業損害・追加的費用	従業員に係る追加的経費	12,603,954	H29.5～H29.10	※4
小計			26,950,854		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	26,950,854
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、精密機械等の製造販売業を営んでおり、居住制限区域(飯舘村)に工場を有していたところ、同工場において来客用及び従業員用の飲料水購入を余儀なくされたとして、平成25年2月分から平成29年10月分までの飲料水購入費用の賠償を請求した。東京電力は、飯舘村における水道水の摂取制限は平成23年5月に解除されたことから、それ以降の期間の飲料水購入は原発事故との相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、避難指示が解除された平成29年3月分までの飲料水購入については原発事故との相当因果関係が認められると判断し、平成25年2月分から平成29年3月分まで(支払日は平成25年3月から平成29年4月まで)の購入金額について和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業の全部又は一部を現に営んでいる者において、事業に支障が生じたために負担した追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認め

られるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、精密機械等の製造販売業を営んでおり、居住制限区域（飯舘村）に工場を有していたところ、原発事故により同じ飯舘村に仮工場を新設して移転し、平成29年3月の避難指示解除に伴い仮工場を閉鎖して原発事故前の工場に戻る経緯の中で、工場間の人員・生産品・製造品の移動のため営業車のリースを余儀なくされたとして、平成25年11月から平成29年4月まで（支払日は平成25年10月から平成29年5月まで）のリース費用の賠償を請求した。東京電力は、同リース契約はファイナンスリースであることから、申立人は営業車を新規資産として取得しており、損害発生が認められないと主張して争った。パネルは、請求期間においては営業車の用途が原発事故により余儀なくされた工場移転に伴うものに限定されていたことから、原発事故との相当因果関係が認められると判断し、請求額全額について和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業の全部又は一部を現に営んでいる者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用（営業資産の移動・保管費用等）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の7

申立人は、精密機械等の製造販売業を営んでおり、居住制限区域（飯舘村）に工場を有していたところ、原発事故により同じ飯舘村に仮工場を新設して移転した後、平成29年3月の避難指示解除に伴い仮工場を閉鎖して原発事故前の工場に戻る際、工場設備の移転及び設置作業費用の支出を余儀なくされたとして、同年1月から同年3月までの移転費用の賠償を請求した。東京電力は、申立人が移転費用を請求する設備のいずれも原発事故後に申立人の経営判断により購入したものであることから、原発事故との相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、かかる申立人の費用支出については原発事故との相当因果関係が認められると判断し、請求額全額について和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業の全部又は一部を現に営んでいる者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の7

申立人は、精密機械等の製造販売業を営んでおり、居住制限区域（飯舘村）に工場を有していたところ、近隣に居住する従業員が避難を余儀なくされたことにより申立人が負担する通勤交通費が増加したとして、平成29年5月から同年10月までの増額分の賠償を請求した。東京電力は、原発事故前から雇用されている従業員の元の居住地について、請求期間においては大多数が避難指示を解除されていることから、原発事故との相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、かかる申立人の費用支出については原発事故との相当因果関係が認められると判断し、請求額全額について和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業の全部又は一部を現に営んでいる者において、事業に支障が生じたために負担した追加的費用（従業員に係る追加的な経費）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしており、また、中間指針第3の7Ⅲは、避難指示解除後に事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用についても必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしているところ、これらの指針の趣旨を踏まえ、和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1436		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)から避難した申立人ら(父母及び子)のうち、心臓機能障害等を有し避難先で入通院を繰り返した申立人子並びに申立人子を介護するとともに不眠症及びうつ病に罹患した申立人母について、平成27年12月に新居を購入し、同所での居住を開始した後も、平成29年5月分までの日常生活阻害慰謝料の増額分(時期及び申立人子の障害の程度に応じて、申立人子につき3割又は5割、申立人母につき2割又は3割)が賠償されたほか、平成29年8月分までの生命身体的損害(入通院慰謝料)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)	第1の8(2)ウ(ア)

2 基本情報

申立日	H30.1.12	全部和解成立日	H30.9.20
事故時住所	双葉町		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,930,000	H23.3~H29.5	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	639,000	H24.3~H29.9	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	84,480	H24.3~H29.8	※3
小計			3,653,480		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,720,000	H24.3~H29.5	※4
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	55,500	H26.9~H29.8	※5
小計			1,775,500		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,428,980
	弁護士費用	162,869
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、先天性疾患及び心臓機能障害があり、平成14年、慢性心不全により、身体障害等級3級の認定を受けていたが〔自己情報開示請求についての回答〕、避難生活により、定期的な通院や規則的な生活が阻害され、心不全の症状が悪化して入通院を余儀なくされるとともに〔診断書及び通院証明書〕、身体障害等級1級の認定を受けるに至り〔自己情報開示請求についての回答〕、原発事故後、適応障害及び不眠症を発症したとして〔診断書及び通院証明書〕、その

症状の軽重により、平成23年3月から平成24年3月まで5割、同年4月から6月まで7割、同年7月から同年12月まで10割、平成25年1月から平成29年8月まで7割の精神的損害の増額を請求した。東京電力は、申立人Aの被った精神的損害は通常の避難者に比して大きいとしながらも、その増額割合について、申立人Aの身体障害等級が3級であった平成23年3月から平成25年2月まで1割5分、1級となった同年3月から平成29年5月まで2割が相当であると争い、同年6月以降については、既払いを主張した。パネルは、申立人Aは、身体及び精神の疾患を有しており、その避難生活は、通常の避難者に比して著しく過酷であったものの、平成27年12月、家族が購入した新居に移転したことにより、申立人Aの生活状況及び心身の状態が一定程度安定していたことを理由として、平成23年3月から平成25年2月まで3割、身体障害等級が1級になった同年3月から平成27年12月まで5割、新居入居後の平成28年1月から平成29年5月まで3割の精神的損害の増額を認めた。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあること、身体又は精神の障害があること等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人Aは、避難生活により、既往症である先天性疾患及び心不全等が悪化し、さらに適応障害及び不眠症を新たに発症したため、入通院を余儀なくされたとして、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準に基づき算定した入院慰謝料及び通院延べ日数に5000円を乗じた通院慰謝料を請求した。東京電力は、申立人Aの疾病と原発事故との相当因果関係を否定し、一部の通院についてのみ原発事故との相当因果関係を認めた上で、原発事故の影響割合は1割にすぎないと主張した。パネルは、申立人Aの疾病と原発事故との相当因果関係を認め〔診断書、医療照会状、治療歴回答書〕、原発事故の影響割合を3割と認定した上で、入院期間については、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準に基づく賠償額を、通院期間については、実通院日数に5000円を乗じた賠償額を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかったことにより生じた精神的損害を賠償すべきものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の5

申立人Aは、避難生活により、既往症である先天性疾患及び心不全等が悪化し、さらに適応障害及び不眠症を新たに発症したため入院を余儀なくされたとして、日額3300円の通院付添費及び日額1500円の入院雑費を請求した。東京電力は、申立人Aの疾病と原発事故との相当因果関係を否定した。パネルは、申立人Aは、成人であるが、先天性疾患により通院時に近親者の付添いを要するとして、日額2200円に原発事故の影響割合3割を乗じた通院付添費の賠償を認めたが、入院雑費については、疎明資料がないとして認めなかった。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかったことにより生じた治療費等を賠償すべきものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人B（Aの母）は、避難生活における申立人Aの介護の負担から、不眠症及びうつ病を発症したなどとして〔診断書〕、発症時の平成24年9月から同年12月まで5割、平成25年1月から平成29年8月まで3割の精神的損害の増額を請求した。東京電力は、申立人Bが申立人

Aの介護の負担により被った精神的損害は通常の避難者に比して大きいとしながらも、不眠症の発症と原発事故との相当因果関係を否定し、その増額割合について、申立人Aが身体障害等級3級から1級となった平成25年3月から平成29年5月まで1割が妥当であると争い、同年6月以降については、既払いを主張した。パネルは、申立人Bに対し、申立人Aの心身の状態が悪化し、入通院を繰り返すようになったために介護の負担が増大した平成24年3月から平成27年12月までの間、主たる介護者として3割の増額を認め、新居入居後の平成28年1月から平成29年5月までの間、申立人らの生活状況及び申立人Aの心身の状態が一定程度安定していたことを理由として、2割の精神的損害の増額を認めた。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にある者、身体又は精神の障害がある者等の介助を恒常的に行ったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の5

申立人Bは、避難生活における申立人Aの介護の負担から、不眠症及びうつ病を発症し〔診断書〕、通院を余儀なくされたとして、通院延べ日数に5000円を乗じた通院慰謝料を請求した。東京電力は、申立人Bの疾病と原発事故との相当因果関係を否定した。パネルは、申立人Bの疾病と原発事故との相当因果関係を認め〔診断書、医療照会状、治療歴回答書〕、原発事故の影響割合を3割と認定した上で、実通院日数に5000円を乗じた賠償額を提示した。

これも、中間指針第3の5Iに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1437		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難し、平成26年2月に避難先での転落事故によって脊髄を損傷して寝たきり状態となり、その後平成28年に死亡した被相続人について、平成26年2月から死亡時までの日常生活阻害慰謝料(10割の増額分)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H30.1.17	全部和解成立日	H30.9.20
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

被相続人の損害

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,800,000	H26.2~H28.5	※1

小計 2,800,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,800,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	500,000

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は被相続人の妻であり、浪江町から避難し、平成26年2月に避難先での転落事故により寝たきりとなった被相続人について、避難生活による苦痛が増大したとして、同月から被相続人が死亡した平成28年5月まで慰謝料の増額を請求した。東京電力は、被相続人には精神的損害の増額分として50万円を支払済みであり、それを超える損害はないと主張して争った。パネルは、被相続人が寝たきりの要介護5となったため、避難生活の精神的苦痛が増大したことを認め、平成26年2月から平成28年5月まで月10割の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、要介護状態にあり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1438		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(広野町)に居住していた申立人の精神的損害について、避難場所の移動回数が相当程度多かったことなどの事情を考慮して、最終的な移動を行った平成23年8月まで、日常生活障害慰謝料(3割の増額分)が賠償されるとともに、避難により同町内にある親族の墓参りや仏事ができなくなったことを考慮して、一時金として10万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)カ	

2 基本情報

申立日	H30.5.1	全部和解成立日	H30.9.20
事故時住所	広野町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	180,000	H23.3~H23.8	※1
全部和解	精神的損害	その他	100,000		※2
小計			280,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	280,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、広野町(緊急時避難準備区域)に居住していたところ、原発事故により避難を余儀なくされ、平成23年3月から同年8月までの間、避難先を多数回移動しなければならなかったこと等を理由に、精神的損害(増額分)の賠償を請求した。東京電力は、申立人が主張するような事情は精神的損害の月額慰謝料に含まれるものであるなどと主張して争った。パネルは、申立人が短期間のうちに避難先を多数回移動することを強いられた点を考慮して、平成23年3月から、最終的な移動を行った同年8月までの間、日常生活障害慰謝料の増額分(3割)を賠償する和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、避難所の移動回数が多かったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、広野町(緊急時避難準備区域)に居住していたところ、原発事故により避難を余儀なくされたことにより、同町内にある親族の墓参りや仏事(亡母の一周忌を含む。)ができなく

なったこと等を理由に、精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、賠償すべき具体的損害が発生していないなどと主張して争った。パネルは、申立人が避難を余儀なくされたことにより、親族の墓参りや仏事ができなくなったことを考慮して、一時金として10万円を賠償する和解案を提示した。

中間指針第3の6及び総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、日常生活阻害慰謝料以外の原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛の発生が認定できる場合には別途賠償の対象とすることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人は、原発事故により水道水が利用できなくなりミネラルウォーターを購入せざるを得なくなったとして、平成23年9月以降の避難費用（生活費増加費用）の賠償を請求した。東京電力は、ミネラルウォーターの購入と原発事故との間に相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1439		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人ら家族について、申立人子(原発事故当時5歳)が避難先で精神障害を発症したことを考慮し、平成24年9月以降も避難を継続すべき合理的な理由があると認め、申立人母子に対し、平成26年3月分までの日常生活阻害慰謝料(月額10万円及び同3万円の増額分)が賠償された上、申立人ら家族全員に対し、家族の別離を理由とする増額分(同月分まで月額合計3万円)、平成27年3月分までの二重生活に伴う生活費増加分が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ウ	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)

2 基本情報

申立日	H29.9.28	全部和解成立日	H30.9.25
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	6	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	60,000	H26.4～H27.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,080,000	H23.4～H26.3	※2
小計			1,140,000		

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	630,000	H24.7～H26.3	※2
小計			2,530,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※2
小計			1,900,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	120,000	H24.6～H24.9	※2
小計			2,020,000		

集計	和解合計金額(弁護士費用除く)	7,590,000
	弁護士費用	227,700
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

緊急時避難準備区域に居住していた申立人らは、平成23年4月から山形県に避難していたが、申立人C（事故時5歳）が、平成24年7月にパニック症状及び脱毛症を発症し、平成25年5月にADHDと診断され、同年6月に双極性障害と診断されたこと、申立人Dが、平成24年6月に胃がん手術を受け、3週間入院し、その後3か月間安静期間とされたことから、避難を継続する必要があるとし、平成23年6月から平成27年3月までの光熱費を請求した。東京電力は、賠償済みであること、避難継続を認める特段の事由がないことを理由に争った。パネルは、申立人Cが避難先で精神障害を発症したこと、小学校(平成25年4月入学)及び担当医師から、環境の変化に適応することが困難であるため転校を控えるようアドバイスされたことを考慮し、平成24年9月以降も避難を継続すべき合理的な理由があると認め、光熱費の支出と原発事故との相当因果関係を認め、光熱費のうち基本料金部分について和解案を提示した。

中間指針第3の2 I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認め、同Ⅲは、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとしているところ、本件においては上記のとおりの特段の事情があると判断され、和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）、中間指針第二次追補第2の1

緊急時避難準備区域に居住していた申立人らは、申立人C（事故時5歳）が、平成24年7月にパニック症状及び脱毛症を発症し、平成25年5月にADHDと診断され、同年6月に双極性障害と診断されたこと、申立人Dが、平成24年6月に胃がん手術を受け、3週間入院し、その後3か月間安静期間とされたことから、避難を継続する必要があるとし、申立人Bが、平成23年4月から平成26年3月までの間、他の申立人らと別の場所に避難し、申立人Aが、申立人Cの世話をし、申立人Dが、平成24年6月に胃がん手術を受け、3週間入院し、その後3か月間安静期間とされたことを理由として、平成23年3月から平成27年3月までの精神的損害の増額を請求した。東京電力は、賠償済みであること、避難継続を認める特段の事由がないことを理由に争った。パネルは、申立人Cが避難先で精神障害を発症したこと、小学校(平成25年4月入学)及び担当医師から、環境の変化に適応することが困難であるため転校を控えるようアドバイスされたことを考慮し、平成24年9月以降も避難を継続すべき合理的な理由があると認め、申立人らの家族別離、申立人Aによる申立人C（事故後精神障害を発症）の世話、申立人Dの入院等は、通常の避難者と比べ精神的苦痛が大きいとして、申立人ら全員分として月額3万円の増額を認めるほか、申立人A及びDに対して、それぞれ月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6 IV②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとし、中間指

針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離が生じたこと、乳幼児の世話を恒常的に行ったなどの事情があり、通常の避難者と比べてその精神的損害が大きい場合には、この金額を増額することができる認められているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てたが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人らは、避難費用（面会交通費）、生活費増加費用（食費）について賠償を求めたところ、東京電力は、賠償済みであること等を理由に争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1440		
事案の概要	福島県内等で複数の飲食店の運営等の業務を行う申立会社について、避難指示解除準備区域(浪江町)の店舗に関しては平成27年10月分まで、居住制限区域(富岡町)の店舗に関しては平成28年10月分までの営業損害(逸失利益)に係る賠償金を受領したものの、原発事故の影響により平成28年10月に両店舗の営業再開を断念したことを考慮し、廃業損害として両店舗の営業利益の1年分相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)エ		

2 基本情報

申立日	H30.2.21	全部和解成立日	H30.9.25
事故時住所	山形県山形市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	廃業損害	逸失利益	896,654		※1

小計 896,654

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	896,654
	弁護士費用	26,899
	手続内で処理された既払金合計額	923,553

※1 中間指針第3の7

申立人は、福島県等でフランチャイジーとして複数の飲食店を経営していたところ、一部の店舗の所在地が、避難指示等により警戒区域又は緊急時避難準備区域に指定されたために営業が困難となり休業を余儀なくされ廃業に至ったとして、通常の廃業であれば他のフランチャイジー等へ店舗資産を売却し得られたはずの売却益相当額等を考慮して算出した廃業損害の賠償を求めた〔店舗に係る売買契約書、フランチャイザー作成の店舗価値評価資料〕。東京電力は、店舗売却の蓋然性が高いとはいえず、これまでの営業損害の賠償経緯からすれば、賠償の終期を迎えているなどと主張して損害の発生を争った。パネルは、警戒区域内の店舗に限り、原発事故による廃業損害の発生を認め、営業利益1年分相当額を賠償する内容の和解案を提示した。

中間指針第3の7備考8は、事業を営んでいた者が廃業した場合は、一定期間の逸失利益等を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1441		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)から避難し、避難生活中にうつ病及び血行障害を発症して入通院を余儀なくされた申立人について、避難生活とこれらの発症との間に相当因果関係を認め、平成27年2月分までの日常生活阻害慰謝料(3割の増額分)及び平成30年2月分までの生命身体的損害(入通院慰謝料)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)	第1の8(2)ウ(ア)

2 基本情報

申立日	H29.10.5	全部和解成立日	H30.9.26
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	743,000	H24.1～H30.2	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	26,580		※1
全部和解	精神的損害	増額分	750,000	H25.2～H27.2	※2
小計			1,519,580		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,519,580
	弁護士費用	34,644
	手続内で処理された既払金合計額	364,800

※1 中間指針第3の5

申立人は、避難生活により、動脈閉塞症が悪化し、うつ病を発症したとして、交通事故訴訟の損害賠償算定基準に準じた入通院慰謝料及び診断書取得費用を請求した。東京電力は、動脈閉塞症は既往症が一因であり、うつ病は原発事故発生から2年経過した頃に発症していることから、いずれも相当因果関係を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、避難生活が動脈閉塞症の悪化に寄与し、うつ病の要因となったことを認め〔診断書及び申立人の陳述書〕、1日当たり3000円から1万円の通院慰謝料及び診断書取得費用を損害として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、避難等対象者が原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化(精神的障害を含む。)したことにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、動脈閉塞症の薬の服用により日常生活が制限されていること、動脈閉塞症の処置の影響により足に痺れがあること、うつ病から不眠になっていること等を理由に、日常生活阻害慰

謝料の増額分として一時金100万円を請求した。東京電力は、薬の服用により他の避難者に比べ苦痛が大きいといえるほど日常生活が制限されているとはいえないこと、足の痺れは処置をした医師に責任があることを理由に争い、うつ病については、転居のあった平成25年11月までであれば検討するとした。パネルは、申立人の症状が重かった平成25年2月から平成27年2月まで月額3万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度又は中程度の持病があり、通常の利用者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1442		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、家族との別離を余儀なくされたことや申立人がうつ病に罹患していたことを考慮して、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額6万円(ただし、既払い金255万円を除く。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H30.8.14	全部和解成立日	H30.12.19
事故時住所	双葉郡浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,550,000	H23.3~H30.3	※1
小計			2,550,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,550,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、旧居住制限区域で居住していたところ、原発事故による避難により、うつ病になった、家族と別離したなどとして精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、家族別離等の具体的事情が明らかでなく、うつ病を含む増額については賠償済みであるなどとして、請求に応じることは困難であると主張して争った。パネルは、申立人と息子との別離、申立人の身体障害(1級)を総合考慮して、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額6万円(ただし、既払金255万円を除く。)の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離が生じたなどの事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1443		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)の自宅敷地に駐車していた自動車を警戒区域設定前に持ち出して使用していた申立人について、同自動車の測定放射線量が高かったことを理由に買取拒否されたこと等を考慮して、財物損害として被ばくしていなかった場合の同自動車の下取相当額が賠償されるとともに、新規に自動車を取得した際に支払った諸費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)イ(ア)	第1の12(2)イ(イ)	第1の12(2)オ(イ)

2 基本情報

申立日	H30.8.15	全部和解成立日	H31.1.29
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他動産	850,000		※1
全部和解	財物損害	追加的費用	52,450	H24.1	※1
小計			902,450		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	902,450
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、帰還困難区域の自宅敷地に駐車していた自動車を警戒区域設定前に持ち出したが、同自動車の放射線量が高かったことを理由に買取拒否されたとして、被曝していなかった場合の同自動車の下取相当額〔下取り価格証明書〕の賠償を求めるとともに、新規に自動車を取得した際に支払った諸費用〔販売証明書・注文書〕の賠償を請求した。東京電力は、同自動車が原発事故後も使用されてきたことから、警戒区域から同自動車を持ち出した際に基準値を超える水準の被曝はなかったと推察され、財物としての価値が喪失又は減少しているとはいえないと主張して争った。パネルは、原発事故時に同自動車が駐車されていた置場の放射線量が高かったこと、同自動車が持ち出されたのは、いまだ立入りが禁止されていなかっただけであり、同自動車が全体洗車された後でも高い放射線量が認められること〔自家用車サーベイ結果メモ〕からすると、持ち出し時にも同自動車の放射線量は高かったことが推認できること、放射線量が高い被曝した車両であるとして買取を拒否されていること〔自家用車両買い取り拒否の理由書〕から、買取拒否及び新車買替え時の諸費用発生と原発事故との相当因果関係を認め、請求どおりの賠償額の和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱは、①当該財物が対象区域内にあり、財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合又は、②①には該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1444		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、親との別離を余儀なくされたことを考慮して、平成23年5月分から平成25年7月分まで月額3万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H30.8.30	全部和解成立日	H31.1.29
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	810,000	H23.5~H25.7	※1
小計			810,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	810,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、原発事故前、両親とともに浪江町内で暮らしており、原発事故後も、平成23年5月中旬までは両親とともに避難生活を送っていたが、申立人の勤務先(浪江町内)が原発事故により閉鎖となり、申立人はいわき市への転勤を余儀なくされたものの、いわき市内では、家族3人が暮らすことのできる広さの住居を見つけることができなかったことから、平成23年5月中旬以降、申立人と申立人の両親は別れての避難生活を余儀なくされ、平成25年7月には両親が相馬市に移住用の住宅を購入したものの、申立人は、いわき市への通勤が困難であることからそこへの居住はできず、申立て時点まで、別居が継続しているとして、慰謝料の増額を請求した〔申立人聴取事項報告書、申立外母聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人の勤務先閉鎖は、専ら原発事故によるものではなく、地震や津波による影響も大きかったと考えられるところ、原発事故がなくても、申立人の勤務先は津波等による機能喪失により閉鎖されていた可能性が高く、申立人のいわき市への転勤と原発事故との間には相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、申立人の勤務先閉鎖及びいわき市への転勤と、原発事故との間に相当因果関係があると判断し、それにより、申立人は、両親との別離を余儀なくされたとして、別離を開始した平成23年5月から両親が相馬市に移住用の住宅を購入した平成25年7月まで、月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じ、それにより、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2、中間指針第3の3、中間指針第3の8、中間指針第3の10）

申立人は、避難生活を開始するに当たり、衣服や家具家電等生活必需品を購入しなければならなかったことによる損害、浪江町自宅への一時立入りのために費用の支出を強いられたことによる損害、原発事故により給与が減少したことによる損害、所有する不動産の価値が減少したことによる損害の賠償を求めたところ、東京電力は具体的な損害内容の主張がされていないとして認否を留保した。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1445		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、平成23年5月分から平成25年7月分まで、家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額3万円が、平成24年2月分から平成25年7月分まで、要介護認定を受けた近親者を介護していたことを考慮して、更に月額3万円が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H30.10.1	全部和解成立日	H31.1.30
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	540,000	H24.2~H25.7	※1
全部和解	精神的損害	増額分	810,000	H23.5~H25.7	※2
小計			1,350,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,350,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、夫である申立人Bとともに、原発事故後、新潟県のホテル等を転々とした後、平成23年8月から二本松市の仮設住宅で生活をするようになったが、そのころより、申立人Bが、慣れない場所を転々としたことによる疲労や避難生活からくるストレス等で頻繁に体調を崩すようになり、平成24年2月には要介護認定(要介護1)を受けるに至ったことから、申立人Aは申立人Bの介護に従事しなくてはならなくなり、それにより過酷な避難生活を強いられたとして、慰謝料の増額を請求した〔申立人A聴取事項報告書〕。東京電力は、原発事故と、申立人Bが要介護認定を受けた原因及び申立人Bを介護していた申立人Aの精神的損害との相当因果関係が不明であると主張して争った。パネルは、原発事故と、避難生活中の介護者の介護による精神的損害との相当因果関係の有無は、原発事故と、被介護者の要介護認定との相当因果関係の有無に左右されないとした上で、申立人Aの、申立人Bを介護したことによる精神的損害と原発事故との間に相当因果関係を認め、慰謝料額については、申立人Bが要介護認定を受けた平成24年2月から、申立人A及びBが相馬市に移住用の住宅を購入した平成25年7月まで、月額3万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にある者の介護を恒常的に行ったといった事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、原発事故前、夫である申立人B及び長男（申立外）とともに浪江町内で暮らしており、原発事故後も、平成23年5月中旬までは、申立人B及び長男とともに避難生活を送っていたが、長男の勤務先（浪江町内）が原発事故により閉鎖となり、長男はいわき市への転勤を余儀なくされたものの、いわき市内では、家族3人が暮らすことのできる広さの住居を見つけることができなかったことから、同月中旬以降、申立人A及びBと長男は別れての避難生活を余儀なくされ、平成25年7月には、申立人A及びBが相馬市に移住用の住宅を購入したものの、長男は、いわき市への通勤が困難であることからそこの居住はできず、申立て時点まで長男との別居が継続しているとして、慰謝料の増額を請求した〔申立人A聴取事項報告書、申立外長男聴取事項報告書〕。東京電力は、いわき市内では家族3人が暮らすことのできる住居を見つけることができなかったとしても、いわき市郊外やいわき市に程近い茨城県北部であれば、3人で暮らすのに十分な広さの住居を見つけることができた可能性は高く、いわき市内に家が見つからなかったという事情は、長男と別居しなければならなかった理由として、合理性が十分ではないと主張して争った。パネルは、長男の勤務内容からすると、長男がいわき市内で生活しなければならなかったことは明らかであり、このことから、いわき市内で家族3人が暮らすことのできる住居を見つけることができなかったという事情は、申立人A及びBと長男が別居をしなければならなかった事情として十分に合理性が認められるものであるとして、別離が開始された平成23年5月から、申立人A及びBが相馬市に移住用の住宅を購入した平成25年7月まで、月額3万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じ、それにより、通常の被災者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2、中間指針第3の3、中間指針第3の5、中間指針第3の8、中間指針第3の10）

申立人Aは、避難のために費用の支出を強いられたことによる損害、避難生活により生活費が増大したことによる損害、浪江町自宅への一時立入りのために費用の支出を強いられたことによる損害、原発事故により体調を崩し病院で治療を受けなくてはならなくなったことによる損害、原発事故により給与が減少したことによる損害及び所有する不動産の価値が減少したことによる損害の賠償を求めたところ、東京電力は具体的な損害内容の主張がされていないとして認否を留保した。パネルは、和解案の対象外とした。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2、中間指針第3の6）

申立人Cは、申立人A及びBの長女であり、原発事故後、申立人A及びBとともに避難生活をともにしたとして、避難にかかった費用や慰謝料を請求した。東京電力は、申立人Cは原発事故時、日本国外で暮らしており、避難等対象者ではないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※5 申立てがあったが審理対象とならなかった申立人

申立人Bは、申立書提出時点で既に死亡していたため、同人に関しては審理対象としなかった。

1 事案の概要

公表番号	1446		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した被相続人並びにその弟、妻、子、子の配偶者及び孫の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、被相続人については平成23年3月分から平成27年10月分まで腎機能の悪化の程度や要介護の度合いに応じて月額3万円、6万円又は10万円(ただし既払い金112万円を除く。)が、被相続人の妻については、上記被相続人を介護したことを理由として被相続人と同期間について同額(ただし既払い金56万円を除く。)が、被相続人の弟については、上記被相続人を介護したことを理由として平成25年8月分から平成27年10月分まで月額3万円が、被相続人の子、その配偶者及び孫については、家族別離を理由として、平成23年4月から平成25年9月までそれぞれに対し月額3万円が、賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の12(2)ア(イ)	

2 基本情報

申立日	H30.3.6	全部和解成立日	H31.2.5
事故時住所	浪江町		
申立人人数	6	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人B、D共通(被相続人Aの損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	945,000	H23.3~H27.10	※1
全部和解	精神的損害	増額分	945,000	H23.3~H27.10	※1
小計			1,890,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,450,000	H23.3~H27.10	※1
小計			2,450,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	810,000	H25.8~H27.10	※1
小計			810,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	900,000	H23.4~H25.9	※1
小計			900,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	900,000	H23.4～H25.9	※1
小計			900,000		

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	900,000	H23.4～H25.9	※1
小計			900,000		

申立人B、C、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他	4,089,800		※2
小計			4,089,800		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,170,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、夫婦で浪江町（避難指示解除準備区域）に居住していたところ、原発事故後に避難先を転々としたこと、夫婦で別離が生じたこと、申立人Aについて避難所でのストレスや通院・服薬ができない時期があったこと、申立人Bについて原発事故後に持病が悪化したことから、避難慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、和解仲介手続や直接請求手続により、申立人Bに対して、平成23年3月から平成30年3月までの期間について、精神的損害の増額分として月額5万円を支払っており、精神的損害は全て賠償済みであるとして賠償を争った。パネルは、申立人Aが原発事故による避難直後は通院が不可能であり持病の薬を入手することができなかったことや、申立人Bが持病の治療のために平成23年8月から平成26年5月までの期間は東京で生活していたため申立人Aとの間に別離が生じたこと等を考慮して、平成23年3月から平成26年5月までの期間について、世帯代表者である申立人Aに避難慰謝料の増額分として月額3万円を賠償する和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度又は中程度の持病、家族の別離、二重生活等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

避難に伴う財物の管理不能等による必要かつ合理的な範囲の追加的費用として、母屋のリフォーム費用の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1447		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料(増額分)について、平成23年3月分から平成26年5月分まで、家族別離を余儀なくされたことや避難直後は通院が不可能であり持病の薬を入手することができなかったこと等を考慮して、世帯代表者に月額3万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H30.8.30	全部和解成立日	H31.2.6
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,170,000	H23.3~H26.5	※1

小計 1,170,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,170,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、夫婦で浪江町(避難指示解除準備区域)に居住していたところ、原発事故後に避難先を転々としたこと、夫婦で別離が生じたこと、申立人Aについて避難所でのストレスや通院・服薬ができない時期があったこと、申立人Bについて原発事故後に持病が悪化したことから、避難慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、和解仲介手続や直接請求手続により、申立人Bに対して、平成23年3月から平成30年3月までの期間について、精神的損害の増額分として月額5万円を支払っており、精神的損害は全て賠償済みであるとして賠償を争った。パネルは、申立人Aが原発事故による避難直後は通院が不可能であり持病の薬を入手することができなかったことや、申立人Bが持病の治療のために平成23年8月から平成26年5月までの期間は東京で生活していたため申立人Aとの間に別離が生じたこと等を考慮して、平成23年3月から平成26年5月までの期間について、世帯代表者である申立人Aに避難慰謝料の増額分として月額3万円を賠償する和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、重度又は中程度の持病、家族の別離、二重生活等の事情があり、通常の避難

者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人らは、申立人Bが持病の治療のために東京都の病院の近くで生活する必要があったとして、東京都の居住先の家賃の実額と東京電力が自主的基準に基づいて賠償した家賃相当額との差額（賠償不足分）の賠償を請求した。東京電力は、総務省の統計に基づいて避難先の平均賃料に共益費・管理費相当額を加算した金額を賠償している、東京都の平均月額賃料を超える高額な家賃の物件を賃借したのは申立人らの判断である等として賠償を争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の5）

申立人らは、申立人Aが持病〔診断書〕の治療のために通院したことによる慰謝料及び交通費の賠償を請求した。東京電力は、原発事故前の病状、発症時期、通院状況や治療経過等が不明であり、原発事故との間に相当因果関係があるとは認められない等として賠償を争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1448		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人母子の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、申立人母は避難直後から要介護1で介助を要する状態であり、後には脳梗塞によって要介護3、身体障害等級2級となったこと、申立人子は申立人母を介護したことを考慮して、申立人らそれぞれに平成23年3月分から平成30年3月分まで(ただし、申立人子については介護をすることができなかった2か月間は除く。)月額3万円、4万円又は7万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H30.8.14	全部和解成立日	H31.2.8
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	4,740,000	H23.3~H30.3	※1
小計			4,740,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	4,800,000	H23.3~H30.3	※1
小計			4,800,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,540,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,795,000

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、要介護状態にある高齢の申立人Bに対し申立人Aが避難先で介護を行わざるを得なかった〔電話聴取事項報告書〕ことで特に苦痛が増えたと主張して精神的損害の増額を請求した。東京電力は、上記について直接請求手続において既に増額分まで賠償しており、これ以上の支払は認められないとしてこれを争った。パネルは、事故前から申立人Bに対する介護の必要性があったことから平成23年3月から平成24年3月(ただし、申立人Aについては入院していた平成24年2月及び同年3月を除く。)まで各月額3万円、申立人Aが重傷を負いながらこれが完治するまでの間痛みをこらえつつ介護を続けざるを得なかったこと、また、これに伴い申立人Bも十分な介護を受けられなかったことから平成24年4月から平成25年12月まで各

月額4万円、申立人Bが脳梗塞にり患したため更に介護が過酷になったことから平成26年1月から平成30年3月まで各月額7万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあること、又は要介護状態にある者の介護を恒常的に行ったことという事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1449		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、申立人は、膝部に痛みを抱える中、避難所を転々とするを余儀なくされ、転倒事故を起こすなどしたこと等から、避難所生活をしてきた平成23年3月分及び同年4月分については月額5万円が、家族間別離を余儀なくされ、生活に不便が生じていた同年5月分から同年7月分までについては月額3万円が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H30.9.20	全部和解成立日	H31.2.21
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	190,000	H23.3～H23.7	※1

小計 190,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	190,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	40,000

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、複数の持病や膝部の痛み(過去に左膝半月板を全部切除しており、右膝半月板も損傷している。)を抱えながら避難所を転々とする生活を余儀なくされ、転倒事故を起こすなどしたことや、避難中病院に行けず薬もなかったこと、原発事故前には同じアパートの別室に居住していた娘及び孫と一時別離を余儀なくされたこと等を主張して、慰謝料の増額賠償を請求した。

東京電力は、避難所生活の点については、平成23年3月及び同年4月の2か月について各月2万円の増額分を既に支払済みであると主張して争い、その余の点については、直接請求の際の申立人の説明内容からは避難中病院に行けず薬もなかったという事情はなかったと思われること、そもそも申立人と娘及び孫とは同じアパートとはいえ別々の住所・居家で生活していたものであって別々の世帯を構成していた上、避難中に娘及び孫と一時別離をしたのは申立人の任意の判断によるものであること等から、申立人には通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きかったといえる特別な事情はないと主張して争った。

パネルは、平成23年3月及び同年4月の2か月については、申立人が複数の持病や膝部の痛みを抱えながら避難所を転々とする生活を余儀なくされ、転倒事故を起こすなどした事実関係に照らせば、通常の避難者が避難所で生活するよりもさらに過酷な生活を強いられたものとい

えることから月額5万円の増額分の賠償を認め、また、同年5月から同年7月までの3か月については、たとえ住所が同一でなかったとしても同一のアパートという至近に居住し、日常的に膝の悪い申立人の生活を助けていた娘らとの別離が原発事故によって強いられたものと認められ、実際に生活上の不便が認められることから月額3万円の増額分の賠償を認め、和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅲ①は、月額慰謝料の目安を10万円（避難所等における期間は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離が生じたこと、避難所の移動回数が多かったこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6）

申立人は、原発事故によって故郷を喪失したことによる慰謝料、コミュニティを喪失しあるいはこれが変容したことによる慰謝料及び被曝不安による慰謝料について賠償を求めたところ、東京電力は、中間指針が定める精神的損害の他にこれらの損害は認められないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1450		
事案の概要	主に浜通り地域及び茨城県内の交通機関の駅・沿線の広告・看板制作等の広告代理業を営む申立会社の営業損害(逸失利益)について、原発事故の影響により取引先からの受注が減少したことを考慮し、平成25年3月分から平成29年7月分までの損害につき、相双方への売上げに係る分に限った上で、原発事故の影響割合を、平成25年3月分から平成27年7月分まで10割、同年8月分から平成29年7月分まで8割とし、既払金を控除した残額が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H29.4.5	全部和解成立日	H30.10.1
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		16,610,000	H25.3～H29.7	※1
小計			16,610,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	16,610,000
	弁護士費用	270,000
	手続内で処理された既払金合計額	7,520,621

※1 中間指針第8

申立人は、鉄道会社の代理店として広告業(駅構内の広告設置、沿線の野立看板設置、広告看板のデザイン及び制作等)を営んでいたところ、原発事故により避難区域に指定されたエリアの広告業務が激減したとして、平成25年3月から平成29年7月までの営業損害(逸失利益)を請求した。東京電力は、広告業界全体の売上げは原発事故後増加傾向にあることから、申立人においても避難区域外のエリアの売上げにより損害の回避ないし軽減が可能であったこと、競業他社が存在すること等原発事故以外の減収要因があること等から、請求期間において原発事故との相当因果関係を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、申立人の広告エリアの鉄道開通状況からして請求期間における駅利用者の減少は明らかであること、駅利用者が減少すれば広告効果が減少することから広告掲載依頼も減少すること、申立人の事業規模及び事業内容の性質上、申立人が原発事故前と同程度の取引先を開拓することは困難であること等から、原発事故との相当因果関係が認められると判断し、平成22年7月期(平成21年8月から平成22年7月まで)の対象エリアにおける駅広告部門と制作部門の各売上金額〔月次損益計算

書] にそれぞれ減収率と貢献利益率を乗じた額に、原発事故の影響割合として、平成25年3月から平成27年7月までの期間については10割、同年8月から平成29年7月までの期間については8割を乗じた金額について和解案を提示した。

中間指針第8Ⅱは、間接被害（中間指針第3ないし第7で賠償の対象と認められる損害（以下「第一次被害」という。）が生じたことにより、第一次被害を受けた者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害）について、間接被害を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1451		
事案の概要	栃木県那須烏山市において観光やな(仕掛けを設置して川魚を捕るやな漁とこれらを食材とした飲食店の運営)等を営む申立人の風評被害による営業損害(逸失利益)について、同市のうち申立人が所在する地域の観光客入込数は平成26年の時点で原発事故前の水準を上回っているものの、川の周辺地域の状況等から風評被害の影響を肯定することができるかと判断し、平成27年1月分から同年12月分まで、原発事故の影響割合を1割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の3(2)イ		

2 基本情報

申立日	H30.3.13	全部和解成立日	H30.10.2
事故時住所	栃木県那須烏山市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		273,000	H27.1～H27.12	※1
小計			273,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	273,000
	弁護士費用	8,190
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3

申立人は、栃木県那須烏山市で観光やな(仕掛けを設置して川魚を捕るやな漁とこれらを食材とした飲食店の運営)等を営んでいたところ、原発事故の風評被害により観光客が減少し減収が続いているとして、平成27年1月から同年12月までの営業損害(逸失利益)の賠償を請求した。東京電力は、観光統計によれば栃木県及び那須烏山市の観光客数は請求期間において回復していること、申立人が観光やなを設置する川からは請求期間において放射性物質は検出されていないこと、自然災害や川の濁水等原発事故以外の減収要因があること等から、原発事故との相当因果関係を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、東京電力が指摘するような状況はあるとしつつも、川の周辺地域の状況等から風評被害の影響を肯定することができるかと判断し、平成22年度売上額に減収率と貢献利益率を乗じた額に、原発事故の影響割合として1割を乗じた金額について和解案を提示した。

中間指針第7の3 Iは、栃木県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が原発事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、原発事故後に観光業に関する

る解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1452		
事案の概要	茨城県内のきのこ生産者を構成員とする農業法人である申立人の営業損害(追加的費用)について、原発事故のために購入したきのこ原木の除染機10台の購入費用のうち、補助金で充当されない半額部分につき、各除染機ごとに購入の必要性の観点から使用頻度に応じた減額をした上、さらに原発事故の影響割合を8割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H29.3.7	全部和解成立日	H30.10.2
事故時住所	茨城県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用		2,610,797		※1

小計 2,610,797

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,610,797
	弁護士費用	78,324
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人は、原発事故の後に設立された、茨城県内のきのこ生産者を構成員とする農業法人であるところ、申立人の構成員がきのこ原木を洗浄して除染するために購入した大型除染機10台の費用(1台約100万円であり、平成24年8月に5台、同年12月に5台購入したもの。)のうち、県の補助金で充当されなかった半額部分について、営業損害における追加的費用として請求した〔納品書、補助金確定通知書〕。東京電力は、申立人の構成員が取り扱うしいたけ原木からどの程度の放射性物質が検出されたかわからないこと、また、きのこ原木除染機は資産の増加に当たること等から、原発事故との相当因果関係のある損害と考えることは困難であることを理由に争った。パネルは、各除染機ごとに購入の必要性の観点から使用頻度に応じた減額をした上、さらに原発事故の影響割合を8割として損害額を算定した和解案を提示した。

中間指針第7の1 IV①は、風評被害による営業損害における損害項目については、除染費用などの必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1453		
事案の概要	茨城県において外国人実習生の管理等を行う申立人の、外国人実習生が帰国したことによる営業損害(逸失利益)について、平成23年3月分から平成26年3月分まで、基準年度の利益額と対象年度の利益額(ただし、対象年度の利益額の算定に当たって、一部の費用については費用として計上しない。)との差額に原発事故の影響割合(当初の5割から2割まで漸減)を乗じた額が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の6(2)イ	第6の2	

2 基本情報

申立日	H28.3.22	全部和解成立日	H30.10.4
事故時住所	茨城県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		4,229,695	H23.3~H26.3	※1
小計			4,229,695		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,229,695
	弁護士費用	126,891
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、総括基準(訪日外国人を相手にする事業の風評被害等について)

申立人は、茨城県の太平洋沿岸部に所在する外国人実習生の監理業務を行う協同組合であり、実習生の受入事業者である組合員(近隣の水産加工業者等)から徴収する管理費等(受入実習生数に応じて増減する)を主な収入源として運営しているところ、原発事故直後の時期に放射能汚染による健康被害を懸念して多数の実習生が予定された実習期間の途中で帰国したことにより、収入が減少したとして、これに伴う営業損害(逸失利益)の賠償を求めた〔決算報告書、途中帰国報告書等〕。東京電力は、実習生が途中帰国を決断したのは津波と地震の影響であり、実習生の途中帰国による減収と原発事故との間の相当因果関係は認められないなどと主張して争った。パネルは、途中帰国した実習生の帰国理由等を検討の上、減収と原発事故との間に相当因果関係があると判断し、平成23年3月分から平成26年3月分までの約3年の対象期間について、原発事故直前を基準年度とした利益額と対象年度の利益額(ただし、対象年度の利益額の算定に当たり、基準年度から支出が増えた費目の増加分については費用として計上しないこととした。)との差額に原発事故の影響割合(1年目は5割、2年目は3割、3年目は2割に漸減)を乗じた額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅲ②は、風評被害について、第7の2以降で各業種ごとに示す一定の範囲の

類型以外の類型について、原発事故以降に現実に生じた取引停止等による営業損害等を個別に検証し、原発事故との相当因果関係を判断するとしている。また、総括基準（訪日外国人を相手にする事業の風評被害等について）は、訪日外国人を相手にする事業の風評被害について、原発事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有しているかを基準として原発事故との相当因果関係を判断するものとし、放射性物質による汚染の危険性を懸念する訪日外国人は、福島県及びその近隣地域のみを敬遠するのではなく、日本国内の全部を敬遠するのが通常であることに留意するものとしている。本件は、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1454		
事案の概要	単身赴任で居住制限区域(富岡町)に居住し、原発事故後、家族のいる九州地方に避難したが、後には関東地方に単身赴任することとなった申立人について、原発事故に起因して発症した双極性感情障害の程度からして、家族同席の下で主治医の話を聞く必要性を一定程度認め、治療のために九州地方に所在する病院(入院歴がある。)に引き続き通院する必要があるとして、関東地方の単身赴任先から九州地方の病院までの通院交通費の半額が賠償されるとともに、上記障害を理由とした精神的損害の増額分等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(エ)	第1の8(2)ウ(ア)	第1の10(2)ア(ア)

2 基本情報

申立日	H29.9.26	全部和解成立日	H30.10.4
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	600,000	H28.9～H29.2	※1
全部和解	精神的損害	増額分	900,000	H23.3～H29.2	※2
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	16,230	H28.3～H29.2	※3
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	425,297	H28.3～H29.2	※3
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	46,200	H28.3～H29.2	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	38,880	H28.3～H29.2	※3
全部和解	就労不能損害	減収分	269,370	H27.12～H28.5	※4
小計			2,295,977		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,295,977
	弁護士費用	68,880
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6

申立人は、居住制限区域(富岡町)に居住していたところ、原発事故により避難を余儀なくされたとして、平成23年3月から平成29年2月までの避難慰謝料の請求をした。東京電力は、申立人が仕事の関係上転勤の避けられない職種であるから遅くとも平成24年3月に関東地方に転居した時点で避難は終了したと主張しているものの、基本部分である月額10万円については、直接請求において支払う(支払済みの期間以降の平成28年9月分から平成29年2月分までの6か月分)と回答しているとして、これを認めた。パネルは、申立人の主張どおりの賠償

を認める和解案を提示した。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、平成23年3月16日に単身赴任先の富岡町から家族のいる九州に避難したが、同月27日に勤務先の指示により福島県内に戻り復旧作業に従事していたところ、過酷な勤務条件の下、双極性感情障害を発症したため休職を余儀なくされ、その後、平成24年3月には復職して関東地方に転勤となるも、引き続き九州の病院への通院を余儀なくされているとして、日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を請求した。東京電力は、申立人が仕事の関係上転勤の避けられない職種であるから遅くとも関東地方に転居した時点で避難は終了したという主張のほか、申立人の主張する苦痛は勤務先や受診した病院の事情によるものであり増額事由には当たらないなどと主張して争った。パネルは、申立人が関東地方に転居して以降も避難が継続しているものと認めた上で、双極性感情障害の程度からして中程度の持病があるものとし、申立人が休職していた平成24年2月まで（ただし、平成23年5月及び同年6月については、当該期間の入院慰謝料が支払済みであること等を考慮して除く。）は月額3万円、復職した同年3月以降については月額1万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度又は中程度の持病があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の5

申立人は、単身赴任先の富岡町から家族のいる九州地方に避難し、その後関東地方に転勤となるも、原発事故に起因して発症した双極性感情障害の治療のため、家族同席の下で主治医の話を聞く必要があるため、引き続き九州地方に所在する病院への通院を余儀なくされているとして、通院交通費等、生命・身体的損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人の病気は一定程度回復していると考えられること、申立人が居住地の近傍ではなく九州地方に所在する病院に通院する必要性が認められないこと等を主張して争った。パネルは、双極性感情障害が原発事故に起因して発症したものと認め〔診断書等〕、その程度からして、家族同席の下で主治医の話を聞く必要性も一定程度認められるとして、通院交通費については請求金額の5割を、治療費、診断書等取得料については請求額全額、通院慰謝料については1回当たり4200円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。）し、疾病にかかったことにより生じた治療費、精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の8

申立人は、原発事故に起因して発症した双極性感情障害により長時間勤務等が困難となり、それまで従事していた技術営業の仕事を行うことができず内勤の間接部門への配置転換を余儀なくされたため、賞与が減少し減収が生じたとして、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人の病気は一定程度回復していると考えられるためこれを理由とする減収が賠償すべき損害であるとは認められないなどと主張して争った。パネルは、双極性感情障害が原発事故に起因して発症したものと認め〔診断書等〕、本件の請求期間（平成27年12月から平成28年5月まで）における配置転換によって生じた減収については原発事故との間に相当因果関係が認められるとして、請求金額の全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等によりその就

労が不能等となった場合には、かかる勤労者についての給与等の減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1455		
事案の概要	県中地域において金属スクラップ卸売業を営む申立会社の営業損害について、原発事故の影響により金属スクラップが放射性物質で汚染されたため県内の業者からの仕入れが減少したことを考慮して、県内業者からの仕入れ減少分に対応する売上高の減少と売上単価の減少から算定した平成26年8月から平成28年9月までの逸失利益（原発事故の影響割合は、当初の7割から2割5分まで漸減）及び放射線検査機器の修理に要した平成29年4月までの追加的費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の6(2)ア		

2 基本情報

申立日	H27.3.31	全部和解成立日	H30.10.11
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	営業損害・逸失利益		8,204,964	H26.8～H27.2	※1
全部和解	営業損害・逸失利益		13,699,181	H27.3～H28.9	※2
全部和解	営業損害・追加的費用		1,664,500	H27.1～H29.4	※3
小計			23,568,645		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	23,568,645
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、県中地域で金属スクラップの卸売業を営んでいたところ、原発事故により放射線量の高い金属スクラップの受入れを拒否し続けたこと等により減収が生じた〔決算報告書〕として、平成22年を基準年として、平成26年8月から平成27年2月までの営業損害の賠償を求めた。東京電力は、統計上、リサイクル業界が福島県内の業者を含めて増収増益に転じていること〔民間調査会社報告書〕や、申立人の原発事故前後の売上高の推移からすれば基準年を平成21年とすべきところ平成25年以降の売上高は平成21年と同水準となっていること〔月次損益計算書〕等を主張し、相当因果関係はないと争った。パネルは、統計上のリサイクル業には金属スクラップ卸売業のほか廃棄物処理業といった異なる業態の事業も含まれているため統計をそのまま採用することはできないこと、福島県の業者からの仕入れは現に減少していること〔仕入先一覧表等〕等から相当因果関係を認めた上で、福島県外から仕入れた金属スクラップの風評被害の有無が明らかでないことや、金属スクラップが相場商品であること〔新聞報道等〕を勘案し、

基準年とした平成22年の売上高〔月次損益計算書〕に貢献利益率のほか、福島県に限る仕入減少率〔仕入先一覧表等〕、価格減少率〔売上一覧等〕及び立証の程度を勘案した原発事故の影響割合（7割）を乗じて損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業、サービス業等において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品又は提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の4

申立人は、県中地域で金属スクラップの卸売業を営んでいたところ、原発事故により放射線量の高い金属スクラップの受入れを拒否し続けたこと等により減収が生じた〔決算報告書〕として、平成27年3月以降の営業損害の追加賠償を求めた。東京電力は、申立人が原発事故前において東京等から仕入れていたこと〔仕入先一覧表等〕から福島県以外からの仕入れの可能性があることを指摘し、仕入先の代替性があると主張して相当因果関係はないと争った。パネルは、申立人が基準年において福島県の金属スクラップ以外を取り扱う業者からの仕入量が元々少ないこと、金属スクラップは有限の資源であること、申立人が平成26年から製造スクラップ業にも参入し〔決算報告書・パンフレット等〕損害拡大回避義務にも努めていること等から相当因果関係を認めた上で、金属スクラップが相場商品であることや〔新聞報道等〕、震災による瓦礫処理等による需要の先食いが発生していた可能性があること〔民間調査会社報告書〕を勘案し、原発事故の影響割合を漸減する和解案（平成27年3月から同年9月までについて5割、同年10月から平成28年9月までについて2割5分とするもの。）を提示した。

これも、中間指針第7の4 I ①に準じた和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第7の4

申立人は、県中地域で金属スクラップの卸売業を営んでいたところ、放射線量の高い金属スクラップが今なお持ち込まれるため、検査機器の通常維持管理のための修理費用〔請求書・支払書等〕の賠償を求めた。東京電力は、新規取得資産の修理や校正に係る費用は購入者の責任で行われるべきであるほか、申立人が行った修理・校正は同人の使用状況に基づく故障に係るものであると主張して、相当因果関係を争った。パネルは、検査機器は原発事故がなければ購入する必要がなく原発事故以外に転用する余地のない資産であることや、販売先が買い取りを拒否する値の放射線量が現に検出され続けていること〔仕入時の放射線量の測定結果を撮影した写真〕、また、申立人による修理・校正の対象が通常の経年による損耗とみられる範囲内のものであったこと〔作業報告書・口頭審理〕から、相当因果関係を認めた上で、申立人の請求全額を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第7の4 I ①に準じた和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

県中地域で金属スクラップの卸売業を営んでいた申立人は、在庫の金属スクラップについて財物損害の賠償を求めたが、東京電力は損害の発生を争い、パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1456		
事案の概要	県南地域(白河市)においてしいたけ栽培業等を営む申立人の出荷制限に伴う平成29年分の営業損害(逸失利益)について、申立人の米栽培事業は、原発事故後に増収となっているものの、米栽培としいたけ栽培の繁忙期は異なること等を考慮し、平成29年分につき原発事故の影響割合を9割として賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア		

2 基本情報

申立日	H30.2.2	全部和解成立日	H30.10.11
事故時住所	白河市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		682,084	H29.1~H29.12	※1

小計 682,084

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	682,084
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、県南地域(白河市)において原木しいたけ露地栽培を行っていたところ、汚染ほだ木の廃棄が未了で、平成29年時点でも放射性物質が基準値以上に検出され出荷制限となっていることから、同年分の逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、汚染ほだ木の廃棄を行ってしいたけ栽培を再開することは可能である、また申立人の米栽培事業が原発事故後に増収となっており損害が認められないなどと主張して争った。パネルは、県南のほだ木等の農業系廃棄物の処理着手は早くても平成31年2月頃という環境省からの聴取結果などから、申立人が汚染ほだ木を廃棄して栽培再開するのは困難な状況にあると判断し、また米栽培については原発事故後に増収となっているものの米栽培としいたけ栽培の繁忙期は異なること等を考慮し、平成29年分の逸失利益について原発事故の影響割合を9割とする和解案を提示した。

中間指針第5の1 Iは、林産物の出荷制限指示に伴い、当該指示に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたため、現実には減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1457		
事案の概要	自主的避難等対象区域(相馬市)に居住し、飯舘村及びその周辺地域を中心に水産物の移動販売業を営んでいたが、原発事故後は休業している申立人の営業損害(逸失利益)について、平成27年1月分から平成29年7月分まで、原発事故との相当因果関係を認めた上(原発事故の影響割合は、10割から3割まで漸減)、東京電力の直接請求手続において基礎とされた貢献利益率を修正して賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H29.12.25	全部和解成立日	H30.10.12
事故時住所	相馬市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		1,196,681	H27.1~H29.12	※1
小計			1,196,681		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,196,681
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	388,178

※1 中間指針第3の7

申立人は、原発事故時、飯舘村及び周辺中山間部で魚介類の移動販売を営んでいたところ、原発事故により顧客の多くが避難し、避難指示解除後も飯舘村の帰還住民は全住民の1割にも満たず採算がとれないことから事業が再開できないとして、平成27年1月から平成29年12月までの営業損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人が高齢であること、既に事故後6年以上休業していること、事業設備である移動販売車を売却していること、商工会に休業届を提出していること等の事情から申立人の事業継続の意思を否定し、さらに損害回避の努力を行っているかも不明であり、既に十分な賠償を受けていると主張して争った。パネルは、休業と原発事故との間に相当因果関係があると判断し、原発事故の影響割合について平成27年7月までを10割、同年8月から平成28年7月までを5割、同年8月から平成29年7月までを3割として損害額を算定の上、和解案を提示した(なお、和解契約書上は対象期間が平成29年12月までとされているところ、実質的な対象期間は上記のとおり同年7月までである。)

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認め、また、中間指針第3の7 IIIは、避

難指示等の解除後も、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、本件においてもこれらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1458		
事案の概要	避難指示解除準備区域(檜葉町)に居住し、自宅近くの医療機関で人工透析を受けていた申立人について、原発事故に伴う当該医療機関の移転によって自宅から通院することが可能な医療機関がなくなり、平成28年10月まで避難を継続することを余儀なくされ、自宅不動産の管理等を行うことができなくなったこと等を考慮し、価値減少割合を72分の68として自宅(土地、建物、庭木・構築物)の財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)		

2 基本情報

申立日	H30.3.19	全部和解成立日	H30.10.15
事故時住所	檜葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	5,184,959		※1
全部和解	財物損害	建物	10,451,202		※1
小計			15,636,161		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	15,636,161
	弁護士費用	469,085
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

原発事故発生後、檜葉町に所在する原発事故発生以前から自己が居住していた建物及び同建物の敷地(避難指示解除準備区域に指定)について、事故時所有者から相続により承継した相続人から平成26年4月に贈与を受けたことによって、当該不動産及び当該不動産に関する東京電力への損害賠償請求権を取得した申立人が、原発事故発生以前から人工透析が必要であったところ、原発事故に伴う人工透析を行っていた医療機関の移転によって自宅から通院することが可能な医療機関がなくなり、通院が可能な病院が存在するいわき市内への避難を継続することを余儀されていること〔診断書、ウェブページ、報告書等〕を理由として、檜葉町に所在する上記建物、庭木・構築物及び同建物の敷地の財物価値の全部が喪失したとして、その賠償を請求した。東京電力は、檜葉町の避難指示解除準備区域の避難指示が平成27年9月5日に解除されたことを理由として、価値減少割合を72分の54と算定し、それを超える賠償について相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、少なくとも申立人が入院するに至った平成28年10月末日までについて、避難を継続する合理性があり、同時期まで自宅不動産の管理等を行うことができなくなったと認めて、価値減少割合を72分の68とする和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅰは、避難等を余儀なくされたことに伴い、財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認められるとしており、中間指針第二次追補第2の4Ⅱは、避難指示解除準備区域の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮し、原発事故発生直前の価値を基準として、原発事故により一定程度減少したものと推認することができるとしているところ、これらに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1459		
事案の概要	自主的避難等対象区域(国見町)に居住していた申立人ら(父母、子及び祖父母)のうち、平成23年3月に申立人父母及び子が避難したことにより生じた避難費用(面会交通費)及び生活費増加費用(二重生活に伴うもの等)について、平成24年1月分から平成27年3月分までが賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク	

2 基本情報

申立日	H29.5.18	全部和解成立日	H30.10.15
事故時住所	国見町		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	986,944	H24.1～H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	1,560,000	H24.1～H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	117,000	H24.1～H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	97,500	H26.1～H27.3	※1
全部和解	避難雑費		300,000	H26.1～H27.3	※1
小計			3,061,444		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,061,444
	弁護士費用	91,843
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実施した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人A、B及びCは、自主的避難を実施したとして、前回の申立てにおいて平成25年12月までの自家消費野菜、避難雑費等の賠償について和解が成立していたところ、原発事故当時申立人A、B及びCと同居していた申立人D(追加申立て)及びE(追加申立て)も申立てに追加し、二重生活をしたことによる生活費増加費用〔住民票、課税台帳、写真等〕、避難雑費等を請求した。東京電力は、平成24年9月以降は自主的避難を継続する合理性がないなどと主張して争った。パネルは、未成年者を連れた自主的避難において、平成27年3月までは避難継続の合理性を認め、平成24年1月から平成27年3月までの生活費増加費用(前回の申立てにおいて平成25年12月までの期間について和解が成立していた自家消費野菜については、平成26

年1月から平成27年3月まで)及び前回の申立てにおいて和解が成立した期間以降の平成26年1月から平成27年3月までの避難雑費の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実施した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3)

申立人A、B、C、D及びEは、平成24年1月以降の精神的損害を請求したところ、東京電力は、既払金を超える部分について原発事故と相当因果関係がないなどと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1460		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人らについて、1. 世帯主には家族別離が生じていた期間、入院していた申立人には入院していた期間に係る日常生活阻害慰謝料(それぞれ3割の増額分)、2. 避難指示解除後1年が経過する平成29年7月まで月額1万5000円の生活費増加費用(自家消費の米・野菜分)、3. 避難によって自宅で葬儀をすることができなくなったことによる近親者の葬儀費用の増加分等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)	

2 基本情報

申立日	H28.10.21	全部和解成立日	H30.10.17
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	8,520,000	H23.3~H30.3	※1
全部和解	避難費用	交通費	58,000	H23.3~H25.1	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	404,000	H23.3~H25.1	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	571,226	H23.4~H29.3	※4
全部和解	就労不能損害	減収分	436,563	H23.4~H23.12	※5
全部和解	精神的損害	増額分	300,000	H23.3~H23.12	※6

小計 10,289,789

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	8,520,000	H23.3~H30.3	※1
全部和解	避難費用	交通費	48,000	H23.3~H25.1	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	50,000	H24.5~H24.11	※3
全部和解	就労不能損害	減収分	951,825	H23.4~H24.12	※5

小計 9,569,825

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	8,520,000	H23.3～H30.3	※1
全部和解	避難費用	交通費	49,000	H23.3～H25.1	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	20,000	H24.8～H24.9	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	145,191	H23.4～H24.3	※4
全部和解	精神的損害	増額分	210,000	H25.7～H26.11	※7

小計 8,944,191

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	8,520,000	H23.3～H30.3	※1
全部和解	避難費用	交通費	30,000	H23.3～H25.1	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	20,000	H24.8～H24.9	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	138,811	H24.4～H25.3	※4

小計 8,708,811

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他	15,000	H24.7～H24.9	※8
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	26,054	H24.1～H24.6	※9
全部和解	避難費用	宿泊費等	500,000	H23.3～H23.12	※10
全部和解	避難費用	食費増加費用	885,000	H23.3～H29.7	※11
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	516,476	H23.3～H26.1	※12
全部和解	避難費用	その他	313,425	H25.6	※13
全部和解	財物損害	家財	400,000		※14
全部和解	財物損害	追加的費用	210,000	H26.4	※15

小計 2,865,955

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	40,378,571
	弁護士費用	1,211,357
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6

中間指針第3の6に基づく日常生活阻害慰謝料として、月額10万円(又は12万円)の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I ①に基づく避難費用として、避難交通費の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の3

中間指針第3の3に基づく一時立入交通費の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I③に基づく避難費用として、通勤・通学交通費増加分の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の8

中間指針第3の8に基づく就労不能損害の賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、原発事故後、多重生活を余儀なくされたとして、慰謝料の増額を請求した。東京電力は、家族別離が生じているという事実やその理由が明らかではないと主張して争った。パネルは、家族別離が生じた平成23年3月から同年12月までの期間について、世帯主である申立人Aに対し月3割の増額分（30万円）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Cは、原発事故後、がんの手術をし過酷な生活を余儀なくされたとして、慰謝料の増額を請求した〔診断書〕。東京電力は、「重度又は中程度の持病」のあることが確認できないと主張して争った。パネルは、入院期間（平成25年7月から同年8月まで、平成26年6月から同年7月まで、同年9月から同年11月までの通算7か月。）について月3割の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度又は中程度の持病があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※8 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I③に基づく避難費用として、家族面会交通費の賠償を認めたものである。

※9 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I③に基づく避難費用として、二重生活による光熱費増加費用の賠償を認めたものである。

※10 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I③に基づく避難費用として、宿泊謝礼の賠償を認めたものである。

※11 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故により、米野菜の自家消費ができなくなり米野菜を購入せざるを得なくなったとして〔陳述書〕、申立人らが負担した生活費増加費用を請求した。東京電力は、生活費増加分については原則として慰謝料に含まれていると主張して争った。パネルは、申立人らの陳述も参考にした上で、平成23年3月分から避難指示解除後1年が経過する平成29年7月分までについて、同居家族が4人以下で米・野菜を小売店で購入していなかった場合の米・野菜購入費用として、月額1万5000円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※12 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I ③に基づく避難費用として、衣類・日用品購入費用の賠償を認めたものである。

※13 中間指針第3の2

申立人らは、自宅で葬儀を執り行うことができれば火葬代のみでその他の費用はほとんどかからなかったところ、原発事故により、施設を利用して葬儀を執り行わざるを得なかったとして、申立人らが負担した葬儀費用を請求した〔領収証〕。東京電力は、葬儀費用については、原発事故にかかわらず生じる費用である、申立人らの請求金額には火葬代も含まれている、事故以前の生活状態で実施した場合との差額が明らかでないと主張して争った。パネルは、避難によって自宅で葬儀をすることができなくなったことによる近親者の葬儀費用（平成25年6月）の増加分の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第3の2 I ③に従った和解案が提示されたものである。

※14 中間指針第3の10

中間指針第3の10 Iに基づき、仏壇の現実に価値を喪失し又は減少した部分について賠償を認めたものである。

※15 中間指針第3の10

中間指針第3の10 Iに基づく追加的費用として、井戸修理費用の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1461		
事案の概要	自主的避難等対象区域に居住していた申立人母子について、平成24年8月に行った線量のより低い同区域内の別の自治体への避難につき合理性を認め、同月分から実家に転居するなどして避難を終了した平成25年8月分までの避難費用、生活費増加費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H30.3.20	全部和解成立日	H30.10.18
事故時住所	天栄村		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	2,000	H24.8～H25.8	※1
全部和解	生活費増加費用	住居費	349,163	H24.9～H25.8	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H24.9～H25.8	※1
全部和解	避難雑費		160,000	H24.9～H25.8	※1

小計 661,163

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	661,163
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人ら（未成年の子である申立人Bは追加申立てを行った。）は、①平成24年8月に行った自主的避難に伴い支出した移動交通費、②避難中の住居費、③家財道具購入費等について賠償を求めた。東京電力は、緊急時避難準備区域の方の避難継続の合理性について、平成24年9月以降は特段の事情がある場合に限り賠償が認められるとされていること（中間指針第二次追補第2の1（2）参照。）との衡平の観点から、自主的避難の継続の合理性についても、同月以降は「特段の事情」の検討が必要であると考えられるところ、本件には避難継続を認める特段の事情は存しないなどと主張して争った。パネルは、申立人らが提出した資料〔家賃の引き落とし通帳、賃貸借契約書、写真〕及び申立人らからの説明に基づいて、上記①ないし③のいずれも原発事故との相当因果関係を認め、相当額の賠償を認め、さらに原発事故時妊娠中であった申立人A

〔母子手帳〕について、妊娠中であった平成25年4月から避難終了の同年8月までの期間について、また、避難時に1歳であった申立人Bについて平成24年9月から避難終了の平成25年8月までの期間について、それぞれ避難雑費の賠償を認める和解案を提示した（ただし、避難時には同一世帯であった申立人Aの夫（平成25年8月に申立人Aと離婚した。）が本件の申立人には入っていないため、避難雑費の認定金額については、相当額の調整が行われた。）。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1462		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人の生命身体損害(入通院慰謝料)について、既に平成30年5月分まで直接請求によって一定額の支払がされていたものの、交通事故による損害賠償基準を参考に、実通院日数の3.5倍を通院期間として算定した損害額(原発事故の影響割合を4割とする。)から上記支払済みの金額を控除した額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ウ	

2 基本情報

申立日	H30.5.21	全部和解成立日	H30.10.19
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	756,000	H26.2～H30.5	※1
小計			756,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	756,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	617,400

※1 中間指針第3の5

緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人が、原発事故によるストレスにより自律神経失調症などの持病が悪化したとして〔診断書〕、生命・身体的損害(入通院慰謝料)を請求した。東京電力は、申立人は避難をしておらず、申立時点で原発事故後7年以上が経過しており原発事故と申立人の疾病との間に相当因果関係を認めることは困難であることに加え、既に平成30年5月分まで直接請求によって一定額の支払がされているので、これ以上の支払は応じられないと主張して争った。パネルは、原発事故と申立人の疾病の間に相当因果関係があると判断し、交通事故による損害賠償基準を参考に、実通院日数の3.5倍を通院期間として算定した損害額に原発事故の影響割合として認定した4割を乗じ、これから上記支払済みの金額を控除した額の賠償と認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等対象者の健康状態が治療を要する程度に悪化したことにより生じた精神的苦痛についても賠償することができると認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1463		
事案の概要	南相馬市原町区の特定避難勧奨地点に指定された自宅から避難した申立人らについて、平成26年12月に上記指定が解除された後も、業者の都合により自宅の修繕工事が終了しなかったこと等を考慮し、同解除から相当期間を経過した後の平成27年8月まで避難継続の合理性を認め、同年4月分から同年8月分まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(7)		

2 基本情報

申立日	H30.5.9	全部和解成立日	H30.10.23
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	500,000	H27.4～H27.8	※1
小計			500,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	500,000	H27.4～H27.8	※1
小計			500,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	500,000	H27.4～H27.8	※1
小計			500,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	500,000	H27.4～H27.8	※1
小計			500,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人らは、原発事故当時、南相馬市原町区の特定避難勧奨地点に指定された自宅に居住しており、事故後、避難した。申立人らは、平成26年12月に特定避難勧奨の指定が解除された後も、業者の都合により自宅の修繕工事が終了しなかったために、避難を継続したことから、避難継続を理由として、平成27年4月から同年9月まで一人当たり月10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を求めた。

東京電力は、修繕工事は除染のために必要な対応ではなく、避難の合理性があったとはいえないとして、避難継続の必要性を争った。

これに対して、パネルは、修繕工事が特定避難勧奨地点指定解除後まで終了しなかったのは業者の都合であることを重視し、申立人らには、避難継続を認める特段の事情があるとして、平成24年9月以降の精神的損害の賠償を認めた。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1464		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)から避難した申立人ら(父母及び子2名(うち1名は避難中に出生))について、避難費用等のほか、原発事故当時に妊娠中であった申立人母が平成23年5月に死産したことに鑑み、精神的損害(15万円の増額)が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ウ		

2 基本情報

申立日	H29.8.31	全部和解成立日	H30.10.25
事故時住所	郡山市		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※3
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	150,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※3
小計			750,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※3
小計			600,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	12,494	H24.1～H27.3	※3
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	331,925	H24.1～H27.3	※3
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	86,880	H24.1～H27.3	※3
全部和解	生活費増加費用	住居費	691,720	H24.1～H27.3	※3
全部和解	生活費増加費用	その他	319,880	H24.1～H27.3	※3
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	270,000	H24.1～H27.3	※3
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	200,000	H24.1～H27.3	※3
全部和解	避難雑費		1,436,000	H24.1～H27.3	※3

小計 3,348,899

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,778,899
	弁護士費用	143,367
	手続内で処理された既払金合計額	1,280,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円(妊婦及び18歳以下の子については40万円)のうち、4万円(妊婦及び18歳以下の子については20万円)を精神的損害に対する賠償として扱ったものである(本和解外で東京電力により支払済みであるため既払金として処理されている。)

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

原発事故当時妊娠中であった申立人Bは、原発事故後、避難先を転々とする中、妊娠18週で胎児を死産したことによる精神的損害の賠償を求めた〔分娩記録・陳述書〕。東京電力は、死産と原発事故との間に相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額(上記解説※1における4万円。)を認めたことに加え、妊娠初期の時期の度重なる長時間移動及び死産後の母子避難には相当な苦労があったことを認め、平成23年3月から同年12月までの精神的損害として15万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人ら(父(A)、原発事故当時、後に死産となる子を妊娠中であった母(B)、追加申立てを行った18歳以下の子(C)及び原発事故後に出生し追加申立てを行った18歳以下の子(D))は、原発事故当時、Dを除く3人で自主的避難等対象区域に居住しており、原発事故後、B及び

Cが県外に避難し、後にAもBらの避難先に合流したものであるが、避難に伴い支出した①避難交通費〔移動経路の地図〕、②引越費用（引越代、敷金、礼金、仲介手数料及び鍵交換費用）〔見積書・賃貸借契約書・請求書〕、③避難先の家賃〔領収証〕、④駐車場代〔駐車場賃貸借契約書〕、⑤家財道具購入費用〔レシート〕、⑥避難雑費のほか、AがB及びCと別居していた間の⑦面会交通費並びに⑧二重生活増加費用の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補第2及び平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースに基づく各既払金で賠償済みであると主張して争った。パネルは、平成23年3月から平成27年3月末までに生じた損害として、上記①及び⑦について請求額全額、②について、引越し代、礼金、仲介手数料、鍵交換費用の全額と敷金の2割、③及び④について、避難先の家賃等から原発事故時住所の家賃等を控除した差額分、⑤について、相当額として20万円（請求額は約28万円）、⑥について、平成24年1月から平成26年3月末までの期間は18歳以下の子及び妊婦一人に対し月額2万円、平成26年4月から平成27年3月までの期間は、それぞれ月額1万4000円、⑧について月額3万円の賠償を認めた上で、中間指針第一次追補第2及び平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースに基づく各既払金（合計84万円）を控除した残額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1465		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の病院に入院していたが、原発事故により福島市内の病院への転院を余儀なくされた要介護5の被相続人(申立人らの祖母)の日常生活阻害慰謝料について、自ら寝返りをすることもできないなどの被相続人の身体状況等を考慮し、被相続人が死亡した平成25年9月まで10割増額した額が賠償されるとともに、申立人らのうち1名に要した介護を目的とする面会交通費について、上記転院に伴う差額分が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)

2 基本情報

申立日	H29.2.23	全部和解成立日	H30.10.29
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,100,000	H23.3~H25.9	※1
全部和解	精神的損害	増額分	3,100,000	H23.3~H25.9	※2
全部和解	避難費用	交通費	5,000	H23.3	※3
小計			6,205,000		

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	277,045	H23.4~H25.10	※4
小計			277,045		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,482,045
	弁護士費用	0
	手続内で処理された既払金合計額	300,000

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人A及びBの祖母(被相続人)は、南相馬市原町区(緊急時避難準備区域)の病院に入院していたが、原発事故により、福島市内の病院への転院を強いられたことから、申立人らは、被相続人死亡までの避難慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、南相馬市内の病院への転院が可能であったと主張し、平成24年9月以降の賠償を拒否した。パネルは、被相続人が寝たきり状態であったこと〔日常生活確認書〕や、実現しなかったが、申立人Aが、避難先の病院に対し、南

相馬の病院への転院申し入れをしていたこと等〔電話聴取報告書〕を考慮し、被相続人の死亡時まで避難が継続していたものと認め、日常生活阻害慰謝料の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A及びBは、祖母（被相続人）が原発事故時、要介護状態（要介護5級）〔医療紹介状〕で南相馬市内の病院に入院していたが、原発事故により福島市内の病院への転院を強いられ、過酷な避難生活を余儀なくされたとして、同人についての慰謝料の増額を請求した。東京電力は、月額2万円を超える増額は認められないと主張して争った。パネルは、被相続人が寝たきりの状態であったこと等〔日常生活確認書〕を考慮し、死亡時まで月額10万円の増額を認める和解案を提示した（賠償期間の継続については※1を参照されたい。）。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人A及びBの祖母（被相続人）について、原発事故により、原発事故時に入院していた南相馬市内の病院から福島市内の病院へ転院を強いられたとして、避難費用（南相馬市から福島市への交通費）の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の2

申立人Aは、南相馬市内の病院に入院していた祖母（被相続人）が、原発事故により、福島市内の病院への転院を強いられたために、介護のための交通費（電車料金）が増加したとして、その増額分の賠償を請求した。東京電力は、平成23年10月以降分の交通費増加分については、原発事故との相当因果関係を否認し、また、賠償する場合についても、最も安いルート（公共バス）の代金が上限である旨の主張をし、争った。パネルは、交通費の増加分（電車料金）と原発事故との相当因果関係を認め、差額分について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2備考3は、高額な費用を負担せざるを得なかった特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費が賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1466		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に居住し、原発事故前に入院し、緑内障の手術を受けた申立人について、退院後間もなく原発事故によって避難を余儀なくされ、点眼薬の持ち出しすらままならず、また、避難先では入浴をすることができないなどの不衛生な生活環境に置かれ術後の感染症の危険にさらされたほか、避難後しばらくは通院することができなかったことにより術後の適切な治療を受けられなかった点等を考慮し、原発事故後半年間についての精神的損害(一時金)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H30.5.2	全部和解成立日	H30.10.30
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	250,000	H23.3~H23.8	※1

小計 250,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	250,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、原発事故前に入院し、緑内障の手術を受けたが、原発事故に伴う避難によって通院ができず、術後の治療を受けられなくなり、結果的に左目が失明してしまったとして、慰謝料の増額等を請求した。東京電力は、遅くとも平成23年3月17日に避難区域外に避難してからは眼科に通院可能であったとして、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が特に大きい場合に該当するとの事情は見受けられないと反論し、争った。パネルは、申立人が手術を伴う2週間の入院を経て、退院後2日で体力的にかなり弱っていた状態で避難を余儀なくされた点、急な避難で点眼薬等の持ち出しができなかった点、避難後1か月間、風呂に入れられないなどの不衛生な生活環境におかれ術後感染症の危険にさらされた点、避難後しばらく通院できずに術後の適切な処置を受けられなかった点を総合評価し、事故後半年間について25万円の一時金を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、身体の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができ、また、目安とされた月額とは別に一時金として適切な金額を賠償額に加算することを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1467		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)から平成26年3月に自主的避難をした申立人母子について、避難開始が同月になったのは申立人母が自宅から通学していた看護学校の卒業時期を待っていたこと、避難開始までの間も申立人子の夏季休暇等の時期には短期間の避難を繰り返していたこと等を考慮し、平成26年3月の避難開始の合理性を認め、避難費用(引越費用)等の他、平成27年3月分までの避難雑費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(4)		

2 基本情報

申立日	H29.8.7	全部和解成立日	H30.11.1
事故時住所	郡山市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	住居費	168,750	H26.3～H26.3	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	100,000	H26.3～H26.3	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	15,000	H24.1～H24.4	※1
全部和解	避難雑費		251,333	H24.1～H27.3	※1

小計 535,083

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	535,083
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人A(母)及びB(18歳以下の子)は、自主的避難等対象区域(郡山市)の自宅で申立外の夫(平成24年4月にAと離婚した。)とともに生活していたところ、原発事故に伴う被曝を回避する目的で、Bの通園する幼稚園の夏季、冬季、春季の各休暇期間中に県外に自主的避難を断続的に繰り返した後、平成26年3月頃からは、長期間にわたって県外に自主的避難を実行したが、その際に支出した避難費用(引越費用、住居費(仲介手数料、敷金及び礼金))等の賠償を求めた。東京電力は、平成26年3月頃からの長期間の避難開始は、時期について合理性が認められないと主張して争った。パネルは、長期間の避難開始が平成26年3月に至った理由として、Aが通学していた看護学校の卒業時期が同月であったこと〔電話聴取事項報告書〕、同月

までの間、Bの夏休み等の時期には短期間の避難を繰り返していたこと〔電話聴取事項報告〕等の事情からは合理性が認められるとし、避難費用（引越費用及び住居費）〔電話聴取事項報告書、賃貸精算書〕等の他、平成27年3月分までの避難雑費等の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

なお、平成24年1月から同年4月までの生活費増加費用（二重生活費用）については、Bの長期休暇時の申立人ら母子（A及びB）の短期避難に伴い、同期間中婚姻関係にあった申立外の夫との二重生活増加費用が発生していたことによるものであり、また、同期間中の生活費増加費用及び避難雑費については、短期避難の期間や離婚に伴う財産分与を考慮し、賠償額も調整されている。

1 事案の概要

公表番号	1468		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)に居住し、平成24年に婚姻した申立人夫婦及び平成25年に出生した申立人子について、平成23年7月に申立人妻のみが避難したことから、同年8月分までの避難費用等が賠償されたほか、申立人妻が平成24年9月に申立人子を妊娠したことから、同月分から平成27年3月分までの避難費用等も賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)キ
	第10の2(3)ク		

2 基本情報

申立日	H30.3.12	全部和解成立日	H30.11.2
事故時住所	福島市		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	52,000	H23.3～H23.8	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	83,200	H23.3～H23.8	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	20,800	H23.3～H23.8	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H23.3～H23.8	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	323,334	H23.3～H23.8	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※1

小計 669,334

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	4,450	H28.10	※2

小計 4,450

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	145,600	H24.9～H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	1,289,600	H24.9～H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	930,000	H24.9～H27.3	※1
全部和解	避難雑費		620,000	H24.9～H27.3	※1

小計 2,985,200

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,658,984
	弁護士費用	109,770
	手続内で処理された既払金合計額	80,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、原発事故当時、申立人A（妻）及びB（夫）が福島市に居住していたが（平成23年2月に婚約し、震災により婚姻を一度見送ったものの平成24年8月に婚姻した。）、平成23年7月に申立人Aのみが避難し、平成25年に申立人C（子）が出生したところ、自主的避難の実行により負担した平成23年7月分以降の避難費用、生活費増加費用、就労不能損害等について賠償を求めた。東京電力は、妊婦以外の大人についての中間指針追補による損害賠償の対象期間は原発事故発生当初の時期とされている、また、申立人A及びBの婚姻や申立人Aの妊娠は、原発事故発生や申立人Aの避難開始から1年以上経過した後のことであり、申立人らが事故により生活を分断されたとはいえないなどとして申立人らの請求を争った。パネルは、申立人Aが自主的避難したことについて、平成23年8月まで避難の合理性を認め、避難費用、生活費増加費用、就労不能損害の賠償を認め、さらに、申立人A及びBが婚姻した後、申立人Aが平成24年9月に申立人Cを妊娠したことから、同月から避難の合理性が認められるとして、同月分から平成27年3月分までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

ホールボディカウンター検査、甲状腺検査の費用と検査のための移動費用について、賠償を求めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1469		
事案の概要	茨城県内でシメジ茸等の生産販売業を営んでいた申立人について、一般に、茨城県産のシメジ茸の平成26年以降の取引数量及び取引金額は、いずれも、原発事故前3年間の平均を上回っているものの、取引単価の下落が継続していること等から風評被害がなお継続しているとして、平成27年6月分から平成28年12月分まで(原発事故の影響割合は、当初の5割から1割まで漸減)の営業損害(逸失利益)が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H29.8.8	全部和解成立日	H30.11.8
事故時住所	茨城県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	風評被害・逸失利益		2,374,179	H27.12~H28.5	※1
全部和解	風評被害・逸失利益		4,797,301	H27.6~H28.12	※1
小計			7,171,480		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,171,480
	弁護士費用	104,326
	手続内で処理された既払金合計額	1,319,761

※1 中間指針第7の2

申立人は、茨城県でシメジ茸等の生産販売業を営んでいたところ、平成27年6月以降も取引単価の下落が継続していること等から風評被害がなお継続しているとして、単価下落分に総取引数を乗じた額を基に算出した逸失利益の賠償を求めた〔売買仕切書〕。東京電力は、基準年売上高に全国平均価格変動係数を乗じた額から請求期間の売上高を減じた額を基に逸失利益の額を算出すべきであると主張して争った。パネルは、申立人の主張する逸失利益の算出方法を採用した上で、一般に、茨城県産のシメジ茸の平成26年以降の取引数量及び取引金額は、いずれも、原発事故前3年間の平均を上回っていることを考慮して、原発事故の影響割合を平成27年6月から同年11月までについて5割、同年12月から平成28年5月までについて3割、同年6月から同年12月までについて1割として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、茨城県産の農林産物について、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害については、原則として原発事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象と認められるものとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1470		
事案の概要	自主的避難等対象区域(県中地域)においてホテル及び結婚式場等を経営する申立会社のホテル部門及びブライダル部門の営業損害(逸失利益)について、申立会社の商圈における人口が避難により減少したこと等により結婚披露宴の実施数が減ったことを考慮して、平成27年9月分から平成28年8月分まで、原発事故の影響割合を3割として賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H30.4.2	全部和解成立日	H30.11.9
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		26,651,090	H27.9～H28.8	※1
小計			26,651,090		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	26,651,090
	弁護士費用	799,533
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、福島県内の自主的避難等対象区域においてホテル及び結婚式場を経営していたところ、申立人の商圈における人口、特に結婚適齢期である世代の人口が避難により減少したこと等を理由として、結婚披露宴の実施数が減少したことに伴い〔人口推移等〕、申立人の売上げも減少したとして、平成27年9月から平成28年8月までの逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人の商圈周辺の地域は原発事故前から過疎化の傾向にあったこと及び近年ブライダル関連市場が縮小傾向にあること等から、申立人の減収は原発事故と相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、申立人の顧客層は近隣地区に限られ、かつ、同地域の人口が避難により減少しているとの事情から申立人の減収と原発事故との相当因果関係を認め、一方で東京電力主張の事情も踏まえ原発事故の影響割合を3割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第8Ⅲ①は、事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難に伴って必然的に生じたものは、原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1471		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)に居住していた申立人ら(父母及び子1名)のうち申立人母子が避難したことにより生じた避難費用及び生活費増加費用等について、平成27年3月分までの生活費増加費用(二重生活に伴う増加分)、平成28年3月に自宅に帰還した際の避難費用(帰還交通費)、同(引越関連費用)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア		

2 基本情報

申立日	H30.8.16	全部和解成立日	H30.11.12
事故時住所	福島市		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	3,680	H28.3	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	118,498	H26.3~H28.3	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	152,450	H26.12~H27.4	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	60,000	H27.1~H27.3	※1
全部和解	避難雑費		60,000	H27.1~H27.3	※1

小計 394,628

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	394,628
	弁護士費用	11,839
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人ら(父(A)、母(B)、18歳以下の子(C))は、原発事故当時、自主的避難等対象区域に居住していたところ、原発事故が発生したため平成23年3月に、B及びCが県外に避難し、平成28年3月に原発事故時住所に帰還したものであるが、避難中及び帰還のために要した費用として、①帰還交通費〔ETCカード明細〕、②避難中に衣替え等のために避難先と事故時住所との間で荷物を送受した際の送料〔領収証〕、③帰還のための荷物の送料〔領収証〕、④面会交通費〔領収証〕、⑤二重生活増加費用〔ガス料金の引き落とし明細、電気料金の振込票〕、⑥避難雑費の賠償を求めた。東京電力は、前件の和解において平成24年9月以降の自主的避難の継

続には特段の事情が必要であると考えられるところ申立人らにはかかる特段の事情があるとはいえず、また、申立人らには平成26年12月分までの賠償金を支払済みであり、それ以降の賠償には応じられないなどと主張して争った。パネルは、申立人らの損害と原発事故との間の相当因果関係を認め、②について平成26年3月から平成27年3月の間の送料、④について平成26年12月から平成27年4月6日までの移動分の請求金額、⑤について同年1月から同年3月まで月額2万円、⑥について同年1月から同年3月まで子供一人について月額2万円の賠償を認めたほか、平成28年3月に支出した、①帰還交通費及び③帰還のための荷物の送料についても請求金額の全額の賠償を認める和解案を提示した（なお、平成26年12月分までは前件和解で賠償済みであるが、同月までに生じた損害で、前件で請求がなく、本件で請求があったものについても和解の対象としている。）。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1472		
事案の概要	居住制限区域(富岡町)から自主的避難等対象区域(三春町)に避難していた申立人夫婦(共に80歳代)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、申立人妻は、平成26年9月の骨折事故を契機に身体機能が著しく低下して同年11月に要介護1となり、その後、身体障害等級1級、要介護4となったこと等を考慮し、平成26年11月分から平成30年3月分まで月額5万円が、申立人夫は、上記のとおり申立人妻の介護を担っていたこと等を考慮し、平成26年11月分から申立人妻が介護サービス付き集合住宅に入居した平成28年3月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H29.9.4	全部和解成立日	H30.11.15
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,050,000	H26.11~H30.3	※1
小計			2,050,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	510,000	H26.11~H28.3	※1
小計			510,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,560,000
	弁護士費用	48,900
	手続内で処理された既払金合計額	930,000

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A及びB(申立人Aの夫であり追加申立てを行った。)は、原発事故後、夫婦で三春町内の仮設住宅に居住していたが、平成26年秋頃、申立人Aが仮設住宅内にて骨折し、しばらく通院治療を続けていたものの回復しなかったため、同年11月、入院して治療を受けることになり、これを契機に、申立人Aが寝たきりの状態となってしまったこと(平成26年11月に要介護1、平成27年2月に身体障害1級、同年8月に要介護4となった。)、これに伴い申立人Bが申立人Aの介護を一人で担うこととなったことにより、過酷な避難生活を余儀なくされたとして、慰謝料の増額を請求した[申立人B回答アンケート(申立人Aの身体状況及び介護の具体的な内容について)、申立人Aの身体障害者手帳、申立人Aの診断書]。東京電力は、申立人Aについ

では、要介護1と認定された平成26年11月から平成27年1月まで月額1万円、身体障害等級1級と認定された同年2月から平成30年3月まで月額2万円の増額をしていること、申立人Aの介護に従事していた申立人Bについては、申立人Aが身体障害1級と認定された平成27年2月から、同人が介護サービス付き集合住宅に入居した平成28年3月まで月額1万円の増額をしていることから、申立人A及びBのいずれについても、申立人Aが介護を要する状態になったことに対する損害は既に賠償されていると主張して争った。パネルは、申立人Aが要介護及び身体障害認定を受けたことに加え、申立人A及びBが高齢であることや、同人らは夫婦だけで避難生活を送っており、申立人Aが介護を要する状態になった際は、申立人Bが一人で介護を担わなくてはならなかったことも考慮し、申立人Aについては、要介護1の認定を受けた平成26年11月から平成30年3月（富岡町の避難指示解除から1年後）まで月額5万円、申立人Bについては、申立人Aが要介護1の認定を受けた平成26年11月から、自身が介護サービス付き集合住宅に入居した平成28年3月まで月額3万円の慰謝料増額分の賠償を認めた。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあることや、身体に障害があること、これらの者の介護を恒常的に行ったことといった事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の5）

申立人Aは、仮設住宅内での骨折により長期の入通院治療を余儀なくされたことから、直接請求手続にて入通院慰謝料の賠償を受けていたが、平成28年11月、賠償が打ち切られたとして、同月以降の入通院慰謝料の賠償を求めたところ、東京電力は、入通院治療と原発事故との相当因果関係を争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の7）

申立人Bは、原発事故前、富岡町内にあるB所有の田で、米を栽培しそれを農協に出荷し、余剰米で菓子を作り近所の人に販売して、収入を得ていたところ、原発事故により米を作ることができなくなり、収入が途絶えたとして営業損害の賠償を求めたところ、東京電力は、農協への出荷状況や菓子の製造状況が不明であるとして認否を留保した。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1473		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から避難した申立人ら母子について、原発事故後も福島県内にとどまった申立人父と再び同居するため、平成30年3月に避難先の山形県から福島県に帰還した際の交通費及び引越費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア		

2 基本情報

申立日	H30.6.11	全部和解成立日	H30.11.19
事故時住所	福島市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	10,400	H30.3～H30.4	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	223,000	H30.3～H30.4	※1
小計			233,400		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	233,400
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人ら(父、母及び子供2名)は福島市に居住していたが、原発事故の発生により母及び子供2名が県外へ避難し、父はそのまま福島市に残り生活していた。その後、父は郡山市に転居して生活していたところ、母及び子供2名は、平成30年3月に父の居住先に転居して避難先から帰還したが、その際に支出した移動交通費及び引越費用の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの原発事故当時の自宅は福島市であり、郡山市への移動交通費及び引越費用は帰還費用には当たらないなどと主張して相当因果関係を争った。パネルは、申立人らの郡山市への転居が避難先からの帰還であると認め、移動交通費及び引越費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1474		
事案の概要	申立外清算会社の所有する居住制限区域(飯館村)の不動産(土地建物)について、同社の東京電力に対する上記不動産についての賠償金請求権を取得した申立人に対し、上記清算会社における帳簿価格の分かる資料を入手することができなかったこと等から、土地については固定資産税評価額に1.43を乗じた金額が、建物については固定資産税評価額が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(カ)		

2 基本情報

申立日	H30.5.21	全部和解成立日	H30.11.27
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	財物損害	土地	6,328,089		※1
全部和解	財物損害	建物	1,926,178		※2
小計			8,254,267		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,254,267
	弁護士費用	247,628
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、申立外清算会社の所有する居住制限区域の土地について、同社の東京電力に対する土地の賠償金請求権を取得し、近隣土地の都道府県地価調査の平米当たりの単価に地積を乗じた金額での賠償を求めた。東京電力は、賠償すること自体については争わなかったが、申立人が主張する近隣土地は国道と県道の交差点付近の市街化された住宅地域にあるのに対し、本件対象土地は山間部ないし農村地域にあることから、近隣土地と同等の単価で計算する合理性がないとした上で、平成25年3月29日付け東京電力プレスリリースによる基準に基づき、固定資産税評価額に1.43を乗じた金額での賠償を主張した。パネルは、本件対象土地と申立人の主張する近隣土地と同等の単価で計算する合理性はないとして、東京電力が自認している上記プレスリリースによる基準に基づき、固定資産税評価額に1.43を乗じた金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、申立外清算会社の所有する居住制限区域の建物について、同社の東京電力に対する建物の賠償金請求権を取得し、平成25年3月29日付け東京電力プレスリリースによる基準に基づき、固定資産税評価額に建築物係数を乗じる計算又は住宅着工統計に基づく平均新築単価に床面積を乗じる計算による金額での賠償を求めた。東京電力は、賠償すること自体については争わなかったが、本件対象建物が事業用建物であることから、上記プレスリリースによる基準ではなく、平成24年12月26日付け東京電力プレスリリースによる基準に基づき、帳簿価格等で原発事故時点の時価相当額の賠償をすとして、金額については争い、最終的には、帳簿価格を確認するための資料がないことから、固定資産税評価額での賠償を主張した。パネルは、本件対象建物が会社所有の建物であることを考慮して、個人の賠償基準である平成25年3月29日付け東京電力プレスリリースによる基準に基づく計算方法での賠償ではなく、東京電力自認額での賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第3の10 Iに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1475		
事案の概要	居住制限区域(飯舘村)から避難後、転居し、住居確保損害の賠償を受けた申立人らについて、その後も自宅の管理等のために飯舘村内へ相当回数にわたって立入りするなど帰還の意思があったことや転居先での生活状況等を考慮して、平成30年3月分までの生活費増加費用(食費、水道料金、交通費)及び平成29年3月分までの一時立入費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ア)	第1の4(2)ア(ウ)	

2 基本情報

申立日	H29.5.9	全部和解成立日	H30.11.29
事故時住所	飯舘村		
申立人人数	12	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

1475-1

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	495,000	H27.7~H30.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	370,463	H27.7~H30.3	※1
全部和解	避難費用	交通費	330,000	H27.7~H30.3	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	422,400	H26.12~H29.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	30,450	H27.7~H29.3	※1

小計 1,648,313

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,648,313
	弁護士費用	49,450
	手続内で処理された既払金合計額	

1475-2

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	220,000	H27.7～H30.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	99,000	H27.7～H30.3	※1
全部和解	避難費用	交通費	70,000	H27.7～H28.1	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	24,200	H27.6～H28.12	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	15,000	H29.1～H29.5	※2
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	1,980	H29.1～H29.5	※2

小計 430,180

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	430,180
	弁護士費用	12,906
	手続内で処理された既払金合計額	

1475-3

申立人H

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	495,000	H27.7～H30.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	247,500	H27.7～H30.3	※1
全部和解	避難費用	交通費	330,000	H27.7～H30.3	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	83,600	H26.12～H29.2	※1
全部和解	財物損害	立木(庭木を除く。)	283,494		※3

小計 1,439,594

申立人I

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	175,000	H26.12～H29.2	※2
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	19,800	H26.12～H29.2	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	19,440		※2

小計 214,240

申立人J

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	175,000	H26.12～H29.2	※2
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	19,800	H26.12～H29.2	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	19,440		※2

小計 214,240

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	430,180
	弁護士費用	12,906
	手続内で処理された既払金合計額	

1475-3

申立人H

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	495,000	H27.7~H30.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	247,500	H27.7~H30.3	※1
全部和解	避難費用	交通費	330,000	H27.7~H30.3	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	83,600	H26.12~H29.2	※1
全部和解	財物損害	立木(庭木を除く。)	283,494		※3

小計 1,439,594

申立人I

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	175,000	H26.12~H29.2	※2
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	19,800	H26.12~H29.2	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	19,440		※2

小計 214,240

申立人J

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	175,000	H26.12~H29.2	※2
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	19,800	H26.12~H29.2	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	19,440		※2

小計 214,240

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,868,074
	弁護士費用	56,044
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2、中間指針第四次追補第2の1

本件は、申立人AからEまでの各申立人5名世帯、申立人F及びGの2名世帯、申立人HからLまでの各申立人5名世帯の3世帯の申立てであるが、申立人らは、自家用農作物を利用できなくなったために増加した食費及び井戸水を利用できなくなったために増加した水道料金のほか、農地の手入れをするための一時立入りに要した交通費等の賠償を請求した（実際に損害が生じたとしているのは、申立人A、F及びHの3名であるが、その余の申立人らも費用が増加した者

として申立人となっている。)。東京電力は、申立人らに対しては住居確保損害を支払済みであるところ、移住後である平成27年7月（申立人Hについては平成28年3月）以降の生活費増加費用については、原発事故との因果関係がなく、一時立入費用及び通信費用については、飯舘村の自宅の維持管理に係る費用であるから住居確保損害と重ねて支払うことはできないと主張して争った。パネルは、申立人らは住居確保損害を受領し転居しているものの、飯舘村の自宅の維持管理のために転居後も一時立入りを繰り返し、帰還の意思を有しており、依然として避難を継続していると考えられることから、原発事故と生活費増加との間には相当因果関係があり、また、飯舘村の自宅の所有権は申立人から移転しておらず、帰還の可能性もあるから、維持管理のために一時立入り及び防犯の必要があると認め、申立人らの請求する期間のとおり、平成30年3月までの生活費増加費用、平成29年3月までの一時立入費用及び同月までの通信費用等を賠償すべき損害とする和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用を賠償すべき損害とし、中間指針第四次追補第2の1 IIは、住居確保に係る損害の賠償を受ける者の避難費用（生活費増加費用及び宿泊費等）が賠償の対象となる期間は、特段の事情がない限り、住居確保に係る損害の賠償を受けることが可能になった後、他所で住居を取得又は賃借し、転居する時期までとしているところ、特段の事情を認めた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

避難生活により悪化した、申立人Fについては狭心症、申立人I及びJについては高血圧症等の治療に係る通院慰謝料及び通院交通費の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の10

避難により長期にわたり管理が不能となった梅の苗木の価値喪失分の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1476		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人らのうち、自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人らの財物(不動産及び家財)損害について、特定避難勧奨地点の設定期間及び実際に避難していた期間等を踏まえて一定の価値減少を認めて賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)オ(ア)	

2 基本情報

申立日	H28.9.23	全部和解成立日	H30.12.21
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	111	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 申立て及び審理の概要

本件は、南相馬市原町区内の特定避難勧奨地点が設定された住居の存在する6行政区のいずれかに土地、建物等を有していた申立人111名(追加申立てにより、最終的な申立人人数は311名となった。)からの、避難によりこれらの土地及び建物並びに同建物内の家財の管理ができなくなり、これらの価値が大幅に減少しとして価値下落分の賠償を求める集団申立てである。

パネルは、当事者双方が一定の主張・立証を行った段階で、特定避難勧奨地点に設定されている住居に係る財物については、何らかの価値下落が発生していることを認める方針であることを示す一方、特定避難勧奨地点に設定されていない住居に係る財物については、申立人らに損害の発生について更なる立証を求めた。

以上の審理を経た上で、パネルは、特定避難勧奨地点に設定されている住居に係る財物の賠償について、統一的な算定方法により賠償額を算定した。

以下、和解が成立し、契約書を公表している1世帯の例を用いて、更に概要を解説する。

4 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	263,548		※1
全部和解	財物損害	建物	4,785,841		※1
全部和解	財物損害	その他	146,668		※2

小計 5,196,057

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	1,650,000		※3
小計			1,650,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,846,057
	弁護士費用	196,382
	手続内で処理された既払金合計額	300,000

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人Aは、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住しており、自宅が特定避難勧奨地点に設定されたところ、原発事故により避難を余儀なくされ、その所有に係る自宅の土地建物を管理することができなくなり、その価値が減少したとして、価値減少分の損害の賠償を求め、損害額としては、直接請求手続においては、居住制限区域及び避難指示解除準備区域内の不動産について6年の避難指示期間をもって全損とし、避難指示解除までの月数を分子とし、72か月を分母とした割合に応じて賠償されている方式を類推し、当該不動産の時価相当額×申立人らが避難していた月数÷72か月の計算式で算定した金額が賠償されるべきであると主張した。東京電力は、特定避難勧奨地点については、当該地点での居住及び立入りは自由であり、財物の管理行為が制限されていないので、当該地点に存在する不動産は除染、修繕等を行うことにより適切に管理することが可能であり、管理の不能等による財物価値の喪失又は減少分という損害を觀念することは困難であると主張して争った。パネルは、放射線量が高いという客観的状況を踏まえて政府が避難を勧奨している以上、その避難勧奨に基づき避難したことにより自宅の土地建物を管理することができなかったことによる管理不能等に係る損害は賠償されるべきであるとして、それぞれ土地及び建物の時価相当額×避難月数（特定避難勧奨地点の設定が解除された時期である平成26年12月を終期とする。）÷72か月×0.8（居住制限区域等と異なり、避難を強制されていたわけではなく、勧奨されていたにとどまること等を考慮して設定した係数）の計算式で算定した損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅰは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められるとし、中間指針第二次追補第2の4Ⅱは、居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮して、原発事故発生直前の価値を基準として原発事故により一定程度減少したものと推認することができるとしているところ、特定避難勧奨地点に居住する申立人らの自宅土地建物についてもこれに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

東京電力が直接請求において特定の高額な設備として扱っている井戸について、自宅土地建物と同様の計算式（直接請求での算定に用いられる井戸の時価相当額×避難月数（特定避難勧奨地点の設定が解除された時期である平成26年12月を終期とする。）÷72か月×0.8）で算定した損害の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人ら（申立時は申立人Aのみが申立人であったが、申立後にいずれも申立人Aの子である申立人B及びCが追加された。）は、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住しており、自宅を特定避難勧奨地点に設定されたところ、原発事故により避難を余儀なくされ、自宅内の家財を管理することができなくなり、当該家財の価値が減少したとして、価値減少分の損害（直接請求での算定に用いられる居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の家財についての賠償基準（以下「家財の直接請求基準」という。）相当額×避難月数÷72か月で算定した金額）の賠償を求めた。東京電力は、特定避難勧奨地点は、当該地点での居住及び立入りは自由であり、財物の管理行為が制限されていないので、当該地点に存在する家財は除染、修繕、搬出等を行うことにより適切に管理することが可能であり、管理の不能等による財物価値の喪失又は減少分という損害を観念することは困難であると主張して争った。パネルは、放射線量が高いという客観的状況を踏まえて政府が避難を勧奨している以上、その避難勧奨に基づき避難したことにより自宅内の財物を管理することができなかつたことによる管理不能等に係る損害は賠償されるべきであるとして、家財の直接請求基準相当額×避難月数（特定避難勧奨地点の設定が解除された時期である平成26年12月を終期とする。）÷46か月（家財については、不動産と異なり減価が早いと考えられることから、72か月ではなく46か月とした。）×0.5（居住制限区域等と異なり、避難を強制されていたわけではなく、勧奨されていたにとどまること、家財については、不動産と異なり、物理的に搬出が可能であること等を考慮し、係数を不動産よりも低い0.5とした。）の計算式で算定した損害の賠償を認める和解案を提示した。なお、直接請求において住宅等の補修・清掃費用として30万円が支払われていたため、和解案においては、上記損害額から当該30万円が控除されている。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、特定避難勧奨地点に設定された申立人らの自宅内の家財についてもこれに準じた和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の10）

申立人らは南相馬市原町区内に所在する土地、建物及び家財について、特定避難勧奨地点に設定されていない住居に係るものであつても財物損害が発生しているとしてその財物賠償を求めたところ、東京電力はこれを争った。パネルは、特定避難勧奨地点の設定を受けた住居と同様の損害が発生しているとは認められないとして、和解の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1477		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、申立人は、脳梗塞の後遺障害等を有する父とは原発事故前相当期間にわたって疎遠であったものの、原発事故後に新たに父の身の回りの世話をするようになったこと等の事情を考慮して、平成23年3月から上記父が他界する同年8月までの分として合計15万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H30.8.13	全部和解成立日	H31.3.6
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	150,000	H23.3~H23.8	※1

小計 150,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	150,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Bは、原発事故までは疎遠であった実父が脳梗塞の後遺障害を抱え施設ないし病院にいたところ、避難によって実父の身の回りの世話をする人がいなくなり、申立人Bが実父の身の回りの世話をしなければならなくなったことで、他の避難者に比して避難生活において過酷な事情があったとして、精神的損害の増額を請求した。東京電力は、実父は避難後も老人ホーム又は病院に避難しており、施設における看護・介護状況が確認できないこと、実父の要介護度も確認できないなどとして、申立人Bが実父を恒常的に介護していたとは認められないと主張して争った。パネルは、申立人Bと実父とは、原発事故までは疎遠であったが、避難によって実父の身の回りの世話をする人がいなくなったことで、申立人Bが実父の世話をしなければならなくなったと認め、平成23年3月から実父が亡くなる同年8月まで、合計15万円の精神的損害の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、精神的損害の目安を月額10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、避難生活に適応が困難な客観的事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の2、中間指針第3の3、中間指針第3の5、中間指針第3の8）

申立人らは、申立人Aの精神的損害（増額分）、申立人A及びBの避難費用（交通費、家財道具移動費用）、生活費増加費用（電化製品、自動車）、一時立入費用、生命・身体的損害（実父にかかった費用）並びに就労不能等損害を請求した。東京電力は、直接請求手続において既に賠償済みであるなどと主張して争つた。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1478		
事案の概要	エジプトやベトナム等に千葉県産の冷凍サバ等を輸出している申立会社の冷凍魚の平成28年4月から平成30年3月までの放射線検査費用について、相手国の輸入規制に基づくものであるとして東京電力が全額の支払義務を認めたもののほか、輸入規制が上記期間にされていないその他の相手国に輸出するためのものについても、取引先の要請に基づくものであるなどとして、原発事故の影響割合を9割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の5(2)イ		

2 基本情報

申立日	H30.6.18	全部和解成立日	H30.12.3
事故時住所	東京都中央区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・検査費用(物)		995,610	H28.4～H30.3	※1
小計			995,610		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	995,610
	弁護士費用	29,868
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の5

申立人は、エジプトやベトナム等に千葉県産の冷凍サバ等を輸出する事業を営んでいたところ、原発事故により冷凍魚の放射線検査が必要になったとして、平成28年4月から平成30年3月までの放射線検査費用の賠償を求めた。東京電力は、相手国の輸入規制に基づく検査については、検査費用全額の賠償を認めたが、輸入規制はされていないが相手国の取引先が検査を要請しているものについては、原発事故から5年が経過していることから、取引先が放射線検査を要求することに合理性が認められないと主張して争った。パネルは、相手国の輸入規制に基づく場合の検査費用全額の賠償を認めた上で、中間指針第7の5 Iにおいて、相手国の輸入規制だけでなく同国の取引先の要請によって生じた検査費用についても、当面の間、原則として原発事故との相当因果関係を認めていることから、相手国の取引先の要請に基づく検査費用については、原発事故の影響割合を9割として算定した和解案を提示した。

中間指針第7の5 Iは、原発事故以降に輸出先国の要求(同国政府の輸入規制及び同国の取引先からの要求を含む。)によって現実に生じた必要かつ合理的な範囲の検査費用は、当面の間、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示された

ものである。

1 事案の概要

公表番号	1479		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)において農業の開業準備中であった申立人について、住民票上の住所は栃木県内であったものの、生活の実態等を考慮して、中間指針第四次追補に基づく精神的損害のうち560万円が賠償されるとともに、平成29年1月分以降の逸失利益につき、当事者双方が、被申立人の平成28年12月26日付プレスリリース「農林業者さまに対する2017年1月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」の枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償等がされた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(イ)	第1の9(2)ア(ア)	第1の9(2)ウ(ア)
	第1の9(2)オ(ウ)		

2 基本情報

申立日	H29.7.3	全部和解成立日	H30.12.4
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	5,600,000		※1
全部和解	営業損害・逸失利益		15,581,724		※2
全部和解	一時立入費用		21,204	H25.2、H25.3、H27.4	※3
小計			21,202,928		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	21,202,928
	弁護士費用	571,164
	手続内で処理された既払金合計額	2,164,128

※1 中間指針第3の6、中間指針第四次追補第2の1

申立人は、栃木県に妻子が居住する自宅を有していたが、会社を早期退職し、退職金を原資として浪江町の土地を購入し、浪江町を生活の本拠として開拓開墾して農林業を開始する計画で準備していた〔陳述書〕ところ、原発事故により上記土地を含む地域が帰還困難区域に指定され、平成29年6月末においても、帰還困難区域の指定が解除されず、解除の目途も立っていないとして、帰還断念慰謝料として700万円の精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、精神的損害については、申立人の住所が栃木県にあり、同所に妻子が居住し、申立人も土日等には帰宅しており、帰還困難区域に唯一の生活の本拠があったとはいえないという事情があることを踏まえると、中間指針第四次追補の「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を観念することは困難と主張して争った。パネルは、申立人が原発事故前から6年がかりの開墾〔作業報告書〕をし

てきたため、浪江町での居住実態があったこと、農林業では土地との結び付きが必須であることから、申立人が浪江町に長年住み慣れたといい得るとして、中間指針第四次追補第2の1 I ①に基づく精神的損害の8割の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6 Iは、月額慰謝料の目安を10万円としており、中間指針第四次追補第2の1 I ①は、帰還困難区域等の第3期において賠償すべき精神的損害の具体的な損害額を目安として示しているところ、その一部について賠償を認める和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、栃木県に妻子の居住する自宅を有していたが、会社を早期退職し、退職金を原資として浪江町の土地を購入し、浪江町を生活の本拠として開拓開墾して農林業を開始する計画で準備していた〔陳述書〕ところ、原発事故により上記土地を含む地域が帰還困難区域に指定され、平成29年6月末においても、帰還困難区域の指定が解除されず、解除の目途も立っていないため、予定していた事業開始が不可能となり、同月以降も逸失利益が発生しているとして、前件申立てで合意した算定方法による年間逸失利益〔和解案資料〕の3倍相当額の賠償を請求した。東京電力は、逸失利益については、事業開始前に原発事故が発生したため、申立人に基準年における実際の売上げが存在しないこと、6年2か月分の逸失利益に加え、開業費用としての財物、償却資産及び土地の費用を賠償済みであり、既に十分な賠償を行っていること等から、逸失利益の3倍相当額の賠償を行うという平成28年12月26日付け東京電力プレスリリースの枠組みを申立人に用いることは困難であると主張して争った。パネルが逸失利益については申立人主張のとおり損害を認定する予定であると告知した結果、東京電力も年間逸失利益の3倍相当額の賠償の枠組みを用いることに同意したため、パネルは東京電力自認額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害としており、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であり、仲介委員はその中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の3、中間指針第二次追補第4

申立人は、栃木県那須塩原市から浪江町に3回立ち入ったとして、東京電力が用いる交通費算定基準に基づく一時立入費用及び一時立入後の洗車費用（除染費用）を請求した。東京電力は、一時立入費用は自動車については移動距離1kmあたり22円を乗じた計算式により算出された金額で算定すべきとして金額を争い、除染費用については証拠の提出を求めて争った。パネルは、一時立入費用については東京電力自認額の賠償を認め、除染費用については申立人の請求額の賠償を認めた。

1 事案の概要

公表番号	1480		
事案の概要	自主的避難等対象区域(大玉村)に居住していた申立人ら(祖母、父母、子2名、父の弟)のうち、申立人父母及び子2名が避難したことにより生じた生活費増加費用(二重生活に伴う生活費増加分)について、申立外の同居者の存在を考慮して増額して算定された額に基づき賠償されたほか、避難費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H29.11.24	全部和解成立日	H30.12.5
事故時住所	大玉村		
申立人人数	6	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※1
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※1
小計			40,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※1
小計			40,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※1
小計			400,000		

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※1
小計			400,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	600,800	H24.1～H26.3	※2
全部和解	生活費増加費用	住居費	182,000	H24.1～H26.3	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	57,250	H24.1～H26.3	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	1,120,000	H24.1～H26.3	※2
全部和解	避難雑費		1,080,000	H24.1～H26.3	※2
小計			3,040,050		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,000,050
	弁護士費用	120,002
	手続内で処理された既払金合計額	960,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく子供及び妊婦以外の者に対する賠償分8万円のうち4万円を生活費増加費用及び移動費用に対する賠償として扱い、子供及び妊婦に対する賠償分40万円に平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースを踏まえた賠償分20万円を加えた賠償分60万円のうち40万円を、生活費増加費用及び移動費用に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

自主的避難等対象区域（大玉村）に居住していた申立人ら（祖母、父母、子2名及び父の弟）は、原発事故後、申立人父母及び子2名が避難したことにより生じた避難費用、生活費増加費用等の賠償を請求した。東京電力は、平成24年9月以降の避難継続の合理性は認められないと主張して争った。パネルは、申立時において申立外の同居者（祖父）が病気で施設に入所していたこと等の事情を考慮し、申立外の祖父を申立人に追加せずに二重生活に伴う生活費増加費用を増額して算定したほか、平成23年3月から平成26年3月までの避難費用等の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたも

のである。

1 事案の概要

公表番号	1481		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)から平成23年4月中旬頃まで避難していた申立人ら(大人2名)について、避難費用(避難交通費)、同(宿泊謝礼)、生活費増加費用(家財道具購入費用)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	

2 基本情報

申立日	H30.5.22	全部和解成立日	H30.12.6
事故時住所	いわき市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	25,600	H23.3～H23.4	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	50,000	H23.3～H23.4	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	50,000	H23.3～H23.4	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※2
全部和解	除染費用等	線量計購入費	68,000	H23.3	※1

小計 233,600

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	233,600
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	80,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)
自主的避難等対象区域(いわき市)内の住居に同居し、原発事故後に避難した申立人ら(大人2名)は、避難費用、生活費増加費用等の賠償を請求した。東京電力は、中間指針等に定められた基準を超えて賠償すべき事情は認められないと主張して争った。パネルは、申立人らの主張を根拠づける資料の有無等を確認し、申立人Aについて平成23年3月から同年4月までの避難費用、生活費増加費用等を認める和解案を提示した。また申立人Bについては意思能力に疑問があるため和解の対象外とした。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2Ⅲに基づく子供及び妊婦以外の者に対する賠償分8万円のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

1 事案の概要

公表番号	1482		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に家族と住み、避難指示解除準備区域(浪江町)の会社に勤務していた申立人の転職による就労不能損害について、申立人の勤続年数は20年を超えており、原発事故がなければ引き続き同じ会社に勤務することが見込まれたにもかかわらず、勤務先が原発事故を原因として他県へ移転したことから、申立人が家族と暮らすためには転職せざるを得なかったこと、申立人の年齢は、転職時50歳台で、従前と同程度の条件の再就職は困難であったこと、再就職後も求職活動を行っていたことなどを考慮し、原発事故の影響割合を平成28年3月分から同年8月分までは5割、同年9月分から平成29年2月分までは3割として事故前収入と実収入との差額の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H29.4.17	全部和解成立日	H30.12.10
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,095,588	H28.3~H29.2	※1
小計			1,095,588		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,095,588
	弁護士費用	32,868
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故による勤務先工場の閉鎖ないし生産拠点の移転(勤務地の変更)により家族との別離を余儀なくされ、かかる別離解消のため勤務先を退職し転職せざるを得ず減収が生じたなどとして、平成27年3月以降の就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、退職は申立人自身の判断であり時間経過の点も含めれば相当因果関係のある損害と評価することはできないなどとしてこれを争ったが、パネルは、原発事故と退職との相当因果関係を認め、申立人の年齢等、事故前後の就労状況、退職ないし再就職に至った経緯及び原発事故からの時間経過等の事情を考慮し、平成28年3月から平成29年2月までの期間を対象に、事故前収入と実収入との差額に一定割合を乗じた額の損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等によりその就労が不能等となった場合には給与等の減収分が賠償すべき損害と認められるとし、同第3の8備考1及び同備考6は、就労の不能等には原発事故と相当因果関係のある離職も含まれ、給与等の減収分は原則として就労不能等となる以前の給与等から就労不能等となった後の給与等を控

除した額である旨定めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1483		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、遅くとも平成24年2月までに帰還した申立人らについて、同年8月分まで月額5000円の生活費増加分(水購入費用)が、家族間別離を理由として、平成23年3月分から別離状態が解消した平成24年2月分まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料(増額分)が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(ウ)	第1の8(2)イ
	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H29.3.8	全部和解成立日	H30.12.13
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	268,400	H23.3~H23.10	※1
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	35,000	H23.3~H23.10	※1
小計			303,400		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	499,000	H23.3~H23.11	※1
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	35,000	H23.3~H23.11	※1
小計			534,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	検査費用(人)		10,000	H23.3	※2
小計			10,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		85,000	H23.4~H24.8	※3
全部和解	精神的損害	増額分	360,000	H23.3~H24.2	※4
小計			445,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,292,400
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人A及びBは、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたが、原発事故当時既往症を有しており、避難生活により既往症が悪化する〔診断書〕とともに、避難生活により疾病に罹患した〔診断書〕として通院慰謝料及び通院交通費を請求した。東京電力は通院慰謝料及び通院交通費は支払済みであり、既払金を超えた賠償は困難であると主張して争った。パネルは、原発事故と既往症の悪化及び疾病の罹患の間に相当因果関係があると判断し、通院慰謝料について民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準を参考にして実通院日数の3.5倍を通院期間として算定した損害額から既払金を控除した額とし、通院交通費について通院日数を基にし、既払金を超えた部分の金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の1

申立人A及びBは、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたが、原発事故直後に避難を実行し、放射線のスクリーニング検査〔診断書〕を受けた際に必要となった交通費を請求した。東京電力は、申立人らが提出した資料からは検査を受けた事実の確認ができないと主張して争った。パネルは、申立人の主張と診断書の通院状況表の記載から申立人らが放射線のスクリーニング検査を受けたことを認定し、交通費の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の1は、原発事故の発生以降、避難等対象者のうち避難若しくは屋内退避をした者、又は対象区域内滞在者が、放射線への曝露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けた場合には、これらの者が負担した検査費用（検査のための交通費等の付随費用を含む。）を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人らは、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、原発事故前は水道水を飲用していたが、避難実行後、帰還してからは原発事故後の不安から水を購入し飲用したことにより生活費が増加したとして水購入費用を請求した。東京電力は、申立人らの不安は科学的な根拠に基づかない漠然としたものに留まり、申立人らの水購入と原発事故には相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、申立人らの一部が帰還した平成23年4月から申立人らの全員が帰還した平成24年2月を以て同年8月までについて、申立人らの水購入と原発事故の相当因果関係を認め、避難者及び滞在者に対する日常生活阻害慰謝料月額10万円とは別に月額5000円の水購入費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたが、原発事故後申立人A及びBと申立人C及びDが分かれて避難したことにより、家族の別離が生じ、精神的苦痛が増大したとして精神的損害の増額を請求した。東京電力は、申立人らの生活に特段の支障はなく、通常の避難者に比べ、精神的苦痛が大きいとはいえないと主張して争った。パネルは、申立人らが2組に分かれて避難したことにより家族の別離が生じ、申立人らの全員が帰還した平成24年2月まで精神的苦痛が増大したとして、精神的損害の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認められているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1484		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)に所在する介護老人保健施設に入所していたが平成23年3月に避難先で死亡した被相続人夫婦の生命・身体的損害について、死亡に対する原発事故の影響割合を8割とした上で、慰謝料としてそれぞれ1600万円の賠償がされた事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H30.5.29	全部和解成立日	H30.12.14
事故時住所	広野町		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	混合		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	8,000,000		※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	240,000		※1
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	708,482		※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	4,000,000		※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	120,000		※2
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	432,052		※2

小計 13,500,534

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	8,000,000		※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	240,000		※1
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	708,482		※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	4,000,000		※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	120,000		※2
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	432,052		※2

小計 13,500,534

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	4,000,000		※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	120,000		※2
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	432,052		※2
小計			4,552,052		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	4,000,000		※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	120,000		※2
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	432,052		※2
小計			4,552,052		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	36,105,172
	弁護士費用	1,083,156
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人A及びBは、大熊町の施設に入所していた被相続人（申立人A及びBの父親）が原発事故により避難を余儀なくされ、平成23年3月に死亡したとして、被相続人に係る死亡慰謝料、葬儀費用及び逸失利益を請求した〔診断書〕。東京電力も一定の範囲ではこれを認めたが、東京電力は、死亡慰謝料額、葬儀費用及び逸失利益の基礎額について自賠償基準を援用し、原発事故の影響割合を7割5分とすべきであると主張して争った。パネルは、原発事故と被相続人の死亡との間に8割程度の相当因果関係があると判断し、死亡慰謝料として1600万円（損害賠償額算定基準を参照）、葬儀費用として48万円（自賠償基準を参照）、逸失利益として141万6964円（損害賠償額算定基準を参照）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、健康状態が悪化し、死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人らは、大熊町の施設に入所していた被相続人（申立人らの母親）が原発事故により避難を余儀なくされ、平成23年3月に死亡したとして、被相続人に係る死亡慰謝料、葬儀費用及び逸失利益を請求した〔診断書〕。東京電力も一定の範囲ではこれを認めたが、東京電力は、死亡慰謝料額、葬儀費用及び逸失利益の基礎額について自賠償基準を援用し、原発事故の影響割合を7割5分とすべきであると主張して争った。パネルは、原発事故と被相続人の死亡との間に8割程度の相当因果関係があると判断し、死亡慰謝料として1600万円（損害賠償額算定基準を参照）、葬儀費用として48万円（自賠償基準を参照）、逸失利益として172万8208円（損害賠償額算定基準を参照）の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第3の5 Iに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1485		
事案の概要	自宅(南相馬市原町区)が特定避難勧奨地点に設定され避難した申立人らについて、平成28年5月の帰還に要した引越費用及び自宅の修繕費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の6(2)	第1の12(2)ア(イ)	第1の12(2)エ(エ)

2 基本情報

申立日	H30.5.28	全部和解成立日	H30.12.26
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	帰宅費用	家財移動費用	139,860	H28.5	※1
全部和解	財物損害	追加的費用	1,028,561	H26.12~H28.5	※2

小計 1,168,421

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,168,421
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の4

特定避難勧奨地点に設定された自宅から避難し、平成28年5月に帰還した申立人らが、帰還に当たり要した家財道具移動費用の賠償を請求した。東京電力はこれを認め、パネルも、請求どおりの賠償を認めた。

中間指針第3の4は、避難等対象者が、対象区域の避難指示等の解除等に伴い、対象区域内の住居に最終的に戻るために負担した交通費、家財道具の移動費用等は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

特定避難勧奨地点に設定された自宅から避難し、平成28年5月に帰還した申立人らが、帰還に当たり要した自宅修繕費用、清掃費用、交換した物品購入費用等の原状回復費用の賠償を請求した。東京電力は、平成25年3月31日までに実施した補修・清掃を賠償対象としており、賠償額は定額30万円であると主張し、また、特定避難勧奨地点の設定が解除された平成26年12月28日以降上記帰還時期まで避難を継続したのは申立人らの判断によるものであり、原発事故との因果関係がない、立入等が制限されている区域ではなく立入りにより管理は可能であった、経年による住宅等の損傷と原発事故との因果関係はないなど主張して、賠償を否認した。

パネルは、費目ごとに割合的に損害を認定して賠償を認めた。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等になったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の廃棄費用及び修理費用等）は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1486		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から避難した申立人母子及び原発事故後も福島県内にとどまった申立人父について、申立人母子が帰還する平成26年3月分までの避難費用、生活費増加分(面会交通費、二重生活に伴う増加分、家財道具購入費用等)及び避難雑費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H30.9.12	全部和解成立日	H30.12.26
事故時住所	福島市		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※2
小計			200,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※2
小計			200,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※2
小計			200,000		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	184,000	H23.8～H26.3	※3
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	588,000	H23.8～H26.3	※3
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	960,000	H23.8～H26.3	※3
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H23.8～H26.3	※3
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	82,620	H23.8～H26.3	※3
全部和解	避難雑費		1,620,000	H24.1～H26.3	※3

小計 3,734,620

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,414,620
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,960,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2Ⅲに基づく賠償分8万円(本和解外で東京電力により支払済み。)のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2Ⅲに基づく賠償分40万円(本和解外で東京電力により支払済み。)のうち20万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、申立人B、C、D及びEが平成23年8月から平成26年3月まで福島県外に避難したことによる損害として、移動交通費、面会交通費及び二重生活に伴う生活費増加分等の賠償を求めた。東京電力は、中間指針等に定められた基準に基づいて既に支払った金額に含まれており、当該金額を超えて支払うべき事情は見受けられず、また、平成24年9月以降は避難継続の合理性を認める特段の事情もなく請求に応じることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、B、C、D及びEが平成26年3月の帰還に至るまでの間、避難継続の合理性が認められることを前提とし、同月までの請求のうち合理性が認められる範囲について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目

申立人らは、司法書士に本件和解仲介手続の申立書類の作成を依頼した際に支出した費用の賠償を求めたところ、東京電力は、同費用については一般的に請求者が負担するのが原則であると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1487		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)に所在する病院に入院していた90歳台の被相続人について、避難前後の症状や入院生活状況等を考慮し、原発事故と平成24年4月に避難先の病院で死亡したこととの間の因果関係を認め、死亡慰謝料が賠償されたほか、同月までの被相続人の日常生活阻害慰謝料が月額10万円増額して賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)	

2 基本情報

申立日	H28.11.25	全部和解成立日	H30.12.27
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,400,000	H23.3~H24.4	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,400,000	H23.3~H24.4	※2
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	4,800,000		※3
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	69,693	H23.3~H24.10	※4
全部和解	生命・身体的損害	その他	19,534	H23.4~H24.5	※5
全部和解	生命・身体的損害	その他	160,254	H23.3~H24.4	※6
全部和解	生命・身体的損害	その他	190,828	H24.4~H24.5	※7

小計 8,040,309

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,040,309
	弁護士費用	241,209
	手続内で処理された既払金合計額	300,000

※1 中間指針第3の6

帰還困難区域(大熊町)から避難した被相続人の精神的損害について、月額10万円の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

パネルは、被相続人が原発事故当時90歳台と高齢であったこと、原発事故後に既往症以外の症状が発症又は悪化したこと、原発事故後は入院をして寝たきり状態であったこと、入院期間中に四肢の拘束や飲食禁止による苦痛があったことを考慮し、被相続人が死亡した平成24年4月まで、月額10万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額

事由等について)は、身体又は精神の障害等があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の5

申立人(被相続人の子)は、被相続人は原発事故がなければ当時入院中の病院からの移送もなく、当該移送がなければ逆流性食道炎、胃潰瘍が発症せず、死因となった腸閉塞も発症せず死亡することはなかったとして、死亡慰謝料を請求した〔診断書、入院診療録、陳述書、判決書〕。東京電力は、原発事故後に入院した病院では胃潰瘍などの病状は改善していること、腸閉塞は原発事故以前を含め様々な治療薬の使用で発症した可能性があること、死亡の原因は被相続人の身体的な要因と考えられること、原発事故から1年以上経過後の死亡であること、他方で避難直後の体調悪化は避難移動や環境変化等の影響は否定できないことを理由に、原発事故の被相続人の死亡に対する影響割合は2割前後が妥当であると反論した。パネルは、原発事故によって逆流性食道炎等の症状が発症し、これが十分に改善しないままの状況下で、直接死因である腸閉塞が発症していることからすると、原発事故と腸閉塞発症との相当因果関係は認められるが、他方で、腸閉塞の発症原因は不明でありまた原発事故後の体調悪化や高齢であることや原発事故前からの服薬が影響している可能性があることから、基準額を1600万円、原発事故の影響割合を3割として死亡慰謝料の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、死亡したことにより生じた精神的損害を賠償すべき損害として認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の5

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化(精神的障害を含む。)し、疾病にかかったことによって生じた治療費、薬代等を賠償すべき損害として認めているところ、これに従い、治療費について原発事故の影響割合(3割)を乗じた金額及び文書料について申立人主張の金額の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の5

これも、中間指針第3の5 Iに従い、雑費について原発事故の影響割合(3割)を乗じた金額の賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の5

これも、中間指針第3の5 Iに従い、見舞い交通費に関する申立人主張の金額より既払分を控除し、原発事故の影響割合(3割)を乗じた金額の賠償を認めたものである。

※7 中間指針第3の5

葬儀関係費用に関する申立人主張の金額より既払分を控除し、原発事故の影響割合(3割)を乗じた金額の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1488		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)に所在する特別養護老人ホームに入所していた被相続人(申立人らの母)について、同人が避難中に体調を悪化させ、平成23年5月からは申立人兄の住む千葉県内に所在する病院に入院し、個室に入室したことから、同月から被相続人が死亡する平成28年5月までの入院先での個室料と原発事故前に入所していた特別養護老人ホームでの居住費との差額が避難費用(居住費用)として賠償されたほか、避難生活の過酷さや原発事故当時に要介護4であったことを考慮して、平成23年3月分から同年5月分までは10割、同年6月分から平成25年12月分までは2割を増額して被相続人の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)	

2 基本情報

申立日	H30.5.25	全部和解成立日	H30.12.27
事故時住所	双葉町		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	23,000	H23.4~H23.5	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	2,567,160	H23.5~H28.5	※2
全部和解	精神的損害	その他	7,000,000		※3
全部和解	精神的損害	基本部分	7,520,000	H23.3~H29.5	※3
全部和解	精神的損害	増額分	920,000	H23.3~H25.12	※3
小計			18,030,160		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	18,030,160
	弁護士費用	540,905
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

自家用車による避難のための交通費の賠償が認められたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人ら(Aが兄、Bが弟である。)は、帰還困難区域(双葉町)所在の特別養護老人ホームに入所していた原発事故当時83歳の被相続人(申立人らの母)が脳内出血の既往症により要介護4の認定を受けており、被相続人の夫(申立人らの父)が上記老人ホームと同じ敷地内のデイサービスセンターへ通い、月の半分はショートステイ毎日のように被相続人を看護していたところ、避難後、被相続人及びその夫がともに体調を悪化させたが、①申立人Aの自宅には被相

続人とその夫を受け入れられる物理的空間がなく、②要介護4の被相続人には介護支援の必要が大きく、③夫も週3回の人工透析を必要とするまでに体調が悪化し、④余生を夫婦2人で過ごすために必要であったなどの事情から、平成23年5月からは申立人Aの住む千葉県内の病院に入院し、2人用の個室に入居せざるをえなかったと主張して、当該個室の差額室料と上記老人ホームの居住費との差額の賠償を求めた。東京電力は、原発事故後に被相続人が発症した脱水症及び急性腎盂腎炎については避難生活との関係性が明らかではないし、入院するに当たり個室を選択したのは被相続人の判断によるものであり、また、入院により入居していた上記老人ホームの居住費を支払う必要がなくなっている等と主張して争った。パネルは、原発事故前の被相続人とその夫の生活状況を考慮して、被相続人が原発事故前に入居していた施設の居住費（自己負担部分）と原発事故後に入院した病院の差額室料との差額について、平成23年5月13日から平成28年5月24日までの1831日分を生活費増加費用（居住費用相当額）として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2I③は、避難等対象者が、避難によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用が賠償すべき損害と認められると定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人ら（Aが兄、Bが弟である。）は、帰還困難区域（双葉町）内所在の特別養護老人ホームに入所していた原発事故当時83歳の被相続人（申立人らの母）が、もともと脳内出血の既往症により要介護4の認定を受けていたところ、避難中に体調を悪化させ、平成23年5月から申立人Aの住む千葉県内所在の病院に入院しその後死亡したことについて、①入居先ホームから避難を余儀なくされ一度も戻れなかった、②入居先ホームでは同ホームのショートステイを利用している被相続人の夫と1か月の内1週間程度いつでも会える環境にあったが、避難に当たり夫との別離を余儀なくされ、ほぼ1か月もの間お互いの安否すら分からなかったため、不安感等の精神的な負担は深刻となり、入院後に脳内出血を再発するなど容態が急激に悪化した、③避難先では飲水を十分に確保できず適切な排尿管理もできなかったため、脱水症及び急性腎盂腎炎を発症し、経管栄養も十分にとれず衰弱した、などと主張して、被相続人が死亡した平成28年5月までの期間について、避難生活中の精神的苦痛に対し月額50万円を下らない額の賠償を求めた。東京電力は、中間指針及び同第二次追補に基づき、平成23年3月から平成29年5月まで、月額10万円（平成23年3月については月額12万円）として、合計752万円の日常生活阻害慰謝料に加えて、被相続人が「要介護4」の認定を受けその認定期間が平成25年12月までとされていることを踏まえ、平成23年3月から平成25年12月まで月額2万円の増額を認めたほか、中間指針第四次追補に基づき、帰還断念慰謝料700万円の賠償については認めたものの、日常生活阻害慰謝料の増額に関しては、「重度の持病」（上記③）といっても避難生活への具体的な影響が明らかでないし、原発事故の前に比べて格段に不自由を強いられた状況になったとまでは認めることができないこと、「家族別離」（上記①及び②）といっても、原発事故前から単身施設で生活して元から別離が生じていること等を主張して争った。パネルは、日常生活阻害慰謝料の増額について、避難生活の過酷さや原発事故当時に要介護4であったことを考慮して、平成23年3月分から同年5月分までは10割、同年6月分から平成25年12月分までは2割の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度の持病があること、家族の別離が生じたこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができ、具体的な増

額の方法及び金額については、各パネルの合理的な裁量に委ねられると定めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1489		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)に所在する不動産(土地建物)の財物損害について、登記簿上の同土地の地目は山林であったが、課税台帳上の現況地目は、宅地とされ、宅地比準で課税されていたことから、同土地が宅地であることを前提として算定された金額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H27.2.19	全部和解成立日	H31.1.7
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	15,196,181		※1
全部和解	財物損害	建物	11,594,699		※1
全部和解	財物損害	その他	2,561,217		※1
小計			29,352,097		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	29,352,097
	弁護士費用	880,563
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人は、所有する帰還困難区域(大熊町)所在の土地(登記簿上の地目を山林とするもの。)及び建物が、原発事故により価値を喪失したとして、財物損害の賠償を求めた。東京電力は、当初、申立てに係る土地が共有かつ共有者らが所在不明であること及び建物が未登記であることから申立人の所有であると認められないと主張して争ったが、申立人が同土地の時効取得を認める確定判決を得て現況地目を宅地とする所有権移転登記手続をしたことから、宅地として評価した上で、建物及び構築物・庭木とともに全損の損害を自認した。パネルは、東京電力の自認額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10I及び中間指針第二次追補第2の4Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、帰還困難区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、当該不動産は全損したものと推認することができるものとされ、当該全損部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害としているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1490			
事案の概要	自主的避難等対象区域(本宮市)から避難した申立人父母及び原発事故後に避難先で出生した申立人子らについて、遅くとも平成23年6月頃までに申立人母が申立人子のうちの1名を妊娠したことが判明し、その後、避難を継続する中で、申立人子らがいずれも出生したことから、平成27年3月分までの避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例。			
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)エ	第10の2(3)オ
	第10の2(3)ク	第11の1(2)		

2 基本情報

申立日	H30.5.17	全部和解成立日	H31.1.10
事故時住所	本宮市		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
小計			200,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	42,400	H23.3～H27.3	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	201,600	H24.1～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	204,000	H23.3～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	304,000	H23.3～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	その他	10,200	H24.1～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	420,000	H23.3～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H24.1～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	102,000	H24.1～H27.3	※2
全部和解	避難雑費		1,060,000	H24.1～H27.3	※2
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	7,500	H24.1～H27.3	※2
全部和解	除染費用等	線量計購入費	9,980	H28.3	※3

小計 2,511,680

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,751,680
	弁護士費用	82,550
	手続内で処理された既払金合計額	680,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2Ⅲに基づく賠償分8万円((妊婦であるBについては40万円)、本和解外で東京電力により支払済み。)のうち、4万円(妊婦であるBについては20万円)を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人A(父)及びB(母)は、原発事故時、自主的避難等対象区域に居住しており、平成23年3月からBが県内の実家に避難し(この間、AとBに世帯分離が生じ、また平成24年2月にCが出生した。)、平成24年6月に、A、B及びCが県外に避難した(避難継続中の平成26年6月にDが出生した。)。申立人らは、避難生活に要した費用として、①避難交通費、②一時立入費用、③AとB及びCの世帯分離中の面会交通費及び二重生活に伴う生活費増加費用[原発事故時住所の水道使用量のお知らせ]、④宿泊謝礼、⑤原発事故時住所では負担がなかったが避難先で新たに負担することとなった町内会費[賃貸借契約書・取引明細票]、⑥家財道具購入費用[写真]、⑦原発事故前はA及びBの実家で収穫した米・野菜を食べていたが、原発事故後は購入を余儀なくされたことにより発生した米・野菜の購入費用[田畑の写真、営農計画書]、⑧避難雑費[母子健康手帳]、⑨平成28年3月に県内で甲状腺検査を受けた際の検査費用[診察券]の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの避難経路が明らかでなく、また、県外への避難は、申

立人Aの転勤に伴う移動であり避難ではないなどと主張して争った。パネルは、申立人Aの転勤は、会社による命令ではなく避難のため自ら希望したものであることから、県外への移動は避難であると認め、①ないし⑥及び⑨については、相当金額の賠償を認め、⑦については、申立人ら自身による米・野菜の栽培作業を認定した上で相当金額の賠償を認め、⑧については、Bが避難先で妊娠していた期間中について、また子供であるC及びDについても避難生活中について、それぞれ1名当たり月額2万円の避難雑費の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第二次追補第4

申立人らは、一時立入先の自主的避難等対象区域内の線量を計測するため、平成25年10月に購入した線量計の費用の賠償を求めた〔写真、出荷明細書〕。東京電力は、線量計の購入時期が原発事故後2年以上経過した時点であり必要性が認められないと主張して争った。パネルは、購入時期が平成25年10月となった理由として、申立人らが原発事故発生当初からしばらくは親族所有の線量計を借りていたが、当該親族自身が線量計を使用するため借りられなくなったという事情から、購入の必要性を認め、申立人らから提出された出荷明細書記載の線量計購入金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1491		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)に居住していた申立人ら(父母及び子)について、申立人母及び申立人子が避難したことから、避難費用(交通費、宿泊費、引越関連費用)のほか、平成27年3月分までの生活費増加費用(二重生活に伴う生活費分)及び避難雑費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H30.1.31	全部和解成立日	H31.1.11
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※2
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※2
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※2
小計			200,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	68,050	H23.6~H23.8	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	26,250	H23.8	※1
全部和解	生活費増加費用	ホテル滞在に伴う増加分	17,800	H23.7	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H23.8~H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	1,320,000	H23.8~H27.3	※1
全部和解	避難雑費		780,000	H24.1~H27.3	※1
小計			2,512,100		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,792,100
	弁護士費用	83,763
	手続内で処理された既払金合計額	760,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人A、申立人B（追加申立て）及び申立人C（追加申立て）は、自主的避難の実行により負担した交通費、宿泊費、引越費用、生活費増加費用等について賠償を求めた。東京電力は、申立人Aが申立当時既に係属中の民事訴訟（被告は東京電力）の原告となっており（申立後に判決が言渡され、当事者双方は控訴した。）、本件申立内容と判決内容とが重複・矛盾抵触する可能性があるため、判決が確定するまで諾否を留保すると主張した。パネルは、本件申立てと訴訟とは二重起訴には当たらず（民事訴訟法142条）、和解案提示は可能であるとした上で、原発事故時の住所の放射線量が高く〔福島市除染推進室発行経過調査測定結果〕、自主的避難に合理性があると認められることから、避難に伴う交通費や宿泊費〔高速バス領収書、宿泊施設領収書等〕、生活費増加分〔電気料金領収書等〕及び避難雑費等の賠償を認めた上で、上記の申立外民事訴訟における申立人の訴えの取下げ及びこれに対する東京電力の同意に関する条項を付して和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

申立人らが自主的避難等により被った精神的苦痛に対する賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	1492		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、自宅敷地において自ら消費するための野菜を栽培していたが、原発事故によって避難した申立人らについて、除染の状況や耕作再開の支障等を考慮し、平成26年12月分まで他所で野菜を購入することによって生じた生活費増加費用が賠償されたほか、家族間別離が生じたこと又は妊婦であったこと若しくは乳幼児の世話を要したことを考慮して日常生活阻害慰謝料(増額分)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)ウ	第1の8(2)イ
	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H29.2.7	全部和解成立日	H31.1.16
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	300,000	H23.3~H23.12	※1
小計			300,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	540,000	H23.3~H24.8	※1
小計			540,000		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		138,000	H23.3~H26.12	※2
全部和解	その他		90,000	H23.3~H24.8	※2
小計			228,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,068,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、原発事故によって避難したが、支払済みの精神的損害に対する賠償額は不十分であるとして、妥当な額の支払を求めた。東京電力は、争った。パネルは、申立人A、B、C及びDについて平成23年3月から同年12月まで

家族別離が生じていたとして、同月まで合わせて月額3万円の精神的損害の増額分の賠償を認める和解案を提示した。また、申立人Eについては、平成23年9月に出産をしており、避難中に妊婦であったこと及び乳幼児の世話をしていたことを考慮して、平成24年8月まで月額3万円の精神的損害の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離があったこと、懐妊中に避難したこと、乳幼児の世話を恒常的に行ったこと等の事情があり、通常の変難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人らは、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、原発事故前は井戸水を飲用し、自家消費野菜を作っていたが、避難実行中及び帰還後は、水及び自家消費野菜を購入したことにより生活費が増加したとして、水購入費用及び自家消費野菜購入費用〔電話聴取報告書、線量測定資料等〕を請求した。東京電力は、申立人らの水購入及び自家消費野菜購入と原発事故には相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、申立人らが事故前は井戸水を飲用していたことを考慮し、平成23年3月から平成24年8月までについて申立人らの水購入と原発事故の相当因果関係を認め、また、除染の状況や耕作再開の支障等を考慮し、平成23年3月から平成26年12月までについて自家消費野菜購入と原発事故の相当因果関係を認めて、避難者及び滞在者に対する日常生活阻害慰謝料とは別に、水購入費用月額5000円及び自家消費野菜購入費用月額3000円(比較的小規模の栽培であったことを考慮した金額)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めており、中間指針第3の2 IIIは、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とならないとしているところ、本件においては除染の状況等を考慮し特段の事情があると判断され、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1493		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、自宅敷地において自ら消費するための野菜を栽培していたが、原発事故によって避難し、その後平成23年中には帰還した申立人らについて、除染の状況や耕作再開の支障等を考慮し、平成26年12月分まで他所で野菜を購入することによって生じた生活費増加費用が賠償されたほか、避難中の家族間別離を理由とした精神的損害の増額分(月額3万円)及び自宅内の線量を低減させるためとして平成25年に実施した自宅のリフォーム工事代の一部(工事場所ごとに2割から5割相当額)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)ウ	第1の8(2)イ
	第1の8(2)ウ(ア)	第1の12(2)ア(イ)	第11の1(2)

2 基本情報

申立日	H29.4.24	全部和解成立日	H31.1.16
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		306,667	H23.3～H26.12	※1
全部和解	その他		90,000	H23.3～H24.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	150,000	H23.5～H23.9	※2
全部和解	財物損害	追加的費用	310,113	H25.11	※3

小計 856,780

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	856,780
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故前は井戸水を飲用し、自家消費野菜を作っていたが、避難実行中及び帰還後に水及び自家消費野菜を購入したことにより生活費が増加したとして水購入費用及び自家消費野菜購入費用〔電話聴取報告書、質問事項書〕を請求した。東京電力は、申立人らの不安は科学的な根拠も基づかない漠然としたものに留まり、申立人らの水購入及び自家消費野菜購入と原発事故には因果関係がないと主張して争った。パネルは、申立人らが事故前井戸水を飲用していたことを考慮し、避難時から帰還後を含む平成23年3月から平成24年8月まで申立人らの水購入費用と原発事故の相当因果関係を認め、また、除染の状況や耕作再開の支障等を考慮し避難時である平成23年3月から平成26年12月まで自家消費野菜購入と原発事故の相当因果関係を認めて、避難者及び滞在者に対する日常生活阻害慰謝料とは別に、水購入費用月額5

000円及び自家消費野菜購入費用年額8万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めており、同第3の2 IIIは、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とならないとしているところ、本件においては除染の状況等を考慮し特段の事情があると判断され、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、申立人らが別々の場所に分かれて避難した期間があり、当該期間において家族の別離が生じ、精神的苦痛が増大したとして精神的損害の増額を請求した。東京電力は、線量や将来に対する漠然とした不安等を理由とする苦痛については、中間指針等に従って賠償金を支払済みであると主張して争った。パネルは、申立人らが分かれて避難した期間について家族の別離が生じ、精神的苦痛が増大したとして、平成23年5月から同年9月までについて、慰謝料の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるというところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人らは、原発事故により避難を実行したこと及び線量が高かったことで自宅が閉め切りとなり、壁、床、襖等の建具にカビが生えるなどし、また、雨樋の線量が高くなり、修繕及び取替が必要になったとして住宅等の補修・清掃費用〔見積書、写真〕を請求した。東京電力は、申立人らは自宅での生活を再開していたから財物の管理が不能となったといえず、また自宅がリフォームの必要な状況になったとしても申立人らの判断によるものであると主張して争った。パネルは、原発事故と住宅等の補修・清掃費用の間に相当因果関係があると判断し、自宅の修繕工事代の一部（工事場所ごとに2割から5割に相当する額）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 Iは、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が喪失又は減少したと認められる場合にはこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、必要かつ合理的な範囲において賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1494		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)に所在する土地の財物損害について、同土地の登記簿上及び固定資産税評価上の地目はいずれも山林であるが、東京電力が本件手続係属中に手続外で委託した調査においては近隣地域の状況等から宅地見込地であるとして、これを前提とした価格が調査結果として示されたこと等から、同価格によって賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H29.6.15	全部和解成立日	H31.1.21
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	2,840,000		※1

小計 2,840,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,840,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人は家を建築して居住する目的で大熊町に土地を購入したが、原発事故により当該土地の所在する地域が帰還困難区域に指定されたため使用することができなくなったとして、当該土地の財物賠償として購入価格相当額を請求した。東京電力は、当初、土地の性質は不動産登記簿等の地目の記載に基づいて判断するのが原則であるところ、当該土地の登記上の地目の記載が山林となっていることや、現地調査によると当該土地に建築物が建っておらず宅地造成工事も完了していないこと等から宅地としての評価による賠償はできないと主張して争ったが、後に、東京電力が本件手続係属中に手続外で委託した調査で宅地見込地と評価されている〔不動産価格調査書〕ため、宅地該当性を積極的に争わないとした上で、賠償額は当該土地の原発事故時の時価である不動産調査価格が限度であると主張した。パネルは、不動産価格調査書が中立的立場の不動産鑑定士によって作成されていることから記載内容に客観的合理性があるとして、本件土地を宅地見込地であると判断し、原発事故直前(平成23年3月1日時点)の時価である不動産調査価格を賠償額と認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱは財物が対象区域内にあり、財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合等には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認め、中間指針第二次追補第2の4Ⅰは、帰還困難区域内の不動産の財物価値については原

発事故発生直前の価値を基準として原発事故により全損したものと推認しうるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6）

申立人は、購入した本件不動産価値が毀損されたことについての精神的損害に対する慰謝料として妥当な額の賠償を求めた。東京電力は財物損害に基づく精神的損害は財物賠償に含まれると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人は、本件土地を使用できないために原発事故時の自宅（借地）での居住継続を余儀なくされたとして、生活費増加費用として原発事故から申立時までの借地代の賠償を求めた。東京電力は、客観的資料の提出及び事情の説明を求めて争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人は、不動産購入時に支払った本件土地の分筆及び境界石の費用についての賠償を求めた。東京電力は、原発事故と相当因果関係のある支出とは認められないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1495		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人について、平成28年3月分から平成30年3月分までの避難先での家賃及び共益費が全額賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H30.10.1	全部和解成立日	H31.1.28
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	238,700	H28.3~H30.3	※1
小計			238,700		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	238,700
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2、中間指針第2の5

申立人は、原発事故当時浪江町の居住制限区域に居住し、原発事故後は賃料が発生しない仮設住宅に避難していたところ、平成28年3月、賃料が発生する県営住宅に転居したため、同月分から平成30年3月分までの賃料及び共益費を損害とする賠償を求めた。東京電力は、共益費については認め、また、賃料も平成28年3月分及び同年6月分から平成30年3月分までの請求は自社の賠償基準に基づいて認めたが、平成28年4月分及び同年5月分については賃料を支払った資料の提出がないため認められないと主張して争った。パネルは、平成28年4月分及び同年5月分についての資料はないものの、平成28年3月から平成30年3月まで申立人が県営住宅に居住し続けていたことが確認でき、平成28年3月分及び同年6月分から平成30年3月分までの賃料の支払の事実が確認できたため、平成28年4月分及び同年5月分の賃料が支払われた蓋然性が高いと認定し、平成28年4月分及び同年5月分の賃料分の損害についても認めた和解案を提示した。

中間指針第3の2 I②は、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費は賠償すべき損害とされ、また、中間指針第2の5は、損害の算定に当たり、避難により証拠の収集が困難である場合など必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1496		
事案の概要	自主的避難等対象区域(相馬市)において釣舟業を営む申立会社の平成27年10月分から平成28年9月分までの営業損害(逸失利益)について、原発事故の影響割合を8割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H29.5.15	全部和解成立日	H31.1.29
事故時住所	相馬市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		11,243,805	H27.10~H28.9	※1

小計 11,243,805

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,243,805
	弁護士費用	337,315
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、原発事故時、相馬市で相馬港を拠点とする釣り船業等を営んでいたところ、原発事故発生後の漁業協同組合による営業自粛の要請や風評により、原発事故前のような営業日を確保できず減収が生じたとして、平成27年10月から平成28年9月までの営業損害の賠償を(①)、また、前回の申立てにおいて認められなかった損害(平成26年10月から平成27年9月までの営業損害のうち、前回の申立てにおける和解額を超える部分)について特別の努力等を主張し賠償を求めた(②)。東京電力は、平成27年10月以降の営業損害について原発事故との相当因果関係を認めた上で影響割合について争い(①)、再度の賠償請求については前件のパネルの判断内容は極めて合理的であると主張して争った(②)。パネルは、①について基準期間とした平成22年と対象期間の売上げの差額(売上減少額)に貢献利益率、原発事故の影響割合8割を乗じるなどして損害額を算定の上賠償を認める和解案を提示した。なお、②については前回の申立てにおけるパネルの判断を維持して追加の賠償を認めなかった。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示さ

れたものである。

1 事案の概要

公表番号	1497		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、認知症等により要介護1(平成27年3月以降は要介護2)の認定を受けている妻を介護したこと等を考慮して、平成23年7月分から平成28年7月分まで月額3万円が支払われた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H29.11.14	全部和解成立日	H31.2.1
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,830,000	H23.7~H28.7	※1
小計			1,830,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,830,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、原発事故により、認知症等の症状によって要介護認定を受けている妻を介護しながら過酷な避難生活を送ることを余儀なくされたとして慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力は、総括基準における「通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合」に該当しないことを理由としてこれを争った。パネルは、申立人の妻が足が不自由であることから車椅子を利用しており、また、単身では身の回りのことができないことから、申立人が妻から一時も目を離すことができず、付きっきりでの介護を強いられているという事情により、妻の介護を恒常的に行っており、また精神的苦痛が大きい場合に該当することを認め、平成23年7月分から平成28年7月分まで、月額3万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、要介護状態にある者の介護を恒常的に行い、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申し立てたが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の7)

申立人は、平成29年2月以降の妻の通院の付添いのためのタクシー代について賠償を求めたところ、東京電力は、相当因果関係を争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1498		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から申立人母子が山形県内に避難し、申立人父が福島市内に継続して居住した申立人らについて、申立人母の就労不能損害並びに二重生活に伴う生活費増加分、避難雑費、申立人子が幼稚園を転園したことによる保育料の差額全部及び転園先の幼稚園で必要とされたスキーウェア代の一部等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ	第10の2(3)キ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H30.2.1	全部和解成立日	H31.2.1
事故時住所	福島市		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	480,000	H23.7～H24.1	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※2
小計			520,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※2
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※2
小計			200,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※2
小計			200,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	102,600	H23.3～H25.3	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	20,800	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	21,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	832,000	H23.3～H25.3	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	630,000	H23.3～H25.3	※1
全部和解	生活費増加費用	教育費	158,729	H23.3～H25.3	※1
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	62,400	H24.1～H25.3	※1
全部和解	避難雑費		600,000	H24.1～H25.3	※1

小計 2,727,529

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,687,529
	弁護士費用	110,626
	手続内で処理された既払金合計額	1,360,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らは、申立人A、C及びDが山形県へ避難したことに伴う避難費用及び生活費増加費用等の賠償を請求した。東京電力は、自主的避難の合理性が認められる期間は遅くとも平成24年8月までであり、同年9月以降の避難費用及び生活費増加費用等の賠償に応じることは困難であると争った。パネルは、申立人A、C及びDが帰還した平成25年3月まで避難継続の合理性を認め、申立人Aの就労不能損害並びに二重生活に伴う生活費増加分、避難雑費、申立人Cが幼稚園を転園したことによる保育料の差額及び転園先の幼稚園で必要とされたスキーウェア代の一部等の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2Ⅲに基づく子供及び妊婦以外の者に対する賠償分8万円のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱い、子供及び妊婦に対する賠償分40万円のうち20万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

1 事案の概要

公表番号	1499		
事案の概要	岩手県において陶芸用の薪を加工、販売する申立会社が実施した、樹皮を剥ぐ方法による薪の除染費用について、作業の必要性や資料の提出状況等を考慮し、平成29年3月分から平成30年7月分までの除染に要した費用の約4割が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H30.8.7	全部和解成立日	H31.2.1
事故時住所	岩手県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	除染費用	400,000	H29.3～H30.7	※1

小計 400,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	400,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、中間指針第7の1、中間指針第三次追補第2

申立人は、岩手県で同県の山林から調達した木材を陶芸用の薪に加工して販売する事業を営んでいたところ、原発事故後、取引先からの要望により、放射線量を逡減させることを目的として薪の樹皮を剥ぐ作業を行わざるを得なかったとして、同作業に係る人件費相当額の損害〔納品書、損益計算書〕の賠償を求めた。東京電力は、申立人が薪の放射性物質の測定結果に関する資料を提出しておらず、作業の必要性を認めるのが困難である、請求額に相当性が認められない、仕入先を変更するといった損害回避・損害軽減措置をとることができたなどと主張して争った。パネルは、取引先からの要望が継続していることを重視して作業の必要性を認めた上で、原発事故から相応の時間が経過しており、作業の必要性の程度が下がっていることや、請求額の相当性を判断する客観的資料が不足していること等を理由に、請求額の約4割を賠償額とする和解案を提示した。

中間指針第7の2IV及び同第7の1IV①は、林業において、具体的な買い控え等の発生状況等を検証し、当該産品等の生産・製造に用いられる資材の汚染状況等を考慮して、消費者又は取引先が、当該産品等について、原発事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合、必要か

つ合理的な範囲の除染費用は、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めており、中間指針第三次追補第2 I ①viは、岩手県において産出された薪に係る損害については、上記指針に定める損害類型として、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1500		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(広野町)において山菜等を採取、販売していた申立人の営業損害(逸失利益)について、原発事故前年の平成22年は、事業開始からの経過年数も短かったところ、申立人が所有する山林の面積や申立人が具体的に販路を有していたこと等を考慮して、平成22年の売上高を3倍にした上で廃棄等によるロス率0.9を乗じた額を基準年売上高とし、出荷制限期間中である平成28年1月分から平成29年12月分まで(ただし、ユズについては出荷制限が解除される平成28年12月分まで)賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第3の2(1)ア	

2 基本情報

申立日	H30.1.17	全部和解成立日	H31.2.4
事故時住所	広野町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		186,827	H28.1～H29.12	※1

小計 186,827

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	186,827
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、緊急時避難準備区域(広野町)で農業を営むとともに自己所有地に植生する山菜等の採取、販売を行っていたところ、原発事故により山菜等が出荷制限の対象となり販売することができなくなったとして、単位面積当たりの期待所得に作付面積を乗じる方法で算定した営業損害(逸失利益)の賠償を求めた。東京電力は、原発事故と申立人の損害との間の相当因果関係は認めしたが、原発事故前の実際の売上額から、対象年の売上額(本件では0円である。)と出荷費用の減少額を控除した金額を損害額とすべきとして、損害額の算定方法を争った。パネルは、申立人が原発事故直前及び請求対象年において具体的な販路を有し他品目を販売していたこと〔納品書、領収証〕、平成22年の申立人の山菜販売は上記販路による販売開始前の限定された売上げのみであったこと〔日誌〕、申立人が相当の面積の山林を所有していること〔公図、写真〕等を考慮して、平成22年の山菜等売上高の3倍相当額から廃棄等によるロス率1割と出荷経費を控除した上で、疎明の程度等を考慮した調整として0.9を乗じた額を基準年売上高として、

出荷制限期間中である平成28年1月から平成29年12月分まで(ただし、ユズについては出荷制限が解除される平成28年12月分まで)について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1 Iは、農業者が政府等による農産物の出荷制限指示等に伴いその事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められるとしており、また、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については、仲介委員は複数の合理的な算定方法の中の一つを選択すれば足りるものとし、合理的な算定方法の一例として、「平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には、(平成22年度の収入額等に)適宜の金額を足した額」を挙げているところ、平成22年及び請求対象年における申立人の具体的事情を考慮して増収増益の蓋然性があると認め、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1501		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)から避難した申立人らについて、家族間別離を余儀なくされたことによって食費が増加したとして、平成27年5月分から平成30年3月分までの生活費増加分(食費)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H30.8.24	全部和解成立日	H31.2.7
事故時住所	双葉町		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	1,196,000	H27.5～H30.3	※1
小計			1,196,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	3,153,780	H27.5～H30.3	※1
全部和解	検査費用(人)		8,100	H27.11	※2
小計			3,161,880		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,500,000	H28.3～H29.5	※3
小計			1,500,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	1,607,946	H27.4～H30.3	※4
小計			1,607,946		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	525,000	H27.5～H30.3	※5
全部和解	一時立入費用	交通費	225,665	H27.4～H30.3	※6
小計			750,665		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,216,491
	弁護士費用	246,495
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

中間指針第3の2は、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の1

中間指針第3の1は、避難した者が、放射線への曝露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けた場合には、負担した検査費用は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の2

申立人A及びBは、原発事故によって、それぞれ別の場所に避難を余儀なくされたとして、家族間で面会する交通費を請求した。東京電力は、賠償すること自体は争わなかったが、交通費の算定については申立人らの主張する標準交通費により計算した金額ではなく実費を限度に、日数については週1回の往復を限度に認めると主張して争った。パネルは、交通費の算定については実費を限度に、日数については週1回の往復を限度にする合理性はないと判断し、週1回を超える日数も認めた上で和解案を提示した。

中間指針第3の2は、避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故によって、避難を余儀なくされ、収穫した農作物の自家消費ができなくなったとして、食費の増加分として月額1万5000円の賠償を請求した。東京電力は、精神的損害に対する賠償額は生活費の増加費用と合算した一定の金額として算定されていると主張して争った。パネルは、原発事故と食費増加の間には、相当因果関係が認められ、また、精神的損害に対する賠償において評価し尽くされていないとして、申立人らの主張どおりの金額の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第3の2に従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の3

申立人らは、原発事故によって、避難を余儀なくされたとして、一時立入費用を請求した。東京電力は、賠償すること自体を争わなかったが、交通費の算定については申立人の主張する標準交通費により計算した金額ではなく実費を限度に、日数については月1回分を限度に認めると主張して争った。パネルは、交通費の算定については実費を限度に、日数については月1回を限度にする合理性はないと判断し、月1回を超える日数も認めた上で和解案を提示した。

中間指針第3の3は、「一時立入り」に参加するために負担した交通費等は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1502		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)から避難した申立人ら(祖父母、父母及び子2名)について、原発事故当時1歳の申立人第一子の避難雑費(平成24年1月分から平成27年3月分まで)の他、申立人母の避難雑費(妊娠期間中である平成26年4月分から平成26年11月分まで)及び平成26年12月に避難先で出生した申立人第二子の避難雑費(同月分から平成27年3月分まで)についても賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H30.5.7	全部和解成立日	H31.2.8
事故時住所	郡山市		
申立人人数	6	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	面会交通費	291,200	H24.1~H27.3	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	83,200	H24.1~H27.3	※1
全部和解	避難雑費		948,000	H24.1~H27.3	※1

小計 1,322,400

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	40,000	H23.3~H23.12	※1

小計 80,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	400,000	H23.3~H23.12	※1

小計 600,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,002,400
	弁護士費用	60,072
	手続内で処理された既払金合計額	680,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らのうち、原発事故当時、県外に単身赴任中であった申立人A（父）及び原発事故後に出生した申立人D（子）を除く、申立人B（母）、C（子）、E（祖父）及びF（祖母）は、自主的避難等対象区域（郡山市）に同居して生活していたところ、原発事故により、申立人B及びCが、自主的避難により申立人Aの単身赴任先に合流して生活したことによる損害として、①精神的損害、②避難費用、③生活費増加費用、④就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、遅くとも平成24年9月以降については、自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、原発事故当初と同等の合理性を有していると考えすることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、申立人らの主張内容や証拠等に鑑み、平成27年3月までの賠償を認めたが、このうち避難雑費については、原発事故当時1歳であった申立人Cについては平成24年1月から平成27年3月まで、申立人Bについては妊娠期間である平成26年4月から同年11月まで、同年12月に出生した申立人Dについては、同年12月から平成27年3月までの避難雑費の賠償を認める和解案を提示した。なお、申立人E、Fについては、申立人AないしDとは家計が独立しており、実質的に別世帯であるとの理由により、パネルは、和解案の対象外とした。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1503		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から避難した申立人ら(父母及び子3名)について、原発事故当時会津地方に単身赴任をしていた申立人父も、原発事故前は毎週末に福島市内の自宅へ帰宅し生活していたこと等の事情を考慮し自主的避難者に当たるとして精神的損害等の賠償がされたほか、生活費増加費用として申立人子が避難先で入園した幼稚園の保育料と原発事故当時入園していた幼稚園の保育料との差額等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(2)	第10の2(3)イ	

2 基本情報

申立日	H30.3.30	全部和解成立日	H31.2.12
事故時住所	福島市		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※2
全部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※3
小計			120,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※2
小計			80,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※4
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※5
小計			600,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※4
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※5
小計			600,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※4
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※5
小計			600,000		

申立A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	5,000	H24.1～H25.3	※6
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	25,000	H24.1～H25.4	※6
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	176,880	H24.1～H25.3	※6
全部和解	生活費増加費用	教育費	10,000	H24.1～H25.3	※6
全部和解	生活費増加費用	教育費	151,200	H24.4～H25.3	※6
全部和解	避難雑費		900,000	H24.1～H25.3	※6
全部和解	除染費用等	除染費用	15,000	H25.4	※7
小計			1,283,080		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,283,080
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,880,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円(直接請求で東京電力により支払済み。)のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。また、原発事故当時会津地方に単身赴任をしていた申立人Aも、原発事故前は毎週末に福島市内の自宅へ帰宅し生活していたこと〔郵便はがき、電話聴取報告書〕等の事情を考慮し、自主的避難等対象区域からの自主避難者と同様の精神的損害の賠償を認めた。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円(直接請求で東京電力により支払済み。)のうち4万円を避難及び帰宅に要した移動費用と生活費増加費用に対する賠償として扱ったものである。また、原発事故当時会津地方に単身赴任をしていた申立人Aも、原発事故前は毎週末に福島市内の自宅へ帰宅し生活していた〔郵便はがき、電話聴取報告書〕等の事情を考慮し、自主的

避難等対象区域からの自主避難者と同様の避難及び帰宅に要した移動費用と生活費増加費用の賠償を認めた。

※3 中間指針第一次追補第2

平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースを踏まえ、追加的費用等の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分60万円（直接請求で東京電力により支払済み。）のうち40万円を避難及び帰宅に要した移動費用と生活費増加費用に対する賠償として扱ったものである。

※5 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分60万円（直接請求で東京電力により支払済み。）のうち20万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※6 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人ら（妻B）並びにその子供であるC、D及びE）は、原発事故当時、自主的避難等対象区域に居住しており、平成23年3月に申立人A（夫）の単身赴任先（会津若松市）へ自主的避難を実行し、平成25年4月に帰還したが、避難に際して発生した移動費用等及び申立人Dが避難先で入園した幼稚園の制服代〔写真〕、申立人Dが避難先で入園した幼稚園の保育料と原発事故当時入園していた幼稚園の保育料との差額〔預金通帳取引履歴〕等の賠償を請求した。東京電力は、平成24年9月以降の自主的避難に係る避難費用等については、特段の事情の有無の検討が必要であるが、本件の避難の継続は申立人ら自身の判断であり、特段の事情に該当するとみることには困難であり、個々の損害項目については客観的な資料に基づいて事実確認した上で、慎重に判断する必要があると主張して否認あるいは留保した。パネルは、申立人らが提出した資料及び説明に基づいて、平成24年1月から平成25年4月までの避難費用等及び平成24年1月から平成25年3月までの申立人Dの幼稚園保育料の差額及び制服代の一部の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合は、賠償の対象となるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第二次追補第4

必要かつ合理的な範囲の除染として、高圧洗浄機の購入費用〔写真〕について賠償を認めたものである。

※8 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3）

申立人らは、所有する自動車の財物損害、家財購入費用、放射線測定器の購入費用の賠償を求めた。パネルは和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1504		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人(原発事故当時10歳台)の平成23年3月分の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、避難中、両親との別離を余儀なくされた上、車中泊をしながら避難場所を転々としたこと等を考慮して、5万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H30.10.15	全部和解成立日	H31.2.14
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	50,000	H23.3	※1
小計			50,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	50,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、原発事故発生直後の避難において、原発事故当時同居していた両親との別離を余儀なくされた上、車中泊を伴いながら避難場所を転々としたこと等を理由に、精神的損害の増額分を請求した。東京電力は、申立人と両親との別離の期間が4日と短期間にとどまっていること等からすれば、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が特別大きいと認定すべき個別の事情を見出すことは困難であると主張して争った。パネルは、原発事故発生直後の避難において、両親との別離を余儀なくされたこと、車中泊を伴いながら避難場所を転々としたこと等を考慮して、平成23年3月分の精神的損害について5万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額10万円を目安として精神的損害を賠償すべきとしており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離や避難所の移動回数が多かったなどの事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1505		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の申立人の自宅の防風林について、市による除染作業後も更に除染を要したとして申立人が平成28年12月に実施した林木を伐採する方法による除染の費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第11の1(2)		

2 基本情報

申立日	H30.11.2	全部和解成立日	H31.2.19
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用	除染費用	701,400	H28.12	※1
小計			701,400		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	701,400
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、除染のために南相馬市原町区にある自宅の防風林の伐採(以下「本件伐採」という。)を業者に依頼した費用〔領収証〕について賠償を求めた。東京電力は、本件伐採が行われたのが平成28年12月であり、南相馬市によって除染実施計画等に示されている標準的な除染方法に則った枝打ち等の除染作業後であることから、本件除染は必要かつ合理的なものとは認められないと主張して争った。パネルは、南相馬市による除染作業後も除染箇所の放射線量があまり低下しなかったことや、申立人が小学生の孫2名を自宅で預かっていたこと等を考慮し、本件伐採を業者に依頼した費用全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4 I は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の10)

申立人は、除染のために自宅の防風林を伐採することにより、防風林を構成する樹木を失ったとして、伐採した樹木の財物賠償を求めた。東京電力は、立木に係る財物賠償の対象は、中間指針第二次追補において、避難指示区域に指定された区域の立木に限定されていると主張して争った。パネルは和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1506		
事案の概要	自主的避難等対象区域(伊達市)から避難した申立人ら(成人2名)について、平成29年12月に受検した甲状腺検査代が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)エ		

2 基本情報

申立日	H30.1.4	全部和解成立日	H31.2.20
事故時住所	伊達市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	8,010	H29.12	※1
小計			8,010		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	8,010	H29.12	※1
小計			8,010		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	16,020
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、平成29年12月に受検した甲状腺検査費用〔領収証〕の賠償を求めた。東京電力は、自主的避難等対象区域に居住していた者が受けた検査等については中間指針等において明示されていないこと、申立人らの原発事故当時の自宅周辺の放射線量は健康に影響あるとは考え難い程度であること、原発事故当時成人である申立人らが、原発事故から6年9か月経過した平成29年12月に実施された検査であることから、原発事故と損害との間の相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、原発事故と損害との間の相当因果関係を認め甲状腺検査費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認

めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3、中間指針第3の7）

申立人らは、平成29年夏頃に避難したことにより発生した避難費用、引越関連費用及び経営していた工場の廃業費用の賠償を求めた。東京電力は、原発事故と損害との相当因果関係を争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1507		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)から避難した申立外被相続人及び申立人らの平成28年4月分以降の日常生活阻害慰謝料について、要介護5であった被相続人については死亡した平成28年8月分まで月額6万円が増額され、一部の申立人らについては各申立人の身体状況並びに被相続人及び他の申立人に対する介護の状況等を考慮し、平成30年3月分まで月額2万円又は3万円が増額されて賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H29.12.27	全部和解成立日	H31.2.25
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	その他	370,000	H28.4~H30.3	※1
一部和解	精神的損害	基本部分	2,400,000	H28.4~H30.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	480,000	H28.4~H30.3	※3
小計			3,250,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	その他	370,000	H28.4~H30.3	※1
一部和解	精神的損害	基本部分	2,400,000	H28.4~H30.3	※2
小計			2,770,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	その他	370,000	H28.4~H30.3	※1
一部和解	精神的損害	基本部分	2,400,000	H28.4~H30.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	720,000	H28.4~H30.3	※4
小計			3,490,000		

申立人A(申立外被相続人の損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	その他	80,000	H28.4～H28.8	※5
一部和解	精神的損害	基本部分	2,400,000	H28.4～H30.3	※6
全部和解	精神的損害	増額分	300,000	H28.4～H28.8	※7
小計			2,780,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	12,290,000
	弁護士費用	368,700
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

中間指針第3の2に基づく避難費用について、東京電力が直接請求にて支払っている算定基準に基づいて一定額の支払を認めたため、パネルは東京電力の認容した範囲で賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の6

中間指針第3の6に基づく精神的損害について、月額10万円の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、申立人Bとともに、申立人C及び申立外被相続人の介護を行った〔陳述書等〕として、慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立人Cが平成29年8月以降デイサービスを利用していること及び申立外被相続人が平成26年5月以降介護老人施設に入所した上、平成28年8月に死亡していることから、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合に該当しないこと並びに同年7月12日に避難指示が解除されていることを主張して争った。パネルは、デイサービスを利用したり、介護老人施設に入所したりしていても、申立人A及びBが避難指示解除後も申立人C及び申立外被相続人の身の回りの世話を継続しており、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合に該当するとして、申立人Aに対して申立人Bによる介護も考慮する形で月額2万円の増額を認め、申立人Bには増額を認めない和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害がある者の介護を恒常的に行い、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Cは、平成28年9月に要支援1に認定され、その後、平成29年8月に要介護1及び身体障害等級4級に認定されたが、そのような状態にもかかわらず、申立外被相続人の介護を行った〔陳述書、要介護被保険者証及び身体障害者手帳等〕として慰謝料の増額を請求した。東京電力は、請求の一部については認めたものの、申立外被相続人が平成26年5月以降介護老人施設に入所した上、平成28年8月に死亡していることから、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合に該当しないこと及び同年7月12日に避難指示が解除されていることを主張して争った。パネルは、申立人Cが要介護1及び身体障害等級4級に認定されているところ、そのような状態で申立外被相続人の介護を行っており、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が

大きい場合に該当するとして、月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあること又は身体の障害がある者の介護を恒常的に行っていることから、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の2

申立人Aは、申立外被相続人の子であるところ、遺産分割により申立外被相続人の東京電力に対する損害賠償請求権を取得したとして、中間指針第3の2に基づく避難費用について請求した。東京電力が直接請求にて支払っている算定基準に基づいて一定額の支払を認めたため、パネルは東京電力の認容した範囲で賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の6

申立人Aは、申立外被相続人の子であるところ、遺産分割により申立外被相続人の東京電力に対する損害賠償請求権を取得したとして、中間指針第3の6に基づく精神的損害について、月額10万円の賠償を請求したところ、これが認められたものである。

※7 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、申立外被相続人の子であるところ、遺産分割により申立外被相続人の東京電力に対する損害賠償請求権を取得したとして、申立外被相続人が、平成26年10月に要介護5に認定された〔要介護認定・要支援認定等結果通知書〕ことについて、慰謝料の増額を請求した。東京電力は、請求の一部については認めたものの、申立外被相続人が同年5月以降介護老人施設に入所していることから、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合に該当しないことを主張して争った。パネルは、要介護5に認定されており、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合に該当するとして、月額6万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態のあることから、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1508		
事案の概要	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)から避難し、平成23年末頃まで親族宅に滞在した申立人について、宿泊謝礼等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)	第1の4(2)ア(ウ)	

2 基本情報

申立日	H29.8.10	全部和解成立日	H31.2.28
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	42,000	H23.3	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	150,000	H23.3	※2
小計			192,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	192,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人は、平成23年3月11日から同月12日までの間、自宅に、親戚や友人ら21人が避難してきたのを受け入れて食事・風呂・寝具等を提供した際にかかった費用を請求した〔電話聴取事項報告書、申立人作成の回答書〕。東京電力は、それらの費用は申立人の好意によるものであって東京電力に帰責されるべきものではない、震災によるものであって原発事故によるものではないとして否認した。パネルは、申立人宅に宿泊することになった者らがその自宅に帰れなくなったことは原発事故によるものであると認め、申立人がその者らを宿泊させる際にかかった費用についても、原発事故との相当因果関係を認め、宿泊者1名について2000円として、生活費増加費用を認める和解案を提示した。なお、申立人Aの妻及び母である申立人B及びCも申立人A同様の賠償を求めたが、申立人Aのみが和解の対象とされた。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用は賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人は、平成23年3月12日から同年12月頃までの間にかけて、親族宅に避難した際に同親族に支払った宿泊謝礼として15万円を請求した。東京電力は、同金額に、申立人らとともに避難した親戚・友人らからの謝礼が含まれている場合には、同親戚・友人らに対する既払いの宿泊謝礼があるため、その分は控除されるべきであるなどとして、一部争った。パネルは、避難先に申立人が15万円の謝礼を支払った事実が認められることから〔領収証〕、全額を申立人の宿泊謝礼として認める和解案を提示した。なお、申立人B及びCも申立人A同様の賠償を求めたが、申立人Aのみが和解の対象とされた。

中間指針第3の2 I ②は、避難等対象者が、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等は賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1509		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から平成23年3月に避難をした申立人ら夫婦の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、申立人夫が人工透析を受けられる病院を探しながらの避難を強いられたほか、避難先で肺炎等を患い危険な容体となったこと、申立人妻も申立人夫の介護を余儀なくされたこと等の事情を考慮し、平成23年3月分から同年7月分まで申立人夫につき月額8万円、申立人妻につき月額5万円が、その後も人工透析や介護をしながら避難生活を送ったことを考慮し、平成23年8月分から平成29年10月分まで申立人夫につき月額3万円、申立人妻につき月額2万円が、それぞれ賠償された事例(ただし、申立人夫に対する既払い金160万円、申立人妻に対する既払い金80万円をそれぞれ除く。)		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H30.1.30	全部和解成立日	H31.3.20
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,050,000	H23.3~H29.10	※1
小計			1,050,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	950,000	H23.3~H29.10	※1
小計			950,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、原発事故前から透析治療を受けていたところ、避難によりこれまで治療を受けていた病院で治療を受けることができなくなり、紹介された病院も透析患者が大勢いたために断られ、他の病院にたどり着くため、市役所や警察署、知人等を頼りガソリンを求めて奔走するなど大変な苦勞をしたこと、糖尿病による眼底出血で視界が悪くなり、歩行も困難になったこと、肺炎等で1か月程度の入院を余儀なくされ、危険な容体に陥ったこと等により、過酷な避難生活を余儀なくされたとして、精神的損害の増額を請求した。また、申立人Bは、そのような申立人Aの介護をしながらの避難生活を余儀なくされ、自身も体調を崩したとして同様に精神的損害

の増額を請求した。東京電力は、直接請求手続において既に増額の賠償を行っているのに加え、生命・身体的損害の賠償も行っており、追加の請求に応じることはできないとして反論した。パネルは、申立人らの事情を考慮して、平成23年3月から同年7月までは、申立人Aについて月額8万円、申立人Bについて月額5万円を、翌8月から平成29年10月までは、申立人Aについて月額3万円、申立人Bについて月額2万円を、それぞれ賠償すべきとした上で、既払額を控除した金額の和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1510		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から平成23年3月に避難をした申立人ら姉弟の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、1. 申立人姉については、避難先で申立外の亡母(要介護4)の介護を行ったことを考慮し、平成23年3月分として月額8万円が、申立人姉が精神障害(障害年金等級3級)を抱えながら避難生活を送ったことを考慮し、平成23年7月分から平成29年3月分まで月額3万円が、2. 申立人弟については、家族と別離して生活したことを考慮し、平成23年3月分から同年7月分まで月額3万円が、申立人姉の介護を余儀なくされたことを考慮し、平成23年7月分から平成29年3月分まで月額2万円が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H30.11.1	全部和解成立日	H31.4.4
事故時住所	浪江町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	150,000	H23.3~H23.7	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,380,000	H23.7~H29.3	※3
小計			1,530,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,070,000	H23.7~H29.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	80,000	H23.3	※4
小計			2,150,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,680,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	590,000

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、原発事故直後、申立人B(申立人Aの姉)、C(申立人Aの妻)、D(申立人Aの長男)のほか、申立人A及びBの母(申立外)とともに避難を開始したが、母の体調や、避難先の受入れスペース等の事情から、平成23年4月中旬まで申立人C及びDとの、平成23年7月末まで申立人Bとの別離を余儀なくされ、それにより過剰な心労を負い、過酷な避難生活を強いられたとして、慰謝料の増額を求めた〔申立人A聴取事項報告書〕。東京電力は、公共料金の領

収書等、家族別離が生じていたことを裏付ける証憑が提出されておらず、家族別離が発生していた事実が明らかにされていないと主張して争った。パネルは、直接請求手続書類に、申立人らの避難履歴が具体的に記載されており、また、本件手続内においても、申立人Aから、直接請求手続書類記載内容と同じ内容の避難履歴が述べられたことから、申立人らに家族別離が発生していたことは明らかであるとして、慰謝料額については、平成23年3月分から同年7月分まで、月額3万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じたことといった事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bには、原発事故発生当時、精神障害が存していた（障害年金等級3級）ところ、原発事故発生直後、避難生活中のストレス等により、症状が著しく悪化してしまったことから、平成23年4月末から同年7月末にかけて、避難先にある病院で入院治療を受けることとなり、同月末には退院して他の申立人らと暮らし始めたものの、症状が改善することはなく、それにより過酷な避難生活を余儀なくされたとして慰謝料の増額を請求した〔申立人A聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人Bが、精神障害を抱えながらの避難生活を強いられたことに対する損害は、既に、直接請求手続内において平成23年3月から平成28年5月まで、月額1万円の増額分を賠償済みであると主張して争った。パネルは、申立人Bが、原発事故後、症状を悪化させ、入院治療を受けたもののその後も症状が改善せず、原発事故前よりも重い症状を抱えて避難生活を送らざるを得なかったことを考慮し、病院を退院した平成23年7月から平成29年3月（浪江町の避難指示解除時点）まで、月額3万円の慰謝料増額分の賠償を認めた。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体又は精神の障害があることといった事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、申立人Bが平成23年7月末に病院を退院した後、他の申立人らとともに申立人Bと同居し、同人の介護に従事したことで過酷な避難生活を強いられたとして、慰謝料の増額を請求した〔申立人A聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人Aは、原発事故前から申立人Bと同居しており、この頃から申立人Bの日常生活のサポートに従事していたと思われることから、原発事故後の、申立人Aの申立人Bに対する介護による精神的苦痛は、通常の避難者と比べて大きいものとはいい難いと主張して争った。パネルは、申立人Bが、原発事故後、症状を悪化させ、入院治療を受けたもののその後も症状が改善せず、原発事故前よりも重い症状を抱えて避難生活を送らざるを得ず、申立人Aはそのような申立人Bを介護しなければならなかったことを考慮し、申立人Bが病院を退院して申立人Aと同居を始めた平成23年7月から平成29年3月（浪江町の避難指示解除時点）まで、月額2万円の慰謝料増額分の賠償を認めた。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体又は精神の障害がある者の介護を恒常的に行ったことといった事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、平成23年3月11日、要介護状態（要介護4）であった母親とともに避難を開始したが、避難中も母親の介護に従事しなければならず、それにより過酷な避難生活を余儀なくされたとして、慰謝料の増額を求めた。東京電力は、上記母親が同月26日には避難先にある介護老人保険施設に入居しており、これによってBの介護による負担は軽減されたものといえることから、Bの介護による精神的苦痛は、通常の避難者と比べて大きいものとはいえないと主張して争った。パネルは、Bが、自身も障害を抱える中で、要介護4という重度の要介護者の介護に従事しなければならなかったことを考慮し、避難開始から母親が介護老人保険施設に入居するまでの間（平成23年3月分）、月額8万円の慰謝料増額分の賠償を認めた。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にある者の介護を恒常的に行ったといった事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1511		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(夫婦及び子2名)について、避難により家族の別離が生じたことや乳幼児を連れての避難であったことを考慮し、平成23年3月分から乳幼児が小学校に入学する前月である平成27年3月分までは月額合計6万円、平成27年4月分から平成29年2月分までは月額合計3万円の日常生活阻害慰謝料(増額分)が賠償されたほか、申立人母の平成27年3月分から平成29年2月分までの就労不能損害について、本件事故前の給与と上記期間の給与との差額の一部(当初の10割から1割まで漸減)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の10(2)ア(ウ)	

2 基本情報

申立日	H30.8.9	全部和解成立日	H31.4.9
事故時住所	浪江町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,160,000	H23.3~H29.2	※1
小計			2,160,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,470,000	H23.3~H27.3	※2
全部和解	就労不能損害	減収分	2,698,399	H27.3~H29.2	※3
小計			4,168,399		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	通信費増加費用	91,496	H26.4~H29.3	※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	277,867	H23.5~H30.3	※5
小計			369,363		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,697,762
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、原発事故前、申立人B(妻)、C(申立人A及びBの子であり原発事故時5歳で

あった。)、D(申立人A及びBの子であり原発事故時2歳であった。)及びBの両親とともに合計6名で同居していたが、原発事故により、申立人B(平成23年3月のみ)及びBの両親(平成23年3月以降)と別々に避難せざるを得なくなったとして、精神的損害の増額を請求した。東京電力は、世帯単位でいえば、申立人Aの世帯は申立人Bの両親とは原発事故前から別世帯であるなどとしてこれを争った。パネルは、原発事故により、申立人ら4名が、就労及び就学の必要上、申立人Bの両親と離れて避難せざるを得なかったことを理由に、平成23年3月から、申立人Bの両親が移住先住居に転居した平成29年2月までの間、月額3万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離が生じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Bは、原発事故により、申立人Bの両親と別々に避難せざるを得なくなったこと及びこれにより申立人Bによる子ら(申立人C及びD)の世話にかかる負担が増大したことを理由に、精神的損害の増額を請求した。東京電力は、申立人Bに、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認定できるほどの事情はないとしてこれを争った。パネルは、申立人Bが、両親の手を借りることができない状況において子らを養育しなければならず、原発事故により育児の負担が増大したことを理由に、申立人Aに対し、平成23年3月から、申立人Dが小学校に入学する前月である平成27年3月までの間、月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、乳幼児の世話を恒常的に行ったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の8

申立人Bは、原発事故当時、看護師として勤務していたが、避難を余儀なくされたことにより退職せざるを得ず、再就職はしたものの、申立人Bの両親との別離が続く中で仕事と育児を両立させるために、正社員(フルタイム)として勤務することができなかったとして、平成27年3月分以降の減収分〔給与の支給明細書、源泉徴収票〕を請求した(なお、平成27年2月分までは既に賠償済みである。)。東京電力は、申立人Bは看護師資格を有しており、原発事故前と同程度の収入を得ることは可能であったことに加え、正社員として勤務しなかったのは申立人自身の選択によるものであるなどとしてこれを争った。パネルは、申立人Bが、原発事故により申立人Bの両親との別離が発生し、これにより、申立人Bが仕事と育児とを両立できる環境が失われたために原発事故前と同等の収入を得られる環境が失われたと認めた上で、時間の経過に伴う子らの成長及び申立人Bが看護師資格を有することを勘案して、給与の減収分の賠償を認めつつ、影響割合(平成27年3月分10割、以降同年8月分まで7割、平成28年2月分まで5割、同年8月分まで3割、平成29年2月分まで1割とするもの。)を考慮する和解案を提示した(なお、終期は、申立人Bの両親が移住先住居に転居した平成29年2月とした。)

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の2

原発事故による避難により固定電話が利用できなくなったことにより、携帯電話端末購入代

金及び回線利用料金を負担せざるを得なくなったとして、平成26年4月から平成29年3月までの間の避難費用（通信費増加費用）について賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の2

原発事故により自宅にあった井戸水が利用できなくなり、また、申立人Bの両親との別離により電気・ガス料金の負担も増大したとして、平成23年5月から平成30年3月までの間の避難費用（水道料金及び電気・ガス料金（一部））について賠償を認めたものである。

※6 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人C及びDは、通園中の保育園に通えなくなったこと等を理由に精神的損害の増額を請求した。東京電力は、申立人C及びDに賠償すべき精神的損害は全て賠償済みであるとしてこれを争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※7 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人Aは、原発事故による放射能汚染のために自動車を買換えたとして、平成24年秋に購入した自動車の購入代金について賠償を求めたところ、東京電力は、原発事故と自動車購入との相当因果関係が不明であるなどとしてこれを争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1512		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)で個人事業を営んでいた申立人について、避難先から顧客の法事に参加するための交通費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(カ)		

2 基本情報

申立日	H30.10.10	全部和解成立日	H31.4.12
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	営業資産等廃棄・返品費用	15,700	H29.9	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	57,248	H26.4～H29.11	※2
小計			72,948		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	72,948
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

対象区域内で事業を営んでいた者の事業に支障が生じたために生じた追加的費用（営業資産の廃棄費用等）として、対象区域内で事業を営んでいた建物が原発事故に起因して解体することとなったことから、その際行った根抵当権抹消登記手続費用について賠償を求めたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、帰還困難区域（浪江町）で個人事業を営んでいたところ、避難指示により避難したため、①避難先から顧客の法事等に参加するための交通費が増加したとして〔法事礼状〕、また②避難先から公的手続等を行うための交通費が増加したとして、その賠償を求めた。東京電力は、①については、主的に原発事故との相当因果関係を争い、予備的に既払いの営業損害に含まれると主張して争った上で、これらが認められないとしても燃費算定方法については申立人が使用した自動車の公称燃費によるべきと主張し、②については、相当因果関係を求めたものの燃費算定方法について①と同じ主張を行った。パネルは、①及び②のいずれについても、相当因果関係を認め、既払いの営業損害には含まれないとした上で、燃費算定方法はキロ単価22円を内容

とする和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人は、平成25年3月に永久抹消登録をした自己所有自動車の財物価値の喪失又は減少について賠償を求めたところ、東京電力は、平成23年6月1日以降、旧警戒区域からの自動車の持ち出しに当たっては、スクリーニング検査や除染を実施することとされていたところ、申立人の請求に係る自動車は、同年7月11日に持ち出されたものであり、また、その後、車検も通すなどしているとして、原発事故と上記自動車の永久抹消登録との間の相当因果関係を争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1513		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)で酒類の製造販売業を営む申立会社の営業損害(逸失利益)について、商品の販売先の一つである大韓民国への輸出規制が継続していること等の事情を考慮し、平成28年10月分から平成29年9月分までの期間につき、原発事故の影響割合を約2割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H30.8.20	全部和解成立日	H31.3.1
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		981,269	H28.10~H29.9	※1

小計 981,269

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	981,269
	弁護士費用	29,438
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、郡山市で酒類の製造販売業を営んでいたところ、福島県産の米を使用して製造していることから、県内で収穫される米及びその米を使用して製造される酒に対する風評被害により売上げが減少し、また、韓国への酒類輸出が再開できないことによる損害も生じているとして、逸失利益の賠償を求めた〔決算報告書〕。東京電力は、原発事故前から日本酒全体における市況として減少トレンドが認められることや、当該市況に係る販売数量の減少傾向と比較して、申立人の売上げが原発事故の影響により顕著に下落しているとまでは評価できないなどと主張して争った。パネルは、申立人の売上減少は一定程度原発事故に起因するものと認めた上で、韓国への酒類輸出の再開が困難である状況にも鑑み、平成28年10月から平成29年9月までの期間について、原発事故の影響割合を約2割とする和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ③ i 及び ii は、農林水産物の加工業及び食品製造業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、加工又は製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在するもの及び主たる原材料が福島県において産出された農林水産物である产品及び食品に係るものを原則として賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1514		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)から避難した申立人について、原発事故前は田畑を貸して賃料の代わりに得られていた米等の食料品が得られなくなったことを考慮し、平成27年12月分までの食費増加分が賠償された事例		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H30.2.28	全部和解成立日	H31.3.5
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	105,000	H25.9～H27.12	※1
全部和解	財物損害	その他動産	400,000		※2
小計			505,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	505,000
	弁護士費用	15,150
	手続内で処理された既払金合計額	520,150

※1 中間指針第3の2

申立人は原発事故前は、自己所有の田を他人に貸して、その賃料として米を受け取っており〔利用権設定関係〕、原発事故により米が受け取れなくなったとして生活費増加分を請求した。東京電力は、①提出された資料の賃貸借の終期が平成27年12月末日であることからすると賃借期間が平成28年1月以降も継続していたかは不明である、②食費増加分も既に支払済みの精神的損害に対する賠償金に含まれている、③賃貸借契約に基づく果実の問題であり生活費増加分とは異なると主張して争った。パネルは、原発事故前に購入していなかった米を購入するようになった費用は生活費増加費用として原発事故に起因する損害に含まれるが、平成27年12月以降も賃貸借契約が継続していたことを窺わせる客観的資料がないとして、同月までの損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2は、避難等対象者が、避難等によって必要かつ合理的な範囲で負担した生活費増加費用を賠償すべき損害として認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人が原発事故時所有していた仏壇について、管理が不能となり、価値が失われたとして賠

償が認められたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の5）

申立人は、申立外の申立人の夫が、病院に入通院した〔領収証書〕として、医療費や交通費などの賠償を求めたところ、東京電力は、どのような症状かわからず、疾患と原発事故との間の相当因果関係が不明であると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人は、避難先で新たに購入した家財道具の購入費用の賠償を求めたところ、東京電力は、前件で家財について賠償済みであると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人は、未登記の車庫の財物損害の賠償を求めたところ、東京電力は、前件で審理の上和解案が提示されなかったと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1515		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)から避難した申立人らについて、乳幼児を連れての避難であったことを考慮し、当該乳幼児が就学した月の前月である平成29年3月分まで、主に世話をしていた申立人の日常生活阻害慰謝料が月額1万5000円増額されて賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H30.10.24	全部和解成立日	H31.3.7
事故時住所	双葉町		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	330	H26.11	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	9,000,000	H27.12~H29.5	※2
全部和解	精神的損害	増額分	240,000	H27.12~H29.3	※3
小計			9,240,330		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,240,330
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I ①は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲内で負担した交通費を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としているところ、これに従った和解案(平成27年12月分から平成29年5月分までの18か月について5名分)が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

帰還困難区域に居住していた申立人らは、平成27年12月以降の家族別離及び乳幼児の世話を理由として、精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、家族別離については原発事故との間に相当因果関係がないこと等を理由に争い、乳幼児の世話については、前回の当センターにおける和解仲介手続での和解を踏まえ、一定の範囲で認めた。パネルは、申立人が乳幼児を連れての避難であったことを考慮し、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいとして、平成

27年12月分から当該乳幼児が就学した月の前月である平成29年3月分まで、東京電力の自認額について、増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、乳幼児の世話を恒常的に行ったという事情があり、通常の変難者と比べてその精神的損害が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1516		
事案の概要	自主的避難等対象区域(伊達市)において畜産業(酪農)を営んでいたが原発事故後に廃業した申立人に対し、既に廃業損害として一定額が賠償されていたものの、営業損害として、廃業に先立って売却した牛の実売却額が原発事故の影響によって同等の牛の市場における平均売却額よりも低額となった価格差相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H30.5.10	全部和解成立日	H31.3.8
事故時住所	伊達市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		2,916,011		※1

小計 2,916,011

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,916,011
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、伊達市において酪農を行っていたところ、原発事故の風評被害によって廃業せざるを得なくなり、既に廃業損害として一定額の賠償を受けていたが、廃業に伴い、所有していた乳牛の売却を行った際、風評被害により安価で売却せざるを得なくなったとして、風評被害がなかった場合の売却額と実売却額との差額分の賠償を請求した。東京電力は、申立人が所有していた乳牛の売却額は妥当な額であること、申立人は既に廃業損害として多額の賠償を受けているところ乳牛から得られる利益相当額も当該廃業損害に含まれ賠償済みであること等を主張して損害の有無を争った。パネルは、廃業損害の賠償の際に、申立人の乳牛が費用として計上されている減価償却費を考慮せずに賠償金の算定が行われた事情や、売却の対象となった乳牛の種別や月齢等の事情を考慮した全国的な乳牛の平均売却額と、申立人の実売却額との間には差額が認められる事情等から、東京電力の主張を排斥し、上記平均売却額と実売却額の差額分について原発事故との相当因果関係を認め、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ①iiiは、福島県において産出された畜産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立て当初は3人による申立てであったが、申立人3人のうち1人が請求に係る全ての牛の所有権を有していたことから、他の2人は申立てを取り下げた。

1 事案の概要

公表番号	1517		
事案の概要	福島第一原子力発電所内部の定期検査における放射線管理業務を受託していた申立人について、原発事故直後は別の業務に従事したことにより収入が増加していたが、平成24年10月に契約を解除され、収入がなくなったこと等を考慮し、平成25年分は原発事故の影響割合を5割、平成26年分は同割合を3割、平成27年分は同割合を1割として、逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ケ)		

2 基本情報

申立日	H30.6.25	全部和解成立日	H31.3.11
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		1,162,500	H23.3~H29.12	※1

小計 1,162,500

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,162,500
	弁護士費用	34,875
	手続内で処理された既払金合計額	0

※1 中間指針第3の7

福島第一原子力発電所内部の定期検査における放射線管理業務を受託していた申立人が、原発事故に伴い、放射線管理業務委託契約を解除されたとして、営業損害（逸失利益）の賠償を求めた。東京電力は、申立人が新たに請け負った業務によって原発事故前の収入よりも増収となっていること等を主張して争った。パネルは、原発事故と営業損害との相当因果関係を認めた上、申立人において原発事故後に別の事業を受託して増収となっているものはあるものの、平成24年10月には受託した別の業務を解除されて収入がなくなったこと等を考慮し、営業損害における原発事故の影響割合について、平成25年分は5割、平成26年分は3割、平成27年分は1割として賠償額を算定し和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1518		
事案の概要	旧避難指示解除準備区域(檜葉町)に居住していた申立人父母及び子ども3名のうち、子どもの就学上の理由のため週末を除き自主的避難等対象区域(いわき市)の仮住居で生活していた母及び子ども3名の日常生活障害慰謝料について、母及び子ども3名の自宅での生活状況等の事情を考慮し、それぞれ月額1万3000円が、母及び長女につき平成27年9月分まで、二女及び三女についてはそれぞれの進学による転居時期までの期間につき賠償されたほか、申立人父母の日常生活障害慰謝料(増額分)について、父は右半身まひの後遺症(要介護度1)を抱えながら避難生活を送ったこと、母も父の介護をしながらの避難生活を余儀なくされたこと等を考慮し、父につき平成30年3月分まで月額1万円、母につき一時金50万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の8(2)ア	第1の8(2)ウ(ア)

2 基本情報

申立日	H29.6.20	全部和解成立日	H31.3.12
事故時住所	いわき市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	715,000	H23.3~H27.9	※1
小計			715,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	169,000	H23.3~H24.3	※1
小計			169,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	481,000	H23.3~H26.3	※1
小計			481,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	715,000	H23.3~H27.9	※1
全部和解	精神的損害	増額分	500,000	H24.3~H27.9	※3
全部和解	検査費用(人)		5,250		※4
小計			1,220,250		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	850,000	H23.3~H30.3	※2
全部和解	財物損害	家財	3,745,000		※5
小計			4,595,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,180,250
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	2,760,000

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、同第3の6

申立人A(長女)、B(二女)、C(三女)及びD(母)は、原発事故発生当時は、自主的避難等対象区域(いわき市)に居住していたが、それは子供の就学上の理由に基づくもので、生活の本拠は自宅のある檜葉町の避難指示解除準備区域にあった〔自宅内の写真〕と主張して、対象区域に居住していた場合と同額の月額10万円の精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、上記各申立人らの住民票がいわき市にあったこと等を主張して、生活の本拠は対象区域内ではないと主張して争った。パネルは、申立人A、B、C及びDが週末には檜葉町の自宅に戻っており、対象区域内に居住していたのと変わらない生活を送っていたことを申立人らへの聴き取りから認定し、平成23年3月から申立人A及びDについては避難指示解除まで、申立人B及びCについては就学によって避難先を離れるまで、対象区域内で生活していた日数の割合に応じて月額10万円の一部に当たる月額1万3000円の慰謝料の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3 [避難等対象者]は、原発事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居があるものの引き続き対象区域外滞在を余儀なくされた者を避難等対象者とし、同第3の6は、対象区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・存続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を賠償することができるとしているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人E(父であり、追加申立てを行った。)は脳出血の後遺症〔診断書〕による要介護1の状態での避難を余儀なくされたことを理由として、日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、既に直接請求手続において慰謝料を支払済みであることを理由としてこれを争った。パネルは、申立人Eが要介護の状態において過酷な避難生活を強いられたことを認定し、申立人Eについて平成30年3月分まで既払金の他に月額1万円の慰謝料の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、要介護状態という事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Dは、申立人Eの介護をしながらの避難を余儀なくされたことを理由として慰謝料の増額を請求した。東京電力は、生活の本拠地がいわき市にあったということを主張し、当該請求期間については、避難が終了していたものであり、そもそも生活の本拠からの避難を余儀なくされ、避難先で不自由な生活を強いられた場合には当たらないとしてこれを争った。パネルは、申立人Dが申立人Eの介護を恒常的に行っていたことを認定し、一時金として50万円の慰謝料の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態の者の介護を恒常的に行ったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の1

検査費用として、申立人Dが受検した放射能検査費用の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の10

申立人A、B、C及びDが、対象区域内にも生活実態があったことを認め、申立人らが5名世帯であることから、直接請求で単身世帯として支払われた家財の額の不足分の賠償を認めたものである。

※6 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人らは、避難先を移動するための交通費及び避難先での物品購入費用について賠償を求めたところ、東京電力は、既に賠償済みであるとしてこれを争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1519		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)から避難した申立人の就労不能損害、通院交通費及び通院慰謝料について、原発事故後にPTSDに罹患したこと等の事情を考慮し、平成29年12月分までの期間につき、原発事故の影響割合を7割として賠償されたほか、同月分までの避難費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ア)	第1の7(2)ア(ウ)	第1の10(2)ア(イ)

2 基本情報

申立日	H30.2.8	全部和解成立日	H31.3.15
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	食費増加費用	160,000	H28.9～H29.12	※3
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	238,140	H28.9～H29.12	※3
一部和解	避難費用	交通費	254,469	H28.10～H29.12	※3
一部和解	生命・身体的損害	その他	9,000	H29.1、H29.5、H29.11	※2
全部和解	避難費用	交通費	13,602	H28.10～H29.12	※3
全部和解	営業損害・逸失利益		654,672	H29.1～H30.12	※4
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	4,371,360	H28.9～H29.12	※1
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	67,878	H28.4、H28.9～H29.12	※2
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	224,000	H28.9～H29.12	※2
全部和解	精神的損害	増額分	180,000	H28.9～H29.5	※5

小計 6,173,121

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,173,121
	弁護士費用	205,042
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8、中間指針第3の5

申立人は、原発事故によって転居を余儀なくされたことから退職し、その後一時就職したものの原発事故に起因するPTSD及びうつ病に罹患したため休職を経て退職しており、原発事故により減収が生じたとして、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人が罹患したPTSDは原発事故から相当期間が経過した後に発症していることから原発事故以外の要因が寄与している可能性が高く、原発事故との相当因果関係が認められない、また、申立人が原発事故前から不安神経症等の疾患に罹患していたことは本人の素因として素因減額がされるべきであると主張して争った。パネルは、申立人請求額のうち原発事故の影響割合を7割として就労不能損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により就労不能となった場合の減収分の賠償を認めており、中間指針第3の5Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。）し、疾病にかかったことにより生じた逸失利益等を賠償すべき賠償と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人は、原発事故に起因するPTSD及びうつ病に罹患したため通院を余儀なくされたとして、生命・身体的損害（通院慰謝料、通院交通費及び診断書料）の賠償を求めた。東京電力は、申立人が罹患したPTSDは原発事故から相当期間が経過した後に発症していることから原発事故以外の要因が寄与している可能性が高く、原発事故との相当因果関係が認められない、また、申立人が原発事故前から不安神経症等の疾患に罹患していたことは本人の素因として素因減額がされるべきであると主張して争った。パネルは、申立人請求額のうち原発事故の影響割合を7割として生命・身体的損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。）し、疾病にかかったことにより生じた精神的損害等を賠償すべき賠償と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

中間指針第3の2I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の7

中間指針第3の7Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体又は精神の障害があるという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1520		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)に所在する実家に住民票上の住所を有し、原発事故当日も同実家において生活していたが、年間を通じてみると他県に所在する大学への通学のために、同大学の近傍においても生活していた申立人の日常生活阻害慰謝料について、平成23年3月分及び同年4月分は月額10万円が、平成23年5月分から平成26年3月分までは月額2万5000円の割合による金額が賠償された事例(ただし、東京電力による既払金と一部精算する方法による。)		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の8(2)ア	

2 基本情報

申立日	H29.10.12	全部和解成立日	H31.3.19
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	813,000	H23.3~H26.3	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	64,000	H23.3~H23.9	※2
小計			877,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	877,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

申立人は、原発事故当時、浪江町(帰還困難区域)に所在する実家におり、原発事故によって避難を余儀なくされたとして日常生活阻害慰謝料を請求した。東京電力は、申立人は他県の大学に通学しており同大学の近傍に生活の拠点があり、避難等対象者に該当しないとしてこれを争った。パネルは、実際に家族とともに避難をした平成23年3月及び同年4月については月額10万円、通学先である他県に戻ってからの期間に当たる同年5月から大学を卒業した平成26年3月までについては、申立人が原発事故前1年間に実家及び大学近傍の住居に滞在していた期間の割合等を理由に月額2万5000円の精神的損害の賠償を認めた上で、直接請求手続における既払金を控除して、和解案を提示した。

中間指針第3 [避難等対象者] は、原発事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居があるものの引き続き対象区域外滞在を余儀なくされた者をも避難等対象者とし、中間指針第3の6 I ①は、避難等対象者が受けた精神的苦痛のうち、少なくとも、対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者が、「自宅」以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたため

に生じた精神的苦痛は賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の3

申立人は、帰還困難区域に所在する実家への、平成23年3月、同年4月及び同年9月から同年11月までにおける一時立入費用を請求した。東京電力は、平成23年3月分及び同年4月分については、帰省中に原発事故に遭遇し家族とともに避難していることからこれを認め、同年9月分から同年11月分までについては、申立人の、区域外における通学先大学の近傍での生活は避難とはいえないなどの理由で、これを争った。パネルは、平成23年3月分、同年4月分及び立入りの理由が認められる同年9月分について、一時立入費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の3は、避難等対象者のうち、警戒区域内に「住居」を有する者の一時立入費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の3）

申立人は、帰還困難区域に所在する実家への避難帰宅費用を請求した。東京電力は、申立人が避難等対象者に当たらないなどとしてこれを争った。パネルは和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1521		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から平成23年3月に避難した申立人ら(成人2名及び子ども2名)について、避難以前は、自家栽培の野菜や養鶏による鶏卵を食べて生活していたところ、避難先では養鶏が行えなくなったこと、野菜についても平成24年3月以降は避難先での栽培を再開したものの収穫量は避難以前よりも減少したこと等の事情を考慮し、平成25年3月分までの生活費増加費用(自家消費野菜・米・鶏卵)が賠償されたほか、平成27年3月分までの避難費用及び避難雑費が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H30.9.18	全部和解成立日	H31.3.19
事故時住所	福島市		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※2
小計			400,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※2
小計			400,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※2
小計			400,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	32,400	H24.1～H27.3	※3
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	28,800	H24.1～H27.3	※3
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	124,000	H24.1～H27.3	※3
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	150,000	H24.1～H27.3	※3
全部和解	避難雑費		1,560,000	H24.1～H27.3	※3

小計 1,895,200

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,135,200
	弁護士費用	94,056
	手続内で処理された既払金合計額	1,240,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円(本和解外で東京電力により支払済みである。)のうち、4万円を生活費増加費用及び移動費用に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分40万円(本和解外で東京電力により支払済みである。)のうち、20万円を生活費増加費用及び移動費用に対する賠償として扱い、さらに平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースを踏まえて、一人当たり20万円を追加賠償する和解案を提示したものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、福島市から、平成23年3月に一家全員で県外(関東地方)へ避難をし、原発事故後に第二子が出生したことを機に、平成24年3月末頃、更に関西地方へ避難し、以降も避難を継続した。申立人は、福島市で自家栽培の米・野菜や養鶏による鶏卵を食べて生活していたところ、避難先では、養鶏は行えず、農業再開するにも、時間がかかり、かつ農業を再開しても、原発事故前より収穫が減った分、他から購入せざるを得なくなったとして、自家消費野菜・米・鶏卵相当分の生活費増加費用、避難行為に伴って支出した避難費用及び避難雑費を請求した。東京電力は、申立人らが、平成24年には自営業を再開したことで、避難先に定着し、避難は終了しているなどと主張し、因果関係を争った。パネルは、申立人らの原発事故時住所が、福島市でも線量が高いとされていた地域であり[建物賃貸借契約書、農地利用集積計画書、福島市除染計画書、畑でのガイガーカウンターの数値を写した写真]、平成23年中に避難していた関東地方の避難先においてもホットスポットがあり、畑の土壌検査で放射性物質が検出されたこと[陳述書]、2人の子供が未就学年齢であること等から、平成27年3月までの避難行為に伴う損害について原発事故との間の相当因果関係を認め(生活費増加費用については平成24年1月から平成25年3月まで)、その賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められ

るとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1522		
事案の概要	自主的避難等対象区域(川俣町)において、米の集荷、検査及び販売事業等を行う申立会社について、上記事業以外の事業を合わせた申立会社全体の売上高及び売上総利益は原発事故前よりも増収増益となっているものの、原発事故の影響によって原発事故前よりも申立会社が米を集荷する地域の水稲の作付面積及び収穫量が減少し、これによって、申立会社の上記の米に係る事業については、減収が継続しているとして、原発事故の影響割合を3割として、上記米に係る事業の平成29年3月分から平成30年2月分までの営業損害(逸失利益)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ウ)	第1の9(2)ウ(ア)	第1の9(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H30.7.6	全部和解成立日	H31.3.25
事故時住所	川俣町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		1,734,315	H29.3～H30.2	※1
小計			1,734,315		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,734,315
	弁護士費用	52,029
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、川俣町(本店所在地は自主的避難等対象区域であるが、避難指示区域である山木屋地区にも事業所を置いていた。)において、山木屋地区を含む川俣町、飯館村、浪江町等の農家から米を仕入れて、検査・販売する業務(以下「本件事業」という。なお、原発事故時、本件事業の本拠地は山木屋地区の事業所であった。)を含む複数の事業を営んでいたところ、原発事故による避難指示解除後も山木屋地区での営農再開が全くなく、米の出荷量が大幅に落ち込んでいるため、本件事業の売上げが減少しているとして、平成29年3月から平成30年2月までの逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、請求期間における法人全体の売上高及び営業利益が基準年度(平成23年2月期)の売上高及び営業利益を上回っており損害がない、仮に本件事業に限りて損害の有無を検討するとしても、原発事故発生から既に6年が経過しており、申立人側にも他の事業所において本件事業を拡大するなどの損害回避義務があると主張して、原発事故と損害との間の相当因果関係を争うとともに、予備的に貢献利益率と原発事故の影響割合について意見を述べた。パネルは、本件事業に限りて損害の有無を判断することが相当と判断した上で減

収と原発事故との間の相当因果関係を認め、売上減少額に貢献利益率9%を乗じ、さらに原発事故の影響割合を3割として算定した額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅰは、対象区域内で事業の一部を営んでいる者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認め、また、同第3の7Ⅲは、避難指示等の解除後も、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1523		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人ら(父母及び子ども3名)の日常生活阻害慰謝料について、長男(平成25年3月に高校卒業)及び長女(平成26年3月に高校卒業)が避難先の高校への通学を継続する必要性が認められること、家族である父母及び二女(平成26年3月末に小学校卒業)にも避難継続の必要性が認められること等の事情を考慮し、長男につき平成25年3月分まで、父母、長女及び二女につき平成26年3月分までの期間につき、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(ア)		

2 基本情報

申立日	H30.10.29	全部和解成立日	H31.3.25
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1
小計			1,900,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1
小計			1,900,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	350,000	H24.9～H25.3	※1
小計			350,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,550,000	H24.9～H26.3	※1
小計			1,550,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,550,000	H24.9～H26.3	※1
小計			1,550,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,250,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人ら家族（父母及び子供3名）は、原発事故当時、緊急時避難準備区域内に居住していたところ、避難のために子らが転校せざるを得なくなり、子らが避難先の学校を卒業するまで家族で避難生活を続ける必要があるなどとして、平成24年9月以降の各人の精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、中間指針上、賠償対象となる相当期間は平成24年8月末までが目安とされ、避難継続について特段の事情も認められないなどとしてこれを争った。パネルは、申立人ら家族の避難生活状況や子らの転校ないし進学経過等の事情を踏まえ、少なくとも長男又は長女が避難先の高校を卒業するまでの間は、申立人ら家族において避難生活を継続する必要がある旨判断し、平成25年4月から避難先県外の大学へ進学した長男については平成24年9月から同人が高校を卒業した平成25年3月まで、父母、長女及び二女については平成24年9月から長女が高校を卒業した平成26年3月まで、各人の精神的損害としてそれぞれ月額10万円（ただし、直接請求手続における既払分を除く。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6IV②は、精神的損害（日常生活阻害慰謝料）の終期について、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）備考3・同第2の1（1）備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合について、子供に関しては通学先の学校の状況を考慮するなど、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当である旨定めているところ、これらを踏まえた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1524		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市及びいわき市)において生活用品の卸売事業を営んでいる申立会社の営業損害(逸失利益)について、原発事故により避難区域内に存在していた小売店等への売上げが減少したことや、取扱商品が地域的に限定される性質のものでないこと等を考慮し、平成29年4月分から同年10月までについては原発事故の影響割合を5パーセント、同年11月分及び12月分については同割合を4パーセントとして賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H30.9.7	全部和解成立日	H31.3.26
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		629,523	H29.4～H29.12	※1
小計			629,523		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	629,523
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、中間指針第8

申立人は、自主的避難等対象区域(福島市及びいわき市)において生活用品の卸売事業を営んでいたところ、原発事故後、避難区域内に存在していた小売店等への売上げが減少したとして逸失利益の賠償を請求した〔損益計算書、店舗別売上高〕。東京電力は、取扱商品が地域的に限定される性質のものではないなどと主張して争った。パネルは、事業規模や商圈を総合的に考慮すると、申立人の事業は容易に代替できる性質のものとはいえないと判断し、平成29年4月分から同年10月分までについては原発事故の影響割合を5%、同年11月分及び同年12月分については同割合を4%として算定した和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅰは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第8Ⅱ①は、風評被害が生じたことにより、原発事故の第一次被害者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害については、当該間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これらに準じた、又は従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1525		
事案の概要	宮城県で水産加工業等を営む申立会社について、平成26年7月分から平成29年6月分までの営業損害(逸失利益)が賠償された事例(原発事故による影響割合は、当初の3割から1割まで漸減)。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H29.1.4	全部和解成立日	H31.3.27
事故時住所	宮城県石巻市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		96,093,406	H26.7～H29.6	※1

小計 96,093,406

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	96,093,406
	弁護士費用	2,882,802
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第三次追補第2

申立人は、石巻市において水産加工業を営む事業者であるところ、原発事故により売上げが減少したとして、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、津波による申立人設備や漁港の被害が売上減少の原因であるとして因果関係を争った。パネルは、請求期間の売上減少について部分的に相当因果関係を認め、原発事故の影響割合を平成26年7月から平成27年6月までは3割、同年7月から平成28年6月までは2割、同年7月から平成29年6月までは1割として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1のIV①及び中間指針第三次追補第2 I②は、主たる原材料に宮城県の水産物を使用している水産加工業において、現実に生じた買い控え、取引停止等による損害について、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1526		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)で中古車販売業及び自動車修理業を営んでいたが、平成23年9月に申立外の妻子の避難先に合流した申立人の営業損害(逸失利益)について、避難先において、平成24年8月頃からの開業準備期間を経て同年10月に同内容の事業を再開したこと等の事情を考慮し、平成24年8月分(原発事故の影響割合8割)及び同年9月分(原発事故の影響割合4割)につき賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア	第10の2(3)ケ	

2 基本情報

申立日	H29.9.11	全部和解成立日	H31.3.27
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		122,625	H24.8~H24.9	※1
小計			122,625		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	122,625
	弁護士費用	3,679
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4、中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人は、原発事故当時、福島市内において、自動車の修理・販売業を営んでいたが、原発事故の風評被害により、収入が大幅に減少し、福島市における営業継続が困難となったことから福島市の事業を閉鎖し、平成24年10月からは、避難先で新たに開業をしたことから、前件で認められなかった同年8月から同年9月までの期間の営業損害(逸失利益)の賠償を求めた〔平成23年分及び平成24年分の所得税の確定申告書、平成23年分所得税青色申告決算書、平成24年分収支内訳書、月次損益計算書〕。東京電力は、申立人の事業である自動車の修理・販売業については風評被害が発生していないと主張して争った。パネルは、申立人が避難先において、平成24年8月頃からの開業準備期間を経て同年10月に同内容の事業を再開したこと等の事情を考慮し、自主的避難に伴う就労不能損害に準じて、開業準備期間中であり全く売上げのなかった平成24年8月については原発事故の影響割合を8割として、開業準備期間中ではあったものの若干の売上げが認められる同年9月については原発事故の影響割合を4割として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業、サービス業等において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認め、また、中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1527		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)に所在する墓の祭祀承継者であって、避難に伴って墓を別の地域に新設した申立人に対し、原発事故前に同墓を建立した際の価格を基に同墓の財物価値を算定し(同墓の移転に要した費用よりも高額となる。)、財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(エ)		

2 基本情報

申立日	H30.10.1	全部和解成立日	H31.3.27
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	墓	2,100,000		※1
小計			2,100,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,100,000
	弁護士費用	63,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、原発事故により、帰還困難区域に指定された地域に所在する墓（以下「旧墓」という。）の価値が喪失したとして、旧墓の購入費用、新たに購入した墓（以下「新墓」という。）の購入費用及び旧墓から新墓への移転費用〔見積書、領収書、墓の写真〕を要したと主張し、その損害賠償を請求した。東京電力は、平成27年4月28日付け東京電力プレスリリースによる基準に基づき、旧墓の原状回復に係る費用又は旧墓から新墓への移設費用として150万円を上限とする賠償を認めたが、旧墓の購入費用については、墓に市場性がないこと、立入り制限によっても墓の価値自体が減少するものでないことを主張して争い、また、申立人が墓の所有者（祭祀主宰者）であることについても争った。パネルは、改装許可証等から申立人が墓の所有者（祭祀主宰者）であることを認め、旧墓の現況や周辺の地理的状況等諸般の状況を考慮して、旧墓の価値の喪失を認め、旧墓の購入費用相当額（新墓の購入費用及び旧墓から新墓への移転費用よりも高額となる額）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 I は、避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能となったため、当該財物の価値の一部又は全部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1528		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)から避難した申立人ら(祖母、父、母、子ども2名)の日常生活阻害慰謝料について、それぞれ平成30年3月分までの期間につき月額10万円が賠償されたほか、父については他の家族との別離が生じたことや祖母の介護を行ったこと等の事情を考慮し、また祖母については避難先での生活により変形性膝関節症を患ったこと等の事情を考慮し、それぞれ同月分までの期間につき、さらに月額3万円が賠償された事例(なお、一部の申立人らについては、被申立人を被告とする訴えが係属している、いわゆる訴訟並走案件(平成30年当センター活動状況報告書25頁参照)について和解成立に至ったものであるが、特段、訴訟の取扱いについては合意内容となっていない。)。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H29.5.9	全部和解成立日	H31.3.29
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	2,400,000	H28.4~H30.3	※1
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	40,500	H26.10~H28.12	※2
一部和解	避難費用	交通費	85,048	H26.10~H29.3	※2
一部和解	一時立入費用	交通費	553,190	H26.10~H28.12	※3
一部和解	就労不能損害	減収分	1,422,000	H25.6~H26.5	※4
全部和解	精神的損害	増額分	1,050,000	H27.5~H30.3	※1

小計 5,550,738

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	2,400,000	H28.4~H30.3	※1
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	40,500	H26.10~H28.12	※2
一部和解	避難費用	交通費	142,560	H26.10~H28.12	※2

小計 2,583,060

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	2,400,000	H28.4～H30.3	※1
早期一部和解	生命・身体的損害	その他	21,600	H28.8	※5
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	210,000	H26.10～H30.3	※2
一部和解	避難費用	通信費増加費用	106,888	H26.9～H30.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,050,000	H27.5～H30.3	※1

小計 3,788,488

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	2,400,000	H28.4～H30.3	※1
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	150,000	H26.10～H29.3	※2
一部和解	避難費用	宿泊費等	155,000	H26.9～H29.3	※2
一部和解	避難費用	交通費	35,152	H28.4～H29.3	※2

小計 2,740,152

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	2,400,000	H28.4～H30.3	※1
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	135,000	H26.10～H28.12	※2
一部和解	避難費用	交通費	25,344	H28.4～H28.12	※2

小計 2,560,344

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	食費増加費用	146,667	H26.10～H28.7	※2

小計 146,667

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	17,369,449
	弁護士費用	521,084
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（父A、母B、祖母C、子供2名D及びE）は、平成30年3月分までの期間について、4か所に別れて避難をしたこと等を理由に、精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、月額10万円の賠償を認めたが、精神的損害の増額については、さらに詳細な事情を検討してから判断するなど主張した。パネルは、申立人Aについては他の家族との別離が生じたことや申立人Cの介護を行ったこと等の事情を考慮

し、また申立人Cについては避難先での生活により変形性膝関節症を患ったこと等の事情を考慮し、申立人A及びCそれぞれについて、平成30年3月まで、月額10万円に加え、さらに月額3万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じたこと身体又は精神の障害があること、介護を恒常的に行ったことという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人らが4か所に別れて避難したため、避難先で負担した光熱費等、家族間移動する際に要した交通費、通信費増加費用、駐車場費用、自家消費野菜相当分の食費増加費用を生活費増加費用として賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の3

自宅への一時立入りの際に要した交通費を賠償したものである。

※4 中間指針第3の8

申立人Aの就労不能にともなう減収分を賠償したものである。

※5 中間指針第3の5

申立人Cの診断書取得費用を賠償したものである。

※6 申立てがあったが和解対象をならなかった損害項目（中間指針第3の5、同第3の8）

申立人Cは、通院交通費、通院慰謝料の賠償を、申立人Dは就労不能による減収分の賠償を求めた。東京電力は、いずれも原発事故との間の因果関係がないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1529		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料(増額分)について、新たに住居を購入した月の半年後である平成26年11月分まで、それぞれの事由(持病、要介護及び介護)に応じて月額3万円が賠償された(ただし、既払い金を除く。)ほか、原発事故前から有していた疾患が避難生活によって悪化した申立人の生命身体損害について、既に平成26年2月分まで直接請求によって一定額の支払がされていたものの、平成30年8月分まで、治療費については全額、入通院慰謝料及び入通院交通費については、原発事故の影響割合を8割として算定した金額が賠償された(ただし、いずれも既払い金を除く。)事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(イ)	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)
	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H30.5.9	全部和解成立日	H31.4.22
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,265,000	H23.3~H26.11	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	294,000	H23.3~H30.8	※2
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	124,080	H26.3~H30.8	※2
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	71,705	H23.4~H30.8	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	38,880	H30.10	※3
小計			1,793,665		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	180,000	H26.3~H26.11	※4
全部和解	生命・身体的損害	その他	9,660	H30.7~H30.9	※3
小計			189,660		

申立人A、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	270,000	H26.3~H26.11	※5
小計			270,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,253,325
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、原発事故当時、精神障害等級2級の認定〔障害者手帳〕を受けた障害者であり、過酷な避難生活を余儀なくされたとして、日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を請求した。東京電力は、申立人らは平成26年6月に住居を取得し、自宅以外での生活を長期間余儀なくされた状態は解消されたことから、既に直接請求で支払済みの金額を超え、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいということは困難であると主張して争った。パネルは、障害を抱えた申立人Bの日常生活阻害の程度が高いと判断し、平成23年3月から新しい住居を取得してからおよそ半年が経過する平成26年11月まで、月額3万円（ただし、既払金8万5000円を除く。）の合計126万5000円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を一人当たり月額10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、精神の障害があることにより、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合にはこの金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人Bは、原発事故の避難生活により、原発事故前から患っていた精神疾患が悪化して入通院を余儀なくされたとして、入院費、自立支援利用料金、訪問看護利用料金〔領収証等〕、入通院慰謝料及び入通院交通費を請求した。東京電力は、診断書上、検査所見や治療経過に変化が全く見受けられないこと、原発事故の記載の他に「家族関係の悪化などにより症状が悪化」との記載があること、平成26年6月に新居を購入し、安定した生活を送っていると思料されること等から、入院費、自立支援利用料金及び訪問看護利用料金については原発事故との相当因果関係が不明であり、入通院慰謝料及び入通院交通費については既に直接請求手続で支払済みの金額を超える損害が発生したと認めることは困難であると主張して争った。パネルは、入院費、自立支援利用料金及び訪問看護利用料金については、原発事故の避難生活により、申立人Bが原発事故前から患っていた精神疾患が悪化したために入院等をせざるを得なくなったことにより入院費等の出費が発生したことを認め、入院費2万0025円（ただし、既払金11万9825円を除いた金額である。）、自立支援利用料金6080円、訪問看護利用料金4万5600円の合計7万1705円の賠償を認める和解案を、入通院慰謝料及び入通院交通費については、原発事故の避難生活により、原発事故前から患っていた精神疾患が悪化したために入通院をせざるを得なくなったことにより精神的損害及び入通院交通費が発生したものの、原発事故の影響割合は8割であるとし、平成23年3月分から平成30年8月分まで合計29万4000円（ただし、既払金210万8400円を除いた金額である。）の入通院慰謝料及び合計12万4080円の入通院交通費の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化した場合には、被った治療費等の出費や精神的損害を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の5

本件和解仲介手続のために取得した診断書代の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Cは、原発事故当時、要介護3の認定〔介護保険被保険者証〕を受けた要介護者であり、過酷な避難生活を余儀なくされたとして精神的損害の増額を請求した。東京電力は、申立人らは平成26年6月に住居を取得し、自宅以外での生活を長期間余儀なくされた状態は解消されたことから、既に直接請求で支払済みの金額を超え、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいということは困難であると主張して争った。パネルは、要介護状態であった申立人Cの日常生活阻害の程度が高いと判断し、平成26年3月から新しい住居を取得してからおよそ半年が経過する同年11月まで、月額3万円（ただし、既払金9万円を除く。）の合計18万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を一人当たり月額10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあることにより、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合にはこの金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A及びD（追加申立て）は、申立人Cの介護を行っていた者であり、過酷な避難生活を余儀なくされたとして精神的損害の増額を請求した。東京電力は、申立人Cの年齢を踏まえると、自宅内での移動の際に支えて付き添ったり、外出時に車椅子に乗せて押す等といった介護の負担は、原発事故にかかわらず生じるものであり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合とはいえないと主張して争った。パネルは、申立人Cの介護に当たった申立人A及びDの日常生活阻害の程度は高いと判断し、平成26年3月から同年11月まで、申立人A及びDの2名分として月額3万円の合計27万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を一人当たり月額10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にある者の介護を恒常的に行ったことにより、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合にはこの金額を増額できると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の5、中間指針第3の7、中間指針第3の8）

申立人Aは就労不能損害及び営業損害を、申立人Cは生命・身体的損害を請求したところ、東京電力は因果関係を争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1530		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人らのうち、原発事故当時、福島県内の警備会社に勤務していたが原発事故の影響により失職した申立人父(原発事故当時50歳台)の就労不能損害について、失職後の再就職の状況や就職活動の状況等の事情を考慮し、平成27年3月分から同年8月分までの期間につき事故前収入の3割相当額、同年9月分から平成28年2月分までの期間につき事故前収入の1割相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H30.9.18	全部和解成立日	H31.4.23
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	663,714	H27.3~H28.2	※1

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	663,714
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人Aは、原発事故時、浪江町の居住制限区域内に居住し、福島県内の警備会社に勤務し福島第一原発の警備の仕事をしていたところ、原発事故後、Aが神奈川県に避難したために警備会社を辞めざるを得なくなったとして、東京電力への直接請求による賠償が打ち切られた平成27年3月以降の減収分の賠償を求めた。東京電力は、同月時点において原発事故から4年経過していること等を理由に、同月以降の申立人Aの減収と原発事故との間には相当因果関係が認められないとして賠償義務を争った。パネルは、申立人Aは原発事故時50歳台であり、原発事故前と同等の条件での再就職は厳しいこと、申立人Aは原発事故後に多数の会社に履歴書を送り、数社については面接まで受けており、再就職の努力をしていること等から、同月以降においても、申立人Aの減収と原発事故との間の相当因果関係を認める一方、申立人Aは原発事故前に比較的短い期間に何度か転職していること、申立人Aの警備会社での雇用形態が契約社員であったこと等から、申立人Aが原発事故前の収入を維持できた可能性は時間の経過とともに逡減するとして、申立人Aの減収に対する原発事故の影響割合について、平成27年3月から同年8月までの期間は3割、同年9月から平成28年2月までの期間は1割とする和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就

労が不能となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人A及びBは、日常生活阻害慰謝料の賠償の増額を求めたところ、東京電力は、増額事由はないと主張して争つた。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1531		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)の同一敷地に所在する2棟の建物に居住していた申立人ら(夫婦及びその子3名並びに夫の両親及び妻の母)について、申立人夫の母が左半身軽度麻痺の状態にあり、同人を申立人夫の父が介護したこと等を考慮して、申立人夫の父母の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、それぞれ、平成23年3月分から新たに住居を購入した月の前月である平成27年9月分まで、月額6万円(申立人夫の父母とその他の申立人らとの別離が生じていた41か月間)又は月額3万円(その他の14か月間)が賠償されたほか、財物損害(家財)について、直接請求手続においては、1世帯であることを前提に算定した金額が支払われていたが、2世帯であることを前提に算定した金額が賠償された事例(申立人夫の母の日常生活阻害慰謝料(増額分)及び財物損害については、いずれも既払い金を除く。)		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の12(2)オ(ア)	

2 基本情報

申立日	H28.11.14	全部和解成立日	H31.4.4
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	8	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	避難費用	交通費	29,000	H23.8~H24.4	※1
早期一部和解	避難費用	宿泊費等	12,800	H23.7~H23.8	※1
早期一部和解	一時立入費用	交通費	58,000	H23.7~H24.4	※2
早期一部和解	精神的損害	基本部分	7,600,000	H23.12~H30.3	※3
早期一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	172,242	H23.7~H24.3	※1
早期一部和解	避難費用	その他	1,147,000	H24.6~H30.3	※4
全部和解	避難費用	家財移動費用	76,100	H24.3	※1
全部和解	検査費用(人)		18,860	H23.11	※5
小計			9,114,002		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	7,600,000	H23.12~H30.3	※3
早期一部和解	避難費用	その他	1,147,000	H24.6~H30.3	※4
小計			8,747,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	7,600,000	H23.12~H30.3	※3
早期一部和解	避難費用	その他	1,147,000	H24.6~H30.3	※4

小計 8,747,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	7,600,000	H23.12~H30.3	※3
早期一部和解	避難費用	その他	1,147,000	H24.6~H30.3	※4

小計 8,747,000

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	7,600,000	H23.12~H30.3	※3
早期一部和解	避難費用	その他	1,147,000	H24.6~H30.3	※4

小計 8,747,000

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,880,000	H23.3~H27.9	※6

小計 2,880,000

申立人G

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,400,000	H23.3~H27.9	※7

小計 2,400,000

申立人H

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	5,100,000	H23.3~H30.3	※3
全部和解	避難費用	その他	151,200	H24.6~H25.5	※4

小計 5,251,200

申立人A、B、C、D、E、F、G、H共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	54,030	H23.4～H24.4	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	62,800	H23.6～H23.8	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,545,726	H23.7～H29.9	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	234,010	H23.5～H24.4	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	150,515	H24.1～H24.5	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	149,856	H23.4～H24.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	415,009	H23.8～H29.10	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	400		※1
全部和解	財物損害	家財	3,820,000		※8
全部和解	精神的損害	その他	100,000		※9

小計 6,532,346

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	61,165,548
	弁護士費用	1,834,966
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

避難費用として、避難の際の交通費、宿泊費、駐車場代及び家財道具移動費用が認められたほか、生活費増加費用として日用品購入費、光熱費及び住民票謄本取得代について、避難との関連性が認められる範囲で賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の3

一時立入費用として、避難先から自宅に立入りをした際の交通費の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の6

精神的損害として、申立人AないしGについて、直接請求時に未請求であった平成23年12月から平成30年3月まで、基準額月10万円の賠償を認めたものである。なお、申立人Hについては原発事故当時申立人Aらと同居していたが住民票が同所になく、避難者性が問題となったが、パネルは民生委員の陳述書等の資料から、6割の割合で平成23年3月から平成30年3月までの精神的損害の賠償を認めた。

※4 中間指針第3の2

避難・帰宅等に要した費用として、申立人AないしGについて直接請求時に未請求であった包括賠償分について、東京電力が自認する金額で賠償を認めたものである。なお、申立人Hについては、申立人が請求する金額の6割の限度で賠償を認めた。

※5 中間指針第3の1

被曝の影響を調べるために受けた検査の料金について、賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Fは申立人Gの夫であり、避難中、申立人Gを介護し、また申立人Aらとの家族別離も

あったとして、慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立人Gの要介護の程度は軽く、他の避難者と比べて精神的苦痛は大きくないと主張して争った。パネルは、高齢の申立人Fが申立人Gを介護しながら二人で避難生活を送ることを余儀なくされたことを考慮し、平成23年3月から南相馬市に帰還し住居を購入した月の前月である平成27年9月まで、申立人Aらとの家族別離があった期間については6割、それ以外の期間については3割での増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、介護を日常的に行い、又は家族別離の状態にあり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるのと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Gは、軽度の麻痺があったため介助を要する状態であり、また原発事故前は息子らの手助けもあったが避難により家族別離となり、避難生活の苦痛が大きかったことから、慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立人Gの要介護の程度は軽く、既払いの増額分を超える損害はないと主張して争った。パネルは、申立人Gが避難により高齢の夫の介護を受けながら高齢者二人で生活することを余儀なくされたことを考慮し、平成23年3月から南相馬市に帰還し住居を購入した月の前月である平成27年9月まで、申立人Aらとの家族別離があった期間については6割、それ以外の期間については3割での増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態又は家族別離の状態にあり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるのと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※8 中間指針第3の10

申立人らは、東京電力への直接請求手続においては1世帯であることを前提として家財賠償の金額が算定されたが、元々は同一敷地内で2棟の建物に分かれて居住しており、家財賠償については2世帯であることを前提に算定されるべきであるとして、その差額の賠償を請求した。東京電力は、申立人らが生計を一にしており、生活の実態は一体であったとして、1世帯であることを前提に金額を算定するべきであると主張して争った。パネルは、申立人らが生計は一にしていたものの2棟の建物に分かれて居住しており、家財もそれぞれの建物に備わっていた実態を考慮し、家財賠償については2世帯であることを前提とした金額での算定が妥当であるとし、既払金との差額の賠償を認める和解案を提示した。なお、申立人Hについては6割で金額を算定している。

中間指針第3の10は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値が全部又は一部失われたと認められる場合に、現実に価値を喪失し、又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※9 中間指針第3の6

ペット喪失慰謝料として、10万円の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1532		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、かつ、同所において勤務していた申立人の日常生活阻害慰謝料について、勤務先が原発事故後に他県に移転したことや申立人が勤務先を退職したこと等を考慮し、平成24年9月分から平成25年6月分まで賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(7)		

2 基本情報

申立日	H30.5.16	全部和解成立日	H31.4.4
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H24.9～H25.6	※1
小計			1,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人は、原発事故時、南相馬市原町区の緊急時避難準備区域に居住し、同区内の工場で勤務していたところ、原発事故の影響により同工場が山梨県に移転したため、申立人も山梨県に転居し、平成24年9月以降も山梨県にとどまらざるを得なかったとして、同月から、勤務先を退職した平成25年6月までの日常生活阻害慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、職場及び生活の拠点がいずれも山梨県に移ったことから、申立人が山梨県に転居した時点で避難が終了しているとして、賠償義務を争った。パネルは、原発事故の影響により勤務先の工場が移転したために、申立人はやむなく山梨県に転居し、そこにとどまったのであり、平成24年9月以降も原発事故による避難が継続していると判断して、申立人が勤務先を退職する平成25年6月までの期間について、日常生活阻害慰謝料の賠償を認めた。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1533		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)に居住し、平成23年4月に結婚式及び披露宴を開催する予定であった申立人夫婦について、原発事故により結婚式等を開催することができなくなったことに係る慰謝料が一時金として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)カ	

2 基本情報

申立日	H30.3.16	全部和解成立日	H31.4.5
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	80,256	H23.4～H24.5	※1
小計			80,256		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	100,000		※2
小計			100,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	180,256
	弁護士費用	5,408
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人A及びBは浪江町に居住する夫婦であり、申立人Aの父である申立人Cも浪江町に居住していたところ、原発事故により申立人A及びBは群馬県に、申立人Cは宮城県に避難したため、申立人Aは、申立人Cに面会に行った際の交通費を請求した。東京電力は、原発事故時点で申立人A及びBと申立人Cは別世帯であり、避難により世帯分離が生じたものではないこと、平成24年6月以降は包括請求の面会交通費を支払済みであること等を理由に支払義務を争った。パネルは、原発事故時点で別世帯ではあったものの同じ町内に居住していた親子が避難によって遠方に離れたこと、原発事故直後の時期における面会の必要性等を考慮して、平成23年4月から平成24年5月までにおいて6回分の面会に係る交通費の実費相当額について和解案を提示した。なお、平成29年以降に生じた申立人AとBとの分離に伴う家族間交通費については、和解案の対象外とした。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用は必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしているところ、親族間の面会交通費について、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A及びBは、平成22年秋に婚姻した夫婦であり、平成23年4月に浪江町内の結婚式場で結婚式・披露宴を行う予定であったところ〔結婚式場・披露宴会場申込書、招待状〕、原発事故によりその実施が不可能となった上、招待する予定であった関係者が多方面に分散して避難生活を送っているため、将来にわたり結婚式・披露宴の開催が事実上不可能になったとして、慰謝料を請求した。東京電力は、当該損害は日常生活阻害慰謝料に含まれる、一般的にイベントや予約していた旅行等の開催中止に関する精神的苦痛は賠償対象とならないなどとして支払義務を争った。パネルは、結婚式・披露宴の中止による精神的苦痛は日常生活阻害慰謝料には含まれないが、一般的なイベントや旅行等の中止とも同視できないとして、一時金として10万円の慰謝料を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6備考11及び総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、日常生活阻害慰謝料以外の原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛の発生が認定できる場合には別途賠償の対象とすることを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人A及びCは、原発事故前に浪江町の近隣住民から無償提供を受けていた野菜類について原発事故後は購入せざるを得なくなったとして生活費増加費用を請求したところ、東京電力は事実関係が確認できず無償提供が続いた蓋然性もないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1534		
事案の概要	自主的避難等対象区域(須賀川市)から避難した申立人ら(夫婦及び子ども2名)について、避難費用(引越費用)、生活費増加費用(家財購入費)等のほか、子ども1名につき月額2万円の避難雑費が平成27年3月分まで賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H30.9.18	全部和解成立日	H31.4.5
事故時住所	須賀川市		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※2
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※2
小計			80,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※2
小計			600,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※2
小計			600,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	71,980	H24.1～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H24.1～H27.3	※2
全部和解	避難雑費		1,480,000	H24.1～H27.3	※2
小計			1,701,980		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,061,980
	弁護士費用	91,859
	手続内で処理された既払金合計額	1,360,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2Ⅲに基づき、本和解外で東京電力により支払済みとなっている賠償分(申立人A及びBについては各8万円、18歳以下である申立人C及びDについては各40万円)の半額(申立人A及びBについては各4万円、申立人C及びDについては各20万円)を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

原発事故当時、申立人Aは、申立人Bの子である申立人C及びDと同居しつつ、申立人Bと内縁関係にあった(申立人Bは、申立人A、C及びDとは別居で生活していた。また、申立人A及びBは、平成28年9月に婚姻している。)ところ、申立人らは、原発事故時に居住していた自主的避難等対象区域から県外に避難した際に要した費用として、①引越費用〔借上住宅賃貸借契約書、Cの避難先の小学校の通知書、ゆうパックの送状〕、②家財道具購入費用及び③避難雑費の賠償を求めた。東京電力は、申立人Bが、原発事故当時、申立人A、C及びDとは別居していたところ、平成24年4月から避難先で申立人A、C及びDらと同居を開始し、新たな世帯を形成していること、申立人A及びBが避難先で就職していること等から同月の時点で生活の本拠地が避難先に移転しており避難は終了しているなどと主張して争った。パネルは、申立人らが避難開始から申立時に至るまで賃貸物件で生活しており、移住の意思が客観的に読み取れないとして、①について請求金額、②について中古車を除く家財購入費用として相当金額、③について子1名について1か月2万円の避難雑費の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1535		
事案の概要	<p>避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に居住していた申立人ら(父、母、子及び祖母)について、1. 平成27年3月分以降の日常生活障害慰謝料(増額分)として、申立人子は精神疾患(精神障害等級2級)を抱え、申立人祖母は要支援2の認定を受けていたなど、一定の援助を要する状態にあり、また、申立人父母は避難先で申立人子や申立人祖母の介護等に従事したこと等を考慮し、一戸建て住宅への転居時期である平成27年10月分まで、申立人らそれぞれについて月額3万円が賠償された(申立人子は平成27年11月分から平成30年3月分まで月額1万5000円の増額分がさらに賠償された。)ほか、2. 平成27年3月分以降の就労不能損害として、申立人父につき平成29年2月分まで、申立人子につき平成30年2月分まで、それぞれの事故前収入を基準として、原発事故の影響割合を平成28年2月分まで10割、平成29年2月分まで5割、(申立人子については)平成30年2月分まで3割として賠償された事例。</p>		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の10(2)ア(イ)	

2 基本情報

申立日	H29.11.16	全部和解成立日	H31.4.9
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,700,000	H27.3~H30.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	240,000	H27.3~H27.10	※2
全部和解	就労不能損害	減収分	11,371,166	H27.3~H29.2	※3
小計			15,311,166		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,700,000	H27.3~H30.3	※1
小計			3,700,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,700,000	H27.3~H30.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	675,000	H27.3~H30.3	※2
全部和解	就労不能損害	減収分	5,220,000	H27.3~H30.2	※4
全部和解	生命・身体的損害	その他	6,480	H30.11	※5
小計			9,601,480		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,700,000	H27.3～H30.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	240,000	H27.3～H27.10	※2
全部和解	営業損害・避難実行	逸失利益	4,800,000		※6
全部和解	その他		1,784,000		※7

小計 10,524,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	39,136,646
	弁護士費用	1,174,099
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6

申立人らの精神的損害の基本部分について、それぞれ月額10万円の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、避難生活によって、①申立人C(申立人A及びBの子)が原発事故当時有していた精神疾患(平成24年8月に精神障害等級2級と認定されている。)が悪化したこと〔保健福祉手帳、保健福祉手帳所持証明書、陳述書〕、②申立人D(申立人Aの母)が平成23年4月に要支援2の認定を受けたところ、その後健康状態が悪化し、平成28年1月には要介護2に変更されたこと〔介護保険被保険者証、受給者台帳、認定通知書、陳述書〕、③申立人A及びBが申立人C及びDの介護に従事したこと〔陳述書〕から、苛酷な避難生活を余儀なくされたとして、平成27年3月から平成30年3月までそれぞれ月額35万円の精神的損害を請求した。東京電力は、精神的損害の増額の終期を申立人らが転居した平成27年10月までと主張した上で、①について月額1万5000円の増額を認めたが、②について申立人Dの避難生活が総括基準に定める「通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合」には該当しないと主張して争い、③については認否をしなかった。パネルは、原発事故と申立人らが苛酷な避難生活を余儀なくされこととの間に相当因果関係があると判断し、申立人らそれぞれに対し、平成27年3月から同年10月までの間、月額3万円の増額を認めるとともに、申立人Cについて同年11月から平成30年3月まで月額1万5000円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、要介護状態にあること、精神の障害があること、これらの者を恒常的に介護したこと等、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の8

申立人Aは、原発事故当時、南相馬市小高区(避難指示解除準備区域)における会社の代表取締役として業務に従事していたところ、原発事故により避難を余儀なくされ、会社の操業が不能になるとともに、申立て時点においても避難先で再就労に至っておらず、減収が生じているとして〔決算報告書、平成28年度及び平成29年度市民税・県民税課税所得証明書〕、平成27年3月以降の就労不能損害を請求した。東京電力は、平成27年3月から平成28年2月までの減

減収については認めたものの、同年3月以降の減収分については原発事故との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、申立人Aが、避難生活によって精神疾患（平成24年8月に精神障害等級2級と認定されている。）の症状が悪化した申立人C及び平成23年4月に要支援2の認定（その後健康状態が悪化し、平成28年11月には要介護2に変更されている。）を受けた申立人Dの介護をする必要があること等、本件にあらわれた一切の事情を考慮して、減収と原発事故との間に相当因果関係を認め、原発事故直前の事業年度（平成21年10月から平成22年9月まで）における役員報酬額を基礎とし、平成27年3月から平成28年2月までは役員報酬額から雑所得を控除した残額を、また、平成28年3月から平成29年2月までは役員報酬に原発事故の影響割合として5割を乗じた金額から雑所得を控除した残額を損害額として算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等によりその就労が不能となった場合には、給与等の減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の8

申立人Cは、原発事故当時、南相馬市小高区（避難指示解除準備区域）における会社に勤務していたところ、原発事故により避難を余儀なくされ、同社での就労が不能になるとともに、申立て時点においても避難先で再就労に至っておらず、減収が生じているとして〔平成21年分から平成23年分源泉徴収票、平成28年度及び平成29年度市民税・県民税課税所得証明書〕、平成27年3月以降の就労不能損害を請求した。東京電力は、平成27年3月から平成28年2月までの減収分については認めたものの、同年3月以降の減収分については原発事故との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、申立人Cが、避難生活によって精神疾患（平成24年8月に精神障害等級2級と認定されている。）の症状が悪化し、幻聴等に苦しんでいること〔陳述書〕、医師が精神疾患により申立人Cの就労が困難であると診断していること〔診断書〕等、本件にあらわれた一切の事情を考慮して、減収と原発事故との間に相当因果関係を認め、平成22年分の給与の支払金額を基礎とし、平成27年3月から平成28年2月までは基礎とした支払金額全額を、同年3月から平成29年2月までは基礎とした支払金額に原発事故の影響割合として5割を乗じた金額を、同年3月から平成30年2月までは基礎とした支払金額に原発事故の影響割合として3割を乗じた金額を損害額として算定し、和解案を提示した。

これも、中間指針第3の8に従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の5

申立人Cの診断書取得費用について、生命・身体的損害として賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の7

申立人Dの平成27年3月以降の減収分（賃料相当額）について、同年6月17日付け東京電力プレスリリースに基づいて営業損害の賠償を認めたものである。

※7 中間指針第四次追補第2の2

申立人らが平成27年10月に転居した住宅を購入した際の消費税相当額について、住居確保に係る損害として賠償を認めたものである。

※8 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の8）

申立人Bは、平成27年3月以降の減収分について就労不能損害の賠償を求めたところ、東京電力は、原発事故と同月以降の減収分との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1536		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)において関節リウマチの持病を抱えつつ生活していたが、原発事故による避難生活によって新たに肺疾患等を患い、健康状態が悪化して平成26年7月に亡くなった亡父を相続した申立人ら(母及び子)について、1. 亡父の死亡慰謝料及び逸失利益につき、亡父の避難後の病状の変化等を考慮し、原発事故の影響割合を2割として賠償され、2. 亡父の平成23年3月分から平成26年7月分までの日常生活阻害慰謝料(増額分)につき、症状の悪化の程度に応じて、月額4万円、6万円又は10万円が賠償されたほか、3. 亡父の生命身体的損害(治療費、入院慰謝料)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ア)	第1の7(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)

2 基本情報

申立日	H28.11.15	全部和解成立日	H31.4.11
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	3,200,000		※1
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	2,764,115		※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	80,000		※4
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	542,572	H26.6～H26.7	※3
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	155,400	H26.6～H26.7	※3
全部和解	精神的損害	増額分	2,540,000	H23.3～H26.7	※2

小計 9,282,087

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,282,087
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人らは、申立外亡父の相続人であり、申立外亡父が原発事故前から患っていた関節リウマチに加え、原発事故後の避難生活の中で肺疾患、アルツハイマー型認知症や抑うつ症等を発症〔通院証明書、診断書〕し、これらの病により平成26年7月に死亡するに至ったこと及び当該死亡と原発事故との間に相当因果関係が認められるとして、死亡慰謝料及び逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、アルツハイマー型認知症、抑うつ症と申立外亡父が死亡したこととの間に相当因果関係はなく、一方で肺疾患の発症と原発事故との間にも相当因果関係は認められない

ものの、原発事故による避難が肺疾患の症状に何らかの影響を与えたおそれは否定できないとして、請求の一部を認めた。パネルは、申立外亡父の避難後の病状の変化等〔「災害弔慰金支給に係る審査結果について」と題する書面、通院証明書、診断書、診療情報提供書等〕を考慮し、死亡慰謝料及び逸失利益（逸失利益については、退職共済年金及び老齢基礎年金を逸失利益の年額とし、生活費控除率を5割、ライフニツツ係数を余命15年で算定した。）のそれぞれについて、原発事故の影響割合を2割として算定した賠償額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、避難等対象者が避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

申立人B（追加申立て）は、申立外亡父の相続人であるため、申立人に追加された。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、被相続人である申立外亡父が、原発事故前から患っていた関節リウマチや、原発事故後に発症した肺疾患、アルツハイマー型認知症や抑うつ症等の症状により過酷な避難生活を余儀なくされたとして、日常生活阻害慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、総括基準を踏まえ日常生活阻害慰謝料の増額を検討するとの意見を述べた。パネルは、申立外亡父の原発事故後の病状の悪化に応じて、平成23年3月から平成24年2月まで月額4万円、同年3月から平成25年11月まで月額6万円及び同年12月から申立外亡父が死亡した平成26年7月まで月額10万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度又は中程度の持病があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の5

申立外亡父が死亡するまでの間に発生した治療費及び入通院慰謝料のうち、賠償未了の期間について、東京電力が自社の支払基準に従って認めた金額の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の5

申立外亡父の火葬費用について、実際に要した火葬費用から浪江町で火葬した場合の火葬費用相当額を控除した金額の賠償を認めたものである。

※5 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の6）

申立人Aは、申立人A自身の日常生活阻害慰謝料の増額を請求したところ、東京電力は、申立人Aは福島地方裁判所に原発事故に起因する精神的損害の賠償請求訴訟を提起し、審理中であるため、本件で提示される和解案と同訴訟の判決との間に重複・矛盾抵触が発生するおそれがあり、これを避けるため、判決が確定するまで申立人Aの精神的損害に関する請求の全部又は一部の諾否を原則として留保する旨の意見を述べた。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1537		
事案の概要	避難指示解除準備区域(富岡町)において木材の加工販売等を行う申立会社の営業損害(逸失利益)について、申立会社の事務所等の所在地が土地区画整理事業の対象となったことにより休業を余儀なくされたなどの事情がある期間を除いた平成17年度、18年度、19年度及び22年度(年度は当年4月から翌年3月まで)の平均値を基準期間の売上げとして算定した事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ウ)	第1の9(2)ウ(ア)	第1の9(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H30.5.10	全部和解成立日	H31.4.12
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		35,800,000	H23.3~H27.2	※1
全部和解	営業損害・逸失利益		19,737,622		※1
小計			55,537,622		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	55,537,622
	弁護士費用	1,666,129
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、富岡町において、木材等の加工販売業等を営んでいたところ、原発事故により避難を余儀なくされ、避難先で一部事業を再開したものの売上げが大幅に減少し、避難指示解除後も売上げが戻らないとして、平成23年3月から平成29年3月までの逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、当初認否を留保したものの、最終的に賠償すること自体は争わず、損害算定の基礎となる基準年と原発事故の影響割合、また、平成27年3月以降の逸失利益の算定方法については、同年6月17日付け東京電力プレスリリースの枠組みに基づいて賠償をすべきとの意見を述べた。パネルは、平成23年4月以降の減収と原発事故との間の相当因果関係を認め、逸失利益算出の基礎額を、申立人の事務所等の所在地が土地区画整理事業の対象となったことにより休業を余儀なくされたなどの事情がある期間を除いた平成17年度、平成18年度、平成19年度及び平成22年度(年度は当年4月から翌年3月まで)の4年間の平均値とし、平成27年2月までの逸失利益については、基礎額から対象年の減価償却費を控除することで既払いの財物賠償と調整の上、対象年の原発事故の影響割合について平成23年4月から平成24年3月までを5割5分、同年4月から平成27年2月までを9割5分として損害額を算定し、同年3月以

降に発生した逸失利益については、同年6月17日付け東京電力プレスリリースの枠組みに基づき、直近の年間逸失利益（上記のとおり原発事故の影響割合を9割5分として算定した金額である。）の2倍相当額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されるとともに、当事者双方が、平成27年3月以降の減収に係る損害について、同年6月17日付け東京電力プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償を認める和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1538		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)に居住していた申立人らにつき、住民票上の住所は異なっていたものの、近隣住民の陳述書や公共料金の契約状況等から同所に居住していたものと認め、住居確保損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の12(2)エ(オ)	

2 基本情報

申立日	H30.8.6	全部和解成立日	H31.4.16
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他	15,758,760		※1

小計 15,758,760

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	15,758,760
	弁護士費用	472,763
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第四次追補第2の2

申立人Aは、浪江町の居住制限区域内の住居（以下「本件住居」という。）に居住していたところ、原発事故により避難を余儀なくされ、千葉県内に移住したとして、本件住居の土地建物の所有者であり申立人Aの母である申立人B（追加申立て）とともに住居確保損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人Aの原発事故時の住民登録地が本件住居ではなく同じ浪江町内の別の場所であり、本件住居には申立人Aの姉が居住していた可能性が払拭できないこと等から、住居確保損害の賠償を認めることは困難と主張して争った。パネルは、近隣住民の陳述書や公共料金の契約状況等から、申立人Aが本件住居に居住していたものと認め、申立人らに対する住居確保損害の賠償を認めた。

中間指針第四次追補第2の2Ⅱは、避難指示区域内の従前の住居が持ち家であった者で、移住等を行うことが合理的であると認められる者が、移住等のために負担した所定の費用は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1539		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)において青果物の卸売業を営む申立会社の営業損害(逸失利益)について、申立会社の平成25年4月以降の売上高は原発事故前の売上高を上回っているものの、申立会社は平成25年4月に県外に新たに事業所を設置したことによって売上高が増加したこと、平成25年4月から平成26年3月までの事業年度は営業損失を計上していること等を考慮し、平成25年4月分から平成26年3月分まで、上記新たな事業所の売上げに係る分を控除した上、原発事故の影響割合を2割として、賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(イ)	第5の2(2)ア	

2 基本情報

申立日	H30.4.11	全部和解成立日	H31.4.23
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		6,872,470	H25.4～H29.3	※1
小計			6,872,470		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,872,470
	弁護士費用	206,174
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、福島市において青果物の卸売業を営み、主として福島県産の青果物を県内外の事業者販売していたところ、福島県産の青果物に対する出荷制限及び摂取制限が解除された後も、同県産の青果物が放射性物質に汚染されているとの風評により売上げが減少したとして、平成25年4月から平成29年3月までの逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、平成25年4月に申立人が県外に新設した事業所の売上高を合わせれば申立人の事業全体の売上高は原発事故前を上回っていること、福島市中央卸売市場における取扱数量は原発事故前後で同程度であること等から、福島事業所の減収と原発事故の間に相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、上記県外事業所開設初年度である平成26年3月期(平成25年4月から平成26年3月まで)は大幅な営業損失を計上していること〔損益計算書〕を考慮し、同決算期中については、福島事業所の売上高のみを比較の対象とした上で、福島事業所における売上げのうち、福島市中央卸売市場以外の取引については県外業者との取引が大部分を占めることから、当該部分の売上げの減少について原発事故との相当因果関係を認め、同市場以外の売上高減少分に貢献利益率及び原発事故の影響割合2割を乗じた金額の賠償を認める和解案を提示した(なお、和解契約書上の

損害期間は平成29年3月までとなっているが、実質的な対象期間は上記のとおり平成26年3月までに限られる。)

中間指針第7の2 I ④及び中間指針第7の2 I ① i は、農林水産物・食品の流通業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、福島県において産出された農林産物を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係るものについては、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1540		
事案の概要	福島県内を中心に贈答品の小売店を運営する申立会社が旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)内において運営する店舗の営業損害(逸失利益)について、原発事故後の商圏内の住民の避難による人口減少の状況等の事情を考慮し、平成28年9月分から平成29年8月分まで賠償された事例(原発事故の影響割合を当初は6割、後には5割とする。)		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ウ)	第1の9(2)ウ(イ)	第6の2

2 基本情報

申立日	H30.7.26	全部和解成立日	H31.4.23
事故時住所	会津若松市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		8,786,786	H28.9~H29.8	※1

小計 8,786,786

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,786,786
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、福島県内に多数の店舗を有し贈答品の小売業を営んでいる法人であるところ、原発事故に基づく避難等によって南相馬市原町区にある申立人の店舗（以下「本件店舗」という。）の商圏の人口が減少し売上げが減少したとして、売上減少に係る平成28年9月から平成29年8月までの営業損害の賠償を請求した。東京電力は、既に申立人に対して十分な期間の賠償を行ったこと、申立人の売上減少は、個々の店舗ごとではなく会社全体で判断すべきであること、避難者が本件店舗以外の申立人店舗で購入した売上げ分を損益相殺すべきであること等を主張して損害の有無を争った。パネルは、本請求期間においても本件店舗の商圏人口が原発事故前の半数程度であること、同商圏の避難者の各避難先への避難状況によれば損益相殺を行う程の具体的な必要性が認められないこと等の事情から東京電力の主張を排斥し、本件店舗のみを対象として売上減少と原発事故との相当因果関係を認め、原発事故の影響割合を平成28年9月から平成29年2月までは6割、同年3月から同年8月までは5割として算定した損害額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者が、避難指示等に伴い、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害

と認めており、また、中間指針第3の7Ⅲは、避難指示等の解除後も、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1541		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)に居住し、同町内に墓を有していた申立人らの墓の移転費用について、墓建立当時の金額を参考に算定した原発事故当時の墓の価値相当額及び移転に係る祭祀に関する費用相当額が賠償された事例(ただし、既払い金151万円は除く。)		
紹介箇所	第1の12(2)エ(エ)		

2 基本情報

申立日	H30.12.17	全部和解成立日	H31.4.25
事故時住所	大熊町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	墓	2,240,000		※1

小計 2,240,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,240,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人A及びBは、原発事故により、大熊町内にある墓の移転を余儀なくされたとして、墓の移転にかかる費用等〔領収証〕を請求した。東京電力は、平成27年4月28日付け東京電力プレスリリースによる基準に基づき、墓石等の移転に係る費用として150万円及び諸費用1万円の合計151万円を支払済みであること、申立人A及びBの主張する金額は墓地購入にかかる全国平均価格を大きく上回るものであること等に鑑みると、墓の移転費用は直接請求手続にて支払済みであると主張して争った。パネルは、原発事故前の昭和58年に320万円の費用をかけて建立した墓は、原発事故時までの間に約1割の物価上昇が認められることから、原発事故当時の墓の価値相当額は350万円と認められること、領収証の記載から祭祀に関する費用が25万円であると認められることから、これらの合計375万円から直接請求手続により支払済みの151万円を控除した224万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1542		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人らについて、原発事故直後の生活費増加分等のほか、原発事故後に発症したじんましんと原発事故との間の因果関係を認め、平成28年12月分から平成30年4月分までの生命身体的損害(通院慰謝料及び通院交通費)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(ウ)	

2 基本情報

申立日	H30.9.25	全部和解成立日	R1.5.22
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	72,300	H28.12~H30.4	※1
小計			72,300		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他	28,450		※2
全部和解	避難費用	通信費増加費用	71,146	H23.4~H23.7	※2
全部和解	避難費用	その他	60,000	H23.7	※2
全部和解	避難費用	その他	810,000	H23.3~H24.3	※2
全部和解	避難費用	その他	168,000	H23.12	※2
小計			1,137,596		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,209,896
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人Aは、原発事故避難により、じんましんに罹患したとして、平成28年12月27日から平成30年4月27日までの通院慰謝料等の賠償を求めた。東京電力は、通院の頻度が低いこと、原発事故から相当期間が経過していることから、同期間の症状継続と原発事故との間の相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、診断書の記載等からじんましん罹患と原発事故との間の相当因果関係を認め、申立人の請求額どおりの和解案を提示した。

中間指針第3の5は、避難等対象者が原発事故により避難等を余儀なくされ、身体的損害を被った場合には、治療費や精神的損害等が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故による避難に伴い、①平成23年4月から同年7月までの間にかけて携帯電話料金が増加したとして、原発事故前の平均利用額と上記期間の原発事故後利用分との差額7万1146円、②避難先の駐車場不足から原発事故時に保有していた車両を売却せざるを得なかったとしてその売却損6万円、③原発事故による避難中の親戚宅への同居謝礼金81万円、羽毛布団の取得費用16万8000円等の賠償を求めた。東京電力は、②について車両の売却は自己判断であり、原発事故との間に因果関係がなく、①及び③については精神的損害の賠償分として既に支払われているものに含まれるとして、いずれも争った。パネルは、①から③のいずれについても原発事故による避難に伴い不可避免的に生じた避難費用に当たるとして原発事故との間の相当因果関係を認め、申立人の請求額どおりの和解案を提示した。

中間指針第3の2 Iは、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1543		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難をした申立人ら(祖父、父、母、長男、長女及び二男)のうち、長女及び二男の日常生活阻害慰謝料(増額分)につき、父母及び長男との家族の別離を余儀なくされたことを考慮し、平成23年4月分から平成25年2月分までの期間につき月額3万円が賠償されたほか、平成25年4月に避難先が手狭となり新たな避難先に転居した際に負担した仲介手数料及び損害保険料並びに平成25年4月分から平成28年5月分まで月額15万円の家賃が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)	

2 基本情報

申立日	H30.12.5	全部和解成立日	R1.5.28
事故時住所	浪江町		
申立人人数	6	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	690,000	H23.4～H25.2	※1
小計			690,000		

申立人A、B、C、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他	5,550,000	H25.4～H28.5	※2
全部和解	避難費用	その他	157,500	H25.4	※2
全部和解	避難費用	その他	20,000	H25.4	※2
小計			5,727,500		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,417,500
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、原発事故により同居していた家族との別離を余儀なくされたとして、日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、原発事故と家族別離の間に相当因果関係を認めることはできないとしてこれを争った。パネルは、申立人Aとその余の申立人らとの間の家族別離及び申立人Bとその余の申立人らとの間の家族別離について、いずれも原発事故との間の相当因果関係を認め、申立人Aの別離期間である平成23年4月から平成24年3月まで及び申立人B

の別離期間である同年4月から平成25年2月までについて、月額3万円の慰謝料増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故による避難後間もなく避難先が手狭となり、新たな避難先に転居したことを理由として、転居あい後に支出した家賃並びに仲介手数料及び損害保険料を避難費用として請求した。東京電力は、転居に伴う費用増加は原発事故との間の相当因果関係を欠くとしてこれを争った。パネルは、原発事故と避難後の転居についての相当因果関係を認め、平成25年4月分から平成28年5月分までの家賃合計555万円並びに仲介手数料15万7500円及び損害保険料2万円を避難費用として認める和解案を提示した。

中間指針第3の2は、避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した場合、必要かつ合理的な範囲で負担した費用については賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1544		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、妻及び子どもとの別離を余儀なくされた点を考慮して、平成23年3月分から同年8月分までの期間につき月額3万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H31.3.6	全部和解成立日	R1.6.4
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	180,000	H23.3-H23.8	※1

小計 180,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	180,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、原発事故発生当時、浪江町(居住制限区域)において申立人ら並びに申立人Aの妻(外国人)及び子の5名で生活していたが、原発事故により避難を余儀なくされ、さらに、上記妻子が原発事故の影響を懸念して平成23年3月から同年8月にかけて一時的に上記妻の母国に帰国し[パスポート]、家族別離が生じたとして、慰謝料の増額を請求した。東京電力は、原発事故の1年半前にも上記妻子は妻の母国に約5か月間帰国しており、上記家族別離が原発事故により余儀なくされたものといえるかは不明であるとしつつも、パネルの判断を踏まえて検討する旨回答した。パネルは、上記家族別離が原発事故により余儀なくされたものであると判断し、上記期間について月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離が生じ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1545		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)においてクリーニング業を営んでいた申立人の営業損害(逸失利益)について、本賠償手続による賠償状況を見直した結果、平成23年12月分以降の営業損害(逸失利益)に係る本賠償請求においては車両に係る経費が固定費に計上されていたものの、同年3月から同年11月までの営業損害(逸失利益)に係る本賠償請求においては、同経費が変動費に計上されていたことから、これを固定費として再計算するなどして、平成23年3月分から同年11月分までの営業損害(逸失利益)が追加賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)		

2 基本情報

申立日	H30.1.25	全部和解成立日	R1.5.8
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		65,035	H23.3~H23.11	※1
小計			65,035		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	65,035
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、双葉町でクリーニング業を営んでいたところ、原発事故により避難・休業を余儀なくされたとして、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、直接請求手続において十分な賠償をしており、既払額を超える損害はないと主張して争った。パネルは、直接請求手続に係る資料によれば、同手続における賠償金額の算定に当たり、固定費・変動費の振分けが一貫しておらず、その一部期間において、他の期間においては固定費に割り振っていた費目の変動費に割り振られていたことから、その振分けを見直した結果、平成23年3月分から同年11月分までの賠償金額に不足があるとして、不足分を追加で賠償する内容の和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1546		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、疾病等の事由により平成24年9月以降も避難を継続していた申立人について、避難中に劣化して補修を要するようになった自宅に帰還するに当たって、平成30年7月頃に実施したリフォーム工事の費用の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(エ)		

2 基本情報

申立日	H30.7.27	全部和解成立日	R1.5.9
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	追加的費用	1,000,000		※1

小計 1,000,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人らは、南相馬市原町区の自宅に居住していたが、原発事故による避難中に申立人Aが体調を崩し、心臓機能疾患を発症して長期の入院治療を余儀なくされた〔診断書・領収書〕ため自宅への帰還が遅れ、平成30年7月に帰還のために自宅の修繕工事を行った〔見積書・契約書・請求書・振込票・自宅写真〕として、同修繕工事費用の賠償を求めた。東京電力は、修繕工事が原発事故から7年経過後に行われたものであり原発事故との間の相当因果関係が認められない、仮に因果関係を認められる部分があるとしても、原状回復を超えるリフォーム工事にかかる金額は対象外とすべきであるなどと主張して争った。パネルは、申立人Aが傷病治療のために避難を継続したことには合理性があるとして、原発事故と平成30年7月に実施した修繕工事との相当因果関係を認めた上、同修繕工事とともに他のリフォーム工事も行っていること等を考慮して、申立人請求の修繕費用の一部を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難指示を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合における、必要かつ合理的な範囲の追加的費用(当該財物の修繕費用等)を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1547		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から県外に避難した申立人ら(母及び未成年の子ども2名)について、飛行機代を含む避難費用(一時立入費用)が賠償されたほか、子ども2名に対する平成27年3月分までの避難雑費(平成26年8月分まで子ども1名につき月額2万円、平成26年9月分から平成27年3月分まで子ども1名につき月額1万4000円)が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)ク	

2 基本情報

申立日	H30.6.26	全部和解成立日	R1.5.10
事故時住所	福島市		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※2
			600,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※2
			600,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	515,200	H24.1~H27.3	※3
全部和解	避難雑費		1,476,000	H24.1~H27.3	※3

小計 1,991,200

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,271,200
	弁護士費用	98,136
	手続内で処理された既払金合計額	1,280,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2Ⅲに基づく賠償分8万円のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。なお、同賠償分の残額4万円については、平成23年中の避難及び帰宅に要した移動費用並びに生活費増加費用に対する賠償分として考慮されている。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2Ⅲに基づく賠償分40万円のうち20万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。なお、同賠償分の残額20万円と、平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースによる基準に基づき賠償された20万円の合計40万円については、平成23年中の避難及び帰宅に要した移動費用並びに生活費増加費用に対する賠償分として考慮されている。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、自主的避難を実行したために生じた一時帰宅費用〔写真、航空券の控え、写真、診断書〕、避難生活中に生じた諸々の避難雑費の賠償を求めた。東京電力は、直接請求手続において中間指針に基づく支払金額に含まれていること、平成24年9月以降については避難を継続する特段の事情が認められないこと、家族全員で避難をしており帰宅する必要はないことを主張して争った。パネルは、平成27年3月まで避難継続の合理性があることを前提として、同月分までの一時帰宅費用、避難生活中の状況を考慮して避難雑費の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1548		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)において給食用の食品等の製造販売を行っている申立会社の製品に関する放射線検査に係る費用について、同検査は県外の自治体等の納入先の要請に従って行われたものであるなどとして、平成28年4月分から平成30年3月分まで全額が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H30.10.22	全部和解成立日	R1.5.10
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・検査費用(物)		1,448,000	H28.4~H30.4	※1

小計 1,448,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,448,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、自主的避難等対象区域において給食用の食品等の製造販売を行っていたところ、県外の自治体等の納入先から放射線検査を求められたために実施した検査費用の賠償を求めた〔放射能分析結果報告書、請求書等〕。東京電力は、平成28年3月以前の放射能測定の検査結果は全て放射線が不検出であり、検査の必要性・合理性は認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人の製造する食品が主に給食用であること等から、不検出であることの確認をすることには必要性・合理性が認められるとして、全額を認める和解案を提示した。なお、和解の対象期間は平成30年4月までとされた。

中間指針第7の2 I ③ i は、食品製造業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在するものに係るものを原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1549		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)でコメ袋等の包装製品の製造販売業等を営む申立会社の営業損害(逸失利益)について、原発事故の影響を受け、浜通り地域の食糧米の生産量が減少したことにより、取引先である同地域の農協等からの受注量が減少したこと等の事情を考慮し、平成29年11月分から平成30年10月分まで、原発事故の影響割合を約1割5分として賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H30.12.17	全部和解成立日	R1.5.20
事故時住所	福島県いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		2,000,000	H29.11~H30.10	※1
小計			2,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人A及びBは、原発事故により、大熊町内にある墓の移転を余儀なくされたとして、墓の移転にかかる費用等〔領収証〕を請求した。東京電力は、平成27年4月28日付け東京電力プレスリリースによる基準に基づき、墓石等の移転に係る費用として150万円及び諸費用1万円の合計151万円を支払済みであること、申立人A及びBの主張する金額は墓地購入にかかる全国平均価格を大きく上回るものであること等に鑑みると、墓の移転費用は直接請求手続にて支払済みであると主張して争った。パネルは、原発事故前の昭和58年に320万円の費用をかけて建立した墓は、原発事故時までの間に約1割の物価上昇が認められることから、原発事故当時の墓の価値相当額は350万円と認められること、領収証の記載から祭祀に関する費用が25万円であると認められることから、これらの合計375万円から直接請求手続により支払済みの151万円を控除した224万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1550		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)から避難した申立人が避難生活により発症ないし悪化した高血圧症、脂質代謝異常等による平成24年6月分から平成30年5月分までの通院慰謝料として、通院1回につき8400円として、東京電力による既払い分(1回4200円)を控除した金額の約3分の2が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H30.9.10	全部和解成立日	R1.5.21
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	300,000	H24.6～H30.5	※1

小計 300,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	300,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人は、避難生活により高血圧症、脂質代謝異常の症状が悪化し、また不眠症等を発症したため通院を余儀なくされたとして〔回答書、診断書〕、通院慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、申立人に対して住居確保損害を支払済みであり、移住後に通院の負担が増加したのは申立人自身の判断によるものであるなどと主張して争った。パネルは、原発事故前との通院環境の違い等を考慮し、通院慰謝料の基準を通院1回について8400円として、東京電力による既払分(1回当たり4200円で算定したもの。)を控除した金額の6割に相当する額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化(精神的障害を含む。)し、疾病にかかったことにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について))

申立人は、高齢、持病等を理由として精神的損害慰謝料の増額を求めたところ、東京電力は争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1551		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)から避難した申立人ら(父、母、子ども2名、祖母)について、平成27年3月分までの避難費用(避難交通費、引越費用、面会交通費、一時立入費用)、生活費増加費用(二重生活費増加分)、避難雑費(子ども1名につき、平成26年8月分までは月額2万円、平成26年9月分から平成27年3月分までは月額1万4000円)等の他、避難により退職を余儀なくされた申立人父の就労不能損害として、退職日の翌日から避難先で再就職した日の前日までの約6か月間について、避難前の勤務先の収入を基に算定した給与相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)キ
	第10の2(3)ク		

2 基本情報

申立日	H30.6.29	全部和解成立日	R1.5.22
事故時住所	郡山市		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	1,403,401	H24.2~H24.8	※2
小計			1,443,401		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	65,600	H23.3～H23.12	※3
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	131,200	H24.1～H27.3	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※1
小計			236,800		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		880,000	H23.3～H23.12	※3
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	32,800	H24.1～H27.3	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	30,000	H24.1～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	32,800	H24.1～H27.3	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	590,400	H24.1～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	60,000	H24.1～H27.3	※2
全部和解	避難雑費		1,476,000	H24.1～H27.3	※2
小計			3,102,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,222,201
	弁護士費用	156,666
	手続内で処理された既払金合計額	1,440,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく既払いの賠償分8万円(妊婦及び18歳以下の子については40万円)のうち、4万円(妊婦及び18歳以下の子については20万円)を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人ら(A(父)、B(母)、C(子)、D(同)及びE(祖母))は、原発事故当時、自主的避難等対象区域内の自宅でA、B、C及びDが同居し、EもAらと数百メートル離れた場所の自宅で生活していたところ、A、B、C及びDが原発事故により福島県外に避難したことにより支出した避難交通費、面会交通費、一時帰宅費用、家財道具購入費用、引越費用、二重生活に伴う生活費増加費用及び避難雑費並びにAが自主的避難に伴い勤務先を退職せざるを得なくなったことにより生じた就労不能損害(減収分)の賠償を求めた。東京電力は、自主的避難の合理性が認められる期間は原発事故当初の時期又は遅くとも平成24年8月31日(18歳以下の者及び妊婦について)までであり、同年9月以降の自主的避難に伴う避難雑費等の賠償が認められるためには特段の事情が必要であるところ、本件において特段の事情はなく既払金を超えて支払

うべき事情は見受けられないこと、避難元の自宅は退去しているはずであるので一時立入りの必要性はないこと、就労不能損害は申立人Aの意思で退職したもので損害回避努力がされておらず相当因果関係がないこと等を主張して争った。パネルは、避難交通費、面会交通費、一時帰宅費用、引越費用、二重生活に伴う生活費増加費用、避難雑費及び自主的避難の実行に伴う就労不能損害（減収分）の各賠償を相当な範囲で認めた上で、中間指針第一次追補第2及び平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースに基づく各既払金（合計88万円）を控除した残額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人Eは、原発事故発生当時A、B、C及びDと近所（数百メートル離れた場所）で生活をしていて、C及びDの面倒を見ていたなど同居と同視しうる程度に頻繁に行き来をしていたところ、原発事故により避難先にいるB、C及びD又はA、B、C及びDに面会するための交通費の支出を余儀なくされたとして、その賠償を請求した。東京電力は、Eは、原発事故時にA、B、C及びDの世帯とは別の大人のみの世帯であり避難もしていないことから交通費との間に相当因果関係がないなどと争った。パネルは、原発事故当時、Eは、A、B、C及びDとは別世帯であったものの、近所に居住してC及びDの面倒も見るなど頻繁に交流していたことを考慮し、Eの面会交通費と原発事故との相当因果関係を認め、相当な範囲で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1552		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)内の温泉街においてガソリンスタンドを営んでいる申立会社の原発事故による営業損害(逸失利益)について、原発事故の影響割合を平成26年8月分から平成27年7月分までは5割、同年8月分から平成28年7月分までは3割、同年8月分から平成29年7月分までは1割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H30.4.12	全部和解成立日	R1.5.28
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		4,685,524	H26.8~H29.7	※1

小計 4,685,524

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,685,524
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、福島市内の温泉街においてガソリンスタンドを営む事業者であるところ、原発事故に伴う風評によりガソリンスタンドの顧客となる観光客が減少したとして、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、当該温泉地の観光客が原発事故前から減少傾向にあったこと、全国的なガソリン需要が減少傾向にあること等から、因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、原発事故の影響割合を平成26年8月分から平成27年7月分までは5割、同年8月分から平成28年7月分までは3割、同年8月分から平成29年7月分までは1割として損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業、サービス業等において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1553		
事案の概要	自主的避難等対象区域(伊達市)で果物の生産販売業を営む申立人の平成30年分の営業損害(逸失利益)について、出荷量の増加及び増収が認められるものの、風評被害の継続を認めた上で、果物の単価下落幅に出荷数量を乗じた額(ただし、出荷量が大幅に増加した果物については、8割の限度)が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H31.2.13	全部和解成立日	R1.5.28
事故時住所	伊達市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		4,550,223	H30.1～H30.12	※1

小計 4,550,223

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,550,223
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、伊達市で果物(杏、桃、ぶどう及び柿)の生産販売業を営んでいたところ、平成30年においても果物の取引単価が下落していることから風評被害がなお継続しているとして、単価下落分に総取引数を乗じて算出した逸失利益の賠償を求めた〔売上帳簿〕。東京電力は、逸失利益の額の算出方法については争わないものの、申立人が主張する基準年である平成22年の取引単価について根拠資料の提出を求めた。パネルは出荷量の増加及び増収が認められるものの、風評被害の継続を認めた上で、出荷量が大幅に増加した杏については原発事故の影響割合を8割、その他の果物については同影響割合を10割とする和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県産の農林産物について、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害については、原則として原発事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象と認められるものとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。